

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年6月30日

【事業年度】 第63期（自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日）

【発行者の名称】 欧州投資銀行
(European Investment Bank)

【代表者の役職氏名】 Richard Teichmeister
(資本市場部ヘッド・オブ・ディビジョン)
Xavier Leroy
(資本市場部キャピタル・マーケッツ・オフィサー)

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒 丸 博 善
弁護士 海 江 田 光
弁護士 奥 村 文 彦

【住所】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
T M I 総合法律事務所

【電話番号】 (03) 6438-5511

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注) 1. 本書中、「発行者」「EIB」または「当行」とは、欧州投資銀行を意味する。
2. 本書中、「ユーロ」または「EUR」と表示される金額は、欧州単一通貨を意味する。2022年5月31日現在、株式会社三菱UFJ銀行により公表されたユーロに対する日本円の対顧客電信直物売買相場の中値は1ユーロにつき137.76円であった。
3. EIBの会計年度は暦年である。
4. 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第 1 【募集（売出）債券の状況】

募集債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計年度末の 未償還額	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
第 1 回 欧州投資銀行 豪ドル・円金利差額型 変動利付(当初固定利付) 円貨債券(2014)	2014年 3 月	5,000,000,000 円	0 円	5,000,000,000 円	該当なし

売出債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計年度末の 未償還額	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
欧州投資銀行 2027年9月21日満期 期限前償還条項付 円建・円/ユーロ為替連 動債券	2007年9月	1,082,000,000 円	0 円	1,082,000,000 円	該当なし
欧州投資銀行 2023年3月満期 メキシコペソ建債券 (環境貢献債)	2020年3月	40,500,000 メキシコペソ	0 メキシコペソ	40,500,000 メキシコペソ	該当なし
欧州投資銀行 2023年3月満期 ブラジルレアル建債券 (円貨決済型) (環境貢献債)	2020年3月	20,360,000 ブラジルレアル	0 ブラジルレアル	20,360,000 ブラジルレアル	該当なし
欧州投資銀行 2023年3月満期 インドルピー建債券 (円貨決済型) (環境貢献債)	2020年3月	1,078,400,000 インドルピー	0 インドルピー	1,078,400,000 インドルピー	該当なし
欧州投資銀行 2023年10月満期 ブラジルレアル建債券 (円貨決済型) (環境貢献債)	2020年10月	21,650,000 ブラジルレアル	0 ブラジルレアル	21,650,000 ブラジルレアル	該当なし
欧州投資銀行 2023年10月満期 インドルピー建債券 (円貨決済型) (環境貢献債)	2020年10月	342,000,000 インドルピー	0 インドルピー	342,000,000 インドルピー	該当なし
欧州投資銀行 2024年12月満期 インドルピー建債券 (円貨決済型) (環境貢献債)	2021年12月	193,200,000 インドルピー	0 インドルピー	193,200,000 インドルピー	該当なし

2021年度中、EIBの経済的健全性およびEIBが業務を行う法的枠組みについて、本債券所有者の権利に重要かつ悪影響を与えるような変更はなかった。

第 2 【外国為替相場の推移】

豪ドル、ユーロ、ブラジルリアル、メキシコペソおよびインドルピーについては、そのそれぞれと円との間の為替相場が、日本国内において時事に関する事項を掲載する 2 以上の日刊新聞紙に最近 5 年間の会計年度において掲載されているため、記載を省略する。

(1) 【最近 5 年間の会計年度(又は事業年度)別為替相場の推移】

該当なし

(2) 【当会計年度(又は事業年度)中最近 6 月間の月別為替相場の推移】

該当なし

(3) 【最近日の為替相場】

該当なし

第3 【発行者の概況】

1 【発行者が国である場合】

該当事項なし

2 【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3 【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

(1) 【設立】

設立の根拠、設立年月日および沿革

欧州投資銀行（「EIB」）は、欧州連合（「EU」）の機関として設立され、EU機能条約（随時改正、補足済）（「TFEU」）第308条により完全な法人格を与えられている。EIBは独自の統治機関、収益源および金融業務を擁する。EIBは自己の債務についてのみ責任を負う。

EIBのガバナンスは、EU条約（「TEU」）およびTFEU（合わせて「両条約」）の第5付属議定書であり両条約の不可欠な一部であるEIB定款により定められる。EIBは両条約、EIB定款ならびにEUの特権および免責に係る第7議定書（「PPI」）をはじめとする両条約のその他すべての関連議定書の規定により統治される。

TFEU第308条および定款の規定に従い、EIBの構成員はEU加盟国（「加盟国」）である。EIBの資本金は、EIB定款第4.1条が定めるとおり、各加盟国によって応募される。EIBはこれまでEIBが発行した証券のいかなる元利金の支払も怠ったことがない。TFEU第309条および定款第16条に従い、EIBは、自身の資金源および資本市場からの借入を利用し、投資に対して特に貸付金および保証の形で資金を供給する。EIBは、98-100, boulevard Konrad Adenauer, L-2950 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg に所在する。

EIBは欧州投資基金（「EIF」）の過半数の株式を所有し、EIFはEIB、欧州委員会および金融機関の三者による株式所有構成となっている。EIBグループはEIBおよびEIFで構成され、それぞれが法人格および法的自立性を備えた別個の法人を形成している。

目的

TFEU第309条に基づき、EIBは、主に資本市場にアクセスを有することにより、加盟国間の共同市場における安定的かつ均衡のとれた発展に貢献することを目的としている。その実現に向け、EIBは非営利で営業し、EU内の発展が充分でない地域を開発するプロジェクト、および、以下のプロジェクトが個々の加盟国内で利用可能な財源からの資金提供ではすべてが賄えない規模と性質のものである場合は、事業を現代化もしくは開発するまたは新たな活動を開発するプロジェクト、または複数の加盟国に共通の利益となるプロジェクトに貸付および保証を行うことを要求されている。さらに、定款の規定に従い、EIBはEU域外のプロジェクトに対しても通常、EUと非加盟国との合意の枠内において、貸付および保証を行う。

法的地位、特権および免責特権

EIBは法人格を有し、各加盟国内においては当該各加盟国の法律のもとで法人に与えられる最も広範な法的資格を有する。EIBは自らの名において財産の取得および譲渡を行うことができ、また訴訟当事者能力を有する。

PPIに従い、EIBならびにその資産、収入およびその他の財産は、加盟国のあらゆる直接税を免除される。EIBはまた、EIBが所在する加盟国内における、応募済資本金および払込済資本金の増額に伴うあらゆる課税その他の賦課ならびに当該増額に伴うあらゆる法的手続を免除される。定款に基づき行われるEIBの活動は、加盟国内におけるいかなる取引高税の対象にもならない。

定款に基づく加盟国の義務の履行ならびに総務会および理事会によって採られた措置の法的有効性に関する一定の訴訟については、TFEUにより、欧州連合司法裁判所（「司法裁判所」）が専属的管轄権を有する。当該専属的管轄権に属するものを除き、加盟国の行なった保証に基づく請求を含む、EIBとその債権者または債務者との間の訴訟については、その基礎をなす契約関係の定めに従いそれぞれの国内管轄裁判所において行うことができる。PPIに基づき、加盟国内のEIBの財産および資産は、裁判所の判決を受けかつ司法裁判所がそれを承認した場合を除き、強制執行による差押えまたは押収の対象とはならない。

また、EIBの活動に参加するEIBの機関の構成員、職員および加盟国の代表は、その公的な立場で自ら行った行為に関し、一部の例外を除いて法的手続を免除される。

日本との関係

該当なし

(2) 【資本構成】

資本構成および準備金

表示日現在のEIBの資本構成および準備金は次のとおりである。

	2021年 12月31日現在 (単位：千ユーロ)
資本金：	
- 応募済資本金(2)(3)	248,795,607
- 払込未請求資本金(2)(3)	-226,604,892
- 払込請求済資本金	22,190,715
- 払込請求済だが払込未済の応募済資本金(3)	-344,106
- 払込請求済資本金および 払込請求済だが払込未済の応募済資本金	21,846,609
準備金および当期利益：	
準備基金：	
- 期首残高	24,328,415
- 前年度利益処分額(1)	551,146
- 期末残高	24,879,561
その他準備金：	
- 期首残高	11,398,958
- 払込請求済資本金への振替え：均衡的資本差替え(2)	0
- 払込請求済だが払込未済の準備金： ポーランドおよびルーマニアの拠出金(3)	0
- 前年度利益処分額(1)	859,673
- 期末残高	12,258,631
- 払込請求済だが払込未済の準備金(3)	-774,842
- その他準備金および払込請求済だが払込未済の準備金	11,483,789
特別活動準備金：	
- 期首残高	11,736,896
- 前年度利益処分額(1)	416,058
- 期末残高	12,152,954
一般貸倒準備金：	
- 期首残高	2,135,891
- 前年度利益処分額(1)	- 114,554
- 期末残高	2,021,337
当期利益	2,565,998
自己資本合計	74,950,248

注(1) 2021年4月23日、総務会は、2020年12月31日終了年度のEIBの当期純利益 1,712,323,000ユーロを準備基金、その他準備金、特別活動準備金および一般貸倒準備金に繰り入れることを決定した。一般貸倒準備金または特別活動準備金からの取崩し／への繰入れが生じているが、これは基礎的業務のリスクの動きに伴うものである。

注(2) 2017年3月29日、英国は、TEU第50条に従ってEUから離脱する決定を欧州理事会に通知した。2020年2月1日をもって、英国は、TEU第50条および「グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国の欧州連合および欧州原子力共同体からの離脱協定」（「離脱協定」）に基づきEU加盟国でなくなった（「ブレグジット」）。

EUからの離脱により、英国は自動的にEIBの構成員でなくなり、応募済資本金の分担も終了した。

2020年2月1日より、EIBの応募済資本金における英国の分担金は、その全額につき、残りの加盟国が按分負担する増資をもって差し替えられた。この資本の差替え（均衡的資本差替え）は、EIBにおける英国の応募済資本金の払込請求済みの部分に加え、払込未請求部分も対象とするものであった。払込請求済みの部分の差替えは、EIBの準備金を応募済資本金に振り替えることで賄われた。増資の結果、残りの加盟国において、EIBの応募済資本金のうち払込未請求の（請求可能な）持分が按分で増加した。

注(3) 以下「第3 発行者の概況 - (5) 経理の状況 - EU会計指令に基づく個別財務書類」に収載の法定財務書類の注H.3を参照のこと。

応募済資本金

2021年12月31日現在、EIBの構成員は、加盟国27か国である。

下表は2021年12月31日のEIBの応募済資本金に関する各加盟国の分担である。

加 盟 国	金 額
	(単位：ユーロ)
ドイツ	46,722,369,149
フランス	46,722,369,149
イタリア	46,722,369,149
スペイン	28,033,421,847
ベルギー	12,951,115,777
オランダ	12,951,115,777
ポーランド	11,366,679,827
スウェーデン	8,591,781,713
デンマーク	6,557,521,657
オーストリア	6,428,994,386
フィンランド	3,693,702,498
ギリシャ	3,512,961,713
ポルトガル	2,263,904,037
チェコ共和国	2,206,922,328
ハンガリー	2,087,849,195
アイルランド	1,639,379,073
ルーマニア	1,639,379,073
クロアチア	1,062,312,542
スロバキア	751,236,149
スロベニア	697,455,090
ブルガリア	510,041,217
リトアニア	437,633,208
ルクセンブルク	327,878,318
キプロス	321,508,011
ラトビア	267,076,094
エストニア	206,248,240
マルタ	122,381,664
計	248,795,606,881

EIBの理事会は、EIBの債務を賄うためにEIBが必要とする限度において、応募済資本金の残額の払込を要求することができる。各加盟国はそれぞれの応募済資本金の分担に比例して、かかる払込を行

う。EIB定款にEIBからの脱退について明確な規定はないが、TFEU第308条は、EIBの構成員は加盟国である旨を明記している⁽¹⁾。

注(1) したがって、2020年2月1日の英国のEUからの離脱に伴い英国はEIBの構成員ではなくなった。離脱の手順は、離脱協定において合意および記載されている。

(3) 【組織】

EIBは、総務会、理事会および経営委員会によって指揮および管理される。総務会は各加盟国より任命された国務大臣（通常は財務大臣）をもって構成される。2021年12月31日現在、理事会は、加盟国および欧州委員会の指名に基づき、総務会により選任された理事28名および理事代理31名をもって構成されている。理事会にはさらに6名の議決権のない専門家が選任される。経営委員会は、理事会の提案に基づき総務会により6年任期で選任される総裁および副総裁をもって構成されている。

総務会

総務会は、各加盟国より1名ずつ任命された国務大臣（通常は財務大臣）をもって構成され、定款に規定された特定の機能を有している。これらの機能は、理事会および経営委員の任免、経営委員の定数の変更、ならびに理事会の年次報告書、年次貸借対照表および損益計算書の承認を含む。年次報告書が承認されない場合、定款に従い、理事会は全員辞任しなければならない。EIB定款に別段の記載がない限り、総務会の決議は応募済資本金の少なくとも50%を代表する多数決をもって行われる。特別多数決では18票および応募済資本金の68%の賛成が必要となる。

理事会

2021年12月31日現在、理事会は、加盟国および欧州委員会の指名に基づき、5年任期で総務会により選任された理事28名および理事代理31名をもって構成する。

また、理事会は、理事会構成員として3名、理事代理として3名の、6名の議決権のない専門家を選任する。

以下は別段の表示のない限り、2022年6月27日現在のEIBの理事、理事代理、および議決権のない専門家の一覧表である。

理 事

Marc DESCHEEMAECKER	Marinela PETROVA
Petr PAVELEK	Julie SONNE
Elke KALLENBACH	Andres KUNINGAS
Des CARVILLE	Konstantin J. ANDREOPOULOS
Enrique RUIZ de VILLA SAIZ	Anne BLONDY-TOURET
Silvija BELAJEC	Francesca UTILI
Kyriacos KAKOURIS	Armands EBERHARDS
Darius TRAKELIS	Arsène JACOBY
László BARANYAY	Paul DEBATTISTA
Robin UYTERLINDE	Karin RYSAVY
Piotr PATKOWSKI	Filipe CARTAXO
Attila GYÖRGY	Nina MARIN
Peter FRÖLICH	Kristina SARJO
Anna BJÖRNERMARK	Elena FLORES GUAL

議決権のない専門家

Giorgio GOBBI	Joes LEOPOLD
---------------	--------------

(1 つの議決権のない専門家席が空席である。)

理事代理

Ludivine HALBRECQ	Gergana BEREMSKA
Radek H ^{0 1} _{9 8} EB ^{0 1} _{9 8} AK	Morten PRÆSTEGAARD KLINGE
Susanne BLOMENHOFER	Hendrik KÆLBLE
Riina LAIGO	Des O ' LEARY
Nikos MANTZOUFAS	Isabel GARAYO ORBE
Matthieu PHILIPPOT	Estelle de BEAUCÉ
Ana ZORI ^{0 1} _{0 6}	Francesca MERCUSA
Eleni PITTA	Aija ZITCERE
Jurgita UZIELIENE	Miguel MARQUES
Paulanne MAMO	Jan de BOER
Christian REININGER	Maciej TABACZAR
Rosa CAETANO	Boni Florinela CUCU
Urška GRMEK	Martin POLÓNYI
Anne af URSIN	Saskia BODIN
Saila VALTONEN	

(2 つの理事代理席が空席である。)

議決権のない代理専門家

Olivier BAILLY

Antonio OPORTO

(1 つの議決権のない代理専門家席が空席である。)

理事会は、EIBが適切に運営され、両条約（随時改正、補足済）および定款の規定ならびに総務会の一般的指示に従って管理されることを確保する責任を負う。理事会は、融資の供与、特に貸付金および保証の形によるものに関し、その貸付金利および保証手数料の設定およびEIBによる借入の承認を決定する（加盟国域外投資への融資の場合は、当該対象事業の承認にあたり総務会の事前の意思決定を要する。）。また特定多数の決定に基づき、その権限を一部経営委員会に委任することができる。

定款は、理事会の構成員はEIBに対してのみ責任を負う旨を規定している。各理事は、1議決権を有し、いつでも、EIBの手續規定に従ってその議決権を委任することができる。定款に別段の定めある場合を除き、理事会の決定は、少なくとも応募済資本金の50%以上を代表する議決権を有する3分の1以上の構成員によりなされなければならない。特別多数決は、賛成が18票以上入り、かつそれが応募済資本金の68%を代表していることを要する。

経営委員会

EIBの経営委員会は、現在のところ、理事会の推薦に基づき総務会により6年任期で選任されるEIBの総裁1名および副総裁8名をもって構成されている。2022年6月27日現在の経営委員およびそのEIBにおける役職は、次のとおりである。

経営委員	EIBでの役職
Werner HOYER	総裁
Ambroise FAYOLLE	副総裁
Lilyana PAVLOVA	副総裁
Thomas ÖSTROS	副総裁
Teresa Tatiana CZERWI ⁰¹ ₄₃ SKA	副総裁
Christian Kettel THOMSEN	副総裁
Ricardo MOURINHO FÉLIX	副総裁
Kris PEETERS	副総裁
Gelsomina VIGLIOTTI	副総裁

経営委員会は、総裁の権限および理事会の監督のもとEIBの現行事業の管理につき責任を負う。経営委員会は、多数決により、貸付および保証の供与ならびに借入につき理事会に対し提案を行う。総裁、または総裁が不在の場合は副総裁のうち1名が、議決権を持たない理事会の議長となる。総裁、もしくは総裁に支障のある場合には副総裁1名が、裁判その他の事項についてEIBを代表する。定款は、経営委員会およびEIBの職員は、EIBに対してのみ責任を負い、その職務の遂行について完全に独立であるべき旨を規定している。

監査委員会

監査委員会は、総務会により選任される6名の委員からなる。監査委員会は毎年、EIBの業務が適切に管理され、かつ帳簿が適切に記録されている旨を検査する。また監査委員会は、理事会によって作成された財務書類および年次報告に含まれるその他の財務情報が、当該事業年度の資産および負債に関するEIBの財務状況、ならびにその業績およびキャッシュ・フローについて正確かつ公正に表示している旨の確認を行う。

2022年6月27日現在の監査委員は次のとおりである。

Christos G. TRIANTOPOULOS	議長
Nuno GRACIAS FERNANDES	委員
Katja PLUTO	委員
Ivan ŠRAMKO	委員
Eva-Lena NORGRÉN	委員

(1つの監査委員席が空席である。)

オブザーバー

John SUTHERLAND	Beatrice DEVILLON-COHEN
Vasile IUGA	

(4) 【業務の概況】

業 務

イ) EU域内における貸付政策

EIBは、加盟国において実施される投資について、加盟国ならびに官・民の事業に対し、これらの借手が他の方法によっては資金を妥当な条件で調達できない範囲で、特に貸付金および保証の形で資金を供給する。定款は、このような事業が経済一般の生産性を高めることに寄与し、共同市場の実現を促進するものでなければならない旨を規定している。

加盟国以外の企業または団体に対して貸付を行う場合には、EIBは、投資の実施予定地を領土とする加盟国による保証もしくはその他の適切な担保、または債務者自体の財務信用力のいずれかが得られることをかかる貸付の条件としなければならない。さらに借手が生産部門に従事する者である場合は、定款は、貸付に関する利息および分割償還金の支払が当該事業の予想営業利益によって賄いうる場合についてのみ、EIBが貸付および保証を供与することを認めている。

EIBにより給付される貸付金および保証の残高の合計は、いかなる時点においても、応募済資本金、準備金、未割当引当金、および損益計算書の当期純利益の250%を超えることができない。EIBによる資本参加の場合、後者の合計額から（払込済みか否かにかかわらず）応募済金額相当額が控除される。これは連結および非連結ベースにおいて適用される。EIBによる貸付および保証は対象プロジェクトの費用の一部のみを賄うもので、これは当該借手の自己資金や当該借手が他から調達した資金を補完するものでしかない。すなわち、一般的にEIBは対象プロジェクトの総費用の50%を上回る額の貸付は行わない。

EIBの貸付内容は多様化されており、1つの産業、経済部門もしくは国に偏在していない。EIBの貸付金は加盟国のすべてを通じて広範囲な企業の資金調達に供せられている。

ロ) EU域外への貸付

1960年代から、EIBはおよそ150の国々においてEUが推進している協力政策に積極的に参加している。EIBによる協力活動の付託条件は、通常、複数年のマンデートとなっており、EUによりEIBに割り当てられる。

定款第16条第1項第2号に従い、総務会は理事会の提案に基づき、特別多数決により、加盟国の域外において全体または一部が実施される予定の投資についての融資も決定することができる。かかる貸付は、その他の点においては、上述した加盟国内部の貸付に関する定款の各規定に沿って行われる。

EIBは、このような貸付を、多くの場合EUと他国家間の協力協定の融資関係議定書に基づき行ってきた。域外貸付においてほとんどの場合、EIBは、他の担保に加えて加盟国またはEUの保証を得ている。

ハ) 資金借入

EIBは、いかなる通貨であれ、EIBにとって最も有利と思われる通貨で、またEIBが活動する資本市場においてその時の最も有利な条件で借入を行う。

EIBはいかなる借入金の元利金の支払に関しても、その履行を怠ったことはない。

二) 業績

2021年の動向ハイライト

概 要⁽¹⁾

注(1) このセクションでは欧州投資銀行の活動および財務情報に触れる。表示される数額は、(別段の記載がない限り)EU会計指令に準拠して作成されたEIBの法定財務書類(以下「第3 発行者の概況 - (5) 経理の状況 - EU会計指令に基づく個別財務書類」に収載される。)とあわせて読まれる必要がある。

欧州投資銀行(EIB)は、欧州連合の政策および優先課題の推進において引き続き重要な役割を担っている。2021年にEIBは、COVID-19のパンデミックからの景気回復に向けて特例的な支援を提供しつつ、同時にその重点を、意欲的なパンデミック対策の実施から欧州連合が直面する長年の組織的課題(特に気候・環境、結束、イノベーションおよび開発における相互補完分野)への取組みへと移しはじめた。

2020年中の支援アクション・プランおよび汎ヨーロッパ保証基金(EGF)の設定は、経済の活性化およびパンデミックで始まった景気後退の緩和に向けたEIBの前例のない取組みの一部である。2021年にわたりこれらを適切に実施した結果、パンデミックで深刻な影響を受けた企業でも投資の継続が可能となり、ひいては企業の競争力やビジネス・モデルの耐性が維持・強化されることとなった。

欧州連合全域の企業にパンデミックの財政的な影響が及んで多くの企業が政府やEUの諸制度に緊急支援を要請するに至っただけでなく、COVID-19の危機は従来からの組織的課題を凝縮し投資ギャップを深刻化させた。こうした課題に対処して持続可能な回復を確保するためには、民・官の多額の資金を活用する必要がある。EIBは、欧州連合の貸付機関として、欧州連合の内外でチャンス解放して生活を向上させることにより景気循環に対抗するという重大な役割を担う。EIBは、復興・強化ファシリティ(RRF)(COVID-19の危機に伴う中長期的な経済的悪影響に対処するための欧州連合の中核的制度)から支援を受ける新規投資のインパクトを強化するため、加盟国の国内パートナーと協力している。EIBは、RRFの資金源を活用するためのサポートを提供したり、ベスト・プラクティスの共有や現地需要を取り込んだ新たな金融イニシアチブの開発などの多彩な手段を通じて新規投資プロジェクトの実施を推進するなどして、加盟国の支援に当たっている。

COVID-19のパンデミックは、危機であると同時にチャンスであることも分かってきた。欧州の政策担当当局は、気候変動の克服、環境サステナビリティ、およびグリーン化とデジタル化という双子の課題(ツイン・チャレンジ)に改革努力と景気浮揚支出を集中させることで、より良い復興(ビルド・バック・ベター)という目標に意欲的に取り組んでいる。EIBグループは、EUの気候対策銀行として、環境サステナビリティおよび強靭化を支援し、またパンデミック、気候変動および環境破壊で深まった福祉の不平等を是正するために活動している。EIBグループのイノベーション支援は、その政策優先課題に内在する相乗効果を最大限に活かしつつ、突破口となるグリーン・テクノロジーに対してその研究開発の萌芽期から最終製品化・商用化に至るまで融資を行うことで、気候目標への焦点化を強めていく。

2021年11月にグラスゴーで開催された国連気候変動会議のCOP26において、EIBグループは、パリ協定適合カウンターパーティー枠組みおよび気候特化型の第一次適応プランを策定した。このプランは、地域社会が気候変動の影響に適応していくための世界中の支援プロジェクトのサポートを目標に据える。2021年にEIBは、気候行動や環境サステナビリティに関連する投資に世界中で276億ユーロ(融資総額の51%)⁽²⁾を提供し、また、EIBグループの気候銀行ロードマップ(欧州グリーンディールや欧州連合の気候目標(2030年・2050年)を支援するために昨年策定した意欲的な5年次業務計画)の実施に着手した。このロードマップは、EIBグループが2019年に出した気候に関する画期的なコミットメント(約束)を実践していく方法について定めており、これには(i)2030年までの重要な10年間で気候行動・環境サステナビリティ投資に対して1兆ユーロの支援を行うこと、

(ii) EIBの融資に占める気候行動・環境サステナビリティの比率を2025年までに50%に引き上げること、および (iii) すべてのEIBの融資活動をパリ気候協定の目標および原則に確実に整合させることが含まれる。

サステナブル・ファイナンスに対するEIBのコミットメントは、この分野におけるEUや国際社会の取組みを反映している。EIBグループは、EUサステナブル・ファイナンス・プラットフォームのメンバーとして、環境サステナブルな経済活動に関するEUタクソノミのさらなる充実化に向けて欧州委員会を支援する。EIBグループは内部的にも、気候行動や環境サステナビリティの定義について、EUタクソノミの進展に応じた整合化を進めている。ガスと原子力に関して、EIBは長期的なソリューションに焦点を当てつつ、引き続きエネルギー貸出方針および気候銀行ロードマップを適用していく。これらについてはいずれも中間レビューが生まれ、これがEUの政策動向を評価する際の座標点を提供する。

EIBは引き続き、欧州連合の経済・社会的な結束の支援、ならびにイノベーション・デジタル化投資および欧州連合の競争力向上への貢献という定款上の使命に全力で取り組んでいる。2021年10月にEIB理事会は、欧州の経済的脆弱地域に対するEIBの新たな支援枠組みを定める結束政策文書を承認した。EIBグループは、対象期間を2021年から2027年とするこの新たな政策の一環として、一人当たりGDPがEU平均未満である地域向けの融資を、2025年までに30%から45%にまで増加させることを目指す。この文書ではまた、気候行動や環境保護のための貸出に関するEIBの支援強化、かかる地域の中堅企業（mid-cap）のイノベーションや金融アクセスの促進、および欧州連合の新規長期予算上のEU結束政策資金へのEIBによる金融補完に関して基盤整備が行われている。

同時にEIBグループは、インベストEUプログラムの実施パートナーの中でも特別の権限を与えられており、持続可能な復興支援に民・官の多額の資金を活用することで、欧州連合に不可欠な長期資金調達を提供していく。EIBグループは、インベストEUの保証のうち75%の設定を担うことにより、公正な移行の対象地域に恩恵をもたらす追加投資の創出、持続可能な成長の支援、および市場の失敗や投資ギャップの解消を最優先で目指す。

欧州連合域外での活動を強化するため、および開発のための欧州金融アーキテクチャ（EFAD）のプロセスに関する公式協議や2021年6月の欧州連合理事会の結論文書への対応として、EIB理事会は、開発に特化した新たな支店「EIBグローバル」を作る構想を承認し、かかる支店が2022年1月1日に正式に開設された。

EIBの不可欠な要素となる開発特化型の新支店により、気候、医療およびデジタル化などの主要な優先分野において、EIBの専門知識と経験をより効果的に欧州連合域外で展開することが可能となる。

COVID-19の感染防止措置にもかかわらず、2021年中、EIBグループはすべての事業を全面的に維持し、通常業務で活動を続けている。2021年、EIBの貸付契約は、654億ユーロ⁽³⁾（このうち543億ユーロはEIBの自己資金源）となり（2020年：661億ユーロ、このうち646億ユーロはEIBの自己資金源）、2021年の業務計画⁽⁴⁾で設定された幅のある目標金額の下限をやや上回った。2021年の実行済総額は414億ユーロ⁽⁵⁾（このうち404億ユーロはEIBの自己資金源）であった。2020年の実行済額は583億ユーロ（このうち568億ユーロはEIBの自己資金源）であった。2021年のEIBの貸出動向には、欧州連合内の第三者資金の活用に対する一層の集中が反映されており、それに伴いEIBの自己資金源が補完され、EIBはより高リスクな事業の取扱全体量を増やすことができるようになる。

注(2) EIBの自己資金源に基づく暫定データ。

注(3) 貸付金、株式および保証のすべての財源を含む。

注(4) 年次業務計画は業績指針を含み、またEIBグループの翌3年間にわたる主な優先課題および活動を詳細に記述する。

注(5) 貸付金、株式および保証のすべての財源を含む。

貸付業務およびその他のキャッシュ・フロー需要の規模に応じて資金調達プログラムを調整した結果、2021年中のEIBの国際資本市場における資金調達額は553億ユーロとなった。EIBは有数の発行体であり、継続して資本市場のイノベーションと開発に貢献し、最先端の基準を推進している。EIBは、IBORに代わる新しい無リスク金利ですでに先陣を切っており、また2021年4月には分散型台帳技術を用いた債券をパブリック・ブロックチェーン・ネットワーク上で初めて発行した。EIBは、気候変動への意識を高めるための債券（CAB）および持続可能性への意識を高めるための債券（SAB）の発行で過去最高の115億ユーロを記録したことで、グリーンボンドおよびサステナビリティ・ボンドのグローバル市場でのリーダー的役割を再確認したとともに、資金調達総額に占めるサステナビリティ・ファンディングの比率を2020年の15%から21%に増加させた。当年に発表された2020年CAB・SABフレームワークでは、整備が進むEUタクソノミやEUグリーンボンド基準（EU GBS）の早期適用および段階的適用に関するEIBの戦略の進捗状況が示されている。借入金およびコマーシャル・ペーパーの残高は、2020年末の4,353億ユーロから48億ユーロ（1.1%）増加して2021年末現在で4,401億ユーロであった。

EIBは、流動性管理に対して慎重な姿勢をとっており、流動性を備えた超優良投資に集中している。自己勘定取引資産は2021年末現在で総額1,056億ユーロ（2020年末：856億ユーロ）であった。EIBの総流動性比率は内部限度の範囲内で良好に維持されており、流動性資産が2022年の予想純キャッシュ・アウトフローに占める比率は（2020年末の78.1%に対して）117.2%、および流動性カバレッジ比率は（2020年末の366.7%に対して）564.9%であった。極端な流動性ストレス状況において、EIBのユーロシステム再融資枠へのアクセスが補完的な保護を提供する点は重要である。

EIBのリスク管理戦略は、厳格なデューデリジェンス・プロセス、十分な水準の担保および保証、ならびに貸付金契約に含まれる標準的な保護条項に基づいている。COVID-19に伴う不確実な一般情勢下にあっても、貸付金ポートフォリオ⁽⁶⁾は引き続き全体的に良好な成果をあげており、減損が生じている貸付金は2021年末で0.3%（2020年末：0.4%）にすぎなかった。90日超の支払延滞の金額は僅少に維持され、2021年末現在で1億1,630万ユーロ（2020年末：1億1,710万ユーロ）であり、リスク・ポートフォリオの0.03%を占めるにすぎない。

注(6) 本「概要」で提供される貸付金ポートフォリオの情報は、（別段の記載がない限り）自己資金源による貸付金ポートフォリオに対応しており、これには「リスク・ポートフォリオ」および欧州連合または加盟国からのグローバル保証により利益を受ける欧州連合域外のポートフォリオ部分が含まれる（詳細は、以下「第3 発行者の概況 - (5) 経理の状況 - EU会計指令に基づく個別財務書類」に収載の法定財務書類の注記Uを参照のこと。）。

貸付金に係る引当金は、活動の入念なモニタリングの結果として昨年計上した一括引当金を解放した結果、2020年末現在の6億6,210万ユーロから4億4,390万ユーロに減少した。

保守的なリスク管理方針により、また対象プロジェクトのデュー・デリジェンスを通じて、EIBの高い信用状態が支えられている。EIBは、2020年の17億ユーロに対して2021年は26億ユーロの当期純利益を計上し、プラスの財務成績を確保した（詳細は以下「 - 1 . EIBの良好な2021年財務業績」を参照のこと。）。当期純利益は全額留保され、それがEIBの自己資金の形成および長期融資能力の維持につながっている。EIBのCET 1（コア資本Tier 1）比率は2020年末現在の33.1%から2021年末現在には32.3%へと低下した。EIBの自己資本要件規則（CRR）上のレバレッジ比率は、レバレッジの

エクスポージャー金額の減少およびTier1資本の減少の両方を主因として、2021年中に10.3%から10.9%に増加した。EIFの増資に伴い、欧州委員会とEIBは、欧州委員会が保有するEIF株式に関するEIF代替株式取得約束（RSPU）を2021年に終了させる一方で、欧州委員会を除くEIFの少数株主の応募株式に関してはRSPUを維持することで合意した。

1. EIBの良好な2021年財務業績

EIBは低いマージンで多額の貸付金を融資することにより収益を生み出しており、設立以降は毎年、年次の法定⁽⁷⁾財務書類に当期純利益を計上している。2021事業年度の当期純利益は25億6,600万ユーロであり、2020年の当期純利益（17億1,230万ユーロ）から増加した。2021年の財務実績に影響を与えた主な要素は次のとおりである。

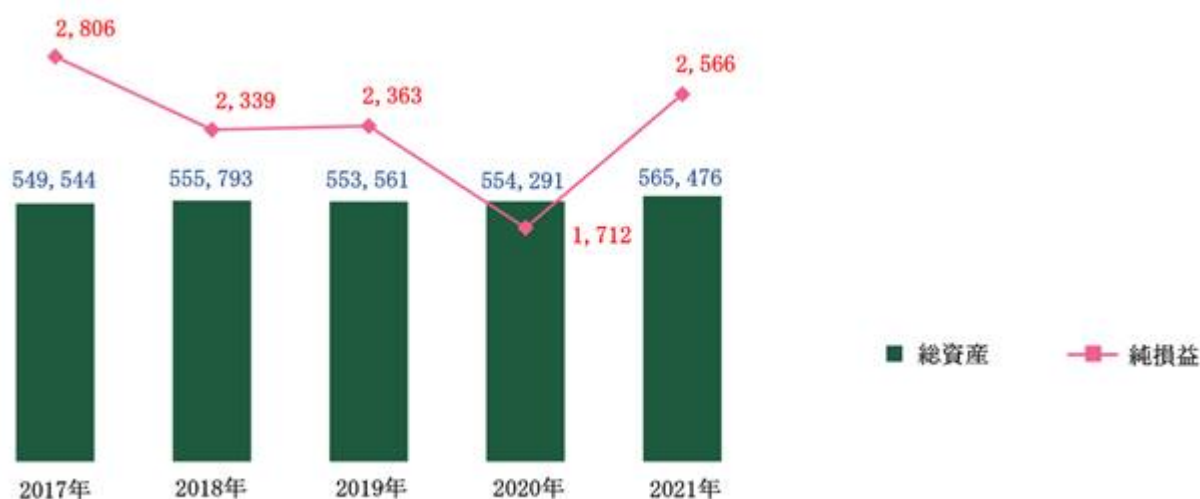
- ・ EIBにより生成された正味受取利息⁽⁸⁾が、2020年の30億6,150万ユーロに対して31億8,500万ユーロとなった。受取利息および支払利息のさらなる詳細は、以下「第3 発行者の概況 - (5) 経理の状況 - EU会計指令に基づく個別財務書類」に収載の法定財務書類の注Nに記載されている。
- ・ 有価証券からの収益が前年比で5億1,880万ユーロ増加した。この増加は主に、2020年比での受取配当金額の増加に起因する。
- ・ 一般管理費が3億3,620万ユーロ増加した。この増加は主に、保険数理上の欠損の償却増加に由来する福利厚生拠出金およびその他の職員費用の増加により生じた。さらなる詳細は、以下「第3 発行者の概況 - (5) 経理の状況 - EU会計指令に基づく個別財務書類」に収載の法定財務書類の注Lおよび注Rに記載されている。
- ・ 貸付金および保証に係る引当金純額の推移において、前年比で4億50万ユーロのプラスの影響が出た。以下「第3 発行者の概況 - (5) 経理の状況 - EU会計指令に基づく個別財務書類」にCOVID-19の潜在的影響の評価を反映するため2020年に設定された集合的引当金について、2021年中に戻入れが行われた。

EIBの貸借対照表総額は、2020年末現在の5,543億ユーロに対して2021年末現在は5,655億ユーロ（112億ユーロの増加）であった。

注(7) EU会計指令に従って作成されている。

注(8) 受取利息および類似収益から支払利息および類似費用を差し引いたもの。

純損益および総資産の推移（単位：百万ユーロ）



1.1. 強固な資本構成

純利益はEIBの業務を支えるために留保されることから、EIBの着実な収益性は、長年にわたり十分な準備金の積上げをもたらしてきた。自己資金は、当期純利益の充当を受けて僅かに増加し、2020年末現在の735億ユーロから2021年末現在の761億ユーロとなった。

2021年12月31日現在の自己資金構成

自己資金 (単位：千ユーロ)	2021年 12月31日	2020年 12月31日
資本金		
- 応募済	248,795,607	248,795,607
- 払込未請求	-226,604,892	-226,604,892
	22,190,715	22,190,715
準備金		
a) 準備基金	24,879,561	24,328,415
b) その他準備金	12,258,631	11,398,958
c) 特別活動準備金	12,152,954	11,736,896
d) 一般貸倒準備金	2,021,337	2,135,891
	51,312,483	49,600,160
当期純利益	2,565,998	1,712,323
自己資金合計	76,069,196	73,503,198

当期純利益については、以下の処理が提案された。

- () その他準備金： 43億2,110万ユーロ
- () 特別活動準備金： - 18億4,970万ユーロ
- () 一般貸倒準備金： 9,460万ユーロ

1.2. EIBの払込未請求資本金は十分な緩衝（バッファ）を提供

EIBはEU加盟国により所有されている。ブレグジットに伴う2020年第1四半期の資本金の差替えならびにポーランドおよびルーマニアの増資を受けて、EIBの払込請求済資本金は222億ユーロとなり、応募済だが払込みが未了の資本金、すなわち払込未請求資本金は2,266億ユーロとなった。EIBの加盟国には、EIBがその債務を履行するために必要とする場合、必要な払込未請求資本金の各々の分担割合分を、EIBの定款の規定⁽⁹⁾に従い、EIBの理事会の請求により払い込むべき法的な義務がある。この法的義務は国法に優先するEUの条約に由来しており、このことはEIBの際立った特徴となっている。払込未請求資本金（自己資金の勘定に含まれず、またCRR/CRD（自己資本要件規則・指令）の自己資本充足目的にもならない。）は、EIBの借入金の概ね半分に相当するバッファを構成する。

注(9) EIBの定款第5条(3)：「理事会は、EIBの債務を履行するためにEIBが必要とする限度において、応募済資本金の残額の払込みを求めることができる。」

1.3. 今後の見通し

2022-2024年のEIBグループの業務計画⁽¹⁰⁾がEIBの理事会により2021年12月15日に承認され、2022年1月27日に公表された。COVID-19の危機に対するEIBグループの対応が進められる中、2022-2024年融資プログラムでは、正味排出量ゼロ（ネット・ゼロ）経済への移行の支援、持続可能な復興への投資、および急迫する構造的な投資ギャップへの対応というEUの気候対策銀行としての意欲的な構想をどのように進めていくかについてEIBグループの考えが示されている。これらは主にグリーン化とデジタル化に連なっており、ひいては持続可能な開発目標（SDGs）の達成につながるものである。

注(10) 年次業務計画は業績指針を含み、またEIBグループの主な優先課題および活動を詳細に記述する（<https://www.eib.org/en/publications/operational-plan-2022>（英文））。

この計画では、EIBグループの戦略を実行するための今後3年間の主な優先課題と活動がまとめられている。同計画はまた、EIBグループの自己資金源および第三者資金源を活用した融資目標も提示している。2022年のEIBグループの契約目標額は691億ユーロであり、このうちEIBグローバルが96億ユーロを、およびEIFが103億ユーロを担当する。同計画は、自己資金源によるより高リスクの事業やアドバイザリー・サービスを段階的に増やすことで、追加性およびインパクトを最適化するように調整されている。同計画には財政的に持続可能な上方弾力性マージン（+10%）が組み込まれており、これによりEIBグループは、長期的な信用力を確保しつつその意欲的な構想に向けて最大限の力を注ぐことができる。EIBは、COVID-19の危機に関する動向、EIBグループの新規融資に対する外部市場の需要、およびプロジェクトの組成や契約の実際の進捗具合を考慮に入れ、通年で活動のレビューを継続していく。

2022-2024年の計画対象期間は、EIBグループによるパンデミックへの景気循環対抗策の段階的終了を視野に入れており、またEUの政策優先課題に沿って構造的な投資ギャップに対処することに新たな重点を置いている。さらに、アドバイザリー・サービスが、EIBグループの業務活動に完全に統合される形で融資計画に組み込まれている。同計画は、新設の支店である「EIBグローバル」の業務活動を織り込み、同支店の事業計画の範囲を定め、欧州連合域外でのEIBの影響力を強化するための戦略的課題および機会について初期構想を提示する。さらにEIBは、EIBグローバルの設置により、債務負担や債務持続可能性の課題に直面する多くの途上国において欧州連合の政策目標や基準の対外的推進を支援することで、国際連合のSDGsへの貢献を強化していく。

2021-2027年の多年次財政枠組み（MFF）に関連して、EUの優先課題は、その新たな重点を単一市場、イノベーション、デジタル、結束、天然資源、環境、輸送、エネルギー、公正な移行、近隣・開発・国際協力に置いている。EIBの貸付は、気候行動と環境サステナビリティ、および経済と社会的結束という横断的な2つの指標に加え、欧州連合の政治的優先課題に準じたEIBの公共政策上の目標、とりわけ持続可能な都市および地域づくり、持続可能なエネルギーおよび天然資源、イノベーション、デジタル資本および人的資本、ならびにSMEおよび中堅企業（mid-cap）向け融資に重点を置き続けている。これらの目標に沿って、EIBは、雇用創出およびグローバル競争力に貢献し、グリーン化およびデジタル化の課題に取り組み、欧州の価値を向上させ、ならびに欧州連合全域における生活水準および繁栄の格差を継続的に縮小させるようなプロジェクトのために利用可能な長期金融を実施している。

業務計画における資金調達プログラムの予測は、業務目標を達成するために必要と想定される借入を反映している。理事会は2022年について、グローバル借入承認案件の上限を500億ユーロとすることを承認し、またEIBは450億ユーロにのぼる資金調達プログラムを想定している旨を公表した。

EIBの良好な信用格付は、そのビジネス・モデルの要諦である。そのためEIBは、そのリスク選好および公的使命に合致する信用リスク、市場リスクおよび流動性リスクのみを受け入れることとしている。健全な財務方針を追求することで、EIBは長期的な成長のための資金を自給できるよう努めている。

２．貸付業務

EUの銀行としてのEIBの使命は、TFEU第309条に規定されているとおり、欧州連合の政策目的に貢献する実現可能なプロジェクトに投資することである。資金供与先のプロジェクトは、厳格な経済、技術、環境および社会的基準をみたす必要があり、入念なデュー・デリジェンスおよびリスク管理の実施対象となる。

2021年12月31日現在、契約済貸付金の残高は5,564億ユーロ⁽¹¹⁾（2020年末：5,587億ユーロ）と僅かに減少し、2021年中に契約を締結した貸付金の82.0%（2020年：82.2%）が欧州連合域内プロジェクト向けであった。EIBの実行済貸付金ポートフォリオは4,334億ユーロ⁽¹²⁾であり、これに対して2020年末は4,446億ユーロであった。2021年のEIBの融資動向には、欧州連合内の第三者資金の活用（汎ヨーロッパ保証基金（EGF）による展開事業など）や分散型金融商品への一層の集中が反映されており、それらによりEIBの自己資金源が補完され、EIBはより高リスクな事業の取扱全体量を増やすことができるようになる。

注(11) 自己資金源、貸付金および代替貸付金を含む。

注(12) 自己資金源、貸付金および代替貸付金を含む。

2.1. 新規契約

2021年の新規契約の成約高は合計654億ユーロ⁽¹³⁾であり、このうち543億ユーロがEIBの自己資金源によるものであった（2020年：661億ユーロ、うち646億ユーロがEIBの自己資金源によるもの）。新規契約の88.5%（2020年：85.9%）がEU加盟国のプロジェクトを融資提供先とするものである（地理的分布の詳細は以下の表を参照のこと。）。

注(13) 自己資金源、貸付金および代替貸付金を含む。

国別または地域別の契約実績

契約先	2021年 (百万ユーロ)	合計比 (%)	2020年 (百万ユーロ)	合計比 (%)
イタリア	9,860	15%	10,856	16%
フランス	9,153	14%	8,938	14%
スペイン	8,962	14%	7,625	12%
ポーランド	5,769	9%	4,615	7%
ドイツ	4,612	7%	5,946	9%
ギリシャ	2,898	5%	2,391	4%
ベルギー	2,700	4%	1,279	2%
オランダ	2,041	3%	2,037	3%
フィンランド	1,724	3%	652	1%
オーストリア	1,437	2%	1,636	2%
スウェーデン	1,409	2%	2,106	3%
チェコ共和国	1,003	2%	1,195	2%

ハンガリー	880	1%	758	1%
ポルトガル	876	1%	1,614	2%
ルーマニア	842	1%	460	1%
デンマーク	689	1%	547	1%
EFTA ^(注)	266	0%	68	0%
他のEU加盟国	3,015*	5%	4,108	6%
候補国および				
潜在的候補国	849	1%	873	1%
その他諸国	6,371	10%	8,385	13%
	65,356		66,089	

(*) ブルガリア 1 億7,600万ユーロ、クロアチア 1 億1,300万ユーロ、キプロス 2 億3,400万ユーロ、エストニア 2 億7,100万ユーロ、アイルランド 6 億7,200万ユーロ、ラトビア9,900万ユーロ、リトアニア9,700万ユーロ、ルクセンブルク3,400万ユーロ、スロバキア 2 億4,000万ユーロ、スロベニア8,000万ユーロ、多国間契約 9 億9,900万ユーロ。

(注) EFTA：欧州自由貿易連合

2.2. COVID-19へのEIBの対応策

EIBグループは、欧州連合のCOVID-19のパンデミック対策において一翼を担っており、この危機の経済的な影響を抑え込み当面の医療関連緊急事態に対処するために欧州の諸機関と協働している。COVID-19のパンデミックに陥って以降、EIBグループは、危機の直撃を受けた企業、公衆衛生およびワクチン供給を対象に約720億ユーロの支援を承認してきた。2021年だけでもEIBは、COVID-19の危機への直接的対応を目的とする109件の単独事業について（既承認総枠の558億ユーロに対して）合計129億ユーロを承認した。

COVID-19のパンデミックがもたらした危機に対応してEUレベルでその他の活動を行う場合は、汎ヨーロッパ保証基金（EGF）（2020年下半期に244億ユーロ規模で設定された基金）がその資金を補完することになっている。

EGFは、欧州連合のCOVID-19対策総合パッケージの一部として欧州理事会により承認され、これによりEIBグループは、主に欧州の中小企業向けに最大2,000億ユーロの追加融資ができるようになった。

EGFの保証の出所はその参加者であるEU加盟国であり、EIBへの資本拠出金に比例して保証が提供される。かかる保証は、同基金の活動に関連する損失をカバーするために設定される。EGFに基づく事業は、EGFの計算でEIBグループにより実施される。

2021年12月31日現在、EGFの出資者委員会およびEIBの統治機関は総額232億ユーロのプロジェクトを承認している。これらのプロジェクトは全部で22の参加加盟国で展開され、投資総額で1,744億ユーロの動員を見込んでいる。契約金額はEIBグループ全体で181億ユーロ（EIBが101億ユーロ、およびEIFが80億ユーロ）であり、EGFの資金が欧州連合全域の企業に効果的に行き渡っていることを示している。

EGF - 承認額、契約額、予想投資動員額（事業主体別）

2021年12月現在

（百万ユーロ）

	承認総額	契約総額	予想投資動員額 （評価額）
EIB	10,442	10,050	82,431
EIF	12,778	8,041	91,967
合計	23,220	18,091	174,398

EGFの保証は、金融仲介機関が企業に対してより好条件でより多くの資金を貸し付けようとするインセンティブとして機能し、これにより企業は速やかに有利な融資を受け、COVID-19のパンデミックの経済的影響を克服できるようになる。保証商品の承認および契約は2021年12月をもって終了されているが、割当期間は2022年6月30日および2022年12月31日（国家補助に関する第三次通達パッケージの承認により適用される国家補助フレームワークによる。）まで延長された。

保証商品と同様に、汎ヨーロッパ保証基金（EGF）によるエクイティ・オペレーション（持分取引）およびエクイティ・タイプ・オペレーション（持分型取引）の承認は2021年をもって終了されているが、これらの契約は件数に限定はあるが2022年2月まで可能である。

2021年8月、欧州委員会は、合成証券化形式によるEGFの新商品を承認した。その予算は14億ユーロで、EIBは145億ユーロの投資の動員を見込んでいる。資産担保証券（ABS）取引の契約は2022年6月30日まで可能である。

EGFの取組みとは別に、EIBグループは、医療分野への投資に活用可能な60億ユーロの起債見込案件を有している。これは、医療インフラ、研究の推進、その他ワクチンや治療法に関する融資に利用可能である。EIBは、この重大な疾病に対する治療法および診断法ならびにCOVID-19ワクチンを開発する欧州の革新的なバイオ医薬品・医療技術会社を直接支援している。

EIBグループはプロジェクトの一部に対して資金や保証を提供することも可能であり、そのため、現状の起債見込案件から支援対象投資先に対してさらに巨額の資金が動員されることも想定される。2021年12月31日現在、EIBの医療系の起債見込案件に基づいて成約した貸付金は54億ユーロとなり、このうち4億700万ユーロがCOVID-19ワクチンの応用研究に関するものであった。

2.3. 経済・社会的な結束の支援に尽力

欧州連合の結束政策に対する支援は、設立当初からEIBの事業の心臓部であり、EIBの定款にも明記されている。結束のためのEIBの融資は、1人当たりGDPの低いEU地域でのプロジェクトを支援し、それにより雇用・教育の機会、公共インフラ・サービスへのアクセス、および健康的で持続可能な環境を提供することで格差の解消を目指す。新たな2021-2027年EU結束政策の下、EIBグループは経済・社会・地域的な結束に貢献することで、今後も欧州連合全域の国や地域を支援していく。2021年だけでも、欧州連合の結束上の重点地域に対するEIBの融資は198億ユーロにのぼり、この額は欧州連合域内におけるEIBの契約総額の41%超に相当する。EIBの結束のための貸出は2021年に気候行動への集中を強めており、気候行動への貸出金の比率は欧州連合域内のEIB貸出金総額比では50%であるところ、結束支援地域向けのEIBの貸出金ペースでは55%を占めた。

2021年10月に承認された新たな2021-2027年結束政策の一環で、EIBグループは、結束に特化した融資を2022年までに欧州連合域内融資の30%から40%に、および2025年までに45%に増やす準備ができている。低開発地域については、EU域内貸出金の20%を充て、2025年までにEU域内契約総額の23%に増やすという重要な業績指標が導入された。EIBは、プロジェクトの経済・環境上の利益が地域レベルで明確である場合において、実証済み技術を初めて導入しようとする低開発地域の中堅企業（従業員数が250人から3,000人の企業）（mid-cap）向けに資金を供給することを目標としている。

気候行動と結束というEIBグループの2つの横断的な主要政策目標をつなぐ重要な橋渡し役となっているのが、伝統的に化石燃料や炭素集約型産業に依存的な地域における結束および欧州連合の公正な移行メカニズム（JTM）へのEIBグループの貢献である。

2.4. EIBと欧州委員会やその他のパートナー機関との協働

EIBグループは、EU機関やその他のパートナーと緊密に連携して、欧州連合の目標および政策優先課題の支援に取り組んでいる。経済の先行き不透明感が顕著なこの10年間に於いて、かかる協力の成功例としてまず挙げられるのは欧州戦略投資基金（EFSI）であり、他の方法では実施できなかったであろう共同融資プロジェクトが同基金の支援で可能となった。EFSIはまた、新しい融資手法への道筋も提示している。

2021年中、EFSIは、5,000億ユーロの投資支援という意欲的な目標を超過達成した。EFSIは、インフラなどの比較的古い分野だけでなく、研究・イノベーションの周辺領域や気候変動緩和策への貢献などの面で、EU経済に確固たる影響を与えている。同基金はまた、コロナウィルスのパンデミックへの欧州連合としての対策にも貢献し、その守備範囲の広さを実証している。経済見積りにおい

て、EFSI関連の投資によって、2025年までにベースライン・シナリオ比でGDPが2.4%増加し、210万
件の雇用が新たに創出されることになっている⁽¹⁴⁾。

注(14) RHOMOLO-EIB（マクロ経済への影響評価のための定評ある厳格なモデル）による。

EFSIのマンデートに基づく最終プロジェクトの承認が2020年12月に行われ、またEFSIの対象事業
の契約期限は2022年12月31日までとされている。

もっとも、欧州委員会は、EFSIのグローバル承認案件に関する投資期間について、合意により解
釈を変更した。かかる解釈により、EIBは、すでに承認が下りているEFSIのグローバル承認案件／承
認枠の新規のサブ事業を2022年末まで承認することができるようになっている。

2021年末現在、EIBグループは総額993億ユーロ⁽¹⁵⁾にのぼる1,513件の対象事業を抱え、実施する
投資は目標の5,000億ユーロを超える5,243億ユーロと見込んでいる。

注(15) この金額は、グローバル承認案件や全部解約された事業を除いたアクティブな事業を参照している。

2021年12月31日現在、総額658億ユーロの融資を伴うインフラストラクチャーおよびイノベー
ション・ウィンドウ（IIW）の708件の対象事業が承認されており、598億ユーロは契約済みである。
このうち440億ユーロは実行済みであり、その内訳は403億ユーロがデット・タイプ・オペレーショ
ン（負債型取引）および37億ユーロがエクイティ・タイプ・オペレーション（持分型取引）であっ
た。

SMEウィンドウのもとで、204億ユーロにのぼる455件の金融保証取引が承認された。2021年末現
在、EFSIの支援の恩恵を受ける保証取引について155億ユーロが契約済みであった。EIFはまた、SME
ウィンドウの持分およびリスク資金源のマンデートを通じて、131億ユーロ相当の投資基金を用いた
350件の取引を承認しており、2021年12月31日現在における契約額は120億ユーロとなった。

インフラストラクチャーおよびイノベーション・ウィンド ウ（IIW）

	合計
承認済事業件数	708
2021年12月31日現在の承認済事業（100万ユーロ）	65,759
うち持分型取引	6,965
うち負債型取引	58,794
契約済事業件数	664
2021年12月31日現在の契約済事業（100万ユーロ）	59,843
うち持分型取引	6,788
うち負債型取引	53,055
2021年12月31日現在の実行済事業（100万ユーロ）	44,044
うち持分型取引	3,768
うち負債型取引	40,276

(*) 前年と同様、金額は2021年中に解約された事業を控除している。

SMEウィンドウ（SMEW）

	合計
承認済事業件数	805

2021年12月31日現在の承認済事業（百万ユーロ）	33,503
契約済事業件数	799
2021年12月31日現在の契約済事業（百万ユーロ）	27,552

EFSIは、EUの公的融資に基づく将来の経済活性化プログラムを一変させるゲームチェンジャーとして機能し、またインベストEUプログラム（2021-2027年のEU多年次財政枠組み（MFF）に基づき展開されるEFSIの後継プログラム）への道筋を切り拓いてきた。欧州連合の2021-2027年長期予算（現価で1兆2,000億ユーロ）は、ネクスト・ジェネレーションEU（NGEU）の臨時復興支援商品（現価で8,069億ユーロ）も組み合わせて、COVID-19のパンデミックで生じた経済・社会的損害を手当てするためのかつてない対策を打ち出し、より時代に即した持続可能なヨーロッパへの移行を支援していく。

2021-2027年次MFFやNGEUの新復興手段の法的根拠の採択の遅れや、新時代のEUプログラムの実施に向けた協議に要する時間を理由として、EIBグループがこれらのプログラムに基づくマンデートを導入し実行に移すのは2022年中となる見込みである。EIBグループは、EUの新しいプログラムやマンデートの円滑な実施を確保するために欧州委員会と連携して作業を進め、顧客であり協調融資のパートナーである各国の振興銀行および振興機関ならびに開発金融機関と引き続き緊密に協力していく。

EIBグループは、「近隣・開発・国際協力手段（NDICI）- グローバル・ヨーロッパ」などのようなEU予算で賄われる資金調達手段の成功において重要な役割を担っている。EIBはまた、インベストEUの主要な実施パートナーであり、マンデート総予算額の75%について運用責任を負っている。欧州連合長期予算の現行の期間にわたり、インベストEUの262億ユーロの保証は、MFFおよびネクスト・ジェネレーションEUからの資金提供も駆使しつつ、ヨーロッパで3,720億ユーロ超の民・官の追加投資を動員するものと見込まれており、その主な対象は持続可能インフラ、研究・イノベーション・デジタル化、SMEおよび社会的投資・技能である。

また、加盟国は、復興・強靱化ファシリティ（RRF）に基づく復興および強靱化を実施するための手段として、インベストEUを活用できるようになる。EIBグループは、ギリシャやイタリアなどのEU諸国との二国間マンデートによる分散型金融商品を通じて、RRFの資金源を活用した実施支援を行っている。さらに、EIBのアドバイザリー・サポートは、新規および既存のマンデートに基づいて、EUの資金調達のより有効な活用に向けて加盟国を支援することができる。新設のインベストEUアドバイザリー・ハブは、他の実施パートナーを取り込んだオープン・アーキテクチャで欧州委員会により運用されるが、その中であっても、EIBはその独自の広く深い専門知識が認められ、メインのアドバイザリー・パートナーを引き続き務めていく。

2.5. 欧州連合域外の事業⁽¹⁶⁾

注(16) 本項で示す数値は、別途に記載する場合を除き、自己資金源による貸付金および代替貸付金を含む。

欧州連合域外の投資に融資をすることにより、EIBは約60年にわたりEUの対外的政策目標を積極的に推進してきた。EIBは、欧州連合にとって戦略上の重要性が最も高いEU近圏（東部近隣諸国、西バルカン諸国、中東および北アフリカを含む。）における最大の国際貸付機関である。EIBは、アフリカ、ラテンアメリカおよびアジアに置かれた約30の在外事務所ネットワークを通じて欧州連合域外での業務を運営している。

2021年は欧州連合域外での需要が引き続き大きく、2021年末現在で1,001億ユーロ（うち2021年に契約したものは75億ユーロ）の貸付金を94か国に付与してきた。

アフリカおよび東部近隣諸国を主とする欧州連合外の活動の大部分は、欧州連合からの保証（対外貸付マンデート）またはEIBの構成員からの（コトヌー協定フレームワークの範囲内での）保証により、包括保証または政治リスク保証の形でカバーされる。次世代のマンデートに関するMFFの協議の中で、EIBはすでに、政策的一貫性をさらに高めEUの外部パートナーと対話するというEUのプロセスに重要な一員として関与している。「近隣・開発・国際協力手段（NDICI）- グローバル・ヨーロッパ」を設定するための規則が2021年6月に採択され、これにより翌年以降のEIBの欧州連合域外事業における継続性が基礎付けられてゆく。

EIBは、欧州連合の政治経済目標の実現に貢献し、また東部・地中海近隣地域の政情憂慮国を含む世界のあらゆる地域において欧州連合の対外活動を支援している。

EIBは、EUの共同外交安全保障政策全般（適用ある制裁措置を含む。）の目的に沿い、2014年以降ロシア連邦での貸出業務を停止している。EIBは、専用の制裁遵守プログラムを含む厳格なコンプライアンス統制を敷き、これによりロシア連邦に（間接的にでも）関連するEIBの活動は適用あるすべての制裁をこれまで確実に遵守してきており、またロシア連邦に影響ある部門別制裁を含むあらゆる新たな制裁をこれからも確実に遵守していく。

現段階で最終的な影響を予測することは困難であるものの、ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻以降の現在の事態拡大の動向は、EIBのポートフォリオに対する潜在的影響（課されうる追加制裁の影響を含む。）に備えて注意深く監視されている。

以下に詳述するように、ウクライナにおけるEIBの実行済エクスポージャーの大部分はEU域外貸付マンデートの保証でカバーされており、またロシア連邦の債務者に対するEIBの自己リスクによる実行済エクスポージャーは存在しない。EIBの貸付金ポートフォリオの質は現在も適切な水準を維持している。

ウクライナへの軍事侵攻に伴うグローバル金融市場の不確実な一般情勢下でも、EIBは、流動性管理に対する慎重なアプローチにより、引き続き強固な流動性ポジションおよび必要な流動性リソースへの柔軟なアクセスを維持している。

ロシア連邦

EIBは引き続き、同国に関する適用あるEUの政策ガイドラインに従う。ロシア連邦内の借手に対するEIBの実行済エクスポージャーの総額は、2021年末現在で1,610万ユーロ（2020年：1,780万ユーロ）であり、このうちEIBが自己リスクを負うものはなかった。

ウクライナ

ウクライナの借手に付与した貸付金における実行済エクスポージャーの総額は、2021年末現在で15億7,010万ユーロ（2020年：14億8,610万ユーロ）であった。このうち13億180万ユーロ（2020年：12億3,670万ユーロ）はEU域外貸付マンデートに基づく欧州連合の包括保証でカバーされる。残部の2億6,830万ユーロはEIBの自己リスク部分であるが、2億5,130万ユーロはEU域外貸付マンデートに基づくEU政治リスク保証によりカバーされる。

さらに、未実行の契約済事業において46億5,220万ユーロが確約されている。このうち44億3,700万ユーロは域外貸付マンデートに基づく欧州連合の包括保証でカバーされる。残部の2億1,520万ユーロは自己リスクを負うが、うち1億8,040万ユーロはEU域外貸付マンデートに基づくEU政治リスク保証によりカバーされる。

さらに、EIBは2021年末現在、4億5,910万ユーロ（2020年：4億2,380万ユーロ）の契約金額についてウクライナに所在するカウンターパーティーに金融保証を提供していたが、これは域外貸付マンデートに基づく欧州連合の包括保証により全額カバーされる。

ベラルーシ

ベラルーシにおけるEIBの実行済エクスポージャーは至って限定的（2021年末で1億7,330万ユーロ、2020年末で1億9,000万ユーロ）であり、このうち94%はEU域外貸付マンドートにより担保される。さらに、未実行の契約済事業において3億6,000万ユーロが確約されているが、EIBが自己リスクを負うのは1,000万ユーロのみと見込まれる。しかし、それはEU域外貸付マンドートに基づくEU政治リスク保証によりカバーされる。昨年来、EIBは重大な懸念をもってベラルーシの動向を観察している。EIBは、問題視された2020年8月の同国の大統領選挙を受けてベラルーシでの活動を停止し、EUの政策に沿って今後も同じ対応をとり続ける。EUの制裁が発動され続ける限り、EIBは今後ベラルーシに対する一切の貸付を実行しない予定である。

トルコ

トルコにおける実行済エクスポージャーの総額は、2021年末現在で91億ユーロ（2020年：104億ユーロ）であった。このうち59億ユーロ（2020年：62億ユーロ）はEU域外貸付マンドートの保証でカバーされるが、32億ユーロ（2020年：42億ユーロ）はEIBが自己リスクを負う。さらに、未実行の契約済事業において3億ユーロが確約されており、このうちEIBの自己リスクを負うのは1億ユーロと見込まれている。

レバノン

レバノンのカウンターパーティーの信用状態は、同国の政治経済の混乱による影響が生じている。レバノンにおける実行済エクスポージャーの総額は、2021年末現在で4億780万ユーロ（2020年：4億5,840万ユーロ）であり、このうち3億5,640万ユーロ（対レバノンの実行済エクスポージャー総額の87%、2020年：3億9,190万ユーロ）はEU域外貸付マンドートにより担保されている。

さらに、未実行の契約済事業において8億8,700万ユーロが確約されており、これはEU域外貸付マンドートにより全額が担保される。慎重を期すため、実行済事業のEIBのリスク・ポートフォリオについては個別引当金が設定されている。

チュニジア

チュニジアのカウンターパーティーの信用状態は、2021年第3四半期中の同国のマクロ経済および政治状況の悪化により影響を受けた。チュニジアにおけるEIBの実行済エクスポージャー総額は17億1,730万ユーロ（2020年は19億2,250万ユーロ）で、そのうち15億3,710万ユーロ（2020年：17億2,020万ユーロ）はEU域外貸付マンドートにより保証されている。さらに、未実行の契約済事業で9億7,510万ユーロが確約されており、このうちEIBが自己リスクを負うのは1,800万ユーロのみと見込まれている。EIBは、状況の推移を注意深く監視し、リスク・ポートフォリオに関する追加の個別引当金の必要性について検討する。

EIBと開発金融

開発のための欧州金融アーキテクチャ（EFAD）に関する2021年6月の欧州連合理事会の結論文書は、EUの銀行としてのEIBの重要な役割を認めるとともに、欧州の開発銀行や金融機関のすべてが協働できるオープンで包摂的なアーキテクチャをEFADの基盤とすべきことを強調した。結論文書はまた、EIBに対し、パートナーの国内での対象事業の開発インパクトを高めるための改善策を提示するよう要請しており、その重点としてEIBの欧州連合域外活動について差別化された戦略を確保すること、関連するEUの開発政策担当当局と連携すること、および現地でのプレゼンスおよび現地パートナーとの協力関係を強化することが挙げられた。

欧州連合理事会の結論文書を受けて、EIB理事会は2021年9月、EIBの欧州連合域外活動のための新たな支店の設立（開設は2022年1月1日）を承認した。

「EIBグローバル」という新たな支店は、拡大地域、欧州連合の東・南部近隣諸国、サブサハラ（サハラ以南）アフリカ、アジア、ラテンアメリカ、カリブ海地域および太平洋地域におけるEIBのすべての活動を担当する。EIBグローバルは、EIBの内部組織ユニットであり、EIBの現行の法的枠組みに基づいて運営される。同支店は、固有のブランドおよびアイデンティティを備え、固有のスタッフと経営陣を擁し、充実したEU域外拠点ネットワークを持つことになる。同支店は、グループ業務計画に基づきEIB理事会から年次で専用の資本金の配分を受け、またEUの開発関係機関が参加する専用の諮問団会議から意見を傾聴する。

これらの要素を駆使して、開発へのより大胆な集中を確保し、またインセンティブを用いたよりインパクト志向なカルチャー、様々なリスク選好に基づく差別化された支店戦略、より特化され適切に調整された政策および指針、ならびにチーム・ヨーロッパのパートナーとの強い協力関係を築き上げることにより、欧州連合理事会の結論文書の要請に適切に対応していく。

同支店は、EIB理事会が定めるEIBグループ全体の方針、枠組みおよび基準に全面的に則って運営される。

2.6. 綿密なデュー・デリジェンスおよび厳格な選別基準



EIBのデュー・デリジェンス手続は、EIBが資金を供給するプロジェクトに厳格な適格基準を適用することによっても貸付金ポートフォリオの優良品性を確保している。貸付業務の評価手続には、貸付担当役員、エコノミスト、エンジニアおよびその他の分野の専門家、リスク管理者および法律家による取引相手方およびプロジェクトの査定が含まれる。プロジェクトの実現可能性は、いくつかの角度（経済、技術、環境／社会および財務）から検討される。

評価段階から貸付金の残存期間にわたってリスク方針が適用される。EIBは、早期介入を可能とするため、必要に応じて契約後の監視を実施している。貸付金の残存期間にわたって、EIBは取引相手方の信用度および契約上の義務全般の遵守状況を監視している。また、プロジェクトの審査および事前評価の徹底は、定期的な事後検証と相まって、EIBの貸付金ポートフォリオの優良品性を支えている。

気候行動および環境サステナビリティの観点、全プロジェクトの調査およびモニタリングを通じて考慮される。EIBは、直接に資金供給を行ったプロジェクトで重大な排出を伴うものすべてに関し、二酸化炭素排出量を絶対値と相対値で計算および報告する。さらに、二酸化炭素の経済的価値を環境外部経済性の会計処理に含めている。

2.7. 高度に担保された優良な貸付金ポートフォリオ

不確実な一般情勢下にあっても、COVID-19のパンデミックによりEIBの貸付金ポートフォリオの信用力が重大な影響を受けることはなかった。信用リスク管理の戦略は、融資対象プロジェクトの特性と相まって、EIBがよりリスクの高い貸付に傾注する中でも優良な貸付金ポートフォリオを支えている。貸付金ポートフォリオの信用力は、EIBの減損率の低さでも表される。

- ・ EIBの貸付金ポートフォリオの多くは、信用補完もしくはEUへのリコースまたはEU加盟国の保証により手当てされている。信用補完の多くは、EUソブリン、EU予算、投資適格を有する銀行および企業ならびに優良金融担保によるポートフォリオ保証、ならびに権利や質権の設定の形をとる。銀行および企業に対する無担保貸付金は、合計で1,406億ユーロ⁽¹⁷⁾（2020年末：1,358億ユーロ）であり、2021年12月31日現在のリスク・ポートフォリオ全体の27.7%（2020年末：26.7%）を占めた。

注(17) 自己資金源、貸付金および代替貸付金を含む。

- ・ EIBのリスク・ポートフォリオの資産の質は極めて優良である。2021年末現在のEIBのリスク・ポートフォリオのうち、内部格付上の投資適格水準⁽¹⁸⁾をみたす優良な借手または保証人を相手先とするものが83.5%⁽¹⁹⁾（2020年：83.2%）を占めた。

注(18) Baa3を上回る格付。

注(19) 自己資金源による貸付金および代替貸付金を含む。

- ・ 2021年末のEIBの実行済ソブリン・エクスポージャー⁽²⁰⁾は455億ユーロ（2020年：465億ユーロ）であり、ソブリンによる保証が付された契約済エクスポージャー⁽²¹⁾は784億ユーロ（2020年：780億ユーロ）であった。EIBは保有するEUソブリン・エクスポージャーおよびEUソブリン保証エクスポージャーに関していかなる減損も計上しなかった。EIBの優先債権者としての地位および定款に基づいて与えられる保護により、EIBのソブリン資産は全額の回復が保証されと考えて差し支えない。

注(20) 自己資金源による貸付金および代替貸付金を含む。

注(21) 自己資金源による貸付金および代替貸付金を含む。

- ・ 2021年末現在、全実行済エクスポージャーのうち、15億ユーロ（2020年：19億ユーロ）の49件の貸付契約（2020年：61件の貸付契約）について減損が生じて個別引当の対象となった。このような取引は貸付金ポートフォリオ全体の0.3%（2020年：0.4%）であり、そのためにEIBはエクスポージャーの総額（実行済エクスポージャー、経過利息および延滞エクスポージャー）に対して総額4億4,390万ユーロ（2020年：5億8,730万ユーロ）の個別引当金を計上している。設定されている担保、保証およびポートフォリオ信用補強に照らせば、個別引当は比較的低い水準であった。
- ・ COVID-19のパンミックに対するEIBのカウンターパーティーの脆弱性を監視した結果、2020年に一括引当金の形で設定された追加の引当金について、2021年第2四半期に戻入を行った。かかる引当金は、法定財務書類に対するCOVID-19の潜在的な影響の評価を反映するために計上され、その金額は2020年末現在で7,480万ユーロであった。

- ・ 欧州連合または加盟国のグローバル／包括保証により担保されていない貸付金⁽²²⁾で、90日を超えて延滞しているものは、2021年末現在で1億1,630万ユーロ（2020年：1億1,710万ユーロ）であった。

注(22) 貸付金ポートフォリオのうち90日を超えて延滞しているものの詳細は、以下「第3 発行者の概況 - (5) 経理の状況 - EU会計指令に基づく個別財務書類」に収載の法定財務書類の注Uを参照のこと。

- ・ EIBの通常の活動よりも高いリスクを伴う事業は、「特別活動」と呼ばれる。2021年に締結されたEIBの自己資金源による新規特別活動⁽²³⁾の規模は36億ユーロ（2020年：8億ユーロ）であった。自己資金源による特別活動⁽²⁴⁾の累積残高は216億ユーロ（2020年：196億ユーロ）に増加し、リスク・ポートフォリオ全体の4.0%（2020年：3.6%）を占めた。

注(23) 自己資金源による貸付金および代替貸付金を含むが、EIBのEIFに対するマンデートは除く。

注(24) 自己資金源による貸付金および代替貸付金を含むが、EIBのEIFに対するマンデートは除く。

- ・ 貸付エクスポージャーに関する予想損失は、専用の一般貸倒準備金（GLR）に割り当てられる。
- ・ 一般貸倒準備金の他、特別活動事業のための想定準備金割当が専用の特別活動準備金に充当される。2021年決算の充当案を反映した後の特別活動準備金は103億ユーロ（2020年：121億ユーロ）であり、このうち56億ユーロ（2020年：57億ユーロ）はEIBに代わってEIFが運営する活動に関するものであった。
- ・ 貸付金格付に基づく要注意リストには、入念なモニタリングが必要な貸付取引が含まれる。こうした取引は、内部貸付金格付の大幅な引下げを受けて、または重大な信用事象が発生した後、要注意リストに入れられる。要注意リストの金額は70億ユーロ（2020年：74億ユーロ）に減少し、リスク・ポートフォリオの1.3%（2020年：1.3%）を占めた。

3. 資金調達業務

EIBは、国際資本市場での債券発行を通じて長期資金を調達することにより、貸付の需要に対応している。資金調達活動は、決められた目標額を、EIBの資産負債管理に沿った満期設定により達成し、コストを持続可能な範囲で最適化することを目指す。資金調達源および調達期間の分散化は、様々な資金調達市場で継続的なプレゼンスを維持するEIBの柔軟性を支えている。

EIBの資金調達戦略は、世界の主要通貨建の大規模かつ流動性が高いベンチマーク起債に依拠している。これを補完するものとして、通常は照会により対象を限定する発行（普通債および仕組債）がある。EIBの気候銀行ロードマップおよび整備が進むEUの持続可能金融法制に進取的に対応するというEIBの戦略と関連して、借入プログラムで増加が目立つもうひとつの要素がサステナビリティ・ファンディングであり、その額は過去最高の115億ユーロ相当に達した。これによりEIBは昨年、国際開発金融機関として、発行手取金の用途を限定したグリーンボンドおよびサステナビリティ・ボンドの最大の発行体となった。

EIBは、600億ユーロの資金調達プログラムおよび700億ユーロの借入承認を発表して当年をスタートさせた。2021年の資金調達目標には、前年に計上済みの事前調達資金（55億ユーロ）（パンデミックへのEIBの政策的対応に基づく貸出実行高の増加に伴い、EIBは2020年に発行額を700億ユーロに増額していた。）が織り込まれている。2021年の資金調達目標額では、EIBの貸付目標、債務の返済、高格付債券市場での供給の増加、および堅実な所要流動性額が考慮されている。2021年に、EIB

は21通貨（そのうち5つは合成通貨）建で553億ユーロ相当の債券を発行した。EIBは例年通り、世界の資本市場の発行業務がピークを迎える年初において、資金調達活動の初動に力を注いだ。2021年1月、EIBは、ユーロ建および米ドル建の両ベンチマーク債で過去最高額のオーダーブック、英ポンド建債の過去最高額の新規発行、ならびにSSA債（ソブリン債、国際機関債および政府機関債の総称）の分野で過去最高額の豪ドル建グリーンポンドを実現した。純発行額は、2021年はマイナス97億となり、発行額が償還額を下回るのは過去10年間でこれが2度目（今回は2019年）である。ここ数年、純発行額はわずかなプラスで推移していた。

2021年はまた、分散型台帳技術を用いた債券をパブリック・ブロックチェーン・ネットワーク上で初めて発行するという功績を残した。

3.1. EIBの資金調達の満期構成

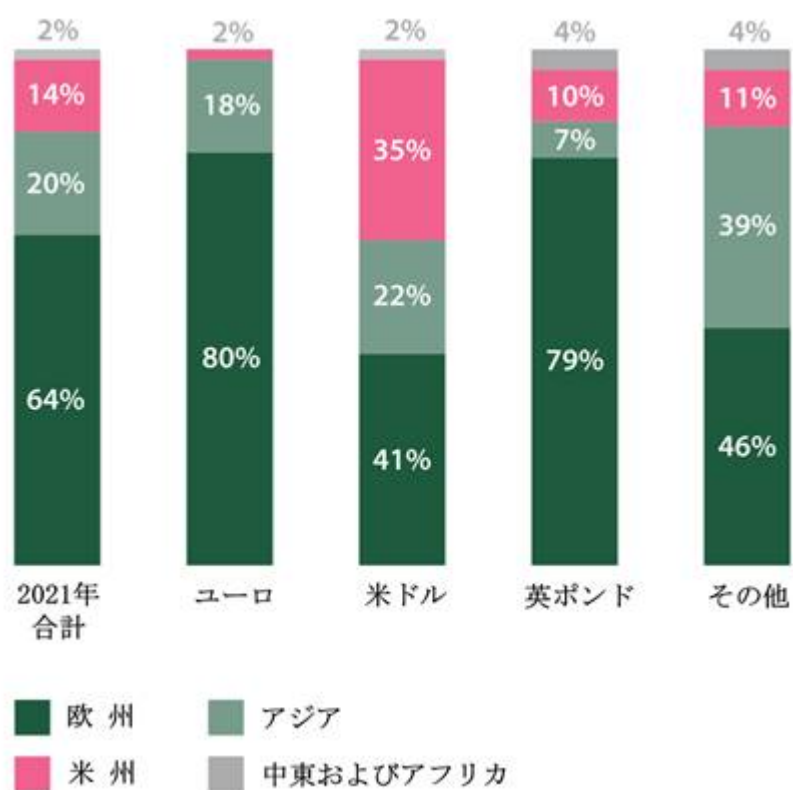
- 2021年の資金調達の平均満期はユーロ建および米ドル建の長期債の発行に伴い8.0年となり、近年（2020年は6.9年および2019年は7.2年）との比較において伸長した。
- 通貨別では通常、EIBの主要通貨の中で平均満期が最長となるのはユーロ建債の発行である。2021年のユーロ建資金調達の平均満期は10.2年（2020年は8.9年）であった。
これを支えたのは、30億ユーロ（15年物）および50億ユーロ（10年物）のユーロ・エリア・リファレンス・ノート（EARN債）、15億ユーロの新規SAB（2041年満期）およびCAB（2047年満期）のタップ発行（総額17億5,000万ユーロ）、ならびに10億ユーロの新規ユーロコオペレーション債（ECoop債）（30年物）であった。また、前年からの変動には、パンデミック初期の2020年3月に30億ユーロのEARN形式のベンチマーク債が短期（3年物）で発行されたことも影響している。
- EIBの米ドル建債の発行における平均満期は2020年の5.1年から2021年の6.1年に伸びたが、その大きな要因は40億米ドルの10年物グローバル債プログラムであり、これがイールドカーブに年限の伸長をもたらした。
- 商品別では、サステナビリティ・ファンディング（CABおよびSAB）が平均満期としては最長の9.5年（2020年は11.1年）となり、この市場セグメントにおける長期投資家の重要性が際立った。

通貨	平均満期（単位：年）	
	2021年	2020年
ユーロ	10.2	8.9
米ドル	6.1	5.1
英ポンド	5.3	4.8
その他	5.5	5.2
全体	8.0	6.9

3.2. 地理別ハイライト

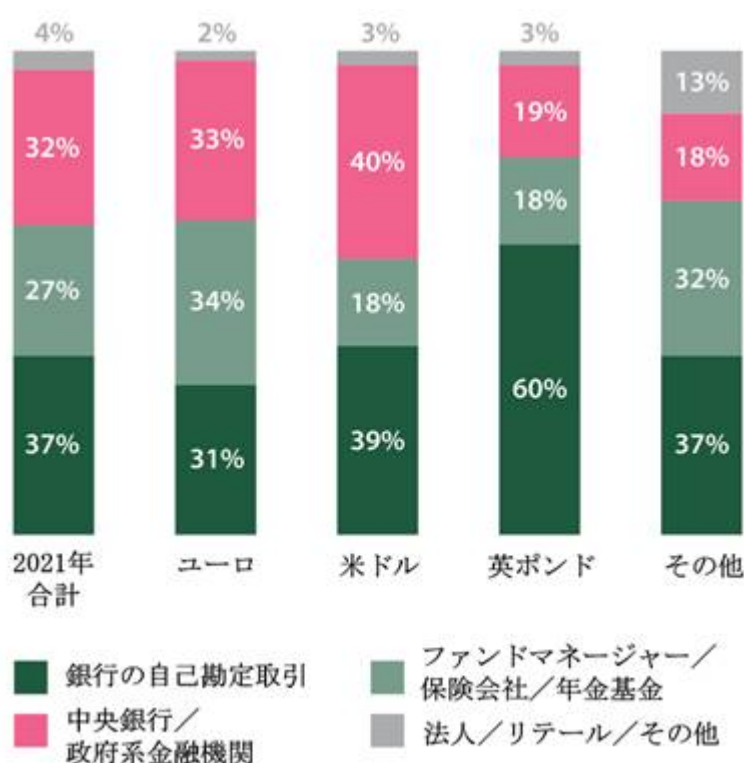
- 2021年中、全体的な投資家の分布に大きな変化はなかった。欧州は引き続き投資家需要の主要な源泉であり、その比率は64%（2020年：69%）であった。
- アジアの投資家の関心は、主にユーロ建、英ポンド建およびその他通貨建債の発行において高まり、その比率は2020年の17%から2021年は20%となった。米州の投資家の比率は、2020年の12%から微増の14%となり、特にユーロ建以外の債券の発行で増加した。

- ・ 通貨間の地理的な偏差は依然として大きく、欧州域外の需要の大部分が米ドル建債に集中している。また、主にアジアや米州に拠点を置く投資家が扱うその他の通貨（すなわち豪ドル、カナダ・ドルおよびニュージーランド・ドル）建債の発行も増加し、2021年の欧州域外投資家の比率の拡大に寄与した。



3.3. 投資家別

- ・ EIBの投資家層は通常、投資家のタイプ別に、銀行の自己勘定取引（2021年のEIBの発行額の37%）、中央銀行および公的機関（32%）、ならびにファンドマネージャー、保険会社および年金基金（27%）の3つに大別される。
- ・ 銀行の自己勘定取引は前年並みで、引き続き需要の大部分を占めた。ユーロ建債の発行については、銀行の自己勘定取引による購入の比率は2020年の35%に対して31%に減少した。一方で2021年中に、その他の通貨建債券の銀行自己勘定保有比率は英ポンド建で60%（2020年：59%）、および米ドル建で39%（2020年：31%）に増加した。
- ・ EIBの債券で最も大きい投資家区分は依然として銀行の自己勘定取引であるが、ここ数年は投資元がその他の投資家群に若干シフトしている。この変化は主に、(i) 米ドル建およびユーロ建のベンチマーク債の発行に対する中央銀行（大半がヨーロッパ以外）の関心の高まり、(ii) EIBの発行債券全体に占めるCAB/SABの比率の増加により増幅するCABおよびSABへの実質貨幣需要、および (iii) 銀行の自己勘定取引に係る適格流動資産の保有圧力の緩和が牽引した。
- ・ その他の投資家（法人およびリテール投資家を含む。）による需要の比率は、EIBのその他通貨建債の発行を中心とする需要により、2020年（4%）と同水準を維持した。
- ・ 保険会社、年金基金およびその他のファンドマネージャーは、引き続きサステナビリティ・ファンディングの重要な推進役である。ESGに特化したポートフォリオの構築により、銀行の自己勘定取引需要は（配分比で2020年の29%から37%に）高まったが、中央銀行の関心に大きな動きはなかった。



3.4. EIBの主要発行通貨による資金調達パターンおよび商品タイプ

ユーロ、米ドルおよび英ポンドの主要通貨建債の発行は、合わせて2021年の調達総額の88%（2020年は90%）を占めた。商品別では、資金調達プログラム全体のうち53%が英ポンド建および米ドル建ベンチマーク債のフォーマットで発行され、前年の59%から減少した。CABとSABによる調達比率は過去最高の21%となり、2020年（15%）から大幅に増加した。

2021年にEIBは、ユーロ建ベンチマーク債（典型的に30億 - 50億ユーロの範囲内で設定）（EARN債フォーマットによるもの、およびベンチマーク・フォーマットによらないものの両方）で266億ユーロを調達し、これは調達総額の48%を占めた（2020年：330億ユーロ、47%）。EIBは、ユーロ建ベンチマーク債の発行で強固な投資家需要を集めており、第1回EARN債（50億ユーロの10年物）では488億ユーロ規模のオーダーブックが形成され、また9月に発行した第4回EARN債（30億ユーロの5年物）では予定額の12倍の応募を集めこの種の取引で過去最大の応募超過となった。

EIBは2021年に、205億米ドル（170億ユーロ相当）の資金を調達し（2020年：254億米ドル）、米ドル建債の発行体としての主導的な地位を確保した。2021年1月に発行された50億米ドルの5年物グローバル債は140の投資家顧客から126億米ドル超の引き合いを受け、EIBの米ドル建ベンチマーク債は2021年に過去最高額を記録した。さらにEIBは2021年に、44億英ポンド（49億ユーロ相当）の英ポンド建債を発行した（2020年：64億英ポンド）。

通貨	ユーロ相当額（単位：十億ユーロ）	
	2021年	2020年
ユーロ	26.6	33.0
米ドル	17.0	22.6
英ポンド	4.9	7.4
その他	6.8	7.0
合計	55.3	70.0

3.5. その他の通貨による資金調達パターン

EIBの通貨多角化の方針は資金調達の柔軟性を強化するものであり、EIBが費用優位性を獲得し、現地通貨による実行の需要に応え、資金調達の満期プロファイルを細かく調整することを可能にしている。2021年に、EIBはユーロ、米ドルおよび英ポンド以外の18の通貨建（そのうち5つ（BRL、EGP、IDR、INRおよびGEL）⁽²⁵⁾は合成通貨建）で債券を発行した（2020年：16のその他の通貨建、そのうち4つは合成通貨建）。その他の通貨建債の発行額は70億ユーロから2021年には68億ユーロへと微減し、当期の調達総額の12%を占めた（前年の10%から微増）。

注(25) BRL：ブラジル・レアル、EGP：エジプト・ポンド、IDR：インドネシア・ルピア、INR：インド・ルピー、およびGEL：ジョージア・ラリ。

サステナビリティ・ファンディングでは過去最多の15通貨建で資金調達を実施し、これによりEU基準を世界に普及させ、またEIBの資金調達構成の全体的な多様化にも寄与した。EIBの21の発行通貨のうち7通貨はもっぱらCAB/SAB形式にて用いられており、また5通貨（中国人民元、ニュージー

ランド・ドル、ハンガリー・フォリント、ロシア・ルーブルおよびルーマニア・レウ)がCAB/SAB形式に初参入した。

2021年にEIBは、堅調な投資家需要に支えられ、豪ドル建債の発行で2010年以降で最高額の資金を調達した(24億ユーロ、または38億豪ドル)。EIBはまた、ポーランド・ズロチ建債の最大の国際機関発行体としてその地位を確立しており、貸付実行の必要額に対応するため56億ポーランド・ズロチ(12億ユーロ)を債券で調達した。新興市場においては、2021年にEIBは、EIBでは初のグルジア・ラリ建合成債券を発行した。2件で合計1億8,560万グルジア・ラリ(5,170万ユーロ)にのぼるこれらの起債は、フロンティア市場におけるEIBのエクスポージャーを補充するための広範な取組みの一環として、当該通貨建の優良債券を選好する国際投資家向けに設定された。

通貨	ユーロ相当額 (単位：十億ユーロ)
	2021年
豪ドル(AUD)	2.42
ポーランド・ズロチ(PLN)	1.23
カナダ・ドル(CAD)	1.13
ノルウェー・クローネ(NOK)	0.68
ブラジル・レアル(BRL)	0.25
スウェーデン・クローナ(SEK)	0.23
メキシコ・ペソ(MXN)	0.16
ニュージーランド・ドル(NZD)	0.15
中国人民元(CNY)	0.13
エジプト・ポンド(EGP)	0.10
南アフリカ・ランド(ZAR)	0.09
ロシア・ルーブル(RUB)	0.08
ジョージア・ラリ(GEL)	0.04
インドネシア・ルピア(IDR)	0.04
香港ドル(HKD)	0.03
ルーマニア・レウ(ROU)	0.02
ハンガリー・フォリント(HUF)	0.02
インド・ルピー(INR)	0.00
合計	6.80

3.6. 資本市場のイノベーションおよびデジタル化におけるリーダーシップ

EIBは、資本市場のイノベーションおよびデジタル化で市場開発の先頭を走る。EIBは、すでにユーロ建、米ドル建および英ポンド建の既発行債券で新しい無リスク金利市場の先駆者的かつ支配的な発行体となっているが、2021年もこれらの市場で引き続き活発に活動し、4件の起債(10億ユーロの2028年満期短期金利(STR)債、5年物と7年物で合計25億米ドルのSTR債、および15億英ポンドの一括起債方式による2027年1月満期債)を通じて47億ユーロ(2020年は7件で61億ユーロ)の債券を発行した。

2021年4月にEIBは、分散型台帳技術を用いたパブリック・ブロックチェーン・ネットワーク上で1億ユーロ相当の2年債（利回り0.0%）を発行した。この債券の受渡し決済はフランス中央銀行が発行する中銀デジタル通貨により進められた。

3.7. EUサステナビリティ・アジェンダに関連付けたEIBサステナビリティ・ファンディング

3.7.1. サステナブル投資を促すEUタクソノミ規則

2021年3月、EIB理事会は、EIBの気候変動への意識を高めるための債券の評価に係る独立的な報告書を承認した。この報告書は、EIBが引き続き「グリーンボンド市場の一層の形成において重要な役割」を果たすことや、「率先してEUグリーンボンド基準やEUタクソノミの適用を実践しEU基準を世界に広める」ことを提言している。

EUの気候対策銀行としての役割を踏まえ、EIBは、EIBの気候・環境対策貸付をEUタクソノミ規則が設定する枠組みと整合させることに取り組んでいる。資金調達方面では、気候変動およびサステナビリティへの意識を高めるための債券が、発行手取金の使途とEUタクソノミとの一致を求めるEUグリーンボンド基準の規定に段階的に整合させていく。CABは気候変動の緩和を、SABはその他の環境・社会目標を資金使途の重点とする。

これに関連する重要なマイルストーンとして、2020年CAB・SABフレームワーク⁽²⁶⁾の公表があり、その中でEUタクソノミおよびEUグリーンボンド基準の早期適用や段階的適用に向けたEIBの戦略が明らかにされた。これらの文書に合理的保証（ISAE 3000）を提供した独立監査人のKPMGは以下のように結論した。

- ・ CAB/SABのフレームワークは、グリーンボンド・フレームワーク、報告および検証の分野において、技術専門家グループ（TEG）のEUグリーンボンド基準案と整合的である。
- ・ CAB/SABのプロジェクト適格基準は、EUタクソノミのロジックと整合的⁽²⁷⁾である。
- ・ CABの実質的貢献に係る2020年技術審査基準は、低炭素輸送および低炭素技術の分野においてTEGの基準と整合的であり、また再生可能エネルギーおよびエネルギー効率の分野においてある程度整合的である。

注(26) <https://www.eib.org/attachments/fi/eib-cab-framework-2020.pdf>（英文）

<https://www.eib.org/attachments/fi/eib-sab-framework-2020.pdf>（英文）

注(27) 「EUタクソノミのロジックと整合的」とは、「「実質的な貢献」、「重大な害の回避」および「最低限の社会安全基準」の評価のための基準またはプロセスを取り入れた構成となっていることを意味する。」

3.7.2 2021年のサステナビリティ・ファンディング

サステナビリティ・ファンディングによる資金調達は、借入プログラム全体における比率を2020年（15%）から大幅に伸ばして21%とし、2021年に市場で大きな認知を得た。EIBは、GlobalCapital誌の「最優秀国際機関グリーン/SRI債発行体賞」を受賞し、またSABについてはEnvironmental Finance誌より「イノベーション・アワード - 発行手取金の使途（サステナビリティ債）」の認定を受けた。12.5億豪ドルの2027年満期CABは、KangaNews誌の「年間最優秀SSAカンガルー債ディール賞」に選ばれた。

ユーロ建債は引き続き単一通貨での最大の資金調達源であり、EIBは5年物、7年物、10年物、15年物、20年物および25年物のCAB/SABについてイールドカーブを更新した。15億ユーロの2041年満期SABで初めて、SABの適格対象を生物多様性と生態系の保護・回復に拡張した。ドイツの貯蓄銀行による「気候に配慮した持続可能な業務慣行への自主的取組み」の公表を受けて発行された専用の

2030年満期ユーロ建CAB（発行残高は10億ユーロ）は、EIBのESG課題関連の取引相手方に対する取組みとして注目された。

15億米ドルの2031年満期グローバルCABは、ルクセンブルグ・グリーン取引所（LGX）に上場された1,000件目の債券となり、打鐘セレモニーで祝福された。英ポンド建債市場では、5億英ポンドの2026年満期SABの初発行により、社会的住宅や低・中価格帯住宅（アフォダブル住宅）へのアクセスの提供枠組みを拡張した点に関心が寄せられた。

2021年は豪ドル建のサステナビリティ・ファンディング（13%）が記録的成果をあげた1年であり、EIBは最大の豪ドル建SSA債の発行体となった。は、サステナビリティ・ファンディングにおける4番手の発行通貨はカナダ・ドル（9%）であった。3年の空白期間を置いて、EIBは初発行のニュージーランド・ドル建CAB（カウリCAB）によりニュージーランド市場に復帰した。同様にEIBは、ルーマニア・レウ建CABで2018年以来ぶりに同通貨建債に参入した。

CAB	SAB
2021年中にEIBは88億ユーロ ⁽²⁸⁾ のCABを発行した。当年中に、93億ユーロの実行がCABの発行手取金からの配分適格をみたと認定され、92億ユーロのCABの発行手取金がEIBの配分手続を経てかかる実行に配分された。自己保有CABの未使用のCAB手取金残高は、年初で4億ユーロおよび年末で0億ユーロであった。	2021年中にEIBは29億ユーロ ⁽²⁹⁾ のSABを発行した。当年中に、27億ユーロの実行がSABの発行手取金からの配分適格をみたと認定され、27億ユーロのSABの発行手取金がEIBの配分手続を経てかかる実行に配分された。自己保有SABポートフォリオの未使用のSAB手取金残高は、年初で1億ユーロおよび年末で3億ユーロであった。

注(28) CABからの発行手取金純額に基づく暫定データ。

注(29) SABからの発行手取金純額に基づく暫定データ。

4．EIBのサステナビリティ・アジェンダ

EIBはEUの気候対策銀行であり、気候変動、環境悪化および生物多様性の喪失というグローバルな喫緊の課題の克服において重要な役割を担っている。2021年だけでもEIBは、同年のEIBの貸付全体の51%を占める約276億ユーロ（2020年のグリーン・ファイナンス実績は推計260億ユーロ）を気候行動および環境サステナビリティに投資して、EIBが最大の国際気候行動金融機関のひとつであることを確認した。2021年7月に発表された気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の第1次報告書において、EIBはこれまでの成果を総括し、また気候関連のリスクとチャンスにEIBの中核事業に組み込むための今後の活動について概説している。

ガバナンスについて、TCFD報告書は、現統治構造が気候に関するリスクとチャンスを理事会レベルで管理することをいかに重視しているかを説いている。また、TCFD報告書に記載のとおり、気候に関する責任は（アドホック委員会、特別な部署やチームなどの）経営レベルで分担する。

戦略については、2020年11月に承認されたEIBグループの2021-2025年気候銀行ロードマップ（CBR）が、グリーン・プロジェクトへの支援強化によりEIBグループが意欲的な目標をいかに達成していくかを説明している。このロードマップはEIBの気候戦略（改訂済）に基づいて作成されており、2021年1月1日以降に評価が開始される全プロジェクトをパリ協定の目標と整合させるための明確で透明性のある基準一式を設定している。2021年にEIBは、CBRの4つのワークストリーム（グリーン・ファイナンスを通じた移行の加速化、網羅的で公正な移行の確保、パリ協定に整合的な事

業の支援、および戦略的一貫性と説明責任の確立)の実施を支えるための10のアクション・プランからなるCBR実施計画を策定および採択した。

CBRの承認の一環で特にEIBのパリ協定適合カウンターパーティー枠組み(PATH)が承認されたことを受け、EIBは、資金供与先の投資対象プロジェクトの範囲を超えて顧客の幅広い企業活動に対処していく。EIBが目指すのは、脱炭素化ならびに気候変動に伴う物理的リスクおよび移行リスクの管理における顧客支援である。2022年1月1日以降、評価の検討下にあるすべての新規対象事業について、EIBグループのカウンターパーティーにPATHの枠組みが適用される。

リスク管理については、そのプロセスやグローバル・リスク管理手法に気候への配慮を組み込むため、EIBは適切な審査ツールを導入している。EIBは、物理的リスクおよび移行リスクの両面で顧客のエクスポージャーを一貫して評価するため、カウンターパーティー・レベルの気候リスク審査ツールを開発した。このツールを補完するために、EIBは国レベルや産業レベルの気候リスクを評価する2つのモデルを別途開発した。さらに2021年にEIBは、気候リスクのエクスポージャーを追跡管理するための新たな報告体制を導入してリスク管理手法を強化した。

CBRに基づき、EIBグループは、気候行動および環境サステナビリティに関する定義と追跡管理をEUタクソノミと整合させる取組みも行っている。EUタクソノミの充実化に向けた欧州委員会への助言を担うサステナブル・ファイナンスに関するEUプラットフォームを積極的に支援するため、EIBは現場の専門知識も活用している。最後に、EIBはより多くの協力が世界中で育まれるよう尽力しており、その表れとして、EIBはサステナブル・ファイナンスに関する国際連携プラットフォーム、金融システムのグリーン化ネットワーク、および気候行動に取り組む財務大臣連合に参与している。

新規政策の展開、新出の環境・社会問題および顧客やプロモーターの需要の変化に対応するため、EIBグループは環境・社会サステナビリティ・フレームワーク(ESSF)の改訂を進めている。このフレームワークには、EIBグループの新たな環境・社会方針のほか、EIBの仲介金融に係る11の新基準などEIBの環境・社会(E&S)に係る改訂基準が含まれる。これらの文書は、多くの関係者から貢献を取り付けた2021年夏の公開協議を経て2022年2月にEIB理事会で承認され、2022年3月からすべての新規プロジェクトに適用される。

4.1. COP26におけるEIB

EIBは世界有数の気候ファイナンスのプロバイダーとして、2021年11月にグラスゴーで開催された国連気候変動会議COP26に参加した。この会議でEIBは、グローバルな気候行動における自らのリーダーシップを確認し、パリ協定適合カウンターパーティー枠組み(PATH)を策定した。2022年以降、特に脆弱な企業顧客や高炭素排出部門で活動するEIBの顧客は、脱炭素化・事業再興プランの策定および開示が必要となる。一般論として、EIBは今後、パリ協定の目標にそぐわない活動の運営やそれらへの投資を続ける高炭素排出企業に対して資金を供与しない。他方で、大手金融機関は、気候関連の情報開示の改善を求められている。EIBグループは、顧客が信頼性のある充実した気候対策計画を作成できるよう技術的な支援を提供している。

背景を同じくして、気候変動の影響に適応できるよう世界中のプロジェクトを支援するため、EIBは初めて気候に特化した適応プランを策定した。EIBは、気候行動融資全体に占める適応支援の比率を2025年までに15%(過去5年間の適応対策ファイナンス比で約3倍)に引き上げる旨を誓約した。

EIBはまた、公正な移行のためのグローバルな融資をはじめとする気候行動業務を通じて、EIBがどのように気候、イノベーションおよび開発を連携させているか、ならびにEIBが気候行動および環境サステナビリティの目標支援のためにどのように自然を保護し自然に投資しているかを説明する数多くの声明を出した。さらにEIBは、正味排出量ゼロ(ネット・ゼロ)経済への移行を可能にする

鍵はイノベーションとテクノロジーにあるとの認識に立ち、欧州委員会およびブレークスルー・エナジー財団（ビル・ゲイツ氏により設立されたファンド）とのパートナーシップを発表した。このパートナーシップは、欧州グリーンディールの意欲的構想および欧州連合の2030年気候目標の実現を支える革新的技術の開発を加速して早急に商用化するため、2022年から2026年にかけて最大10億米ドルの動員を目指す。

EIBは、他の主要な国際開発金融機関とともに気候への集合的野心に関する共同声明に署名し、国や経済部門を超えた気候行動の大幅な拡大と加速を訴えた。EIBは同様に、志を同じくする国際金融機関とともに自然・人・地球に関する共同声明に参加し、自然の保護と生物多様性喪失の阻止のためにさらに活動していく旨を約束した。

5. 自己勘定取引活動

5.1. 優良資産

自己勘定取引管理は、財務コミットメントを継続的に履行する能力をEIBに確実に備えさせ、およびEIBの資産負債方針を実践するという2つの役割を果たしている。資金は、多様化における低リスク戦略に基づく所定の基準に従って定まるポートフォリオに投資される。EIBのポートフォリオ管理は常に、EIBの統治機関が設定したガイドライン、健全性に係る制限および指標に準拠していなければならない。

2021年末現在、自己勘定取引の対象には以下のポートフォリオが含まれる。

- ・ 短期自己勘定取引ポートフォリオ（TMP）：日々の流動性管理のために設定される。
- ・ 証券流動性ポートフォリオ（SLP）：ユーロ、英ポンドおよび米ドルの通貨に投資して自己勘定取引資産のリターンを向上させるとともに、多様性を提供することを目指す。欧州中央銀行（ECB）の適格担保資産の75%保有が課される中での運用となり、SLPもまた流動性の補完ルートとして機能する。
- ・ 長期適格流動資産ポートフォリオ（LTHP）：従来の長期ヘッジ・ポートフォリオを元に新たに設定されたポートフォリオである。新しいLTHPポートフォリオは、高格付と高流動性を備えたユーロ建債および米ドル建債からなるEIBの長期的なコア流動性準備を構築する目的で運用される。

当期末現在、これらの資産の大部分（94%）は満期1年未満の短期商品に投資される自己勘定取引金融ポートフォリオとして保有されていた。自己勘定取引ポートフォリオの信用エクスポージャーの内訳については、以下「第3 発行者の概況 - (5) 経理の状況 - EU会計指令に基づく個別財務書類」に収載のEIBの法定財務書類の注記を参照のこと。

5.2. 慎重な流動性管理

自己勘定取引活動は、投資される資本を保護し、かつEIBが確実に全額について期限弁済できることを第一目標に据えて実施されている。流動性は一貫して、EIBの業務環境に対応して設定される健全性に係る限度内で維持されている。

COVID-19のパンデミックに伴いグローバル金融市場の情勢全般が不確実であるにもかかわらず、EIBは、流動性管理に対する慎重なアプローチの結果として、引き続き強固な流動性ポジションおよび必要なすべての流動性リソースへの柔軟なアクセスを維持している。EIBのすべての流動性リスク指標は、各限度値を十分に上回る水準で安定的に維持されている。

2021年末現在の総自己勘定取引資産は1,056億ユーロ（2020年：856億ユーロ）であり、またEIBの総流動性比率は117.2%（2020年：78.1%）と、最低流動性要件の25%⁽³⁰⁾を十分に上回った。流動

性カバレッジ比率は当期末現在で564.9%（2020年：366.7%）であった。一方、2021年6月からEUフレームワークに導入された純安定調達比率（NSFR）は、当年末現在で130.0%であった。2021年を通じて、流動性カバレッジ比率（LCR）とNSFRの両方とも規制上の最低基準である100%を十分に上回っていた。

注(30) 最低流動性比率は、翌12か月に関する予想純キャッシュ・アウトフローの25%である。

ユーロシステムの金融政策オペレーションの適格取引当事者として、EIBは欧州中央銀行（ECB）の金融政策オペレーションへのアクセスも有している。

EIBは、ルクセンブルク中央銀行（BCL）を介して、ユーロシステムの公開市場操作や常設ファシリティへのアクセスを確保している。

欧州中央銀行（ECB）適格担保をレポする能力は、EIBのオペレーションに関する流動性を実質的に強靱化する。2021年末現在、EIBがルクセンブルク中央銀行（BCL）に在庫保有するユーロシステム上のリユース適格を備えた有価証券の総額は287億ユーロであり、その内訳は専有資産が163億ユーロおよびリユース受取担保が124億ユーロであった。これに対して、2020年におけるEIBの有価証券の在庫保有総額は260億ユーロであり、その内訳はEIBの所有資産が140億ユーロおよびリユース適格受取担保が120億ユーロであった。ルクセンブルク中央銀行への翌日物中銀預入れの総額は567億ユーロ（2020年末は346億ユーロ）であった。

5.3. 2020年の自己勘定取引金融損益

ユーロの中短期のマイナス金利が依然として市場環境を規定しており、すなわち、期間、信用の質および流動性の要件をみたす投資機会を見出すことは困難であった。当期のEIBの自己勘定取引ポートフォリオによる金融業績はマイナス1億6,520万ユーロ（2020年：マイナス1,640万ユーロ）となった。この数字には、主に自己勘定取引で観察されたマイナス金利に関連するグロス業績が反映されている。もっとも、自己勘定取引資産の資金を供給するための借入プログラムのネガティブ・コストを考慮に入れる場合は、2021年の自己勘定取引のリターンは純額ベースでプラス1億750万ユーロ（2020年：6,950万ユーロ）であった。欧州中央銀行（ECB）の金融政策における姿勢が招いたEUの超短期金利の一層の引下げという特徴的な市場環境において、EIBの自己勘定に係る総合平均リターン率はマイナス0.3%（2020年：0.0%）であった。

5.4. 資産負債管理

EIBの資産および負債に係る金利、為替および基礎的リスクのポジションは、所定の制限の範囲内で管理されている。この中で、管理対象リスク・ファクターの対象エクスポージャーを実現するために、標準的なデリバティブ商品を用いて多様なリスクプロファイルを調整している。金利リスク戦略は、EIBの事業の自立的な持続可能性および自己資金の増強を確保することを目標としている。

6. 最良の銀行業の慣行に従った保守的なリスク管理

EIBの最良の銀行業の慣行（BBP）（ベスト・バンキング・プラクティス）枠組みの明確化および充実化のため、EIBの総務会は、EIBのBBPに関する指針の原則を承認した。BBPの指針的原則は、EIBにベスト・プラクティスとして適用される銀行業務の規則や指針の原則全般および一般的な範囲を定義したハイレベル文書である。同文書はまた、関連する規則を同定するための評価基準を定め、またEIBのビジネス・モデルを全体的に調整しつつその詳細を検討している。同文書は、EIBの統治機関による定期レビューを受け、EIBのウェブサイトでも入手可能である。EIBの監査委員会は、総務会に直接報告をあげる独立的な機関であり、EIBの活動のBBPへの適合性を検証することが定款上の

職務とされている。この職務を推進するため、監査委員会は、EIBレビュー・評価プロセスに関する指導的原則およびその実施規則に基づき、内部レビュー・評価プロセス（EIB REP）の実施に向けた準備を進めている。このプロセスは、EIBグループの性質、政策的使命、固有の業務およびガバナンス構造を考慮したEIBグループに特有のレビュー・評価アプローチおよび方法論により組み立てられている。EIB REPは、適用あるBBPをEIBに確実に遵守させるという監査委員会の職務を支援する。

年次の業務目標および方向性を決定するためのアプローチにおいては、堅固な信用状態、貸付事業の長期性向およびポートフォリオの粒度を維持するというEIBの目的が考慮される。EIBは、その活動に付随する信用リスク、流動性リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクを監視する指標一式（総合リスク選好基準など）を定めている。この指標には、最低自己資本要件、EIBの貸付金ポートフォリオの信用状態の分布、リスク集中措置および流動性措置が特に含まれる。

EIBの貸付方針は、貸付対象事業に係る債務者および保証人の双方に最低信用基準を設定しており、受入れ可能な取引構成を特定している。リスク分析において、EIBは貸付に関して内部格付制度を適用しており、カウンターパーティーに内部格付を付与している。貸付金ポートフォリオの分散は、カウンターパーティー枠および主要産業の部門枠の設定によって支えられている。

EIBのグループ・リスク・コンプライアンス部門（GR&C）は、EIBグループの事業に関連する金融リスクと非金融リスクの両方を担当する。かかるリスクには、信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスク、気候リスク、風評リスクおよび戦略リスクが含まれる。2019年6月にEIBグループのリスク管理憲章およびその実施規定が承認されたことを受け、リスク監視対象がEIBグループのすべての関連事業ラインにまで拡大され、EIBグループのすべてのリスク・エクスポージャーの経済実態を十分に把握して十分な情報に基づくリスク・テイクの意思決定ができるようになった。同憲章は、グループ・リスクを効果的かつ一貫した方法で確実に監視・管理することを目的として、グループ・リスク管理枠組みの主要原則を定める。

リスク管理の詳細については、以下「第3 発行者の概況 - (5) 経理の状況 - EU会計指令に基づく個別財務書類」に収載の法定財務書類の注UおよびEIBのウェブサイト上のグループ・リスク管理開示報告書（英文）を参照のこと。

7. 企業の社会的責任

欧州投資銀行の使命は、欧州連合の内外で持続可能な成長を促進する点にある。サステナビリティはEIBのあらゆる活動の中心に位置付けられ、貸出、借入およびアドバイザリー業務に組み込まれている。

EUの気候対策銀行として、EIBは、気候行動および環境サステナビリティのための年間融資額を2025年までに貸出金総額の50%超に増やし、また翌10年間でこの分野に最低1兆ユーロの投資支援を行うなど、すべての活動をパリ協定と整合させることを約束している。

そうした取組みの中で、EIBは、透明性と説明責任の模範を示すよう努めている。EIBは、プロジェクトや活動に関する情報を進んで公開し、関係者と積極的に連携し、ESGの情報開示の最前線に立つ。EIBは毎年サステナビリティ報告書とカーボン・フットプリント（排出負荷）報告書を発行しており、またグローバル・レポーティング・イニシアチブ（GRI）枠組み、サステナビリティ会計基準機構（SASB）および気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の書式に沿って情報を開示している。EIBのいずれの報告書も、EIBウェブサイトの専用ページで閲覧可能である。

8. EIBグループの財務実績⁽³¹⁾

EIBグループはEIBとEIFで構成される。

注(31) このセクションでは、EU会計指令および国際会計基準（IFRS）に基づいて作成されたEIBグループの連結財務書類に触れる。

8.1 EU会計指令に基づくEIBの連結財務書類

EU会計指令に基づく2021年の連結当期損益は26億4,750万ユーロで、これに対して2020年の当期純利益は17億4,990万ユーロであった（8億9,760万ユーロまたは51.3%のプラス）。EU会計指令に基づく連結損益はそのほぼすべてがEIB単体の損益からなるため、この結果は法定財務書類の当期純利益と密接に連動する。

2021年12月31日現在のEIBグループの貸借対照表金額は、2020年12月31日現在に対して119億ユーロの増加を示し、5,680億ユーロとなった。

8.2 IFRS（国際会計基準）に基づくEIBの連結財務書類

IFRSに基づく2021年の連結当期損益は、2020年に確認された同損益が26億3,740万ユーロであったのに対して82億7,730万ユーロであった（前期比で56億3,990万ユーロの増加）。

IFRSに基づく同損益に関するその他の情報は、EIBグループのIFRSに基づく連結財務書類の注記で提供される。

業務上の重要な協約

該当なし

日本との関係

日本の資本市場におけるEIBの活動は1970年代まで遡り、その中には1兆円を上回る規模の60を超える案件（シンジケートローン、公募および私募債券発行）が含まれる。

EIBは日本および日本の居住者に対して貸付を行ったことがない。

(5) 【経理の状況】

以下の和文財務書類は、英文財務書類を原本として作成されている。英文財務書類はそれぞれEIBの監査人であるKPMGルクセンブルクによる監査を受けている。

【 I F R S に基づく連結財務書類】

当有価証券報告書の本項に記載されているEIBグループの2021年12月31日現在の連結貸借対照表ならびに同日に終了した事業年度の連結損益計算書、連結純損益およびその他の包括利益計算書、連結持分変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書（「IFRSに基づく連結財務書類」）は、欧州連合によって採用された国際財務報告基準（「IFRS」）に準拠して作成されている。

[次へ](#)

連結貸借対照表

2021年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

資産	2021年12月31日	2020年12月31日
1. 現金、中央銀行および郵便局預け金 (注B.1)	1,483,285	835,163
2. 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券(注B.2)	37,237,861	32,194,810
3. 金融機関貸付金および預け金		
a) 要求払	797,488	613,764
b) その他の貸付金および預け金(注C)	74,741,569	60,268,922
c) 貸付金(注D.1)	94,682,744	106,066,078
d) 貸付金および預け金の減損(戻入れ控除後)(注D.2)	-75,226	-125,922
	170,146,575	166,822,842
4. 対顧客貸付金および預け金		
a) その他の貸付金および預け金(注C)	677,197	900,604
b) 貸付金(注D.1)	339,994,473	344,965,282
c) 貸付金および預け金の減損(戻入れ控除後)(注D.2)	-288,259	-482,180
	340,383,411	345,383,706
5. 確定利付証券を含む負債証券(注B.2)		
a) 公共機関による発行	5,024,595	5,200,497
b) その他による発行	7,034,187	7,720,588
	12,058,782	12,921,085
6. 株式およびその他の変動利付証券 (注B.3)	18,872,305	13,323,450
7. デリバティブ資産(注Q)	41,734,302	53,285,964
8. 有形固定資産(注E)	374,320	371,854
9. 無形資産(注E)	58,408	39,279
10. その他の資産(注G.1)	183,884	81,132
11. 払込請求済だが払込未済の応募済資本金および準備金(注W.1)	1,133,642	1,454,535
12. 前払金	271,753	319,762
13. 売却目的保有資産	0	11,000
資産合計	623,938,528	627,044,582

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結貸借対照表（続き）

2021年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

負債および資本	2021年12月31日	2020年12月31日
負債		
1. 金融機関に対する債務（注H.1）		
a) 要求払	4,775,575	4,197,199
b) 期日払または通知払	18,796,352	12,302,079
	23,571,927	16,499,278
2. 顧客に対する債務（注H.2）		
a) 要求払	1,645,154	1,680,511
b) 期日払または通知払	175,496	20,951
	1,820,650	1,701,462
3. 債務証券借入（注I）		
a) 負債証券	461,915,358	471,636,014
b) その他	11,987,275	13,260,959
	473,902,633	484,896,973
4. デリバティブ負債（注Q）	29,529,619	38,355,226
5. その他の負債（注G.2）	4,981,663	5,487,842
6. 繰延収益（注F）	443,133	434,583
7. 引当金		
a) 年金制度および健康保険制度（注J）	8,623,332	9,569,495
b) 保証および契約債務引当金（注D）	42,537	61,084
	8,665,869	9,630,579
負債合計	542,915,494	557,005,943
資本		
8. 資本金（注W）		
a) 応募済資本金	248,795,607	248,795,607
b) 払込未請求資本金	-226,604,892	-226,604,892
	22,190,715	22,190,715
9. 連結準備金		
a) 準備基金	24,879,561	24,328,415
b) その他準備金	9,736,449	6,486,767
c) 公正価値準備金	575,725	522,532
d) 特別活動準備金	12,152,954	11,736,896
e) 一般貸倒準備金	2,021,337	2,135,891
	49,366,026	45,210,501
10. 当期純利益（注K）	8,277,324	2,637,423
EIB株主に帰属する資本合計	79,834,065	70,038,639
11. 非支配持分	1,188,969	0
資本合計	81,023,034	70,038,639
負債および資本合計	623,938,528	627,044,582

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結損益計算書

2021年12月31日終了事業年度

(単位：千ユーロ)

	2021年	2020年
1. 受取利息および類似収益（注L） ⁽¹⁾	16,312,260	17,823,932
2. 支払利息および類似費用（注L）	-13,272,582	-14,901,098
3. 株式およびその他の変動利付証券からの収益	838,815	275,473
4. 受取手数料（注O）	585,247	497,687
5. 支払手数料（注O）	-434,377	-327,649
6. 金融業務損益（注M） ⁽²⁾	5,630,207	649,410
7. その他の業務収益および費用の純額（注N）	-1,397	5,557
8. 貸付金および預け金の減損ならびに保証引当金の変動（戻入れ控除後）（注D.2、D.4）	291,582	-26,464
9. 固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券、株式およびその他の変動利付証券の減損の変動（戻入れ控除後）	38,890	835
10. 一般管理費（注P）		
a) 人件費	-1,207,031	-1,049,435
b) その他の管理費	-246,922	-223,575
	<u>-1,453,953</u>	<u>-1,273,010</u>
11. 減価償却費および償却費：有形固定資産および無形資産（注E）		
a) 有形固定資産	-70,272	-69,240
b) 無形資産	-21,035	-18,010
	<u>-91,307</u>	<u>-87,250</u>
12. 当期純利益	<u>8,443,385</u>	<u>2,637,423</u>
帰属先：		
非支配持分	<u>166,061</u>	<u>0</u>
EIB株主	<u>8,277,324</u>	<u>2,637,423</u>

(1) 2021年12月31日終了年度の受取利息および類似収益には、償却原価で保有される資産について実効金利法を用いて計算された5,493,411千ユーロ（2020年：6,260,630千ユーロ）が含まれる。

(2) 2021年12月31日終了年度の金融業務損益には、償却原価で測定される金融資産の認識中止による純利益2,649千ユーロ（2020年：6,610千ユーロ）が含まれる。

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結純損益およびその他の包括利益計算書

2021年12月31日終了事業年度

(単位：千ユーロ)

	2021年	2020年
当期純利益	8,443,385	2,637,423
その他包括損益		
その後に純損益に振替えられることのない項目：		
確定給付債務の再測定（注J）	1,474,982	-1,157,082
FV0に指定された金融負債の自己信用リスクの変動に起因する公正価値の変動 - 公正価値準備金（注R）	66,183	-109,852
FVOCIでの測定に指定された資本性金融商品に対する投資の純利益 / 損失（注B.3）	83,048	22,122
その後に純損益に振替えられる項目：		
ヘッジ・デリバティブの通貨ベース・スプレッドに起因する公正価値の変動 - 公正価値準備金（注Q）	-96,038	-102,184
その他包括損益合計	1,528,175	-1,346,996
包括損益合計	9,971,560	1,290,427
帰属先：		
非支配持分	251,427	0
EIB株主	9,720,133	1,290,427

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結持分変動計算書

2021年12月31日終了事業年度

(単位：千ユーロ)

	応募済 資本金	払込未請求 資本金	準備基金	その他 準備金	公正価値 準備金
2020年 1 月 1 日現在の残高	243,284,155	-221,585,020	24,328,415	8,000,597	712,446
包括損益					
当期純利益 / 損失	0	0	0	0	0
その他包括損益	0	0	0	-1,157,082	-189,914
包括損益合計	0	0	0	-1,157,082	-189,914
前年度利益処分額	0	0	0	2,032,655	0
その他	0	0	0	-416	0
株主との取引					
2020年 2 月 1 日より英国に 支払われる資本金(*)	-39,195,022	35,699,118	0	0	0
2020年 3 月 1 日付の均衡的 資本差替え(*)	39,195,022	-35,699,118	0	-3,495,904	0
2020年 3 月 1 日付のポーランド およびルーマニアからの非均衡 的増資(*)	5,511,452	-5,019,872	0	1,106,917	0
株主との取引合計	5,511,452	-5,019,872	0	-2,388,987	0
2020年12月31日現在の残高	248,795,607	-226,604,892	24,328,415	6,486,767	522,532
包括損益					
当期純利益 / 損失	0	0	0	0	0
その他包括損益	0	0	0	1,389,616	53,193
包括損益合計	0	0	0	1,389,616	53,193
前年度利益処分額	0	0	551,146	1,784,773	0
その他	0	0	0	75,293	0
株主との取引					
子会社の非支配持分の変動	0	0	0	0	0
株主との取引合計	0	0	0	0	0
2021年12月31日現在の残高	248,795,607	-226,604,892	24,879,561	9,736,449	575,725

連結持分変動計算書（続き）

2021年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	特別活動 準備金	一般貸倒 準備金	利益処分前 当期純利益	合計	非支配持分	連結自己 資本合計
2020年1月1日現在の残高	10,777,675	2,170,177	2,957,590	70,646,035	0	70,646,035
包括損益						
当期純利益 / 損失	0	0	2,637,423	2,637,423	0	2,637,423
その他包括損益	0	0	0	-1,346,996	0	-1,346,996
包括損益合計	0	0	2,637,423	1,290,427	0	1,290,427
前年度利益処分額	959,221	-34,286	-2,957,590	0	0	0
その他	0	0	0	-416	0	-416
株主との取引						
2020年2月1日より英国に 支払われる資本金(*)	0	0	0	-3,495,904	0	-3,495,904
2020年3月1日付の均衡的 資本差替え(*)	0	0	0	0	0	0
2020年3月1日付のポーランド およびルーマニアからの非均衡 的増資(*)	0	0	0	1,598,497	0	1,598,497
株主との取引合計	0	0	0	-1,897,407	0	-1,897,407
2020年12月31日現在の残高	11,736,896	2,135,891	2,637,423	70,038,639	0	70,038,639
包括損益						
当期純利益 / 損失	0	0	8,277,324	8,277,324	166,061	8,443,385
その他包括損益	0	0	0	1,442,809	85,366	1,528,175
包括損益合計	0	0	8,277,324	9,720,133	251,427	9,971,560
前年度利益処分額	416,058	-114,554	-2,637,423	0	0	0
その他	0	0	0	75,293	0	75,293
株主との取引						
子会社の非支配持分の変動	0	0	0	0	937,542	937,542
株主との取引合計	0	0	0	0	937,542	937,542
2021年12月31日現在の残高	12,152,954	2,021,337	8,277,324	79,834,065	1,188,969	81,023,034

(*) 注A.1.3を参照

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結キャッシュ・フロー計算書

2021年12月31日終了事業年度

(単位：千ユーロ)

	2021年	2020年
A. 営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益	8,443,385	2,637,423
調整額：		
貸付金および預け金の減損ならびに保証引当金の変動（注D.2、D.4）	-291,582	26,464
有形固定資産および無形資産の減価償却費および償却費ならびに償却（注E）	91,415	87,300
固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券、株式およびその他の変動利付証券の減損の変動	38,890	-835
負債証券の公正価値調整の変動額	216,851	-82,783
貸付金および関連するスワップのIFRSに基づく調整（注M.1）	182,635	-36,174
借入金および関連するスワップのIFRSに基づく調整（注M.1）	-278,609	-267,844
その他デリバティブのIFRSに基づく調整（注M.1）	-81,535	540,944
正味受取利息（注L.1）	-3,039,678	-2,922,834
為替調整額	79,838	10,530
営業活動による利益 / 損失	5,361,610	-7,809
金融機関および対顧客貸付金および預け金の実行額	-37,670,096	-51,605,321
金融機関および対顧客貸付金および預け金の返済額	50,381,755	48,874,685
その他の貸付金および預け金の変動額（注C）	8,658,820	12,798,500
ルクセンブルク中央銀行の最低預金準備率を充足するための預け金の変動額（注B.1）	-35,110	1,621
財務運用ポートフォリオの変動額	-9,224,164	593,177
金融機関および顧客に対する債務の変動額（注H）	7,276,336	9,134,010
年金制度および健康保険制度の引当金の変動額	-2,210,900	602,440
保証および契約債務引当金の変動額（注D.4）	16,692	2,825
現金および現金同等物に係る経過利息の変動額	1,058	30,054
その他の資産およびその他の負債の変動額	-867,565	-64,392
利息受取額	15,224,602	14,298,798
利息支払額	-12,257,565	-14,262,269
営業活動による / （で使用した）正味現金	24,655,473	20,396,319
	2021年	2020年
B. 投資活動によるキャッシュ・フロー：		
期中に購入した長期HQLAポートフォリオの有価証券	-385,243	0
期中に満期償還または売却された長期HQLAポートフォリオの有価証券	701,588	61,000
負債証券ポートフォリオに含まれる代替貸付金およびEIFのABSポートフォリオの購入	-2,266,247	-3,109,456
負債証券ポートフォリオに含まれる代替貸付金およびEIFのABSポートフォリオの償還	4,335,592	3,307,500
株式およびその他の変動利付証券取得額（注B.3）	-2,720,926	-2,185,459
株式およびその他の変動利付証券売却額（注B.3）	2,345,863	1,194,465
有形固定資産および無形資産購入額（注E）	-63,109	-62,285
投資活動による / （で使用した）正味現金	1,947,518	-794,235

連結キャッシュ・フロー計算書（続き）

2021年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	2021年	2020年
C. 財務活動によるキャッシュ・フロー：		
債務証券借入の発行	100,348,462	150,299,236
債務証券借入の償還	-107,709,303	-150,160,396
加盟国の拠出	319,700	159,850
EIF株式購入 / 応募	484,363	-13,267
EIF株式売却	0	7,510
リース負債の返済	-41,366	-40,697
財務活動による / （で使用した）正味現金	-6,598,144	252,236
	2021年	2020年
キャッシュ・フローの要約表：		
現金および現金同等物期首残高	48,074,653	29,709,759
以下による正味現金：		
営業活動	24,655,473	20,396,319
投資活動	1,947,518	-794,235
財務活動	-6,598,144	252,236
保有現金に係る為替調整	1,041,968	-1,489,426
現金および現金同等物期末残高	69,121,468	48,074,653
現金および現金同等物の内訳：		
現金、中央銀行および郵便局預け金（ルクセンブルク中央銀行の最低預金準備率を充足するための預け金を除く）（注B.1）	1,338,806	725,794
短期金融市場証券（注B.2）	142,403	2,801,772
金融機関および対顧客貸付金および預け金：		
要求払	797,488	613,764
その他の貸付金および預け金（注C）	66,842,771	43,933,323
	69,121,468	48,074,653

連結キャッシュ・フロー計算書（続き）

2021年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	2020年	キャッシュ・ フロー	現金を伴わない変動 為替差額	現金を伴わない変動		2021年
				金融負債の 公正価値調 整および 未払利息	その他の 変動額	
長期借入	474,605,141	-10,279,554	11,237,410	-15,845,450	0	459,717,547
リース負債	124,275	-41,366	-923	265	49,900	132,151
短期借入	10,291,832	2,918,713	974,541	0	0	14,185,086
財務活動による負債合計	485,021,248	-7,402,207	12,211,028	-15,845,185	49,900	474,034,784

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

[次へ](#)

欧州投資銀行グループ

連結財務書類に対する注記

2021年12月31日現在

欧州投資銀行（「EIB」）は、1958年にローマ条約により、欧州連合（「EU」）の長期貸付銀行として設立された。EIBの任務は、EU加盟国の統合、均衡の取れた発展、経済的および社会的な結束に貢献することである。EIBは、資本市場で多額の資金を調達し、それらの資金をEU政策目標を促進するプロジェクトに有利な条件で貸し付けている。EIBは継続的に、その業務をEU政策の展開に適合させている。

登記上の事務所所在地は、98-100, boulevard Konrad Adenauer, L-2950 Luxembourgである。

EIBと子会社を合わせて「グループ」または「EIBグループ」と総称する。

EIBの子会社については、注B.4.1に開示されている。

注A：重要な会計方針

A.1. 作成基準

A.1.1. 基準等への準拠

欧州投資銀行グループの連結財務書類（「本財務書類」）は、欧州連合により採択された国際財務報告基準（「IFRS」）に準拠して継続企業を前提として作成されている。

経営委員会の提案を受け、理事会は2022年3月10日に本財務書類を採択し、2022年4月22日までにこれを総務会に提出して承認を求めることを承認した。

A.1.2. 測定基準

本連結財務書類は、デリバティブ金融商品、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融資産および金融負債、強制的に純損益を通じた公正価値で測定される金融商品ならびに、当初認識額からIFRS第15号に基づく償却額（該当する場合）を控除した金額とIFRS第9号に準拠して決定された損失引当金のいずれか高い金額で測定されている金融保証を除き、償却原価に基づいて作成されている。受取レグは、IFRS第9号に従い、将来キャッシュ・フローを割り引くことによって、純損益を通じて公正価値で測定されている。

適格公正価値ヘッジ関係におけるヘッジ対象に指定された金融資産および金融負債の償却原価（「AC」）は、ヘッジ損益に関して調整されている。

確定給付債務に関する負債は、同債務の現在価値に未認識の保険数理利益を加算した値から未認識過去勤務費用または未認識の保険数理損失を差し引いた金額で認識される。

また、別途明記されていない限り、本財務書類は千ユーロ単位に四捨五入して表示されている。

A.1.3. EIBの英国に対するエクスポージャー

2017年3月29日、英国は、欧州連合条約（「TEU」）第50条に従って欧州連合（「EU」）から離脱する決定を欧州理事会に通知した。英国は、TEU第50条および「グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国の欧州連合および欧州原子力共同体からの離脱協定」（「離脱協定」）に基づき、2020年2月1日をもってEU加盟国でなくなった。英国のEUからの離脱により、英国は自動的に欧州投資銀行（「EIB」）の構成員でなくなり、応募済資本金の分担も終了した。

2020年2月1日より、EIBの応募済資本金における英国の分担金は、その全額につき、残りのEU加盟国が按分負担する増資をもって差し替えられた。この資本の差替え（均衡的資本差替え）は、EIBにおける英国の応募済資本金の払込請求済部分に加え、払込未請求部分も対象とするものであった。払込請求済部分の差替えは、EIBの準備金を払込請求済の応募済資本金に振り替えることで賄われた。増資の結果、残りの各EU加盟国において、EIBの応募済資本金の払込未請求（請求可能）持分が按分で増加した。

また、ポーランドおよびルーマニアのEIBに対する応募済資本金が、それぞれ5,386,000,000ユーロおよび125,452,381ユーロ引き上げられた。この増資（非均衡的増資）は、英国のEU離脱から1ヵ月後の2020年3月1日に効力を生じた。ポーランドとルーマニアは、EIBの応募済資本金の増加分の払込請求済部分につき支払いを行うものとし、10回の均等分割により半年ごとにEIBの準備金に拠出を行っていく。

なお、英国のEU離脱に伴うEIB定款の数多くの変更がすでに効力を生じた。EIB定款変更の第一群は、2020年2月1日に効力を生じた。

英国がEIBの構成員でなくなったことを反映するこれらの法定の変更には、EIB定款における英国への言及の削除が含まれた。ガバナンス条項のいくつかの変更も同時に効力を生じ、かかる変更には、EIB理事会の代理メンバーの増員、ならびにEIBの業務計画、手続規則および経営委員会の委員の任命の承認に係る特定多数決方式の導入が含まれた。EIB定款変更の第二群は、ポーランドおよびルーマニアからの増資ならびに関連するガバナンスの変更に関するものであり、2020年3月1日に効力を生じた。

英国がEIBの構成員でなくなった結果として、離脱協定には、EIBに関する財務決済を定めるいくつかの規定が盛り込まれている。離脱協定第150条に定める条項に従い、英国は、EIBに対する応募済資本金の従前の分担に従い、EU離脱前のEIBのエクスポージャーについて引き続き責任を負う。これに関連して、2021年12月31日現在で、EU離脱前のEIBのエクスポージャーは506,596百万ユーロとなり、一方、英国の負債の限度額は39,195百万ユーロとなった。

英国は、EIBのその他のリスクについても、それが離脱後の融資に関するものでない限り引き続き責任を負う。また、EIBは、離脱協定第150条に定める条項に従い、EUに代わって、EIBの払込請求済資本金に対する英国の分担金相当額を12回の分割により毎年英国に支払う。英国の払込請求済資本金の払戻しを除き、EIBは、英国がEIBの構成員でなくなることに関連して、または離脱協定の関連条項に定める英国の一部債務の留保を理由として、英国に対してその他の弁済、返金または報酬を支払う義務を負わないものとする。

英国のEU離脱およびその結果としてのEIBの構成員でなくなることは、2020年12月31日現在（上記のEIBの自己資本に対する影響を除く）および2021年12月31日現在の連結財務書類に重要な影響は与えなかった。

A.2. 重要な会計上の判断および見積り

本連結財務書類を作成するにあたり、経営委員会は報告されている収益、費用、資産、負債ならびに偶発資産および偶発債務の開示に影響する見積りおよび仮定を立てることが求められている。入手可能な情報の使用、および判断の適用は、見積りに特有のものである。将来の実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があり、これらの差異は本財務書類に対して重要なものとなる可能性がある。

最も重要な判断および見積りは、次のとおりである。

金融商品の公正価値

連結貸借対照表に計上する金融商品の公正価値は、活発な市場から入手できない場合は、数学的モデルの使用も含め、様々な評価技法を用いて算定する。これらのモデルに使用するデータは、可能であれば観察可能な市場から入手するが、不可能な場合は、時価の設定に際しある程度の判断を要する。こうした判断には、流動性や長期デリバティブの相関性やボラティリティ等のモデルへの入力データの検討が含まれる（注A.4.6）。

金融商品の減損

予想信用損失（「ECL」）の測定には、特に当初認識時からの大幅な信用リスクの増加の評価、将来を考慮した情報の組入れ、さらに、減損損失の算定の際の将来キャッシュ・フローの金額と発生時期および担保価値の予測において、経営陣は重要な判断を下すことが求められる。これらの見積りは多くの要因によって決定され、その要因は認識される貸倒引当金の発生時期と金額を著しく変動させる結果をもたらし得る（注A.4.4）。COVID-19による減損への影響に関連する仮定は注A.4.4および注Sに詳述されている。

非上場持分投資の評価

非上場持分投資の評価は、通常、次のいずれかに基づいて行われる。

- 最近の第三者間市場取引
- 実質的に同様な他の金融商品の時価
- 予想キャッシュ・フローを、条件とリスク特性が類似した項目に適用される現行の割引率で割り引いた値、または
- その他の評価モデル

非上場持分投資のキャッシュ・フローおよび割引係数を決定するにあたっては、重要な見積りを要する。グループでは評価技法を定期的に調整しており、同じ金融商品で観察可能な現行の市場取引の価格か、入手および観察可能な他の市場データの価格のどちらかを用いて、妥当性をテストしている（注A.4.6）。

年金および他の退職給付

確定給付年金制度および他の退職後医療費給付に係る費用は、数理計算上の評価を用いて算定する。数理計算上の評価に際しては、割引率、死亡率、ならびに将来の給与および年金の増加に関する仮定を行う。これらの制度は長期にわたるため、こうした見積りは重要な不確実性を伴う（注A.4.14）。

グループが持分を保有する事業体の連結

グループは、グループが持分を保有する事業体で、個別の事業体に対する経済的持分総額（キャリード・インタレストと予想管理報酬で構成される）および意思決定機関を解任する権限に基づき、当年度末現在でグループが支配している事業体はない（欧州投資基金（「EIF」）を除く）という重要な判断を行った。

すべての場合において、上記の要因の評価に基づき、グループはゼネラル・パートナーとファンド・マネージャーのいずれも、また当該投資先の活動および業務の管理および統制の責任を単独で担い、当該投資先の目的および目標を遂行するために必要なすべての事項を実行する権限を有している理事会を個別に支配することはできない（注B.4）。

IBOR改革から生じる不確実性

2021年12月31日をもって廃止された英ポンド、スイス・フランおよび日本円のLIBORという指標金利について、グループは2021年12月31日現在でIBOR改革の時期および金額に関する不確実性は存在しないとみなしている。したがって、これらのLIBORについて、グループはIASBによる金利指標改革のフェーズ1の修正を免除されていたが、その免除適用を停止する。2023年6月30日をもって廃止される指標金利である米ドルLIBORについては、グループは不確実性に関連するIASBによるフェーズ1の修正を適用している。

A.3. 会計方針の変更

下記の変更を除き、グループは注A.4に記載した会計方針を、本連結財務書類において表示されている期間について継続的に適用している。グループは、以下の新基準および基準の改訂を適用した。

適用された基準

以下の解釈指針ならびに既存の基準の改訂および修正が、2021年1月1日付でグループの連結財務書類に対して有効となった。

金利指標改革フェーズ2 - IFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号およびIFRS第16号の修正

2020年8月27日に公表されたこれらの修正により、現在進行中の銀行間取引金利（IBOR）およびその他の金利指標の改革に対するIASBの対応は完了した。

これらの修正は、金利指標改革の結果として企業が従来の金利指標を代替指標金利に置き換えた場合の財務書類への影響に焦点を当てている。これらの修正は、会計基準の一定の要件からの実務上の救済措置を提供している。

具体的には、これらの救済措置は、契約上の指標金利が新しい代替指標金利に置き換えられた場合の、金融商品、リース契約またはヘッジ関係の変更に関連している。

金融商品の契約上のキャッシュ・フローの変更が金利指標改革の直接の結果であり、この変更が経済的に同等の基礎に基づいて実施される場合、フェーズ2の修正は、金融商品の認識の中止や帳簿価額の調整を行うことなく、実効金利を更新してこの変更を反映するための実務上の便法を提供している。また、金利指標改革に伴い要求されたリースの条件変更によりリース負債を再測定する場合に、金利の変更を反映した改訂後の割引率を用いることができるという例外規定も設けられている。

最後に、フェーズ2の修正は、変更が改革の直接の結果であり、経済的に同等の基礎に基づいて実施される場合に、ヘッジ会計要件に対する一連の救済措置を提供している。具体的には、企業は、金利指標改革によって要求された変更を行ったことのみを理由として、ヘッジ会計を中止する必要はない。

この基準の修正の適用は遡及的に行われ、期首残高に影響はなかった。

2021年6月30日より後のCOVID-19に関連する賃料減免 - IFRS第16号の修正

2021年3月、IASBは、COVID-19のパンデミックの直接的影響として発生する賃料減免について、IFRS第16号のリースの条件変更に関する指針の適用を免除する救済措置を借手に提供する実務上の便法の条件を修正した。

実務上の便法として、借手はCOVID-19に関連して貸手から受けた賃料減免がリースの条件変更にあたるかどうかを評価しないことを選択することができる。この修正の結果、現在では、実務上の便法を適用するための他の条件が充足されている場合に限り、実務上の便法は、リース料の減額が2022年6月30日以前に当初の期限が到来する支払にのみ影響を与える賃料減免に適用される。

この修正は2021年8月30日にEUによって承認されており、2021年4月1日以降に開始する年次会計期間から効力を有している。

グループは、この修正を早期適用したが、この修正はグループの連結財務書類に影響を与えなかった。

公表済みではあるものの未適用の基準でEIBに影響を与えるもの

2018-2020年サイクルの年次改善（IFRS第1号、IFRS第9号およびIFRS第16号の修正）およびIFRS第3号、IAS第16号、IAS第37号の狭い範囲の修正

IFRS第3号「企業結合」の修正 - 企業結合の会計要件を変更することなく、IFRS第3号における「財務報告の概念フレームワーク」への参照を更新している。

IAS第16号「有形固定資産」の修正 - 企業が有形固定資産を意図した使用のために準備している間に生産した製品の販売によって受領した金額を、当該有形固定資産の取得原価から控除することを禁止している。その代わりに、企業はその販売収入および関連費用を純損益に認識する。

IAS第37号「引当金、偶発債務および偶発資産」の修正 - 契約が損失をもたらす契約になるかを評価する際に、企業がどのコストを含めるかを規定している。

これらの修正は2021年6月28日にEUによって承認されており、2022年1月1日以降に開始する年次会計期間から効力を有している。

グループは、これらの修正を早期適用しておらず、また、これらの修正がグループの連結財務書類に重要な影響を及ぼすとは見込んでいない。

A.4. 重要な会計方針の要旨

A.4.1. 連結基準

子会社

子会社とは、グループによって直接的または間接的に支配されているすべての企業である。グループが企業を支配するとは、グループが当該企業への関与から生じる変動リターンにさらされているか、または変動リターンに対する権利を有しており、かつ、こうしたリターンに対して当該企業への権限を通じて影響を及ぼす能力を有している場合である。

すべての重要な子会社はIFRSに基づき連結財務書類に含まれているが、グループにとって重要性のない企業は連結の範囲から除外されている。あらゆる子会社の財務書類は、支配を開始した日から、支配を停止した日まで、連結財務書類に含まれている。

EIBグループの本財務書類は、欧州投資銀行（「EIB」）およびその子会社である欧州投資基金（「EIF」）の財務書類により構成される。子会社の財務書類は、EIBと同じ報告年度について作成され、EIBと一貫した会計方針に基づいている。

EIBは、EIFに対する支配を行使しているため、連結財務書類を作成するにあたり、IFRS第10号で規定されている会計原則を適用した。したがってグループは、資産、負債、資本、収益、費用の類似項目を合算し、EIBおよびEIFの財務書類を科目ごとに連結している。

非支配持分

IFRSの下では、非支配持分は、子会社の識別可能純資産に対する比例持分で測定される。これらは、EIBが直接的にも間接的にも所有していない純損益および純資産の部分を表している。EIFの少数株主である欧州委員会（「EC」）に帰属する非支配持分は、連結貸借対照表の「非支配持分に帰属する資本」と連結損益計算書の「非支配持分に帰属する当期純利益」にそれぞれ表示されている。

第三者投資家が保有するEIF株式に係るコミットメント

EIFのEC以外の非支配株主が保有する株式に関するリプレースメント・シェア・パーチェス・アンダーテイキング（「RSPU」）の条件に従い、EIBはこれらの株式の買付けの募集を毎年行っている。権利行使価格はEIFの監査済年次財務書類に基づいて算定されるが、これはEIF払込請求済資本金に資本剰余金勘定、法定準備金、留保利益、公正価値準備金、当期純利益を加えて、EIF株主総会で決議された配当を差し引いた値における各株式相当分に対応する（注Gも参照のこと）。

IFRSの下では、RSPUはこの少数株主グループからEIF株式を購入するために将来現金を支払う契約上の義務を反映した、上記の非支配持分に対する売建プットオプションとみなされる。IAS第32号に従い、たとえその現金支払が所有者によるオプションの行使を条件とするものであっても、かかる取決めは償還金額の現在価値について金融負債を生じさせる。

したがって、IFRSの下では、このコミットメントは「非支配持分」から組み替えられ、対応する金融負債がオプションの行使価格（年毎に設定される合意価格に相当する）の公正価値で「その他負債」に認識され、親会社の株主に帰属する。その後、この金融負債はIFRS第9号に従って測定され、すなわち、取得日後に金融負債の公正価値に生じた変動は、連結損益計算書の「支払利息および類似費用」に計上される。非支配持分の合意価格に対する超過額または不足額は、「連結準備金」に組み替えられる。

関連会社および共同支配企業における持分

グループの被投資会社における持分は、関連会社および共同支配企業における持分で構成される。関連会社は、グループが財務および業務上の方針に対して重要な影響力を持つが、支配力または共同支配力は持たない企業である。共同支配企業は、グループが共同支配力を持ち、それによってグループが当該事業体の資産に対する権利および負債に対する債務ではなく、純資産に対する権利を有する事業体である。

関連会社および共同支配企業に係る会計上の取扱いとは注A.4.8.6で詳述されている。

連結上消去される取引

貸借対照表および損益計算書上の勘定を合算した後、グループ内取引から生じたグループ内の残高ならびに取引、収益および費用をすべて相殺消去している。

A.4.2. 外国通貨の換算

本連結財務書類は、グループの機能通貨、ならびに構成員の資本勘定の測定単位とされているユーロ（「EUR」）建てで、表示されている。

グループは、ユーロ、欧州連合加盟国の他の通貨および非EU通貨で業務を運営している。EIBの財源は様々な通貨建ての出資、借入および利益剰余金によって調達される。

外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。

ユーロ以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日の実勢換算レートに基づきユーロに換算される。これらの換算から生じた損益は連結損益計算書の「金融業務損益」に計上される。

外貨建ての取得原価で測定される非貨幣性項目は、当初の取引日の為替レートで換算されている。外貨建ての公正価値で測定される非貨幣性項目は、公正価値算定日の為替レートで換算されている。

非貨幣性金融資産の為替差損益は、公正価値変動に含まれる。非貨幣性金融資産の分類に応じて、為替差損益は連結損益計算書が連結貸借対照表の資本の中の準備金のどちらかで認識される。

取引日の為替レートと決済日の為替レートの差異により発生する為替差損益、および未決済の外貨建貨幣性資産および負債に関する未実現為替差損益は、連結損益計算書の「金融業務損益」で認識されている。

A.4.3. 分類および測定

金融資産および金融負債

当初測定時に、グループは金融資産または金融負債を、純損益を通じた公正価値（「FVTPL」）で測定する項目以外については、公正価値にその取得または発行に直接的に起因する取引費用を加算または減算して測定する。当初認識時の公正価値は、通常取得原価である。

金融資産は、当初認識時に償却原価（「AC」）での測定、その他の包括利益を通じた公正価値（「FVOCI」）での測定、またはFVTPLでの測定に分類され、金融負債はACまたはFVTPLでの測定に分類される。

IFRS第9号の下では、分類は、当該金融資産が負債性金融商品または資本性金融商品とみなされるかの判定から開始される。IFRS第9号「金融商品」は、IAS第32号「金融商品：表示」における定義を参照している。

負債性金融商品は、貸付金、政府債、社債など、IAS第32号に従って、発行体の観点から金融負債の定義に適合する金融商品である。

負債性金融商品は、以下の両方の条件を満たし、純損益を通じた公正価値での測定に指定されていない場合に、償却原価での測定に分類される。

- 当該資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的としているビジネスモデルで保有されている。
- 金融資産の契約条件により、元本と元本残高に対する利息のみの支払（SPPI基準）であるキャッシュ・フローが特定の日に発生する。

負債性金融商品は、以下の両方の条件を満たし、純損益を通じた公正価値での測定に指定されていない場合にのみ、その他の包括利益を通じた公正価値での測定に分類される。

- 当該資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方により目的が達成されるビジネスモデルで保有されている。
- 金融資産の契約条件により、SPPI基準に適合するキャッシュ・フローが特定の日に発生する。

上記要件は、たとえ金融資産に組込デリバティブが含まれている場合でも、金融資産全体に適用される。

資本金性金融商品は、IAS第32号に従って、発行体の観点から持分の定義に適合する金融商品、すなわち、契約上の支払義務を含まず、発行体の純資産の残存持分の証拠となる金融商品である。

売買目的保有ではない持分投資の当初認識時に、グループはその後の変動をその他包括損益に表示することを取消不能で選択することができる。この選択は、投資ごとに行われる。

他のすべての金融資産は、純損益を通じた公正価値での測定に分類される。

金融負債は、以下のものを除き、償却原価で測定される。

- 売買目的保有の定義に適合する（例えば、デリバティブ負債）。
- 純損益を通じた公正価値での測定に指定されている。

また、当初認識時に、グループは償却原価測定の要件に適合する金融資産または金融負債を、純損益を通じた公正価値での測定に指定することによって、指定しない場合に発生する会計上のミスマッチが解消されるまたは大幅に削減される場合、または当該金融資産および金融負債が公正価値で管理され、その運用成績が公正価値に基づいて評価される場合に、純損益を通じた公正価値での測定に取消不能で指定することができる（いわゆる選択された場合の「公正価値オプション（「FV0」）」またはFVTPL）。FV0に指定されている主な金融商品は、ヘッジ対象貸付金およびヘッジ会計適格ではない証書によって表される債務である。

開示要件目的上、グループは特性の類似性に基づいて金融商品の区分を定義している。

ビジネスモデル評価

EIBグループは、負債性金融商品が保有されるビジネスモデルの目的の評価をポートフォリオ・レベルで行う。これは、事業が管理され、経営陣に情報が提供される方法を最も良く反映しているためである。検討される情報には以下が含まれる。

- ポートフォリオの定められた方針および目的、ならびに実際におけるその方針の運用。特に、経営陣の戦略が、契約上の金利収益の稼得、特定の金利プロファイルの維持、金融資産のデュレーションとその資産向けの資金調達のための負債のデュレーションの一致、または資産の売却を通じてのキャッシュ・フローの実現に焦点を当てているか。
- ポートフォリオの運用成績がどのように評価され、グループの経営陣に報告されているか。
- ビジネスモデル（およびそのビジネスモデルで保有されている金融資産）の運用成績に影響を及ぼすリスク、ならびにそれらのリスクがどのように管理されているか。

- 過去の期間における売却の頻度、金額および時期、その売却の理由ならびに将来の売却活動についての見込。

しかし、売却活動に関する情報は切り離して考慮されるのではなく、グループの金融資産の管理の定められた目的がどのように達成され、キャッシュ・フローがどのように実現しているかについての全体的な評価の一環として検討される。

元本と利息のみの支払（「SPPI」）基準

この評価の目的上、「元本」とは、負債性金融商品の当初認識時の公正価値と定義される。「利息」とは、貨幣の時間価値および特定の期間中の元本金額に伴う信用リスク、その他の基本的な貸付リスクおよびコスト（例えば、流動性リスクおよび管理費用）の対価、ならびに利益マージンと定義される。

契約上のキャッシュ・フローが元本と利息のみの支払であることを評価する際に、EIBグループは当該商品の契約条件を検討する。これには、当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの発生時期または金額を変更する契約条件を含んでおり、この基準を満たさなくなる可能性があるか否かの評価が含まれる。

認識中止

グループは、金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が失効した場合、または金融資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的にすべて移転する取引、もしくはグループが所有に伴う実質的にすべてのリスクと経済価値を移転も留保もせず、当該金融資産に対する支配を留保しない取引で契約上のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した場合、同金融資産の認識を中止する。

グループは、契約上の義務が履行された場合、取り消された場合、または失効した場合に金融負債の認識を中止している。

金融資産または金融負債の認識中止時に、資産または負債の帳簿価額（または認識が中止された資産または負債の部分に配分された帳簿価額）と、(i) 受け払いされた対価および(ii) その他の包括利益で認識された累積利益または損失の合計額の差異は、純損益で認識されるが、処分時に損益計算書ではなくその他準備金に振り替えられる、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分投資についてその他の包括利益で認識された累積利益または損失を除く。

IBOR改革との関連において、償却原価で測定される金融商品の条件変更が実質的であるかどうかのグループの評価は、IBOR改革のフェーズ2で導入された実務上の便法を適用した後に行われる。IASBが発行した修正に基づき、契約上のキャッシュ・フローが金利指標改革の直接の結果として変更され、その変更が契約上のキャッシュ・フローを決定する従前の基礎（すなわち、変更直前の基礎）と経済的に同等である場合、グループは当該金融商品の認識の中止を行っていない。

組替

金融資産は、当初認識後は、グループが金融資産を管理するビジネスモデルを変更した後の期間を除き、組み替えられない。

条件変更

償却原価で測定される金融資産は、その契約上のキャッシュ・フローが再交渉またはその他の方法で修正された場合、条件変更されたとみなされる。再交渉または条件変更は、既存の金融商品の認識を中止し、新たな金融商品を認識することに至る場合も至らない場合もあり得る。

償却原価で測定される金融資産のキャッシュ・フローの重要な契約上の条件変更の結果、当該金融資産が認識中止となる場合は、新たな金融資産を公正価値で認識し、条件変更に係る損益の影響額を連結損益計算書上の「金融業務損益」で計上する。

契約上の条件変更は、新たな条件によるキャッシュ・フローの割引現在価値（当初の実効金利を使用して割り引いたもの）が、当初の金融資産の残りのキャッシュ・フローの割引現在価値と、少なくとも10%異なる場合に大幅な変更とみなされる。金融資産の通貨の変更や転換機能などの定性要因も、考慮される。

IBOR改革との関連において、償却原価で測定される金融商品の条件変更が実質的であるかどうかのグループの評価は、IBOR改革のフェーズ2で導入された実務上の便法を適用した後に行われる。償却原価で測定される金融商品の契約上のキャッシュ・フローを決定するための基礎が金利指標改革からの直接の結果として変更され、かつ、その変更が従前の基礎（すなわち、変更直前の基礎）と経済的に同等である場合には、グループは実効金利を更新し、当該金融商品の帳簿価額を修正する必要はない。

相殺

グループは、金融資産と金融負債が、IAS第32号の下での対応する基準を満たす場合、それらをグループの連結貸借対照表上で相殺している。また、金融資産および金融負債は、グループの連結貸借対照表上で相殺されているか否かを問わず、法的に強制力のあるマスター・ネットリング契約または類似した金融商品を対象とした類似契約の適用を受ける場合がある。類似契約にはグローバル・マスター・リパーチェス契約が含まれる。類似した金融商品には、リパーチェス契約およびリバース・リパーチェス契約が含まれる。

A.4.4. 減損

IFRS第9号は、将来を見越した「予想信用損失」（「ECL」）モデルに基づいている。これは、経済的要因の変化が予想信用損失にどのように影響するかについての判断を要求するものであり、この判断は確率加重に基づいて行われている。

グループ内では、このIFRS第9号の減損モデルは償却原価で測定される金融資産だけでなく、オフ・バランスシートのコミットメントおよび金融保証にも適用されている。

IFRS第9号の下では、損失引当金は次の何れかに基づいて測定されている。

- 12ヵ月ECL：これらは、報告日後12ヵ月以内に発生する可能性のあるデフォルト事象によるECLである。
- 全期間ECL：これらは、金融商品の全期間にわたって発生する可能性のあるデフォルト事象によるECLである。

IFRS第9号は、減損について、当初認識以来の信用度の変動に基づいた「3ステージ」モデルを提示している。金融商品は、当初認識以降に信用リスクの著しい増加（「SICR」）が特定された金融商品を除き、ステージ1に分類される。これには、将来を考慮した情報を含む定量的および定性的の両方の情報、ならびにグループの専門知識に基づいた分析が含まれる。信用リスク方針に関する詳細は、注S.2で詳述されている。

グループによる信用リスクの著しい増加の評価は、カウンターパーティーまたは商品に固有の情報を用いた段階的アプローチに基づいており、これは特に早期警戒トリガー、内部格付（最新の内部格付が投資適格を下回るカウンターパーティーの過去の内部格付と比較して3ノッチ以上の格下げ）、延滞（延滞30日）および要注意先リスト（「WL」）をカバーする信用リスク・ガイドライン（「CRG」）ならびに財務モニタリング・ガイドラインおよび手続き（「FMGP」）に記載された方針と整合している。

基準設定母体が発行した指針および市場慣行に沿って、グループは、COVID-19のパンデミックのシステミックな経済的悪影響に対処することを目的とした、正常債権カウンターパーティーに対するCOVID-19に関連する短期返済猶予措置の適用は、それ自体のみではSICRが発生したと結論付けるための自動的なトリガーとはみなすべきではないと考えている。注S.2.3.3.3で開示されているように、グループは、このようなカウンターパーティーの信用リスクを評価する際に専門家の判断を利用する。

グループは、COVID-19のパンデミックのあらゆる影響は既存の将来予測的なECLモデルに反映されており、このモデルはかかる極端な事象を織り込めるほど十分に堅固であるとみなしている。特に、なんらかの影響があった場合、それぞれの影響はマクロ経済予測とPDの期間構造を通じて直接的に把握されている。

信用リスクの著しい増加が発生した場合、当該金融商品はステージ2に移動されるが、まだ信用毀損があるとはみなされない。金融商品に信用毀損がある場合は、当該金融商品はステージ3に移動される。

ステージ3のエクスポージャーを特定するために、EIBは不良債権エクスポージャーの客観的証拠が存在するか否かを判定する。この目的のために、グループは、グループが償還請求を行うことなく、借手によるグループに対する信用債務の完済の可能性が低い場合、または借手がグループに対する重要な信用債務で90日超延滞している場合に、金融資産がデフォルト状態にあるとみなしている。

この点において、グループが原契約条件に従って全額または同等額を回収することができない可能性が高いとEIBが判断したときは、金融資産は信用減損したものとみなされる。個々の相手先に対する与信エクスポージャーは、借手の性質、総括的な財政および資金状況、返済履歴、財政的に信用できる保証人からの援助の可能性、また該当する場合は担保の実現可能価額に基づき評価される。

すべての減損された債権は最低半期ごとに検討および分析される。それまでの見積りと比較した将来の予想キャッシュ・フローの金額や時期にその後生じた変化は貸倒引当金に反映され、連結損益計算書に費用計上または貸方計上される。信用の質が改善し債権契約書の原契約条件どおり元本および利息が適時に回収されるという合理的保証が得られた場合のみ、貸倒引当金は戻入される。債権の全部または一部について、回収不能と認めるか、または債権を放棄する場合は、貸倒損失として処理される。貸倒損失は、以前に設定された貸倒引当金を取り崩す形で、または当該債権元本を減額し直接連結損益計算書に費用計上される。貸倒償却処理された債権の一部または全部の回収については、連結損益計算書上で貸方計上される。

ECLの測定 - インプット、仮定および技法

全期間ECLの測定は、ステージ2およびステージ3の資産に適用され、12ヵ月ECLはステージ1の資産に適用される。

予想信用損失の測定は、次の信用リスク・パラメーターに基づいて実施された。

- デフォルト確率（「PD」）
- デフォルト時損失率（「LGD」）
- デフォルト時エクスポージャー（「EAD」）

デフォルト確率は、貸付先が翌12ヵ月間または当該債務の残存期間のいずれかでその金融債務についてデフォルトする確率を表す。PDは、統計的格付モデルに基づいて計算され、カウンターパーティーおよびエクスポージャーの各種のカテゴリーに適合させた格付ツールを使用して評価される一定日時点での見積値である。

格付は、エクスポージャーに関するデフォルト確率の期間構造の決定のための主たるインプットである。グループは、グループの信用リスク・エクスポージャーについて、履行とデフォルトに関する情報を収集している。収集されたデータは業種別、地域別に分類される。信用状況およびマクロ経済環境の変動に同質の方法で反応する異なる業種および地域は、合わせて分析される。

グループは、複数期間にわたるデフォルト確率を見積るために、マクロ経済予測を組み込んだ統計モデルを採用している。

デフォルト時損失率は、カウンターパーティーのデフォルトによるエクスポージャーに係る損失の、デフォルト時の残高に対する比率についての予想を表す。デフォルト時損失率は、「1 - 回収率」としても定義される。LGDの見積値は、主に地域別、そしてソブリン、公共機関、金融機関、企業およびプロジェクト・ファイナンスの5つの主要なクラスのカOUNTERパーティーの種類別に決定される。LGDの値は、エクスポージャーの商品および契約固有の特徴に基づいて、さらに調整される可能性がある。

グループは、商品の当初認識時から信用リスクが大幅に増加したかの評価、および予想信用損失の測定の方々に将来を考慮した情報を組み入れている。

ECLの測定については、グループは以下を含めたPDの期間構造を計算するために条件付きモデル化手法を開発した。

- 経済的に合理的な信用サイクルとマクロ経済変数の間のリンク関数の定義
- 複数年のGDPの潜在的な達成およびそれらに関連する確率を備えた3種のマクロ経済シナリオ（1つのベースライン・シナリオおよび景気の拡大と後退を反映した2つのシナリオ）

マクロ経済シナリオを作成するために、EIBは国別ブロックと共に世界経済のマクロ的な半構造的複数国かつ高次方程式モデルを使用している。セントラル/ベースライン・シナリオは、最新の欧州委員会（「EC」）予測と整合するよう設計されている。楽観的および悲観的シナリオは、セントラル・シナリオに関して、複数年/高次方程式モデルの展開により設計されている。シナリオは、経済活動の主要尺度であるGDPにショックを与えることで得られる。実質GDPに対するショックは、観察された変数のボラティリティを複製するためにその水準が調整される。また、GDPに対するショックの規模および持続期間を精緻化するために、適切な場合は専門家による判断が適用される。その結果、ショックは減衰関数と共に決定され、経時的なショックの影響が決定される。各シナリオに割り当てられる確率は、市場（ボラティリティ）指標および不確実性を捕捉するために長期にわたって一貫して使用された内部開発の指標/トラッカーを反映して決められる。

EADは、デフォルト時の予想エクスポージャーを表し、現在の当該カウンターパーティーに対するエクスポージャーおよび現在契約で認められている金額の、分割返済を含む潜在的な変動に基づく。金融資産のEADは、帳簿価額総額である。貸付コミットメントおよび金融保証については、EADには使用済金額に加えて、契約下で引き出される可能性がある潜在的な将来の金額が含まれる。

優先債権者の地位（「PCS」）

EU一次法優位の原則および、EIB定款に定められているEIBの財産があらゆる形の接收および収用から免除されるものとする旨の原則は、満期時における欧州連合加盟国のソブリン・エクスポージャーの全額回収を保証するとみなされる。この財務保護および優先債権者としての地位により、欧州連合加盟国のソブリン・エクスポージャーまたは欧州連合加盟国の保証についての信用リスクも減損も発

生しない。しかし、他の債権者と同様に、EIBは欧州連合加盟国ソブリン発行体の負債性金融商品に含まれる集団行動条項（「CAC」）に基づいた多数による決定事項に拘束される。

A.4.5. デリバティブおよびヘッジ活動

グループは主に借入取引、財務取引および貸付取引に係る市場のエクスポージャーをヘッジするため、またその資産および負債の管理活動の一環としてデリバティブ商品を利用しており、それにより、予定取引に伴うエクスポージャーを含む、金利および為替リスクを管理している。

グループのすべてのデリバティブ商品は純損益を通じた公正価値で測定され、デリバティブ資産または負債として計上される。デリバティブに伴い発生する未収利息は、計上される公正価値の一部となる。公正価値は、市場インプット、ディスカント・キャッシュ・フロー・モデルおよびオプション・モデルにより入手される。オプション・モデルでは、現在の市況および原資産の契約価額と同様に、時間的価値、イールドカーブおよび原資産のボラティリティが考慮される。デリバティブの公正価値変動は、「金融業務損益」に含まれている。

グループのヘッジ活動は、資産および負債の両方について、金利リスク・プロファイルを標準的な変動金利リスクに変換するスワップを用いて金利リスクおよび通貨リスクを軽減することを目的としている。グループがミクロ・ヘッジを締結する場合、各ヘッジ関係には、全部または部分的にヘッジされる、1つまたは複数のヘッジ対象が含まれる。

ヘッジ手段次第で、ヘッジ対象のヘッジ対象リスクは以下のように決定される。

- 金利スワップを使用する場合、ヘッジ対象のベンチマーク金利カーブに関する金利リスクのみがヘッジされる。
- 通貨スワップを使用する場合、ヘッジ対象のベンチマーク金利カーブに関する金利リスクおよびベンチマーク通貨に関連する通貨リスクがヘッジされる。

IFRS第9号で認識されている3種類のヘッジ関係のうち、グループは現在公正価値ヘッジ会計のみを適用している。公正価値ヘッジは、認識された資産もしくは負債、または未認識の確定契約債務、またはこうした項目の一構成部分の、特定のリスクに起因し、損益に影響を及ぼす可能性がある公正価値の変動に関連するリスクを軽減するヘッジの取決めである。ヘッジ会計の目的は、損益に影響を及ぼすおそれのある特定のリスクから発生するエクスポージャーを管理するために、ミクロベースで金融商品を使用したグループのリスク管理活動の効果を財務書類において表すことである。

グループはまた、金利リスクおよびベーススリスクを資産負債管理の一環として、ヘッジ会計を適用せずにマクロベースでヘッジしている。

ヘッジ会計適格であるためには、ヘッジ関係は適格ヘッジ手段と適格ヘッジ対象で構成されていなければならない。

純損益を通じた公正価値で測定されるデリバティブは、ヘッジ手段として指定することができる。グループは次の適格ヘッジ手段とその組み合わせを用いている。

- 金利スワップ
- 通貨スワップ

適格ヘッジ手段は、ヘッジ指定から分離し除外されている通貨スワップの場合の外貨ベース・スプレッドを除き、そのすべてがヘッジ手段に指定されている。

ヘッジ対象は、認識されている資産もしくは負債、または未認識の確定契約債務がなり得る。ヘッジ対象は、単一の項目もしくは項目のグループがなり得、またそのような単一の項目もしくは項目のグループの構成部分がなり得る。次の適格ヘッジ対象がグループによって指定されている。

- 借入金
- 代替貸付金
- 貸付金
- 財務ポートフォリオの負債証券

グループはまた、前述の適格金融資産および金融負債の額面金額の構成部分をヘッジ対象またはヘッジ手段として指定する場合がある。

金利リスクの公正価値ヘッジを適用するにあたり、グループは個別に識別可能かつ信頼性をもって測定可能な契約上明示されていない指標金利のリスク要素をヘッジ対象リスクとして指定している。LIBORから代替的なリスクフリーレート（RFR）へ移行されていない未決済のヘッジ関係については、グループはリスク要素が個別に識別可能であるという要件をヘッジ関係の開始時にのみ満たす必要があり、その後は再評価の必要がない場合に、IBOR改革のフェーズ1の一時的救済措置を適用している。

ヘッジ関係の当初指定時に、グループはヘッジ手段とヘッジ対象の関係を書式化し、これには、リスク管理目的およびヘッジの実行戦略に加えて、ヘッジ関係の有効性を継続的に評価するために使用される方法が含まれる。

IBOR改革のフェーズ2の修正の適用に伴い、グループは既存のIBORからRFRへの置換時にもヘッジ関係の継続を可能とする一時的救済措置を適用している。

ヘッジ関係が以下の有効性要件のすべてを満たしている場合に、ヘッジ会計適格となる。

- ヘッジ対象とヘッジ手段の間に経済的関係がある。
- 信用リスクの影響が、当該経済的関係から発生する価値変動を支配していない。
- ヘッジ関係のヘッジ比率が、グループが実際にヘッジしているヘッジ対象の数量と、当該ヘッジ対象の数量をヘッジするためにグループが実際に用いるヘッジ手段の数量による比率と同一である。

ヘッジ対象とヘッジ手段の間の経済的関係を示すために、グループはヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が一致しているまたは密接に整合されており、その場合ヘッジ関係の有効性が高いとみなすことができるかを評価することによって、定性分析を実施している。

ヘッジ対象の重要な条件がヘッジ手段の重要な条件と正確には一致しない状況においては、ヘッジ対象とヘッジ手段の感応度の相関関係に基づいて両者の間の定量的な分析を行い、ヘッジの有効性を評価している。ヘッジ関係の有効性が高いと見込まれるかを評価する目的上、グループは指標金利がIBOR改革の結果として変更されていないとみなしている。

信用リスクによる公正価値変動が、公正価値変動全体に対して支配していないことを示すために、グループはヘッジ対象とヘッジ手段両方にとってのすべての環境を検討して、信用度を総合的に評価している。

経済的ヘッジ関係がIFRS第9号に従ったヘッジ関係として適格ではない場合、グループは、潜在的な会計上のミスマッチを低減するために、取引開始日にヘッジ対象を取消不能で公正価値オプション（「FVO」）に指定する。すなわち、ヘッジ対象はその後純損益を通じた公正価値（「FVTPL」）で測定される。

グループが金融負債を公正価値オプション（「FVO」）に指定する際、「自行信用リスク調整」（「OCA」）と呼ばれる信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額は、その他の包括利益の「公正価値準備金」に表示される（注R）。

公正価値ヘッジが上記適格基準を満たしている限り、ヘッジ関係は以下のように会計処理されるものされる。

- ヘッジ手段に係る公正価値損益は、連結貸借対照表および連結損益計算書で認識される。
- ヘッジ対象に係る公正価値損益は、（該当する場合）ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、連結損益計算書で認識される（いわゆる、「ベース調整」）。ヘッジ対象が未認識の確定契約債務の場合、指定後のヘッジ対象の公正価値の累積的変動は、資産または負債として認識され（対顧客貸付金および預け金などのそれぞれの連結貸借対照表科目で認識される）、対応する利益または損失は連結損益計算書で認識される。ヘッジ関係の指定およびヘッジ対象の公正価値の計算は、取引日に開始される。ヘッジ指定が遅延した場合には、ヘッジ指定日時点でヘッジ対象に係る公正価値損益が計算され、実効金利法に従ってヘッジ関係の期間にわたって償却される。その後、会計処理は上記のヘッジ関係の通常の過程に従う。

IFRS第9号で認められているように、グループは外貨ベース・スプレッド（「CBS」）をヘッジ手段（「CCIRS」）から分離し、ヘッジ対象と相互関係を持つ範囲で、ヘッジコスト・アプローチとして知られている特別な取扱いを適用する。指定日に測定され繰り延べられたヘッジ手段の当初CBSは、ヘッジの残りの全期間にわたり直線的に償却される。CBSのその後の公正価値の変動は、その他の包括利益の独立科目で直接的に認識される。CBSの公正価値は、満期日でゼロに収束し、したがってその他の包括利益に計上された金額が連結損益計算書に振り替えられる必要はなくなる。

ヘッジ関係の（部分的な）指定解除の代表的な理由は、ヘッジの有効性基準の違反をもたらすヘッジ対象のおよび／またはヘッジ手段の契約条件の変更、部分的な期限前償還／買戻し／早期期限満了、ならびにヘッジ対象またはヘッジ手段の信用リスクに起因する部分が支配的となる信用リスクの増加である。ヘッジ対象の全額の期限前償還／全額の買戻し、またはヘッジ対象の連結貸借対照表からの除外を引き起こすその他の事象の場合に、ヘッジ関係の中止が起こり得る。

COVID-19のパンデミックに対応するために、特にヘッジの指定解除プロセスおよびヘッジ非有効性の源泉の開示という分野において、ヘッジ会計の方針および手続きを更新する必要性はなかった。

ヘッジの非有効性は、ヘッジ手段とヘッジ対象のヘッジ利益またはヘッジ損失の差異と定義される。非有効性の考え得る源泉は以下のとおりである。

- スワップのCVA / DVA / CoI I VAが金利変動に起因するヘッジ対象の公正価値に反映されていない。
- ヘッジ手段とヘッジ対象の評価に異なった割引率およびフォワードカーブが使用されている。
- 重要な条件の重要性のない乖離（許容される閾値の範囲内）。
- IBOR改革の結果としての、i) ISDAフォールバック・プロトコルの修正の適用を受けたヘッジ手段の再測定、および、ii) 英ポンド、スイス・フランおよび日本円のLIBORの割引カーブの調整によるヘッジ対象の再測定から発生する軽微な一回限り（移行時）の評価差額。

ヘッジ会計の損益実績は連結損益計算書の「金融業務損益」で認識されているが、これは、ヘッジコスト・アプローチによる当初CBSの償却による影響も受けている。連結損益計算書のこの科目には、グループがマクロベースでの金利リスクのヘッジに使用しているが、ヘッジ会計を適用していないデリバティブに起因する損益も含まれる。

IBOR改革との関連におけるヘッジ対象、ヘッジ手段およびその他のデリバティブの公正価値の決定

IBOR改革との関連において、グループは、2021年12月31日現在で、グループの公正価値ヘッジ関係は、英ポンド、スイス・フランおよび日本円のLIBOR指標のIBOR改革による不確実性の影響を受けなくなったと結論した。米ドル建ての公正価値ヘッジ関係については、グループはIASBのIBORプロジェクトのフェーズ1を適用している。

EIBは、2021年3月よりISDAのIBORフォールバック・プロトコルを遵守している。したがって、関連するLIBOR指標のヘッジ手段のキャッシュ・フローを決定するため、フォールバック・レートを導入している。

同様に、EIBは、英ポンド、スイス・フランおよび日本円建てのヘッジ対象の公正価値の決定に際しては経済的に同等の修正割引率を適用しており、米ドル建てのヘッジ対象の公正価値は米ドルLIBORの割引カーブを使用して決定している。

ヘッジ関係は、ヘッジ手段の契約上のキャッシュ・フローを決定するための基礎がIBOR改革の直接の結果として変更され、かつ、それが従前の基礎（すなわち、変更直前の基礎）と経済的に同等である場合には、中止されない。また、グループによるIFRS第9号に基づくヘッジ会計の導入以降、グループのすべての既存および新規のヘッジ関係に関する正式なヘッジ文書には、IBOR改革を見越して、代替的な金利指標の参照が含まれている。したがって、グループはフェーズ1の終了時点⁽¹⁾でLIBORの後継金利指標がヘッジ対象リスクになるとみなしている。

(1) IBOR改革に起因する不確実性が存在しなくなった時点。

その結果、グループは当該ヘッジ手段およびヘッジ対象の累積変動額を、関連する新しい代替指標金利に基づいて再測定している。一回限りの移行時における差額は、EIBの損益計算書の「金融業務損益」に計上されている。

ヘッジ手段のデリバティブと同様に、ヘッジ会計を適用していないデリバティブのキャッシュ・フローは、LIBOR指標に代わるISDAフォールバック・レートを使用して算定された⁽²⁾。

(2) 米ドルLIBORを参照するキャッシュ・フローは、米ドルLIBORの設定が廃止されていない場合には、LIBOR指標を使用して決定される。

A.4.6. 金融商品の公正価値

デリバティブ金融商品は、取引日基準により計上される。

金融商品の公正価値

公正価値は、グループが測定日時点で利用することができる主要な市場、またはその市場が存在しない場合は最も有利な市場における、測定日の市場参加者間の秩序だった取引において、資産の売却により受領する、あるいは負債の移転で支払う価格である。負債の公正価値には、不履行リスクが反映されている。

該当する場合には、グループは商品の公正価値を当該商品の活発な市場における公表価格を使用して測定する。当該資産または負債について、継続的に価格情報を提供するために十分な頻度と量の取引が行われる場合、市場は活発とみなされる。

連結貸借対照表に計上する金融資産および金融負債の公正価値は、活発な市場から入手できない場合は、数学的モデルの使用も含め、評価技法を用いて算定する。

これらのモデルに使用するデータは、可能であれば観察可能な市場から入手するが、不可能な場合は、時価の設定に際しある程度の判断を要する。選択された評価技法には、市場参加者が取引の価格決定の際に考慮すると考えられるすべての要素が組み込まれる。

グループがその市場リスクまたは信用リスクのいずれかについて正味エクスポージャー・ベースで管理している市場リスクまたは信用リスクのある金融資産または金融負債のポートフォリオは、特定のリスク・エクスポージャーについてその正味ロング・ポジションを売却する際に受け取る価格または正味ショート・ポジションを移転するために支払う価格に基づいて測定される。これらのポートフォリオ・レベルでの調整は、個別の資産および負債にポートフォリオ内の個別の商品それぞれの相対的リスク調整に基づいて配分される。

グループは公正価値での測定に使用されるインプットの重要性を反映した以下のヒエラルキーを用いて公正価値を測定する。

- レベル1：グループが利用可能な同一の商品の活発な市場における未修正の公表市場価格であるインプット
- レベル2：レベル1に含まれる公表市場価格以外の、直接的（価格等）あるいは間接的（価格から導出された値等）に観察可能なインプット。このカテゴリーには、類似した商品についての活発な市場における公表市場価格、同一または類似した商品についての活発ではない市場における公表市場価格、またはすべての重要なインプットが直接的または間接的に市場データから観察可能なその他の評価技法を使用して評価される商品が含まれる。
- レベル3：観察不能なインプット。このカテゴリーには、評価技法に観察可能なデータに基づいていないインプットが含まれ、観察不能なデータが当該商品の評価額に重要な影響を持つすべての商品が含まれる。このカテゴリーには、類似した商品の公表市場価格に基づいて評価され、商品間の相違を反映するために重要な観察不能な修正または仮定が必要とされる商品が含まれる。

グループは、公正価値ヒエラルキーのレベル間の移動を、変更が起きた報告期間の期末時点で認識している。

A.4.7. 受取手数料

グループは様々な種類のサービスを顧客に提供することにより、受取手数料を得ており、これらの受取手数料はIFRS第15号に従って会計処理されている。グループは、約束されたサービスの支配を顧客に移転することによって履行義務が充足された際に、収益を認識する。原則として、顧客はそのサービスを直接利用する能力、またはそのサービスからの実質的にすべての利益を得る能力を得た時点で支配を獲得する。一部の状況では、支配が移転した時点を判定するために、判断が必要となり得る。

受取手数料は、以下に基づいて大きく2種類に分けられる。

- 一定期間：一定期間にわたって、グループが履行義務を充足し、その結果、支配を移転する。
- 一時点（ポイント・イン・タイム）：グループが履行義務を充足し、一定時点で顧客に支配を移転する。

受取手数料の主要な源泉は、保証、貸付金および第三者マンデートによるサービスである。

受け取った受取手数料の金額は、確約されたEUの拠出のパーセンテージなどの様々な構成要素に応じた、または単一の履行義務に関連付けられた特定の基準に基づいて、固定されている場合もあれば変動する場合もある。対価が変動金額を含む場合、グループは顧客へのサービスの移転と引き換えに受け取る権利を有する対価の金額を見積る。

変動対価は、契約開始時に見積られ、変動対価に関する不確実性が後に解消された際に、認識した収益の累計額において重要な収益の戻入れが発生しない可能性が非常に高い範囲に制限される。

一定期間にわたって充足される収益による受取手数料は、サービスの提供期間にわたって発生主義により計上される。一時点でのサービスの提供または履行からの受取手数料は、サービスの提供が完了した際に計上される。

一定期間にわたって充足される履行義務に関して、グループは、当該履行義務の充足に対するグループの努力またはインプットを基準として収益を認識するために、「インプット法」を使用し、手数料を時間の経過と共に認識している。

履行義務に関しては、管理手数料の最大金額または「キャップ」が特定のマンデートに適用される。これが適用される場合、通常は15年から25年のマンデートが終了する前に管理手数料を受け取らなくなる可能性が高く、管理手数料はマンデートの最初の数年など、限られた期間に支払われることになり、したがって、履行したサービスおよびグループで発生する費用と関連しなくなる。

この事項に対処するために、グループは繰延収益方針（「契約負債メカニズム」とも呼ばれる）を使用している。契約負債メカニズムは、マンデートに関連してグループで発生する総費用に基づいており、すべての新しいマンデートについてその承認プロセスの一環として事前金融モデルを使用する。この繰延方針は、持続可能な業務および契約の進捗度に基づいた収益認識を確実にする。それぞれの調整は、連結貸借対照表の「繰延収益」に計上される。

A.4.8. 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券、確定利付証券を含む負債証券、ならびに株式およびその他の変動利付証券

連結貸借対照表科目「中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券」および「確定利付証券を含む負債証券」には以下が含まれる。

- 償却原価で測定される負債証券
- 強制的に純損益を通じた公正価値で測定される負債証券
- 純損益を通じた公正価値での測定に指定された負債証券

A.4.8.1. 短期財務ポートフォリオ

グループの短期財務ポートフォリオ（「TMP」）は、以下の目的で保有されている。

- EIBの主たる流動性バッファとして、EIBが資金活動を実施したあらゆる通貨で、必要とされる現金を適時に提供する。
- 金融市場の状況およびグループにおける適切な水準の流動性維持という以前の包括的な目的と矛盾なく、適切な振替価格を取り扱う。
- このポートフォリオは、短期国庫証券および公共機関や金融機関が発行した譲渡可能負債証券等の、満期が12ヵ月以下の短期金融市場商品によって構成されている。

これらの有価証券は、当初、公正価値に直接帰属する取引費用を加えた値で計上される。有価証券の帳簿価額と償還金額との差額は、保有する有価証券の残存期間にわたり実効金利法により償却される。

このポートフォリオにおける有価証券は、契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有されており、償却原価での測定に分類されている。このビジネスモデルの一環として、売却の頻度は低い、あるいは売却額には重要性がないとみなされる。

A.4.8.2. 有価証券流動性ポートフォリオ（「SLP」）

有価証券流動性ポートフォリオ（「SLP」）は、政府、国際機関、金融機関および企業が発行または保証した上場負債証券で構成されている。このポートフォリオのビジネスモデルは、資産クラスの配分を変更することによるデュレーションの迅速な再調整および信用リスクの軽減を可能にするためにデリバティブを使用し、長期資産を売却するグループの能動的な運用により動かされているため、このポートフォリオにおける有価証券は強制的に純損益を通じた公正価値で測定されている。

売却または償還により実現された損益および公正価値変動による未実現損益は、「金融業務損益」として計上される。SLPの資産からの受取利息は、「受取利息および類似収益」に含まれている。

「有価証券流動性ポートフォリオ」の時価は、第一情報源としての活発な市場における公表相場価格に基づいている。入手できる公表相場価格がない金融商品については、市場参加者からの提示価格を入手することにより、および/または評価手法もしくはモデルを使用して、時価を決定している。評価手法もしくはモデルは観察可能な貸借対照表日現在の実勢市場データに基づくことが可能である場合に用いられる。

A.4.8.3. 長期高品質流動資産（HQLA）ポートフォリオ（「LTHP」）

従来の長期ヘッジポートフォリオ（「LTHP」）は、2021年に長期高品質流動資産（HQLA）ポートフォリオ（「LTHP」）に改編された。この改編とは、ポートフォリオの規模、新たな適格通貨および承認されている投資の範囲の変更等である。

このポートフォリオの主要な目的は、高格付けの流動性の高い債券で構成された、EIBのユーロおよび米ドルでの中核的な長期の流動性準備金としての機能を果たすことである。

この新しい改編の下では、以下によって発行または保証された有価証券への投資が認められる。

- 欧州連合加盟国政府およびアメリカ合衆国（USA）政府
- 欧州連合、欧州安定メカニズム、欧州金融安定基金

この改編後のポートフォリオの下で購入した有価証券に関するビジネスモデルに変更はなく、当該有価証券は、引き続き満期まで保有し契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で購入されるため、償却原価での測定に分類されている。このビジネスモデルの一環として、売却の頻度は低い、あるいは売却額には重要性がないとみなされる。

LTHPの有価証券がヘッジ会計の適格性基準（注A.4.5）を満たしている場合、償却原価はヘッジ対象のリスクに起因する公正価値で調整され、連結損益計算書の「金融業務損益」に認識される。ヘッジの公正価値測定は、割引キャッシュ・フロー技法に基づく。

A.4.8.4. EIF運用ポートフォリオ

EIF運用ポートフォリオは、以下の2つの目的を持つ。

- 投資の長期的性質に見合ったリターンを提供する。
- 副次的な流動性としての役割を果たす。

債券、ノート、その他の債務などの長期負債性金融商品に対する投資で構成される。

このポートフォリオにおける有価証券は、満期まで保有して契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有されており、そのため、償却原価での測定に分類されている。このビジネスモデルの一環として、売却の頻度は低い、あるいは売却額には重要性がないとみなされる。

A.4.8.5. 代替貸付金ポートフォリオおよびABSポートフォリオ・EIF

代替貸付金ポートフォリオおよびABSポートフォリオ・EIFは、満期まで保有して契約上のキャッシュ・フローを回収する目的の、主に特別目的事業体（「SPV」）または信託事業体が発行した債券、ノートあるいは証書の形の債務で構成されている。

代替貸付金は、契約上関連している商品または単一トランシェの商品の形をとり得る。このポートフォリオへの投資がSPPI基準に適合する場合、償却原価での測定に分類される。ただし、投資が代替固定金利貸付金の性質を持ち、ヘッジ会計適格であるため（注A.4.5）、ヘッジ関係に指定され、償却原価がヘッジ対象のリスクに起因する公正価値について調整される場合は除く。

ヘッジの公正価値測定は、割引キャッシュ・フロー技法に基づく。

経済的にヘッジされたがヘッジ会計に含めることができない代替貸付金は、ヘッジ手段が純損益を通じた公正価値での測定に分類されることから生じる会計上のミスマッチを低減するために、取消不能で公正価値オプションに指定される。

代替貸付金ポートフォリオに含まれる、SPPI基準を満たさない契約上関連しているまたは単一トランシェの商品は、強制的に純損益を通じて公正価値で測定される。

代替貸付金のフロントエンド・フィーは繰り延べられ、実効利回りの調整として認識されて、関連する代替貸付金の実行から返済までの期間にわたって連結損益計算書に計上される。フロントエンド・フィーは繰り延べられ、原代替貸付金の残存期間にわたり、損益計算書上の「受取利息および類似収益」で認識される。

代替貸付金の未実行部分は、名目値でオフ・バランスシートに記録される。

負債証券の減損

グループは、財務ポートフォリオに係る信用リスクは、その固有の信用リスクの低さから、当初認識時から大幅に増加していないとみなしている。財務ポートフォリオの負債証券（債券、割引証券等）に関連する信用リスクは、内部方針に従って、当初の最低格付を投資適格以上として、健全なカウンターパーティーおよび発行体を選択することにより管理されている。また、各財務報告日時点で、財務ポートフォリオの資産が低信用リスク基準に適合することを確実にするために、定期的な評価が実施されている（注S.2.4を参照）。

その結果、償却原価で測定される財務ポートフォリオ資産に関連する貸倒引当金は、12ヵ月ECLに相当する金額で算定される。

代替貸付金については、貸付金および預け金に適用されるECLの減損モデルが代替貸付金ポートフォリオ内の償却原価で測定される商品に加え、関連する未実行のコミットメントにも同様に適用される。

IFRS第9号に基づくそれぞれの貸倒引当金は、注A.4.4で説明されている減損モデルに従って、12ヵ月ECLまたは全期間ECLのいずれかに基づいて算出される。

A.4.8.6. 株式およびその他の変動利付証券

この連結貸借対照表科目には、以下が含まれる。

- 強制的に純損益を通じて公正価値で測定される金融商品
- その他の包括利益を通じた公正価値での測定に指定された金融商品
- 純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融商品（FV0）

グループの株式ポートフォリオは、主にプライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業、債券ファンド、インフラ基金、投資基金および欧州復興開発銀行（「EBRD」）参加持分で構成され、公正価値で計上されている。

プライベート・エクイティ、ベンチャー・キャピタル、債券ファンド、インフラ基金、投資基金

プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル（「VC」）事業、債券ファンド、インフラ基金ならびに投資基金は、強制的に損益を通じた公正価値で測定されており、公正価値の変動は「金融業務損益」に計上される。

EIBが実施する一部の共同投資では、投資は取得原価で当初認識され、純払込額は合意されたウォーターフォールに従って配分された資本返済控除後の出資履行額である。

これらの投資の未実行だが確約した部分は、名目値で連結オフ・バランスシート・コミットメントに計上される。

公正価値（ウォーターフォールの適用がある場合は、適用前）は、合計純資産価額（「NAV」）法を適用して測定される（容易に確認可能な市場価値は欠如しているが、NAVが公正価値の最良見積とみなす）。

この評価方法では、組み入れられたファンドのNAV（年度末のファンド・マネージャーの報告書より前の最新の利用可能な情報に基づく）がIFRS第13号に準拠して算定された公正価値の最良見積と考えられる場合には、全ファンドのNAV合計も同じように算定された公正価値に相当すると暗黙的に仮定している。公正価値は、次のいずれかを、利用可能な場合に優先順位に従い適用して決定される。

- 各ファンド・マネージャーから提出された、利用可能な直近の日におけるグループの持分価値
- グループが保有する株式数または口数に、ファンド・マネージャーが報告する利用可能な直近の日の1株当たりまたは1口当たりの価格を乗じた値
- 特定のコンパートメントにおけるグループの所有比率に、最新のファンド・マネージャーの報告に反映された当該特定のコンパートメントの純資産価額（「NAV」）を乗じた値
- 当該ファンドにおけるグループの所有比率に利用可能な直近のファンドNAVを乗じた値

EIBが実施する一部の共同投資においては、公正価値は合意されたウォーターフォールの計算に基づいて決定される場合がある。

また、入手可能な直近のNAVの日付から貸借対照表日の間に発生した事象について調整することが重要と経営委員会がみなす場合に限り、EIB帰属分のNAVに対してかかる調整を行う。

これに関連して、COVID-19のパンデミックやパフォーマンスの変動を受けて、グループは、グループの財務書類の報告日時点でファンド・マネージャーが報告していないNAVについて、VC投資の公正価値の調整を見積もるために、評価技法を強化した。特に、グループはこれらの投資の公正価値を決定するために、以下の要素を検討する。

- 報告日時点で入手可能な前四半期のNAVから観察可能な推移
- 市場から収集した知見に基づく情報
- ポートフォリオ間の相関関係を検討することによる、関連するベンチマークのパフォーマンスとポートフォリオのパフォーマンスとの比較

報告日現在入手できない前四半期のNAVについては、上記の3つの要素を総合的に考慮して、グループは調整率がある場合にはそれを決定し、パフォーマンスの見積りを導出することが可能である。

NAVが容易には決定できない特定の投資に関しては、他の指針（例えばインターナショナル・プライベート・エクイティ・ベンチャー・キャピタル・バリュエーション（「IPEV」）理事会が公表したインターナショナル・プライベート・エクイティ・ベンチャー・キャピタル評価ガイドライン等）が使用されることもあり、その場合はより綿密な監視と検証が必要とされる。この方法に従い、ファンドは内部的に次の3種類に分類される。

- カテゴリーI IFRS第13号またはIPEVガイドラインの公正価値要件を適用しており、NAVが信頼性の高い公正価値の見積りであることを確認するため特定の検証が実施されているファンド。
- カテゴリーII IFRS第13号に沿ったものと考えられる他の評価ガイドライン（旧EVCAの2001年版ガイドライン等）または評価基準を適用しており、同等のNAVの計算が可能なファンド。
- カテゴリーIII IFRS第13号またはそれに沿った他の評価ガイドラインの公正価値要件を適用していないファンド。

セカンダリーセール

ベンチャー・キャピタル・ファンドおよび投資ファンドに係るセカンダリーセール取引により、原資産の認識が中止される。

セカンダリーセールからの損益は「金融業務損益」に計上され、売却手取額と正味帳簿価額の差異として算出される。

共同支配企業および関連会社における持分

グループはIFRS第11号およびIAS第28号に含まれるベンチャー・キャピタル企業および同様の事業体の測定の適用除外を使用するために必要な条件を充足しており、その結果、かかる投資に関して持分法会計や比例連結を使用しないことを決定している。

当初認識時に、共同支配企業や関連会社に対する持分は純損益を通じた公正価値での測定の区分に指定されており、以後はIFRS第9号に従って公正価値で測定されて、公正価値の変動はその変動があった年度の連結損益計算書上で認識されている。

共同支配企業は、グループと他の当事者が共同支配の対象となる経済活動の実施を約束した契約合意である。共同支配とは契約により合意された経済活動に対する支配の共有で、活動に関する戦略上、財務上または業務上の決定が支配を共有する当事者（合併参加者）全員の同意を必要とする時にのみ存在する。一般的に、グループが自己勘定で、または委任者に代わって取得する参加権は、プライベート・エクイティまたはベンチャー・キャピタル・ファンドへの投資である。業界の慣行によれば、そのような投資は概して多数の投資家が共同で応募する投資であり、どの投資家も当該ファンドの日々の運営および投資活動に対し、個人的に影響力を行使することはできない。

結果として、ある投資家がそのようなファンドの統治機関のメンバーになったとしても、原則的には、それにより当該投資家がそのファンドの日々の運営に影響を与える権利を手にするものではない。さらに、プライベート・エクイティやベンチャー・キャピタル・ファンドに対する個別投資家は、配当その他の分配に関する方針等、ファンドの方針を決定することがない。一般的にそのような決定は、ファンドの経営陣と全株主の権利および義務を規定した株主契約に基づき、ファンドの経営陣が行っている。また一般的に株主間の合意は、個別投資家がファンドとの間で実質的な取引を行ったり、役員を相互に交換したり、重要な専門情報にアクセスする特権を得たりすることも防止している。グループが自己勘定で、または委任者に代わって行う投資は、上記の業界慣行に沿って執行される。加えて、グループはこれらの投資からのリターンの変動性にさらされている。したがって、支配を有しているかどうかを検討する際に、グループはこれらの投資リターンに最も著しく影響を及ぼす主要な決定を管理しているかどうかを評価する。その結果、そしてIFRS第10号に従って、グループはこれらの事業体を支配していないと結論した。関連会社は、グループが財務および業務上の方針に対して重要な影響力を持つが、支配力または共同支配力を持たない企業である。

EBRD参加持分

グループはまた、EBRDへの参加持分を保有しているが、この投資は長期戦略的目的で行われたため、取消不能でその他の包括利益を通じた公正価値での測定に指定することをグループの経営陣は選択した。

当初認識時に、グループはこの参加持分を公正価値に取引費用を加算した値で測定している。その後、外貨換算損益を含む公正価値変動による損益はその他の包括利益で認識され、当該損益はたとえ処分時であっても純損益に組み替えられることはない。

グループにより応募済であるがEBRDへの投資について払込未請求の資本は、連結オフ・バランスシートのコミットメントとして記録されている。

A.4.9. 金融機関および対顧客貸付金および預け金

金融機関および対顧客貸付金および預け金には、主に直接借手に資金が提供される貸付金が含まれる。

貸付金および預け金は、現金が借手に渡った時に認識される。それらは当初原価（正味実行額）、すなわち貸付金の公正価値に付随費用を含めたもので計上され、その後は実効金利法により償却される。貸付金の未実行部分は、名目値で連結オフ・バランスシートのコミットメントに記録される。

貸付金がヘッジ会計の適格性基準（注A.4.5）に適合する場合、当該貸付金に係る公正価値ヘッジ損益は、貸付金の帳簿価額を修正し、連結損益計算書の「金融業務損益」で認識される。

貸付金が公正価値オプションの基準に適合するか、あるいは償却原価もしくはその他の包括利益を通じて公正価値で測定に分類される基準（注A.4.3）に適合しない場合、当該貸付金は、当初の認識時に連結損益計算書を通じた公正価値での測定に指定され、その公正価値で測定される。この場合、割引キャッシュ・フローを公正価値の見積り方法として採用する。公正価値評価に指定された貸付金は、連結貸借対照表に公正価値で計上される。公正価値の変動は「金融業務損益」に計上される。

償却原価で測定される金融機関貸付金および預け金、ならびに対顧客貸付金および預け金の再測定に対するIBOR改革の影響については、注A.4.3「分類および測定」の「条件変更」と題する項を参照のこと。

ヘッジ会計の適格基準を満たす金融機関貸付金および預け金、ならびに対顧客貸付金および預け金の再測定に対するIBOR改革の影響については、注記A.4.5「デリバティブおよびヘッジ活動」の「IBOR改革との関連におけるヘッジ対象、ヘッジ手段およびその他のデリバティブの公正価値の決定」と題する項を参照のこと。

公正価値オプションの下で報告される英ポンド、スイス・フランおよび日本円の各通貨建ての金融機関貸付金および預け金、ならびに対顧客貸付金および預け金の再測定に対するIBOR改革の影響については、EIBは経済的に同等の割引率を適用しており、米ドル建てのヘッジ対象の公正価値は米ドルLIBORの割引カーブを用いて決定されている。

A.4.9.1. 貸付金利息

グループによる貸付金の利息は、実効金利法によって連結損益計算書では「受取利息および類似収益」に、連結貸借対照表では「貸付金および預け金」に計上される。

A.4.9.2. リバース・リパーチェス取引（リバース・レポ）

リバース・リパーチェス取引は、担保有価証券を提供する金融機関に対してグループが流動資金を貸し出す取引である。双方の当事者は、確定日に確定金額で取引を行うという取消不能の契約を結ぶことになる。

この取引は、支払引替渡しの原則に基づき行われる。すなわち流動資金の借手は、契約価額での決済と引き換えに、グループの保管業者に有価証券を引き渡すのである。これによってグループに金融市場と連動したリターンが発生する。

こうした種類の業務は、グループの目的から、保証された金利が付加された貸付とみなされる。これらの取引は一般的に有担保金融取引として取り扱われるため、提供または受領した現金額に未収（経過）利息を加えた金額で計上されている。リバース・レポは、連結貸借対照表の資産側の「金融機関貸付金および預け金： b) その他の貸付金および預け金」に計上される。

リバース・リパーチェス契約に基づいて受け取った有価証券は、有価証券に含まれる契約上の権利を支配できない限り、連結貸借対照表において認識されない。グループは、これらの受け取った有価証券の市場価格を日々管理しており、原契約に従い追加担保を要求する。

A.4.9.3. 定期預金および要求払預金（「預金」）

預金とは、グループが一定期間、または当事者間で合意した収益に対して要求払いで、金融機関または顧客に流動性のある資金を貸し付ける業務である。預金は、連結貸借対照表の資産側の「金融機関貸付金および預け金： その他の貸付金および預け金」に額面金額で計上される。

A.4.9.3.1. 預金およびリバース・リパーチェス契約に係る利息

預金およびリバース・リパーチェス契約に係る利息は、それぞれの契約の期間にわたり受取利息または支払利息として計上される。預金およびリバース・リパーチェス契約に係る利息は、それぞれの契約の期間にわたり「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」として計上される。

A.4.9.4. 貸付金手数料

貸付金のフロントエンド・フィーは、融資枠の発生および維持に関連する直接費用と共に繰り延べられ、実効利回りの調整として関連する貸付金の実行から返済までの期間にわたり連結損益計算書に計上される。融資が実行されることなく融資枠の期間が満了した場合の手数料は、満了時に一括して認識される。フロントエンド・フィーは繰り延べられ、原貸付金の残存期間にわたり、損益計算書上の「受取利息および類似収益」で認識される。

A.4.9.5. 利子補助金

前受利子補助金（注F）は繰り延べられ、実効利回りの調整として認識されて、補助金支給対象貸付金の実行から返済までの期間にわたって連結損益計算書の「受取利息および類似収益」に計上される。

A.4.10. 貸付金および預け金の減損

グループ内では、予想信用損失減損モデルは償却原価で測定される貸付金および預け金だけでなく、連結オフ・バランスシートのコミットメントにも適用されている。IFRS第9号に基づく貸倒引当金は、注A.4.4で分析されている減損モデルに従って、12ヵ月ECLまたは全期間ECLのいずれかに基づいて測定される。

A.4.11. 金融保証

金融保証契約は、特定の債務者が、負債性金融商品の条件に従って支払期日に支払いを履行できない場合に、グループに、その商品の保有者に損失を補填するための所定の支払いを義務付ける。

発行済の金融保証は通常、オフ・バランスシート項目として会計処理され開示される。

金融保証は当初総額アプローチを使用して会計処理され、受取レグと支払レグは相殺されて連結貸借対照表に公正価値で認識される。

EIBグループの金融保証契約は単独の独立企業間取引として非関連当事者に対して発行されるため、契約開始時におけるその公正価値は受取プレミアムと同額とみなされる。当初認識時において、支払義務は、予想プレミアムの正味現在価値（「NPV」）または当初予想損失に対応する。

その後、金融保証は総額アプローチを使用して会計処理され、将来の受取プレミアムは金融資産として独立して計上され公正価値で測定される一方で、金融負債は、以下のうち高いほうの金額で測定される。

- IFRS第9号の下で算定される損失引当金の額。
- 当初認識額、すなわち、NPVから、適切な場合に、IFRS第15号の原則に従って認識された累積償却額を控除した金額。

適合する場合、予想プレミアムの正味現在価値（「NPV」）および予想支払義務の金額は相殺される。

企業は、IAS第32号に従って、以下の場合に限り、金融資産と金融負債とを相殺し（純額表示）、純額を連結貸借対照表に表示しなければならない。

- 認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有している。
- 純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している。

金融保証契約の測定の結果として正味資産ポジションとなった場合、それぞれの保証は「その他の資産」として連結貸借対照表に表示される。

金融保証契約の測定の結果として正味負債ポジションとなった場合、それぞれの業務は連結貸借対照表に以下のように表示される。

- 償却後の当初NPVが12ヵ月ECLまたは全期間ECLよりも高い契約については、「その他の負債」
- 信用減損があり、したがって全期間ECLに基づいた損失引当金が認識されている契約については、「保証および契約債務引当金」

金融保証が純額表示の対象ではない場合、資産サイドと負債サイドはグループの貸借対照表上で、別々に表示される。

金融保証に関連する「その他の資産」または「その他の負債」の増加または減少は、連結損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

保証履行請求に対する決済以外の金融保証に伴う「保証および契約債務引当金」の増加または減少は、連結損益計算書の「貸付金および預け金の減損ならびに保証引当金の変動（戻入れ控除後）」に認識される。

受取プレミアムは、連結損益計算書の「受取手数料」で認識される。前受手数料は連結貸借対照表の「繰延収益」で認識され、金融保証期間にわたって定額法で連結損益計算書において償却される。

A.4.12. 有形固定資産

有形固定資産には、土地、グループが使用している不動産ならびにその他機械および設備が含まれる。

有形固定資産については、定期的に減損の検討が行われている。

土地は、取得原価で計上されており、建物は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額で計上されている。ルクセンブルクのキルヒベルクに所在する本店の建物、ならびに同国のワイマールショフの建物の取得原価は、以下のように定額法で減価償却されている。

恒久使用の設備および備品、家具、事務機器ならびに自動車は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額で連結貸借対照表に計上される。

減価償却費は購入品目ごとに、以下に示されている見積耐用年数の期間にわたって定額法で計算されている。

- キルヒベルクおよびワイマールショフの建物：30年
- 恒久使用の設備および備品：10年
- 家具：5年
- 事務機器および自動車：3年

建設仮勘定資産は、工事が完了し、当該資産が意図された目的のための使用に供されることが可能となるまで、その減価償却累計額は計上されない。

A.4.13. 無形資産

無形資産には、コンピューター・ソフトウェアが含まれている。ソフトウェア開発費は、識別可能性、企業への将来の経済的便益の流入可能性、取得原価測定の信頼性に関する特定の基準を満たした場合に資産計上される。

無形資産は資産として認識され、見積経済耐用年数にわたり定額法で償却される。無形資産は、連結貸借対照表日ごとに減損または将来の予測便益の変化の兆候について検討されている。もし、そのような兆候が存在する場合は、帳簿価額が全額回収可能かどうかを評価する分析が行われる。帳簿価額が回収可能額を超える場合は、減損を行う。

これらの基準に適合する自社開発のソフトウェアは、償却累計額（完成から3年にわたり定額法で計算）控除後の取得原価で計上されている。

建設仮勘定資産は、作業が完了し、当該資産が意図された目的のための使用に供されることが可能となるまで、その償却累計額は計上されない。

A.4.14 年金制度および健康保険制度

グループは、ほぼすべての職員に退職給付を提供するため、確定給付年金制度を運営している。また、グループはEIBの元職員に対して、特定の追加的な退職後医療費給付も行っている。これらの退職給付はIAS第19号の定義による非積立型の年金制度である。年金給付に要するそれぞれの年金制度の費用は、予測単位積立数理評価方式により決定される。確定給付年金制度に関する連結損益計算書上の費用は、資格を有する外部の保険数理士により確定された当期の勤務費用および利息費用に基づき計上される。

A.4.14.1. 職員年金制度

EIBの主な年金制度は職員とEIBの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、EIBの全職員が対象とされている。EIBおよびその職員の全拠出額がEIBの資産へ投資されている。

退職給付債務は、適正な債務水準となるように予測単位積立方式を用いて、少なくとも年に1度は評価を受ける。最新の評価は、2021年9月30日現在の加入者データおよび2021年12月31日までのキャッシュ・フローに基づき、2021年12月31日現在で実施された。保険数理士が用いた主な仮定については、注Jを参照のこと。

数理計算上の積立過不足累計額は、全額が「その他包括損益」で認識される。純利息費用は、連結損益計算書の「支払利息および類似費用」で認識される。

EIFの主要な年金制度は、職員とEIFの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全EIF職員が対象とされている。この制度は、従来の確定拠出年金制度に代わり、2003年3月に実施された。

A.4.14.2. 健康保険制度

EIBは職員のため、EIBおよび職員の拠出金を原資とする独自の健康保険制度を設けている。これは、確定給付制度として会計処理される非積立型の制度である。定年退職年齢にある職員については、特定の引当金が連結貸借対照表の負債側に計上される。EIFは定年退職年齢に達した職員の福利厚生のため保険会社の健康保険制度に加入しており、EIFとその職員からの拠出金を原資としている。

これらの給付の受給資格は、定年退職年齢まで職員が勤めあげること、および最低勤続年数を満たしていることである。この給付の見積給付費用は、確定給付年金制度と同じような方法を用いて、雇用期間にわたり発生する。健康保険債務は、年金制度と同日に行われる保険数理計算に基づいて算定される。

A.4.14.3. 経営委員会委員年金制度

グループ連結貸借対照表の「負債」に表示されている関連する引当金は、すべての制度がそうであるように、IAS第19号に準拠して算定されたものである。給付額は、勤続年数と当該制度で定義されている最終年の総基本給に対する一定の比率に基づいて決定される。経営委員会委員に対する年金制度は、職員に対する年金制度と同じ方針によって管理され、会計処理されている（注A.4.14.1）。

A.4.14.4. 任意補足年金制度

任意補足年金制度とは、職員の任意拠出金および使用者の拠出金を原資とする確定拠出年金制度である。これは職員および使用者の拠出金に基づいて会計処理され、対応する負債は「その他の負債」に計上されている。

A.4.15. 金融機関および顧客に対する債務

金融機関および顧客に対する債務は、当初の時点においては原価で計上され、連結財務書類において償却原価で表示される。金融機関および顧客に対する債務の利息は、実効金利法を用いて「支払利息および類似費用」または金利がマイナスの場合には「受取利息および類似収益」として連結損益計算書に計上される。

EIBによるECBの金融政策オペレーションへの参加に関連して、BCLから借り入れた金額は当初原価で計上され、中央銀行からの借入金として、連結財務書類において「金融機関に対する債務 - b) 期日払または通知払」に償却原価で計上されている。この点で、グループは金利に関連してそれぞれの取引の契約条件を評価したが、市場における同様の取引で利用可能な資金調達条件と比較して、著しい利益を特定していない。したがって、グループは当該取引を独立当事者間取引とみなしている。

この取引の借入利率は、所定の貸付実績の基準値を達成することを条件として引き下げられる可能性があるが、この取引は後払いでのみ、とりわけ当該金融政策オペレーションの満期時または早期返済時に決済される。グループにおけるこのリベート部分の重要性の観点、および年度末時点において適格性の判定基準を信頼性をもって見積もることができないという事実を考慮し、グループはこのリベート部分を当該取引の実効金利の計算から除外することが適切であるとみなしている。結果として、借入金利のこの部分はIFRS第9号の要件を満たさないが、IFRS第15号の適用範囲に基づき会計処理されている。取引の性格により、またグループの会計方針に沿って、発生する可能性のある将来のリベートは、一時点で認識されている。

A.4.15.1. リパーチェス取引（レボ）

リパーチェス取引は、金融機関からグループが流動資金を借り入れ、担保有価証券を提供する取引である。双方の当事者は、確定日に確定金額で取引を行うという取消不能の契約を結ぶことになる。この取引は支払引替渡しの原則に基づいており、これは注A.4.9.2に記載されている。

こうした種類の業務は、グループの目的から、合意された金利が付加された借入とみなされる。これらの取引は一般的に有担保金融取引として取り扱われるため、借入金額に経過利息を加えた金額で計上されている。レポは連結貸借対照表上、「金融機関に対する債務 - b) 期日払または通知払」の下で負債側に名目金額で計上される。

A.4.15.1.1. リパーチェス契約に係る利息

リパーチェス契約に係る利息は、それぞれの契約の期間にわたり支払利息または受取利息として計上される。

A.4.15.2. 担保払込勘定

片務的担保サポート・アネックスに基づき、グループはデリバティブ、貸付および財務ポートフォリオに係るカウンターパーティー信用エクスポージャーを低減するために担保として現金を受領する。受け取った現金担保は、名目金額で計上され、翌日物預金として、連結財務書類において「金融機関に対する債務 - a) 要求払」に表示される。

A.4.16. 債務証券借入

債務証券借入は、当初、受取額の公正価値である原価で測定される。取引費用および正味のプレミアム（ディスカウント）は当初測定額に含まれる。その後は、償却原価で測定され、純受取額と償還額との差額は借入期間にわたって実効金利法を用いて償却される。

ヘッジ会計の適格基準を満たす債務証券借入の再測定に対するIBOR改革の影響については、注記A.4.5「デリバティブおよびヘッジ活動」の「IBOR改革との関連におけるヘッジ対象、ヘッジ手段およびその他のデリバティブの公正価値の決定」と題する項を参照のこと。

公正価値オプションの下で報告される公表市場価格のない債務証券借入の再測定に対するIBOR改革の影響については、EIBは経済的に同等の割引率を適用している。

借入金は、IFRS第9号の下でヘッジ会計適格の場合にヘッジ関係に指定され（注A.4.5）、その償却原価はその後ヘッジ対象のリスクに起因する公正価値について調整される。

決済日が将来の借入金における確定契約債務も、ヘッジされヘッジ会計に指定することができる。

借入金のヘッジの公正価値は、割引キャッシュ・フロー法に基づいて算出される。借入金がヘッジ会計に含まれず、公正価値オプションの適格基準を満たし、当初認識時にそのように指定された場合、当該借入金は純損益を通じた公正価値で測定される。流動市場価格が無い場合、採用される公正価値測定手法は、カレント・イールドカーブを用いた割引キャッシュ・フローである。

グループが借入金を純損益を通じた公正価値での測定に指定する際、「自行信用リスク調整」（「OCA」）と呼ばれる信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額は、「その他包括損益」に表示される。金融負債の当初認識時に、グループは自行信用リスク調整の変動額をその他の包括利益に表示することにより、損益における会計上のミスマッチを発生させる、または拡大することになるかを評価する。

この評価は、以下を比較することによって行われる。

- 自行信用リスク調整の変動に関連する借入金の公正価値の予想変動額
- 関連する金融商品の公正価値の予想変動額の損益影響額

「その他包括損益」に表示される金額は、その後も純損益に振り替えられない。これらの金融商品の認識が中止される際、関連するその他の包括利益での累積額はグループのその他準備金に振り替えられる。組込デリバティブを含む、外国為替レートおよび指数に関連する仕組債商品については、グループは当該エクスポージャーを完全にヘッジするために、スワップ契約を締結している。

負債性金融商品の未払利息は、原負債性金融商品が計上されている連結貸借対照表の負債項目に計上されている。

A.4.17. 前払金-繰延収益

これらの項目は、以下のものから構成される。

- 前払金：当期の支出であるが翌期に関連する費用
- 繰延収益：貸借対照日以前に支払いを受けるが翌期に関連する収益

A.4.18. リース

契約開始時に、グループは契約がリースであるか、すなわち、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転するかを評価する。開始日後に、グループは使用権資産とリース負債を認識する。

リース負債は、契約上の将来の固定および変動リース料、残価保証に基づく支払い、購入オプションの行使価格、ならびに解約ペナルティで構成されるリース料の現在価値で測定される。リース負債はグループの追加借入利率を使用して割り引かれる。その後、リース負債は実効金利法を使用して償却原価で測定され、リース料およびリース負債に係る割引の巻戻しによる利息を反映して修正され、再評価またはリースの条件変更を反映するために再測定が行われる。

使用権資産は、上記のリース負債の当初測定のコスト、借手に発生した当初直接コスト、リース開始日以前に支払ったリース料から受け取ったリース・インセンティブを控除したものおよび解体費用（該当する場合、リース終了日時点で）で測定される。EIBグループは、原資産のクラスごとに、非リース構成部分をリース構成部分と区別せずに、各リース構成部分と関連する非リース構成部分を単一のリース構成部分として会計処理することを選択した。

その後、グループは使用権資産を、原価モデルを適用して計上して、使用権資産をリース開始日からリース契約の終了まで減価償却し、IAS第36号に準拠して年次で減損の評価を行っている。

借手として、グループはIFRS第16号のリース会計の範囲でリース資産を、a)不動産（商業用および住宅用不動産の両方）とb)車両の2つの資産クラスにグループ分けを行った。このグループ分けは、特性、性質およびEIBのグループ業務における用途に類似性を持つ原資産に基づいて行われた。

グループは、連結貸借対照表において、使用権資産を「有形固定資産」そして対応するリース負債を「その他の負債」で表示している。

短期リースおよび少額資産のリース

グループは少額資産のリースおよび短期リース（例えば、IT機器および事務機器）について、使用权資産およびリース負債を認識しないことを選択した。グループは、これらのリースに伴う支払リース料をリース期間にわたって定額法で費用として認識している。

A.4.19. 準備金

A.4.19.1. 準備基金

定款第22(-1)条で規定されているように、EIBの留保利益より「応募済資本金の10%を上限に、準備基金に段階的に組み入れるものとする」。

A.4.19.2. その他準備金

その他準備金には、グループの残りの留保利益が含まれている。

A.4.19.3. 公正価値準備金

公正価値準備金には公正価値オプションに指定された金融負債の自行信用リスク調整の変動に起因する公正価値、通貨ベース・スプレッドの公正価値、およびその他の包括利益を通じた公正価値評価に指定された持分投資に起因する公正価値変動が含まれる。

A.4.19.4. 特別活動準備金

定款第16(-5)条で規定されているように、「EIBの特別活動（中略）には個別に準備金を配分する」。特別活動準備金は、EIBが一般的に受け入れているものよりもリスクの高い活動によって生じる予想外の損失をカバーするために割り当てられた専用準備金であり、ベンチャー・キャピタル業務がこれに含まれる。この準備金は各業務の資本配分に基づき、EIBの法定利益の処分を通じて年次で調整される。

A.4.19.5. 一般貸倒準備金

2009年、EIBの方針ガイドラインにより、EIBの貸付金および保証ポートフォリオから生じる可能性のある損失に対し、「一般貸倒準備金」が導入された。この準備金は原資産の推移に応じて、EIBの法定利益の処分を通じて年次で調整される。また、IFRS第9号の導入により、予想信用損失引当金はグループの償却原価で測定される金融資産だけでなく、グループの連結オフ・バランスシートのコミットメントについても会計処理される。後者は、連結損益計算書に影響し、自己資本の中での想定配分であり、EIBが供与する貸付および保証業務に関連する一般貸倒準備金とは区別されなければならない。

A.4.20. 租税

欧州連合に関する条約および欧州連合の機能に関する条約に付属する欧州連合の特権および免除に関する議定書は、欧州連合機関の資産、収益およびその他の財産について、あらゆる直接税を免除すると定めている。

A.4.21. 受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、すべての利付商品に関して、実際の購入価額（直接取引費用を含む）に基づき、実効金利法により発生主義で連結損益計算書に認識される。これは、金融商品の償却原価

を計算し、当該期間にわたり受取利息を配分するという方法である。実効利率は、当該金融商品の見積保有期間を通して将来受け取る金額の見積りを同金融商品の純帳簿価額に割り引く際の割引率にあたる。マイナス金利が計算される場合、対応する金利は受取利息から支払利息に組み替えられ、またその逆のこともある。

この科目には、貸付金・預け金利息および手数料、有価証券ポートフォリオからのその他の収益の他、貸付金の期限前返済に関してグループが受け取った債務者による補償金支払いが含まれている。

貸付金の期限前返済に関して受け取った補償金は、同貸付金の認識中止時に直ちに連結損益計算書に計上される。

IAS第32号「金融商品：表示」に準拠して、リプレースメント・シェア・パーチェス・アンダーテイキング（注A.4.1参照）の結果取得したEIFのプットオプションの公正価値の変動は、「支払利息および類似費用」に表示される。

A.4.22. 株式およびその他の変動利付証券からの収益

「株式およびその他の変動利付証券からの収益」は、主に元本を超える当期売却額で構成されている。

A.4.23. 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、連結キャッシュ・フロー計算書に開示されており、手許現金、非拘束性の中央銀行預け金、要求払い預け金および取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い短期金融市場証券または定期預金から構成されている。これらの金融商品は、その価値変動リスクが軽微であり、容易に現金化が可能であり、グループは短期的な契約債務の管理に使用している。現金および現金同等物に属する項目は、連結財務書類において償却原価で計上されている。

A.4.24. 売却目的保有資産

IFRS第5号で定義された売却目的保有非流動資産は、現時点では、セカンダリーセール対象の金融商品のみで構成されている。こうした金融資産は引き続きIFRS第9号およびグループの会計方針に従って測定される。これらの資産は、帳簿価額が、継続使用を通じてではなく主に売却取引を通じて回収される場合に売却目的保有として分類される。以下の場合に、この条件は充足されているとみなされる。

- 売却の可能性が非常に高い。
- 資産が現状のまま即時に売却が可能である。
- 経営委員会の決定を通じて経営陣が売却を確約している。
- 売却目的保有に分類した日から1年以内に売却が完了すると見込まれる。

注B：現金、中央銀行および郵便局預け金、負債証券ポートフォリオ、株式およびその他の変動利付証券ならびに他の事業体に対する持分（単位：千ユーロ）

B.1. 現金、中央銀行および郵便局預け金

現金、中央銀行および郵便局預け金は、2021年12月31日現在1,483,285千ユーロ（2020年：835,163千ユーロ）である。

EIBは、ユーロ・システムの金融政策オペレーションにおける適格カウンターパーティーであることから、EIBも欧州中央銀行の金融政策オペレーションに参加するようになった。EIBは、最低預金準備率を充足するために預け金を置いているルクセンブルク中央銀行を通じて金融政策オペレーションを実施する。この預け金残高は、2021年12月31日現在144,479千ユーロ（2020年：109,369千ユーロ）である。

B.2. 負債証券ポートフォリオ

各ポートフォリオの2021年12月31日および2020年12月31日現在の詳細は、以下のとおりである。

	2021年12月31日	2020年12月31日
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	37,237,861	32,194,810
確定利付証券を含む負債証券	12,058,782	12,921,085
負債証券合計^(*)	49,296,643	45,115,895

(*) うち非上場分は、2021年12月31日現在6,510,405千ユーロ（2020年：9,791,997千ユーロ）であった。

2021年12月31日現在	分類	帳簿価額	公正価値
LTHP	AC	1,443,699	1,436,504
TMP	AC	22,456,300	22,457,103
SLP	強制的にFVTPLで測定	4,747,686	4,747,686
運用ポートフォリオ - EIF	AC	2,297,749	2,291,361
資産担保証券ポートフォリオEIF	強制的にFVTPLで測定	381,039	381,039
代替貸付金ポートフォリオ（注D）	AC	16,865,124	16,935,383
代替貸付金ポートフォリオ（注D）	強制的にFVTPLで測定	903,348	903,348
代替貸付金ポートフォリオ（注D）	FVTPLに指定	201,698	201,698
負債証券合計		49,296,643⁽¹⁾	49,354,122

(1) うち現金および現金同等物142,403千ユーロ

2020年12月31日現在	分類	帳簿価額	公正価値
LTHP	AC	1,646,354	1,764,984
TMP	AC	17,602,091	17,605,081
SLP	強制的にFVTPLで測定	4,179,891	4,179,891
運用ポートフォリオ - EIF	AC	1,191,786	1,208,204
資産担保証券ポートフォリオEIF	強制的にFVTPLで測定	322,971	322,971
代替貸付金ポートフォリオ（注D）	AC	18,956,929	19,159,729
代替貸付金ポートフォリオ（注D）	強制的にFVTPLで測定	1,002,525	1,002,525
代替貸付金ポートフォリオ（注D）	FVTPLに指定	213,348	213,348
負債証券合計		45,115,895⁽¹⁾	45,456,733

(1) うち現金および現金同等物2,801,772千ユーロ

代替貸付金は、証券化取引に関連する貸付金または債権のプールにおける持分の取得を表しており、貸付金総額（注D）の一部とみなされる。こうした取引の一部は、与信またはプロジェクト関連の救済措置を付加した上で組成されているため、追加的な償還請求手段が備わっている。

欧州連合加盟国ソブリン債に対するエクスポージャー

EIBおよびEIFの優先債権者の地位およびEIB定款による保護を考慮し、また公正価値修正要件の詳細な見直しの結果、グループは、期末現在の満期保有目的EU加盟国ソブリン債およびEU加盟国ソブリン保証債のエクスポージャーに関して、2021年度および2020年度には減損を計上しなかった。

下表は、2021年12月31日および2020年12月31日現在のグループの負債証券ポートフォリオにおける、EU加盟国またはその政府機関が発行または保証する負債証券に対するエクスポージャーを示したものである。

2021年12月31日現在	帳簿価額	公正価値
EU加盟国ソブリン債		
オーストリア	57,523	57,473
ベルギー	62,072	62,114
ブルガリア	41,238	40,755
チェコ共和国	397,333	400,545
デンマーク	17,620	17,620
フランス	1,277,213	1,276,540
ドイツ	988,825	1,038,633
ハンガリー	16,784	16,706
アイルランド	705,945	706,040
イタリア	7,462,310	7,468,126
ラトビア	14,997	15,070
リトアニア	32,371	32,630
ルクセンブルク	30,227	30,303
オランダ	357,993	370,237
ポーランド	585,712	532,983
ポルトガル	47,169	47,282
ルーマニア	85,980	85,911
スロバキア	7,986	8,180
スロベニア	39,446	39,021
スペイン	5,876,519	5,876,193
スウェーデン	96,096	96,087
	18,201,359	18,218,449
EU加盟国以外のソブリン債およびその他の債券	31,095,284	31,135,673
合計	49,296,643	49,354,122

2020年12月31日現在

EU加盟国ソブリン債

	帳簿価額	公正価値
オーストリア	287,401	287,604
ベルギー	180,300	180,353
チェコ共和国	621,137	625,415
デンマーク	16,284	16,284
エストニア	10,010	10,010
フィンランド	41,066	41,066
フランス	527,304	532,619
ドイツ	2,346,829	2,410,491
ハンガリー	10,547	10,585
アイルランド	568,012	568,278
イタリア	97,341	126,731
ラトビア	14,985	15,206
リトアニア	16,993	17,822
ルクセンブルク	92,471	92,471
オランダ	770,356	783,634
ポーランド	185,180	186,022
ポルトガル	40,050	40,095
ルーマニア	10,127	10,123
スロバキア	113,160	113,514
スロベニア	14,929	15,467
スペイン	3,660,683	3,663,202
スウェーデン	62,794	62,794

	9,687,959	9,809,786
--	------------------	------------------

EU加盟国以外のソブリン債およびその他の債券

	35,427,936	35,646,947
--	-------------------	-------------------

合計	45,115,895	45,456,733
-----------	-------------------	-------------------

負債証券ポートフォリオ - 貸倒引当金

下表は、IFRS第9号のECLモデルに基づく、負債証券ポートフォリオの貸倒引当金の期首残高と期末残高の間の調整を示している。

2021年				
	12ヵ月ECL	信用減損のない 全期間ECL	信用減損のある 全期間ECL	合計
(単位：千ユーロ)				
ACで測定される負債証券				
1月1日現在の残高	1,808	11,468	0	13,276
12ヵ月ECLへの振替	0	-23	0	-23
信用減損のない全期間ECLへの振替	0	0	0	0
貸倒引当金の純額の再測定	-1,198	-6,029	0	-7,227
組成または購入された新規金融資産	175	0	0	175
認識が中止された金融資産	-411	0	0	-411
12月31日現在の残高	374	5,416	0	5,790
2020年				
	12ヵ月ECL	信用減損のない 全期間ECL	信用減損のある 全期間ECL	合計
(単位：千ユーロ)				
ACで測定される負債証券				
1月1日現在の残高	2,298	11,797	0	14,095
12ヵ月ECLへの振替	13	-117	0	-104
信用減損のない全期間ECLへの振替	0	24	0	24
貸倒引当金の純額の再測定	421	-228	0	193
組成または購入された新規金融資産	637	22	0	659
認識が中止された金融資産	-1,561	-30	0	-1,591
12月31日現在の残高	1,808	11,468	0	13,276

B.3. 株式およびその他の変動利付証券

残高の内訳は以下のとおりである。

株式およびその他の変動利付証券

	プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業	EBRD持分	投資基金およびインフラ基金	その他の持分投資	合計
取得原価：					
2021年1月1日現在	6,976,035	157,500	2,568,911	244	9,702,690
取得 ⁽²⁾	1,871,099	0	849,826	20	2,720,945
売却／満期 ⁽²⁾	-1,945,518	0	-400,344	0	-2,345,862
2021年12月31日現在	6,901,616	157,500⁽¹⁾	3,018,393	264	10,077,773
未実現利益／損失					
2021年1月1日現在	2,961,897	357,379	301,216	268	3,620,760
未実現利益	4,926,911	83,048	517,937	144	5,528,040
未実現損失	-353,257	0	-1,011	0	-354,268
2021年12月31日現在	7,535,551	440,427	818,142	412	8,794,532
純帳簿価額：					
2021年12月31日現在	14,437,167	597,927	3,836,535	676	18,872,305
2020年12月31日現在	9,937,932	514,879	2,870,127	512	13,323,450

(1) 157,500千ユーロ（2020年：157,500千ユーロ）は、欧州復興開発銀行（「EBRD」）の資本金に対するグループの応募額900,440千ユーロに係る2021年12月31日現在のグループの払込資本である。2021年12月31日現在、グループは、EBRDの応募済資本金の3.03%（2020年：3.03%）を所有している。

(2) 「取得」および「売却／満期」の金額には為替変動が含まれている。

グループがEBRDへの投資をその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとしての指定した理由は、この投資が戦略的目的で長期間の保有が見込まれ、短期的にも中期的にもこの投資を処分する計画がないためである。2021年12月31日現在の公正価値は、計上されている正味帳簿価額に対応する。2021年度中に認識された配当金はなく、また、この投資に関連して資本の部の中で振り替えられた累積損益もなかった。

B.4. 他の事業体に対する持分

B.4.1. グループの構成

欧州投資基金（「EIF」）は、1994年6月14日にルクセンブルクで国際金融機関として設立された。登記上の事務所所在地は、37B, avenue J.F.Kennedy, L-2968 Luxembourgである。

EIFの主要任務は、十分な自己資本利益率を提供しつつ、以下を通じて欧州連合の目的追求に貢献することである。

- 金融機関に対する中小企業（「SME」）向け融資保証の提供
- 持分投資の取得、保有、運用および処分
- 第三者から受託した特別財源の管理
- 関連業務

EIFの株式資本は普通株式のみで構成され、EIBはEIFの普通株式を直接的に保有しており、保有する所有持分割合は、EIBが保有する議決権に等しい。EIFの設立国または登記国は、主たる事業所の所在地でもある。

EIF株主総会におけるEIFの2021年2月の増資の承認の結果、EIFの授權資本は2021年度中に額面百万ユーロの新株2,870株の発行を通じて、45億ユーロから74億ユーロに増加した。

新株の発行は、以下に詳述するように1応募期間で応募が可能な1回の応募で行われた。応募された新授權株式は、その額面金額の20%について払込が行われている。残りの80%は、EIF株主総会の決定を受けて払込請求を行うことができる。この増資において応募された新授權株式についての申込価格は、新規発行株式の払込部分を含んだ435,970.88ユーロと決定された。この金額は、リプレースメント・シェア・パーチェス・アンダーテイキング（「RSPU」）の算式によって、外部監査人のレビューを受けた2020年9月30日現在のEIFの財務データに基づいて算定された。EIF定款第5条に沿って、EIFの各株主は、当該増資前で当該株主が引き受けた株数とEIFの全応募済株数との間の比率に対応して、増資の一部に対して応募する権利を有していた。その結果として、EIBは2021年2月に約736百万ユーロで、その比例配分部分である1,689株について応募した。

EIBは、EIFの応募済資本金73億ユーロ（2020年：45億ユーロ）の59.40%（2020年：58.82%）を保有している。

2021年度に、EIBは他の投資家からの購入も、他の投資家への売却も行わなかった。この結果、EIBの保有株数は、2021年1月1日時点の2,647株から、2021年12月31日時点では4,336株へと増加した。

2021年度中、欧州委員会（「EC」）が保有するEIFの応募済株式に関するRSPUは解除されたが、EC以外のEIFの少数株主からの応募済株式に関するRSPUは依然として有効である。

この結果、これらの少数株主が引き受けたEIF株式774株について、EIBはRSPUに基づき、これらの株式を1株当たり439,717.18ユーロで随時買い取る旨申し入れている。この価格は、EIF払込請求済資本金に、資本剰余金勘定、法定準備金、留保利益、公正価値準備金および当期純利益を加えて当期配当金を調整した値の1株当たり金額に相当する。合意された算式が、オプションが行使される会計年度のEIFの承認済かつ監査済年次財務書類に適用されている。

B.4.2. 非連結ストラクチャード・エンティティへの関与

ストラクチャード・エンティティの定義

ストラクチャード・エンティティは、議決権または類似した権利が、誰が事業体を支配しているかを決定する際の支配的な要因とならないように設計された事業体である。IFRS第12号では、ストラクチャード・エンティティが次の特徴の一部または全部を備えていることが多いとしている。

- 制限された活動
- 限定され、明確に定義された目的。例えば、節税効果のあるリースの実行、研究開発活動の実施、企業への資本もしくは資金源の提供、または当該ストラクチャード・エンティティの資産に付随するリスクおよび利益を投資家に移転することによる投資家への投資機会の提供等
- 不十分な資本。ストラクチャード・エンティティが業務活動資金の調達を可能にするためには劣後的な財務支援が必要
- トランシェ。信用リスクまたはその他のリスクの集中を発生させる、複数の契約上関連している投資家向け商品の資金調達

非連結ストラクチャード・エンティティ

「非連結ストラクチャード・エンティティ」という用語は、グループによって支配されていないすべてのストラクチャード・エンティティを指し、連結されていないストラクチャード・エンティティにおける持分を含む。

ストラクチャード・エンティティにおける持分の定義

IFRS第12号は、「持分」を広義に定義しており、エンティティの業績から生じるリターンの変動に報告企業がさらされるような、契約上または契約に拠らない関与を含むものとしている。このような持分の例には、株式持分または資金の提供、流動性支援、信用補完、他のエンティティに対するコミットメントおよび保証等のその他の形での関与が含まれる。IFRS第12号は、通常の顧客・サプライヤーの関係だけでは、報告企業が他のエンティティの持分を持つことにはならないと述べている。

ストラクチャード・エンティティの種類	性質および目的	グループが保有する持分
プロジェクト・ファイナンス：特別目的事業体（「SPV」）への貸付	プロジェクト・ファイナンス取引（「PF業務」）は、債務者からの債務の返済が、当該債務者の唯一または主要な収益源に依存する取引であり、その収益源は、当該借入によって資金調達された資産または当該プロジェクトに契約によって関係づけられたその他の既存の資産などの単一または限定的な数の資産から生じる。PF業務はSPVを通じて資金調達されることが多い。	正味実行済金額 受取利息
ベンチャー・キャピタルおよび投資基金	グループは、ベンチャー・キャピタルおよび投資基金に資金提供している。ベンチャー・キャピタルおよび投資基金は、優れた成長潜在性を備えた中小企業におけるプライベート・エクイティ持分やインフラストラクチャー・プロジェクトへの投資を望む投資家からの資金をプールし、管理する。	ベンチャー・キャピタルおよび投資基金が発行する受益証券／株式への投資 受取配当として受領した配当金
SPVが発行する資産担保証券	SPVが発行する債券へのグループによる投資は、プロジェクトのプロモーターまたは仲介者への資金提供の代替的な手段である。資産担保証券は、分離されたSPVによって発行され、金融機関またはその他の機関によって組成された資産プールによって裏付けられる。グループは、かかるSPVのスポンサー／プロモーターとしての機能は果たさないことに留意すべきである。	SPVが発行した債券への投資 受取利息
第三者SPVが供与した貸付金に対する保証の付与	グループは、金融機関、公共団体またはSPVに供与されうる保証および資金を拠出しない証券取引を行う。	保証エクスポージャー 保証料
マンドート管理	グループは、第三者の代理でマンドートの管理を行い、外部資金の管理を受託し、関連する事務管理および会計サービスを提供する。	サービスに対する管理報酬

下表は、グループが報告日現在で持分を有する非連結ストラクチャード・エンティティの帳簿価額、およびこれらのエンティティに関する信用リスクの最大エクスポージャーを示している。信用リスクの最大エクスポージャーには、帳簿価額および関連する未実行コミットメントが含まれる。

(単位：百万ユーロ)	項目	2021年12月31日		2020年12月31日	
		帳簿価額	信用リスクの最大エクスポージャー	帳簿価額	信用リスクの最大エクスポージャー
プロジェクト・ファイナンス：SPVへの貸付	対顧客貸付金および預け金	8,530	9,212	8,744	9,418
ベンチャー・キャピタル	株式および				
および投資基金	その他の変動利付証券	18,274	27,003	12,808	21,472
(注B.3参照)	証券				
代替貸付金：SPVおよび	確定利付証券を				
その他のストラクチャード・エンティティが発行する	含む負債証券				
資産担保証券への投資		5,213	5,213	4,881	4,881
第三者SPVが供与した	保証引当金				
貸付金に対する保証の付与					
(注S.2.5.3参照)		39	11,834	23	5,822
合計		32,056	53,262	26,456	41,593

EIBグループから仕組事業体に対しては、それぞれへの資金供与以上の支援は提供されていない。

注C：金融機関および対顧客貸付金および預け金-その他の貸付金および預け金（単位：千ユーロ）

	2021年12月31日	2020年12月31日
定期預金	60,466,570	44,562,537
要求払預金	386,649	239,935
リバース・レポ	13,888,350	15,466,450
その他の金融機関貸付金および預け金	74,741,569	60,268,922
その他の対顧客貸付金および預け金	677,197	900,604
その他の貸付金および預け金合計	75,418,766	61,169,526
うち現金および現金同等物	66,842,771	43,933,323

注D：貸付金明細表（単位：千ユーロ）

D.1. 貸付金総額

貸付金総額は貸付金の実行済金額と未実行金額で構成されている。分析は以下のとおりである。

	金融仲介機関に 対して実行 される貸付金	最終受益者に 直接実行 される貸付金	2021年 12月31日	2020年 12月31日
実行済金額	94,676,737	339,527,627	434,204,364	450,870,307
未実行金額	31,936,008	91,041,283	122,977,291	114,063,130
貸付金総額	126,612,745	430,568,910	557,181,655	564,933,437
分割貸付債権	6,007	466,846	472,853	161,053
代替貸付金ポートフォリオ			17,970,168	20,172,802
代替貸付金ポートフォリオを含む貸付金総額			575,624,676	585,267,292

D.2. 貸付金および預け金の減損 - 貸倒引当金

下表は、IFRS第9号のECLモデルに基づく、実行済貸付金および預け金ならびに未実行貸付金（貸付コミットメント）の貸倒引当金の期首残高と期末残高の間の調整を示している。

	2021年			合計
	12ヵ月ECL	信用減損の ない全期間ECL	信用減損の ある全期間ECL	
ACで測定される金融機関貸付金 および預け金				
2021年1月1日現在の残高	14,905	49,994	61,023	125,922
12ヵ月ECLへの振替	5	-322	0	-317
信用減損のない全期間ECLへの振替	-814	1,169	0	355
信用減損のある全期間ECLへの振替	0	-1,844	4,823	2,979
貸倒引当金の純額の測定	-10,505	-20,652	-10,279	-41,436
組成または購入された新規金融資産	213	2,623	0	2,836
認識が中止された金融資産	-1,941	-9,915	-3,257	-15,113
貸倒償却	0	0	0	0
2021年12月31日現在の残高	1,863	21,053	52,310	75,226

金融機関貸付金および預け金に係る貸倒引当金の変動は、主に次の理由による。

- 12ヵ月ECL、信用減損のない全期間ECLおよび信用減損のある全期間ECLの純変動による増加3,017千ユーロ
- 組成または購入された新規金融資産による増加2,836千ユーロ
- 同ステージレベル内での既存の事業の貸倒引当金の純額の測定による減少41,436千ユーロ
- 金融資産の認識中止による減少15,113千ユーロ

	2020年			
	12ヵ月ECL	信用減損の ない全期間ECL	信用減損の ある全期間ECL	合計
ACで測定される金融機関貸付金				
および預け金				
2020年 1 月 1 日現在の残高	17,863	68,514	72,669	159,046
12ヵ月ECLへの振替	302	-8,074	0	-7,772
信用減損のない全期間ECLへの振替	-435	6,518	-37,579	-31,496
信用減損のある全期間ECLへの振替	0	-686	0	-686
貸倒引当金の純額の測定	-818	-17,254	40,396	22,324
組成または購入された新規金融資産	3,028	10,537	0	13,565
認識が中止された金融資産	-5,035	-9,561	-14,463	-29,059
貸倒償却	0	0	0	0
2020年12月31日現在の残高	14,905	49,994	61,023	125,922

	2021年			
	12ヵ月ECL	信用減損の ない全期間ECL	信用減損の ある全期間ECL	合計
ACで測定される対顧客貸付金				
および預け金				
2021年 1 月 1 日現在の残高	57,747	176,796	247,637	482,180
12ヵ月ECLへの振替	302	-15,129	0	-14,827
信用減損のない全期間ECLへの振替	-4,342	13,872	0	9,530
信用減損のある全期間ECLへの振替	-16	-132	390	242
貸倒引当金の純額の測定	-37,566	-61,446	-52,717 (1)	-151,729
組成または購入された新規金融資産	1,955	4,841	0	6,796
認識が中止された金融資産	-2,794	-13,861	-24,834	-41,489
貸倒償却	0	0	-2,444	-2,444
2021年12月31日現在の残高	15,286	104,941	168,032	288,259

- (1) この金額には、条件変更の結果として、対応する資産の認識が中止されたことによるECLの使用に関連する21,217千ユーロが含まれる。さらに、2020年度に認識が中止された資産に対応する43,739千ユーロが2021年度中に再計上されている。これらの再計上された資産にはECL額は必要ないとみなされた。

対顧客貸付金および預け金に係る貸倒引当金の変動は、主に次の理由による。

- 12ヵ月ECL、信用減損のない全期間ECLおよび信用減損のある全期間ECLの純変動による減少5,055千ユーロ
- 組成または購入された新規金融資産による増加6,796千ユーロ
- 金融資産の認識中止による減少41,489千ユーロ
- 同ステージレベル内での既存の事業の貸倒引当金の純額の測定による減少151,729千ユーロ
- 貸付金事業1件についてリストラクチャリングが完了したことによる減少2,444千ユーロ

	2020年			
	12ヵ月ECL	信用減損のない全期間ECL	信用減損のある全期間ECL	合計
ACで測定される対顧客貸付金				
および預け金				
2020年1月1日現在の残高	49,238	162,346	385,556	597,140
12ヵ月ECLへの振替	2,346	-46,162	-6,150	-49,966
信用減損のない全期間ECLへの振替	-4,580	75,226	-6,376	64,270
信用減損のある全期間ECLへの振替	-153	-13,740	84,415	70,522
貸倒引当金の純額の測定	4,701	-20,951	-186,125 (1)	-202,375
組成または購入された新規金融資産	9,435	22,950	12,144	44,529
認識が中止された金融資産	-3,240	-2,873	-35,827	-41,940
貸倒償却	0	0	0	0
2020年12月31日現在の残高	57,747	176,796	247,637	482,180

(1) この金額には、条件変更の結果として、対応する資産の認識が中止されたことによるECLの使用に関連する79,144千ユーロが含まれる。また、20,417千ユーロは、対応する資産が「売却目的保有資産」に組み替えられた結果としてのECLの組替に関連している。

	2021年			
	12ヵ月ECL	信用減損の ない全期間ECL	信用減損の ある全期間ECL	合計
ACで測定される貸付コミットメント				
2021年 1 月 1 日現在の残高	9,655	37,518	3,101	50,274
12ヵ月ECLへの振替	15	-1,253	0	-1,238
信用減損のない全期間ECLへの振替	-781	1,443	0	662
信用減損のある全期間ECLへの振替	-14	0	0	-14
貸倒引当金の純額の測定	-3,725	-17,821	0	-21,546
組成または購入された新規金融資産	2,051	10,692	0	12,743
認識が中止された金融資産	-3,735	-4,060	0	-7,795
貸倒償却	0	0	0	0
2021年12月31日現在の残高	3,466	26,519	3,101	33,086

貸付コミットメントに係る貸倒引当金の変動は、主に次の理由による。

- 12ヵ月ECL、信用減損のない全期間ECLおよび信用減損のある全期間ECLの純変動による減少590千ユーロ
- 組成または購入された新規金融資産による増加12,743千ユーロ
- 金融資産の認識中止による減少7,795千ユーロ
- 同ステージレベル内での既存の事業の貸倒引当金の純額の測定による減少21,546千ユーロ

	2020年			合計
	12ヵ月ECL	信用減損のない全期間ECL	信用減損のある全期間ECL	
ACで測定される貸付コミットメント				
2020年1月1日現在の残高	9,175	52,553	0	61,728
12ヵ月ECLへの振替	234	-2,622	0	-2,388
信用減損のない全期間ECLへの振替	-647	15,722	0	15,075
信用減損のある全期間ECLへの振替	-61	-7,057	3,101	-4,017
貸倒引当金の純額の測定	241	-6,327	0	-6,086
組成または購入された新規金融資産	5,299	1,151	0	6,450
認識が中止された金融資産	-4,586	-15,902	0	-20,488
貸倒償却	0	0	0	0
2020年12月31日現在の残高	9,655	37,518	3,101	50,274

D.3. プロジェクトが実施されている国別に表示した貸付金の地域別内訳

欧州連合内のプロジェクトに対する貸付金：

プロジェクトが実施 されている国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年貸付金 合計額に対する 割合	2020年貸付金 合計額に対する 割合
スペイン	80,122,284	71,665,075	8,457,209	13.93%	15.13%
イタリア	65,716,944	51,960,038	13,756,906	11.43%	11.44%
フランス	65,078,383	49,218,828	15,859,555	11.31%	10.66%
ドイツ	45,333,324	34,447,460	10,885,864	7.88%	7.94%
ポーランド	44,746,959	34,511,930	10,235,029	7.78%	7.60%
ギリシャ	21,393,124	17,536,581	3,856,543	3.72%	3.73%
オランダ	17,513,719	12,833,155	4,680,564	3.05%	2.84%
オーストリア	16,096,095	15,004,200	1,091,895	2.80%	2.80%
ベルギー	15,998,214	11,991,777	4,006,437	2.78%	2.50%
ポルトガル	13,698,019	11,553,557	2,144,462	2.38%	2.64%
スウェーデン	12,331,179	8,770,157	3,561,022	2.14%	2.14%
フィンランド	10,922,494	9,404,363	1,518,131	1.90%	1.90%
ハンガリー	10,040,845	8,157,120	1,883,725	1.75%	1.70%
アイルランド	7,690,337	6,207,697	1,482,640	1.34%	1.29%
チェコ共和国	6,900,905	4,871,005	2,029,900	1.20%	1.21%
ルーマニア	6,800,510	4,010,820	2,789,690	1.18%	1.15%
スロバキア	4,939,574	4,136,146	803,428	0.86%	0.90%
クロアチア	3,994,294	2,924,809	1,069,485	0.69%	0.76%
デンマーク	3,541,724	2,565,977	975,747	0.62%	0.54%
スロベニア	2,947,110	2,288,667	658,443	0.51%	0.57%
キプロス	2,783,706	1,923,356	860,350	0.48%	0.47%
リトアニア	2,738,056	2,507,746	230,310	0.48%	0.49%
ブルガリア	2,302,035	2,026,938	275,097	0.40%	0.40%
エストニア	1,605,579	935,407	670,172	0.28%	0.26%
ラトビア	1,261,109	678,201	582,908	0.22%	0.21%
ルクセンブルク	685,921	229,695	456,226	0.12%	0.15%
マルタ	422,763	288,840	133,923	0.07%	0.08%
小計	467,605,206	372,649,545	94,955,661	81.30%	81.50%

欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金：

プロジェクトが実施 されている国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年貸付金 合計額に対する 割合	2020年貸付金 合計額に対する 割合
英国	39,406,084	38,724,345	681,739	6.85%	7.01%
地中海沿岸諸国	19,653,351	12,161,533	7,491,818	3.42%	3.28%
候補国	15,052,876	13,275,658	1,777,218	2.62%	2.82%
ロシア、東欧諸国、 南コーカサス諸国	9,525,799	3,396,402	6,129,397	1.66%	1.59%
アジア	8,238,239	3,479,582	4,758,657	1.43%	1.29%
アフリカ、カリブ海 および太平洋（ACP） 諸国	6,058,609	2,339,317	3,719,292	1.05%	0.90%
ラテンアメリカ諸国	4,856,909	2,769,840	2,087,069	0.84%	0.78%
潜在的候補国	2,229,213	1,231,822	997,391	0.39%	0.37%
欧州自由貿易連合 （EFTA）加盟国	1,828,978	1,568,178	260,800	0.32%	0.28%
南アフリカ	588,765	544,765	44,000	0.10%	0.16%
加盟国の属国および 属領(OCT)	107,794	33,545	74,249	0.02%	0.02%
小計	107,546,617	79,524,987	28,021,630	18.70%	18.50%
2021年の合計^(*)	575,151,823	452,174,532	122,977,291	100.00%	
2020年の合計^(*)	585,106,239	471,043,109	114,063,130		100.00%

(*) 代替貸付金を含み、分割貸付債権（2021年：473百万ユーロ、2020年：161百万ユーロ）を除く貸付金総額

D.4. 保証業務における変動

下表は、金融保証の期首残高と期末残高の間の調整を示している。2020年の比較対象金額は下に開示されている。

	2021年			
	その他の負債		引当金	合計
	12ヵ月ECL	信用減損のない全期間ECL	信用減損のある全期間ECL	
金融保証				
1月1日現在の残高	11,680	149	10,810	22,639
12ヵ月ECLへの振替	0	-87	0	-87
信用減損のない全期間ECLへの振替	-1	42	0	41
信用減損のある全期間ECLへの振替	0	0	0	0
再測定純額	18,915	98	-1,295	17,718
引当金の使用	0	0	-63	-63
供与または購入された新規保証	1,340	1	0	1,341
認識が中止された保証	-2,259	0	-1	-2,260
12月31日現在の残高	29,675	203	9,451	39,329

	2020年			
	その他の負債		引当金	合計
	12ヵ月ECL	信用減損のない全期間ECL	信用減損のある全期間ECL	
金融保証				
1月1日現在の残高	6,467	999	12,349	19,815
12ヵ月ECLへの振替	155	-515	0	-360
信用減損のない全期間ECLへの振替	-82	-201	309	26
信用減損のある全期間ECLへの振替	0	14	-14	0
再測定純額	6,470	34	-1,001	5,503
引当金の使用	0	0	-833	-833
供与または購入された新規保証	4,123	0	0	4,123
認識が中止された保証	-5,453	-182	0	-5,635
12月31日現在の残高	11,680	149	10,810	22,639

注E：有形固定資産および無形資産（単位：千ユーロ）

	土地	ルクセンブルクの建物 ⁽¹⁾	家具備品および設備	使用権資産 ⁽²⁾	有形固定資産合計	無形資産合計
2021年1月1日現在取						
得原価	20,145	406,099	70,917	201,091	698,252	56,639
当期取得額	0	4,550	18,287	51,262	74,099	40,272
当期除却額	0	0	-17,793	-1,902	-19,695	-17,291
2021年12月31日現在	20,145	410,649	71,411	250,451	752,656	79,620
減価償却 / 償却累計額						
2021年1月1日現在	0	-206,342	-42,060	-77,996	-326,398	-17,360
当期減価償却 / 償却額	0	-9,792	-19,117	-41,363	-70,272	-21,035
当期除却額	0	0	17,793	541	18,334	17,183
2021年12月31日現在	0	-216,134	-43,384	-118,818	-378,336	-21,212
純帳簿価額：						
2021年12月31日現在	20,145	194,515	28,027	131,633	374,320	58,408
2020年12月31日現在	20,145	199,757	28,857	123,095	371,854	39,279

- (1) 土地および建物はすべて、グループが自身の活動のために使用している。グループは事後測定用には、IAS第16号の「原価モデル」を採用している。ルクセンブルクの建物には、新棟の建設に係る原価67,920千ユーロ（2020年：63,370千ユーロ）が含まれており、新棟は、2025年に完成予定である。
- (2) 使用権資産は、不動産（商業用不動産および住宅用不動産）および車両の2つの資産クラスで構成される。2021年度の減価償却費は、不動産が41,174千ユーロ（2020年：39,911千ユーロ）であり、車両が189千ユーロ（2020年：89千ユーロ）であった。2021年12月31日現在の帳簿価額は、不動産が131,474千ユーロ（2020年：129,909千ユーロ）、車両が159千ユーロ（2020年：186千ユーロ）であった。

注F：繰延収益（単位：千ユーロ）

	2021年12月31日	2020年12月31日
前受および繰延運用報酬	290,656	284,252
前受利子補助金	92,233	89,027
貸付金および保証に係る繰延収益	51,768	51,533
その他	8,476	9,771
合計	443,133	434,583

注G：その他の資産およびその他の負債（単位：千ユーロ）

G.1. その他の資産

	2021年12月31日	2020年12月31日
未収金およびその他債権	81,480	18,611
金融保証契約による資産純額	57,062	44,786
未収EGF管理報酬	26,440	128
保証履行請求債権	12,831	12,986
前払給与および手当	2,985	2,780
その他	3,086	1,841
合計	183,884	81,132

G.2. その他の負債

	2021年12月31日	2020年12月31日
英国への資本の未払戻金 ^(*)	2,895,904	3,195,904
任意補足年金制度	792,891	721,903
EIFの非支配持分の購入コミットメント ^(**)	340,341	819,467
ファースト・ロス一部負担金	202,171	204,070
リース負債	132,151	124,275
未払人件費	104,190	100,020
未払金およびその他債務	95,935	75,598
繰延収益	44,856	33,981
金融保証契約による負債純額（注D.4）	29,878	11,829
重債務貧困国（HIPC）イニシアチブに係る未払費用 ^(***)	13,596	13,596
西バルカン諸国のインフラ基金	393	393
その他	329,357	186,806
合計	4,981,663	5,487,842

(*) グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国の欧州連合および欧州原子力共同体からの離脱協定の第150(4)条および2020年6月10日付理事会決定(EU)2020/769による修正に従い、EIBは払込請求済資本金の35億ユーロを2020年10月15日より開始する12回の分割により毎年英国に支払う（最初の11回の分割払いは各300,000,000ユーロで最終回の支払いは195,903,950ユーロ）。2020年10月15日および2021年10月15日に期日を迎えた分割金は全額が決済された。

(**) 2021年12月31日現在、連結されたその他の負債に対するEIFの非支配持分は340百万ユーロ（2020年：819百万ユーロ）、連結純損益（注L）の非支配持分はマイナス59百万ユーロ（2020年：マイナス53百万ユーロ）であった。

(***) 重債務貧困国（「HIPC」）イニシアチブ

注H：金融機関および顧客に対する債務（単位：千ユーロ）

H.1. 金融機関に対する債務

	2021年12月31日	2020年12月31日
要求払	4,775,575	4,197,199
- 翌日物預金	4,775,575	4,197,199
期日払または通知払	18,796,352	12,302,079
- 短期預かり金	178,404	1,559
- 金融機関とのレボ取引	5,711,476	4,310,742
- 中央銀行からの借入金(1)	12,906,472	7,989,778
合計	23,571,927	16,499,278

(1) この金額は、ECBの金融政策オペレーションへのEIBの参加を表す。

H.2. 顧客に対する債務

	2021年12月31日	2020年12月31日
要求払	1,645,154	1,680,511
- 翌日物預金	163	2,962
- 欧州連合および加盟国口座		
- 特別部門業務および関連未決済金額に係るもの	412,934	398,386
- 預金口座	1,232,057	1,279,163
期日払または通知払	175,496	20,951
- 短期預かり金	175,496	20,951
合計	1,820,650	1,701,462

注1：債務証券借入（単位：千ユーロ）

財務活動におけるグループの目標の1つとして、その資金調達戦略を貸付金供与に要する資金と合致させることが挙げられる。「債務証券借入」の項には、「負債証券」（一般投資家に対して公募した有価証券）および「その他」（私募）が含まれる。下表は、2021年12月31日および2020年12月31日現在の債務残高の通貨別内訳、ならびに平均利率と満期日（最短／最長）をまとめたものである。

債務証券借入（単位：千ユーロ）					
支払通貨	2021年 12月31日現在 残高	平均利率 2021年 ^(*)	満期日	2020年 12月31日現在 残高	平均利率 2020年 ^(*)
ユーロ	246,913,410	1.30	2022/2061	245,471,198	1.52
米ドル	105,073,224	1.48	2022/2058	102,980,060	1.79
英ポンド	43,705,819	2.15	2022/2054	42,714,537	2.41
豪ドル	9,703,908	2.59	2022/2042	8,097,915	3.33
スウェーデン・クローナ	6,234,940	1.41	2022/2040	6,625,774	1.51
ポーランド・ズロチ	6,169,375	2.23	2022/2029	6,417,089	2.15
ノルウェー・クローネ	5,541,206	1.77	2022/2037	5,092,022	1.80
カナダ・ドル	4,765,848	2.10	2022/2045	4,251,495	2.24
スイス・フラン	4,179,005	1.90	2022/2036	4,089,335	2.01
南アフリカ・ランド	2,331,323	7.75	2022/2035	2,529,078	8.02
日本円	1,520,384	1.46	2022/2053	2,191,824	1.12
メキシコ・ペソ	1,174,850	6.35	2022/2028	1,359,375	6.09
デンマーク・クローネ	783,195	0.70	2024/2031	782,722	0.71
トルコ・リラ	677,022	10.41	2022/2027	1,407,381	10.14
人民元	472,292	2.56	2022/2024	298,909	2.50
チェコ・コルナ	339,828	2.52	2022/2034	338,599	1.94
ニュージーランド・ドル	271,428	2.57	2023/2028	264,955	2.12
ロシア・ルーブル	140,679	4.75	2022/2026	54,665	5.85
香港ドル	79,246	0.41	2022/2025	131,380	1.56
ルーマニア・レイ	20,812	2.23	2026/2026	0	0
ハンガリー・フォリント	17,065	3.25	2024/2024	165,436	0.82
合計	440,114,859			435,263,749	
				2021年 12月31日現在 残高	2020年 12月31日現在 残高
合計（名目値）^(**)				440,114,859	435,263,749
借入金のIFRSに基づく調整				33,787,774	49,633,224
債務証券借入の合計				473,902,633	484,896,973

(*) 貸借対照表日現在の加重平均利率

(**) 2021年12月31日現在、ヘッジ会計目的で保有されている債務証券借入の名目値は3,244億ユーロ（2020年：3,362億ユーロ）、純損益を通じた公正価値で測定される債務証券借入の名目値は276億ユーロ（2020年：268億ユーロ）、償却原価で評価される債務証券借入の名目値は881億ユーロ（2020年：723億ユーロ）である。

注J：年金制度および健康保険制度（単位：千ユーロ）

グループは3種類の確定給付年金制度を運営している。また、グループはEIBの元職員に対して、特定の退職後の医療費給付も行っている。これらの給付は、IAS第19号の定義による非積立型の年金制度であり、制度は規制対象外である。年金給付に要するそれぞれの年金制度の費用は、予測単位積立数理評価方式により決定される。保険数理評価は2021年12月31日現在で実施された。

これらの制度により、概してグループは金利リスク、長寿リスク、インフレリスクおよび昇給リスクなどの保険数理リスクを負う。もう一つのリスクは、制度加入者の扶養家族（遺族配偶者および遺児給付）に対する支払に伴うリスクである。

金利リスク	確定給付債務の現在価値は、高格付の社債利回りを参照して決定される割引率を使用して算出される。社債利率が低下することにより、年金債務は増加する。
長寿リスク	確定給付制度債務の現在価値は、制度加入者の雇用期間中および退職後の両方の死亡率の最善見積りを参照して算出される。制度加入者の平均寿命が延びることにより、制度の債務は増加する。
インフレリスク	確定給付制度債務の現在価値は、ルクセンブルクのインフレ率に連動した将来の年金の増加を参照して算出される。ルクセンブルクのインフレ率の上昇は、制度の債務を増加させる。
昇給リスク	確定給付制度債務の現在価値は、制度加入者の将来の給与を参照して算出される。制度加入者の昇給により、制度債務は増加する。

下表には、追加的制度である任意補足年金制度（確定拠出年金制度）は算入されていない。それに対応する債務793百万ユーロ（2020年：722百万ユーロ）は、「その他の負債」（注G）に分類されている。

グループの制度における年金および退職給付債務の決定に当たって使用された主要な仮定は以下のとおりである。

（単位：%）	2021年	2020年
年金制度の割引率	1.35	0.75
健康保険制度の割引率	1.35	0.75
将来昇給率（インフレーションを含む）	3.50	3.50
将来年金給付上昇率	1.75	1.75
医療費上昇率	3.75	3.75
現受給者の60歳時の平均余命（年）	26.90	26.80
現従業員の60歳時の平均余命（年）	29.40	29.30
保険数理表	ICSLT 2018 - Static 2021	ICSLT 2018 - Static 2020

感応度分析：

確定給付債務の算定のための重要な保険数理上の仮定は、割引率、予想昇給率および死亡率である。以下の感応度分析は、それぞれの仮定の合理的に可能性のある変動が報告期間末において発生し、他のすべての仮定は変動しないとの前提に基づいて算定された。

EIB年金：

- 割引率が0.5%上昇（低下）した場合、確定給付債務は10.9%減少（12.8%増加）する。
- 予想昇給率が1%上昇（低下）した場合、確定給付債務は6.2%増加（5.3%減少）する。
- 男女について平均寿命が1年延伸（短縮）した場合、確定給付債務は3.6%増加（3.6%減少）する。
- インフレにより将来の予想年金が1%増加（減少）した場合、確定給付債務は20.7%増加（16%減少）する。

EIF年金：

- 割引率が0.5%上昇（低下）した場合、確定給付債務は13.9%減少（16.7%増加）する。
- 予想昇給率が1%上昇（低下）した場合、確定給付債務は7.9%増加（6.8%減少）する。
- 男女について平均寿命が1年延伸（短縮）した場合、確定給付債務は3.5%増加（3.4%減少）する。
- インフレにより将来の予想年金が1%増加（減少）した場合、確定給付債務は27.2%増加（20.1%減少）する。

経営委員会年金：

- 割引率が0.5%上昇（低下）した場合、確定給付債務は7.9%減少（8.8%増加）する。
- 予想昇給率が1%上昇（低下）した場合、確定給付債務は0.8%増加（0.9%減少）する。
- 男女について平均寿命が1年延伸（短縮）した場合、確定給付債務は4.1%増加（4.2%減少）する。
- インフレにより将来の予想年金が1%増加（減少）した場合、確定給付債務は18.2%増加（14.6%減少）する。

EIBの健康保険制度：

- 割引率が0.5%上昇（低下）した場合、確定給付債務は9.6%減少（15.8%増加）する。
- 男女について平均寿命が1年延伸（短縮）した場合、確定給付債務は4.7%増加（5.4%減少）する。
- インフレにより将来の予想医療費が1%増加（減少）した場合、確定給付債務は38.6%増加（27.2%減少）する。

EIFの健康保険制度：

- 割引率が0.5%上昇（低下）した場合、確定給付債務は13.6%減少（19.6%増加）する。
- 男女について平均寿命が1年延伸（短縮）した場合、確定給付債務は5.3%増加（5.3%減少）する。
- インフレにより将来の予想医療費が1%増加（減少）した場合、確定給付債務は50.7%増加（33.3%減少）する。

一部の仮定は相関している可能性があり、仮定の変動が互いに独立して発生する可能性は少ないため、上記で示された感応度分析は、確定給付債務の実際の増減を示さない場合がある。

さらに、上記の感応度分析の表示において、確定給付債務の現在価値は、報告期間末時点において予測単位積立方式を使用して算出されており、連結貸借対照表における確定給付債務に関する負債の計算に適用された方式と同一である。

感応度分析の作成に使用された方法および仮定において、前年からの変更はなかった。

下表は、各種制度の保険数理（利益）／損失実績および確定給付債務の合計を示している。

	EIB年金	経営委員会 年金	EIF年金	健康保険	合計	確定給付 債務合計
2021年	-23,091	-1,088	5,063	102,798	83,682	8,623,332
2020年	25,397	1,754	19,479	-97,605	-50,975	9,569,495
2019年	-3,987	-2,545	1,420	-29,060	-34,172	7,892,289
2018年	81,333	5,268	13,494	-14,616	85,479	5,703,104

下表は、確定給付債務の2021年および2020年中の変動の内訳を示している

（単位：千ユーロ）。

	EIB年金	経営委員会 年金	EIF年金	健康保険	2021年の 合計
期首債務	7,704,597	86,317	711,503	1,067,078	9,569,495
a) 当期勤務費用	340,801	3,132	49,885	104,226	498,044
b) 利息費用	57,461	639	5,331	7,979	71,410
c) 過去勤務費用	2,713	0	70	0	2,783
純損益合計	400,975	3,771	55,286	112,205	572,237
a) 保険数理(利益)／損失実績	-43,103	-1,088	5,063	102,798	63,670
b) 人口統計上の仮定の変更	20,012	418	-55,653	-88,179	-123,402
c) 財務上の仮定の変更	-1,089,024	-8,462	-122,195	-195,570	-1,415,251
OCI合計(*)	-1,112,115	-9,132	-172,785	-180,951	-1,474,983
a) 従業員による拠出金	44,723	0	5,803	1,806	52,332
b) 支払給付金	-86,151	-2,219	-1,382	-5,997	-95,749
その他合計	-41,428	-2,219	4,421	-4,191	-43,417
2021年12月31日現在の給付債務	6,952,029	78,737	598,425	994,141	8,623,332

(*) EIB株主帰属（1,389,615千ユーロ）および非支配持分帰属（85,365千ユーロ）。

	EIB年金	経営委員会 年金	EIF年金	健康保険	2020年の 合計
期首債務	6,392,057	75,501	525,432	899,299	7,892,289
a) 当期勤務費用	270,405	2,344	37,160	88,797	398,706
b) 利息費用	82,525	968	6,850	11,656	101,999
c) 過去勤務費用	5,130	0	0	0	5,130
純損益合計	358,060	3,312	44,010	100,453	505,835
a) 保険数理(利益) / 損失実績	25,397	1,754	19,479	-97,605	-50,975
b) 人口統計上の仮定の変更	28,057	374	2,279	5,980	36,690
c) 財務上の仮定の変更	947,204	7,523	112,087	162,179	1,228,993
OCI合計(*)	1,000,658	9,651	133,845	70,554	1,214,708
a) 従業員による拠出金	41,860	0	5,305	-772	46,393
b) 支払給付金	-88,038	-2,147	2,911	-2,456	-89,730
その他合計	-46,178	-2,147	8,216	-3,228	-43,337
2020年12月31日現在の給付債務	7,704,597	86,317	711,503	1,067,078	9,569,495

(*) EIB株主帰属(1,157,082千ユーロ)および非支配持分帰属(57,626千ユーロ)。

EIBの従業員は一定の比率の拠出金を支払い、その比率は5年ごとに見直される。2019年1月1日から2023年12月31日までの期間の従業員の拠出金は年金算定基礎給与の11.3%である。残りの拠出金(バックサービス支払を含む)はグループによって支払われる。グループおよびその職員の全拠出額がグループの資産へ投資されている。積立要件は、現地の保険数理測定の枠組みに基づいている。この枠組みにおいては、割引率は無リスク金利に設定されている。さらに、プレミアムが現在の給与に基づいて算定される。グループは確定給付制度から生じるすべての年金支払に対して責任を負う。

2021年12月31日現在の給付債務の平均デュレーションは、以下のとおりに分かれている。

EIB年金：

- 現従業員：28.88年(2020年：29.27年)
- 待機者(*)：29.30年(2020年：30.27年)
- 受給者：14.09年(2020年：14.70年)

EIF年金：

- 現従業員：32.85年(2020年：32.94年)
- 待機者(*)：31.31年(2020年：30.21年)
- 受給者：18.92年(2020年：19.61年)

経営委員会年金：

- 現従業員：21.34年(2020年：24.10年)
- 待機者(*)：23.52年(2020年：21.58年)
- 受給者：12.29年(2020年：12.67年)

EIBの健康保険制度：

- 現従業員：33.85年(2020年：34.26年)
- 待機者(*)：27.63年(2020年：31.32年)

- 受給者：17.63年（2020年：18.36年）

EIFの健康保険制度：

- 現従業員：36.48年（2020年：38.61年）
- 待機者(*)：28.25年（2020年：29.09年）
- 受給者：21.98年（2020年：25.87年）

グループが確定給付制度について翌事業年度に純損益に認識すると見込んでいる金額は、539,123千ユーロ（2020年：571,713千ユーロ）である。

(*) 通常退職年齢前にグループを離職し、繰延年金に対する権利を有する元職員。

注K：当期損益

2021年12月31日終了事業年度のEIB個別財務書類（欧州連合会計指令に基づいて作成）に計上された当期純利益2,565,998千ユーロの処分案は、承認を受けるため2022年4月22日までに総務会に提出される。当事業年度のEIB剰余金の処分案の詳細については、EIBの財務書類の前書き（訳注：本報告書の「第3 発行者の概況 - (4) 業務の概況 - 業務 - 二）業績」に抜粋されている。）を参照のこと。

注L：受取利息および類似収益ならびに支払利息および類似費用（単位：千ユーロ）

L.1. 正味受取利息

	2021年	2020年
受取利息および類似収益：		
デリバティブ	10,018,309	10,567,897
金融機関および対顧客貸付金および預け金	5,946,535	6,890,425
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券ならびに確定利付証券を含む負債証券	194,580	269,747
有利子負債に係るマイナス金利	130,677	57,650
EUからの利子補助金	17,710	17,405
その他	4,449	20,808
合計	16,312,260	17,823,932
支払利息および類似費用：		
債務証券借入	-7,051,168	-8,873,958
デリバティブ	-5,592,829	-5,563,091
利付資産に係るマイナス金利	-411,488	-245,197
給付債務に係る利息費用(注J)	-71,410	-101,999
第三者委託に係る利息	-62,686	-35,850
EIFの非支配持分の購入コミットメント（注G.2）	-58,690	-52,530
金融機関および顧客に対する債務	-1,943	-4,828
その他 ⁽¹⁾	-22,368	-23,645
合計	-13,272,582	-14,901,098
正味受取利息	3,039,678	2,922,834

(1) リース負債に係る支払利息265千ユーロ（2020年：431千ユーロ）を含む。

下表は、各種類の金融資産および金融負債に関する正味受取利息を示したものである。

	2021年	2020年
受取利息および類似収益：		
リスク管理のために保有するデリバティブ	10,018,309	10,567,897
ACで測定される金融資産	5,493,411	6,260,630
FVTPLでの測定に指定された金融商品	615,909	872,386
強制的にFVTPLで測定される金融商品	49,506	44,552
その他	135,125	78,467
合計	16,312,260	17,823,932
支払利息および類似費用：		
ACで測定される金融負債	-7,014,116	-8,328,508
リスク管理のために保有するデリバティブ	-5,592,829	-5,563,091
FVTPLでの測定に指定された金融商品	-101,680	-586,129
非金融負債 ^(*)	-92,320	-125,211
その他 ^(*)	-471,637	-298,159
合計	-13,272,582	-14,901,098
正味受取利息	3,039,678	2,922,834

(*) 2020年について、財務書類をより理解しやすくするために、2つの項目間での組替が行われた。

L.2. 受取利息および類似収益の国別分析

	2021年	2020年
欧州連合加盟国：		
スペイン	759,149	860,833
ポーランド	485,490	529,331
ギリシャ	449,134	474,384
フランス	448,268	477,566
イタリア	424,708	473,379
ドイツ	296,424	320,589
オーストリア	255,563	261,080
オランダ	159,001	173,972
ベルギー	150,811	170,751
ポルトガル	144,992	215,481
ハンガリー	130,417	137,575
スウェーデン	124,908	110,274
アイルランド	87,233	87,940
ルーマニア	69,827	76,102
スロバキア	66,445	66,768
フィンランド	66,438	65,087
クロアチア	48,123	52,333
スロベニア	39,729	43,224
ブルガリア	38,922	40,572
チェコ共和国	31,007	42,977
ルクセンブルク	19,964	2,821
リトアニア	18,174	26,359
デンマーク	18,151	22,149
ラトビア	14,475	14,848
キプロス	9,356	11,582
マルタ	9,199	9,585
エストニア	4,173	4,639
欧州連合加盟国の合計	4,370,081	4,772,201
欧州連合域外	1,584,135	2,046,324
国別分析の対象の収益合計	5,954,216	6,818,525
国別分析の対象外の収益 ⁽¹⁾	10,358,044	11,005,407
受取利息および類似収益合計	16,312,260	17,823,932

(1) 国別分析の対象外の収益：

- 長期HQLAポートフォリオおよび代替貸付金ポートフォリオからの収益	147,141	168,181
- 有価証券流動性ポートフォリオおよびEIF運用ポートフォリオからの収益	36,322	52,090
- 短期金融市場証券からの収益	11,104	49,458
- その他有価証券からの収益	13	18
- 短期金融市場オペレーションからの収益	140,706	146,955
- デリバティブからの収益	10,018,309	10,567,897
- 払込請求済資本金および払込予定準備金の現在価値調整額による受取利息の戻入れ	0	15,887
- その他	4,449	4,921

2021年	2020年
10,358,044	11,005,407

注M：金融業務損益（単位：千ユーロ）

M.1. 損益の性質別

	2021年	2020年
デリバティブの純損益 ⁽¹⁾⁽⁸⁾	81,535	-540,944
FV0に基づく貸付金および関連するスワップの純損益 ⁽²⁾⁽⁸⁾	30,139	126,458
FV0に基づく借入金および関連するスワップの純損益 ⁽³⁾⁽⁸⁾	-39,984	-29,315
貸付金および関連するスワップのヘッジ会計による純損益 ⁽⁴⁾⁽⁸⁾	-212,774	-90,284
借入金および関連するスワップのヘッジ会計による純損益 ⁽⁵⁾⁽⁸⁾	318,593	297,159
国債および関連するスワップのヘッジ会計による純損益 ⁽⁶⁾	21,064	0
	198,573	-236,926
外国為替損益	14,614	-16,813
スワップの解消に係る損益	-5,638	-22,039
株式およびその他の変動利付証券に係る純損益 ⁽⁷⁾	5,017,547	712,189
負債証券ポートフォリオの純損益	-36,771	27,149
金融保証に係る純損益	-5,456	2,573
FVTPLに基づく貸付金および代替貸付金の純損益 ⁽⁹⁾	397,557	1,154
ACに基づく貸付金および代替貸付金の純損益	2,611	6,144
当初CBSの償却	47,170	175,979
金融業務損益	5,630,207	649,410

- (1) デリバティブの純損益の大部分は、マクロ・ヘッジのスワップおよび財務ポートフォリオのデリバティブ商品の公正価値修正であった。これらのスワップの効果は、2021年12月31日現在が81,535千ユーロのプラスであったのに対し、2020年12月31日現在は540,944千ユーロのマイナスであった。
- (2) デリバティブでヘッジする貸付金および代替貸付金はヘッジ会計適格ではなく、公正価値オプションを適用している。公正価値での測定に指定されている貸付金および代替貸付金の帳簿価額は、2021年12月31日現在、170億ユーロ（2020年：180億ユーロ）であった。貸付金および代替貸付金への公正価値オプションの適用による複合効果として、2021年12月31日現在で連結損益計算書に30,139千ユーロの増加（2020年：126,458千ユーロの増加）が計上されている。
- (3) デリバティブでヘッジする借入金はヘッジ会計適格ではなく、公正価値オプションを適用している。公正価値での測定に指定されている借入金の帳簿価額は、2021年12月31日現在、310億ユーロ（2020年：300億ユーロ）であった。借入金への公正価値オプションの適用による複合効果として、2021年12月31日現在で、連結損益計算書において39,984千ユーロの損益悪化（2020年：29,315千ユーロの損益悪化）が生じている。
- (4) IFRS第9号に基づくヘッジ会計基準に適合する適格貸付金および代替貸付金に対しては、ヘッジ会計が適用されている。ヘッジ会計に指定されている貸付金および代替貸付金の帳簿価額は、2021年12月31日現在、1,470億ユーロ（2020年：1,430億ユーロ）であった。貸付金および代替貸付金ならびに関連するスワップへのヘッジ会計の適用による複合効果として、2021年12月31日現在で連結損益計算書において212,774千ユーロの損益悪化（2020年：90,284千ユーロの損益悪化）が生じている。
- (5) IFRS第9号に基づくヘッジ会計基準に適合する適格借入金に対しては、ヘッジ会計が適用されている。ヘッジ会計に指定されている借入金の帳簿価額は、2021年12月31日現在、3,530億ユーロ（2020年：3,810億ユーロ）であった。借入金および関連するスワップへのヘッジ会計の適用による複合効果として、2021年12月31日現在で連結損益計算書において318,593千ユーロの損益改善（2020年：297,159千ユーロの損益改善）が生じている。

- (6) 2021年10月1日より、IFRS第9号の下でのヘッジ会計の要件を満たしている場合には、LTHPの国債に対してヘッジ会計が適用されている。ヘッジ会計に指定されているLTHP債券の帳簿価額は、2021年12月31日現在、5億ユーロであった。LTHP債券および関連するスワップへのヘッジ会計の適用による複合効果として、2021年12月31日現在で連結損益計算書において21,064千ユーロの損益改善が生じている。
- (7) この項目は、主に資本性金融商品に係る未実現損益および実現損益で構成されている。この損益改善5,017,547千ユーロの主要因は、2021年中におけるプライベート・エクイティ市場での評価額のプラスの影響（2020年：712,189千ユーロのプラスの影響）であった。
- (8) IBOR改革の影響については、注S.4.2「金利リスク」を参照のこと。
- (9) この項目は、主にFVTPLで測定された貸付業務に係る未実現損益および実現損益で構成されている。この連結損益計算書における損益改善397,557千ユーロの主要因は、2021年中における評価額のプラスの影響（2020年：1,154千ユーロのプラスの影響）であった。

M.2. 資産および負債の分類別

	2021年	2020年
強制的にFVTPLで測定される金融資産(デリバティブ資産を除く)	5,164,660	694,075
FVTPLでの測定に指定された金融資産(FV0)	166,361	25,801
FVTPLでの測定に指定された金融負債(FV0)	372,280	401,921
ACで測定される金融資産	-7,917,553	2,634,030
ACで測定される金融負債	15,890,499	-5,487,569
ヘッジ手段として指定されたデリバティブ	-7,821,710	3,037,469
ヘッジ会計目的以外で、リスク管理目的のために保有するデリバティブ	-280,231	-819,914
その他 ⁽¹⁾	55,901	163,597
金融業務損益	5,630,207	649,410

(1) 当初CBSの償却を含む。

注N：その他の業務収益および費用の純額（単位：千ユーロ）

	2021年	2020年
過年度未使用引当金の戻入れ	4,276	3,309
賃貸料収益	78	78
その他	-5,751	2,170
その他の業務収益および費用の純額合計	-1,397	5,557

注0：受取手数料および支払手数料（単位：千ユーロ）

	2021年	2020年
受取手数料：		
保証手数料	210,162	173,812
インベストメント・ファシリティ「コトヌー」の手数料	55,682	61,215
EGFの手数料	46,596	128
EFSIの手数料	45,052	42,649
貸付金手数料収益	35,014	12,020
Jaspersの手数料	27,214	30,499
InnovFinの手数料	22,980	44,008
Jeremie/ESIFの手数料	12,802	12,824
Jessicaの手数料	11,532	8,348
近代化基金の手数料	9,268	0
近隣インベストメント・ファシリティの手数料	1,939	4,395
コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティの手数料	1,926	7,927
ヤウンデ／ロメ協定の手数料	1,250	1,646
その他の委託に係る手数料	103,830	98,216
受取手数料合計	585,247	497,687
	2021年	2020年
支払手数料：		
保証人へのリスク報酬	-410,647	-302,635
その他の支払手数料	-23,730	-25,014
支払手数料合計	-434,377	-327,649

注P：一般管理費（単位：千ユーロ）

	2021年	2020年
給与および手当 ⁽¹⁾	-547,408	-509,975
福利厚生費および其他人件費	-659,623	-539,460
人件費	-1,207,031	-1,049,435
その他の管理費	-246,922	-223,575
一般管理費合計	-1,453,953	-1,273,010

(1) このうち経営委員会委員に対する金額は、2021年12月31日現在が3,441千ユーロ、2020年12月31日現在は3,113千ユーロである（注Y.2）。

グループの職員数は、2021年12月31日現在、4,412名（2020年12月31日現在は4,092名）であった。

注Q：デリバティブおよびヘッジ活動

Q.1. デリバティブ金融商品の利用

グループの資金調達活動において

グループは、主として調達資金の通貨・金利といった属性を貸付金のそれに一致させるため、および資金調達費用を削減するために、資金調達戦略の一環としてデリバティブを利用している。また特定の財務取引をヘッジするため、および資産負債管理のため、長期スワップを利用している。

長期デリバティブは、資金調達、貸付金および財務取引のヘッジ、ならびに市場リスク・エクスポージャーの低減に関連して利用される。

最も一般的に利用されているデリバティブは、以下のものである。

通貨スワップ

通貨スワップは、2つのカテゴリーの金融商品で構成されている。

- (i) クロス・カレンシー・スワップは、ある通貨の資金を別の通貨に交換することを合意し、それと同時に調達された資金を期日に返済できるよう、両通貨を将来において再度交換するための先渡為替予約を締結する契約である。
- (ii) クロス・カレンシー金利スワップは、外貨で変動金利を固定金利に交換するか、その逆を行うことを合意する契約である。

金利スワップ

金利スワップは一般的に、変動金利を固定金利に交換するか、その逆を行うことを合意する契約である。

金利および通貨スワップの利用により、グループは、顧客からの要求に応じて借入ポートフォリオと他のポートフォリオの金利および通貨を変えることができるとともに、グループのある特定の資本市場への有利なアクセス条件をスワップ・カウンターパーティーと交換することにより、資金調達コストを削減することも可能となる。

グループの流動性管理において

グループは、基本通貨であるユーロに関連してその運用財務ポートフォリオの通貨ポジションを調整するため、また貸付実行に伴う通貨需要を満たすために、短期の通貨スワップおよび為替予約を行っている（短期外国為替契約の想定元本および公正価値の開示については、注Q.3を参照）。

先物契約（先物）は、一部の政府債投資から生ずるエクスポージャーをヘッジするため、財務活動の一環として使用することができる。先物は、規制市場において取引される標準化されたデリバティブであり、カウンターパーティー・リスクの測定と統制に関する一般方針の対象外となっている。

グループの資産負債管理（「ALM」）において

グループのALM方針は、グループの経済的価値のボラティリティを制限するだけでなく、高収益、安定収益を維持することを目的としている。

したがってグループは、

- 安定した高収益を確保する自己資金投資プロファイルを採用し、
- この投資プロファイルに関連する残余金利リスクを管理している。

残余金利リスクを管理する目的で、グループは貸付金と借入金に関するナチュラル・ヘッジ、を活用し、またはグローバル・ヘッジ・オペレーション（金利スワップ）を行っている。

資産負債管理の一環として用いるマクロ・ヘッジのスワップは、IFRS第9号に従い公正価値で評価される。

リスク管理の詳細については、注Sを参照のこと。

Q.2. ヘッジ活動

金利リスクの公正価値ヘッジ

ヘッジ手段として指定された項目に関連する金額は、次のとおりである（単位：百万ユーロ）。

	2021年							
	想定元本	帳簿価額		ヘッジの 非有効性の計算 に使用された 公正価値の変動	IBOR改革によって直接的に 影響を受ける想定元本 ^(**)			合計
		資産	負債		米ドル LIBOR	英ポンド LIBOR	その他	
金利スワップ	444,031	27,230	14,826	-6,582	0	478	126	604
通貨スワップ ^(*)	33,786	3,799	3,115	-1,235	0	0	0	0
合計	477,817	31,029	17,941	-7,817	0	478	126	604

(*) ヘッジされている主要な通貨は、米ドル、豪ドルおよびカナダ・ドルである。

(**) 通貨スワップについて、グループはスワップの受取レグの想定元本を使用した。

予期される2023年6月の米ドルLIBOR置換日の前に満期となる取引は含まれていない。

上表で示された金利スワップおよび通貨スワップは、連結貸借対照表上、「デリバティブ資産」および「デリバティブ負債」で表示されている。

	2020年							
	想定元本	帳簿価額		ヘッジの 非有効性の計算 に使用された 公正価値の変動	IBOR改革によって直接的に 影響を受ける想定元本 ^(**)			合計
		資産	負債		米ドル LIBOR	英ポンド LIBOR	その他	
金利スワップ	446,320	39,117	19,687	2,749	45,502	38,770	2,754	87,026
通貨スワップ ^(*)	38,989	5,101	2,946	318	14,323	0	181	14,504
合計	485,309	44,218	22,633	3,067	59,825	38,770	2,935	101,530

(*) ヘッジされている主要な通貨は、米ドル、豪ドルおよびカナダ・ドルである。

(**) 通貨スワップについて、グループはスワップの受取レグの想定元本を使用した。

予期される2021年のLIBOR置換日（米ドルLIBORの場合は2023年6月）の前に満期となる取引は含まれていない。

上表で示された金利スワップおよび通貨スワップは、連結貸借対照表上、「デリバティブ資産」および「デリバティブ負債」で表示されている。

ヘッジ対象として指定された項目に関連する金額は、次のとおりである（単位：百万ユーロ）。

	2021年					
	帳簿価額		公正価値 ヘッジ調整 の累計額	連結貸借対照表に おける科目	ヘッジの 非有効性の計算 に使用された 価値の変動	ヘッジ損益調整が中止 されたヘッジ対象に ついて連結貸借対照表 に残存する公正価値 ヘッジ調整の累計額
	資産	負債				
貸付金および預け金	24,177	0	977	金融機関貸付金および 預け金	-1,209	6
	120,024	0	11,092	対顧客貸付金および 預け金	-6,675	49
代替貸付金	2,126	0	34	中央銀行担保適格 国庫証券および その他短期証券	-48	0
	697	0	-29	負債証券 - a) 公共機関による発行	-67	0
	450	0	-14	負債証券 - b) その他 の借手による発行	-33	0
国債	15	0	3	中央銀行担保適格 国庫証券および その他短期証券	3	0
	512	0	82	負債証券 - a) 公共機関による発行	82	0
債務証券借入	0	346,091	-22,874	債務証券借入 - a) 負債証券	15,414	-32
	0	7,349	-1,403	債務証券借入 - b) その他	477	0
合計	148,001	353,440	-12,132		7,944	23

2020年						
	帳簿価額		公正価値 ヘッジ調整 の累計額	連結貸借対照表に おける科目	ヘッジの 非有効性の計算 に使用された 価値の変動	ヘッジ損益調整が中止 されたヘッジ対象に ついて連結貸借対照表 に残存する公正価値 ヘッジ調整の累計額
	資産	負債				
貸付金および預け金	24,692	0	2,186	金融機関貸付金および 預け金	367	5
	118,162	0	17,767	対顧客貸付金および 預け金	2,216	41
代替貸付金	2,425	0	82	中央銀行担保適格 国庫証券および その他短期証券	20	0
	618	0	38	負債証券 - a) 公共機関による発行	7	0
	513	0	19	負債証券 - b) その他の 借手による発行	18	0
債務証券借入	0	373,779	-38,288	債務証券借入 - a) 負債証券	-5,350	-34
	0	7,548	-1,880	債務証券借入 - b) その他	-138	0
合計	146,410	381,327	-20,076		-2,860	12

2021年度の連結損益計算書において認識されたヘッジの非有効性、すなわちヘッジ手段とヘッジ対象のヘッジに係る利得または損失の差額は127百万ユーロ（2020年：207百万ユーロ）であり、「金融業務損益」に含まれている。

下表は、ヘッジ会計に関連して、資本の各構成部分の調整とその他の包括利益の内訳を示している（単位：百万ユーロ）。

	公正価値準備金 - ヘッジコスト	
	2021年	2020年
1月1日現在の残高	-145	-247
クロス・カレンシー・ベース・スプレッドの再評価	96	94
純損益に振替えられた金額	0	8
12月31日現在の残高	-49	-145

Q.3. デリバティブ金融商品の公正価値

公正価値で測定されている金融資産については、以下の公正価値測定値ヒエラルキーのレベル別に公正価値での測定を開示することが必要である。

- ・ レベル1 - 活発な市場における同一資産または負債の（未修正の）時価。
- ・ レベル2 - レベル1に含まれる時価以外の、当該資産または負債に関して直接的（価格等）あるいは間接的（価格から導出された値等）に観察可能なインプットを組み入れた評価技法。
- ・ レベル3 - 観察可能な市場データに依拠していない当該資産または負債のインプット（観察不能なインプット）を用いた評価技法。これらの金融商品の公正価値は、内部評価モデルを用いて算定する。

評価技法には、正味現在価値・割引キャッシュ・フロー・モデル、金利モデルのハル・ホワイト・モデルおよびLiborマーケット・モデル（LMM）、確率的ボラティリティを用いたLMM、ならびにオプション・モデルのブラック・ショールズ・モデルが含まれる。評価技法で用いる仮定およびインプットとしては、無リスク金利、ベースス・スワップ・スプレッド、通貨ベースス・スワップ・スプレッド、為替レートおよび先渡レート、株価および株価指数ならびにそれらの予想ボラティリティおよび予想相関性、消費者物価指数ならびにその予想ボラティリティおよび予想相関性が挙げられる。評価技法の目的は、独立第三者として行動する市場参加者が決定したであろう報告日現在の当該金融商品の価格を反映した公正価値を算定することである。適用した評価モデルは、金融商品の価格設定向けに一般に認められている経済学的手法と整合しており、市場参加者が価格設定時に考慮する諸要因も盛り込んでいる。デリバティブ取引の一部に関して市場インプットを直接入手できない場合に、主にある種の金利およびクロス・カレンシー・モデルにおける相関性の推定ならびに長期株価連動取引、長期金利連動取引または長期物価連動取引のボラティリティの推定に、グループ内の見積りや仮定が評価方法に取り入れられることがある。

下表は、資産または負債として計上されているデリバティブ金融商品の公正価値（市場価格に基づく公正価値、評価モデルへのインプットがすべて市場で観察可能な評価技法に基づく公正価値、および市場で観察不能なインプットを用いた評価技法に基づく公正価値）と想定元本をまとめたものである。想定元本の値は期末時点で未決済の取引高を示すものであって、市場リスクや信用リスクを示すものではない。

評価方法別に示した2021年12月31日現在のデリバティブ（単位：百万ユーロ）

デリバティブ資産	レベル 1		レベル 2		レベル 3		2021年の合計	
	公表市場価格		市場で観察可能な インプットを用いた 評価技法		市場で観察できな いインプットを 用いた評価技法			
	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値
金利スワップ	0	0	325,704	31,016	2,399	300	328,103	31,316
通貨スワップ	0	0	155,209	10,051	417	86	155,626	10,137
短期為替契約	0	0	9,545	278	0	0	9,545	278
先物契約	6,383	3	0	0	0	0	6,383	3
合計	6,383	3	490,458	41,345	2,816	386	499,657	41,734

デリバティブ負債	レベル 1		レベル 2		レベル 3		2021年の合計	
	公表市場価格		市場で観察可能な インプットを用いた 評価技法		市場で観察できな いインプットを 用いた評価技法			
	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値
金利スワップ	0	0	228,910	22,911	2,068	91	230,978	23,002
通貨スワップ	0	0	91,812	5,723	245	43	92,057	5,766
短期為替契約	0	0	15,981	143	0	0	15,981	143
先物契約	1,891	0	0	0	0	0	1,891	0
その他	0	0	0	0	0	619	0	619
合計	1,891	0	336,703	28,777	2,313	753	340,907	29,530

評価方法別に示した2020年12月31日現在のデリバティブ（単位：百万ユーロ）

デリバティブ資産	レベル 1		レベル 2		レベル 3		2020年の合計	
	公表市場価格		市場で観察可能な インプットを用いた 評価技法		市場で観察できな いインプットを 用いた評価技法			
	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値
金利スワップ	0	0	352,813	43,788	2,940	241	355,753	44,029
通貨スワップ	0	0	94,819	8,964	596	130	95,415	9,094
短期為替契約	0	0	8,508	163	0	0	8,508	163
合計	0	0	456,140	52,915	3,536	371	459,676	53,286

デリバティブ負債	レベル 1		レベル 2		レベル 3		2020年の合計	
	公表市場価格		市場で観察可能な インプットを用いた 評価技法		市場で観察できな いインプットを 用いた評価技法			
	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値	想定 元本	公正 価値
金利スワップ	0	0	182,713	28,978	529	70	183,242	29,048
通貨スワップ	0	0	127,638	8,882	203	35	127,841	8,917
短期為替契約	0	0	14,418	253	0	0	14,418	253
その他	0	0	0	0	0	137	0	137
合計	0	0	324,769	38,113	732	242	325,501	38,355

グループが行ったデリバティブ取引の大部分の時価は、市場では入手できない。そのような金融商品に関しては、可能な限り貸借対照表日現在の観察可能な実勢市場データに基づき、評価技法や評価モデルを用いて公正価値が見積られる。

スワップ取引の公正価値は、将来のキャッシュ・フローから割引後現在価値を導出する評価技法を適用するインカム・アプローチにより算出される。公正価値の見積りは将来価値に対する市場の期待値に基づいている。評価技法は、既知のキャッシュ・フローを割り引く単純なものから複雑なオプション・モデルに至るまで、多岐にわたる。適用した評価モデルは、金融商品の価格設定向けに一般に認められている経済学的手法と整合しており、市場参加者が価格設定時に考慮する諸要因を盛り込んでいる。

デリバティブ取引の一部に関しては、市場インプットを直接入手できない場合には、内部見積りや仮定が評価技法に取り入れられることもある。

下表は、年度末において公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されるデリバティブ金融商品の測定に使用された市場で観察できない重要なインプットについての情報を示している（単位：百万ユーロ）。

金融商品の種類	2021年 12月31日 現在の 公正価値	レベル3の スワップの 2021年 12月31日 現在の 公正価値	評価技法	重要な観察不能な インプット	観察不能な インプットについて の見積りの範囲
金利スワップ	8,295	190	確率論的金利 モデル	平均回帰または ボラティリティの ボラティリティなど の確率論的ボラティ リティ。 シフト後対数正規 モデルのシフト。	ボラティリティの ボラティリティまた は平均回帰スピー ドの20%増減。 上下に1ppシフト。
通貨スワップ	4,371	43	確率論的クロス・ カレンシー・ モデル	ボラティリティス マイルを使用した イールドカーブとFX レート間の相関	異なった相関観察窓 の使用およびより 多くのボラティリ ティ行使価格を捕捉 するための局所 ボラティリティ・ モデルの使用 異なる配当利回り およびボラティリ ティの使用 (相対的+/-20%)
エクイティ・ スワップ	19	19	確率論的 エクイティ・ モデル	配当利回りおよび ボラティリティ	
金融商品の種類	2020年 12月31日 現在の 公正価値	レベル3の スワップの 2020年 12月31日 現在の 公正価値	評価技法	重要な観察不能な インプット	観察不能な インプットについて の見積りの範囲
金利スワップ	14,951	141	確率論的金利 モデル	平均回帰または ボラティリティの ボラティリティなど の確率論的ボラティ リティ	ボラティリティの ボラティリティまた は平均回帰スピー ドの10%増減
通貨スワップ	177	95	確率論的クロス・ カレンシー・ モデル	ボラティリティス マイルを使用したイ ールドカーブとFXレ ート間の相関	異なった相関観察窓 の使用およびより 多くのボラティリ ティ行使価格を捕捉 するための局所ボ ラティリティ・モ デルの使用 異なる配当利回り およびボラティリ ティの使用(相対 的+/-10%)
エクイティ・ スワップ	30	30	確率論的エク イティ・モデル	配当利回りおよび ボラティリティ	

重要な観察不能なインプットは、次のように策定される。

- 相関およびボラティリティは、観察可能なボラティリティ、最近の取引価格、他の市場参加者による指値、コンセンサス価格サービスからのデータおよび最新の状況を反映して調整した過去のデータより推計される。
- リスク調整後スプレッドは、利用可能な場合にはCDS市場、ならびに最新の状況を反映して調整した過去のデフォルトおよび期限前返済の推移から導出される。

IFRS第13号の適用により、2021年12月31日現在のデリバティブの公正価値評価には次の評価調整が含まれている。

- カウンターパーティーのデリバティブ取引に係る信用リスクを反映した信用評価調整（CVA）マイナス73.0百万ユーロ（2020年：マイナス105.4百万ユーロ）が以下のとおり計上されている。
 - ・ 貸付金および代替貸付金をヘッジしているスワップにマイナス21.5百万ユーロ（2020年：マイナス30.0百万ユーロ）
 - ・ 借入をヘッジしているスワップにマイナス24.3百万ユーロ（2020年：マイナス35.6百万ユーロ）
 - ・ ALMスワップにマイナス27.1百万ユーロ（2020年：マイナス39.7百万ユーロ）
 - ・ 長期財務スワップにマイナス0.1百万ユーロ（2020年：0百万ユーロ）
 - ・ 短期財務スワップ（通貨スワップおよび為替予約）に0百万ユーロ（2020年：マイナス0.1百万ユーロ）
- デリバティブ取引に係る自行の信用リスクを反映した債務評価調整（DVA）62.5百万ユーロ（2020年：132.6百万ユーロ）が以下のとおり計上されている。
 - ・ 貸付金および代替貸付金をヘッジしているスワップに23.5百万ユーロ（2020年：55.5百万ユーロ）
 - ・ 借入をヘッジしているスワップに22.0百万ユーロ（2020年：49.5百万ユーロ）
 - ・ ALMスワップに16.7百万ユーロ（2020年：27.2百万ユーロ）
 - ・ 長期財務スワップに0.2百万ユーロ（2020年：0.3百万ユーロ）
 - ・ 短期財務スワップ（通貨スワップおよび為替予約）に0.1百万ユーロ（2020年：0.1百万ユーロ）
- 上記のCVAおよびDVAに加えて、2021年12月31日現在で、EIBのカウンターパーティーがデリバティブ取引に関して差し入れた担保に関連した特定のわずかな調整を反映した担保評価調整（CoIIVA）がマイナス5.1百万ユーロ（2020年：マイナス18.3百万ユーロ）あった。

デリバティブの大半については、EIBのカウンターパーティーが差し入れた担保はすでにCVAの額に含まれている。しかし、一部の僅かな場合においては、担保は直接的に考慮されず（特定のCSA、現金担保）、そのため、個別のCoIIVA調整に分離される。

Q.4. レベル3の商品の公正価値の感応度

グループは、公正価値の見積りは適切であると確信しているが、異なる手法または仮定を使用することにより公正価値の測定が異なる可能性がある。

観察不能なインプットにより、レベル3の商品の評価額にある程度の不確実性と変動が加わる可能性がある。

EIBは、それを評価し定量化するために、観察不能なインプットに関する合理的に可能な仮定の範囲を用いて、代替的な評価を実施している。

代替的な仮定は評価モデルに特化したものであり、個別に適用することができる。

レベル3のデリバティブは、原資産および評価モデルによって次の3種類のスワップにグループ分けすることができる。

- a. 仕組金利スワップ
 - b. クロス・カレンシー・スワップおよび為替連動スワップ
 - c. エクイティ・スワップ
- a. 仕組金利スワップは、多因子のLibor市場モデル(LMM)のダイナミクスを使用してモデル化されており、ボラティリティのボラティリティのパラメーターがモデルのサブセットについて外部によって指定されている場合には、スワップションおよびスプレッド・オプションを使用して微調整されている。これらのモデルには、外部によって設定されたボラティリティの平均回帰のスピードも組み込まれている。このカテゴリー(a)について、ボラティリティのボラティリティを20%増減させること、および平均回帰を20%増減させる(1%を下限)こと、そして利率が低い場合には、IRのシフトの仮定を変更することによって、代替的な評価額が得られる。このカテゴリー(a)について、最初のシナリオでは「ボラティリティのボラティリティ」を上昇させ、平均回帰のスプレッドを縮小させ、スワップションの価格における金利水準を低下させた際に、最初のシナリオは0.2百万ユーロの減少、第2のシナリオは1.8百万ユーロの増加をもたらした。
- b. クロス・カレンシー・スワップおよび為替連動スワップは、金利についてはハル・ホワイトの1ファクターモデル、為替レートについてはブラック・ショールズ・モデルに従って評価されている。モデルは、金利、スワップションのボラティリティ、為替レート、為替オプションのボラティリティならびに金利と為替レート間の相関関係を考慮して調整されている。金利と為替レートの間の相関は、時系列から見積られる。これらのカテゴリーについて、代替的な評価額は、最初のシナリオよりも短期間(半分)からの相関を算出し、第2のシナリオにおけるボラティリティスマイルの考慮を行うことによって算定される。このカテゴリー(b)については、最初のシナリオは悪影響をもたらすことが判明して、評価額は0.02百万ユーロ減少し、他方のシナリオは好影響を及ぼし、1.3百万ユーロの増加をもたらした。
- c. エクイティ・スワップは、ブラック・ショールズ・モデルを使用してモデル化され、ボラティリティを市場から捕捉している。金利および配当も、市場相場から捕捉される。長期スワップについては、ボラティリティと配当は長期の満期にわたって推定される。このシナリオはボラティリティと配当金の仮定の相対的な20%増減で構成される。有利なシナリオは10百万ユーロの増加をもたらし、不利なシナリオは8.2百万ユーロの減少をもたらした。

下表は、レベル3のデリバティブを金融商品の種類ごとに要約したものであり、代替的な仮定により公正価値が変動する(単位:百万ユーロ)。

2021年12月31日現在	有利な影響	不利な影響	評価技法	重要な観察不能なインプット
仕組金利スワップ (OTC)	1.8	-0.2	確率論的金利 モデル	ボラティリティのパラメーター の平均回帰およびボラティリ ティのボラティリティの変更 シフト後対数正規モデルのシフ トの変更
クロス・カレンシー・ スワップおよび為替連動 スワップ	1.3	0	確率論的クロス・ カレンシー・モデル	金利と為替レートの相関関係お よびボラティリティスマイルの 考慮
エクイティ・スワップ	10	-8.2	確率論的 エクイティ・モデル	ボラティリティと配当の変動

2020年12月31日現在	有利な影響	不利な影響	評価技法	重要な観察不能なインプット
仕組金利スワップ (OTC)	2.7	0	確率論的金利 モデル	確率論的ボラティリティ・パラ メーターの変更
クロス・カレンシー・ スワップおよび為替連動 スワップ	7.2	-0.3	確率論的クロス・ カレンシー・モデル	金利と為替レートの相関関係お よびボラティリティスマイルの 考慮
エクイティ・スワップ	5.6	-3.2	確率論的 エクイティ・モデル	ボラティリティと配当の変動

注R：金融資産および金融負債の公正価値（単位：百万ユーロ）

下表は、連結財務書類に計上されているグループの金融資産および金融負債の公正価値ヒエラルキー別の公正価値と帳簿価額を比較したものである。ただし、金融資産以外および金融負債以外の公正価値は記載していない。

2021年12月31日現在	公正価値				帳簿価額
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計	
公正価値で計上される資産：					
FVTPLでの測定に指定された					
金融資産	0	6,475	11,624	18,099	18,099
金融機関および対顧客貸付金および預け金	0	6,273	10,840	17,113	17,113
株式およびその他の変動利付証券	0	0	784	784	784
代替貸付金ポートフォリオ	0	202	0	202	202
強制的にFVTPLで測定される					
金融資産	4,751	41,345	21,974	68,070	68,070
デリバティブ資産	3	41,345	386	41,734	41,734
SLP	4,748	0	0	4,748	4,748
株式およびその他の変動利付証券	0	0	17,490	17,490	17,490
金融機関および対顧客貸付金および預け金	0	0	2,814	2,814	2,814
代替貸付金ポートフォリオ	0	0	903	903	903
資産担保証券ポートフォリオEIF	0	0	381	381	381
FVOCIで測定される金融資産					
(リサイクルなし)	0	0	598	598	598
株式およびその他の変動利付証券	0	0	598	598	598
合計	4,751	47,820	34,196	86,767	86,767
ACで計上される資産：					
回収目的保有	20,430	473,855	51,780	546,065	536,283
LTHP	1,437	0	0	1,437	1,444
TMP	14,845	7,612	0	22,457	22,456
運用ポートフォリオ - EIF	2,264	27	0	2,291	2,298
代替貸付金ポートフォリオ	401	10,134	6,400	16,935	16,865
金融機関および対顧客貸付金および預け金	0	454,948	45,380	500,328	490,603
現金、中央銀行および郵便局預け金	1,483	0	0	1,483	1,483
払込請求済だが払込未済の					
応募済資本金および準備金	0	1,134	0	1,134	1,134
売却目的保有資産	0	0	0	0	0
合計	20,430	473,855	51,780	546,065	536,283
金融資産合計	25,181	521,675	85,976	632,832	623,050
公正価値で計上される負債					
強制的にFVTPLで測定される					
金融負債	0	29,117	753	29,870	29,870
デリバティブ負債	0	28,777	753	29,530	29,530
その他の負債	0	340	0	340	340
FVTPLでの測定に指定された金融負債	20,171	6,614	3,892	30,677	30,677
債務証書借入	20,171	6,614	3,892	30,677	30,677
合計	20,171	35,731	4,645	60,547	60,547

2021年12月31日現在

	公正価値				帳簿価額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
ACで計上される負債					
ACで測定される負債	418,696	57,990	0	476,686	471,987
金融機関および顧客に対する債務	0	25,393	0	25,393	25,393
債務証書借入	418,696	29,229	0	447,925	443,226
その他の未払金およびリース負債	0	3,368	0	3,368	3,368
合計	418,696	57,990	0	476,686	471,987
金融負債合計	438,867	93,721	4,645	537,233	532,534

2020年12月31日現在

	公正価値				帳簿価額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
公正価値で計上される資産：					
FVTPLでの測定に指定された					
金融資産	0	7,227	11,040	18,267	18,267
金融機関および対顧客貸付金および預け金	0	7,014	10,464	17,478	17,478
株式およびその他の変動利付証券	0	0	576	576	576
代替貸付金ポートフォリオ	0	213	0	213	213
強制的にFVTPLで測定される					
金融資産	4,088	53,007	15,737	72,832	72,832
デリバティブ資産	0	52,915	371	53,286	53,286
SLP	4,088	92	0	4,180	4,180
株式およびその他の変動利付証券	0	0	12,232	12,232	12,232
金融機関および対顧客貸付金および預け金	0	0	1,808	1,808	1,808
代替貸付金ポートフォリオ	0	0	1,003	1,003	1,003
資産担保証券ポートフォリオEIF	0	0	323	323	323
FVOCIで測定される金融資産					
(リサイクルなし)	0	0	515	515	515
株式およびその他の変動利付証券	0	0	515	515	515
合計	4,088	60,234	27,292	91,614	91,614
ACで計上される資産：					
回収目的保有	14,551	480,025	55,727	550,303	534,619
LTHP	1,760	5	0	1,765	1,646
TMP	10,254	7,351	0	17,605	17,602
運用ポートフォリオ - EIF	1,180	28	0	1,208	1,192
代替貸付金ポートフォリオ	511	11,906	6,743	19,160	18,957
金融機関および対顧客貸付金および預け金	0	459,280	48,984	508,264	492,921
現金、中央銀行および郵便局預け金	835	0	0	835	835
払込請求済だが払込未済の					
応募済資本金および準備金	0	1,455	0	1,455	1,455
売却目的保有資産	11	0	0	11	11
合計	14,551	480,025	55,727	550,303	534,619
金融資産合計	18,639	540,259	83,019	641,917	626,233
公正価値で計上される負債					
強制的にFVTPLで測定される					
金融負債	0	38,932	242	39,174	39,174

2020年12月31日現在	公正価値				帳簿価額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
デリバティブ負債	0	38,113	242	38,355	38,355
その他の負債 ⁽¹⁾	0	819	0	819	819
FVTPLでの測定に指定された					
金融負債	18,578	8,103	3,182	29,863	29,863
債務証券借入	18,578	8,103	3,182	29,863	29,863
合計	18,578	47,035	3,424	69,037	69,037
ACで計上される負債					
ACで測定される負債	433,856	49,761	0	483,617	476,794
金融機関および顧客に対する債務	0	18,201	0	18,201	18,201
債務証券借入	433,856	28,001	0	461,857	455,034
その他の未払金およびリース負債 ⁽¹⁾	0	3,559	0	3,559	3,559
合計	433,856	49,761	0	483,617	476,794
金融負債合計	452,434	96,796	3,424	552,654	545,831

(1) 財務書類の可読性を向上させるために、組替が行われている。

以下、金融資産および金融負債の公正価値算定に用いる方法と仮定を記載する。

帳簿価額が公正価値に近似する資産

流動性が高い、あるいは満期が短い（３ヵ月未満）金融資産および金融負債の場合、帳簿価額と公正価値は近似していると仮定される。

公正価値で計上される資産および負債

金融商品の公正価値の算定に当たっては、まず、活発な市場の公表気配値が第一の情報源とされる。入手できる市場価格がない金融商品の場合は、可能な限り貸借対照表日現在の観察可能な実勢市場データに基づき、評価技法や評価モデルを用いて公正価値が見積られる。

こうした金融商品の公正価値は、将来のキャッシュ・フローから割引現在価値を導出する評価技法を用いて算定される。公正価値の見積りは将来価値に対する市場の期待値に基づいている。評価技法は、既知のキャッシュ・フローを割り引く単純なものから複雑なオプション・モデルに至るまで、多岐にわたる。適用した評価モデルは、金融商品の価格設定向けに一般に認められている経済学的手法と整合しており、市場参加者が価格設定時に考慮する諸要因を盛り込んでいる。市場情報が直接入手可能でない場合には、内部的な見積りおよび仮定が評価技法に用いられることもある。

IFRS第13号の適用による、純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融負債に係るグループ自体の信用リスクを反映した自己信用調整（「OCA」）は、2021年12月31日現在で86.0百万ユーロ（2020年：19.8百万ユーロ）であった。

2021年には、次の項目が公正価値ヒエラルキーのレベル１からレベル２に振替えられた。

- 0.0百万ユーロの強制的にFVTPLで測定される金融資産（2020年：26.8百万ユーロ）
- 0.0百万ユーロの償却原価で評価される金融資産（2020年：5.0百万ユーロ）
- 純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融負債ゼロ（2020年：ゼロ）

次の項目は、公正価値ヒエラルキーのレベル２からレベル１に振替えられた。

- 63.0百万ユーロの強制的にFVTPLで測定される金融資産（2020年：30.7百万ユーロ）
- 27.7百万ユーロの償却原価で評価される金融資産（2020年：36.0百万ユーロ）
- 182.7百万ユーロの純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融負債（2020年：491.0百万ユーロ）

当事業年度中、これらの有価証券の活発な市場における公表価格が入手可能となり、その結果、レベル２からレベル１へ振替えられた。

下表は、2021年12月31日終了事業年度におけるレベル3の金融商品の変動を示したものである（単位：百万ユーロ）。

	強制的にFVTPL で測定される 金融資産	FVTPLでの測定 に指定された 金融資産	FVOCIで 測定される 金融資産	強制的にFVTPL で測定される 金融負債	FVTPLでの測定 に指定された 金融負債
2021年1月1日現在の残高	15,737	11,040	515	242	3,182
損益合計					
- 純損益に計上	5,343	554	0	509	27
- その他包括損益に計上	0	0	83	0	-12
買付	3,448	94	0	0	0
売却	-1,816	-129	0	0	0
発行	0	68	0	0	0
決済	-826	-3	0	0	-128
レベル3への移動合計	88	0	0	2	884
レベル3からの移動合計	0	0	0	0	-61
2021年12月31日現在の残高	21,974	11,624	598	753	3,892

下表は、2020年12月31日終了事業年度におけるレベル3の金融商品の変動を示したものである（単位：百万ユーロ）。

	強制的にFVTPL で測定される 金融資産	FVTPLでの測定 に指定された 金融資産	FVOCIで 測定される 金融資産	強制的にFVTPL で測定される 金融負債	FVTPLでの測定 に指定された 金融負債
2020年1月1日現在の残高	13,008	12,853	493	181	2,366
損益合計					
- 純損益に計上	862	-616	0	24	-1
- その他包括損益に計上	0	0	22	0	13
買付	3,254	105	0	11	0
売却	0	0	0	0	0
発行	0	0	0	0	337
決済	-1,504	-1,302	0	-30	-289
レベル3への移動合計	151	0	0	56	1,105
レベル3からの移動合計	-34	0	0	0	-349
2020年12月31日現在の残高	15,737	11,040	515	242	3,182

下表におけるレベル3の商品に係る損益合計は、2021年12月31日終了事業年度の連結包括利益計算書に以下のとおりに表示されている（単位：百万ユーロ）。

	強制的にFVTPL で測定される 金融資産	FVTPLでの測定 に指定された 金融資産	FVOCIで 測定される 金融資産	強制的にFVTPL で測定される 金融負債	FVTPLでの測定 に指定された 金融負債
当期純損益に含まれた損益合計：					
- 金融業務損益	5,343	554	0	509	27
その他包括損益に認識された損益合計					
- FVOCIで測定される金融資産および OCA	0	0	83	0	-12
2021年12月31日現在に保有する資産 および負債に係る未実現損益の変動 に起因する純損益に含まれる当期損 益合計					
- 金融業務損益	5,343	554	0	509	27

下表におけるレベル3の商品に係る損益合計は、2020年12月31日終了事業年度の連結包括利益計算書に以下のとおりに表示されている（単位：百万ユーロ）。

	強制的にFVTPL で測定される 金融資産	FVTPLでの測定 に指定された 金融資産	FVOCIで 測定される 金融資産	強制的にFVTPL で測定される 金融負債	FVTPLでの測定 に指定された 金融負債
当期純損益に含まれた損益合計：					
- 金融業務損益	862	-616	0	24	-1
その他包括損益に認識された損益合計					
- FVOCIで測定される金融資産および OCA	0	0	22	0	13
2020年12月31日現在に保有する資産 および負債に係る未実現損益の変動 に起因する純損益に含まれる当期損 益合計					
- 金融業務損益	862	-616	0	24	-1

市場で観察不能なインプットに基づく評価技法を用いた場合において、代替的な仮定を用いることにより、純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融商品の公正価値に生じる変化

グループは、公正価値の見積りは適切であると確信しているが、異なる手法または仮定を使用することにより公正価値の測定が異なる可能性がある。

市場で観察不能な仮定について合理的に代替可能なものを評価技法へのインプットとして使用し、それに基づき損益を通じて公正価値で評価されるものに指定された金融商品の公正価値を算定した場合の潜在的影響としては、2021年12月31日現在の公正価値は、最も不利となる仮定を用いた場合は約8.4百万ユーロ低くなり、最も有利となる仮定を用いた場合は約13.1百万ユーロ高くなるものと定量化された。2020年12月31日現在の公正価値は、最も不利となる仮定を用いた場合は約3.5百万ユーロ低くなり、最も有利となる仮定を用いた場合は約15.5百万ユーロ高くなるものと定量化された。

レベル3評価カテゴリーに属する借入金および貸付金の公正価値算出には、代替的な仮定が使用される。レベル3の借入金および貸付金の公正価値は、それらの借入金および貸付金をヘッジするデリバティブの価値から導出される。したがって代替的な仮定がまずレベル3デリバティブの評価に適用され、次にその影響がレベル3の借入金および貸付金に適用される。レベル3のデリバティブは、原資産および／または評価モデルによって次の3種類のスワップにグループ分けすることができる。

- a. 仕組金利スワップ
- b. クロス・カレンシー・スワップおよび為替連動スワップ
- c. エクイティ・スワップ

仕組金利スワップは、多因子のLibor市場モデル(LMM)のダイナミクスを使用してモデル化されており、ボラティリティのボラティリティのパラメーターが外部によって指定されている場合には、スワップションおよびスプレッド・オプションを使用して微調整されている。クロス・カレンシー・スワップおよび為替連動スワップは、金利についてはハル・ホワイトの1ファクターモデル、為替レートについてはブラック・ショールズ・モデルに従って評価されている。

モデルは、金利、スワップションのボラティリティ、為替レート、為替オプションのボラティリティならびに金利と為替レート間の相関関係を考慮して調整されている。カテゴリー(c)は、エクイティ・スワップの金額の大きな1ポジションで構成され、このエクイティ・スワップにはアジア型コール・オプションが埋め込まれている。オプションナリティの価値は、配当とボラティリティに大きく影響され、代用指標を用いる必要がある。

純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融資産

金利スワップや通貨スワップでヘッジされ、ヘッジ会計適格ではない貸付金および代替貸付金ポートフォリオは、純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融資産に含まれる。

純損益を通じた公正価値での測定に指定された実行済の金融機関および対顧客貸付金および預け金(代替貸付金を含む)の最大信用エクスポージャーは、12,264百万ユーロ(2020年:12,621百万ユーロ)であった。グループのカウンターパーティーの信用リスクの変動に起因する貸付金および代替貸付金の公正価値の累積変動は、156.5百万ユーロの評価損(2020年:164.2百万ユーロの評価損)であった。純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融資産の公正価値の変動のうち、信用リスクの変動に起因する部分は、かかる貸付金および代替貸付金の見積貸倒損失の変動を算定して計算されている。

純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融資産の信用リスクヘッジのために締結されたクレジット・デリバティブはない。

純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融負債

純損益を通じた公正価値での測定に指定された金融負債はグループが発行した債務証券借入で、金利スワップおよび通貨スワップでヘッジされているもので構成されている。

FVTPLでの測定に指定された金融負債については、グループは当該負債の信用リスクの変動影響を、その他の包括利益に表示するよう義務付けられている。

下表は、2021年12月31日終了事業年度におけるかかる金融負債について要求される情報を示したものである。

(単位：百万ユーロ)	信用リスクの 変動に起因する 公正価値の 累積的変動	当期中の 資本科目間振替	当期中の 認識中止による 実現額	帳簿価額と、 約定の満期支払額と の差額
FVTPLでの測定に指定された 金融負債	86	0	-1	-2,537

下表は、2020年12月31日終了事業年度におけるかかる金融負債について要求される情報を示したものである。

(単位：百万ユーロ)	信用リスクの 変動に起因する 公正価値の 累積的変動	当期中の 資本科目間振替	当期中の 認識中止による 実現額	帳簿価額と、 約定の満期支払額と の差額
FVTPLでの測定に指定された 金融負債	20	0	-12	-2,493

グループは、FV0に指定された借入金の信用リスク特性とヘッジ手段との間に直接の経済的関連性は存在しないことから、自己信用リスクの変動額をOCIで表示することにより純損益における会計上のミスマッチを減らすことにした。

金融資産と金融負債の相殺

下表で表示されている開示には、以下の金融資産および金融負債が含まれている。

- EIBグループの会計方針に従ってグループの連結貸借対照表上で相殺されているもの。
- 法的強制力を持ったマスター・ネットティング契約または類似した金融商品を対象とした類似契約の適用を受けるもので、グループの連結貸借対照表上で相殺されているか否かは問わない。

類似契約にはグローバル・マスター・リパーチェス契約が含まれる。類似した金融商品には、リパーチェス契約およびリバース・リパーチェス契約が含まれる。貸付金および預金などの金融商品は、連結貸借対照表上で相殺されていない限り、下表では表示されていない。

取引所で取引されていないグループのデリバティブ取引は、国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）のマスター契約の下で行われている。通常、このような契約の下では、いずれの日においても各当事者の同一の取引および同一の通貨に関する支払債務の金額は合算されて、一方の当事者から他方の当事者に支払われるべき単一の純額となる。例えばデフォルトが発生するなどの特定の状況下

では、契約下のすべての未決済取引は解約され、解約価値が査定され、すべての取引の決済として単一の純額が支払われるべき金額とされる。

グループのリパーチェス契約およびリバース・リパーチェス契約は、ISDAマスター契約の相殺条項と類似した相殺条項を備えたマスター契約による。

上記のISDAおよび類似したマスター・ネットティングの取決めは、連結貸借対照表における相殺基準を満たさない。これは、これらの契約によって発生する（認識された金額に対する）相殺権が、いずれかの当事者の支払不能または破産を含むデフォルトを受けての未決済取引の解約後のみ強制可能となるためである。

グループは、次の取引に関連して現金または市場性のある有価証券の形で担保を受領し、預け入れている。

- デリバティブ
- リパーチェス契約およびリバース・リパーチェス契約

デリバティブに関連して受領する担保は、ISDAクレジット・サポート・アネックスの業界の標準的条件の適用を受ける。このことは、担保として受領した有価証券は取引期間中に質権を設定または売却を行うことができるが、取引の満了時には返却しなければならないことを意味する。また、これらの条件により、カウンターパーティーが担保の差入れを怠った場合に、グループは関連する取引を終了する権利を与えられている。

相殺、法的に強制可能なマスター・ネットリング契約または類似した契約の適用を受ける金融資産

(単位：百万ユーロ)

	認識された 金融資産の 総額	認識された 金融負債の うち貸借対照 表上で相殺 されている 総額	貸借対照表上 で表示されて いる金融資産 の純額	貸借対照表上で相殺されて いない関連金額		純額
				債券	受取現金担保	
2021年12月31日現在						
金融資産：						
リスク管理のために保有するデ						
リバティブ資産	42,229	-498	41,731	10,624	4,775	26,332
リバース・レポ	13,888	0	13,888	13,556	2	330
金融保証	830	-773	57	0	0	57
合計	56,947	-1,271	55,676	24,180	4,777	26,719

	認識された 金融資産の 総額	認識された 金融負債の うち貸借対照 表上で相殺 されている 総額	貸借対照表上 で表示されて いる金融資産 の純額	貸借対照表上で相殺されて いない関連金額		純額
				債券	受取現金担保	
2020年12月31日						
金融資産：						
リスク管理のために保有するデ						
リパティブ資産	53,796	-510	53,286	13,300	4,198	35,788
リバース・レポ	15,466	0	15,466	13,496	2	1,968
金融保証	713	-668	45	0	0	45
合計	69,975	-1,178	68,797	26,796	4,200	37,801

相殺、法的に強制可能なマスター・ネットリング契約または類似した契約の適用を受ける金融負債

(単位：百万ユーロ)

	認識された 金融負債の 総額	認識された 金融資産の うち貸借対照 表上で相殺 されている 総額	貸借対照表上 で表示されて いる金融負債 の純額	貸借対照表上で相殺されて いない関連金額		純額
				金融商品	差入現金担保	
2021年12月31日現在						
金融負債：						
リスク管理のために保有するデ						
リバティブ負債	28,940	-29	28,911	0	0	28,911
レボ契約	5,711	0	5,711	5,711	0	0
債務証券借入	453	-453	0	0	0	0
金融保証	276	-237	39	0	0	39
合計	35,380	-719	34,661	5,711	0	28,950

	認識された 金融負債の 総額	認識された 金融資産の うち貸借対照 表上で相殺 されている 総額	貸借対照表上 で表示されて いる金融負債 の純額	貸借対照表上で相殺されて いない関連金額		純額
				金融担保	差入現金担保	
2020年12月31日						
金融負債：						
リスク管理のために保有するデ						
リバティブ負債	38,386	-31	38,355	0	0	38,355
レボ契約	4,311	0	4,311	4,315	0	-4
債務証券借入	461	-461	0	0	0	0
金融保証	172	-149	23	0	0	23
合計	43,330	-641	42,689	4,315	0	38,374

上表で開示されている貸借対照表に表示された金融資産および金融負債の総額および純額は、貸借対照表上で以下に基づいて測定されている。

- デリバティブ資産および負債 - 公正価値
- セール・アンド・リパーチェス契約、リバース・セール・アンド・リパーチェス契約および証券貸借により発生した資産および負債 - 償却原価または公正価値
- 対顧客貸付金および預け金 - 償却原価または公正価値
- 顧客に対する債務 - 償却原価
- 金融保証契約（注A.4.11.）

上表における貸借対照表上で相殺されている金額は、金融保証契約（注A.4.11.）を除き、同じ基準で測定されている。下表は、上表で表示された「貸借対照表上で表示されている金融資産および金融負債の純額」と、貸借対照表または注Gのそれぞれの見出しで表示された科目との調整を示している（単位：百万ユーロ）。

2021年12月31日現在	純額	連結貸借対照表上の 科目	連結貸借対照表上 の金額	相殺の開示の対象 範囲外の金融資産
---------------	----	-----------------	-----------------	----------------------

金融資産：

リスク管理のために保有するデ リバティブ資産	41,731	デリバティブ資産	41,734	3
リバース・レポ	13,888	金融機関貸付金および 預け金	170,147	156,259
金融保証	57	その他の資産（注G）	57	0

2021年12月31日現在	純額	連結貸借対照表上の 科目	連結貸借対照表上 の金額	相殺の開示の対象 範囲外の金融負債
---------------	----	-----------------	-----------------	----------------------

金融負債：

リスク管理のために保有するデ リバティブ負債	28,911	デリバティブ負債	29,530	619
レポ契約	5,711	金融機関に対する債務	23,572	17,861
債務証券借入	0	債務証券借入 保証および契約債務	473,903	473,903
金融保証	39	引当金 / その他の負債 （注D.4）	39	0

2020年12月31日	純額	連結貸借対照表上の 科目	連結貸借対照表上 の金額	相殺の開示の対象 範囲外の金融資産
-------------	----	-----------------	-----------------	----------------------

金融資産：

リスク管理のために保有するデ リバティブ資産	53,286	デリバティブ資産	53,286	0
リバース・レポ	15,466	金融機関貸付金および預 け金	166,823	151,357
金融保証	45	その他の資産（注G）	45	0

2020年12月31日	純額	連結貸借対照表上の 科目	連結貸借対照表上 の金額	相殺の開示の対象 範囲外の金融負債
-------------	----	-----------------	-----------------	----------------------

金融負債：

リスク管理のために保有するデ リバティブ負債	38,355	デリバティブ負債	38,355	0
レポ契約	4,311	金融機関に対する債務	16,499	12,188
債務証券借入	0	債務証券借入 保証および契約債務	484,897	484,897
金融保証	23	引当金 / その他の負債 （注D.4）	23	0

注S：リスク管理

本注記は、グループのリスクに対するエクスポージャーならびにその管理および統制についての情報を、特に金融商品の使用に関連した主なリスクについて記載している。それらは以下のとおりである。

- 信用リスク - 決済リスク等、顧客またはカウンターパーティーのデフォルトにより発生する損失のリスクで、あらゆる形式の信用エクスポージャーから発生する。
- 金利リスク - 金利感応商品に影響を及ぼす金利の不利な変動から生じるグループの投資の利益および経済価値の両方に対するリスクで、ギャップリスク、ベシスリスクおよびオプションリスクを含む。
- 流動性および資金調達リスク - グループが合理的な価格により、あるいは、極端な状況下ではいかなる価格によっても、資金調達または義務の履行ができないリスク。
- 為替レートリスク - 為替レートの不利な変動が原因で、グループのポジションから得られる経済価値または収益の変動性から生じるリスク。
- オペレーショナル・リスク - 不適切もしくは機能不全のプロセスもしくはシステム、人的要因から発生する、外部事象による損失リスクで、法務リスクを含むが、戦略リスクおよび風評リスクは除かれる。

2021年には、リスクの管理とモニタリング専任のチームを含む職員の大半がテレワークで勤務していた。このような業務に関連して、ポジション管理システムは、通常の下況下と同一の機能性で、フロント・オフィス、ミドル・オフィスおよびバック・オフィスの職員に加えて、リスク管理の職員もリモートモードで利用が可能であった。

S.1. リスク管理組織

グループ内の各事業体は、独自のリスクの管理および統制を実行している。本注記に記載するリスク管理情報はEIBとEIFを分けて表示する。

また、EIBはグループ・リスク・コンプライアンス部門（GR&C）の中に、グループ全体のリスク管理を強化するために、規制およびEIBグループ・リスク部を設置した。規制およびEIBグループ・リスク部は主に、リスク報告、ベスト・バンキング・プラクティスの枠組みおよび内部方針・リスクの枠組み（リスク選好の枠組み、自己資本充実度評価プロセス（「ICAAP」およびストレス・テストの枠組みを含む）に関する健全性規制の遵守、ならびに内部モデルの作成および検証を担当する。EIBの連結レベルでのリスク管理の概括的な原則は、グループ・リスク管理憲章に示されている。グループ・リスク管理憲章は、グループのリスクのグループ全体からの見方およびリスク管理の統合的なアプローチを規定することを目的としている。

グループは、グループ最高リスク責任者（「GCR0」）が率いるグループ・リスク課を設置している。総裁およびEIB経営委員会のそれぞれの法定責任が影響を受けることなく、GCR0はグループ・リスクについて、リスク担当の経営委員会委員の監督の下、EIB経営委員会に報告する。グループ・リスクに関連した主要なリスク方針の事項に関して、GCR0はEIB経営委員会および他のEIBの統治機関の関連するすべての会議に参加し、EIF理事会の関連する会議およびEIF経営陣との協議に招待される。EIFは、GCR0を通じてグループ・リスク事項をEIBに報告する。

S.1.1. EIBのリスク管理組織

EIBの目的は、その資産、財務的業績、ひいては自己資本を可能な限り最大限に守るため、リスクを分析・管理することにある。EIBは一般にEUの機関、機構および局によって発令または採択される商業

銀行に適用される法や指針（「EU法および指針」）の適用を受けないが、EIBはその任意の決定により、EIBが公表しているベスト・バンキング・プラクティスの指針的原則を含むベスト・バンキング・プラクティスの枠組みで特定されるEU法および指針を遵守することとしている。

EIB内では、EIBのグループ・リスク・コンプライアンス部門（「GR&C」）は、EIBがさらされている信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクを独立した立場から特定、評価、モニタリングおよび報告する。GR&Cは、職務分掌を維持するために、そして3つの防衛線の原則に従って、フロント・オフィスから独立した組織となっており、リスクに関するすべての提案に対して、セカンド・オピニオンを提供する。

以下の項では、EIBが自己のリスク負担において実施する活動の中でさらされる信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクについて開示している。詳細については、EIBグループ・リスク管理開示報告書を参照のこと。

S.1.1.1. リスクの測定および報告システム

EIBは、変化する経済情勢や進化する規制当局の基準に合わせて、リスク管理システムを調整している。市場慣行が発達するにつれ、EIBも継続的にそれらを適応させている。EIBの業務に内在する主なリスク、すなわち、信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクを統制し、報告するため、管理システムを導入している。

リスクは、EIBの支払能力、流動性、利益および業務への影響を定量化することを目的として、通常的环境下および起こり得るストレス状態で、評価・測定される。リスク測定では、資本構成、利益、流動性、市場に対するエクスポージャーおよびオペレーショナル・リスクの指標を組み合わせる。

信用リスク、ALMリスク、流動性リスク、財務リスクおよびオペレーショナル・リスクに関する詳細な情報は、経営委員会および理事会に対して毎月報告される。かかる情報は、経営委員会および理事会のリスク方針委員会に対して定期的に報告・説明される。

S.1.1.2. EIBのリスク選好

リスク選好とは、EIBがその公的使命と目的との関連において、業務の遂行の中で進んで負担し、かつ負担できるリスクの水準である。EU加盟国（さらにはパートナーシップ参加国）全体に魅力的な条件でEUの目的に適う長期資金を提供するEIBの能力が、リスク選好の鍵となる。EIBのビジネスモデルの主たる柱は、主要格付機関による長期格付でAAA格を維持することである。EIBがリスク選好を管理するために実施するプロセスおよび業務は、理事会によって承認されたEIBリスク選好の枠組み（「RAF」）において正式に決定されている。

RAFは、主要な財務リスク（信用リスク、流動性リスク、市場リスク、財務リスクを含む）と非財務リスク（オペレーショナル、情報、コミュニケーション、テクノロジー、行動、コンプライアンス、および風評に関するリスクを含む）を対象としている。RAFには、測定可能なリスク選好指標の導入およびモニタリングを通じてEIBに健全なリスク文化を根付かせる作用があり、このリスク選好指標には限度額が適用され、（場合により）EIBの下位組織へと落とし込まれる。EIBのRAFは、自己のリスク負担およびリスク・シェアリング契約に基づく貸付業務、EIFに委託された業務、資金調達および財務活動を対象としている。

EIBは公的金融機関として、リスクに対する投機的エクスポージャーにより収益を獲得することを目指していない。その結果、それぞれに業績目標が定められていても、EIBは財務活動や資金調達・提供活動を利益の最大化を図る中心的業務とみなしていない。投資活動は、投資資本の保護という主目的の範囲内で行われる。よって、EIBの貸付業務や借入業務で生じるエクスポージャーに関しては、すべ

ての重要な市場リスクのヘッジを確保することが、EIBの財務リスク管理方針の主要原則とされている。

EIBは、金利（IR）リスク（ギャップリスクおよびベシスリスク）ならびにFXリスクを管理するための枠組みを整備している。EIBはIRおよびFXのポジションを日次でモニターし、適用される限度内で管理している。

オペレーショナル・リスクや財務リスクを招く新しい種類の取引はすべて、新商品委員会の承認を受けた上で改めて経営委員会の承認を取得することが義務付けられており、その承認を受けた限度枠の範囲内で管理されている。

S.1.1.3. 収益の持続可能性および自己資金力

EIBの金利リスク戦略は、EIBの全体的な財務リスク管理で不可欠な部分を占めている。この方針は、利益の安定性、自己資本の経済価値の保持、EIBの長期成長資金の自力調達に関する、EIBの主要利害関係者の期待を反映した内容になっている。

これらの目標を達成するため、金利リスク戦略では、一段の収益安定と全体的なリターンの拡大を目指して、自己資本投資に中・長期物価スライド方式を採用している。この物価スライドの方針は、中・長期利回りに対するエクスポージャーを意味しており、金利の趨勢に関する短期的な見方に左右されることはない。

EIBの自己資本の目標投資期間を現在は4.5年から5.5年の間に設定することで、この方針は達成されている。

資産負債委員会（「ALCO」）は、EIBの金利リスク戦略、貸出金利設定原則およびEIBの活動から生じる財務リスクを検討するために上級経営陣による会議を開催する。

S.1.2. EIFのリスク管理組織

EIFの使命は、欧州連合の中小企業（「SME」）に関する目標の範囲内でSMEの設立、成長および発展のための資金調達を支援することである。グループの両事業体のプライベート・エクイティ（「PE」）業務、ベンチャー・キャピタル事業ならびにポートフォリオ保証、証券化およびマイクロファイナンス（「GSM」）業務の大半は、EIFが管理・運営している。

EIFも、変化する経済情勢に合わせて、リスク管理システムを調整している。EIFの業務に内在する主なリスクを統制し、報告するため、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの管理システムを導入している。

リスク管理は、EIFの企業文化に組み込まれており、EIFのすべての事業機能およびプロセスに浸透した、(i) フロント・オフィス、(ii) 独立した立場のリスク課および、(iii) 監査および保証の3つの防衛線モデルに基づいている。事務総局の長が委員長を務める投資およびリスク委員会（「IRC」）は、CEOおよび副CEOにあらゆる取引に関して助言を行う。最高リスク責任者が議長を務めるポートフォリオIRCの定例会議はまた、EIFポートフォリオのリスクおよび投資関連の面、特に取引格付変更の承認、減損および引当についての措置、関連する市場リスク事象および潜在的なストレスのテストを監視する。リスクおよびポートフォリオ管理の措置は、EIFの監査役会が統括する保証プロセスの一部を構成する。

さらに、EIBグループとの関連で見た場合、EIFのリスク管理部門は、特に、グループ・リスク管理憲章、ならびに保証・証券化業務、EIBのリスク資本財源マンドート（「RCR」）に基づくPE業務、EIBグループ・リスク補完マンドート（「EREM」）に基づくEIBの様々な機会、およびEIFの方針に関する一般的な問題に関連するグループのリスク・エクスポージャーについて、EIBのグループ・リスク・コンプライアンス部門と定期的に連絡を取りながら業務を運営している。

EIFの財務管理は、両当事者が署名し、取引の選定、執行、決済および監視の実行をEIBの担当サービス部署に委託する財務管理契約に基づき、全面的にEIBに委託されている。この管理は、契約に付属する財務ガイドラインに従って行われるが、当該ガイドラインはEIB自身の財務ガイドラインの関連箇所を密接に反映するものになっている。

S.1.2.1. リスク評価 プライベート・エクイティ

プライベート・エクイティ業務では、EIFは、ファンド・オブ・ファンズ的手法を採っており、広範囲の投資家からの出資契約を促すため、主として独立した立場のチームが運用するビジネス・エンジェル、ベンチャー・キャピタル、プライベート・エクイティ・ファンドおよびメザニン・ファンドへの少数持分参加を行っている。EIFのプライベート・エクイティ事業には、すべての投資ステージ（シード、アーリーステージ、レイトステージ、グロース等）にわたるベンチャー・キャピタル・ファンドへの投資のほか、一般的にリスク・プロファイルの低いミッドマーケット・ファンドやメザニン・ファンドへの投資も含まれる。

EIFは、PE市場の動きに応じたPEファンド・ポートフォリオを設計し、運用し、モニタリングするための一連のツールを、過去数年間かけて開発した。これらのツールはグループ内のモデルであるグレーディング・ベスト・エコノミック・モデル（「GEM」：格付に基づく経済モデル）に基づいており、これを使用することにより、EIFは各ファンドおよび各ファンド・ポートフォリオの評価、リスク、予想される将来のキャッシュ・フローとパフォーマンスの査定ならびに妥当性検査を改善することができる。EIFでは、取引チームが実施しリスク管理チームが審査した広範囲にわたるデューデリジェンスの結果に基づき、エクイティ・スコアを割り当ててから、PEファンドと出資契約を交わしている。これらのファンドは、EIFのトランザクション・チームによって、基礎となるリスクのレベルに応じた頻度と強度でモニターされ、エクイティ・スコアは、EIFのリスク管理チームによって年次でレビューされる。

独自のITシステムと（フロント・オフィスからバック・オフィスに至るまでの）統合ソフトウェアの開発に下支えされたこうした取り組みによって、投資判断プロセスならびにポートフォリオの財務リスクと流動性の管理も改善され、特に将来を見据えた、およびストレス・テストに基づいた意思決定が可能となる。

S.1.2.2. リスク評価 保証

EIFは、中小企業向け融資に従事する金融仲介機関に対し、ポートフォリオ保証を提供し、中小企業の証券化取引に参加している。このようなリスクをとることにより、EIFは資金調達を容易にし、および/またはオリジネーターの資本コストを削減し、ひいては条件の改善やSMEの金融アクセスの強化をもたらす。

保証・証券化業務に関しても、EIFは過去数年間をかけて内部手法およびモデルを開発した。これは、市場のベスト・プラクティスに従って、ポートフォリオ保証と仕組金融取引を分析するためのものである。EIFは、信用リスク管理方針およびモデル審査指針に準拠して、自らリスクを負担する新規の保証取引それぞれに内部格付を割り当ててから、法律上正式に保証取引を行っている。この格付は、定量パラメーターだけでなく定性面も考慮して、取引の信用の質（予想損失概念）を分析し集約するグループ内のモデルに基づく。このプロセスではその全領域において、フロント・オフィスがアクションを起こしリスク管理部門がレビューを行うという、「4つの目」の原則が適用されている。保証取引は、定期的に（少なくとも四半期ごとに）モニターし、その状況は、EIFのIRCが定期的に見直している。その際、委員会は、業績次第で、内部格付の見直しをもたらすことがある。この後者のプロセスはリスク管理部門によって開始され、フロント・オフィスが見直しを行う。

保証ポートフォリオは、IFRS原則に基づき、「モデルに基づいた価格」手法によって評価される。ポートフォリオにおける取引の評価に対する主な影響は、当該資産に使用されている一時点での累積デフォルト率の仮定の変化に起因する。

EIFのモニタリングは、潜在的な格付の悪化または改善を監視し、適切な取引の管理の基礎を提供する。EIFのストレス・テスト方法、すなわちポートフォリオの格下げおよび債務不履行、ならびにそれに伴う資本配分、予想損失および損益計算書への影響に関するシナリオ分析は、取引の開始時およびポートフォリオの期間全体にわたって適用され、EIBのグループ・ストレス・テスト・プロセスに組み込まれている。

S.2. 信用リスク

S.2.1. 信用リスク管理方針

信用リスクは主にグループの貸付業務および負債証券、譲渡性預金、銀行間の定期預金等の財務商品ならびにグループのデリバティブおよび保証取引に関するものが含まれている。

EIBにおける信用リスクは、詳細な行内指針に沿って管理されている。こうした指針の目的は、信用リスクの慎重な管理が確実に行われるようにする点にある。ある事業体がEIBの貸付業務のカウンターパーティーとして認められるか否かは、量的および定性的指標を用いた当該事業体の注意深い分析および評価に基づくだけでなく、経験および専門家の判断にも依拠して決定される。同指針は、貸付業務の債務者、保証人双方について最低限の信用の質の水準を定めており、許容される取引構造も特定している。また、EIBの地位が十分に保護されるように、主要な法的条項や他の契約条件の点で貸付契約が満たしていなければならない最低基準も、細かく定めている。貸付金ポートフォリオの分散は、カウンターパーティー別限度額の枠組みおよび主要産業の業種別限度額によって支えられている。複雑な貸付取引または仕組貸付取引に含まれる追加的なリスクの十分な分析、計量および軽減が確実になされるように、特定の種類の業務に関して具体的で詳細な指針が策定され、これが一般指針を補完している。リスクの分析にあたっては、EIBは内部格付制度を適用し、カウンターパーティーに内部格付を付与している。

EIFは、法に基づく規定、およびEIF理事会の承認を受けた信用リスク運用指針、またはマンドートに基づき定められた指針を受けた、保守的な方針の枠組み内で、エクスポージャーとリスクを管理している。

信用リスク管理指針は、進化している業務環境および適用されるベスト・バンキング・プリンシプルの変更を盛り込み、グループが受領する新たなマンドートに対応できるよう、定期的に調整されている。

S.2.2. 信用リスク・エクスポージャーおよび信用リスク引当金

S.2.2.1. 最大信用リスク・エクスポージャー（担保およびその他の信用補完を考慮しない場合）

下表は、デリバティブを含め、連結貸借対照表構成要素の最大信用リスク・エクスポージャーを示したものである。最大エクスポージャーの値は、担保設定契約によってリスクを軽減した影響を考慮する前の総額で表示している（注S.2.3.4）。

最大エクスポージャー（単位：百万ユーロ）	2021年12月31日	2020年12月31日
金融資産：		
ACで測定される金融資産	536,283	534,619
強制的にFVTPLで測定される金融資産	26,336	19,546
リスク管理のために保有するデリバティブ資産	41,734	53,286
FVTPLでの測定に指定された金融資産	18,099	18,267
FVOCIでの測定に指定された金融資産	598	515
合計	623,050	626,233
オフ・バランスシート項目：		
偶発債務および保証	30,901	21,982
契約債務		
- 未実行貸付金額	122,977	114,063
- プライベート・エクイティ / ベンチャー・キャピタル事業への未実行額	5,526	5,391
- その他	4,140	4,210
合計	163,544	145,646
信用リスク・エクスポージャー合計	786,594	771,879

S.2.2.2. 信用リスク引当金の要約

下表は、償却原価で測定される金融資産およびオフ・バランスシートのコミットメントに関するIFRS第9号のECLモデルの下での信用リスク引当金の内訳を示している。

	2021年			合計
	12ヵ月ECL	信用減損のない 全期間ECL	信用減損のある 全期間ECL	
償却原価で測定される金融資産				
金融機関および対顧客貸付金および 預け金（D.2.）	17,149	125,994	220,342	363,485
短期国庫証券・負債証券ポートフォリオ （B.2.）	374	5,416	0	5,790
売却目的保有資産	0	0	0	0
オフ・バランスシートのコミットメント				
金融保証（D.4.）	29,675	203	9,451	39,329
償却原価で測定される貸付コミット メント（D.2.）	3,466	26,519	3,101	33,086
貸倒引当金	50,664	158,132	232,894	441,690
	2020年			合計
	12ヵ月ECL	信用減損のない 全期間ECL	信用減損のある 全期間ECL	
償却原価で測定される金融資産				
金融機関および対顧客貸付金および 預け金（D.2.）	72,652	226,790	308,660	608,102
短期国庫証券・負債証券ポートフォリオ （B.2.）	1,808	11,468	0	13,276
売却目的保有資産	0	0	20,417	20,417
オフ・バランスシートのコミットメント				
金融保証（D.4.）	11,680	149	10,810	22,639
償却原価で測定される貸付コミット メント（D.2.）	9,655	37,518	3,101	50,274
貸倒引当金	95,795	275,925	342,988	714,708

S.2.3. 貸付金の信用リスク

S.2.3.1. 金融機関および対顧客貸付金および預け金に関する信用リスクの測定

貸付業務に関しては、（予想損失法に基づく）内部貸付金格付システムが導入されている。同システムは、貸付査定プロセスおよび信用リスク監視の重要な部分を占めており、それが適切な場合には、信用リスク価格決定の基準点でもある。

貸付金格付（「LG」）システムは、貸付業務の信用リスク評価と予想損失見積りの計量をサポートする方法、プロセス、データベースおよびITシステムで構成されている。

このシステムは、貸付金の信用リスクを相対的にランク付けする目的で、大量の情報を要約している。LGは、全期間「予想損失」の見積もられた水準の現在価値を反映し、これはデフォルト確率、リスク負担している貸付金エクスポージャーおよびデフォルト時損失率の積の正味現在価値である。LGは次の目的で使用される。

- 貸付金のリスク評価をより精密かつより定量化するための支援ツールとして
- モニタリングの取組みに優先順位付けをするための信用リスク変動の指標として
- 特定の日付における貸付金ポートフォリオの質を示すツールとして
- 一般貸倒準備金および特別活動準備金の年間追加分を算出するベンチマークとして
- リスク・プライシングの決定におけるインプットとして

LGの決定に当たっては、次の要素が使用される。

- i) 債務者の信用度：GR&Cが独自で債務者を審査し、グループ内の方法と外部データに基づきその信用度を評価する。選択したバーゼルIIIの内部格付に基づく手法に従い、EIBは債務者と保証人の内部格付を決定する内部格付方法（「IRM」）を開発した。これは、定義されたカウンターパーティーの種類に応じた一連のスコア・シートに基づくものである。
- ii) デフォルトの相関性：債務者と保証人の双方が、同時に資金繰りが苦しくなる可能性を計量する。債務者と保証人のデフォルトの相関性が高いほど、保証の価値が減ずるため、LGも低くなる（悪化する）。
- iii) 保証手段および有価証券の価値：これらの価値は、発行体の信用度と保証手段の種類とを考慮合わせて評価される。
- iv) 適用される回収率：関連する取引相手ごとのデフォルト後の回収見込み額を、関連する貸付金エクスポージャーに対する割合で表す。
- v) 契約の枠組み：貸付金の質が高い上に、契約の枠組みが盤石であるならば、LGも高くなる。
- vi) 貸付期間または、より一般的には、貸付金のキャッシュ・フロー：他の要素がすべて等しいならば、貸付期間が長いほど、貸付金の返済で問題が生じるリスクが高くなる。

貸付金の予想損失は上述した6要素を組み合わせることで計算され、改訂公正価値オプションの適格基準に合致する貸付金で、当初損益を通じた公正価値評価に指定されたものの公正価値を算定する。この予想損失の水準に応じて、貸付金は下に記載されたLG種類のいずれかに割り当てられる。

「A0」はEU加盟国への貸付金またはEU加盟国による保証が付加されている貸付金で構成され、予想損失率は0%である（満期時にEIBの資産の全額の回収を保証しているとみなされるEIBの優先債権者ステータスおよび法定の保護に基づく）。

「A」は、貸付期間にわたり信用度が悪化しない、または悪化は限定的と予想されるEU加盟国を除く事業体に供与される貸付金（またはかかる事業体による保証が付加されている貸付金）で構成される。

「B」高い質の貸付金：将来若干悪化する可能性は排除できないものの、EIBが不安はないと判断した資産クラスを示す。「B+」および「B-」はそのような悪化が生じる可能性の大小を示すのに用いられる。

「C」良好な質の貸付金：一例が、手堅い銀行や企業への無担保貸付金であって、満期の期間が合理的であり、十分な保護条項が定められているものである。

「D」容認可能な信用力の貸付金（D+として指定）と、これよりも劣るリスク特性を伴う貸付金（D-として指定）との間の境界。LGがD-以下の貸付は特別活動（後述のセクションを参照）に分類さ

れ、具体的な規模の制限、準備金の割当ておよびリスク値付け規則を含む固有の規則の適用を受ける。

「E」は、高リスク特別活動貸付として明示的に承認された貸付金、または信用度が大幅に悪化して、これよりも高い貸付金格付カテゴリーと比べ、損失が発生しない可能性が低い貸付金で構成される。下位区分である「E+」と「E-」は、貸付金のリスク特性をさらに識別するものであり、E-格の貸付業務は、期日どおりの債務返済を維持することができないために何らかの形での債務再構築を要する可能性があり、減損損失が生じるおそれのあるものである。

「F」（失格）は、許容範囲以上のリスクを伴う貸付金を示す。「F」格の貸付金が発生するのは、完済されていない貸付取引が契約後に不測の異例で劇的な悪状況に見舞われた場合に限られる。

「F」格のエクスポートジャーには、固有の引当金が設定されている。

一般的に、内部格付が「D-」格以下の貸付金は、内部貸付金格付に基づく要注意リストに掲載される。しかしながら、貸付金が当初「D-」格以下のリスク特性で承認されていた場合、当該貸付金は、重大な信用事象により承認時のものを下回るLG区分への悪化がもたらされた場合にのみ、要注意リストに入れられる。

グループによるIFRS第9号のステージ評価は、カウンターパーティーまたは商品に固有の情報を用いた段階的アプローチに基づいており、これは特に貸付金格付に基づく要注意先リスト、内部格付および延滞をカバーする信用リスク・ガイドライン（「CRG」）ならびに財務モニタリング・ガイドラインおよび手続き（「FMG」）に記載された方針と整合している。

各貸付金の案件ごとの分析に加えて、EIBはEIBの経済資本の枠組みを用いて信用エクスポージャーをポートフォリオ・レベルで閲覧できる機能を開発した。ここでは、様々な債務者が共通のリスク・パラメーターに依存していることによって生じる集中と相関の影響が統合して表示される。ポートフォリオの信用リスクの側面を付け加え、不測の損失（すなわち、一定の信頼レベルまでの範囲で予想される損失を超えて発生する可能性のある損失）に焦点を当てることにより、LGの取引ごとのアプローチを補完することができ、その結果、EIBの貸付残高の中の信用リスクをさらに厳密かつ総合的に査定することが可能になる。

いずれの時点においても、EIBが供与する貸付金および保証の残高総額は、定款で定められたギアリング比率（定款第16.5条）で制限されている。この比率を算出するために、EIBは欧州連合会計指令（「AD」）の枠組みによるデータを使用している。2021年度末時点で、EIBの定款で定められたギアリング比率は、EU会計指令準拠の個別財務書類に基づく202.7%（2020年：203.0%）、EU会計指令準拠の連結財務書類に基づく206.6%（2020年：205.8%）であった（定款第16.5条に基づく上限は250%）。

S.2.3.2. 外部貸付マンドートまたはコトヌー協定に基づく欧州連合または加盟国による保証で担保されている貸付金

ELMまたはコトヌー協定の下でプロジェクトのために締結された貸付金は、欧州連合予算または加盟国（ACP諸国とOCTにおける貸付金の場合）の保証によって担保されている。こうした保証は、包括型（すべてのリスクが対象）か、または定義された政治リスク（送金の停止、収用、戦争または市民暴動、契約違反時の裁判拒否）に限定されているかのいずれかである。

欧州連合および加盟国は、保証条件に従い、各ポートフォリオに組み入れられている一連の契約済⁽³⁾貸付業務の最大65%、70%、75%および100%まで信用補完を提供している。グループは、個別貸付金それぞれに伴う信用リスクが完全に保証されていると考えており、そのためこれらを注S.2.3（貸付業務に係る信用リスク）の値に算入していない⁽⁴⁾。

(3) 2007年8月1日および29日に欧州委員会との間で締結した保証契約の下で、2007年4月17日以降に締結された欧州連合保証の貸付は、「融資実行総額」の最大65%を対象とするものとされる。信用補完は、ファースト・ロス補償の形態で提供される。かかる保証によってカバーされる貸付金ポートフォリオに関連してグループが負担する残余リスクは、EIBの内部信用リスク指針および手続に従って管理される。

(4) 信用リスクが全額カバーされているとみなされる欧州連合または加盟国の保証に基づき契約されたエクスポージャーは、49,521百万ユーロ（2020年：48,755百万ユーロ）であった。

欧州連合または加盟国の保証により担保されている実行済貸付金の帳簿価額は2021年12月31日現在31,428百万ユーロ（2020年：30,633百万ユーロ）、2021年12月31日現在の未実行分は20,753百万ユーロ（2020年：21,536百万ユーロ）である。これらの値には、欧州連合加盟前に供与され、欧州連合または加盟国による保証が付されている欧州連合の現加盟国への貸付金も算入されている。

S.2.3.3. 貸付金による信用リスク・エクスポージャーの分析

下表は、グループがリスクを負担するすべてのエクスポージャーについて、契約済・実行済貸付金（金融機関貸付金および預け金の要求払とその他の貸付金および預け金は除く）の最大信用リスク・エクスポージャーと、一部の契約済であるものの未実行分の内訳を示したものである。よって、欧州連合予算または加盟国により担保されているELMおよびコトヌー協定に基づく欧州連合予算域外の貸付金は、算入されていない（注S.2.3.2参照）。

2021年 (単位：百万ユーロ)	保証人				無保証 ⁽¹⁾	実行済 合計	契約済 未実行分
	企業	銀行	公共機関	国			
企業	32,798	8,087	4,433	8,107	90,803	144,228	28,453
債務者	銀行	11,561	12,741	17,000	26,235	20,469	88,006
	公共機関	224	198	20,050	33,167	71,967	125,606
	国	0	0	0	0	47,301	47,301
実行済合計 ⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾	44,583	21,026	41,483	67,509	230,540	405,141	
契約済未実行分 ⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾	7,049	3,125	10,352	14,532	67,462		102,520
(5)							

2020年 (単位：百万ユーロ)	保証人				無保証 ⁽¹⁾	実行済 合計	契約済 未実行分
	企業	銀行	公共機関	国			
債務者							
企業	33,209	9,892	4,476	10,153	89,356	147,086	23,108
銀行	15,104	16,852	17,049	27,947	23,785	100,737	29,384
公共機関	180	187	20,835	31,392	73,165	125,759	27,004
国	0	0	0	0	49,651	49,651	13,449
実行済合計 ⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾	48,493	26,931	42,360	69,492	235,957	423,233	
契約済未実行分 ⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾ (5)	7,066	2,689	8,910	14,588	59,692		92,945

- (1) これらの金額には、債務者の支払能力自体が妥当な担保となっているため、債務者および貸付金自体以外の正式な保証が不要な貸付金も含まれている。所定の事由が発生した場合には、適切な契約条項により、グループが独立した担保を請求できる権利が確保されている。
- (2) 2021年12月31日現在のリスク・シェアリング業務（加盟国または政治リスク保証の形でのEU予算により信用補完されている）における貸付金は、2,660百万ユーロ（2020年：3,414百万ユーロ）であった。
- (3) これらの金額には、代替貸付金（2021年：17,970百万ユーロ、2020年：20,173百万ユーロ）は算入されていない。
- (4) これらの金額は、欧州連合への加盟前に供与され、欧州連合予算または加盟国の保証が付されている欧州連合の現加盟国への貸付金を除いている。
- (5) グループは、EFSI SMEウィンドウ契約および欧州保証基金に関連して、コミットメント総額が9,187百万ユーロ（2020年：3,300百万ユーロ）を超えない資金供与枠を締結した。グループは、確定的なコミットメントがそれぞれの基礎的なリスクを伴うカウンターパーティーとの間で締結され、資金供与枠の引出が预期される場合に、未実行エクスポージャーを認識する。

貸付業務に関しては、2021年12月末現在の⁽⁵⁾銀行セクターに対するグループの直接的エクスポージャーは計117,807百万ユーロ（2020年：130,121百万ユーロ）であり、2021年12月31日現在の実行済貸付金および未実行貸付金の合計507,661百万ユーロ（2020年：516,178百万ユーロ）の23.2%（2020年：25.2%）に相当する。

(5) 契約済未実行金額を含む。

2021年12月末現在の企業への無担保貸付金は113,362百万ユーロである（2020年：107,657百万ユーロ）。法人顧客に対する無担保エクスポージャーは相対的な限度枠で統制されており、一般的には個別エクスポージャーの上限はグループの自己資本の5%相当とされている。

EIBは、その貸付金エクスポージャーに対して提供される担保や保証に加え、リスク・シェアリング・マンドートを対象に金融保証の形で欧州連合により提供される追加的な信用補完も享受している。

S.2.3.3.1. 貸付金の信用の質

内部格付が「A」から「D+」の貸付金⁽⁶⁾は、2021年12月31日現在の貸付金ポートフォリオの97.7%を占めた。この比率は、2020年12月31日現在では97.8%であった。内部格付が「D-」以下の貸付金（特別活動準備金の割当対象となるもの）の割合は、貸付金ポートフォリオのうちの2.3%（2020年：2.2%）で、金額では118億ユーロ（2020年：112億ユーロ）であった。

(6) 貸付金格付には、外部保証人によってポートフォリオ・ベースで提供された信用補完が反映されている。

当年度中、貸付金ポートフォリオの信用の質は僅かに悪化し、高度のモニタリングの対象となる内部貸付金格付に基づく要注意リストの貸付金（契約時にD+以上であったもののD-以下に格付されたすべての貸付金、および契約時にD-以下であったものの重大な信用事象が判明しLGが引き下げられた他のすべての貸付金）は6,738百万ユーロとなった（2020年：7,448百万ユーロ）。

全般的に不透明な状況にもかかわらず、グループの貸付金ポートフォリオの信用の質は現在も高い。EIBは厳格なデューデリジェンス・プロセス、十分な水準の担保および保証に基づくリスク管理戦略や貸付金契約に含まれる標準的な保護条項に依拠している。

信用リスクを軽減するため、グループは次の手段等を用いている。

- 許容範囲内の信用の質に対する第三者による保証
- 金融担保
- 抵当、収益請求権等

債務者の種類別の信用の質の分析

下表は、契約済貸付金（実行済および未実行の貸付金）のエクスポージャーに基づき、2021年12月31日および2020年12月31日現在のグループの貸付金ポートフォリオの信用の質的分析を貸付金格付別に分析したものである。

2021年 (単位：百万ユーロ)		ソブリン	高格付	標準的 格付	最低限 許容可能な リスク	高リスク	エクイティの 種類に基づく リスク	合計	ECL
		A0	AからB-	C	D+	D-以下			
実行済 貸付金	ステージ 1	94,786	216,236	23,932	8,998	3,520	該当なし	347,472	17
	ステージ 2	9,185	16,715	3,144	3,579	3,340	該当なし	35,963	126
	ステージ 3	116	906	0	0	879	該当なし	1,901	220
	FVTPL指定	1,593	11,471	1,721	1,259	1,003	2,758	19,805	該当なし
2021年の合計		105,680	245,328	28,797	13,836	8,742	2,758	405,141	363

2021年 (単位：百万ユーロ)	ソブリン	高格付	標準的 格付	最低限 許容可能な リスク	高リスク	エクイティの 種類に基づく リスク	合計	ECL
	A0	AからB-	C	D+	D-以下			
未実行 ステージ 1	27,059	42,320	16,507	9,014	2,154	該当なし	97,054	3
金額 ステージ 2	110	1,558	470	404	852	該当なし	3,394	27
ステージ 3	35	174	0	0	62	該当なし	271	3
FVTPL指定	0	127	95	0	0	1,579	1,801	該当なし
2021年の合計	27,204	44,179	17,072	9,418	3,068	1,579	102,520	33

2020年 (単位：百万ユーロ)	ソブリン	高格付	標準的 格付	最低限 許容可能な リスク	高リスク	エクイティの 種類に基づく リスク	合計	ECL
	A0	AからB-	C	D+	D-以下			
実行済 ステージ 1	97,002	222,865	27,550	10,931	2,723	該当なし	361,071	73
貸付金 ステージ 2	10,241	19,619	3,403	3,902	3,710	該当なし	40,875	227
ステージ 3	39	617	302	9	1,252	該当なし	2,219	308
FVTPL指定	1,818	10,829	2,374	1,146	1,124	1,777	19,068	該当なし
2020年の合計	109,100	253,930	33,629	15,988	8,809	1,777	423,233	608

2020年 (単位：百万ユーロ)	ソブリン	高格付	標準的 格付	最低限 許容可能な リスク	高リスク	エクイティの 種類に基づく リスク	合計	ECL
	A0	AからB-	C	D+	D-以下			
未実行 ステージ 1	25,290	39,638	13,250	8,305	1,491	該当なし	87,974	10
金額 ステージ 2	76	1,266	300	53	792	該当なし	2,487	37
ステージ 3	0	0	0	0	67	該当なし	67	3
FVTPL指定	0	139	89	0	0	2,189	2,417	該当なし
2020年の合計	25,366	41,043	13,639	8,358	2,350	2,189	92,945	50

各内部リスク格付の信用リスク・エクスポージャー

グループはバーゼル規制の基準に従った内部格付手法に沿った内部格付法を使用している。グループの大部分のカウンターパーティーには、この方法により内部格付が割り当てられている。下表は、グループの貸付金ポートフォリオの内訳を、債務者と保証人のいずれか内部格付の高い方の格付別に示したものである。内部格付が決まっていない場合は、ここでの分析に外部の格付を用いた。

下表は、限度枠管理に用いているグループ内の方法に基づき、契約済貸付金（実行済および未実行の貸付金）の両方のエクスポージャーを示したものである。

(単位：百万ユーロ)

2021年

	12ヵ月ECL	信用減損のない全期間ECL	信用減損のある全期間ECL	FVTPL	合計
償却原価で測定される金融機関および 対顧客貸付金および預け金					
内部格付 1 - 最小信用リスク	5,567	270	70	0	5,907
内部格付 2 - 非常に低い信用リスク	53,484	1,459	78	2,172	57,193
内部格付 3 - 低信用リスク	124,570	5,626	16	1,537	131,749
内部格付 4 - 中程度の信用リスク	130,427	5,642	181	9,864	146,114
内部格付 5 - 財務的に脆弱な貸付先	31,027	17,300	0	2,004	50,331
内部格付 6 - 高信用リスク	2,381	5,314	1	1,331	9,027
内部格付 7 - 非常に高い信用リスク	16	352	0	0	368
内部格付 8 - デフォルト状態の貸付先	0	0	1,555	139	1,694
FVTPLで測定される金融機関および 対顧客貸付金および預け金					
	該当なし	該当なし	該当なし	2,758	2,758
帳簿価額	347,472	35,963	1,901	19,805	405,141
貸倒引当金	-17	-126	-220	該当なし	-363
貸付コミットメント					
内部格付 1 - 最小信用リスク	2,783	0	0	0	2,783
内部格付 2 - 非常に低い信用リスク	14,920	60	0	0	14,980
内部格付 3 - 低信用リスク	27,664	425	0	0	28,089
内部格付 4 - 中程度の信用リスク	37,803	561	95	95	38,554
内部格付 5 - 財務的に脆弱な貸付先	11,117	1,822	0	127	13,066
内部格付 6 - 高信用リスク	2,767	93	0	0	2,860
内部格付 7 - 非常に高い信用リスク	0	433	0	0	433
内部格付 8 - デフォルト状態の貸付先	0	0	176	0	176
FVTPL	該当なし	該当なし	該当なし	1,579	1,579
帳簿価額	97,054	3,394	271	1,801	102,520
貸倒引当金	-3	-27	-3	該当なし	-33

(単位：百万ユーロ)

2020年

	12ヵ月ECL	信用減損の ない全期間 ECL	信用減損の ある全期間 ECL	FVTPL	合計
償却原価で測定される金融機関および対顧客貸付金および預け金					
内部格付 1 - 最小信用リスク	4,339	290	81	0	4,710
内部格付 2 - 非常に低い信用リスク	59,039	1,554	56	2,122	62,771
内部格付 3 - 低信用リスク	129,363	5,830	250	4,253	139,696
内部格付 4 - 中程度の信用リスク	135,167	6,573	58	6,985	148,783
内部格付 5 - 財務的に脆弱な貸付先	30,784	19,590	0	2,456	52,830
内部格付 6 - 高信用リスク	2,357	6,699	37	1,322	10,415
内部格付 7 - 非常に高い信用リスク	22	339	39	0	400
内部格付 8 - デフォルト状態の貸付先	0	0	1,698	153	1,851
FVTPLで測定される金融機関および対顧客貸付金および預け金	該当なし	該当なし	該当なし	1,777	1,777
帳簿価額	361,071	40,875	2,219	19,068	423,233
貸倒引当金	-73	-227	-308	該当なし	-608
貸付コミットメント					
内部格付 1 - 最小信用リスク	1,077	0	0	0	1,077
内部格付 2 - 非常に低い信用リスク	15,479	0	0	0	15,479
内部格付 3 - 低信用リスク	25,170	351	0	0	25,521
内部格付 4 - 中程度の信用リスク	32,636	640	0	89	33,365
内部格付 5 - 財務的に脆弱な貸付先	11,806	1,323	0	139	13,268
内部格付 6 - 高信用リスク	1,608	164	0	0	1,772
内部格付 7 - 非常に高い信用リスク	198	9	0	0	207
内部格付 8 - デフォルト状態の貸付先	0	0	67	0	67
FVTPL	該当なし	該当なし	該当なし	2,189	2,189
帳簿価額	87,974	2,487	67	2,417	92,945
貸倒引当金	-10	-37	-3	該当なし	-50

グループは債務者と保証人、特に銀行に影響を及ぼす事象を継続的に監視している。中でもグループは、格下げされた場合の契約上の権利を個別に評価し、影響軽減策を模索している。また貸付金に供与されている銀行保証の更新状況も綿密に追跡調査し、必要な場合には適時に保証が差し替えられていること、あるいは措置が講じられていることを確認している。

EIBおよびEIFの優先債権者の地位およびEIB定款による保護は、満期時におけるグループ資産の全額回収を保証すると思われるため、グループは期末現在、欧州連合加盟国ソブリン債および欧州連合加盟国ソブリン保証債のエクスポージャーに関して、減損を計上しなかった。

下表は、グループが全額の自己リスクまたは信用補完による残余リスクを負担する貸付金（「リスク・ポートフォリオ」）に係るソブリン信用リスクに関する情報を開示している（欧州連合予算またはELMおよびコトヌー協定に基づくMS保証の恩恵を受ける欧州連合域外への貸付金を除く）。

(単位：百万ユーロ)

2021年

2020年

国名	債務者となっているもの		保証人と なっている もの	債務者となっているもの		保証人と なっている もの
	実行済金額	未実行金額	契約済金額	実行済金額	未実行金額	契約済金額
オーストリア	0	0	146	0	0	33
ベルギー	0	0	191	0	0	68
ブルガリア	1,175	0	115	1,241	0	110
クロアチア	657	210	2,713	694	210	3,174
キプロス	905	359	1,348	899	222	1,466
チェコ共和国	1,065	784	0	1,257	743	0
デンマーク	0	0	270	0	0	240
エストニア	452	120	91	525	0	99
フィンランド	0	0	92	6	0	59
フランス	0	0	3,489	0	0	3,049
ドイツ	0	0	1,668	0	0	1,394
ギリシャ	8,821	1,192	9,278	9,344	695	9,648
ハンガリー	6,038	1,143	1,096	6,265	985	1,133
アイルランド	1,680	0	1,179	1,478	225	1,138
イタリア	4,934	2,160	6,497	4,045	1,720	6,715
ラトビア	374	400	12	395	400	21
リトアニア	2,102	0	54	2,216	0	51
ルクセンブルク	151	0	240	302	0	245
マルタ	0	72	311	0	72	333
オランダ	0	0	205	0	0	74
ポーランド	6,357	1,472	18,199	7,373	1,380	18,458
ポルトガル	1,253	600	3,955	1,319	400	4,561
ルーマニア	1,885	2,052	0	1,944	1,647	0
スロバキア	2,671	541	88	2,675	641	50
スロベニア	568	400	1,428	613	400	1,750
スペイン	4,399	0	24,030	5,421	0	24,435
スウェーデン	0	0	136	0	0	52
非EU加盟国	1,814	4,961	5,210	1,639	3,709	5,724
合計	47,301	16,466	82,041	49,651	13,449	84,080

さらに注S.2.3.2に記載したとおり、ELMおよびコトヌー協定に基づく欧州連合域外への貸付金は、最終的には、欧州連合や加盟国（アフリカ、カリブ海および太平洋諸国ならびに海外の属国および属領への貸付金の場合）の保証により担保されている。このカテゴリーに該当する貸付金の2021年12月31日現在の契約済エクスポージャーは、計52,181百万ユーロ（2020年：52,169百万ユーロ⁽⁷⁾）である。この52,181百万ユーロのうち、48,229百万ユーロ（2020年：47,965百万ユーロ）は欧州連合の保証が付され、3,952百万ユーロ（2020年：4,204百万ユーロ）は加盟国により保証が付されている。

(7) このうち2,660百万ユーロ（2020年：3,414百万ユーロ）は、リスク・シェアリング業務（加盟国保証または政治リスク保証の形でのEU予算により信用補完されている）による。

S.2.3.3.2. 貸付金の最大信用リスク・エクスポージャーにおけるリスク集中度

グループの貸付金ポートフォリオは、次の地域別に分析することができる（債務者の所在国に基づく）。

(単位：百万ユーロ)	2021年	2020年
	契約済貸付金の エクスポージャー	契約済貸付金の エクスポージャー
EU ⁽¹⁾	491,558	499,909
そのうち		
- ドイツ	42,771	44,174
- スペイン	70,286	77,108
- イタリア	60,016	62,289
- フランス	63,316	61,158
- 英国	39,450	41,324
拡大国 ⁽²⁾	4,129	5,109
パートナーシップ参加国 ⁽³⁾	11,974	11,160
合計	507,661	516,178

- (1) EIB定款第16条（旧第18条）に従い総務会の承認を受けた欧州連合域外の貸付金、ならびにEFTA諸国および英国の貸付金を含む。
- (2) 2021年末時点の拡大国は、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、北マケドニア、モンテネグロ、セルビア、トルコである。
- (3) パートナーシップ参加国の貸付金は、地中海パートナーシップ・ファシリティ、加盟候補国向ファシリティ、リスク・シェアリングでの貸付金を含む。

リスク管理の重大な要素は、十分な信用エクスポージャー分散を徹底することであり、これは、単一の債務者、債務者グループまたは業界に貸し付けることができる上限額によって支えられている。

（債務者の業種に基づく）グループの貸付金ポートフォリオの業種別分析は、次のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	2021年	2020年
	契約済貸付金の エクスポージャー	契約済貸付金の エクスポージャー
サービス ⁽¹⁾	311,969	320,698
運輸	70,514	71,941
エネルギー	51,038	49,519
工業	29,917	28,461
上下水道施設	17,207	17,618
医療・教育	12,916	13,069
電気通信	9,345	9,542
その他インフラ	4,405	4,964
農業・漁業・林業	350	366
合計	507,661	516,178

- (1) 「サービス」には、銀行セクターの信用エクスポージャーも算入されている。2021年末現在、銀行セクターの貸付先に対する直接的なエクスポージャーは、計117,807百万ユーロ（2020年末：130,121百万ユーロ）であった。貸付先の銀行に対するエクスポージャーには、経営委員会の承認を受けた限度枠が設けられている。特定の場合には、限度枠を一時的に停止、制限、あるいは取消した。グループは公表されるニュース、特に外部格付の変更を日々追跡調査している。

下表は、グループが追跡調査している集中度指標の2021年12月31日および2020年12月31日現在の値を示したものである。

額面ベースのグループ・エクスポージャー上位 ⁽¹⁾	2021年 12月31日	2020年 12月31日 ⁽⁴⁾
額面ベースのエクスポージャー (グループの貸付金ポートフォリオに対する割合)		
上位3件	3.8%	4.2%
上位5件	5.9%	6.4%
上位10件	10.3%	10.9%
エクスポージャー件数 ⁽²⁾ (グループの自己資本に対する割合)		
- 10%超	0	3
- 15%超	0	0
- 20%超	0	0
グループの自己資本の5%を超えるSSSRの エクスポージャー件数 ⁽³⁾	3	2

- (1) このエクスポージャーの定義は、ソブリンおよび準ソブリンを除く債務者/保証人に適用され、全額が明示的なソブリン保証の対象である貸付金を除外する。
- (2) 財務業務の市場エクスポージャー純額も含む。
- (3) 契約書の署名数に関係なく、グループが独立した第三者または他の形の自律的担保に対する実質的な請求権を持っていない場合の貸付業務を示すため、「シングル・シグネチャー」かつ「シングル・リスク」（端的には「無担保」あるいは「SSSR」）の貸付金という表現が用いられる。

S.2.3.3.3. 貸付金に係る延滞

延滞額の特定、監視、報告は、全行的な「財務的監視ガイドラインおよび手続き」に定義される手続きに従って行われている。こうした手続きは、銀行業務のベストプラクティスに沿っており、EIBが管理するすべての貸付金について適用される。

1a. 欧州連合または加盟国によるグローバル／包括保証により担保されていない貸付金の延滞：

2021年12月31日現在、自己資金源からの貸付金で90日を超える延滞が生じ、欧州連合または加盟国の包括保証により担保されていないものは、116.3百万ユーロ（2020年：117.1百万ユーロ）である。

2021年12月31日現在のこれらの延滞が生じている貸付金に関連する元本金額は、531.3百万ユーロ（2020年：187.8百万ユーロ）である。

1b. 欧州連合または加盟国によるグローバル／包括保証により担保されていない貸付金の延滞についての保証請求：

2021年には、欧州連合の政治リスク保証に基づく24.1百万ユーロの履行請求があり（2020年：ゼロ）、年間を通じて、以前からの履行請求金額のうち0.1百万ユーロが弁済された（2020年：ゼロ）。

さらに、2021年中、請求払民間保証に基づく357.5百万ユーロの履行請求があった（2020年：ゼロ）。

2a. 欧州連合または加盟国によるグローバル／包括保証（請求可能）により担保されている貸付金の延滞：

このような貸付金については、期限が経過した場合に、可能であればまず第一次保証に基づき履行を請求、それ以外の場合は加盟国または欧州連合による保証に基づき正式に履行を請求する。

2021年12月31日現在、こうした90日超の延滞が生じている額は2.4百万ユーロ（2020年：4.0百万ユーロ）であった。

2b. 欧州連合または加盟国によるグローバル／包括保証により担保されている貸付金の延滞についての保証請求：

2021年中、欧州連合による保証の履行の請求が68.4百万ユーロあり、加盟国保証に基づく履行請求はなかった。2020年における応当額は、それぞれ52.4百万ユーロおよびゼロであった。

2021年中、以前に欧州連合または加盟国による保証に基づく履行請求金額のうち、0.4百万ユーロ（2020年：ゼロ）が弁済された。

2021年12月31日現在、欧州連合または加盟国から受けている信用補完⁽⁸⁾の額面金額合計は、28,578.8百万ユーロ（2020年：28,261.4百万ユーロ）である。

(8) 最終的に欧州連合予算や加盟国の保証により担保されている欧州連合域外への貸付金を除く。

貸付金の再交渉と支払猶予

グループは、支払猶予措置がとられた貸付金を、支払猶予貸付金（すなわち、貸付金、負債証券およびローン・コミットメント）とみなしている。支払猶予措置はグループの「譲歩」によるもので、財務困難により契約上の債務返済条項を遵守できないとみなされる債務者に対して、債務返済または契約の全部もしくは一部の借換えができるようにするために、グループが決定するものである。エクスポージャーは、延滞の有無、または当該エクスポージャーが債務不履行に分類されているか否かに関わらず、譲歩が行われた場合には支払猶予として取り扱う。債務者が財務困難に陥っていない場合には、当該エクスポージャーは支払猶予として取り扱わない。

通常の事業の過程においては、再交渉の前に問題が生じている貸付金の貸付金格付（LG）は低下し、嚴重に監視されており、当該貸付金は減損の「3ステージ」モデルでステージ1からステージ2に変更される。再交渉後に、EIBは、当該貸付金を厳格に監視し続け、当該金融資産は信用減損があるとされ、ステージ3に変更される。

グループはまた、特定の状況下にある債務者が利用できる多くの支援措置を提供しており、これには（i）財務制限条項およびその他の重要条項の暫定的な条件緩和（権利放棄を含む）、（ii）新たな返済スケジュールの設定または返済義務の一時凍結によるキャッシュ・フローの再構築、ならびに（iii）新規契約の締結、ローンの実行前倒しおよび債務者貸付の増額など、その他の一定の補完的支援策が含まれる。グループは、具体的状況における制約の下で、かかる措置の申請を案件ごとに評価している。こうした措置は、構造的な財政の困難またはソルベンシー上の問題に陥っているわけではなく、かかる措置の供与の時点で、ゴーイング・コンサーンとみなされる債務者に提供されることを意図している。評価の結果として、債務者がこれらの要件を満たさない場合、またはグループが債務者のビジネスモデルの長期的持続可能性についてリスクを特定した場合に、グループは他の適切な措置を検討し、必要な場合には、グループの標準的な条件変更のプロセスに従う。

こうしたEIBの支援措置は、COVID-19の具体的な経済効果への対応の一環としては、2021年6月以降利用できなくなっている。

グループが報告期間中に着手した支払猶予措置および手続きには、返済期限の延期、元本返済のみの繰延、元利返済の繰延、重大な財務制限条項の破棄および延滞金の元本算入が含まれるが、これらに限定されるわけではない。

支払猶予措置の対象である貸付金は、下表のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	2021年12月31日		2020年12月31日	
	正常債権	不良債権	正常債権	不良債権
支払猶予措置の対象となった契約件数	88	74	81	64
帳簿価額（金利および延滞金額を含む）	4,979	2,341	5,025	2,332
認識されたECL引当金	7	150	17	242
支払猶予された契約に係る受取利息	121	73	139	59
認識中止されたエクスポージャー （償却 / 貸付金売却後）	0	34	0	28

(単位：百万ユーロ)	2020年 12月31日	支払猶予措置						2021年 12月31日
		返済期限の 延期	元本のみの 繰延	元本 および 利息の 繰延	重大な 財務制限 条項の 破棄	その他	契約上の 返済および 契約終了 ⁽¹⁾	
公共機関	3,024	0	0	0	94	139	-179	3,078
銀行	76	0	0	0	124	108	-35	273
企業	4,256	81	54	23	448	39	-931	3,970
合計	7,356	81	54	23	666	286	-1,145	7,321

(1) 減少は、(i)元本、利息および延滞金額の返済、(ii)2020年12月31日現在で支払猶予貸付金とみなされていた取引に
関して当年度中に発生した償却、ならびに(iii)当期中の契約終了による。

(単位：百万ユーロ)	2019年 12月31日	支払猶予措置						2020年 12月31日
		返済期限の 延期	元本のみの 繰延	元本 および 利息の 繰延	重大な 財務制限 条項の 破棄	その他	契約上の 返済および 契約終了	
公共機関	791	0	0	11	142		-87	857
銀行	135	0	0	179	6		-20	300
企業	2,128	10	37	571	115		-302	2,559
合計	3,054	10	37	761	263		-409	3,716

S.2.3.4. 貸付金に付する担保

グループは、その貸付金エクスポージャーに関して受領した保証（注S.2.3.3に記載）に加え、金融有価証券質権も使用する。これらの質権は、関連する法域で執行可能な質権設定契約によって設定される。質権設定契約により受け取った担保のポートフォリオは、2021年末現在11,504百万ユーロ（2020年：16,193百万ユーロ）である。

グループが売却するまたは再担保とすることが認められている質権設定契約に基づき、グループが受け取った担保のポートフォリオの公正価値は、4,352百万ユーロ（2020年：5,149百万ユーロ）である。2021年中に、2,025百万ユーロが第三者に売却された、または再担保として差し入れられた。

実行済貸付金に対する保管担保の公正価値は、次のとおりである。

2021年						
(単位：百万ユーロ)	エクスポ ジャー総額	保管担保			エクスポ ジャー純額	ECL
		債券	現金	合計		
ステージ 1	367,759	7,856	56	7,912	359,847	17
ステージ 2	43,846	3,177	265	3,442	40,404	126
ステージ 3	2,722	96	0	96	2,626	220
FVTPL指定	19,877	54	0	54	19,823	0
2021年の合計 ^(*)	434,204	11,183	321	11,504	422,700	363

(*) 2021年中にグループが上記の担保権を行使して所有権を取得したものはなかった。

2020年						
(単位：百万ユーロ)	エクスポ ージャー総額	保管担保			エクスポ ージャー純額	ECL
		債券	現金	合計		
ステージ 1	381,768	11,450	73	11,523	370,245	73
ステージ 2	46,830	4,067	387	4,454	42,376	227
ステージ 3	3,010	157	0	157	2,853	308
FVTPL指定	19,262	59	0	59	19,203	0
2020年の合計 ^(*)	450,870	15,733	460	16,193	434,677	608

(*) 2020年中にグループが上記の担保権を行使して所有権を取得したものはなかった。

S.2.3.5. 将来の経済状況に対するECLの感応度

ECLは、将来を見越したシナリオの形成に関する判断および仮定に対する感応度が高い。グループは、重要な資産クラスについて認識されたECLの感応度分析を実施している。

将来の経済状況の予測（マクロ経済シナリオを介して）は、損失引当金の計算へのインプットである条件付リスク・パラメーターを作成する予測モデルへのインプットである。

シナリオは、経済活動の主要尺度であるGDPにショックを与えることで得られる。実質GDPに対するショックは、過去の変数のボラティリティを複製するためにその水準が調整される。また、GDPに対するショックの規模および持続期間を精緻化するために、適切な場合は専門家による判断が適用される。長短金利もまたモデル化され、マクロ経済シナリオの一部として含まれている。各シナリオに割り当てられる確率は、市場（ボラティリティ）指標、および不確実性を捕捉するために長期にわたって一貫して使用された内部開発の指標を反映して決められる。プラスおよびマイナスのショックの加重は、経済におけるリスクのバランスに左右される。マイナスおよびプラスショックの確率はそれぞれ30%および10%であり、最後に行われた計算において四半期ごとの予測で適用された。

下表は、金融機関および対顧客貸付金および預け金に係る損失引当金を示している。将来を見越したシナリオのそれぞれ（例えば、ベースライン、楽観的、悲観的）は、3シナリオ全体にシナリオ確率加重を適用するのではなく、100%加重される。

2021年12月31日現在

（単位：百万ユーロ）

エクスポージャー総額

	楽観的	ベースライン	悲観的
金融機関	93,268	93,268	93,268
対顧客	309,622	309,622	309,622

貸倒引当金

	楽観的	ベースライン	悲観的
金融機関	65	72	84
対顧客	252	279	318

2020年12月31日現在

（単位：百万ユーロ）

エクスポージャー総額

	楽観的	ベースライン	悲観的
金融機関	103,397	103,397	103,397
対顧客	308,620	308,620	308,620

貸倒引当金

	楽観的	ベースライン	悲観的
金融機関	99	118	148
対顧客	410	463	540

S.2.4. 財務取引および代替貸付金の信用リスク

S.2.4.1. 財務取引および代替貸付金の信用リスクの測定

財務投資は、(i)流動性維持を主な目的とした短期金融市場の財務資産、(ii)第二の流動性供給源としての有価証券流動性ポートフォリオ、(iii)長期HQLAポートフォリオ（以前の投資ポートフォリオ）、の3つに分かれる。

代替貸付金ポートフォリオは、カバード・ボンドと資産担保証券（「ABS」）で構成されている。カバード・ボンドは発行体に対する全面的遡及権があるのに対して、ABSは、原証券を裏付けに、特別目的事業体が発行する。カバード・ボンドは大部分が住宅抵当のプールで裏付けられている一方、大半のABSの仕組ではSME向け貸付金またはリースによって証券化されている。

こうした取引の一部は、与信またはプロジェクト関連の救済措置を付け加えて組成されており、追加的な回収手段を提供する。

財務取引に関する信用リスク管理方針の遵守状況は、カウンターパーティーに対して設定されている資金取引および債券取引の与信限度枠を通じて監視されている。各カウンターパーティーの加重エクスポージャーが承認を受けている限度枠を超えることは禁じられている。

代替貸付金について、規制や格付会社によって組み込まれた信用リスク軽減手段および要件は、発行体に信用事象が生じた場合に発動される一次的な救済策となる。3件の代替貸付金取引は、EIBの要注意リストに入れられている（2020年：3件の代替貸付金取引）。

財務ポートフォリオ（有価証券、コマーシャル・ペーパー、定期預金等）関連の信用リスクは、健全なカウンターパーティーおよび発行体を選択することにより管理されている。

有価証券ポートフォリオの構成および財務商品残高に適用される限度枠は、経営陣が設定している。この限度枠は、グループ・リスク・コンプライアンス部門により定期的に見直しが行われる。

グループは、取引のカウンターパーティーが契約債務を履行できなかった場合に信用リスクにさらされる可能性のある有担保リバース・リパーチェスおよびリパーチェス契約取引を行っている。グループは、カウンターパーティーの信用リスクおよび担保の価値を日次でモニターし、必要とみなされる場合には、グループに追加担保を差し入れるよう要求することで、これらの業務に関連した信用リスクを統制している。

三者間レボおよびリバース・レボ取引は、第三者保管機関と共同で行われる。第三者保管機関は、枠組み契約に従って特に以下に関する契約条件の遵守を保証する。

- 支払引替渡し
- 担保の検証
- 貸手が要求する担保マージン。これは常に充分かつ充当可能であることが必要であり、保管機関は、当該有価証券の時価を日々検証しなければならない。
- 契約要件をすべて満たす代替担保の組成

財務投資総額は、様々なポートフォリオおよび分散化された商品（預け金、有価証券およびデリバティブ商品）に配分される。

同等のムーディーズ格付別の信用リスク・エクスポージャー（帳簿価額総額に基づく）

	2021年			
	12ヵ月ECL	信用減損の ない全期間ECL	信用減損の ある全期間ECL	合計
(単位：百万ユーロ)				
償却原価で測定される資金運用資産 および代替貸付金				
Aaa	59,529	0	0	59,529
Aa1からAa3	28,275	300	0	28,575
A1からA3	17,677	0	0	17,677
Baa1からBaa3	11,220	108	0	11,328
Baa3未満	771	361	0	1,132
償却原価での帳簿価額総額	117,472	769	0	118,241
貸倒引当金	0	-5	0	-5
償却原価での正味帳簿価額	117,472	764	0	118,236

	2020年			
	12ヵ月ECL	信用減損の ない全期間ECL	信用減損の ある全期間ECL	合計
(単位：百万ユーロ)				
償却原価で測定される資金運用資産 および代替貸付金				
Aaa	40,224	0	0	40,224
Aa1からAa3	32,629	500	0	33,129
A1からA3	23,099	0	0	23,099
Baa1からBaa3	2,337	121	0	2,458
Baa3未満	517	728	0	1,245
格付なし	172	0	0	172
償却原価での帳簿価額総額	98,978	1,349	0	100,327
貸倒引当金	-2	-11	0	-13
償却原価での正味帳簿価額	98,976	1,338	0	100,314

	2021年	2020年
(単位：百万ユーロ)		
FVTPLで測定される資金運用資産 および代替貸付金		
Aaa	1,701	1,622
Aa1からAa3	1,833	1,897
A1からA3	1,520	942
Baa1からBaa3	459	441
Baa3未満	636	733
格付なし	85	84
FVTPLでの帳簿価額	6,234	5,719

S.2.4.2. 財務取引に供する担保

受取担保

2021年12月31日現在の名目残高13,894百万ユーロ（2020年：15,474百万ユーロ）の二者間および三者間リパース・リパーチェス契約は財務取引に係る受取担保が伴う取引であり、グループはこのうち13,334百万ユーロ（2020年：13,173百万ユーロ）について金融担保、560百万ユーロ（2020年：2,301百万ユーロ）についてコモディティを受領している。エクスポージャーは、全額が担保されており、追加担保請求は日々行われる。担保ポートフォリオの市場価格は監視されており、原契約に準拠して、必要に応じて追加担保が請求される。金融担保ポートフォリオの時価は、2021年12月31日現在、13,558百万ユーロ（2020年：13,498百万ユーロ）であった。

これらの受取担保のうち、2021年度および2020年度末時点で、グループが担保権を行使して所有権を取得したものはなかった。グループが受領した担保は、当年度中、資金調達業務のために再利用された。

預託担保

二者間および三者間リパーチェス契約は、財務取引に係る担保差入れが伴う取引であり、その名目残高は2021年12月31日現在5,717百万ユーロ（2020年：4,315百万ユーロ）であった。二者間および三者間リパーチェス契約の下で差し入れられている担保（ルクセンブルク中央銀行への差入れを除く）の時価は、2021年12月31日現在、5,711百万ユーロ（2020年：4,315百万ユーロ）であった。

グループは、2021年12月31日現在、時価149億ユーロ（2020年：121億ユーロ）の有価証券をルクセンブルク中央銀行に預託しており、そのうち140億ユーロ（2020年：83億ユーロ）は処分の制約を受けている。

2021年12月31日現在、先物契約に付された現金担保は3.8百万ユーロ（2020年：ゼロ）であった。

S.2.4.3. 貸借対照表日現在で認識の中止がなかった譲渡資産

グループの資産のうち、貸借対照表日現在で譲渡されている資産はなかった。

S.2.5. デリバティブの信用リスク

S.2.5.1. デリバティブの信用リスク管理方針

デリバティブ取引の信用リスク管理方針は、スワップ・カウンターパーティーの資格条件と格付制限の定義に基づいている。信用エクスポージャーを削減するため、グループはほとんどの現行契約下にあるスワップ・カウンターパーティーとクレジット・サポート・アネックスを交わしており、エクスポージャーが契約で定義されている所定の信用極度額を上回った場合に担保を受け取る。

デリバティブに関する信用リスクは、カウンターパーティーが契約債務を履行できない場合にグループが被りうる損失に関連する。

デリバティブ取引の特殊な性質および複雑さを考慮し、当該金融商品の利用から生ずる損失に対してグループを保護するための一連の手続きが整備されている。

取引契約の枠組み

グループのデリバティブ取引はすべて、ISDAスワップ取引契約と、該当する場合にはエクスポージャーに対する担保差入条件が明記されているクレジット・サポート・アネックスの取引契約の枠組みの中で行われる。これらは一般的に採用され、実施されている契約の様式である。新規契約の最低条件はリスク・ガイドラインに規定されている。

カウンターパーティーの選択

取引開始時の格付は、A3以上とリスク・ガイドラインに定められている。格付がある一定のレベルを下回った場合にはEIBは期限前に契約を解除する権利を有する。

担保設定

- （限度枠を超過した）エクスポージャーに対しては、現金および債券による担保が差入れられる。
- 複雑で流動性の低い取引の場合は、現在の時価以上の担保が要求される。
- 個々のカウンターパーティーとのデリバティブ・ポートフォリオと受取担保は定期的にモニターされて評価され、それを受けて追加担保が請求されるか、担保の引出しが行われる。

担保所要額は、カウンターパーティーの信用リスクの評価によって決まる。担保および評価パラメーターの許容範囲に関する指針が、定められている。

ISDA契約の一環として、グループは、売却または再担保とすることが認められている有価証券や現金を受け取っている。そのような条件の下で受け取った有価証券の公正価値は、2021年12月31日現在、15,399百万ユーロ（2020年：17,498百万ユーロ）で、担保の性質および格付に基づいた詳細は、以下のとおりであった。

スワップ担保（単位：百万ユーロ）

同等のムーディーズ格付	債券		現金	2021年の 合計
	政府債	政府機関債、 国際機関債、 カバード・ ボンド		
Aaa	1,042	962	0	2,004
Aa1からAa3	3,130	0	0	3,130
A1からA3	6	0	0	6
Baa1からBaa3	5,484	0	0	5,484
Baa3未満	0	0	0	0
格付なし	0	0	4,775	4,775
2021年の合計	9,662	962	4,775	15,399

スワップ担保（単位：百万ユーロ）

同等のムーディーズ格付	債券		現金	2020年の 合計
	政府債	政府機関債、 国際機関債、 カバード・ ボンド		
Aaa	1,526	1,007	0	2,533
Aa1からAa3	4,439	0	0	4,439
A1からA3	14	0	0	14
Baa1からBaa3	6,310	0	0	6,310
Baa3未満	4	0	0	4
格付なし	0	0	4,198	4,198
2020年の合計	12,293	1,007	4,198	17,498

EIBは、ITシステムである担保管理システム（「CMS」）の使用を開始した。CMSの主な目的は、EIBがレポ目的で資産と有担保市場の受入担保のリアルタイムの一覧を確実に利用できるようにする点にある。貸付金、デリバティブ、リバース・レポおよびレポに対する担保として受け入れた有価証券は、市場価格サービス・プロバイダー（すなわち、ブルームバーグ）から提供された活発な市場の相場価格を用いて、または相場価格が入手不可能な場合は市場ベースの評価額を使用して、CMSで日次評価される。

S.2.5.2. デリバティブの信用リスクの測定

デリバティブ関連の信用リスクは様々なパラメーターにより変化し（例えば金利や為替レート）、一般的に想定元本のごく一部に相当するに過ぎない。グループは、内部目的上、財務報告と限度枠のモニタリングにはカレント無担保エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを使用して、スワップ取引およびデリバティブ取引に関する信用リスク・エクスポージャーを測定している。自己資本要件規則（CRR）に従った資本配分については、グループはカウンターパーティー信用リスクに係る標準的手法（SA-CCR）を用いている。

グループは、カレント無担保エクスポージャーを、ゼロと、カウンターパーティーとのネットティング・セットに含まれている取引ポートフォリオの時価から受入担保の価値を差し引いた数値のいずれか大きな方の値で測定している。これは、カウンターパーティーが不履行を起こした場合に生ずる損

失に相当する金額で、受領した担保を相殺に充当し、取引の回収価値をゼロとした上で、すべての取引につき直ちにスワップ・カウンターパーティーの代替を行うことを想定している。2021年12月31日現在のカレント無担保エクスポージャーは927百万ユーロ（2020年12月31日現在：1,389百万ユーロ）であった。

さらにグループは、リスクのマージン期間である20営業日にネットティング・セットに生ずる可能性のあるエクスポージャーの増加を考慮した、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを計算している。EIBは、保守的な見積りを出すため、ストレス下の市場パラメーターに基づき、また信頼区間を90%として、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを計算している。これは、重要な市場参加者の不履行があった場合に生じるであろう状況を考慮するための規制当局の勧告に沿ったものである。2021年12月31日現在の初期ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーは10,001百万ユーロ（2020年12月31日現在：12,225百万ユーロ）であった。

限度枠

銀行向け限度枠システムは、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを3種の期間グループ（1年未満、1年以上5年以下および5年超）と2種の格付シナリオ（現状維持およびA3格未満への格下げ）でカバーする。

デリバティブ・ポートフォリオは毎日評価され、限度枠との比較が行われる。

下表にあるように、デリバティブ・ポートフォリオの大部分は、A3格以上に格付されたカウンターパーティーに集中している。

格付グループ	額面価額割合		カレント無担保 エクスポージャー (単位：百万ユーロ)		無担保 エクスポージャー総額 (単位：百万ユーロ)	
	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年
同等のムーディーズ格付						
Aaa	0.47%	0.49%	496	816	920	1,434
Aa1からAa3	19.31%	24.34%	236	373	2,273	2,480
A1からA3	74.76%	66.87%	195	192	6,628	7,916
A3未満	5.46%	8.30%	0	8	180	395
合計	100.00%	100.00%	927	1,389	10,001	12,225

下表は、2021年および2020年12月31日現在の主要デリバティブ・カウンターパーティーに対する集中度を示したものである。

	2021年	2020年
額面ベースのエクスポージャー		
(グループのデリバティブ・ポートフォリオに対する割合)：		
上位3件	31.7%	31.3%
上位10件	71.7%	68.5%
上位25件	97.1%	96.2%
カレント無担保エクスポージャー：		
上位3件	70.9%	73.2%
上位10件	95.5%	94.6%
上位25件	100.0%	100.0%
ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャー：		
上位3件	34.8%	36.4%
上位10件	72.0%	68.3%
上位25件	96.5%	94.5%

下表は、想定元本および公正価値に基づいて分類した通貨スワップ（ストラクチャード・スワップを含み、短期通貨スワップを除く）の満期を示している。

2021年12月31日現在の通貨スワップ					
(単位：百万ユーロ)					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2021年の 合計
想定元本	34,954	137,297	45,792	29,640	247,683
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよび CoIIVAを含む割引価値（純額）） ^(*)	-740	3,085	985	1,041	4,371
2020年12月31日現在の通貨スワップ					
(単位：百万ユーロ)					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2020年の 合計
想定元本	34,590	125,732	36,450	26,484	223,256
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよび CoIIVAを含む割引価値（純額）） ^(*)	-691	-2,858	2,114	1,612	177

(*) 2021年12月31日現在3,133百万ユーロ（2020年：マイナス2,548百万ユーロ）となっているマクロ・ヘッジ通貨スワップの公正価値を含む。

下表は、想定元本および公正価値に基づいて分類した金利スワップ（ストラクチャード・スワップを含む）の満期を示している。

2021年12月31日現在の金利スワップ (単位：百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2021年の 合計
想定元本	53,438	243,656	127,981	134,006	559,081
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよび CoIIVAを含む割引価値（純額）） ^(*)	301	4,748	3,036	229	8,314

2020年12月31日現在の金利スワップ (単位：百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2020年の 合計
想定元本	61,603	227,767	126,884	122,741	538,995
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよび CoIIVAを含む割引価値（純額）） ^(*)	917	8,021	5,954	89	14,981

(*) 2021年12月31日現在マイナス789百万ユーロ（2020年：マイナス1,237百万ユーロ）となっているマクロ・ヘッジ金利スワップの公正価値を含む。

グループは、通常そのリスクヘッジ方針に関連してオプション取引を行っていない。ただし、金融市場で、より低いコストで資金を調達するという戦略の一環として、グループは、主に金利リスクまたは株価指数オプションを含む借入契約および貸付を行う。このようなストラクチャード借入金および貸付金は、関連する市場リスクをヘッジするためのスワップ契約により完全にカバーされている。

上表は、ストラクチャード・スワップの想定元本および公正価値を、クロス・カレンシー要素を含んでいるか否かに基づいて示している。下表は、ストラクチャード・スワップの取引件数、公正価値および想定元本の詳細を示している。

12月31日現在のストラクチャード・スワップ (単位：百万ユーロ)	期限前解約が 組み込まれているもの		株価指数		特別なストラクチャーに 基づくクーポンまたは 類似するもの	
	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年
取引件数	127	131	1	1	161	164
想定元本（単位：百万ユーロ）	4,568	4,421	500	500	11,583	12,529
公正価値（すなわち、CVA、DVA およびCoIIVAを含む割引価値 （純額））（単位：百万ユーロ）	518	801	19	30	-2,979	-2,479

スワップ取引の公正価値は、将来のキャッシュ・フローから割引後現在価値を導出する評価技法を適用するインカム・アプローチにより算出される。公正価値の見積りは将来価値に対する市場の期待値に基づいている。評価技法は、既知のキャッシュ・フローを割り引く単純なものから複雑なオプション・モデルに至るまで、多岐にわたる。適用した評価モデルは、金融商品の価格設定向けに一般に認められている経済学的手法と整合しており、市場参加者が価格設定時に考慮する諸要因を盛り込んでいる。デリバティブ取引の一部に関しては、市場インプットを直接入手できない場合には、内部見積りや仮定が評価技法に取り入れられることもある。

借入れに組込まれている、もしくは借入れに関連するオプション契約は、すべて店頭取引で行われる。ストラクチャード・ディールとしては、金利、為替レート、インフレ率、株価、および金利のボラティリティに左右される様々な取引がある。

2021年12月31日現在、未決済の金利先渡契約はなかった（2020年12月31日現在も同じ）。

S.2.5.3. 保証の信用リスク

自己資金を原資とするグループの保証取引から生じる信用リスクは、行内指針に従って管理されている。

2021年12月31日現在、契約済エクスポージャーは計309億ユーロ（2020年：220億ユーロ）であった。グループにより保証された実行済貸付金に係るエクスポージャーは167億ユーロ（2020年：124億ユーロ）であり、かかる保証について計上された負債および引当金は39.3百万ユーロ（2020年：22.6百万ユーロ）であった（注D.4）。

EIBの保証型業務の一部は、リスク・シェアリング業務から発生しており、EIBは、確立された委託モデルに基づいて、金融仲介機関が組成するローン・タイプのエクスポージャーをローンごとに保証している。EIBがリスクを負う原リスク・エクスポージャーを組成する金融仲介機関は、EIBが当該金融仲介機関に信用管理業務を委託できることを確認するための、詳細なデューデリジェンスの対象となる。一方、残りのEIB保証型業務は通常、合成証券化取引として行われ、EIBは通常、既存のポートフォリオのリスクを特定の仲介者に対して保証する。

EIBは、これらのタイプの取引の集中リスクを制限するための専用の枠組みを確立している。取引の特異性に応じて、これには、最低適格格付区分、特定のセクター、債務者および／または債務者グループのエクスポージャーを含むが、これらに限定されない適格基準の確立が含まれる。形式的に言えば、信用リスクは金融仲介機関が組成する原エクスポージャーにあるため、金融仲介機関のカウンターパーティー・リスクは限定的である。すなわち、カウンターパーティー・リスクは、（1）保証料の支払い、および（2）EIBが保証・支払いを行う原エクスポージャーが債務不履行となった場合の潜在的な回収額のEIBに対する返済に限定される。いずれにしても、EIBは、いくつかの軽減措置（詳細なデューデリジェンス、担保権、介入権、原リスク・エクスポージャーの重大な修正に関する同意権または解約権を含むがこれらに限定されない）を確立している。

各内部格付の信用リスク・エクスポージャー（単位：百万ユーロ）

2021年				
	12ヵ月ECL	信用減損のない 全期間ECL	信用減損のある 全期間ECL	合計
金融保証				
内部格付 1 - 最小信用リスク	15	0	0	15
内部格付 2 - 非常に低い信用リスク	3,540	0	0	3,540
内部格付 3 - 低信用リスク	18,790	45	0	18,835
内部格付 4 - 中程度の信用リスク	2,409	397	0	2,806
内部格付 5 - 財務的に脆弱な貸付先	2,006	391	0	2,397
内部格付 6 - 高信用リスク	2,288	746	0	3,034
内部格付 7 - 非常に高い信用リスク	134	1	129	264
内部格付 8 - デフォルト状態の貸付先	0	0	10	10
信用リスク・エクスポージャー合計	29,182	1,580	139	30,901
帳簿価額	30	0	9	39

2020年				
	12ヵ月ECL	信用減損のない 全期間ECL	信用減損のある 全期間ECL	合計
金融保証				
内部格付 1 - 最小信用リスク	43	0	0	43
内部格付 2 - 非常に低い信用リスク	3,946	0	0	3,946
内部格付 3 - 低信用リスク	2,071	0	0	2,071
内部格付 4 - 中程度の信用リスク	9,493	69	0	9,562
内部格付 5 - 財務的に脆弱な貸付先	3,563	157	0	3,720
内部格付 6 - 高信用リスク	2,200	281	0	2,481
内部格付 7 - 非常に高い信用リスク	0	0	153	153
内部格付 8 - デフォルト状態の貸付先	0	0	6	6
信用リスク・エクスポージャー合計	21,316	507	159	21,982
帳簿価額	12	0	11	23

S.3. 流動性および資金調達リスク

流動性リスクは、資産の増加に対応して資金を調達し、期限の到来時に債務を弁済することを、受入不能な損失を負担することなしに行うグループの能力に関するリスクである。それは、さらに資金流動性リスクと市場流動性リスクに分けることができる。

資金流動性リスクとは、連結貸借対照表の資産を支え、容易に利用できる流動性リソースから期限どおりに債務を全額返済することができなくなるリスクに関するものである。資金流動性リスクは、支払義務の履行に関する差し迫ったリスクおよびこれに伴う不利な条件での借入を増加させうるため、グループのポジションの経済価値あるいはグループのポジションから生み出される収益の変動性に影響を与える可能性がある。

市場流動性リスクとは、ポジション残高を相殺、解消、または削減するための取引を合理的な市場価格で執行できないかもしれないという理由で、グループのポジションの経済価値の変動、または同ポジションによる収益の変動が激しくなることを指す。取引を執行できないことにより、清算を避けた方が良いと思われる場合でも好ましくない価格で早い段階に当該資産を清算せざるを得なくなるおそれがある。このリスクは、取引される証券の流動性と比較したポジションの規模、ならびに市場のアーベイラビリティおよび効率性の悪化と密接に関連している。

S.3.1. 流動性リスク管理

EIBの流動性リスク管理

EIBの中核業務活動を妥当なコストで正常に機能させるため、流動性リスクは慎重に管理されている。流動性リスク管理方針の主な目的は、EIBが常に期限内に支払債務を満額履行できることの確保にある。商業銀行とは対照的に、EIBは個人預金を保有しておらず、顧客に貸し付ける資金の調達を資本市場に依存している。

EIBは慎重に流動性バッファを維持するため、新規発行予定を管理している。流動性維持計画では、EIBの債務の元利払いおよび貸付金の実行によるキャッシュ・アウトフローならびに貸付金ポートフォリオからのキャッシュ・インフローを考慮している。また、流動性維持計画では、一般的に債務者の要請に応じて実行される多額の契約済未実行貸付金も考慮している。

EIBは、短期流動資産を十分な水準に保つこと、および資金需要予測に応じて自行の募集有価証券の償還日を分散することによって、流動性リスクの管理を一層確実にしている。流動性リスク方針には財務ポートフォリオの水準の下限が組み込まれており、EIBの全体的な流動性比率（見積年間ネット・キャッシュ・フローに対する目標比率と定義）は、常に翌年の見積年間ネット・キャッシュ・フローの25%を上回っていることが、義務付けられている。

グループはグループ非常時資金調達計画（「グループCFP」）を定めており、そこでは適切な意思決定手続とそれに対応する責任分担が定められている。グループCFPは定期的に、欧州銀行監督機構がこの件に関して発行した関連するガイドラインを含む該当するベスト・バンキング・プラクティスを基準に、テストおよび評価されている。グループCFPは理事会によって毎年承認される。

定期的なストレス・テスト分析は、流動性リスク・モニタリングの一環として実施され、EIBおよびEIFの流動性バッファの規模を決定する。

2009年7月8日にユーロ・システムの金融政策オペレーションにおける適格カウンターパーティーとなったことから、EIBも欧州中央銀行の金融政策オペレーションに参加できることとなった。EIBは、最低預金準備率およびその他の業務ニーズを充足するために預け金を置いているルクセンブルク中央銀行を通じて金融政策オペレーションを実施する。

EIBは日次で流動性カバレッジ比率（「LCR」）を欧州連合CRRに沿って、機能通貨（ユーロ）だけでなく、他の重要な通貨についても計算している。過度の通貨のミスマッチを防止するために、流動性資産の通貨と正味流動性の流出の通貨の整合性を継続的にとることが確実にされている。2021年末現在、EIBのLCRは564.9%（2020年末は366.7%）であり、2021年から開示が開始されたグループLCRは586.0%であった。

また、EIBは安定調達比率（「NSFR」）を欧州連合CRR⁽⁹⁾に沿って、機能通貨（ユーロ）だけでなく、他の重要な通貨についても計算している。2021年末現在、EIBのNSFRは130.0%、グループのNSFRは130.1%であった。

(9) 2021年6月発効。

COVID-19のパンデミックに伴いグローバル金融市場の一般的情勢が不確実であるにもかかわらず、グループは、主にグループの流動性管理に対する慎重なアプローチの結果として、現在も引き続き強固な流動性ポジションおよび必要な流動性リソースへの柔軟なアクセスを維持している。

EIFの流動性リスク管理

払込資本金の価値を損なうことなく、今後生じうる保証請求、プライベート・エクイティ・コミットメント、および一般管理費の支出に対応する適切な水準の流動性を確保し、かつリスク最小化に配慮しながら投資資産で合理的な収益を獲得できるような方法で、流動性リスクは管理されている。

S.3.2. 流動性リスクの測定

下表は、貸借対照表日から契約上の満期日（契約で定められている割引前キャッシュ・フローに基づく）までの残存期間別の、グループ金融負債残高を示している。契約によって定められた満期日のない負債は、「満期日未確定」に区分されている。表の値は、利札を含めた割引前キャッシュ・フローを示しているため、連結貸借対照表計上の数値と一致していない。

元本のキャッシュ・フローと利息は、契約上生じうる最初の返済日に対応する欄に算入されている。したがってこれは予想シナリオではなくむしろ理論上のシナリオを表している。

借入金および関連するスワップの一部は、ヘッジ・スワップの契約相手に期限前解約条項もしくはコール・オプションを認めており、グループにも関連債券を期限前償還する権利を与えている。その場合、キャッシュ・フローは可能性のある最初の償還可能日に対応する欄に表示されている。しかしながらこれは保守的措置であって、グループは契約により関連する任意償還条項付債券の期限前償還を強制されておらず、現実的なシナリオとしては、そのようなすべての債券を最初の償還可能日に償還する理由はない。

契約済未実行貸付金に関する流出額は、グループ内部の流動性ストレス・テスト法に従って表示されている。大きなストレスがかかった場合に繰り上げて実行されうる最大貸付額は、初回満期日が該当する欄に表示されている。

金利スワップおよび金利先渡契約については、キャッシュ・フロー純額で表示されている。他方、総額で決済される金利デリバティブ（本質的にはクロス・カレンシー金利スワップ）および為替デリバティブ（為替先渡、為替スワップ等）は、満期分析ではキャッシュ・フロー総額で表示されている。

非デリバティブ金融負債の満期特性

（2021年12月31日現在、 単位：百万ユーロ）	3 ヶ月以内	3 ヶ月超 1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	満期日未 確定	流出総額 （名目値）	帳簿価額
金融機関および顧客に対する債務	12,301	13,195	0	0	0	25,496	25,393
コマーシャル・ペーパー	6,015	8,177	0	0	0	14,192	14,185
債務証券借入 - 初回償還日の場合	15,717	42,103	233,597	185,210	0	476,627	459,718
その他の負債	10	670	1,289	1,396	340	3,705	3,708
供与済保証およびその他の オフ・バランスシート項目	0	0	0	0	40,344	40,344	
契約済未実行貸付金に関する流出額	14,857	2,120	6,416	188	99,396	122,977	
合計	48,900	66,265	241,302	186,794	140,080	683,341	503,004

非デリバティブ金融負債の満期特性

（2020年12月31日現在、 単位：百万ユーロ）	3 ヶ月以内	3 ヶ月超 1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	満期日未 確定	流出総額 （名目値）	帳簿価額
金融機関および顧客に対する債務	10,219	8,000	0	0	0	18,219	18,201
コマーシャル・ペーパー	7,253	3,039	0	0	0	10,292	29,863
債務証券借入 - 初回償還日の場合	18,992	53,364	226,314	180,493	0	479,163	455,034
その他の負債 ⁽¹⁾	10	1,148	1,285	1,696	239	4,378	4,378
供与済保証およびその他の オフ・バランスシート項目	0	0	0	0	31,360	31,360	
契約済未実行貸付金に関する流出額	12,962	1,714	5,663	560	93,164	114,063	
合計	49,436	67,265	233,262	182,749	124,763	657,475	507,476

(1) 財務書類の可読性を向上させるために、組替が行われている。

デリバティブ金融負債の満期特性

(2021年12月31日現在、単位：百万ユーロ)	3ヵ月以内	3ヵ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	流入/流出総 額(名目値)
差金決済される金利デリバティブ	402	2,152	3,505	2,655	8,714
総額で決済される金利デリバティブ-流入額	9,659	27,379	143,949	82,624	263,611
総額で決済される金利デリバティブ-流出額	-8,825	-27,354	-139,636	-79,971	-255,786
為替デリバティブ-流入額	18,470	6,260	0	0	24,730
為替デリバティブ-流出額	-18,418	-6,146	0	0	-24,564
合計	1,288	2,291	7,818	5,308	16,705

デリバティブ金融負債の満期特性

(2020年12月31日現在、単位：百万ユーロ)	3ヵ月以内	3ヵ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	流入/流出総 額(名目値)
差金決済される金利デリバティブ	616	2,727	6,122	5,598	15,063
総額で決済される金利デリバティブ-流入額	12,290	22,085	128,643	68,735	231,753
総額で決済される金利デリバティブ-流出額	-12,959	-21,713	-128,963	-64,980	-228,615
為替デリバティブ-流入額	18,365	4,294	266	0	22,925
為替デリバティブ-流出額	-18,400	-4,355	-255	0	-23,010
合計	-88	3,038	5,813	9,353	18,116

S.4. 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替レート、株価等の市場の変動要因の変化が原因で金融商品の将来キャッシュ・フローの正味現在価値が変動するリスクを指す。

S.4.1. 市場リスクの管理

EIBの市場リスク

グループの信用リスク管理方針を通じて貸付業務で適用されている「4つの目」の原則と同様に、グループの市場リスク管理方針も、グループ・リスク・コンプライアンス部門（GR&C）が、重大な市場リスクを伴うグループの全金融業務、および財務ヘッジやデリバティブ取引業務等の信用リスクが生じうるすべての金融取引を監視するよう定めている。

市場リスクは、定期的に更新される「財務リスク・ガイドライン」（「FRG」）と呼ばれる一連の方針と手続きに従って、特定され、測定され、管理され、報告される。これらの方針を下支えする一般原則については、後述する。

ストレス・テストは、特に過去の市場動向を分析しても将来のリスクを評価するには不十分と思われる場合に、将来実現しうるシナリオがEIBの利益や自己資金の経済価値に及ぼす影響を分析するために広く用いられている方法である。適用するシナリオは、市場レート（金利、為替レート、スプレッド、株価等）の変動、流動性の状況、またはこれらに影響しうる最悪の場合、例えば突然マクロ経済が悪化する、大口の債務者が一斉にデフォルトに陥る、広範囲にわたってシステムが故障する等の事象に関係したシナリオのこともある。

ストレス・テストは定期的に実施されており、EIBの経済価値や利益特性が変化した場合のテスト結果は、EIBの市場リスク測定プロセスの中で報告される。

EIFの市場リスク

EIFのプライベート・エクイティ（「PE」）ポートフォリオに影響を及ぼしている市場リスクの主要な種類は、株価リスクおよび外貨リスクである。当該ポートフォリオにおける大部分の基金はレバレッジをほとんどまたは全く使用していない。そのため、金利リスクはEIFのPEポートフォリオに直接的には影響を与えない。確定利付商品の金利リスクは、EIFの負債証券投資および自己のリスクのG&Sエクスポージャーから発生する。現在、これらの保有資産のすべての平均期間またはWALは限定的で、証券化エクスポージャーのみが公正価値評価され（財務部門（FI）が自己保有する財務ポートフォリオは償却原価で計上され）、そのため、EIFの損益の変動を限定している。

S.4.2. 金利リスク

金利リスクとは、市場利回りや金利の期間構造の不利な動きによる、グループのポジションの経済価値または同ポジションによる収益の予想変動率（ボラティリティ）を指す。異なる資産、負債、ヘッジ商品の間で金利更改特性や満期特性に差異があると、金利リスク・エクスポージャーが生じる。

グループの金利リスクの管理

金利リスクの測定および管理にあたり、グループはバーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）および欧州銀行監督機構（「EBA」）の関連する主要原則を参考にしている。金利リスクの主要な源泉は、ギャップリスク、ベーススリスクおよびオプションリスクである。ギャップリスクとは、グループにとって最も関係が深い金利リスクであり、グループの金利感応商品の金利変動のタイミングの差異による、当該金利感応商品の期間構造の経済価値または同商品からの収益の予想変動率（ボラティリティ）と定義される。

金利リスクは、グループのリスク選好の枠組みで取り扱われている。グローバルの構造的金利ポジションは、グループが負担する用意がある、リスク選好で定められているリスク水準に従って管理される。

IBOR改革

ロンドン銀行間金利（LIBOR）などの指標金利は金融契約で広く用いられていた。近年、指標金利の信用性や安定性に対する信頼は低下してきており、世界中の規制当局は金利指標改革を推進してきている。代替指標金利への世界的な移行は、金融市場において着手された最も困難な課題を含んだ改革の一つである。他の銀行と同様に、EIBは、これらの市場全体にわたる取組みの一環として改革の対象となっている金融商品について、IBORに重大なエクスポージャーを有している。

行内における準備

2018年2月、資産・負債委員会（ALCO）は、代替金利への移行に関連する進展を積極的に追跡・監視するためのIBOR専任のALCO直属ワーキンググループであるIBORワーキンググループを設置した。IBORワーキンググループの目的には、金利指標の改革に関連した進展を注意深く監視することが含まれ、これには特に、契約修正、顧客との双務交渉、ITシステムおよびアプリケーションの更新および新契約へのフォールバックの文言の導入ならびに通貨別および資産クラス別のIBORへのエクスポージャーの定期的モニタリングの進展が含まれる。確立した作業計画の実施における進捗は定期的に監視され、ALCOで討議され、定期的に経営幹部および監査委員会に報告されている。

リスクに関する検討

IBOR改革における主なリスクは、オペレーショナル・リスクと財務リスクである。これらは、例えば、記帳、決済／支払、評価、リスクシステムを含むITシステムの更新、IBOR改革に関連した業務統制の変更、契約の修正（貸付契約の双務交渉を含む）およびフォールバック条項の導入に伴う業務上の課題、ならびに異なる取引タイプ間の潜在的ベーススリスクに関連している。財務リスクは、金融商品全体にわたって、頑健で、発生の可能性がありかつ実行が可能な範囲で一貫性のあるフォールバックを導入することによって軽減される。これに加えて、EIBは、IBOR改革に関連した将来の結果を予想して設計したベーススリスクの枠組みを策定している。

2021年における主な進展

2021年はLIBOR移行の重要な節目であった。2021年3月、FCAは、英ポンド、スイス・フラン、日本円のLIBORを2021年末に廃止し、米ドルLIBORを2023年6月末に廃止することを発表した。

金融商品クラス別の移行状況

貸付活動および資金調達活動の一環として、EIBは主に顧客への変動金利貸付金およびEIBの活動に資金提供するための発行債券に関して、IBOR改革へのエクスポージャーを有している。金利リスクおよび為替リスクへのエクスポージャーを管理するために、EIBはデリバティブ商品を利用している（固定金利貸付金や借入業務のヘッジなど）。

デリバティブは、対応するキャッシュ・フローの大部分がIBOR金利を参照しているため（すなわち、「変動金利」）、IBORレートの影響を直接的に受ける最大の金融商品クラスである⁽¹⁰⁾。EIBは、2021年にISDAの「IBORフォールバック・プロトコル」を遵守した。このプロトコルは、デリバティブの従前のポートフォリオの円滑な移行を確保するために、金利指標の廃止時に適用される強固なフォールバック条項をカウンターパーティーが組み込むための修正メカニズムを提供するものである。LIBORに連動するスワップにおけるEIBのすべてのカウンターパーティーも、このプロトコルを遵守している。2021年12月31日現在、EIBはISDAフォールバック・プロトコルの適用を通じて、英ポンド、スイス・フラン、日本円および米ドルのLIBORを参照するデリバティブの想定元本エクスポージャーの99%以上をシステム上で移行しており、それぞれのLIBOR廃止日以前および以後のすべてのキャッシュ・フローの決定が正しく反映されるようにしている。残りは、主にストラクチャード・スワップでその影響は僅少であるが、2022年初めに移行された。

(10) デリバティブは、注A.4.5に記載されている手法に従って再測定される。

変動金利貸付金は、IBOR金利の影響を直接的に受ける金融商品の中で2番目に大きなクラスである。2020年7月1日以降、EIBはすべての新規貸付契約において改訂されたフォールバック文言を導入し、含めている。EIBはまた、該当する通貨のLIBORを参照する契約を締結している顧客に接触し、認識を高め、可能な限りフォールバック文言を導入し、積極的にIBORから移行することに重点を置いたタスクフォースを設置している。2021年12月31日現在、当初にスイス・フランおよび日本円のLIBORに連動していた契約の帳簿残高の100%、ならびに当初に英ポンドLIBORに連動していた契約の帳簿残高の87%は、これらのIBOR金利に連動しなくなっている。さらに、2022年初めには、英ポンドLIBORの残存エクスポージャーの12%（帳簿価額）で顧客との契約が予定されている。また、FCAは、EIBがごく限られた期間、ごく一部（英ポンドのエクスポージャー合計の1%未満）に使用する可能性のあるいわゆる「合成」LIBORの公表を延長する権限を付与されている。また、EIBは米ドルLIBORに連動した貸付金の移行も継続する。移行と並行して、EIBは貸付商品ポートフォリオを新たな貸付金組成に適応させており、現在も継続している。

またグループは、英ポンド、スイス・フランおよび日本円の公正価値ヘッジ会計の適格基準を満たす貸付金、ならびに英ポンド建て⁽¹¹⁾の公正価値オプションの適格基準を満たす貸付金について、修正後の割引曲線を反映させるための再測定を行った（それぞれ注A.4.5およびA.4.9に記載されている技法を参照のこと）。その影響は、下表（第3表）に表示されている。

（11） 2021年12月31日現在、EIBにはFV0で報告された日本円およびスイス・フラン建ての貸付金はない。

資金調達面では、EIBは2018年より貸借対照表で新たなRFRを参照する債券商品を発行している。加えて、優先市場構成の設定に基づいて、EIBは必要な流動性を備えた関連するRFR市場の支援に重点を置いている。

2021年12月31日現在、EIBには英ポンド、スイス・フランおよび日本円のLIBORに連動したリスク・エクスポージャー残高はすでになくなっている。米ドルLIBOR連動債については、帳簿価額の56%が2023年6月末までに満期を迎える。残りの44%は2022年中に評価され、適切なエクスポージャー移行の機会が検討される予定である。

またグループは、公正価値ヘッジ会計の適格基準を満たす英ポンド、スイス・フランおよび日本円建て資金調達債券（「借入金」）、ならびに英ポンド、米ドル、スイス・フランおよび日本円建ての公正価値オプションの適格基準を満たす公表市場価格のない借入金について、修正後の割引曲線を反映させるための再測定を行った（それぞれ注A.4.5およびA.4.9に記載されている技法を参照のこと）。その影響は、下表（第3表）に表示されている。

2021年12月31日現在、変動金利によりIBOR改革リスクにさらされている金融商品の帳簿価額は以下のとおりである

帳簿価額（単位：百万ユーロ）	米ドルLIBOR	英ポンドLIBOR	その他
非デリバティブ金融資産			
金融機関貸付金および預け金			
a) 要求払	0	0	0
b) その他の貸付金および預け金	0	0	0
c) 貸付金	8,956	0	0
対顧客貸付金および預け金			
a) その他の貸付金および預け金	0	0	0
b) 貸付金	4,173	1,056	0
中央銀行担保適格国庫証券および その他短期証券	823	0	0
確定利付証券を含む負債証券			
b) その他による発行	334	0	0
非デリバティブ金融資産合計	14,286	1,056	0
非デリバティブ金融負債			
債務証券借入			
a) 負債証券	599	0	0
b) その他	95	0	0
非デリバティブ金融負債合計	694	0	0
貸付コミットメント	20,683	0	0
想定元本（単位：百万ユーロ）	米ドルLIBOR	英ポンドLIBOR	その他
デリバティブ金融商品⁽¹⁾			
デリバティブ資産			
金利スワップ	31	478	279
クロス・カレンシー・スワップ	31	0	115
デリバティブ資産合計	62	478	394
デリバティブ負債			
金利スワップ	370	0	0
クロス・カレンシー・スワップ	0	0	0
デリバティブ負債合計	370	0	0

(1) LIBORにリンクされたデリバティブはすべてISDAフォールバック・プロトコルの対象となっており、帳簿価額は2021年12月31日時点でシステム上で移行されていない取引を指している。前述のように、これらは実際には2022年初めにシステム上で移行された。

予期される2023年6月の米ドルLIBOR置換日の前に満期となる米ドル契約は含まれていない。

2021年12月31日現在、割引曲線見直し後（当初はIBORベース）にIBOR改革リスクにさらされる金融商品の帳簿価額は以下のとおりである。

帳簿価額（単位：百万ユーロ）	米ドルLIBOR	英ポンドLIBOR	その他
非デリバティブ金融資産			
金融機関貸付金および預け金			
a) 要求払	0	0	0
b) その他の貸付金および預け金	0	0	0
c) 貸付金	2,746	0	0
対顧客貸付金および預け金			
a) その他の貸付金および預け金	0	0	0
b) 貸付金	2,748	0	0
非デリバティブ金融資産合計	5,494	0	0
非デリバティブ金融負債			
債務証券借入			
a) 負債証券	83,746	0	0
b) その他	303	0	733
非デリバティブ金融負債合計	84,049	0	733

2021年12月31日現在、IBOR改革に伴う移行による金融業務の損益の性格別の影響は以下のとおりである。

	未決済残高	金融業務損益
スワップ／デリバティブの純損益	289,861	7
FV0による公表市場価格にない借入金の純損益	-2,238	-1
貸付金のヘッジ会計による純損益	15,295	-13
借入金のヘッジ会計による純損益	-36,318	23
損益合計		16

S.4.2.1. グループの自己資金の経済価値に対する金利リスク

グループの金利リスク戦略は、グループの経済価値のボラティリティを抑制しながら、バランスが良く持続可能な収益特性を維持することを目指している。またグループ成長資金の自力調達という目標を踏まえて、こうした収益特性に明確な選好が定められている。かかる全体目標は、中長期投資特性に沿ったグループの自己資金投資によって達成されており、これは現在4.5～5.5年の範囲の自己資金の目標投資期間を意味する。

自己資金の期間目標とは別に、グループの連結貸借対照表上、通貨および金利特性に応じた資金調達が図られるべきだとされている。しかし、業務上の理由から小幅の逸脱は承認されており、このことはグループをベーススリスクにさらす可能性がある。このような若干の逸脱が残ることによって生じる残余ベーススリスク・ポジション純額は、ベースス市場リスクを重要性の閾値未満に維持するべく、既定の限度枠内に収めて管理されている。

運用されている金利リスク限度額の枠組みに加えて、金利の深刻な変動がグループの自己資金に及ぼす潜在的な悪影響を特定するために、EBAにより標準化されたショック・シナリオ⁽¹²⁾に基づいてグループレベルでの定期的なストレス・テストが実施されている。2021年12月31日現在、EBAの監督上の

異常値テストシナリオの最悪の影響は、自己資金の経済価値を43.7億ユーロ（2020年：49.3億ユーロ）減少させる⁽¹³⁾。

(12) EBA/GL/2018/02

(13) ストレス・テストは、保険数理プロバイダーの計算による年金および医療保険債務（DB0）を含む、すべてのリスク感応度の高い銀行勘定商品について実施されている。

グループは、金利（IR）リスク（ギャップリスクおよびベシスリスク）ならびにFXリスクを管理するための枠組みを整備している。グループはIRおよびFXのポジションを日次でモニターし、適用される限度内で管理している。

グループのポートフォリオに組入れられている金融商品のうち、一部の業務（借入れおよび関連するスワップ）には償還オプションが規定されており、満期前に償還される場合があるため、最終満期日については不確実性が組み込まれている。

キャッシュ・フロー・レベルでは、こうした借入金はすべてスワップで十分にヘッジされているため、合成変動利付債とみなすことができる。

下表は、2021年12月31日現在および2020年12月31日現在のグループの任意償還条項付ポートフォリオの特性をまとめ、想定元本合計、平均の契約上の満期日、平均予想償還日（双方とも、当該取引の想定元本で加重）を資金調達通貨別と関係する主要リスク・パラメーター別に表示したものである。

資金調達通貨別（スワップの影響考慮後）：

2021年12月31日 (単位：百万ユーロ)	支払通貨		合計
	ユーロ	米ドル	
ユーロ建想定元本	-2,659	-1,284	-3,943
平均満期日	2047年3月19日	2038年9月6日	2044年6月7日
平均予想償還日	2031年1月2日	2027年7月7日	2029年11月13日

2020年12月31日 (単位：百万ユーロ)	支払通貨		合計
	ユーロ	米ドル	
ユーロ建想定元本	-2,213	-1,606	-3,819
平均満期日	2047年1月26日	2037年3月16日	2042年12月3日
平均予想償還日	2028年12月25日	2023年7月28日	2026年9月16日

関係するリスク・パラメーター別：

2021年12月31日 (単位：百万ユーロ)	リスク・パラメーター		合計
	為替レートの水準	金利カーブの水準	
ユーロ建想定元本	-323	-3,620	-3,943
平均満期日	2036年1月1日	2045年3月9日	2044年6月7日
平均予想償還日	2029年2月13日	2029年12月7日	2029年11月13日

2020年12月31日 (単位：百万ユーロ)	リスク・パラメーター		合計
	為替レートの水準	金利カーブの水準	
ユーロ建想定元本	-452	-3,367	-3,819
平均満期日	2033年12月4日	2044年2月17日	2042年12月3日
平均予想償還日	2027年12月21日	2026年7月16日	2026年9月16日

S.4.2.2. グループの金利リスク管理（利益面）

利益の感応度は、金利カーブ全体が1パーセンテージ・ポイント上昇した場合、あるいは低下した場合の向こう12ヵ月間で変動しうる正味受取利息の金額を定量化する。このようなエクスポージャーは、承認を受けた限度枠内でグループが容認する、資産と負債の間の金利更改期間、金額または利率の不一致により生じる。

2021年12月31日現在のポジションでは、金利が100ベース・ポイント上昇すると、利益が96.5百万ユーロ（2020年：83.4百万ユーロ）増加し、金利が100ベース・ポイント低下すると、利益が90.8百万ユーロ（2020年：78.5百万ユーロ）減少する計算である。

グループは、案件ごとに利益のシミュレーションを実行する専用のソフトウェアで感応度指標を計算している。利益の感応度は発生主義で測定され、分析対象期間にわたり、グループは業務計画の中で予想されている新規貸付業務を実現し、承認を受けた限度枠内にエクスポージャーを維持し、資金不足の補充または余剰現金の投資を目的とする短期金融市場取引を執行するという「現行」の仮定に基づいて算出される。利益に関して月次で行われるシミュレーションは、固定利付項目の場合には、すべて契約で定められた利率が維持され、変動利付項目の場合には、すべて、シミュレーションで適用された金利シナリオに応じて金利が更改されるという仮定に基づいて実施されている。資金不足の補充または余剰現金の投資を目的とする短期金融市場取引の利率は、シミュレーションで適用された金利シナリオに応じた短期金融市場の実勢利率に等しいとされる。現行実務に従い、モデルでは、シミュレーション上の利益は株主には配分されず、グループ業務の資金補充に当てられると仮定している。管理費は、業務計画の予想に応じて見積られる。

EIFの感応度は、グループが運用するEIFの財務および貸付金ポートフォリオに組入れられている全ポジションを考慮して、案件ごとに算出される。各固定利付財務資産は、その満期日に、年度末における残存期間が従前資産と同じである新規資産に再投資されると仮定している。変動利付財務資産のポジションの場合、四半期ごとに利率が更改されるとの仮定に基づいている。

S.4.3. 為替リスク

為替（「FX」）リスクは、為替レートの不利な変動が原因で、グループのポジションの経済価値の変動、または同ポジションによる収益の変動が激しくなることを指す。資産、負債およびヘッジ手段の間で通貨のミスマッチがある場合に、グループは為替リスクにさらされる。

EIBは定款を遵守して、貸付業務を遂行するため、またはEIBが供与する貸付金もしくは保証から発生するコミットメントを履行するために、直接必要でない為替業務には従事しない。

グループの資産・負債構造における通貨のミスマッチは、厳しい限度額内に維持されている。

S.4.3.1. 為替ポジション

ポジション（純額）（単位：百万ユーロ）	2021年	2020年
ユーロ（EUR）	-129	-103
英ポンド（GBP）	47	25
米ドル（USD）	52	43
その他の通貨	30	35
ユーロ以外の通貨の合計	129	103

S.4.3.2. 為替リスク管理

定款に従い、EIBは積極的に為替リスク・エクスポージャーをヘッジしている。

グループの為替リスク管理方針の主な目的は、為替ポジションを経営委員会の承認を受けた限度枠内に維持し、為替レートの変動が連結損益計算書に及ぼす影響を最小限に抑えることにある。

S.4.4. 株価リスク

株価リスクは、株価指数の水準および個々の持分投資価値が低下した結果、持分の公正価値も低下するリスクである。

2021年12月31日現在の株価リスクは、主に理事会の承認を受けた戦略的業務（EIFがEIBに代わって自身の財源で行うプライベート・エクイティ/ベンチャー・キャピタルおよびインフラ基金投資、投資ファンド、特別活動として行う株式類似商品への投資、EBRDへの出資）に限られていた。これらの業務は特別な監視体制のもとに置かれ、当該エクスポージャーは十分な資本で裏付けされる。

継続的に監視し統制するために非上場持分ポジションの価額を入手するのは、容易ではない。このようなポジションの場合、入手できる最良の指標としては、類似資産の価格、該当する評価技法による評価の結果が挙げられる。

他の変動要因がいずれも変わらない場合に、合理的に可能性のある株価指数の変動が原因で（2021年12月31日および2020年12月31日現在の持分投資の公正価値が増減した結果）グループの自己資本が受ける影響は、次のとおりである。

	2021年		2020年	
	株価の変動	自己資本が受ける 影響	株価の変動	自己資本が受ける 影響
	(単位：％)	(単位：千ユーロ)	(単位：％)	(単位：千ユーロ)
プライベート・エクイティ／ベンチャー・ キャピタル事業／インフラ基金 ⁽¹⁾	-10	-1,352,194	-10	-932,505
EBRD持分	-10	-59,793	-10	-51,488
投資基金	-10	-381,026	-10	-287,013

(1) プライベート・エクイティ／ベンチャー・キャピタル事業およびインフラ基金の感応度は、公開市場のポジションの市場リスクに基づき、EIFが計算する。

S.5. オペレーショナル・リスク

EIBグループのオペレーショナル・リスク方針に定義されているように、オペレーショナル・リスクとは、不十分もしくは機能不全の内部プロセス、人員もしくはシステム、または外部事象に起因する損失リスクを意味する。

EIBグループのすべての活動はオペレーショナル・リスクの影響を受ける可能性があり、したがってグループはオペレーショナル・リスクを体系的に特定、評価、監視および報告し、オペレーショナル・リスクへのエクスポージャーを限定するために十分な統制とリスク軽減策を実施することを目標としている。

グループのオペレーショナル・リスク課である、EIBおよびEIFのリスク管理、ならびにEIBの財務統制における内部統制およびアサーション部（「FC/-/ICA」）が、オペレーショナル・リスクの枠組みおよび関連する方針を決定する責任を有し、その枠組みの実施責任はグループのすべての部署が担う。グループは、連結レベルでオペレーショナル・リスク管理業務を、適用されるベスト・バンキング・プラクティス（「BBP」）に準拠して編成している。

グループでは、特に、オペレーショナル・リスク・エクスポージャーを監視するために使用される一連の重要リスク指標（「KRI」）を通じて、内部損害履歴ならびに事業・統制環境等、入手可能なあらゆる情報を考慮する評価方法を採用している。

リスク水準が臨界値を上回った場合には、適切な措置が講じられる。特に、オペレーショナル・リスク課は、オペレーショナル・リスクに係る現実の損害につながるまたはつながりうる重要なオペレーショナル・リスク事象および現れつつあるリスク分野を分析する。

オペレーショナル・リスクの分類とKRIの見直しは、2022年に予定されており、その後、データ収集プロセスを自動化する新しいツールが導入される予定である。一方、オペレーショナル・リスク課は、健全なオペレーショナル・リスク管理のすべてのBBP要件に対応するために、新しい部分的に自動化された事象および損害のデータベースを開発し、このデータベースは後に新システムに移行する予定である。

EIBにおける報告については、月次オペレーショナル・リスク報告書が、オペレーショナル・リスクの管理とモニタリングのすべての側面について責任を有するグループ最高リスク責任者（「GCRO」）によって承認され、経営委員会（「MC」）、監査委員会（「AC」）およびディレクター・ジェネラル（「DG」）に提出される。加えて、0.1百万ユーロを超える損失／利益は、即座に総裁に報告される。

EIFでは、オペレーショナル・リスク課が監査役会（「AB」）および上級経営陣に定期的な報告を行う。

注T：資産および負債の会計上の分類および公正価値（単位：百万ユーロ）

下表は、グループの各種類、各区分の資産および負債の分類を示したものである。

2021年12月31日現在	注	AC	FVTPLでの測定 に指定 (FV0)	強制的に FVTPLで測定	FVOCI - 資本性 金融商品	金融資産 / 負債以外	帳簿価額 合計
現金、中央銀行および							
郵便局預け金	B.1	1,483	0	0	0	0	1,483
短期国庫証券・負債証券							
ポートフォリオ	B.2	43,063	202	6,032	0	0	49,297
金融機関および対顧客貸付金							
および預け金	C/D	490,603	17,113	2,814	0	0	510,530
株式およびその他の変動利付証券	B.3	0	784	17,490	598	0	18,872
デリバティブ資産	Q	0	0	41,734	0	0	41,734
有形固定資産	E	0	0	0	0	374	374
無形資産	E	0	0	0	0	58	58
その他の資産 / 払込請求済だが							
払込未済の応募済資本金および							
準備金	G.1/W.1	1,134	0	0	0	183	1,317
前払金		0	0	0	0	272	272
売却目的保有資産		0	0	0	0	0	0
合計		536,283	18,099	68,070	598	887	623,937
金融機関および顧客に対する債務							
債務証券借入	I	443,226	30,677	0	0	0	473,903
デリバティブ負債	Q	0	0	29,530	0	0	29,530
その他の負債	G.2	3,368	0	340	0	1,274	4,982
繰延収益	F	0	0	0	0	443	443
引当金	J/D.4	0	0	0	0	8,666	8,666
合計		471,987	30,677	29,870	0	10,383	542,917

2020年12月31日現在	注	AC	FVTPLでの測定 に指定(FVO)	強制的に FVTPLで測定	FVOCI - 資本性 金融商品	金融資産 / 負債以外	帳簿価額 合計
現金、中央銀行および							
郵便局預け金	B.1	835	0	0	0	0	835
短期国庫証券・負債証券							
ポートフォリオ	B.2	39,397	213	5,506	0	0	45,116
金融機関および対顧客貸付金およ							
び預け金	C/D	492,921	17,478	1,808	0	0	512,207
株式およびその他の変動利付証券	B.3	0	576	12,232	515	0	13,323
デリバティブ資産	Q	0	0	53,286	0	0	53,286
有形固定資産	E	0	0	0	0	372	372
無形資産	E	0	0	0	0	39	39
その他の資産 / 払込請求だが							
払込未済の応募済資本金および							
準備金	G.1/W.1	1,455	0	0	0	81	1,536
前払金		0	0	0	0	320	320
売却目的保有資産		11	0	0	0	0	11
合計		534,619	18,267	72,832	515	812	627,045
金融機関および顧客に対する債務	H	18,201	0	0	0	0	18,201
債務証書借入	I	455,034	29,863	0	0	0	484,897
デリバティブ負債	Q	0	0	38,355	0	0	38,355
その他の負債 ⁽¹⁾	G.2	3,559	0	819	0	1,110	5,488
繰延収益	F	0	0	0	0	435	435
引当金	J/D.4	0	0	0	0	9,630	9,630
合計		476,794	29,863	39,174	0	11,175	557,006

(1) 財務書類の可読性を向上させるため、項目間での組替が行われている。

下表は、グループの各種類、各区分の資産および負債の公正価値を示したものである。
金融資産以外および金融負債以外の場合、帳簿価額を公正価値としている。

	AC	FVTPLでの 測定に指定 (FVO)	強制的に FVTPLで測定	FVOCI - 資本性 金融商品	金融資産 / 負債以外	帳簿価額 合計
2021年12月31日現在						
現金、中央銀行および						
郵便局預け金	1,483	0	0	0	0	1,483
短期国庫証券・負債証券						
ポートフォリオ	43,120	202	6,032	0	0	49,354
金融機関および対顧客貸付金						
および預け金	500,328	17,113	2,814	0	0	520,255
株式およびその他の変動利付						
証券	0	784	17,490	598	0	18,872
デリバティブ資産	0	0	41,734	0	0	41,734
有形固定資産	0	0	0	0	374	374
無形資産	0	0	0	0	58	58
その他の資産 / 払込請求だが						
払込未済の応募済資本金および						
準備金	1,134	0	0	0	183	1,317
前払金	0	0	0	0	272	272
売却目的保有資産	0	0	0	0	0	0
合計	546,065	18,099	68,070	598	887	633,719
金融機関および顧客に対する						
債務	25,393	0	0	0	0	25,393
債務証書借入	447,925	30,677	0	0	0	478,602
デリバティブ負債	0	0	29,530	0	0	29,530
その他の負債	3,368	0	340	0	1,274	4,982
繰延収益	0	0	0	0	443	443
引当金	0	0	0	0	8,666	8,666
合計	476,686	30,677	29,870	0	10,383	547,616

	AC	FVTPLでの 測定に指定 (FVO)	強制的に FVTPLで測定	FVOCI - 資本性 金融商品	金融資産 / 負債以外	帳簿価額 合計
2020年12月31日現在						
現金、中央銀行および						
郵便局預け金	835	0	0	0	0	835
短期国庫証券・負債証券						
ポートフォリオ	39,738	213	5,506	0	0	45,457
金融機関および対顧客貸付金						
および預け金	508,264	17,478	1,808	0	0	527,550
株式およびその他の変動利付						
証券	0	576	12,232	515	0	13,323
デリバティブ資産	0	0	53,286	0	0	53,286
有形固定資産	0	0	0	0	372	372
無形資産	0	0	0	0	39	39
その他の資産	1,455	0	0	0	81	1,536
前払金	0	0	0	0	320	320
売却目的保有資産	11	0	0	0	0	11
合計	550,303	18,267	72,832	515	812	642,729
金融機関および顧客に対する						
債務	18,201	0	0	0	0	18,201
債務証券借入	461,857	29,863	0	0	0	491,720
デリバティブ負債	0	0	38,355	0	0	38,355
その他の負債 ⁽¹⁾	3,559	0	819	0	1,110	5,488
繰延収益	0	0	0	0	435	435
引当金	0	0	0	0	9,631	9,631
合計	483,617	29,863	39,174	0	11,176	563,830

(1) 財務書類の可読性を向上させるため、項目間での組替が行われている。

注U：セグメント報告（単位：百万ユーロ）

この注記で開示するセグメント情報はIFRS第8号により適用される「マネジメント・アプローチ」に準拠して作成されたものであり、セグメントの定義とセグメント報告に用いる情報の作成は、いずれもグループ内の経営判断用に作成された情報に基づいている。

EIBグループの報告セグメントは1つのみである。すなわち、欧州内外の貸付業務、借入業務、および財務業務で構成される長期資金提供活動である。EIBのベンチャー・キャピタル投資は、単独では2021年度に報告セグメントの決定のための量的基準のいずれも満たさず、そのため、EIBの長期資金提供活動と共に報告されている。経営委員会は、事業運営に関するグループの最高意思決定機関として、EIBの長期資金提供活動の業績を記した内部経営報告書を少なくとも四半期に1回検証する。

プライベート・エクイティ/ベンチャー・キャピタルおよびインフラストラクチャー投資ならびに保証供与を通じてEIFが行っている中小企業（SME）向け金融支援は、2021年、2020年ともに報告セグメントの決定に係る量的基準のいずれも満たしておらず、報告セグメントの収益、損益ならびに資産および負債の調整では「その他」として開示されている。

報告セグメントの情報

	長期貸付業務	
	2021年	2020年
対外収益：		
正味受取利息	3,097	2,971
正味株式収益	777	257
正味受取手数料	-67	-3
金融業務損益	5,216	600
その他の業務収支	-1	6
セグメント収益合計	9,022	3,831
その他の重要な非現金項目：		
貸付金および株式の減損損失	330	-27
	330	-27
報告セグメントの利益	7,994	2,599
報告セグメントの資産	619,097	624,084
報告セグメントの負債	541,726	555,751

報告セグメントの収益、利益ならびに資産および負債の調整

	2021年	2020年
収益：		
報告セグメントの収益合計	9,022	3,831
その他の収益	636	192
連結収益	9,658	4,023
利益		
報告セグメントの利益合計	7,994	2,599
その他の利益	449	38
連結損益	8,443	2,637
資産：		
報告セグメントの資産合計	619,097	624,084
その他の資産	4,842	2,961
連結資産合計	623,939	627,045
負債：		
報告セグメントの負債合計	541,726	555,751
その他の負債	1,189	1,255
連結負債合計	542,915	557,006

注V：契約債務、偶発債務、担保差入資産およびその他の注記事項（単位：千ユーロ）

グループは顧客の財務上のニーズを満たすために貸付に関連する様々な金融商品を使用している。グループは、融資枠、スタンドバイおよびその他の信用状、保証、レポ取引枠、ノート発行ファシリティならびにリボルビング・アンダーライティング・ファシリティを提供している。保証は、一定条件を満たすことを条件として、顧客が第三者に対して債務不履行を起こした場合にグループが弁済を行うという取消不能の保証である。

これらの商品の契約額は、顧客が債務不履行を起こした場合におけるグループにとってのリスクの最高額である。このリスクは、融資ファシリティを提供する際に伴うリスクに類似しており、同等のリスク管理プロセスおよび特定の与信リスク管理方針により管理されている。

2021年12月31日および2020年12月31日現在の契約債務、偶発債務、およびその他の注記事項は以下のとおりである（額面価格、単位：千ユーロ）。

	2021年 12月31日	2020年 12月31日
契約債務：		
- EBRD払込未請求資本	712,630	712,630
- 未実行貸付金（注D.1）		
金融機関	31,936,008	32,365,353
対顧客	91,041,283	81,697,777
	122,977,291	114,063,130
- プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業への未実行額	5,525,911	5,390,859
- 投資基金およびインフラ基金への未実行額	3,203,307	3,273,437
- 未実行代替貸付金	223,950	223,950
偶発債務および保証：		
- 第三者からの貸付金に係るもの	30,901,227	21,982,164
第三者に代わって保有している資産 ^(*) ：		
- イノベーション基金	4,202,032	0
- インベストメント・ファシリティ・コトヌー	4,097,718	3,578,669
- 近代化基金	2,957,006	0
- イノベーターのためのEU資金提供（InnovFin）	1,976,460	1,836,483
- NER300	1,139,006	1,958,977
- ファンド・オブ・ファンズ（JESSICA II）	1,021,159	851,994
- コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（CEF）	876,872	803,347
- JESSICA（保有基金）	611,609	549,216
- COSME借入保証ファシリティ（LGF）および成長株式投資ファシリティ（EFG）	606,867	610,789
- 汎ヨーロッパ保証基金	595,260	0
- EUアフリカ・インフラ信託基金	473,359	481,831
- 欧州構造投資基金（ESIF）	458,942	444,895
- 中小企業向け欧州共同財源（JEREMIE）	275,376	311,157
- イタリア向けSMEイニシアチブ	263,392	165,539
- 欧州戦略投資基金（「EFSI EIF」）	248,261	171,248

	2021年 12月31日	2020年 12月31日
- ルーマニア向けSMEイニシアチブ	236,188	240,293
- REG	193,115	159,057
- 資金パートナーシップ・プラットフォーム	187,315	138,271
- GF ギリシャ	162,285	162,004
- 特別部門	132,372	182,785
- GIF 2007	110,383	67,375
- 雇用および社会イノベーション・プログラム (EaSI)	103,276	116,387
- InnovFin中小企業保証	99,327	75,964
- リスク・シェアリング・ファイナンス・ファシリティ (RSFF) (リスク・シェアリング・インスツルメント (RSI)を含む)	91,629	105,733
- ブルガリア向けSMEイニシアチブ	87,104	93,965
- InnovFin エクイティ	77,164	60,177
- 欧州近隣パートナーシップ枠組み (ENPI)	72,537	77,135
- マルチ・アニュアル・プログラム (MAP) エクイティ	64,594	53,751
- フィンランド向けSMEイニシアチブ	62,275	67,943
- SMEG 2007	56,658	64,996
- エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス商品	53,438	53,745
- 国際開発協力機構 (AECID)	53,087	56,952
- 加盟候補国向け支援制度 (IPA) II	52,626	36,137
- 文化・クリエイティブ部門保証ファシリティ	52,087	43,435
- 深化した包括的自由貿易協定地域 (DCFTA)	50,740	52,269
- 西バルカン諸国企業開発および新規事業育成ファシリ ティ (WB EDIF)	46,649	48,560
- NPI	43,245	13,349
- 近隣インベストメント・ファシリティ (NIF) 信託基 金	38,259	42,483
- 欧州戦略投資基金 (EFSI) - 欧州投資アドバイザ リー・ハブ (EIAH)	35,559	16,633
- 近隣インベストメント・ファシリティ (NIF) リスク 資本ファシリティ	35,454	28,563
- マルチ・アニュアル・プログラム (MAP) ギャラン ティー	30,652	30,445
- グレーター・アナトリア・ギャランティー・ファシリ ティ (GAGF)	30,060	30,781
- マルタ向けSMEイニシアチブ	26,629	20,779
- 欧州地中海投資パートナーシップ制度 (FEMIP) 信託 基金	21,864	27,577
- 連邦経済技術省	19,680	18,031
- 多地域保証プラットフォーム・イタリア (AGRI)	17,297	17,400
- EPTA信託基金	15,659	19,509
- 自然環境保護資金調達ファシリティ	10,274	10,731
- 技術移転アクセラレーター (TTA) トルコ	9,113	5,938
- BIF	3,907	4,623
- ドイツ・コロナ・マッチング・ファシリティ (CMF)	3,630	62,423
- 学生ローン保証ファシリティ	3,570	4,550
- グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基 金 (GEEREF)	3,457	3,548

	2021年 12月31日	2020年 12月31日
- ポーランド・グロース・ファンド・オブ・ファンズ (PGFF)	2,990	2,575
- ドイツ未来基金成長ファシリティ	2,849	0
- スペイン向けSMEイニシアチブ	2,022	2,018
- ドイツのためのメザニン・ダッハ・ファンド (MDD)	1,809	2,157
- アルプス地域成長投資プラットフォーム (AlpGIP)	1,409	1,521
- LfA-EIFファシリティ	1,115	1,826
- EU貿易振興・競争力向上プログラム	968	1,056
- GEEREF技術支援ファシリティ	775	727
- 中央ヨーロッパ・ファンド・オブ・ファンズ	526	1,409
- 技術移転パイロット・プロジェクト (TTP)	516	471
- 欧州技術ファシリティ	412	1,068
- G43信託基金	284	284
- グリーン・フォー・グロース・ファンド (GGF)	7	7
- ギャランティー・ファンド	0	2,855,047
- 欧州議会準備行動 (EPPA)	0	11
	22,212,159	16,948,619

その他の項目：

- 金利スワップの想定元本 (注S.2.5.2)	559,081,060	538,995,110
- 通貨スワップ契約 (受取) の想定元本 (注S.2.5.2)	247,683,252	223,256,109
- 通貨スワップ契約 (支払) の想定元本	245,975,779	226,957,983
- 短期通貨スワップ契約 (受取) の想定元本 (注Q.3)	25,123,575	22,374,714
- 短期通貨スワップ契約 (支払) の想定元本	24,956,095	22,471,884
- 先物契約	8,274,106	0
- 為替予約取引 (注Q.3)	402,384	551,359
- 借入債務支払に係る特別預け金 ^(*)	582	810

(*) 運用下の資産は、利用可能な最新の数値に基づいて、オフ・バランスシート項目として開示されている。比較対象数値は、利用可能な最新の情報を反映するために修正再表示されることがあり得る。

(**) この項目は、グループが支払代理人に支払ったが、グループが発行した債券の保有者による支払いのための提示がなされていない、期日到来済みのクーポンおよび債券の金額に相当する。

V.1. イノベーション基金

イノベーション基金は、指令2003/87/ECの第10a条(8)により設立され、気候変動の緩和に著しく寄与する環境上安全な二酸化炭素回収・有効利用(「CCU」)および生産された炭素集約的なものに代わる製品を含む、低炭素技術およびプロセスにおけるイノベーションを全加盟国で支援し、環境上安全な二酸化炭素の回収・貯留(CCS)ならびに革新的な再生可能エネルギーおよびエネルギー貯蔵技術を目的とするプロジェクトの建設および運営を振興することを支援する。EIBは、イノベーション基金の個別財務書類を作成している。

V.2. インベストメント・ファシリティ・コトヌー

EIBが管理するインベストメント・ファシリティは、アフリカ・カリブ海および太平洋地域諸国と欧州連合および加盟国との間における協力・開発に関する2000年6月23日付(その後改正済)のコトヌー協定に基づき設立されたものである。EIBは、インベストメント・ファシリティの個別財務書類を作成している。

V.3. 近代化基金

改正EU排出量取引制度(ETS)指令第10d条に基づき設立された近代化基金は、エネルギーシステムを近代化し、次のEUの受益加盟国(「MS」)10カ国のエネルギー効率を改善することを目的としている。ブルガリア、チェコ共和国、クロアチア、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニアおよびスロバキア。近代化基金は、再生可能エネルギー源からのエネルギーの生成と利用、エネルギー効率、エネルギー貯蔵、地域暖房、パイプラインおよびグリッドを含むエネルギーネットワークの近代化、労働者の再配置、技能再教育およびスキルアップ、教育、求職活動ならびに起業への投資を支援し、EIBは近代化基金の個別財務書類を作成している。

V.4. イノベーターのためのEU資金提供(InnovFin)

InnovFinまたは「InnovFin - イノベーターのためのEU資金提供」は、EUの新規の2014年 - 2020年の研究プログラムである「ホライズン2020」に基づくEIB、EIFおよび欧州委員会の共同の取り組みである。2013年12月11日、研究およびイノベーションのための包括プログラム(2014年 - 2020年)であるホライズン2020を確立し、決定事項N1982/2006/ECを廃止する欧州議会および理事会規則(EU)N1291/2013(「ホライズン2020規則」)が採択された。2014年6月12日、欧州委員会、EIBおよびEIFは、金融商品であるInnovFinを設定する委任契約を締結した。InnovFinは、EIBグループによって提供される一連の統合され、かつ補完的な金融ツールおよびアドバイザー・サービスで構成され、零細企業から巨大企業までの企業による投資を支援するために研究およびイノベーション(「R&I」)のバリュー・チェーン全体を対象としている。EIBは、InnovFinの個別財務書類を作成している。

V.5. NER300

EIBは、NER300イニシアチブ（炭素回収・貯蔵実証プロジェクト、および革新的再生可能エネルギー技術のための資金調達プログラム）を遂行する際、エージェントとしてECをサポートする。当該ファシリティには、i) EU の割当量単位（EUA）の収益化、ii) EUA収益化活動を通じて受け取る資金の管理および支出、といった2つの活動が含まれる。EIBは、NER300のために個別財務書類を作成している。

V.6. ファンド・オブ・ファンズ（「JESSICA II」）

ファンド・オブ・ファンズ（「FoF」）は、欧州構造投資基金（「ESIF」）が、2014年から2020年までの間に加盟国運用プログラムにより資金供給した地域金融商品（「DFI」）で構成されている。FoFは、選定された金融仲介機関と協力して、貸付、出資および保証の実行を通じて、最終受領者の資金調達を促進している。

EIBは、ファンド・マネージャーとして、関係運営当局から資金供給（拠出）の取りまとめを行い、拠出者と合意した投資戦略に従って、金融仲介機関を介して当該資金を投資している。EIBは、各ファンド・オブ・ファンズの個別財務書類を作成している。

V.7. コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（「CEF」）

コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（「CEF」）は、運輸、電気通信およびエネルギーのインフラストラクチャー・セクターにおける共益プロジェクトを支援するために、欧州横断的なネットワークに欧州連合の財政支援を提供することを目的とした、EIBと欧州委員会の間の共同協定である。欧州委員会は、CEFに基づく負債性金融商品の業務および管理をEIBに委託しており、これにより、欧州横断交通網プロジェクト融資保証手段（「LGTT」）およびプロジェクト債券イニシアチブ（「PBI」）の試験段階への連続性が確保される。LGTTとPBIは、CEFの下で2016年1月1日に統合された。CEF委任契約は、最新かつ共通のリスク・シェアリングの取決めを定めている。EIBは、CEFの個別財務書類を作成している。

V.8. JESSICA（保有基金）

JESSICA（都市部への持続可能な投資に対する欧州共同支援）は、欧州委員会とEIBが欧州評議会開発銀行と共同で策定したイニシアチブである。

JESSICA保有基金はJESSICAイニシアチブに関連して使用される。新しい手続きに基づき、関係運営当局は、持続可能な総合都市開発計画の一部を形成するプロジェクトへの有償投資を行うために、自身のEU助成金の一部を使用する選択権を付与される。EIBは、運用者として、関係運営当局から受領した資金を取りまとめ、拠出者と合意した投資ガイドラインに従って都市開発基金に投資している。EIBは、JESSICAの個別財務書類を作成している。

V.9. COSME借入保証ファシリティ（LGF）および成長株式投資ファシリティ（EFG）

中小企業の資金調達の困難に対処するため、COSMEは、借入保証ファシリティ（「LGF」）および成長株式投資ファシリティ（「EFG」）を設立している。LGFおよびEFGは、中小企業が借入またはエクイティの形で資金調達の利用可能性を向上させることを目的としている。当該金融商品にも、SMEイニシアチブに基づくEUの拠出制度が含まれている。EFGは、域内企業の成長および研究・イノベーションを支援する持分金融商品の形で組成されている。LGFは、直接的または間接的な保証金融商品の形で組成されている。LGFの目的は、中小企業向けの資金調達市場の構造的な欠陥の軽減に貢献し、中小企業向けのより多様な資金調達市場の創生を支援することである。直接的または間接的な保証を通じて、LGFは、成長力のある中小企業が資金調達の際に直面するとりわけ困難な状況に対処するため、借入による資金調達時に保証を行うことを目的としている。さらに、適格かつ透明性の高い証券化取引のメザニン・トランシェを保証することによって、LGFは中小企業の資金調達に新たな手段を提供することを目指している。EIFは、COSME LGFおよびEFGの個別財務書類を作成している。

V.10. 汎ヨーロッパ保証基金（「EGF」）

EGFは2020年4月23日に欧州理事会により、EU全体のCOVID-19対応パッケージの一部として承認された。2021年7月現在、22カ国の加盟国が約244億ユーロと見込まれる保証枠で参加を確認しており、参加国の事業体のみが支援適格となっている。EGFは、金融仲介機関の商業的資金供与の要件を満たすが、COVID-19のパンデミックの経済的影響により苦戦している高リスク事業と最終的な受益者に資金提供を行うことを目的としている。この理由から、EGFはSMEに焦点を当てており、SMEはEGFが支援する資金供与の少なくとも65%の恩恵を受けることとなる。EGFはEIBとEIFによって共同で実施されており、それぞれが約半分の金額を担当するが、商品構成は異なっている。EIFは、上限付きおよび上限なしのポートフォリオ保証と間接的な株式型投資（ファンド）を想定していたのに対して、EIB側では、展開されている商品は、連動型リスク・シェアリング、ベンチャー債、合成資産ベース証券である。EIBは、EGFの個別財務書類を作成している。

V.11. EU - アフリカ・インフラ（「EUI」）信託基金

EUI信託基金は、創設・援助組織としての欧州連合を代表するECと、運用者としてのEIBとの間の、信託基金協定に基づき創設され、創設後は、欧州連合加盟国もこの協定に資金提供者として参加できる。2006年2月9日、ECとEIBは、EU - アフリカ・インフラ・パートナーシップを共同で推進し、特にそれを支援するEU - アフリカ・インフラ信託基金を設立する旨の覚書を交わした。EIBは、EUI信託基金の個別財務書類を作成している。

V.12. 欧州構造投資基金（「ESIF」）

欧州構造投資基金（「ESIF」）の下、EIFは、加盟国により2015年11月以降の保有基金管理運営者として任命され、ESIFファンドの管理・運営を行っている。ESIFイニシアチブは、中小企業の資金調達、ならびにプライベート・エクイティ・ファンド、ギャランティー・ファンドおよびローン・ファンドなどの金融工学商品の利用を促進することを目的としている。EIFは、現在、加盟国・地域（バス＝ノルマンディー地域圏およびラングドック＝ルシヨン地域圏）との間で締結した19件のESIF資金供与契約を管理している。EIFは、ESIFの個別財務書類を作成している。

V.13. 中小企業向け欧州共同財源（JEREMIE）

JEREMIE（中小企業向け欧州共同財源）は、欧州委員会の地域政策総局（DG Regio）とEIBグループによるイニシアチブである。EIFは、JEREMIEの個別財務書類を作成している。

V.14. イタリア向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、ホライズン2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、4件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、ホライズン2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、イタリア向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.15. 欧州戦略投資基金（「EFSI EIF」）

適用されるEFSI規則に基づき、欧州委員会およびEIBは、EFSIの管理・運営、EUの保証提供に関する契約（「EFSI契約」）、および欧州投資アドバイザリー・ハブ（「EIAH」）の実施に関する契約（「EIAH契約」）を締結した。

EFSI契約に基づき、ECは、EFSIが支援するプロジェクトに関して、EIBにEUの保証を提供した。EUの保証に充当する資産は、欧州委員会が直接管理する。EFSIが支援するプロジェクトは、通常のEIBのプロジェクトのサイクルおよびガバナンスに従う。また、EFSIは自己専用のガバナンス構造を有している。当該構造は、EFSIの下で行う投資において、欧州に対する投資の妨げとなる市場のリスク負担の失敗に対処するという特別の目的に、確実に重点が置かれ続けるようにするために設置されている。

EIAHは、プロジェクトおよび投資に対し、財務以外の支援を拡充することを目的としている。EIAHは3つの補完的な構成要素であるa) 公共受益者および民間受益者向けの広範なアドバイザリー技術支援プログラムおよびイニシアチブへの足掛かり、b) パートナー機関の間での専門知識の活用、交換および普及を目的とした協同プラットフォーム、およびc) 既存のアドバイザリー・サービスの強化もしくは拡大または未対処のニーズに対応する新規のサービスの創出、で構成される。EIBは、EIAHの個別財務書類を作成している。

EFSI - 欧州基金戦略投資

EFSIは、戦略的投資のための民間資金を動員することにより、EUにおける現在の投資ギャップを克服することを支援するために、EIBグループと欧州委員会が共同で開始したイニシアチブである。

EFSIはEU予算からの160億ユーロの保証であり、EIBの自己資金50億ユーロの配分によって補完される。EFSIは、EIBとEIFがそれぞれ実施するイノベーション・インフラ・ウィンドウ（「IIW」）とSMEウィンドウ（「SMEW」）の両ウィンドウから構成される。

総額50億ユーロは、EFSIの下で当初以下のようにSMEWに割り当てられる。（i）EUの保証によって間接的に裏付けられる最大25億ユーロ、（ii）既存のRCRマンドートを増額させるために、EIBが自己のリスク負担で拠出する25億ユーロ。EFSI運営理事会は、SMEWへのEU保証枠への配分をあと5億ユーロ（すなわち、その時々最大金額30億ユーロまで）増額する権限を有している。

EFSI - プライベート・クレジット

このプログラムは、現金投資商品と投資家保証商品の2つの優遇商品で構成される。

現金投資商品は、EIFの適格DDFへの直接投資を可能にし、初回クローリングを優先させる。これらのファンド投資は、ファンドの組成を支援し、EIFにファンド・ガバナンスと投資戦略に関するインプットを提供する機会を与える。EIFの直接投資は、EIFの参加とデューデリジェンスによって相当な安心感を得る他のファンド投資家を呼び込むことを目的としている。

投資家保証商品は、EIFが既に投資を確約しているDDFへの機関投資家の投資を一部保証（最大50%）することにより、EIFが資金調達の支援を拡大することを可能にする。この保証商品は、この新生資産クラスに未経験の投資家に訴求するだけでなく、すでに投資を検討している投資家からのより大きな投資を促すと期待されている。投資家保証商品は、資産クラスの拡大に貢献することができる。

EFSI - コンビネーション商品

EFSIの財源とEAFRD国家財源を組み合わせる新たな金融商品を創出するための枠組み商品。資金調達ギャップに対処し、EU加盟国とEUの政策目標が一致する特定の優先度の高い投資目標を支援することを目的としている。農業は当初、中小企業が大きな資金調達ギャップに悩む分野として優先されてきている。

EFSI-技能・教育

技能・教育保証パイロットは、上限付き（再）保証の形態で、教育、訓練、技能の分野における資金調達手段を拡大することを目的としたもので、次のMFFに向けてEFSI 2の下で試験的に実施される商品の一つである。これは、学生および成人の学習者向け（SMEも対象とすることができる）の、広範な教育訓練プログラムをカバーする幅広い適格性を有し、様々な仲介機関を通じて実施される。

- カテゴリーA：学生および学習者
- カテゴリーB：従業員の技能と技能の活用に投資している企業
- カテゴリーC：教育、訓練、技能および関連サービスを提供する組織（幼稚園、保育所、幼児サービスなど）

EFSI-ESCALAR

ESCALARは、欧州の高成長企業（スケールアップ）が悩む資金調達ギャップをターゲットとした300百万ユーロの試験的マンドートである。ESCALARは、スケールアップに投資の重点を置いたファンドに投資する。ESCALARは、他の投資家とは異なる種類株式またはファンド受益証券を通じて、ファンドおよびファンドのサイド・ピークルに持分投資を行う。ESCALARの投資は、他の投資家による投資とは異

なる条件となる。具体的には、(1) 一定の事前に定義されたダウンサイド・シナリオ時におけるファンドの分配に係る優先権、(2) 投資の返還に関する劣後性および請求権の減額。

V.16. ルーマニア向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、ホライズン2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、4件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、ホライズン2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、ルーマニア向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.17. REG

これは3つの地域マンドートに対応している。

アイルランド経済構造安定性投資プラットフォーム（「アイルランドSME」）。アイルランドSMEは、アイルランド政府とEIFの間で締結された、アイルランドの国立産業振興銀行との間で、主に中期貸付およびすべてのSME向けに注力し、SMEイニシアチブと類似した構造によって裏付けられた上限を設けない当事者間債務・権利共通保証契約を結ぶためのマンドートである。国家資金がファースト・ロスを担当し、EIBグループが中位リスク（EFSIを通じたEIB）および優先リスク（EIBおよび潜在的にEIF）を担当する。

フランスの「投資計画2018-2022」（マクロン投資計画として知られている）の下で、農業専用窓口が、このセクターへの投資50億ユーロを動員するために設置された。これに関連して、フランス農業省はEIFに対し、7.5億ユーロから11億ユーロの間のフランスの農家向けの新たなデット・ファイナンスの呼び水となることを目的とした保証制度の設計を要請した。

この点を考慮して、フランス農業省はこの制度に60百万ユーロを割り当てることを決定し、EIFに対し、FMA拠出金とEFSI拠出金を合計して45百万ユーロを上限とするよう要請した。

Prêt Participatif Grand Est は、グラン・エスト地域圏とEIFの緊密な協力の結果としてフランスにおいて導入された新たな金融商品である。この基金は、「グラン・エスト地域圏ビジネス法」として知られる同地域の意欲的な復興プログラムの重要な構成要素であり、地元の起業家のために250百万ユーロを超える劣後ローン（prêts participatifs）を動員することを目的としている。

この金融商品はグラン・エストの自己財源から資金供与され、金融仲介機関を通じて展開されるEIFの標準モデルであるファースト・ロス・ポートフォリオ保証（「FLPG」）を土台に構築される。期待される成果は次のとおりである。

- このイニシアチブにコミットされた地域財源に大きなレバレッジ効果を生み出すこと
- 危機の影響を受けたが依然として成長のための実行可能なプロジェクトを追求する意志のある企業を含むSMEを支援することにより、市場に大きな影響を与えること
- グラン・エストを拠点とする起業家に優遇的な融資条件を提供すること

V.18. 資金パートナーシップ・プラットフォーム（「PPF」）

PPFはEIBが運用する複数地域、複数拠出者、かつ複数セクターの、複数のファンドを組み込んだプラットフォームであり、持続可能な発展のために金融の流れを増加させる必要性を考慮し、また欧州投資銀行の成功体験を基礎として設立された。PPFに基づく基金は、プラットフォーム規則に従って導入された。EIBは、PPFの個別ベースの合算財務報告を作成している。

V.19. GF ギリシャ

ファンドは、ギリシャ共和国、ECおよびEIBによる共同イニシアチブで、設立の目的は、ギリシャの中小企業に対する融資を支援することである。ファンドは、ギリシャのために用意された構造基金の未使用部分を使って設立されており、ギリシャのパートナー銀行経由で、EIBの中小企業向けローンの保証を行う。EIBは、GF ギリシャの個別財務書類を作成している。

V.20 特別部門

特別部門は、総務会によって1963年5月27日に設定された。1977年8月4日の決議に基づき、その目的は見直され、第三者の勘定で第三者の委託に基づいてEIBが実行した金融業務を記録するためとされた。特別部門には、FED、MED/FEMIPおよび欧州開発金融機関民間部門開発ファシリティの保証部分が含まれる。

V.21. GIF 2007

競争力および革新枠組みプログラムと技術移転パイロット・プロジェクトに基づくGIF 2007（CIP/GIF 2007）において、EIFは、自己の名義で、ただし欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいて、投資の取得、管理および処分を行う権限を与えられている。EIFは、GIF 2007の個別財務書類を作成している。

V.22. 雇用および社会イノベーション・プログラム（「EaSI」）

EaSI保証金融商品は、欧州プログレス・マイクロファイナンス・ファシリティ（プログレス・マイクロファイナンス）に基づくマイクロクレジット保証の後継制度であるEaSIマイクロファイナンス保証を中心に構成されている。プログレス・マイクロファイナンスに基づきマイクロクレジット提供者に対する支援が拡大される予定である。

また、EaSI保証金融商品は、EaSIソーシャル・アントレプレナーシップ保証で構成される。これは新しい商品であり、社会的企業の資金調達を促進し、社会的投資市場の発展を支援していくものである。EIFは、EaSIの個別財務書類を作成している。

雇用および社会イノベーション基金（EaSI基金）は、EUマイクロファイナンスFCP-FISの新しいサブファンドとして設立された。このマンドートは、2010年に設置された欧州プログレス・マイクロファイナンス・サブファンドの後継であり、財源は欧州委員会、EIB、EIFからの混合であり、目標規模は200百万ユーロである。

EaSI基金は、新たな社会起業エコシステムの発展に貢献すると同時に、マイクロファイナンス市場におけるEIFの役割を強化する。EaSI基金が提供する貸付商品は、通常預金資金へのアクセスが限られているノンバンクや小規模／ニッチ銀行（例えば、エシカルバンク）のような小規模な仲介機関の資金調達ギャップに特に対応するものである。一方、大規模な銀行は、融資活動のために確保された資金へのアクセスがあり、保証商品を通じて追加的なリスク・カバーを求める可能性がある。

V.23. InnovFin中小企業保証

ホライズン2020の「リスク・ファイナンスへのアクセス・プログラム」との関連で、このプログラムは負債性金融商品および持分金融商品の設定を規定している。InnovFin 中小企業保証と呼ばれるリスク・シェアリング・ファシリティは、保証の形で組成され、EUの拠出金を一次的に不履行金額の補てんに使用し、EIFのリスク・テイク能力を二次的に不履行金額の補てんに使用する。この制度の目的は、研究・開発およびイノベーションにおいて顕著な活動を行っている中小企業および中堅企業に、金融仲介機関が貸付またはファイナンス・リースを提供する動機を与えることである。EIFは、InnovFin中小企業保証の個別財務書類を作成している。

V.24. リスク・シェアリング・ファイナンス・ファシリティ（「RSFF」）

RSFFは、欧州連合を代表するECとEIBとの間で締結され、2007年6月5日付で発効した協力協定に基づき設立された。RSFFは、研究、技術開発と実証プロジェクトおよび技術革新への投資を育成することを目的としている。RSFFの一環として、EIFは、技術革新および研究を中心とする中小企業（SME）および中堅企業のためのリスク・シェアリング・インスツルメント（「RSI」）を用意した。

RSIは、研究を推進する中小企業（「SME」）や中堅企業の借入やファイナンス・リースのため、銀行やリース会社に保証を提供している。EIBは、RSIを含めたRSFFの連結財務書類を個別に作成している。

V.25. ブルガリア向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、ホライズン2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、4件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、ホライズン2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、ブルガリア向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.26. InnovFin エクイティ

ホライズン2020金融商品は、対象となる研究およびイノベーションを支援するために、最終受領者がリスクを伴う資金調達を活用しやすくすることを目的としている。当該金融商品には、貸付、保

証、株式その他のリスク・ファイナンスの形が含まれる。また、ホライズン2020金融商品は、アーリーステージ投資ならびに既存および新規のベンチャー・キャピタル・ファンドの発展の促進、知的財産に係る知識移転および市場の改善、ベンチャー・キャピタル市場への資金の呼び込み、ならびに全体として、新しい製品およびサービスの構想、開発およびデモンストレーションから商品化につなげるための支援も目的としている。ホライズン2020負債性金融商品にも、SMEイニシアチブに基づくEUの拠出実施制度が含まれている。

アーリーステージ向けInnovFinエクイティ・ファシリティは、革新的な企業に対し、特にアーリーステージのベンチャー・キャピタルまたはメザニン・キャピタルの形によるエクイティ・ファイナンスを提供することにより、アーリーステージ投資ならびに既存および新規のベンチャー・キャピタル・ファンドの発展を促進することを目的としている。EIFは、InnovFinプライベート・エクイティの個別財務書類を作成している。

V.27. 欧州近隣パートナーシップ枠組み（「ENPI」）

欧州近隣政策の対象国における欧州連合の一般予算から資金調達される事業の実施について定めた欧州連合とEIBとの間の枠組み協定は、ENPIを通じて実施される。EIBは、ENPIの個別財務書類を作成している。

V.28. マルチ・アニュアル・プログラム（MAP）エクイティ

企業および起業のためのマルチ・アニュアル・プログラム（「MAP」）に基づき、EIFは欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいてリソースの管理を行っている。EIFは、MAPエクイティの個別財務書類を作成している。

V.29. フィンランド向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、ホライズン2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、4件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、ホライズン2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、フィンランド向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.30. SMEG 2007

競争力および革新枠組みプログラムに基づくSMEG 2007 (CIP/SMEG 2007) において、EIFは、自己の名義で、ただし欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいて、保証を付与する権限を与えられている。EIFは、SMEG 2007の個別財務書類を作成している。

V.31. エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス (「PF4EE」) 商品

エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス (「PF4EE」) 商品は、エネルギー効率関連投資向けの十分かつ低価格の商業金融の利用可能性が限定的であることに対処することを目的とした、EIBと欧州委員会の協定である。この商品は、EU加盟国の国別エネルギー効率行動計画、またはその他のエネルギー効率プログラムの実施を支援するプロジェクトを対象としている。2014年12月、欧州委員会およびEIBは、金融商品であるPF4EEを設定する委任契約を締結した。EIBは、PF4EEの個別財務書類を作成している。EIFは、PF4EEの個別財務書類を作成している。

V.32. 国際開発協力機構 (「AECID」)

このパートナーシップ契約は、スペイン王国 (スペインの国際開発協力機構 (「AECID」)) とEIBとの間で調印されたもので、モーリタニアおよびFEMIPによってカバーされる諸国 (「南地中海沿岸地域」) の活動に投資するために設立された。地域の零細企業や中小企業に関してリスク資本を提供すること、および民間セクターの幅広い発展に従事することを主目的としている。EIBは、AECIDの個別財務書類を作成している。

V.33. 加盟候補国向け支援制度II (「IPA II」)

加盟候補国向け支援制度 (「IPA」) に係る協定は、EUが「拡大国」の改革を財政面および技術面で援助する支援措置である。加盟候補国向け支援ファンドも、持続性のある経済回復、エネルギー供給、運輸、自然環境および気候変動などに関する目標をEUが達成できるよう支援する。IPA Iの後継制度IPA IIは、すでに達成された成果を土台とし、2014年から2020年までの期間に117億ユーロを充当して構築される予定である。IPA IIの最も重要な革新性は、戦略的焦点にある。フレームワーク・パートナーシップ契約は、2015年末に締結され、EIBにより履行される。様々な「特別供与契約」の締結により、DG NEARからの財源が配分される。IPA II規則は2020年12月31日まで適用されたが、実施は依然として継続している。EIBは、IPA IIの個別財務書類を作成している。

V.34. 文化・クリエイティブ部門保証ファシリティ

この金融商品は、文化・クリエイティブ部門向けに力を注ぐ欧州連合の主要プログラムであるクリエイティブ・ヨーロッパの下で設定され、欧州連合に代わってEIFにより運用される。このイニシアチブは、EIFが保証や念書を選定金融仲介機関に提供することを認め、これにより金融仲介機関が文化・クリエイティブ分野の企業家に対するデット・ファイナンスの提供を増やすことを可能とする。生成された貸付金により、10,000社を超えるオーディオビジュアル (映画、テレビ、アニメーション、ビデオゲーム、マルチメディアを含む)、フェスティバル、音楽、文学、建築、記録資料、図書館、博物館、美術工芸、文化遺産、デザイン、芸能、出版、ラジオ、視覚芸術など、広範囲のセクターのSMEが支援を受けると予想される。EIFは、文化・クリエイティブ部門保証ファシリティの個別財務書類を作成している。

V.35. 深化した包括的自由貿易協定地域（「DCFTA」）

欧州投資銀行および欧州連合は、2016年12月19日に、深化した包括的自由貿易協定地域（「DCFTA」）の委任契約に署名した。東部DCFTAイニシアチブは、EUと協力協定を締結した国であるジョージア、モルドバおよびウクライナに対し、的を絞った金融および技術的支援を中小企業（「SME」）向けに提供することによって、これら3国の経済発展を強化することを目的としている。DCFTAの一環として、EIFは保証枠ウィンドウの実行および管理を行う。EIFが実行および展開する保証枠ウィンドウは、各国の仲介銀行がより多くのリスクを取り、各国経済で十分なサービスを受けていないセグメントに支援を差し伸べる動機を与えるための、SMEポートフォリオ・ファースト・ロス保証で構成される。EIBは、保証枠ウィンドウを含めたDCFTAの連結財務書類を個別に作成している。

V.36. 西バルカン諸国企業開発および新規事業育成ファシリティ（WB EDIF）

西バルカン諸国企業開発および新規事業育成ファシリティ（「WB EDIF」）は、2012年12月にEC拡大総局（「DG ELARG」）、EIBグループおよび欧州復興開発銀行（「EBRD」）の間で締結された共同イニシアチブである。同イニシアチブは、加盟候補国向け支援制度（「IPA」）基金の展開を通じて、西バルカン諸国の中小企業の資金へのアクセスの改善および同地域の経済発展を育成することを目的としている。WB EDIFにおいて、EIFはプラットフォーム・コーディネーター、企業拡大基金（「ENEF」）におけるECのトラスティー、企業育成基金（「ENIF」）におけるECのトラスティーおよびギャランティー・ファシリティの管理者としての役割を果たす。EIFは、WB EDIFの個別財務書類を作成している。

V.37. 国家開発機関（「NPI」）

- NPI証券化イニシアチブ（「ENSI」）

EIFならびにKfW、フランス公的投資銀行（bpifrance）、CDP、マルタ開発銀行ワーキンググループ、IFD、ICOおよびBBBを含めたいくつかの国家開発機関（「NPI」）は、中小企業（「SME」）への資本市場を通じた資金提供の増加を目的とした協力およびリスク・シェアリング・プラットフォームであるEIF-NPI証券化イニシアチブ（「ENSI」）を開始した。このSME証券化取引における相互協力の目的は、民間セクターからの資金を触媒としてSME証券化市場を活性化することによって、欧州のSME向けファイナンスの利用可能性を高める点にある。これは、より広範囲にSMEの支援を行き渡らせようとする欧州戦略投資基金の考えを反映したものである。

このマンドートの下で、EIFはCassa Depositi e Prestiti（「CDP」）からの最大100百万ユーロの資金を運用することが可能となる。マンドートの下でのCDPの資金は、EIFからの1対1のマッチング拠出による共同投資の形態で、技術移転ファンド/プラットフォームへの投資を通じて展開され、この結果、EIFがこのプログラムの下で運用する総資金は最大200百万ユーロとなる。

NPIエクイティ・プラットフォーム

EIF-NPIエクイティ・プラットフォームは、EIFが2016年に開始した共同イニシアチブであり、EIFとEU加盟国の国家開発機関（NPI）または国家開発銀行（NPB）との間で知識共有およびベスト・プラクティスの推進を目的としている。その目標は、中小企業および中規模資本企業向けの資金調達へのアクセスを向上させ、株式市場の最適化を支援し、国内、EU、民間の資金調達源を均衡させることである。

V.38. 近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）信託基金

EIBが管理するNIF信託基金は、欧州近隣政策（「ENP」）の戦略的目標を達成するために設立された。当基金は、SME向け、人的資源育成を含む社会セクター向け、および地方自治体のインフラストラクチャー開発向けの支援を通じて、より適切で持続可能性の高いエネルギーおよび輸送の相互接続性を確立し、エネルギー効率の向上および再生可能エネルギー資源の利用促進を進め、気候変動およびより広い意味での環境への脅威に対処し、スマートで持続可能かつ包括的な成長を促進することに重点を置いている。EIBは、NIF信託基金の個別財務書類を作成している。

V.39. 近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）リスク資本ファシリティ

近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）リスク資本ファシリティは、欧州連合の一般予算を財源とする。主な目標として、民間セクターの開発、包括的な成長および民間セクターの雇用創出を支援するため、南方の近隣地域のSMEにエクイティ・ファイナンスおよびデット・ファイナンスへのアクセスを提供することに注力している。

このファシリティは、エクイティ・ファイナンスおよびデット・ファイナンスの手段から成る金融商品ウィンドウと、技術支援サービスから成る付加的任務ウィンドウで構成される。EIBは、金融商品ウィンドウの個別財務書類を作成している。

V.40. マルチ・アニュアル・プログラム（MAP）ギャランティー

この原資は、プライベート・エクイティと保証商品に等分されている。ESU 1998（「G&E」）およびESU 2001（「MAP」）と呼ばれるエクイティ部門は、ETFの起業投資を取り扱っている。SMEG 1998 G&EおよびSMEG 2001 MAPと呼ばれる保証部門は、受益者の事業に対して保証を提供する。EIFは、MAPギャランティーの個別財務書類を作成している。

V.41. グレーター・アナトリア・ギャランティー・ファシリティ（「GAGF」）

2010年5月に調印されたGAGFに基づき、EIFは欧州連合およびトルコによって地域競争力戦略プログラムに割り当てられた加盟候補国向け支援制度（IPA）の資金管理をしている。このファシリティは、トルコで最も開発が遅れている地域の中小企業および零細企業に対し、トルコの大手銀行と連携して実態に合わせた金融支援を提供するものである。EIFは、GAGFの個別財務書類を作成している。

V.42. マルタ向けSMEイニシアチブ

2015年1月19日、欧州委員会、EIBおよびEIFは、SMEイニシアチブに対応する専用ウィンドウの一部の条項に適用される諸条件およびホライズン2020金融商品の当該専用ウィンドウに対する欧州連合の拠出について定めたホライズン2020委任契約の修正に調印した。スペインおよびマルタ向けのSMEイニシアチブは、前年に開始された。EIFは、マルタ向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.43. 欧州地中海投資パートナーシップ制度（「FEMIP」）信託基金

EIBが管理するFEMIP（ユーロ地中海投資パートナーシップ・ファシリティ）信託基金は、多数の援助国の支援を得て、地中海パートナーシップ・ファシリティ参加国におけるEIBの既存業務を強化するために設立された。当基金は、技術援助とリスク資本の提供を通じて、特定の優先分野の事業に資源を投入することを目指している。EIBは、FEMIP信託基金の個別財務書類を作成している。

V.44. 連邦経済技術省

EIFは、ドイツ連邦経済技術省および欧州復興計画のために資金を管理している。

V.45. 多地域保証プラットフォーム・イタリア（「AGRI」）

イタリアの農業プラットフォームは、EIFとイタリアの6地域（ヴェネト、エミリア・ロマーニャ、ウンブリア、カンパニア、カラブリア、プーリア）との間の資金提供契約の締結で正式に開始された。2018年にはイタリアの2つの地域（ピエモンテ州とトスカーナ州）が加わった。イタリアにおける農業プラットフォームは、欧州農業農村振興基金（「EARFD」）からの構造基金を使用して、各加盟農村開発プログラム（「RDP」）の財源を使用してファースト・ロスをカバーする金融商品を展開している。このプラットフォームの目的は、地域レベルで新規事業を育成し、同時に農民および農業関連事業への新規貸付けを支援するために、地域実行官庁を標準的商品の方向に導くことである。

V.46. EPTA信託基金

EPTA（東方パートナーシップ技術支援）信託基金は、技術支援のための多分野向けの多目的融資枠を提供し、EIB東方パートナーシップ事業の質を高め、かつ開発効果を増幅させることに重点的に取り組んでいる。同基金は、近隣インベストメント・ファシリティを補完する。EIBは、EPTA信託基金の個別財務書類を作成している。

V.47. 自然環境保護資金調達ファシリティ（「NCFF」）

自然環境保護資金調達ファシリティ（「NCFF」）は、EIBと欧州委員会との共同契約であり、自然環境保護資金の保全のための収益創出またはコスト削減プロジェクト（気候変動適応プロジェクトを含む）に係る市場の格差および障壁に対処することにより、生物多様性分野および気候変動への適応に関するEUおよび加盟国の目標の達成に貢献することを目的としている。EIBは、NCFFの個別財務書類を作成している。

V.48. 技術移転アクセラレーター（TTA）トルコ

TTAトルコは、EIFが科学産業技術省（「MoSIT」）、トルコ科学研究審議会（「TUBITAK」）、駐トルコ欧州連合代表部および欧州委員会地域政策ディレクター・ジェネラルと協力して計画したイニシアチブである。TTAトルコは、加盟候補国向け支援制度（「IPA」）の資金に係る協定書の地域開発項目に基づき、EUとトルコ共和国が共同融資し、EIFが管理している。

TTAトルコは、2つの目的を達成すること、すなわち、大学および研究センターに限定されている科学的な研究開発（「R&D」）の事業化の促進による、財務的に持続可能なファンドの設立、ならびに特にトルコの後進地域および発展途上地域への波及効果に重点を置いた、トルコにおける技術移転市場の発展を促進することを目指している。

V.49. バルト諸国新規事業育成基金（「BIF」）

2012年9月に署名されたバルト諸国新規事業育成基金（「BIF」）は、パートナーシップとして組成されたファンド・オブ・ファンズであり、バルト海沿岸地域に重点を置いてベンチャー・キャピタルおよびプライベート・エクイティ・ファンドに投資する。この基金は、EIBグループならびにエストニアのFund KredEx、ラトビアのLatvijas Garantiju AgentiiraおよびリトアニアのInvesticiju ir verslo garantijosinというバルト諸国の国家機関から共同出資を受けている。EIFは、BIFの個別財務書類を作成している。

バルト諸国新規事業育成基金2（「BIF2」）は、EIFが管理するバルト諸国新規事業育成基金（「BIF」）の後継基金である。BIF2は、BIFと同一の構造を持ち（コストを最小化し、類似のイニシアチブとの相乗効果を可能にする仮想FoF）、156百万ユーロと僅かに規模が増加することを想定している（BIFの規模は130百万ユーロ）。バルト三国は、EIFが管理するRCR資金からの78百万ユーロとともに、合計78百万ユーロ（各26百万ユーロ）を確約することになる。EIFはこのファシリティのマネージャーとしての役割を果たす。BIF2は、アーリーステージ投資に対する現地の取組みを補完するために、グロースキャピタルにより多くの焦点を当てることになる。

バルト3国の3つのNPIの拠出目標水準は以下のとおりである。

- KredEx（エストニア）：26百万ユーロ
- Altum（ラトビア）：26百万ユーロ
- INVEGA（リトアニア）：26百万ユーロ

V.50. ドイツ・コロナ・マッチング・ファシリティ（CMF）

ドイツ政府は、ドイツ経済向けのCOVID-19危機対策の一環として、2021年6月30日までベンチャー・キャピタル・ファンドに、すべてのドイツのポートフォリオの企業についてすべての資金調達時において自動的かつ公平な共同投資を提供することを目的としている。

V.51. 学生ローン保証ファシリティ（エラスムス計画）

欧州構造投資基金（「ESIF」）の下、EIFは、加盟国により2015年11月以降の保有基金管理運営者として任命され、ESIFファンドの管理・運営を行っている。ESIFイニシアチブは、中小企業の資金調達、ならびにプライベート・エクイティ・ファンド、ギャランティー・ファンドおよびローン・ファンドなどの金融工学商品の利用を促進することを目的としている。EIFは、現在、加盟国・地域（バス＝ノルマンディー地域圏およびラングドック＝ルシヨン地域圏）との間で締結した2件のESIF資金供与契約を管理している。EIFは、学生ローン保証の個別財務書類を作成している。

V.52. グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金（GEEREF）

グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金（「GEEREF」）の下で、EIFは2007年12月より投資アドバイザーの機能を果たしている。GEEREFは、EC、ドイツ連邦政府およびノルウェー王国の支援を受けており、その目的は主に、エネルギー効率および再生可能エネルギーに関与し、開発途上国および市場経済移行国におけるクリーン・エネルギーの利用可能性を高めるプロジェクトおよび企業を資産に持つ、地域のファンドに投資することである。GEEREF事業の開拓は、サブアドバイザー契約の下で、正式にEIBに委任されている。

V.53. ポーランド・グロース・ファンド・オブ・ファンズ（「PGFF」）

2013年4月に署名されたポーランド・グロース・ファンド・オブ・ファンズ（「PGFF」）は、パートナーシップとして組成されたファンド・オブ・ファンズであり、ポーランドに重点を置いてベンチャー・キャピタルおよびプライベート・エクイティ・ファンドに投資する。同ファンドは、EIBグループとBank Gospodarstwa Krajowegoが共同出資している。EIFは、PGFFの個別財務書類を作成している。

V.54. ドイツ未来基金成長ファシリティ（「GFFGF」）

特にデジタル化とクリーンテクノロジーに焦点を当てた資本性金融商品の開発を見込んだドイツの連立政権プログラム（全体の目標規模は100億ユーロ）で、ドイツ未来基金と呼ばれる。EIFには、ドイツの成長ファンドへの投資や、委託された形での企業への共同投資、あるいはブラインドプール型の共同投資ビークルを通じた投資のために、最大30億ユーロが割り当てられる可能性がある。このマンドートには、10年を超えるファンドへの初期コミットメントのための投資期間が与えられる。

V.55. スペイン向けSMEイニシアチブ

2015年1月26日、スペイン王国と欧州投資基金との間で委任契約が締結された。EIFは、適格な中小企業向けデット・ファイナンスの新規ポートフォリオ、ならびに中小企業および従業員が500名未満のその他の企業向けの既存のデット・ファイナンスの証券化および/または中小企業向けデット・ファイナンスの新規ポートフォリオの証券化に対して、上限を設けず保証を提供する予定である。スペイン向けSMEイニシアチブに対するEUの拠出は、EIFが受領し、EIBが実施する国庫資産運用の対象となる。当該運用については、欧州投資基金と欧州投資銀行との間で締結された資産運用サイド・レターに準拠する。EIFは、スペイン向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

V.56. ドイツのためのメザニン・ダッハ・ファンド（「MDD」）

MDDは2013年6月に調印された投資プログラムであり、ドイツの中堅企業に投資するハイブリッド債および株式ファンドを引き受けるために、ドイツ連邦経済技術省（「BMWi」）および州の様々な機関が資金を供出している。

V.57. アルプス地域成長投資プラットフォーム（「AlpGIP」）

2017年9月、EIFは革新的な、EUのアルプス・マクロ・リージョンにおける最近のベンチャー・キャピタルおよび成長セグメントを対象とした、地域持分投資プラットフォーム（非法人構造）を立ち上げた。イタリアのロンバルディア、ピエモンテ、ヴァッレ・ダオスタ、アルト・アディジェ（ボルツァーノ地域）の各州は、すでにこのプラットフォームに投資しており、他の地域も後の段階での参加が見込まれている。

V.58. LfA-EIFファシリティ

LfA-EIFファシリティは、2009年に調印されたもので、ドイツ・ババリア地方における技術志向の初期および拡大段階にある企業を支援するために投資を提供するEIFおよびLfAフォルダーバンク・バイエルンの共同ベンチャーである。

V.59. EU貿易振興・競争力向上プログラム（「EUTCP」）

経済成長を加速させ、民間セクターの発展を支援し、地域統合ならびに気候変動の軽減および適応を強化するというEUの政策目的に沿って、EIBはEUTCPを展開するためにECと協力している。EUTCPは以下を合わせたものである。(i) バリュー・チェーン向けのEIBの長期貸付金、(ii) 保証手段（リスク・シェアリング・ファシリティ）および (iii) 選別された国における市場の機能不全に対処するための技術的支援（専門家支援ファシリティ）。EUTCPはまた、EIBにとってそれぞれの国におけるポジショニングについて戦略的に重要な取組みを表す。このプログラムは、EIBの伝統的な商品を補完する新たな保証商品を可能にするため、選択された対象国におけるバリュー・チェーンに沿ってSMEに対する多額の投資をもたらすことが見込まれる。EIBは、EUTCPのリスク・シェアリング・ファシリティの個別財務書類を作成している。

V.60. GEEREF（「基金および技術支援ファシリティ」）

GEEREF（グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金）は、ECのイニシアチブで設定されたファンド・オブ・ファンズである。その目的は、新興市場（ACP、ALAおよび欧州近隣諸国）における再生可能エネルギーおよびエネルギー効率の分野を重点とするプライベート・エクイティ・ファンドに投資することである。EIFも、GEEREFフロント・オフィスが実施する関連業務の対象となる技術援助の提供を委任されている。

V.61. 中央ヨーロッパ・ファンド・オブ・ファンズ（「CEFoF」）

中央ヨーロッパ・ファンド・オブ・ファンズ（「CEFoF」）は、オーストリア、チェコ共和国、スロバキア、ハンガリーおよびスロベニア（CE諸国）の政府および国家機関との緊密な協力の下で欧州投資基金（「EIF」）によって創設されたファンド・オブ・ファンズ・イニシアチブであり、これらの地域全体にわたって中小企業（「SME」）へのエクイティ投資を促進し、健全な市場に基づくリスク資金

調達インフラストラクチャーを確立し、事業投資における最良市場標準を導入し、中央ヨーロッパに機関投資家および投資マネージャーを呼び込むことを目的としている。

V.62. 技術移転パイロット・プロジェクト（「TTP」）

欧州委員会の資金提供を受けて2008年11月に調印されたTTPに基づき、EIFはシード前およびシード段階における資金提供を通じて技術移転体制を支援している。EIFは、TTPの個別財務書類を作成している。

V.63. 欧州技術ファシリティ（「ETF」）

ETFスタートアップ・ファシリティでは、EIFは自己の名義で、ただし欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいて、ETFスタートアップ投資を取得、運用、処分する権限を与えられている。

V.64. G43信託基金

EIFは、2012年8月に署名されたG43アナトリア・ベンチャー・キャピタル・ファンドの下で、トルコ・セントラル・ファイナンス・ユニット（「CFCU」）から委託を受けている。このファンドは、トルコの南東アナトリア地方の中小企業への投資を専門にしている。EIFは、G43の個別財務書類を作成している。

V.65. グリーン・フォー・グロス・ファンド（「GGF」）

グリーン・フォー・グロス・ファンドはEIFによって2009年12月に設立され、トルコを含む欧州東南部諸国のエネルギー効率改善に特化して資金提供を行っている。

V.66. ギランティー・ファンド

域外活動のためのギランティー・ファンドは、非加盟国に供与された貸付および貸付保証の債務不履行をカバーするため、または非加盟国におけるプロジェクトのために、1994年に設立された。欧州委員会（EC）は、1994年11月に二者間で締結された契約およびその後の当該契約の改訂に基づき、ギランティー・ファンドの財務管理をEIBに委託している。

近隣・開発・国際協力手段（「NDIC」）の発効により、ギランティー・ファンドは欧州委員会が管理する共通準備基金のコンパートメントとなった。EIBによるファンドの管理は終了した。

ギランティー・ファンドの純資産の欧州委員会への移管に伴い、EIBは2021年7月31日現在で最終財務書類を作成した。

V.67. 欧州議会準備行動（「EPPA」）

2010年、EIFは、DG RegioとEPPAに調印した。EIFは、幾つかの選別されたマイクロファイナンス金融機関が有意な規模に達し、事業継続の見通しを改善することができるよう支援するため、キャパシティ・ビルディングのためのリスク資本と金融支援を提供している。EIFは、EPPAの個別財務書類を作成している。ファンドは2021年に終了した。

特別部門計算書⁽¹⁾

2021年12月31日および2020年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

資産	2021年12月31日	2020年12月31日
地中海沿岸諸国		
欧州連合の財源によるもの		
実行済貸付残高	5,828	8,333
リスク資本業務		
- 未実行金額	21,523	21,747
- 実行済金額	28,479	30,465
	50,002	52,212
合計⁽²⁾	55,830	60,545
アフリカ、カリブ海および太平洋地域諸国ならびに加盟国の 属国および属領		
欧州連合の財源によるもの		
- ヤウンデ協定		
リスク資本による業務		
- 実行済金額	0	419
合計⁽³⁾	0	419
- ロメ協定		
リスク資本による業務		
- 実行済金額	76,542	121,821
合計⁽⁴⁾	76,542	121,821
合計	132,372	182,785

特別部門計算書⁽¹⁾

2021年12月31日および2020年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

負債	2021年12月31日	2020年12月31日
受託管理資金		
欧州連合の委託によるもの		
- 地中海沿岸諸国金融議定書	34,307	38,798
- ヤウンデ協定	0	419
- ロメ協定	76,542	121,821
受託管理資金の合計	110,849	161,038
未実行金額		
地中海沿岸諸国における貸付業務およびリスク資本業務	21,523	21,747
未実行金額の合計	21,523	21,747
合計	132,372	182,785

付記：

欧州連合の委託に基づきEIBが元利回収を引き受けた、欧州委員会提供の特別条件付貸付金の実行済・未返済残高合計：

- a) 2021年12月31日現在における第1次、第2次および第3次ロメ協定に基づくもの：211,266千ユーロ（2020年：232,416千ユーロ）
- b) 2021年12月31日現在における地中海沿岸諸国との間で署名した金融議定書に基づくもの：29,660千ユーロ（2020年：35,417千ユーロ）

欧州連合 - 欧州開発金融機関民間部門開発ファシリティとの関連において、保証部分の導入契約が2014年8月20日に締結された。2019年に受けた履行請求後の、2021年12月31日現在に発行済EU保証はゼロ（2020年：ゼロ）であった。EU保証の総額は、2021年12月31日現在で38,920千ユーロ（2020年：38,920千ユーロ）である。

注(1)：特別部門は、総務会によって1963年5月27日に設定された。1977年8月4日の決議に基づき、その目的が見直され、第三者の勘定で第三者の委託に基づいて欧州投資銀行が実行した金融業務を記録するためとされた。ただし、コトヌー協定、欧州連合-アフリカ・インフラ信託基金、近隣インベストメント・ファシリティ信託基金（「NIF」）およびFEMIP信託基金に基づくインベストメント・ファシリティについては、個別財務書類に表示されている。また、EIBは2005年より他の委託について異なる種類の財務書類を作成している。

特別部門計算書は、欧州連合および加盟国の委託に基づく実行済金額もしくは未実行金額から解約額および返済額を控除した金額を示している。実行済金額および未実行金額ならびに受取済および受取予定資金は、額面価額で計上されている。特別部門計算書では、これらの業務に付随するリスクを補填するために必要となる引当金もしくは評価損益は、確定的な償却を除き、考慮されていない。外貨建ての金額は、12月31日現在の実勢為替レートで換算されている。

注(2)： 欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、マグレブおよびマシュレク諸国、マルタ、キプロス、トルコならびにギリシャにおけるプロジェクト資金（1981年1月1日の欧州共同体加盟前に10百万ユーロ融資）のため締結された契約の実行時の金額：

実行時の金額：		840,457
減算：	為替差額	55,632
	解約額	178,863
	返済額	550,132
		<u>-784,627</u>
		<u>55,830</u>

注(3)： 欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、連合アフリカ諸国、マダガスカルおよびモーリシャスならびに加盟国の属国、属領および地区（AASMM-OCTD）におけるプロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

特別条件付貸付金	139,483	
リスク資本形成拠出金	2,503	
実行時の金額：		141,986
加算：	資産計上された利息	1,178
	為替差額	9,823
		<u>11,001</u>
減算：	解約額	3,729
	返済額	149,258
		<u>-152,987</u>
		<u>0</u>

注(4)： 欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、アフリカ・カリブ海および太平洋諸国ならびに加盟国の属国および属領（ACP-OCT）におけるプロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

リスク資本による貸付金：		
条件付劣後貸付金	3,116,097	
出資	121,002	
実行時の金額：		3,237,099
加算：	資産計上された利息	9,548
減算：	解約額	742,432
	返済額	2,371,822
	為替差額	55,851
		<u>-3,170,105</u>
		<u>76,542</u>

注W：資本金および準備金

W.1. 資本金および準備金

欧州連合の金融機関であるEIBは、1957年3月25日付のローマ条約に基づいて設立された。EIB構成員は欧州連合加盟国であり、いずれもグループの資本金に対し応募済みである。EIBの応募済資本金は、248,795,606,881ユーロ（2020年12月31日現在では248,795,606,881ユーロ）であり、払込未請求資本金は、2021年12月31日現在、226,604,891,420ユーロ（2020年12月31日現在では226,604,891,420ユーロ）である。

新規加盟国、またはEIB応募済資本金分担分を増額する加盟国は、払込請求を受けた資本金分担分に準備金、準備金に相当する引当金および同様な額の分担分を加算した金額を、通常は数年間にわたり均等に分割して払い込む。EIB資本金の新規加盟国分担金の算定（通常、欧州委員会統計局（Eurostat）が公式に発表した各国のGDPに基づいて行われる）を含めた払込みの具体的な方法は、加盟条約および／または総務会のEIB増資決議により設定される。

2017年3月29日、英国は、欧州連合条約（「TEU」）第50条に従って欧州連合（「EU」）から離脱する決定を欧州理事会に通知した。英国は、TEU第50条および「グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国の欧州連合および欧州原子力共同体からの離脱協定」（「離脱協定」）に基づき、2020年2月1日をもってEU加盟国でなくなった。英国のEUからの離脱により、英国は自動的に欧州投資銀行（「EIB」）の構成員でなくなり、応募済資本金の分担も終了した。

2020年2月1日より、EIBの応募済資本金における英国の分担金は、その全額につき、残りのEU加盟国が按分負担する増資をもって差し替えられた。この資本の差替え（均衡的資本差替え）は、EIBにおける英国の応募済資本金の払込請求済部分に加え、払込未請求部分も対象とするものであった。払込請求済部分の差替えは、EIBの準備金を応募済資本金に振り替えることで賄われた。増資の結果、残りの各EU加盟国において、EIBの応募済資本金の払込未請求（請求可能）持分が按分で増加した。

2020年3月1日、応募済資本金はポーランドおよびルーマニアからの拠出（それぞれ、5,386,000,000ユーロおよび125,452,381ユーロ）により、243,284,154,500ユーロから248,795,606,881ユーロへと増加した（非均衡的増資）。払込請求済の応募済資本金および準備金への拠出は、それぞれ0.5百万ユーロおよび1.1百万ユーロであった。当該加盟国から支払われる総額は、10回の均等分割により半年ごとに支払われ、2020年12月31日、2021年6月30日、2021年12月31日、2022年6月30日、2022年12月31日、2023年6月30日、2023年12月31日、2024年6月30日、2024年12月31日および2025年6月30日に支払期日を迎える。

2021年12月31日までに期日を迎えた分割金は全額が決済された。

「払込請求済だが払込未済の応募済資本金および準備金」として貸借対照表に表示されている1,133,642千ユーロは、2020年3月1日の非均衡的増資の結果の、加盟国であるポーランドおよびルーマニアからのディスカウント適用後の未収額（1,118,948千ユーロ）を含んでいる。

EIBの総務会および理事会における議決権は、各加盟国の応募済資本金分担金だけでなく、EIB定款の第8条と第10条で定められている別の基準にも一部基づいて設定されているが、その適用は、具体的な議決手続に応じて双方に基づく場合もあれば一方だけにに基づく場合もある。

W.2. 自己資本管理

強固な自己資本ポジションの維持は、グループの主要な目的の一つである。自己資本の十分性確保のためのグループの自己資金は、予想損失および引当金控除後の払込請求済資本および準備金で構成されている。グループの自己資本はすべて、コア資本Tier 1の金融商品で構成されている。加えて、グループは、必要が生じたときにEIBが払込請求できる払込未請求の応募済資本から恩恵を受けている。グループは、法人業務計画およびリスク許容度に従い、将来の見通しに基づき、自己資本について計画している。

規制当局の監督下に置かれていないものの、関連する銀行業に関する欧州連合指令および銀行業のベスト・プラクティスに従うことを目指している。特に、このことはバーゼルIIIの枠組みをEU法に変換した自己資本要件指令（2013年6月26日、575/2013/EP）に該当する。具体的には、グループは2021年に、2021年6月28日に施行された新自己資本要件規則（CRR II）を導入した。グループは、規制上および経済上の自己資本所要額の双方をモニタリングするとともに、ストレス・テストを実施して、マクロ経済環境およびグループの業務の変化に対する自己資本所要額の感応度を評価している。

自己資本要件規則に従い、欧州連合会計指令に基づくEIBグループの連結財務書類に基づいて算出されたグループのコア資本Tier 1比率は、2021年12月31日現在で32.0%（2020年末は32.7%）であった。当該比率が前年に比べ低下したのは、主にCRR IIの実施によるものであった。2021年12月31日現在、法定財務書類に基づくEIBのコア資本Tier 1比率は、32.3%（2020年末現在33.1%）であった。

注X：換算レート

2021年12月31日現在および2020年12月31日現在の連結貸借対照表の作成にあたり使用されている換算レートは、以下のとおりである。

	2021年12月31日	2020年12月31日
欧州連合加盟国のユーロ以外の通貨		
ブルガリア・レフ(BGN)	1.9558	1.9558
チェコ・コルナ(CZK)	24.8580	26.2420
デンマーク・クローネ(DKK)	7.4364	7.4409
クロアチア・クーナ(HRK)	7.5156	7.5519
ハンガリー・フォリント(HUF)	369.1900	363.8900
ポーランド・ズロチ(PLN)	4.5969	4.5597
ルーマニア・レウ(RON)	4.9490	4.8683
スウェーデン・クローナ(SEK)	10.2503	10.0343
欧州連合加盟国以外の通貨		
豪ドル(AUD)	1.5615	1.5896
アゼルバイジャン・マナト(AZN)	1.9207	2.0758
カナダ・ドル(CAD)	1.4393	1.5633
スイス・フラン(CHF)	1.0331	1.0802
中国人民元(CNY)	7.1947	8.0225
ドミニカ・ペソ(DOP)	64.8310	71.2661
エジプト・ポンド(EGP)	17.7663	19.2469
エチオピア・ブル(ETB)	55.8100	48.0400
英ポンド(GBP)	0.8403	0.8990
ジョージア・ラリ(GEL)	3.4806	4.0070
香港ドル(HKD)	8.8333	9.5142
インド・ルピー(INR)	84.2292	89.6605
アイスランド・クローナ(ISK)	147.6000	156.1000
日本円(JPY)	130.3800	126.4900
ケニア・シリング(KES)	128.2600	133.8000
カザフスタン・テンゲ(KZT)	493.3100	516.7300
モロッコ・ディルハム(MAD)	10.5191	10.9017
モルドバ・レウ(MDL)	20.0900	20.9200
メキシコ・ペソ(MXN)	23.1438	24.4160
ノルウェー・クローネ(NOK)	9.9888	10.4703
ニュージーランド・ドル(NZD)	1.6579	1.6984
セルビア・ディナール(RSD)	117.5100	117.5300
ロシア・ルーブル(RUB)	85.3004	91.4671
チュニジア・ディナール(TND)	3.2611	3.2919
トルコ・リラ(TRY)	15.2335	9.1131
台湾ドル(TWD)	31.4420	34.4399
ウクライナ・グリブナ(UAH)	30.9151	34.7156
米ドル(USD)	1.1326	1.2271
中央アフリカCFAフラン(XAF)	655.9570	655.9570
西アフリカCFAフラン(XOF)	655.9570	655.9570
南アフリカ・ランド(ZAR)	18.0625	18.0219

注Y：関連当事者取引

Y.1. 関連会社（単位：千ユーロ）

以下に、連結財務書類に含まれる関連会社に関連する金額を表示している。

	2021年12月31日	2020年12月31日
株式およびその他の変動利付証券	783,945	575,615
金融業務損益	243,089	46,334
プライベート・エクイティ / ベンチャー・キャピタル事業への未 実行額	576,951	611,372

Y.2. 主要経営陣（単位：千ユーロ）

グループは、理事会、監査委員会、経営委員会の委員およびEIBの各種組織部門の責任者であるディレクター・ジェネラル、ならびに内部統制独立部署の責任者を主要経営陣とみなしている。

一般管理費（注P）に算入されている主要経営者の当該報告期間の報酬は、下表のとおりである。

	2021年	2020年
短期給付 ⁽¹⁾	10,772	9,404
退職後給付 ⁽²⁾	919	962
退職手当	965	552
合計	12,656	10,918

(1) 短期従業員給付は、経営委員会委員、GCRO、ディレクター・ジェネラルおよびその他ディレクターの給与および手当、賞与、社会保障負担金、ならびに理事会および監査委員会の委員に支払われた給付である。

(2) 退職後給付は、経営委員会委員、GCRO、ディレクター・ジェネラル、およびその他ディレクターに支払われた年金および退職後健康保険費である。

主要経営陣に対して前渡金も信用供与行っており、またいかなる種類の保証の形態でも主要経営陣の利益のための契約を締結していない。

2021年12月31日現在の主要経営陣との間の未決済残高は、強制および任意の補足年金制度および健康保険制度に関する負債、ならびに期末現在の未払残高で構成されている。

	2021年12月31日	2020年12月31日
年金制度および健康保険（注J）	111,689	122,927
その他の負債（注G）	18,737	16,508

注Z：後発事象

ウクライナに対する軍事侵略

EIBは、EUの共同外交安全保障政策全般（適用ある制裁措置を含む。）の目的に沿い、2014年以降ロシア連邦での貸出業務を停止している。

EIBは、専用の制裁遵守プログラムを含む厳格なコンプライアンス統制を敷き、これによりロシア連邦に（間接的にでも）関連するEIBの活動は適用あるすべての制裁をこれまで確実に遵守してきており、またロシア連邦に影響あるセクター別制裁を含むあらゆる新たな制裁をこれからも確実に遵守していく。

現段階で最終的な影響を予測することは困難であるものの、ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻以降の現在の事態拡大の動向は、EIBのポートフォリオに対する潜在的影響（課されうる追加制裁の影響を含む。）に備えて注意深く監視されている。

ウクライナにおけるEIBの実行済エクスポージャーの大部分はEU域外貸付マンデートの保証でカバーされており、またロシア連邦の債務者に対するEIBの自己リスクによる実行済エクスポージャーは存在しない。EIBの貸付金ポートフォリオの質は現在も適切な水準を維持している。

ウクライナへの軍事侵攻に伴うグローバル金融市場の不確実な一般情勢下でも、EIBは、流動性管理に対する慎重なアプローチにより、引き続き強固な流動性ポジションおよび必要な流動性リソースへの柔軟なアクセスを維持している。

【EU会計指令に基づく連結財務書類】

当有価証券報告書の本項に記載されているEIBグループの2021年12月31日現在の連結貸借対照表および連結オフ・バランスシート、ならびに同日に終了した事業年度の連結損益計算書および連結キャッシュ・フロー計算書（以下「EU会計指令に基づく連結財務書類」という。）は、銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関する1986年12月8日付欧州経済共同体理事会指令（86/635/EEC）の一般原則（一部の銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関して、2001年9月27日付欧州共同体指令2001/65/EC、2003年6月18日付欧州共同体指令2003/51/ECおよび2006年6月14日付欧州共同体指令2006/46/ECにより改正済み）に準拠して作成されている。

[次へ](#)

連結貸借対照表

2021年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

資産	2021年12月31日	2020年12月31日
1. 現金、中央銀行および郵便局預け金 (注B.1)	1,483,285	835,163
2. 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券 (注B.2)	37,160,351	32,073,906
3. 金融機関貸付金および預け金		
a) 要求払	797,488	613,764
b) その他の貸付金および預け金 (注C)	74,749,439	60,275,644
c) 貸付金 (注D.1)	93,562,111	103,720,205
d) 評価損益 (注D.2)	-57,842	-80,237
	169,051,196	164,529,376
4. 対顧客貸付金および預け金		
a) その他の貸付金および預け金 (注C)	677,437	900,604
b) 貸付金 (注D.1)	322,374,311	321,119,208
c) 評価損益 (注D.2)	-381,166	-567,532
	322,670,582	321,452,280
5. 確定利付証券を含む負債証券 (注B.2)		
a) 公共機関による発行	4,946,262	5,150,059
b) その他による発行	7,025,006	7,658,631
	11,971,268	12,808,690
6. 株式およびその他の変動利付証券 (注E.2)	9,223,497	8,745,640
7. 参加持分 (注E.2)	345,023	363,188
8. 無形資産 (注F)	58,408	39,279
9. 有形資産 (注F)	242,687	248,759
10. その他の資産 (注G)	141,673	37,312
11. 払込請求だが払込未済の応募済資本金および準備金 (注H.2)	1,118,948	1,438,648
12. 前払金および未収収益 (注I)	14,565,820	13,544,357
資産合計	568,032,738	556,116,598

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結貸借対照表（続き）

2021年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

負債	2021年12月31日	2020年12月31日
1. 金融機関に対する債務（注J）		
a) 要求払	4,777,422	4,199,057
b) 期日払または通知払	18,895,071	12,316,334
	23,672,493	16,515,391
2. 顧客に対する債務（注J）		
a) 要求払	1,645,154	1,680,511
b) 期日払または通知払	175,542	20,951
	1,820,696	1,701,462
3. 債務証券借入（注K）		
a) 負債証券	431,104,111	425,622,598
b) その他	9,010,748	9,641,151
	440,114,859	435,263,749
4. その他の負債（注G）	4,265,084	4,449,751
5. 未払金および繰延収益（注I）	15,470,655	19,382,783
6. 引当金		
a) 年金制度および健康保険制度（注L）	4,510,251	3,818,049
b) 保証業務に係る引当金（注D.4）	39,332	22,640
	4,549,583	3,840,689
7. 応募済資本金（注H）		
a) 応募済資本金	248,795,607	248,795,607
b) 払込未請求資本金	-226,604,892	-226,604,892
	22,190,715	22,190,715
8. 準備金（注H）		
a) 準備基金	24,879,561	24,328,415
b) その他準備金	12,776,663	11,888,087
c) 特別活動準備金	12,152,954	11,736,896
d) 一般貸倒準備金	2,021,337	2,135,891
	51,830,515	50,089,289
9. 当期純利益	2,647,454	1,749,853
10. 少数株主に帰属する持分（注H）	1,470,684	932,916
負債合計	568,032,738	556,116,598

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結オフ・バランスシート

2021年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

	2021年12月31日	2020年12月31日
契約債務：		
- 未実行貸付金（注D.1）		
- 金融機関	31,936,008	32,365,353
- 対顧客	91,041,283	81,697,777
	122,977,291	114,063,130
- 株式およびその他の変動利付証券への未実行額		
- プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業への未実行額（注E.2）	4,948,960	4,779,487
- 投資基金およびインフラ基金への未実行額（注E.2）	3,203,307	3,273,437
- EBRD払込未請求資本	712,630	712,630
	8,864,897	8,765,554
- 参加持分未実行額		
- プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業への未実行額（注E.2）	576,951	611,372
	576,951	611,372
- 未実行代替貸付金	223,950	223,950
偶発債務および保証：		
- 第三者からの貸付金に係るもの（注U.2.3）	30,901,227	21,982,164
第三者に代わって保有している資産^(*)（注Z）：		
- イノベーション基金	4,202,032	0
- インベストメント・ファシリティ・コトヌー	4,097,718	3,578,669
- 近代化基金	2,957,006	0
- イノベーターのためのEU資金提供（InnovFin）	1,976,460	1,836,483
- NER300	1,139,006	1,958,977
- ファンド・オブ・ファンズ（JESSICA II）	1,021,159	851,994
- コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（CEF）	876,872	803,347
- JESSICA（保有基金）	611,609	549,216
- COSME借入保証ファシリティ（LGF）および成長株式投資ファシリティ（EFG）	606,867	610,789
- 汎ヨーロッパ保証基金	595,260	0
- EUアフリカ・インフラ信託基金	473,359	481,831
- 欧州構造投資基金（ESIF）	458,942	444,895
- 中小企業向け欧州共同財源（JEREMIE）	275,376	311,157
- イタリア向けSMEイニシアチブ	263,392	165,539
- 欧州戦略投資基金（「EFSI EIF」）	248,261	171,248
- ルーマニア向けSMEイニシアチブ	236,188	240,293
- REG	193,115	159,057
- 資金パートナーシップ・プラットフォーム	187,315	138,271

連結オフ・バランスシート（続き）

2021年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

	2021年12月31日	2020年12月31日
- GF ギリシャ	162,285	162,004
- 特別部門	132,372	182,785
- GIF 2007	110,383	67,375
- 雇用および社会イノベーション・プログラム （EaSI）	103,276	116,387
- InnovFin中小企業保証	99,327	75,964
- リスク・シェアリング・ファイナンス・ ファシリティ（RSFF）（リスク・シェアリング・ インスツルメント（RSI）を含む）	91,629	105,733
- ブルガリア向けSMEイニシアチブ	87,104	93,965
- InnovFin エクイティ	77,164	60,177
- 欧州近隣パートナーシップ枠組み（ENPI）	72,537	77,135
- マルチ・アニュアル・プログラム（MAP） エクイティ	64,594	53,751
- フィンランド向けSMEイニシアチブ	62,275	67,943
- SMEG 2007	56,658	64,996
- エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス 商品	53,438	53,745
- 国際開発協力機構（AECID）	53,087	56,952
- 加盟候補国向け支援制度（IPA）II	52,626	36,137
- 文化・クリエイティブ部門保証ファシリティ	52,087	43,435
- 深化した包括的自由貿易協定地域（DCFTA）	50,740	52,269
- 西バルカン諸国企業開発および新規事業育成 ファシリティ（WB EDIF）	46,649	48,560
- NPI	43,245	13,349
- 近隣インベストメント・ファシリティ（NIF） 信託基金	38,259	42,483
- 欧州戦略投資基金（EFSI）- 欧州投資アドバイザ リー・ハブ（EIAH）	35,559	16,633
- 近隣インベストメント・ファシリティ（NIF） リスク資本ファシリティ	35,454	28,563
- マルチ・アニュアル・プログラム（MAP） ギャランティー	30,652	30,445
- グレーター・アナトリア・ギャランティー・ ファシリティ（GAGF）	30,060	30,781
- マルタ向けSMEイニシアチブ	26,629	20,779
- 欧州地中海投資パートナーシップ制度（FEMIP） 信託基金	21,864	27,577

連結オフ・バランスシート（続き）

2021年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

	2021年12月31日	2020年12月31日
- 連邦経済技術省	19,680	18,031
- 多地域保証プラットフォーム・イタリア（AGRI）	17,297	17,400
- EPTA信託基金	15,659	19,509
- 自然環境保護資金調達ファシリティ	10,274	10,731
- 技術移転アクセラレーター（TTA）トルコ	9,113	5,938
- BIF	3,907	4,623
- ドイツ・コロナ・マッチング・ファシリティ （CMF）	3,630	62,423
- 学生ローン保証ファシリティ	3,570	4,550
- グローバル・エネルギー効率・ 再生可能エネルギー基金（GEEREF）	3,457	3,548
- ポーランド・グロス・ファンド・オブ・ ファンズ（PGFF）	2,990	2,575
- ドイツ未来基金成長ファシリティ	2,849	0
- スペイン向けSMEイニシアチブ	2,022	2,018
- ドイツのためのメザニン・ダッハ・ファンド （MDD）	1,809	2,157
- アルプス地域成長投資プラットフォーム （AlpGIP）	1,409	1,521
- LfA-EIFファシリティ	1,115	1,826
- EU貿易振興・競争力向上プログラム	968	1,056
- GEEREF技術支援ファシリティ	775	727
- 中央ヨーロッパ・ファンド・オブ・ファンズ	526	1,409
- 技術移転パイロット・プロジェクト（TTP）	516	471
- 欧州技術ファシリティ	412	1,068
- G43信託基金	284	284
- グリーン・フォー・グロス・ファンド（GGF）	7	7
- ギャランティー・ファンド	0	2,855,047
- 欧州議会準備行動（EPPA）	0	11
	22,212,159	16,948,619
その他の項目：		
- 金利スワップ契約の想定元本（注V.1.2）	559,081,060	538,995,110
- 通貨スワップ契約（受取）の想定元本 （注V.1.1）	247,683,252	223,256,109
- 通貨スワップ契約（支払）の想定元本	245,975,779	226,957,983
- 短期通貨スワップ契約（受取）の想定元本 （注V.2）	25,123,575	22,374,714
- 短期通貨スワップ契約（支払）の想定元本	24,956,095	22,471,884
- 先物契約の想定元本（注V.2）	8,274,106	0
- 為替予約取引の想定元本（注V.2）	402,384	551,359
- EIFの少数株主に付与されたプット・オプション （注E.2）	340,341	819,467
- 借入債務支払に係る特別預け金（注S）	582	810

（*）運用資産は、利用可能な最新の数値に基づいて、オフ・バランスシート項目として開示されている。比較対象数値は、利用可能な最新の情報を反映するために修正再表示されることがあり得る。

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結損益計算書

2021年12月31日終了事業年度

(単位：千ユーロ)

	2021年	2020年
1. 受取利息および類似収益（注N）	16,473,694	18,049,312
2. 支払利息および類似費用（注N）	-13,285,486	-14,980,625
3. 証券からの収益	838,815	275,473
4. 受取手数料（注O）	573,701	484,530
5. 支払手数料（注O）	-434,377	-327,649
6. 金融業務損益（注P）	51,958	-176,808
7. その他の業務収益および費用の純額（注Q）	-1,397	5,557
8. 一般管理費（注R）		
a) 人件費（注L）	-1,371,657	-1,013,949
b) その他の管理費	-288,287	-264,271
	-1,659,944	-1,278,220
9. 有形・無形資産に係る評価損益（注F）		
a) 有形資産	-28,909	-29,240
b) 無形資産	-21,035	-18,010
	-49,944	-47,250
10. 固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券および参加持分に係る（再）評価損益	16,618	-8,350
11. 貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益	178,967	-222,137
12. 当期純利益	2,702,605	1,773,833
13. 少数株主に帰属する当期利益	55,151	23,980
14. EIB株主に帰属する当期利益	2,647,454	1,749,853

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

連結キャッシュ・フロー計算書

2021年12月31日終了事業年度

(単位：千ユーロ)

	2021年	2020年
A. 営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益	2,702,605	1,773,833
調整額：		
貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益	-178,967	222,137
固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券および		
参加持分に係る（再）評価損益	-16,618	8,350
有形・無形資産に係る評価損益および償却（注F）	50,052	47,300
株式およびその他の変動利付証券に係る（再）評価損益（注E.2）	-84,609	158,115
正味受取利息（注N）	-3,188,208	-3,068,687
為替調整額	79,838	10,530
営業活動による損失	-635,907	-848,422
金融機関および対顧客貸付金および預け金の実行額	-37,670,096	-51,605,321
金融機関および対顧客貸付金および預け金の返済額	50,381,755	48,874,685
その他の貸付金および預け金の変動額（注C）	8,658,820	12,798,500
ルクセンブルク中央銀行の最低預金準備率を充足するための		
預け金の変動額（注B.1）	-35,110	1,621
財務運用ポートフォリオの変動額	-9,007,313	510,394
金融機関および顧客に対する債務の変動額（注J）	7,276,336	9,134,010
年金制度および健康保険制度の引当金の変動額（注L）	692,202	408,985
保証業務に係る引当金の変動額（注D.4）	16,692	2,825
その他の資産およびその他の負債の変動額（注G）	-289,028	-58,063
前払金および未収収益ならびに未払金および繰延収益の変動額	1,375,527	-2,176,485
利息受取額	16,107,529	17,575,162
利息支払額	-12,257,300	-14,262,269
営業活動による / （で使用した）正味現金	24,614,107	20,355,622
B. 投資活動によるキャッシュ・フロー：		
期中に購入した長期HQLAポートフォリオの有価証券	-385,243	0
期中に満期償還または売却された長期HQLAポートフォリオの有価証券	701,588	61,000
負債証券ポートフォリオに含まれる代替貸付金およびEIFの		
ABSポートフォリオの購入	-2,266,247	-3,109,456
負債証券ポートフォリオに含まれる代替貸付金およびEIFの		
ABSポートフォリオの償還	4,335,592	3,307,500
株式およびその他の変動利付証券取得額（注E.2）	-2,627,018	-2,116,091
株式およびその他の変動利付証券売却額（注E.2）	2,217,195	1,159,662
参加持分取得額（注E.2）	-93,908	-69,368
参加持分売却額（注E.2）	128,668	34,803
有形・無形資産の購入（注F）	-63,109	-62,285
投資活動による / （で使用した）正味現金	1,947,518	-794,235

連結キャッシュ・フロー計算書（続き）

2021年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	2021年	2020年
C.財務活動によるキャッシュ・フロー：		
債務証券借入の発行（注K）	100,348,462	150,299,236
債務証券借入の償還（注K）	-107,709,303	-150,160,396
加盟国の拠出	319,700	159,850
EIF株式購入／応募	484,363	-13,267
EIF株式売却	0	7,510
財務活動による／（で使用した）正味現金	-6,556,778	292,933
キャッシュ・フローの要約表：		
現金および現金同等物期首残高	48,074,653	29,709,759
以下による正味現金：		
営業活動	24,614,107	20,355,622
投資活動	1,947,518	-794,235
財務活動	-6,556,778	292,933
保有現金に係る為替調整	1,041,968	-1,489,426
現金および現金同等物期末残高	69,121,468	48,074,653
現金および現金同等物の内訳：		
現金、中央銀行および郵便局預け金（ルクセンブルク中央銀行の 最低預金準備率を充足するための預け金を除く）（注B.1）	1,338,806	725,794
短期金融市場証券（注B.2）	142,403	2,801,772
金融機関および対顧客貸付金および預け金：		
要求払	797,488	613,764
その他の貸付金および預け金（注C）	66,842,771	43,933,323
	69,121,468	48,074,653

添付の注記は本連結財務書類に不可欠の部分である。

[次へ](#)

欧州投資銀行グループ

連結財務書類に対する注記

2021年12月31日現在

欧州投資銀行（「EIB」）は、1958年にローマ条約により、欧州連合（「EU」）の長期貸付銀行として設立された。EIBの任務は、EU加盟国の統合、均衡の取れた発展、経済的および社会的な結束に貢献することである。EIBは、資本市場で多額の資金を調達し、それらの資金をEU政策目標を促進するプロジェクトに有利な条件で貸し付けている。EIBは継続的に、その業務をEU政策の展開に適合させている。

登記上の事務所所在地は、98-100, boulevard Konrad Adenauer, L-2950 Luxembourgである。

EIBと子会社を合わせて「グループ」または「EIBグループ」と総称する。

EIBの子会社については、注E.1に開示されている。

注A：重要な会計方針

A.1. 作成基準

A.1.1. 会計原則

欧州投資銀行の連結財務書類（「本財務書類」）は、銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関する1986年12月8日付欧州共同体理事会86/635/EEC指令書（特定の業種の会社、銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関する2001年9月27日付2001/65/EC指令書、2003年6月18日付2003/51/EC指令書および2006年6月14日付2006/46/EC指令書により改正済）（以下、「指令書」と総称する）の一般原則に準拠し、継続企業の前提に基づいて作成されている。

経営委員会の提案を受け、理事会は2022年3月10日に本財務書類を採択し、2022年4月22日までにこれを総務会に提出して承認を求めることを承認した。

グループは、欧州連合が承認した国際財務報告基準（「IFRS」）に従って作成した連結財務書類も公表している。

A.1.2. 重要な会計上の判断および見積り

本財務書類を作成するにあたり、経営委員会は報告されている収益、費用、資産、負債ならびに偶発資産および偶発債務の開示に影響する見積りおよび仮定を立てることが求められている。入手可能な情報の使用、および判断の適用は、見積りに特有のものである。将来の実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があり、これらの差異は本財務書類に対して重要なものとなる可能性がある。

最も重要な判断および見積りは、次のとおりである。

貸付金および預け金ならびに代替貸付金に係る評価損益

グループでは、報告日ごとに貸付金および預け金ならびに代替貸付金を検証し、評価調整に係る引当金を計上すべきか否かを評価している。特に、引当金所要額を算定するにあたっては、将来キャッシュ・フローの金額と発生時期の見積りにおいて経営陣の判断を要する。こうした見積りは多くの要素に関する仮定に基づいており、実際の結果は見積りと異なることがあり、結果として、将来、引当金の変動する場合もある。個別に重要な貸付金および預け金ならびに代替貸付金に対する個別引当金の他に、個別引当金を計上する必要があると具体的に特定されていないものの、貸付金および預け金

ならびに代替貸付金のデフォルト・リスクが付与された当初よりも高まっているエクスポージャーに対して、グループは集合的引当金を計上するためのテストも実施している（注A.2.7を参照）。

株式およびその他の変動利付証券ならびに参加持分に係る評価損益

取得原価と時価のいずれか低い方を決定するために、EIBは、各報告日において間接的な持分投資を見直し、評価損益を計上すべきかどうかを評価する。特に、EIBは、(i) 適用される業界のガイドラインおよび基準に基づく入手可能な最新のファンド・マネージャー・レポートを考慮することにより、(ii) 他の同等のガイドラインまたは基準に基づいて算出されたNAVにより、または(iii) ファンド・マネージャーから提供された情報に基づいて内部的に、間接的な持分投資のNAVのEIB帰属部分を決定する。ほとんどの原投資の公正価値は、容易に確認可能な時価がない状況で見積られている。評価額に内在する不確実性および現在の市場の状況により、将来における実際の結果はファンド・マネージャーが見積もった評価額とは異なる可能性があり、かかる差異は財務書類に重要な影響を及ぼす可能性がある。また、貸借対照表日後にのみ利用可能な帰属するNAVは、経営陣が財務書類に重大な影響を与えると判断した場合にのみ考慮される（注A.2.8参照）。

保証業務に係る引当金

グループは、金融保証契約を、予想プレミアムの正味現在価値（「NPV」）または当初予想損失に対応する公正価値で当初認識している。その後金融保証は、対応する損失引当金と、当初認識時の受取プレミアムから認識済収益を控除した額のいずれか高い方の金額により、将来の予想プレミアムの正味現在価値の不足額として測定される（注A.2.14を参照）。

年金および他の退職給付

確定給付年金制度および他の退職後医療費給付に係る費用は、数理計算上の評価を用いて算定する。数理計算上の評価に際しては、割引率、死亡率、ならびに将来の給与および年金の増加に関する仮定を行う。これらの制度は長期にわたるため、こうした見積りは重要な不確実性を伴う（注A.2.11を参照）。

A.1.3. EIBの英国に対するエクスポージャー

2017年3月29日、英国は、欧州連合条約（「TEU」）第50条に従って欧州連合（「EU」）から離脱する決定を欧州理事会に通知した。英国は、TEU第50条および「グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国の欧州連合および欧州原子力共同体からの離脱協定」（「離脱協定」）に基づき、2020年2月1日をもってEU加盟国でなくなった。英国のEUからの離脱により、英国は自動的に欧州投資銀行（「EIB」）の構成員でなくなり、応募済資本金の分担も終了した。

2020年2月1日より、EIBの応募済資本金における英国の分担金は、その全額につき、残りのEU加盟国が按分負担する増資をもって差し替えられた。この資本の差替え（均衡的資本差替え）は、EIBにおける英国の応募済資本金の払込請求済部分に加え、払込未請求部分も対象とするものであった。払込請求済部分の差替えは、EIBの準備金を払込請求済の応募済資本金に振り替えることで賄われた。増資の結果、残りの各EU加盟国において、EIBの応募済資本金の払込未請求（請求可能）持分が按分で増加した。

また、ポーランドおよびルーマニアのEIBに対する応募済資本金が、それぞれ5,386,000,000ユーロおよび125,452,381ユーロ引き上げられた。この増資（非均衡的増資）は、英国のEU離脱から1ヵ月後の2020年3月1日に効力を生じた。ポーランドとルーマニアは、EIBの応募済資本金の増加分の払込請

求済部分につき支払いを行うものとし、10回の均等分割により半年ごとにEIBの準備金に拠出を行っていく。

なお、英国のEU離脱に伴うEIB定款の数多くの変更がすでに効力を生じた。EIB定款変更の第一群は、2020年2月1日に効力を生じた。英国がEIBの構成員でなくなったことを反映するこれらの法定の変更には、EIB定款における英国への言及の削除が含まれた。ガバナンス条項のいくつかの変更も同時に効力を生じ、かかる変更には、EIB理事会の代理メンバーの増員、ならびにEIBの業務計画、手続規則および経営委員会の委員の任命の承認に係る特定多数決方式の導入が含まれた。EIB定款変更の第二群は、ポーランドおよびルーマニアからの増資ならびに関連するガバナンスの変更に関するものであり、2020年3月1日に効力を生じた。

英国がEIBの構成員でなくなった結果として、離脱協定には、EIBに関する財務決済を定めるいくつかの規定が盛り込まれている。離脱協定第150条に定める条項に従い、英国は、EIBに対する応募済資本金の従前の分担に従い、EU離脱前のEIBのエクスポージャーについて引き続き責任を負う。これに関連して、2021年12月31日現在で、EU離脱前のEIBのエクスポージャーは506,596百万ユーロとなり、一方、英国の負債の限度額は39,195百万ユーロとなった。

英国は、EIBのその他のリスクについても、それが離脱後の融資に関するものでない限り引き続き責任を負う。また、EIBは、離脱協定第150条に定める条項に従い、EUに代わって、EIBの払込請求済資本金に対する英国の分担金相当額を12回の分割により毎年英国に支払う。英国の払込請求済資本金の払戻しを除き、EIBは、英国がEIBの構成員でなくなることに関連して、または離脱協定の関連条項に定める英国の一部債務の留保を理由として、英国に対してその他の弁済、返金または報酬を支払う義務を負わないものとする。

英国のEU離脱およびその結果としてのEIBの構成員でなくなることは、2020年12月31日現在（上記のEIBの自己資本に対する影響を除く）および2021年12月31日現在の連結財務書類に重要な影響は与えなかった。

A.2. 重要な会計方針の要旨

A.2.1. 外国通貨の換算

グループは、加盟国の資本勘定の測定単位として、そしてグループの財務書類の表示にユーロ（「EUR」）を使用している。

グループは、各欧州連合加盟国の通貨、ユーロおよび非欧州連合通貨で業務を行っている。EIBの財源は様々な通貨建ての出資、借入および利益剰余金によって調達される。

外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。グループのユーロ以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日の実勢為替レート（終値）に基づきユーロに換算される。これらの換算から生じた損益は損益計算書の「金融業務損益」に計上される。

A.2.2. 連結基準

子会社

子会社とは、グループによって直接的または間接的に支配されているすべての企業である。EIBグループは、グループが企業への関与から生じる変動リターンにさらされているか、または変動リターンに対する権利を有しており、かつ、こうしたリターンに対して当該企業への権限を通じて影響を及ぼす能力を有している、その支配下の企業を連結することが義務付けられている。

すべての重要な子会社は連結財務書類に含まれているが、グループにとって重要性のない企業は連結の範囲から除外されている。あらゆる子会社の財務書類は、支配を開始した日から、支配を停止した日まで、連結財務書類に含まれている。

EIBグループの本財務書類は、欧州投資銀行（「EIB」）およびその子会社である欧州投資基金（「EIF」）の財務書類により構成される。子会社の財務書類は、EIBと同じ報告年度について作成され、EIBと一貫した会計方針に基づいている。

少数株主持分

EIBの子会社における少数株主持分は、グループが直接的にも間接的にも所有していない損益および純資産の部分を表し、連結貸借対照表上の「少数株主に帰属する持分」および連結損益計算書上の「少数株主に帰属する当期利益」で、それぞれ表示されている。

欧州委員会以外のEIFの少数株主が保有する株式に関して、プット・オプションの形態で提供しているコミットメントは、適用される行使価格でオフ・バランスシートに計上されている。

連結上消去される取引

貸借対照表および損益計算書上の勘定を合算した後、グループ内取引から生じたグループ内の残高、取引、収益および費用をすべて相殺消去している。

代理人または受託者の資格で保有されている資産はグループの資産ではなく、注Zに記載されている。

A.2.3. デリバティブ

グループは、金利リスクおよび外貨リスクのエクスポージャーを管理するため、デリバティブ商品（主に通貨スワップおよび金利スワップ）を資産負債管理（「ALM」）活動の一環として使用している。すべてのデリバティブ取引は、想定元本により、取引日にオフ・バランス項目として計上されている。

グループのスワップの大部分は、債券発行および長期HQLAポートフォリオ（「LTHP」）の国債をヘッジする目的で締結されている。グループは、通貨スワップおよび金利スワップを締結し、これにより借入資金を当初別の通貨に交換し、満期時には借入返済に必要な資金を元の通貨で入手し、または借入もしくは国債の金利ポジションを変更する。

またグループは、貸付金のヘッジの一環として、またはグローバルなALMポジションのために通貨スワップ、金利スワップおよびオーバーナイト・インデックス・スワップを行っている。これに関する利息は、関連期間に対する比例配分で計上されている。

グループは、財務オペレーションの一部としての為替スワップを主とした短期デリバティブ金融商品を使用するほか、アクティブ運用ポートフォリオ（有価証券流動性ポートフォリオ）をヘッジする手段としてのデリバティブも利用している。

A.2.3.1. 有価証券流動性ポートフォリオのデリバティブ

有価証券流動性ポートフォリオ（「SLP」）の一部として、デリバティブが締結され、貸借対照表に時価で計上される。すなわち、その時価が正の値の場合には、「その他の資産」に、負の値の場合には、「その他の負債」に計上される。時価の変動は、「金融業務損益」に含まれている。時価は、市場の公表価格、ディスカウント・キャッシュ・フロー・モデルおよびオプション価格モデルにより入手している。オプション価格モデルには、現在の市況および原資産の契約価額と同様に、時間的価値、イールドカーブおよび原資産のボラティリティが考慮される。

デリバティブ金融商品の金利は、関連期間に対する比例配分で「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」の勘定科目に計上される。

金利スワップ

金利スワップは、金利ポジションを修正するために締結される。金利スワップにおける受取利息および支払利息は関連期間に対する比例配分で計上され、損益計算書では「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」に計上される。金利スワップの時価が正の値の場合には、「その他の資産」に、負の値の場合には、「その他の負債」に計上される。時価の変動は、「金融業務損益」に含まれている。

先物契約

金利および債券の先物契約（先物）は、政府債およびその他の債券への投資から発生するエクスポージャーをヘッジするために締結される。先物は高度に標準化されたデリバティブ契約であり、規制対象市場で取引され、日次での証拠金要件が適用される。先物契約の時価が正の値の場合には、「その他の資産」に、負の値の場合には、「その他の負債」に計上される。時価の変動は、「金融業務損益」に含まれている。

A.2.3.2. その他のデリバティブ

通貨スワップ

通貨スワップ契約は、通貨ポジションを調整するために締結される。通貨スワップの直物レッグの再評価は、「未払金および繰延収益」または「前払金および未収収益」で相殺されている。通貨スワップの先渡レッグは決済金額でオフ・バランスシート処理されており再評価されていない。直物金額と先渡金額の決済差額として生ずるプレミアム/ディスカウントは、損益計算書の「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」を通じ、関連期間に対する比例配分で償却される。

金利スワップ

金利スワップ契約は、金利ポジションを修正するために締結される。ヘッジのための金利スワップは再評価されず、その想定元本はオフ・バランスシートに計上される。金利スワップにおける受取利息および支払利息は関連期間に対する比例配分で計上され、損益計算書では「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」に計上される。

為替予約取引

為替予約取引は、将来の通貨ポジションを調整するために締結される。先渡レッグは、決済金額でオフ・バランスシート処理されており再評価されていない。直物金額と先渡金額の差額は、損益計算書の「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」を通じ、関連期間に対する比例配分で償却される。

デリバティブ金融商品の金利は、関連期間に対する比例配分で「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」の勘定科目に計上される。

A.2.4. 金融資産および金融負債

金融資産および金融負債は決済日基準で計上されている。

A.2.5. 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、連結キャッシュ・フロー計算書に開示されており、手許現金、非拘束性の中央銀行預け金、要求払い預け金および取得日から3ヵ月以内に当初の満期日が到来する流動性の高い短期金融市場証券または定期預金から構成されている。これらの金融商品は、その価値変動リスクが軽微であり、容易に現金化が可能であり、グループは短期的な契約債務の管理に使用している。

A.2.6. 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券ならびに確定利付証券を含む負債証券

A.2.6.1. 長期優良流動資産(HQLA)ポートフォリオ(「LTHP」)

従来の長期ヘッジポートフォリオ(「LTHP」)は、2021年に長期優良流動資産(HQLA)ポートフォリオ(「LTHP」)に改編された。この改編とは、特に、ポートフォリオの規模、新たな適格通貨および承認されている投資の範囲の変更等である。この新ポートフォリオで購入した有価証券で、満期まで保有する目的で保有しているものに関するビジネスモデルに変更はない。この新しい改編の下では、以下によって発行または保証された有価証券への投資が認められる。

- 欧州連合加盟国政府およびアメリカ合衆国(USA)政府
- 欧州連合、欧州安定メカニズム、欧州金融安定基金

これらの有価証券は、当初、購入価額で計上される。一時的でない評価損益は計上されている。購入価格と償還価額との差額は、有価証券の残存期間にわたり、関連期間に対する比例配分で「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」として計上される。

A.2.6.2. 運用ポートフォリオ

短期財務ポートフォリオ(「TMP」)

適切な水準の流動性を維持するため、EIBは満期が12ヵ月以内の短期金融商品、特に短期国庫証券および公共機関や金融機関が発行した譲渡可能負債証券を購入している。短期財務ポートフォリオの有価証券は、最終満期日まで保有されるもので、当初は購入価格で計上され、その後は償却原価で本財務書類に計上される。購入価格と償還価額との差額は、有価証券の残存期間にわたり、関連期間に対する比例配分で「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」として計上される。評価損益は、一時的ではない場合、「固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券および参加持分に係る(再)評価損益」に計上される。

有価証券流動性ポートフォリオ(「SLP」)

SLPは、政府、国際機関、金融機関および企業が発行または保証した上場負債証券で構成されている。このポートフォリオは主にアクティブ運用され、ポートフォリオ内の有価証券は取得原価で当初認識され、その後は財務書類に時価で表示される。時価の変動は、損益計算書の「金融業務損益」に計上される。

SLPの時価は、第一情報源としての活発な市場における公表相場価格に基づいている。入手できる公表相場価格がない金融商品については、市場参加者からの提示価格、および/または評価手法もしくはモデルを使用して、時価を決定している。評価手法もしくはモデルは観察可能な貸借対照表日現在の実勢市場データに基づくことが可能である場合に用いられる。

EIF運用ポートフォリオ

EIF運用ポートフォリオは、残存期間が10年以内の上場負債証券で構成されている。これらの有価証券は償却原価で測定されている。

A.2.6.3. 代替貸付金およびABSポートフォリオ・EIF

代替貸付金およびABSポートフォリオ・EIFは、主に特別目的事業体（「SPV」）、信託事業体または金融機関が発行した債券、ノートあるいは証書の形の債務で構成されている。これらの有価証券は満期保有目的として分類されており、当初購入価格で計上され、その後は償却原価で評価されている。購入価格と償還価額との差額は、有価証券の残存期間にわたり、関連期間に対する比例配分で「受取利息および類似収益」として計上される。一時的でない評価損益は、個別に計上されている。減損しているが、そのように認識されていない契約を捕捉するために、それぞれ発生はしているが報告されていない損失について、集合的な評価損益が計上されている。個別および集合的な評価損益は、損益計算書に「固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券および参加持分に係る（再）評価損益」として計上され、貸借対照表上は対応する資産項目から減算されている。

代替貸付金の未実行部分は、名目値でオフ・バランスシートに記録される。

A.2.6.4. 優先債権者の地位（「PCS」）

EU一次法優位の原則および、EIB定款に定められているEIBの財産があらゆる形の接収および収用から免除されるものとする旨の原則は、満期時における欧州連合加盟国のソブリン・エクスポージャーの全額回収を保証するとみなされる。この財務保護および優先債権者としての地位により、欧州連合加盟国のソブリン・エクスポージャーまたは欧州連合加盟国の保証についての信用リスクも減損も発生しない。しかし、他の債権者と同様に、EIBは欧州連合加盟国ソブリン発行体の負債性金融商品に含まれる集団行動条項（「CAC」）に基づいた多数による決定事項に拘束される。

A.2.7. 金融機関および対顧客貸付金および預け金

A.2.7.1. 貸付金および預け金

貸付金および預け金は、正味実行額をもってグループの資産に計上される。期末における貸付金残高について、その全額または一部の金額につき回収不能のリスクがある場合、個別の評価損益が計上されている。減損しているが、そのように認識されていないポートフォリオの貸付金を捕捉するために、または発生しているがまだ報告されていない損失について、集合的な評価損益が計上されている。これらの評価損益は、関連資産と同じ通貨で把握される。

評価損益は「貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益」として損益計算書に計上されており、貸借対照表の対応する資産項目から減算されている。

貸付金および預け金の未実行部分は、名目値でオフ・バランスシートに記録される。

A.2.7.2. 貸付金利息

貸付金利息は、発生主義で、すなわち貸付期間にわたって、損益計算書に計上される。未収利息は、貸借対照表の資産の「前払金および未収収益」勘定に計上される。これらの貸付金利息の評価損益は、グループの経営陣が個別に決定し、貸借対照表の適当な資産項目から控除される。

不良債権に関しては、評価損益が生じた場合、当初の契約条件に基づく未収利息の計上は停止される可能性がある。

A.2.7.3. リバース・リパーチェス取引（リバース・レボ）

リバース・リパーチェス取引は、担保有価証券を提供する金融機関に対してグループが流動資金を貸し出す取引である。双方の当事者は、確定日に確定金額で取引を行うという取消不能の契約を結ぶことになる。

この取引は、支払引替渡しの原則に基づき行われる。すなわち流動資金の借手は、契約価額での決済と引き換えに、グループの保管業者に有価証券を引き渡すのである。これによってグループに金融市場と連動したリターンが発生する。

こうした種類の業務は、グループの目的から、保証された金利が付加された貸付とみなされる。これらの取引は一般的に有担保金融取引として取り扱われるため、提供または受領した現金額に未収（経過）利息を加えた金額で計上されている。リバース・レポは、連結貸借対照表の資産側の「金融機関貸付金および預け金： b) その他の貸付金および預け金」に額面金額で計上される。

リバース・リパーチェス契約に基づいて受け取った有価証券は、有価証券に含まれる契約上の権利を支配できない限り、連結貸借対照表において認識されない。グループは、これらの受け取った有価証券の市場価格を日々管理しており、原契約に従い追加担保を要求する。

リバース・リパーチェス契約に係る利息は、それぞれの契約の期間にわたり「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」として計上される。

A.2.7.4. 利子補助金

前受利子補助金（注Iを参照）は繰り延べられ、補助金支給対象貸付金の実行から返済までの期間にわたって、損益計算書で認識される。

A.2.7.5. 定期預金および要求払預金（「預金」）

預金とは、EIBが一定期間、または当事者間で合意した収益に対して要求払いで、金融機関または顧客に流動性のある資金を貸し付ける業務である。預金は、法定貸借対照表の資産側の「金融機関貸付金および預け金： その他の貸付金および預け金」に額面金額で計上される。

預金に係る利息は、預金期間にわたり「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」として計上される。

A.2.8. 株式、その他の変動利付証券および参加持分

グループは、プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業開始、債券ファンド設定、インフラ基金設定、投資基金設定または直接資本の形態での資本参加時に、株式、その他の変動利付証券および参加持分を保有する。これらの投資は当初は取得原価で記録され、返済による資金の還流額が減額される。それらの帳簿価額は、その後の貸借対照表日における測定で、取得原価と時価のいずれか低い方に調整される。

グループが実施する一部の共同投資では、投資は取得原価で当初認識され、純払込額は合意されたウォーターフォールに従って配分された資本返済控除後の出資履行額である。

ファンド・マネージャーから受けた報告に基づき、投資ポートフォリオは、取得原価もしくはEIBに帰属する分の純資産価額（「NAV」）のどちらか低い方の値で個々に評価されるため、ポートフォリオに含まれている可能性があるEIB帰属分の未実現利益は除外される。帰属するNAVは、次のいずれかを、報告日時点で利用可能な場合に優先順位に従い適用して決定される。

- 各ファンド・マネージャーから提出された、利用可能な直近の日におけるNAVのグループの持分
- グループが保有する株式数または口数に、ファンド・マネージャーが報告する利用可能な直近の日の1株当たりまたは1口当たりの価格を乗じた値
- 特定のコンパートメントにおけるグループの所有比率に、最新のファンド・マネージャーの報告に反映された当該特定のコンパートメントの純資産価額（「NAV」）を乗じた値
- 当該ファンドにおけるグループの所有比率に利用可能な直近のファンドNAVを乗じた値

グループが実施する一部の共同投資においては、帰属するNAVは合意されたウォーターフォールの計算に基づいて決定される場合がある。

また、入手可能な直近のNAVの日付から貸借対照表日の間に発生した事象について調整することが重要と経営委員会がみなす場合に限り、EIB帰属分のNAVに対してかかる調整を行う。

これらの投資の未実行だが確約した部分は、名目値でオフバランスシート・コミットメントに計上される。

セカンダリーセール

ベンチャー・キャピタル・ファンドおよび投資ファンドに係るセカンダリーセール取引により、原資産の認識が中止される。セカンダリーセールからの損益は「金融業務損益」に計上され、売却手取額と正味帳簿価額の差異として算出される。

参加持分

EIBグループが自己勘定で取得した株式は、通常ベンチャー・キャピタル事業、債券ファンド、インフラ基金および投資基金への投資である。業界の慣行によれば、そのような投資は概して多数の投資家が応募する投資であり、どの投資家も当該基金の日々の運営および投資活動に対し、個人的に影響力を行使することはできない。結果として、ある投資家がそのような基金の統治機関のメンバーになったとしても、原則的には、それにより当該投資家がその基金の日々の運営に影響を与える権利を手にするものではない。さらに、ベンチャー・キャピタル事業、インフラ基金または投資基金の個別投資家は、資本の払戻しまたはその他の分配に関する配分方針等、基金の方針を決定することがない。一般的にそのような決定は、基金の経営陣と全株主の権利および義務を規定した株主契約に基づき、基金の経営陣が行っている。また一般的に株主間の合意は、個別投資家が基金との間で実質的な取引を行ったり、役員を相互に交換したり、重要な専門情報にアクセスする特権を得たりすることも防止している。EIBは、株式を取得したこうした事業体に対して重要な影響力または共同支配を有しているかを判定するために、判断を伴う包括的な分析を通じて上記の判定基準を評価している。当該事業体に対する重要な影響力または共同支配が存在する場合、当該投資は、「参加持分」として開示される。

グループにより応募済であるがEBRDへの投資について払込未請求の資本は、オフ・バランスシート項目として記録されている。

A.2.9. 有形資産

有形資産には、土地、グループが使用している不動産ならびにその他機械および設備が含まれる。

土地は、取得原価で計上されており、建物は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額で計上されている。ルクセンブルクのキルヒベルクに所在する本店の建物、ならびに同国のワイマールショフの建物の取得原価は、以下のように定額法で減価償却されている。

恒久使用の設備および備品、家具、事務機器ならびに自動車は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額で連結貸借対照表に計上されている。

減価償却費は購入品目ごとに、以下に示されている見積耐用年数の期間にわたって定額法で計算されている。

- キルヒベルクおよびワイマールショフの建物：30年
- 恒久使用の設備および備品：10年
- 家具：5年
- 事務機器および自動車：3年

建設仮勘定資産は、工事が完了し、当該資産が意図された目的のための使用に供されることが可能となるまで、その減価償却累計額は計上されない。

A.2.10. 無形資産

無形資産には、コンピューター・ソフトウェアが含まれている。ソフトウェア開発費は、識別可能性、企業への将来の経済的便益の流入可能性、取得原価測定の信頼性に関する特定の基準を満たした場合に資産計上される。

これらの基準に適合する自社開発のソフトウェアは、償却累計額（完成から3年にわたり定額法で計算）控除後の取得原価で計上されている。

建設仮勘定資産は、作業が完了し、当該資産が意図された目的のための使用に供されることが可能となるまで、その償却累計額は計上されない。

A.2.11. 年金制度および健康保険制度

A.2.11.1. 職員年金制度

グループは、ほぼすべての職員に退職給付を提供するため、確定給付年金制度を運営している。

EIBの主な年金制度は職員とEIBの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全職員が対象とされている。EIBおよびその職員の全拠出額がEIBの資産へ投資されている。

EIFの主要な年金制度は、職員とEIFの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全職員が対象とされている。この制度は、従来の確定拠出年金制度に代わり、2003年3月に実施された。

退職給付債務は、適正な引当水準となるように予測単位積立方式を用いて、少なくとも年に1度は評価を受ける。最新の評価は、2021年9月30日現在の加入者データおよび2021年12月31日までのキャッシュ・フローに基づき、2021年12月31日現在で実施された。保険数理士が用いた主な仮定については、注Lを参照のこと。

グループは、数理計算上の積立過不足累計額の認識に関して、2021年1月1日から非遡及的に会計方針を変更した。

2020年12月31日まで適用された会計方針：

退職給付債務の10%を超過する過年度の数理計算上の積立過不足累計額は、制度加入者の予想平均残存勤続年数（2020年：14.6年）にわたって定額法で認識される。

2021年1月1日から適用されている会計方針：

2021年の会計年度から、退職給付債務の10%を超える当年度の数理計算上の差異の累計額は、7年間にわたり定額法で認識される。引当金が退職給付および健康保険給付の保険数理的価値の償却可能部分に達した場合、それ以上の償却は損益計算書に認識されない。また、引当金が退職給付および健康保険給付の保険数理的価値を超えることとなった場合には、その超過額はその後の期間に損益に算入されることはない。

A.2.11.2. 健康保険制度

グループは職員のため、グループおよび職員の拠出金を原資とする独自の健康保険制度を設けている。この健康保険制度は、注A.2.11.1に記載された職員に対する年金制度と同じ方針によって管理され、会計処理されている。最新の評価は、2021年9月30日現在の加入者データおよび2021年12月31日までのキャッシュ・フローに基づき、2021年12月31日現在で実施された。

A.2.11.3. 経営委員会年金制度

経営委員会年金制度は確定給付年金制度で、グループのみからの拠出金を原資とし、経営委員会委員全員を対象としている。グループからの拠出金は全額グループの資産に投資される。この経営委員会年金制度は、注A.2.11.1に記載された職員に対する年金制度と同じ方針によって管理され、会計処理されている。

A.2.11.4. 任意補足年金制度

任意補足年金制度とは、職員の任意拠出金および使用者の拠出金を原資とする確定拠出年金制度である。対応する負債は「その他の負債」に計上されている。

A.2.12. 金融機関および顧客に対する債務

金融機関および顧客に対する債務は、財務書類において償還額で表示される。金融機関および顧客に対する負債の利息は、発生主義により、「支払利息および類似費用」または金利がマイナスの場合には「受取利息および類似収益」として損益計算書に計上される。経過利息は、負債勘定の「未払金および繰延収益」に含まれる。

グループによるECBの金融政策オペレーションへの参加に関連して、BCLから借り入れた金額は額面金額で計上され、中央銀行からの借入金として、連結財務書類において「金融機関に対する債務 - b) 期日払または通知払」に計上されている。

A.2.12.1. リパーチェス取引（レボ）

リパーチェス取引は、金融機関からグループが流動資金を借り入れ、担保有価証券を提供する取引である。双方の当事者は、確定日に確定金額で取引を行うという取消不能の契約を結ぶことになる。この取引は支払引替渡しの原則に基づいており、これは注A.2.7.3に記載されている。

こうした種類の業務は、グループの目的から、合意された金利が付加された借入とみなされる。これらの取引は一般的に有担保金融取引として取り扱われるため、借入金額に経過利息を加えた金額で計上されている。レボは連結貸借対照表上、「金融機関に対する債務 - b) 期日払または通知払」の下で負債側に名目金額で計上される。

リパーチェス契約に係る利息は、それぞれの契約の期間にわたり「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」として計上される。

A.2.12.2. 担保払込勘定

片務的担保サポート・アネックスに基づき、グループはデリバティブ、貸付および財務ポートフォリオに係るカウンターパーティー信用エクスポージャーを低減するために担保として現金を受領する。受け取った現金担保は、名目金額で計上され、翌日物預金として、連結財務書類において「金融機関に対する債務 - a) 要求払」に表示される。

A.2.13. 債務証券借入

債務証券借入は、償却原価で表示されるゼロ・クーポン債を除き、償還金額で表示されている。取引費用およびプレミアム/ディスカウントは、「未払金および繰延収益」または「前払金および未収収益」を通じて債務の残存期間にわたって定額法により損益計算書で償却される。負債性金融商品の支払利息は、連結損益計算書の「支払利息および類似費用」に計上されている。

A.2.14. 金融保証

金融保証契約は、特定の債務者が、負債性金融商品の当初条件または修正後条件に基づいて期日に支払いを履行できない場合に、発行者に、その商品の保有者に発生した損失を補償するための所定の支払を行うことを義務付ける契約である。

発行済の金融保証は通常、オフ・バランスシート項目として会計処理され開示される。

金融保証による負債純額は、貸借対照表上で「保証業務に係る引当金」に表示されている。保証引当金は、金融仲介機関に対するグループの保証業務または第三者が供与した貸付金に関する保証に内在するリスクに対応するためのものである。

金融保証は、予想プレミアムの正味現在価値（「NPV」）または当初予想損失に対応する公正価値で当初認識される。

当初認識後、金融保証は以下のうちの高い方の金額に対する、将来の予想プレミアムの正味現在価値の不足額として測定される。

- 予想信用損失の額
- 当初認識された公正価値から、認識された収益 / 償却累計額を控除した額

将来の予想プレミアムの正味現在価値が予想支払義務を超過する額を表す未実現利益は、引き続き認識されていない。

金融保証に関連する純負債の増加または減少は、損益計算書上、「貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益」で認識される。

受取プレミアムは、損益計算書の「受取手数料」で認識される。前受手数料は貸借対照表の「未払金および繰延収益」で認識され、金融保証期間にわたって定額法で損益計算書において償却される。

A.2.15. 契約債務引当金

この引当金は、貸付金、インフラ基金および投資基金ならびにプライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業に対するグループの契約済・未実行契約債務に内在するリスクに対応するためのものである。

A.2.16. 準備金

A.2.16.1. 準備基金

定款第22(-1)条で規定されているように、EIBの留保利益より「応募済資本金の10%を上限に、準備基金に段階的に組み入れるものとする」。

A.2.16.2. その他準備金

その他準備金には、グループの残りの留保利益が含まれている。

A.2.16.3. 特別活動準備金

定款第16(-5)条で規定されているように、「EIBの特別活動（中略）には個別に準備金を配分する」。特別活動準備金は、EIBが一般的に受け入れているものよりもリスクの高い活動によって生じる予想外の損失をカバーするために割り当てられた専用準備金であり、ベンチャー・キャピタル業務がこれに含まれる。この準備金は各業務の資本配分に基づき、原資産の推移に応じて月次で計算される。

A.2.16.4. 一般貸倒準備金

2009年、EIBの方針ガイドラインにより、EIBの貸付金および保証ポートフォリオから生じる可能性のある損失に対し、「一般貸倒準備金」が導入された。この準備金は、原資産の推移に応じて月次で計算される。

A.2.17. 前払金および未収収益

当期の支出であるが翌期に関わる費用、および原商品の満期日まで支払いがなされない収益。

A.2.18. 未払金および繰延収益

貸借対照表日以前に支払いを受けるが翌期に帰属する収益、および当期に関連するが翌期に支払う費用。

A.2.19. 受取利息および類似収益

「受取利息および類似収益」には、主に金融機関および対顧客貸付金および預け金、負債性金融商品および短期金融市場商品ならびにデリバティブに係る利息が含まれる。

A.2.20. 支払利息および類似費用

「支払利息および類似費用」には、主に金融機関および顧客に対する負債の利息、ならびに負債性金融商品、短期金融市場商品およびデリバティブに係る支払利息が含まれる。

A.2.21. 証券からの収益

「証券からの収益」は、主に元本を超える当期売却額で構成されている。

A.2.22. 租税

欧州連合に関する条約および欧州連合の機能に関する条約に付属する欧州連合の特権および免除に関する議定書は、欧州連合機関の資産、収益およびその他の財産について、あらゆる直接税を免除すると定めている。

A.2.23. 会計方針の変更

年金制度および健康保険制度：グループは、退職給付債務の10%を超過する数理計算上の積立過不足累計額の認識に関して、2021年1月1日から会計方針を変更した。

この会計方針の変更により、以前の会計方針の適用と比較して、当期純利益は214.0百万ユーロ減少した。注A.2.11.1を参照のこと。

グループは、指令書に示された一般的な健全性の原則に従って、退職給付引当金を、年金制度と健康保険制度の保険数理上の評価とさらに一致させるために、会計方針を変更することを選択した。

注B：現金、中央銀行および郵便局預け金ならびに負債証券ポートフォリオ（単位：千ユーロ）

B.1. 現金、中央銀行および郵便局預け金

現金、中央銀行および郵便局預け金は、2021年12月31日現在1,483,285千ユーロ（2020年：835,163千ユーロ）である。

EIBは、ユーロ・システムの金融政策オペレーションにおける適格カウンターパーティーであることから、EIBも欧州中央銀行の金融政策オペレーションに参加するようになった。EIBは、最低預金準備率を充足するために預け金を置いているルクセンブルク中央銀行を通じて金融政策オペレーションを実施する。この預け金残高は、2021年12月31日現在144,479千ユーロ（2020年：109,369千ユーロ）である。

B.2. 負債証券ポートフォリオ（単位：千ユーロ）

負債証券ポートフォリオは、長期HQLAポートフォリオ（「LTHP」）、短期財務ポートフォリオ（「TMP」）、有価証券流動性ポートフォリオ（「SLP」）、代替貸付金ポートフォリオならびにEIFのABSポートフォリオおよび運用ポートフォリオにより構成されている。

これらポートフォリオの2021年および2020年12月31日現在の詳細は、以下のとおりである。

	2021年12月31日	2020年12月31日
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	37,160,351	32,073,906
確定利付証券を含む負債証券	11,971,268	12,808,690
負債証券合計 ^(*)	49,131,619	44,882,596

(*) うち非上場分は、2021年12月31日現在6,550,937千ユーロ（2020年：9,766,074千ユーロ）であった。

2021年12月31日現在	購入価額	帳簿価額	評価損益	未償却 プレミア ム/ディス カウント	償還価値	時価 ^(**)
LTHP	1,384,662	1,340,985	0	-97,342	1,243,643	1,418,398
TMP	22,484,695	22,434,606	0	-35,118	22,399,488	22,435,374
SLP	4,761,521	4,733,721	0	0	4,714,307	4,733,721
運用ポートフォリオ - EIF	2,302,307	2,289,463	0	-48,327	2,241,136	2,282,898
資産担保証券ポートフォリオ - EIF	409,395	381,153	0	0	381,153	380,709
代替貸付金（注D）	17,993,220	17,951,691	1,243	-6,339	17,946,595	18,033,089
負債証券合計(*)	49,335,800	49,131,619	1,243	-187,126	48,926,322	49,284,189

(*) うち現金および現金同等物142,403千ユーロ

(**) 時価には経過利息は含まれない。

2020年12月31日現在	購入価額	帳簿価額	評価損益	未償却 プレミアム/ディス カウント	償還価値	時価 ^(**)
LTHP	1,685,874	1,624,791	0	-64,803	1,559,988	1,743,413
TMP	17,611,913	17,580,727	0	-22,545	17,558,182	17,583,528
SLP	4,143,518	4,167,007	0	0	4,111,766	4,167,007
運用ポートフォリオ - EIF	1,194,317	1,187,076	0	-17,619	1,169,457	1,203,251
資産担保証券ポートフォリオ - EIF	413,594	321,642	0	0	321,642	322,417
代替貸付金（注D）	20,044,919	20,001,353	1,266	-9,990	19,992,629	20,368,520
負債証券合計 ^(*)	45,094,135	44,882,596	1,266	-114,957	44,713,664	45,388,136

(*) うち現金および現金同等物2,801,772千ユーロ

(**) 時価には経過利息は含まれない。

代替貸付金は、証券化取引に関連する貸付金または債権のプールにおける持分の取得を表しており、貸付金総額（注D）の一部とみなされる。こうした取引の一部は、与信またはプロジェクト関連の救済措置を付加した上で組成されているため、追加的な償還請求手段が備わっている。2021年12月31日現在で、1件の取引（2020年：1件の取引）について個別の評価損益1,243千ユーロ（2020年：1,224千ユーロ）が計上された。2020年度に、代替貸付金ポートフォリオに対するCOVID-19の影響を捕捉するために計上された集合的な評価損益42千ユーロは、2021年12月31日現在で戻し入れられた。

債券保有における欧州連合加盟国ソブリン債に対するエクスポージャー

EIBおよびEIFの優先債権者の地位ならびにEIB定款による保護を考慮し、また評価調整要件の詳細な見直しの結果、グループは、期末現在の満期保有目的EU加盟国ソブリン債およびEU加盟国ソブリン保証債のエクスポージャーに関して、2021年度および2020年度に評価損益を計上しなかった。

下表は、2021年および2020年12月31日現在のグループの負債証券ポートフォリオ（代替貸付金およびEIFのABSポートフォリオを含む）における、EU加盟国またはその政府機関が発行または保証する負債証券に対するエクスポージャーを示したものである。

2021年12月31日現在	購入価額	帳簿価額	償還価値	時価
EU加盟国ソブリン債				
オーストリア	60,407	56,707	55,500	56,657
ベルギー	62,150	62,072	62,000	62,114
ブルガリア	41,191	40,768	37,515	40,285
チェコ共和国	426,516	385,879	378,085	390,877
デンマーク	17,615	17,616	17,658	17,616
フランス	1,284,757	1,271,840	1,268,288	1,273,797
ドイツ	992,034	980,836	960,664	1,030,645
ハンガリー	16,827	16,663	16,000	16,585
アイルランド	704,819	705,945	706,339	706,040
イタリア	7,484,756	7,459,403	7,439,999	7,465,218
ラトビア	14,962	14,984	15,000	15,056
リトアニア	32,567	32,071	31,779	32,331
ルクセンブルク	30,218	30,217	30,000	30,293
オランダ	366,403	355,095	348,000	367,345
ポーランド	610,834	609,454	605,758	527,211
ポルトガル	47,184	47,124	46,500	47,237
ルーマニア	88,047	83,733	83,214	83,665
スロバキア	7,960	7,973	8,000	8,167
スロベニア	39,490	39,335	39,000	38,909
スペイン	5,880,531	5,868,301	5,863,235	5,867,975
スウェーデン	96,478	95,644	95,487	95,635
	18,305,746	18,181,660	18,108,021	18,173,658
EU加盟国以外のソブリン債およびその他の債券	31,030,054	30,949,959	30,818,301	31,110,531
合計	49,335,800	49,131,619	48,926,322	49,284,189

2020年12月31日現在	購入価額	帳簿価額	償還価値	時価
EU加盟国ソブリン債				
オーストリア	288,335	286,399	282,408	286,602
ベルギー	180,634	180,300	180,000	180,353
チェコ共和国	614,184	571,803	560,111	615,434
デンマーク	16,259	16,280	16,299	16,280
エストニア	10,026	10,010	10,000	10,010
フィンランド	41,510	41,066	40,000	41,066
フランス	537,815	523,359	516,192	528,678
ドイツ	2,345,313	2,337,531	2,307,758	2,401,193
ハンガリー	10,495	10,471	10,000	10,510
アイルランド	567,651	568,013	567,861	568,279
イタリア	101,745	96,613	95,150	126,003
ラトビア	14,962	14,971	15,000	15,192
リトアニア	17,022	16,940	16,700	17,769
ルクセンブルク	90,837	92,471	95,000	92,471
オランダ	783,954	765,999	754,000	779,276
ポーランド	184,587	184,071	180,671	185,498
ポルトガル	40,130	40,050	40,000	40,095
ルーマニア	10,041	10,022	10,000	10,017
スロバキア	113,208	112,993	113,000	113,348
スロベニア	14,902	14,818	14,000	15,356
スペイン	3,662,501	3,655,147	3,644,290	3,657,666
スウェーデン	62,017	62,377	61,120	62,377
	9,708,128	9,611,704	9,529,560	9,773,473
EU加盟国以外のソブリン債およびその他の債券	35,386,007	35,270,892	35,184,104	35,614,663
合計	45,094,135	44,882,596	44,713,664	45,388,136

注C：金融機関および対顧客貸付金および預け金-その他の貸付金および預け金（単位：千ユーロ）

	2021年12月31日	2020年12月31日
定期預金 ^(*)	60,466,600	44,562,150
要求払預金	388,680	239,935
リバース・レボ	13,894,159	15,473,559
その他の金融機関貸付金および預け金	74,749,439	60,275,644
その他の対顧客貸付金および預け金	677,437	900,604
その他の貸付金および預け金合計	75,426,876	61,176,248
うち現金および現金同等物	66,842,771	43,933,323

(*)2021年のルクセンブルク中央銀行への預け金567億ユーロ（2020年：346億ユーロ）を含む。

注D：貸付金明細表

D.1. 貸付金総額（単位：千ユーロ）

貸付金総額は貸付金の実行済金額と未実行金額で構成されている。分析は以下のとおりである。

	金融仲介機関に 対して実行される 貸付金	最終受益者に 直接実行される 貸付金	2021年12月31日	2020年12月31日
実行済金額	93,556,104	321,907,465	415,463,569	424,646,943
未実行金額	31,936,008	91,041,283	122,977,291	114,063,130
貸付金総額	125,492,112	412,948,748	538,440,860	538,710,073
分割貸付債権	6,007	466,846	472,853	192,470
代替貸付金ポートフォリオ			17,952,934	20,002,619
代替貸付金ポートフォリオを含む貸付金総額（注D.3）			556,866,647	558,905,162

D.2. 貸付金に係る評価損益（単位：千ユーロ）

評価損益の推移の詳細は、以下のとおりである。

	2021年	2020年
1月1日現在	647,769	479,759
当期取崩額 ⁽¹⁾	-229,532	-95,695
当期目的使用額 ⁽²⁾	-31,561	-27,833
当期繰入額 ⁽¹⁾	35,843	307,234
為替調整額	16,489	-15,696
12月31日現在⁽³⁾	439,008	647,769

(1) 2020年のCOVID-19の流行を受けて、グループは貸付金ポートフォリオに対するこのパンデミックの影響の定性評価を実施した。この関連で、カウンターパーティー・レベルで脆弱性評価が行われ、COVID-19危機に関連するエクスポージャーの感応度を評価した。この分析の結果に基づき、それぞれの貸付金の残存期間にわたっての予想信用損失に基づいた74,740千ユーロにのぼる集会的引当金が認識された。

2021年度に、(1) 貸付金ポートフォリオに対するCOVID-19の影響についてのより詳細な評価を可能にする年次カウンターパーティー格付の見直し、および(2) それぞれの貸付金の残存期間の予想信用損失の減少の結果、グループ

はこの集合的引当金は必要ではなくなったとみなした。COVID-19が貸付金ポートフォリオ全体に与える影響の詳細な評価を使用して、個別の評価損益の必要性は適時に評価され、それによって計上されている。

- (2) 2021年度に、グループは貸付金事業 1 件について、一部が引当済のリストラクチャリングを完了した。このリストラクチャリングの結果、2,444千ユーロ（2020年：1 件の貸付金事業において1,317千ユーロ）が既存の引当金から目的使用された。また、グループは 2 件の不良債権事業の売却取引を完了した。この結果、資産売却損22,367千ユーロ（2020年：1 件の貸付金事業において25,336千ユーロ）に既存の引当金が充当された。最後に、グループは貸付金事業 2 件におけるエクスポージャーを償却し、この結果、6,750千ユーロ（2020年：1 件の貸付金事業において1,180千ユーロ）が既存の引当金から目的使用された。
- (3) 評価損益は、延滞を含む実行済貸付金のみに関連している。また、グループは追加的に「前払金および未収収益」に計上されている未収利息について、総額4,919千ユーロ（2020年：14,291千ユーロ）の評価損益を計上している。

D.3. プロジェクトが行われている国別に表示した貸付金の地域別内訳（単位：千ユーロ）

D.3.1. 欧州連合内のプロジェクトに対する貸付金

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年	2020年
				貸付金合計額 に対する割合	貸付金合計額 に対する割合
スペイン	77,399,794	68,942,585	8,457,209	13.90%	15.13%
イタリア	64,854,249	51,097,343	13,756,906	11.66%	11.73%
フランス	63,924,071	48,064,516	15,859,555	11.49%	10.85%
ドイツ	44,557,592	33,671,728	10,885,864	8.01%	8.12%
ポーランド	43,660,661	33,425,632	10,235,029	7.85%	7.54%
ギリシャ	19,914,438	16,057,895	3,856,543	3.58%	3.52%
オランダ	17,040,300	12,359,736	4,680,564	3.06%	2.91%
ベルギー	15,540,904	11,534,467	4,006,437	2.79%	2.72%
オーストリア	15,005,998	13,914,103	1,091,895	2.70%	2.66%
ポルトガル	13,515,255	11,370,793	2,144,462	2.43%	2.50%
スウェーデン	12,187,860	8,626,838	3,561,022	2.19%	2.20%
フィンランド	10,893,129	9,374,998	1,518,131	1.96%	1.98%
ハンガリー	10,031,384	8,147,659	1,883,725	1.80%	1.73%
アイルランド	7,569,481	6,086,841	1,482,640	1.36%	1.32%
チェコ共和国	6,924,345	4,894,445	2,029,900	1.24%	1.25%
ルーマニア	6,751,738	3,962,048	2,789,690	1.21%	1.18%
スロバキア	4,589,460	3,786,032	803,428	0.82%	0.85%
クロアチア	3,952,382	2,882,897	1,069,485	0.71%	0.79%
デンマーク	3,522,232	2,546,485	975,747	0.63%	0.57%
スロベニア	2,841,648	2,183,205	658,443	0.51%	0.56%
キプロス	2,778,108	1,917,758	860,350	0.50%	0.50%
リトアニア	2,745,828	2,515,518	230,310	0.49%	0.49%
ブルガリア	2,210,812	1,935,715	275,097	0.40%	0.40%
エストニア	1,591,185	921,013	670,172	0.29%	0.27%
ラトビア	1,222,553	639,645	582,908	0.22%	0.21%
ルクセンブルク	681,996	225,770	456,226	0.12%	0.15%
マルタ	407,226	273,303	133,923	0.07%	0.08%
小計	456,314,629	361,358,968	94,955,661	81.99%	82.21%

D.3.2. 欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金

D.3.2.1. 候補国

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年	2020年
				貸付金合計額 に対する割合	貸付金合計額 に対する割合
トルコ	9,738,640	9,470,004	268,636		
セルビア	3,354,012	2,287,877	1,066,135		
モンテネグロ	703,172	510,843	192,329		
北マケドニア	470,064	322,446	147,618		
アルバニア	355,661	253,161	102,500		
小計	14,621,549	12,844,331	1,777,218	2.63%	2.85%

D.3.2.2. アフリカ、カリブ海および太平洋地域（「ACP」）諸国

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年 貸付金合計額 に対する割合	2020年 貸付金合計額 に対する割合
セネガル	555,397	216,691	338,706		
ギニア	422,271	84,166	338,105		
マダガスカル	413,694	189,284	224,410		
ザンビア	409,711	121,905	287,806		
ケニア	385,513	183,878	201,635		
ベナン	368,683	65,404	303,279		
アフリカ地域	330,000	330,000	0		
ガーナ	281,976	29,010	252,966		
マラウイ	218,999	62,007	156,992		
モザンビーク	178,480	78,480	100,000		
ナイジェリア	175,000	0	175,000		
ルワンダ	167,000	0	167,000		
カメルーン	162,600	56,600	106,000		
ドミニカ共和国	159,709	47,048	112,661		
レソト	155,645	73,645	82,000		
コートジボワール	152,700	94,524	58,176		
ニジェール	152,370	26,370	126,000		
タンザニア連合共和国	134,561	75,148	59,413		
ウガンダ	110,859	110,859	0		
ブルキナファソ	105,847	52,847	53,000		
アンゴラ	100,000	789	99,211		
マリ	90,769	39,819	50,950		
西アフリカ地域	70,976	70,976	0		
ブルンジ	70,000	42,500	27,500		
フィジー	66,219	0	66,219		
ガンビア	65,000	1,410	63,590		
リベリア	60,105	40,105	20,000		
バルバドス	59,755	10,000	49,755		
カーボベルデ	54,047	52,768	1,279		
パプア・ニューギニア	52,286	30,902	21,384		
ACP地域	50,000	0	50,000		
モーリタニア	42,582	2,582	40,000		
エチオピア	40,000	15,000	25,000		
エスワティニ王国	37,929	28,674	9,255		
セーシェル	37,669	25,169	12,500		
コンゴ民主共和国	27,677	27,677	0		
サントメ・プリンシペ	24,500	0	24,500		
チャド	15,000	0	15,000		
トーゴ	13,374	13,374	0		
ナミビア	9,737	9,737	0		
コンゴ	7,211	7,211	0		
カリブ海地域	5,862	5,862	0		
モーリシャス	4,948	4,948	0		
ドミニカ	1,970	1,970	0		
ベリーズ	1,104	1,104	0		
ボツワナ	662	662	0		
セント・ヴィンセント・グレナディン	129	129	0		
小計	6,050,526	2,331,234	3,719,292	1.09%	0.94%

D.3.2.3. アジア

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年	2020年
				貸付金合計額 に対する割合	貸付金合計額 に対する割合
インド	3,126,038	1,560,702	1,565,336		
中国	2,466,495	1,090,705	1,375,790		
バングラデシュ	635,000	143,401	491,599		
ウズベキスタン	331,991	25,160	306,831		
ネパール	287,059	38,647	248,412		
カンボジア	232,732	68,702	164,030		
ベトナム	206,876	156,376	50,500		
ラオス人民民主共和国	176,983	49,578	127,405		
カザフスタン	166,245	9,324	156,921		
スリランカ	155,386	105,386	50,000		
キルギス	112,000	50,000	62,000		
タジキスタン	107,397	59,034	48,363		
モルディブ	84,842	48,719	36,123		
モンゴル	83,261	57,914	25,347		
パキスタン	50,000	0	50,000		
小計	8,222,305	3,463,648	4,758,657	1.48%	1.34%

D.3.2.4. 潜在的候補国

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年	2020年
				貸付金合計額 に対する割合	貸付金合計額 に対する割合
ボスニア・ヘルツェゴビナ	2,023,320	1,211,729	811,591		
コソボ	202,800	17,000	185,800		
小計	2,226,120	1,228,729	997,391	0.40%	0.38%

D.3.2.5. ラテンアメリカ諸国

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年 貸付金合計額 に対する割合	2020年 貸付金合計額 に対する割合
ブラジル	1,548,264	870,386	677,878		
エクアドル	767,759	430,472	337,287		
アルゼンチン	446,839	113,621	333,218		
パナマ	413,551	367,532	46,019		
ニカラグア	286,967	148,044	138,923		
メキシコ	276,010	276,010	0		
ペルー	208,370	120,078	88,292		
コロンビア	181,882	0	181,882		
ラテンアメリカ地域	167,756	10,595	157,161		
パラグアイ	150,909	95,073	55,836		
ボリビア	112,680	86,398	26,282		
中央アメリカ地域	83,453	83,453	0		
ホンジュラス	78,074	69,100	8,974		
コスタリカ	57,897	57,897	0		
エルサルバドル	35,317	0	35,317		
小計	4,815,728	2,728,659	2,087,069	0.87%	0.81%

D.3.2.6. 欧州自由貿易連合 (EFTA) 加盟国

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年 貸付金合計額 に対する割合	2020年 貸付金合計額 に対する割合
ノルウェー	1,215,090	969,290	245,800		
アイスランド	555,340	555,340	0		
スイス	36,508	21,508	15,000		
小計	1,806,938	1,546,138	260,800	0.32%	0.29%

D.3.2.7. 地中海沿岸諸国

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年 貸付金合計額 に対する割合	2020年 貸付金合計額 に対する割合
エジプト	7,218,622	4,604,067	2,614,555		
モロッコ	5,310,908	3,305,095	2,005,813		
チュニジア	2,696,317	1,721,253	975,064		
レバノン	1,351,965	464,965	887,000		
ヨルダン	1,164,035	565,154	598,881		
イスラエル	872,214	768,612	103,602		
ガザ・西岸地区	422,625	118,722	303,903		
アルジェリア	295,950	295,950	0		
地中海沿岸地域	103,000	100,000	3,000		
シリア・アラブ共和国	81,471	81,471	0		
小計	19,517,107	12,025,289	7,491,818	3.51%	3.38%

D.3.2.8. 海外の属国および属領 (OCT)

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年 貸付金合計額 に対する割合	2020年 貸付金合計額 に対する割合
ニューカレドニア	50,214	14,444	35,770		
シント・マールテン	44,218	5,739	38,479		
仏領ポリネシア	13,382	13,382	0		
小計	107,814	33,565	74,249	0.02%	0.02%

D.3.2.9. 東欧諸国、南コーカサス諸国およびロシア

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年 貸付金合計額 に対する割合	2020年 貸付金合計額 に対する割合
ウクライナ	6,222,290	1,570,092	4,652,198		
ジョージア	1,673,866	929,866	744,000		
モルドバ共和国	725,594	428,477	297,117		
ベラルーシ	533,333	173,333	360,000		
アルメニア	313,914	237,832	76,082		
ロシア連邦	49,458	49,458	0		
アゼルバイジャン	5,446	5,446	0		
小計	9,523,901	3,394,504	6,129,397	1.71%	1.66%

D.3.2.10. 英国

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年 貸付金合計額 に対する割合	2020年 貸付金合計額 に対する割合
英国	32,599,501	31,917,762	681,739		
小計	32,599,501	31,917,762	681,739	5.87%	5.95%

D.3.2.11. 南アフリカ

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年 貸付金合計額 に対する割合	2020年 貸付金合計額 に対する割合
南アフリカ	587,676	543,676	44,000		
小計	587,676	543,676	44,000	0.11%	0.17%

欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金合計	100,079,165	72,057,535	28,021,630	18.01%	17.79%
2021年貸付金合計 ⁽¹⁾	556,393,794	433,416,503	122,977,291	100.00%	
2020年貸付金合計 ⁽¹⁾	558,712,692	444,649,562	114,063,130		100.00%

(1) 代替貸付金（注B.2およびD.1）を含み、分割貸付債権（2021年：473百万ユーロ、2020年：192百万ユーロ）を除く。

D.4. 保証業務に係る引当金

グループが付与した保証に係る引当金は、受益者に対して支払義務を負うと見込まれる損失に対応して認識されている。2021年12月31日現在、こうした引当金は39,332千ユーロにのぼる（2020年：22,640千ユーロ）。

注E：グループの構成、株式、その他の変動利付証券および参加持分

E.1. グループの構成

欧州投資基金

欧州投資基金（「EIF」）は、1994年6月14日にルクセンブルクで国際金融機関として設立された。登記上の事務所所在地は、37B, avenue J.F.Kennedy, L-2968 Luxembourgである。

EIFの主要任務は、十分な自己資本利益率を提供しつつ、以下を通じて欧州連合の目的追求に貢献することである。

- 金融機関に対する中小企業（「SME」）向け融資保証の提供
- 持分投資の取得、保有、運用および処分
- 第三者から受託した特別財源の管理
- 関連業務

EIFの株式資本は普通株式のみで構成され、EIBはEIFの普通株式を直接的に保有しており、保有する所有持分割合は、EIBが保有する議決権に等しい。EIFの設立国または登記国は、主たる事業所の所在地でもある。

EIF株主総会におけるEIFの2021年2月の増資の承認の結果、EIFの授權資本は2021年度中に額面百万ユーロの新株2,870株の発行を通じて、45億ユーロから74億ユーロに増加した。

新株の発行は、以下に詳述するように1応募期間で応募が可能な1回の応募で行われた。応募された新授權株式は、その額面金額の20%について払込が行われている。残りの80%は、EIF株主総会の決定を受けて払込請求を行うことができる。この増資において応募された新授權株式についての申込価格は、外部監査人のレビュー済であり新規発行株式の払込部分を含めた2020年9月30日現在のEIFの財務データに基づいて、代替株式取得約束（「RSPU」）の算式に従い算定された435,970.88ユーロと決定された。EIF定款第5条に沿って、EIFの各株主は、当該増資前で当該株主が出資した株数とEIFの全応募済株数との間の比率に対応して、増資の一部に対して応募する資格を持っていた。その結果として、EIBは2021年2月に約736百万ユーロで、その比例配分部分である1,689株について応募した。

EIBは、EIFの応募済資本金73億ユーロ（2020年：45億ユーロ）の59.40%（2020年：58.82%）を保有している。

2021年度に、EIBはEIF株式の他の投資家からの購入も、他の投資家への売却も行わなかった。この結果、EIBが保有するEIFの株数は2021年1月1日時点の2,647株から、2021年12月31日時点では4,336株へと増加した。

2021年度中、欧州委員会（「EC」）が保有するEIFの応募済株式に関するRSPUは解除されたが、EC以外のEIFの少数株主からの応募済株式に関するRSPUは依然として有効である。

この結果、これらの少数株主が引き受けたEIF株式774株について、EIBはRSPUに基づき、これらの株式を1株当たり439,717.18ユーロで随時買い取る旨申し入れている。この価格は、EIF払込請求済資本金に、資本剰余金勘定、法定準備金、留保利益、公正価値準備金および当期純利益を加え、当期配当金の調整を施した値の1株当たり金額に相当する。合意された算式が、オプションが行使される会計年度のEIFの承認済かつ監査済年次財務書類に適用されている。

オフ・バランスシートに表示されているEIFの少数株主グループに付与されたプット・オプションの名目金額340,341千ユーロ（2020年：819,467千ユーロ）は、国際財務報告基準に準拠して作成された2020年度のEIFに監査済法定決算書に基づいて計算されている。

E.2. 株式、その他の変動利付証券および参加持分（単位：千ユーロ）

	参加持分		株式およびその他の変動利付証券			
	プライ ベート・ エクイティ および ベンチャー・ キャピタル 事業 ⁽¹⁾	プライ ベート・ エクイティ および ベンチャー・ キャピタル 事業 ⁽¹⁾	EBRD持分 ⁽²⁾	投資基金 および インフラ ストラク チャー基金 (1)	その他の 持分投資	合計 ⁽³⁾
取得原価：						
2021年1月1日現在	399,715	6,576,320	157,500	2,568,911	244	9,302,975
当期取得額 ⁽⁴⁾	93,908	1,777,192	0	849,826	20	2,627,038
売却／満期 ⁽⁴⁾	-128,668	-1,816,851	0	-400,344	0	-2,217,195
2021年12月31日現在	364,955	6,536,661	157,500	3,018,393	264	9,712,818
評価損益：						
2021年1月1日現在	-36,527	-464,073	0	-93,262	0	-557,335
当期取得額	-3,838	-94,324	0	-24,996	0	-119,320
当期減少額	20,433	163,348	0	23,986	0	187,334
2021年12月31日現在	-19,932	-395,049	0	-94,272	0	-489,321
純帳簿価額：						
2021年12月31日現在	345,023	6,141,612	157,500	2,924,121	264	9,223,497
2020年12月31日現在	363,188	6,112,247	157,500	2,475,649	244	8,745,640

(1) オフ・バランスシートで開示されている契約済の未実行額は、それぞれ次のとおりである。

株式およびその他の変動利付証券に関連して：

- ・ プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業に対して4,948,960千ユーロ（2020年：4,779,487千ユーロ）
- ・ 投資基金およびインフラ基金に対して3,203,307千ユーロ（2020年：3,273,437千ユーロ）

参加持分に関連して：

- ・ プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業に対して576,951千ユーロ（2020年：611,372千ユーロ）

(2) 157,500千ユーロ（2020年：157,500千ユーロ）は、欧州復興開発銀行（「EBRD」）の資本金に対するEIBの応募額900,440千ユーロに係る2021年12月31日現在のEIBの払込資本である。

(3) 合計額は、株式およびその他の変動利付証券のみを含む。

(4) 「当期取得額」 および 「売却／満期」 の金額には為替変動が含まれている。

2021年12月31日現在、EIBは、EBRDの応募済資本金の3.03%（2020年：3.03%）を所有している。
 3.03%）。国際財務報告基準に準拠して作成されたEBRDの監査済2020年度財務書類に基づいた、EBRDにお
 けるEIBの正味資本持分は541百万ユーロである。

（単位：百万ユーロ）	持分比率（%）	自己資本合計	純損益合計	資産合計
EBRD（2020年12月31日） ^(*)	3.03	17,891	290	69,772

(*) データはEBRDの最新の監査済財務書類に基づいている。

注F：無形・有形資産（単位：千ユーロ）

	土地	ルクセンブルクの建物	家具備品 および設備	有形資産合計	無形資産合計
取得原価：					
2021年1月1日現在	20,145	406,099	70,917	497,161	56,639
当期取得額	0	4,550	18,287	22,837	40,272
当期除却額	0	0	-17,793	-17,793	-17,291
2021年12月31日現在	20,145	410,649	71,411	502,205	79,620
減価償却 / 償却累計額					
2021年1月1日現在	0	-206,342	-42,060	-248,402	-17,360
当期減価償却 / 償却額	0	-9,792	-19,117	-28,909	-21,035
当期除却額	0	0	17,793	17,793	17,183
2021年12月31日現在	0	-216,134	-43,384	-259,518	-21,212
純帳簿価額：					
2021年12月31日現在	20,145	194,515	28,027	242,687	58,408
2020年12月31日現在	20,145	199,757	28,857	248,759	39,279

ルクセンブルクの建物には、新棟の建設に係る原価67,920千ユーロ（2020年：63,370千ユーロ）が含まれており、新棟は、2025年に完成予定である。

注G：その他の資産およびその他の負債（単位：千ユーロ）

その他の資産	2021年12月31日	2020年12月31日
未収金およびその他債権	78,202	18,611
未収EGF管理報酬	26,440	128
デリバティブの公正価値	18,124	967
保証履行請求債権	12,831	12,986
前払給与および手当	2,985	2,780
その他	3,091	1,840
合計	141,673	37,312

その他の負債	2021年12月31日	2020年12月31日
英国への資本の未払戻金 ^(*)	2,895,904	3,195,904
任意補足年金制度（注L）	792,891	721,903
ファースト・ロス一部負担金	202,171	204,070
未払人件費	104,190	100,020
未払金およびその他債務	95,935	75,598
繰延収益	44,856	33,981
貸付金の未達勘定	35,601	43,289
重債務貧困国（HIPC）イニシアチブに係る未払費用 ^(**)	13,596	13,596
デリバティブの公正価値	10,606	36,686
西バルカン諸国のインフラ基金	393	393
その他	68,941	24,311
合計	4,265,084	4,449,751

(*) グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国の欧州連合および欧州原子力共同体からの離脱協定の第150(4)条および2020年6月10日付理事会決定(EU)2020/769による修正に従い、EIBは払込請求済資本金の35億ユーロを2020年10月15日より開始する12回の分割により毎年英国に支払う（最初の11回の分割払いは各300,000,000ユーロで最終回の支払いは195,903,950ユーロ）。2020年10月15日および2021年10月15日に期日を迎えた分割金は全額が決済された。

(**) 重債務貧困国（「HIPC」）イニシアチブ

注H：応募済資本金、グループ自己資本および前年度利益の処分（単位：千ユーロ）

H.1. 連結自己資本および前年度利益の処分

連結自己資本変動計算書	2021年	2020年
資本金：		
- 応募済資本金 ⁽²⁾⁽³⁾	248,795,607	248,795,607
- 払込未請求資本金 ⁽²⁾⁽³⁾	-226,604,892	-226,604,892
- 払込請求済資本金	22,190,715	22,190,715
- 払込請求済だが払込未済の応募済資本金 ⁽³⁾	-344,106	-442,423
- 払込請求済資本金および払込請求済だが払込未済の 応募済資本金	21,846,609	21,748,292
準備金および当期純利益：		
準備基金：		
- 期首残高	24,328,415	24,328,415
- 前年度利益処分額 ⁽¹⁾	551,146	0
- 期末残高	24,879,561	24,328,415
その他準備金：		
- 期首残高	11,888,087	12,792,307
- 払込請求済資本金への振替：均衡的資本差替え ⁽²⁾	0	-3,495,904
- 払込請求済だが払込未済の準備金：ポーランドおよびルーマニア の拠出金 ⁽³⁾	0	1,106,917
- 前年度利益処分額 ⁽¹⁾⁽⁴⁾	897,203	1,493,901
- 所有持分の変動 ⁽⁵⁾	-8,627	-9,134
- 期末残高	12,776,663	11,888,087
- 払込請求済だが払込未済の準備金 ⁽³⁾	-774,842	-996,225
- その他準備金および払込請求済だが払込未済の準備金	12,001,821	10,891,862
特別活動準備金：		
- 期首残高	11,736,896	10,777,675
- 前年度利益処分額 ⁽¹⁾	416,058	959,221
- 期末残高	12,152,954	11,736,896
一般貸倒準備金：		
- 期首残高	2,135,891	2,170,177
- 前年度利益処分額 ⁽¹⁾	-114,554	-34,286
- 期末残高	2,021,337	2,135,891
EIB株主に帰属する当期純利益	2,647,454	1,749,853
EIB株主に帰属する連結自己資本合計	75,549,736	72,591,209
少数株主に帰属する持分	2021年	2020年
- 1月1日現在の残高	932,916	910,980
- 準備金の変動	482,617	-2,044
- 当期損益処分	55,151	23,980
12月31日現在の少数株主に帰属する持分合計	1,470,684	932,916

(1) 2021年4月23日、総務会は、2020年12月31日終了年度のEIBの当期純利益1,712,323千ユーロを準備基金、その他準備金、特別活動準備金および一般貸倒準備金に繰り入れることを決定した。一般貸倒準備金または特別活動準備金からの取崩し／への繰入れが生じているが、これは基礎的業務のリスクの動きに伴うものである。

- (2) 2017年3月29日、英国は、欧州連合条約（「TEU」）第50条に従って欧州連合（「EU」）から離脱する決定を欧州理事会に通知した。英国は、TEU第50条および「グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国の欧州連合および欧州原子力共同体からの離脱協定」（「離脱協定」）に基づき、2020年2月1日をもってEU加盟国でなくなった。英国のEUからの離脱により、英国は自動的に欧州投資銀行（「EIB」）の構成員でなくなり、応募済資本金の分担も終了した。

2020年2月1日より、EIBの応募済資本金における英国の分担金は、その全額につき、残りのEU加盟国が按分負担する増資をもって差し替えられた。この資本の差替え（均衡的資本差替え）は、EIBにおける英国の応募済資本金の払込請求済部分に加え、払込未請求部分も対象とするものであった。払込請求済部分の差替えは、EIBの準備金を応募済資本金に振り替えることで賄われた。増資の結果、残りの各EU加盟国において、EIBの応募済資本金の払込未請求（請求可能）持分が按分で増加した。

- (3) 注H.2を参照のこと。
- (4) EIBの法定利益とグループの連結当期純利益との差額（37,530千ユーロ）は、「EIB株主に帰属するその他準備金」に配分された。
- (5) この残高は、EIF株式の購入／応募および売却に関連するものであった。

H.2. 払込請求済だが払込未済の応募済資本金および準備金

「払込請求済だが払込未済の資本金および準備金」として貸借対照表に表示されている1,118,948千ユーロは、2020年3月1日の非均衡的増資の結果、加盟国であるポーランドおよびルーマニアからの未収額を含んでいる。払込請求済の応募済資本金および準備金への拠出は、それぞれ0.5百万ユーロおよび1.1百万ユーロであった。

当該加盟国から支払われる総額は、10回の均等分割により半年ごとに支払われ、2020年12月31日、2021年6月30日、2021年12月31日、2022年6月30日、2022年12月31日、2023年6月30日、2023年12月31日、2024年6月30日、2024年12月31日および2025年6月30日に支払期日を迎える。

2021年12月31日までに期日を迎えた分割金は全額が決済された。

	2021年12月31日	2020年12月31日
払込請求済だが払込未済の応募済資本金 （ポーランドおよびルーマニア）	344,106	442,423
払込請求済だが払込未済の準備金 （ポーランドおよびルーマニア）	774,842	996,225
合計	1,118,948	1,438,648

注I：前払金および未収収益ならびに未払金および繰延収益（単位：千ユーロ）

前払金および未収収益	2021年12月31日	2020年12月31日
通貨スワップ契約に係る外国為替変動の影響	7,305,157	5,940,603
未収利息および手数料	6,636,136	6,930,359
繰延借入費用	370,279	361,691
委託の受取手数料	223,529	270,828
スワップに係る未収償還プレミアム ^(*)	28,774	38,380
その他	1,945	2,496
合計	14,565,820	13,544,357

未払金および繰延収益	2021年12月31日	2020年12月31日
未払利息および手数料	7,392,104	7,477,145
通貨スワップ契約に係る外国為替変動の影響	5,472,236	9,761,152
繰延借入収益	1,606,502	1,170,651
スワップに係る未払償還プレミアム ^(*)	370,728	372,209
貸付金および保証に係る繰延収益	292,267	283,893
前受運用報酬	241,673	223,723
前受利子補助金	92,233	89,027
その他	2,912	4,983
合計	15,470,655	19,382,783

(*) スワップの未収および未払に係る償還プレミアムは、そのような特性が盛り込まれた契約に係る原スワップ契約の最終支払額を示す。

注J：金融機関および顧客に対する債務（単位：千ユーロ）

J.1. 金融機関に対する債務

	2021年12月31日	2020年12月31日
要求払	4,777,422	4,199,057
- 翌日物預金	4,777,422	4,199,057
期日払または通知払	18,895,071	12,316,334
- 短期預かり金	178,248	1,560
- 金融機関とのレポ取引	5,716,823	4,314,774
- 中央銀行からの借入金 (1)	13,000,000	8,000,000
合計	23,672,493	16,515,391

(1) この金額は、ECBの金融政策オペレーションへのEIBの参加を表す。

J.2. 顧客に対する債務

	2021年12月31日	2020年12月31日
要求払	1,645,154	1,680,511
- 翌日物預金	163	2,962
- 欧州連合および加盟国口座		
- 特別部門業務および関連未決済金額に係るもの	412,934	398,386
- 預金口座	1,232,057	1,279,163
期日払または通知払	175,542	20,951
- 短期預かり金	175,542	20,951
合計	1,820,696	1,701,462

注K：債務証券借入（単位：千ユーロ）

財務活動におけるグループの目標の1つとして、特に通貨に関し、その資金調達戦略を貸付金供与に要する資金と合致させることが挙げられる。「債務証券借入」の項には、「負債証券」（一般投資家に対して公募した有価証券）および「その他」（私募）が含まれる。下表は、2021年12月31日および2020年12月31日現在の債務残高の通貨別内訳、ならびに平均利率と満期日（最短／最長）をまとめたものである。

支払通貨	2021年 12月31日 現在残高	平均利率 2021年 ^(*)	満期日	2020年 12月31日 現在残高	平均利率 2020年 ^(*)
ユーロ	246,913,410	1.30	2022/2061	245,471,198	1.52
米ドル	105,073,224	1.48	2022/2058	102,980,060	1.79
英ポンド	43,705,819	2.15	2022/2054	42,714,537	2.41
豪ドル	9,703,908	2.59	2022/2042	8,097,915	3.33
スウェーデン・クローナ	6,234,940	1.41	2022/2040	6,625,774	1.51
ポーランド・ズロチ	6,169,375	2.23	2022/2029	6,417,089	2.15
ノルウェー・クローネ	5,541,206	1.77	2022/2037	5,092,022	1.80
カナダ・ドル	4,765,848	2.10	2022/2045	4,251,495	2.24
スイス・フラン	4,179,005	1.90	2022/2036	4,089,335	2.01
南アフリカ・ランド	2,331,323	7.75	2022/2035	2,529,078	8.02
日本円	1,520,384	1.46	2022/2053	2,191,824	1.12
メキシコ・ペソ	1,174,850	6.35	2022/2028	1,359,375	6.09
デンマーク・クローネ	783,195	0.70	2024/2031	782,722	0.71
トルコ・リラ	677,022	10.41	2022/2027	1,407,381	10.14
人民元	472,292	2.56	2022/2024	298,909	2.50
チェコ・コルナ	339,828	2.52	2022/2034	338,599	1.94
ニュージーランド・ドル	271,428	2.57	2023/2028	264,955	2.12
ロシア・ルーブル	140,679	4.75	2022/2026	54,665	5.85
香港ドル	79,246	0.41	2022/2025	131,380	1.56
ルーマニア・レイ	20,812	2.23	2026/2026	0	0
ハンガリー・フォリント	17,065	3.25	2024/2024	165,436	0.82
合計	440,114,859			435,263,749	

(*) 貸借対照表日現在の加重平均利率

仕組借入の中には、その元本および利息が株価指数に連動しているものもある（実行時の価額：2021年は500百万ユーロ、2020年は500百万ユーロ）。借入金はすべて、仕組スワップ・オペレーションにより十分にヘッジされている。

下表は、2021年度および2020年度の債務証券借入の変動を示したものである。

(単位：百万ユーロ)	2021年	2020年
1月1日現在の残高	435,264	449,322
当期発行額	100,348	150,299
契約に基づく償還	-106,974	-148,992
期限前償還および買戻し	-735	-1,168
為替差額	12,212	-14,197
12月31日現在の残高	440,115	435,264

注L：引当金 - 年金制度および健康保険制度（単位：千ユーロ）

グループの主な年金制度は職員とグループからの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全職員が対象とされている。グループおよびその職員の全拠出額がグループの資産へ投資されている。

年金制度および健康保険制度の引当金は、以下のとおりである（単位：千ユーロ）。

	2021年	2020年
職員年金制度：		
1月1日現在の引当額	3,315,119	2,967,608
期中支給額	-85,433	-84,729
保険数理損失の認識	479,391	217,942
年間の拠出金および利息	210,000	214,298
職員年金制度小計	3,919,077	3,315,119
経営委員会年金制度		
経営委員会年金制度	38,932	35,510
保険数理損失の認識	4,110	3,009
年間の拠出金	3,164	2,541
経営委員会年金制度小計	46,206	41,060
健康保険制度：		
1月1日現在の引当額	461,870	403,891
期中支給額	-27,680	-18,580
保険数理損失の認識	60,142	27,238
年間の拠出金および利息	50,636	49,321
健康保険制度小計	544,968	461,870
12月31日現在引当金合計	4,510,251	3,818,049

上記金額は、任意補足年金制度（確定拠出年金制度）加入者への債務を含んでいない。それに対応する債務793百万ユーロ（2020年：722百万ユーロ）は、「その他の負債」（注G）に分類されている。

将来の退職給付および健康保険給付に対する引当金は、9月30日現在の加入者データおよび12月31日までのキャッシュ・フローに基づいて、2021年12月31日付で、独立した保険数理士により、予測単位積立方式を用いて評価された。この保険数理評価は、2021年12月31日現在の実勢市場金利および以下の（職員年金制度および健康保険制度に関する）仮定に基づいて2021年12月31日付で更新された。

- ・ 25.5年（2020年：26.3年）の期間に対応する年金制度および健康保険制度における未払給付の保険数理上の現在価値を算定するための割引率 1.35%（2020年：0.75%）
- ・ グループは、退職給付準備金の報酬率を上記割引率1.35%に1.5%（2020年：1.5%）上乘せしたものに設定されると見込んでいる。
- ・ 55歳から65歳までの間に段階的退職が予想され、NRA（通常の退職年齢）に依存する（2020年：想定された退職年齢は2021年よりも低く、NRAに依存しない）。
- ・ 物価および賃金の平均的上昇率 3.5%（2020年：3.5%）
- ・ 予想年間退職率 27%から1%（2020年：26%から0%）で、年齢とともに低下
- ・ 年金調整率（年） 1.75%（2020年と同じ）
- ・ 2021年まで予測したICSLT生命表 2018年度版を使用（2020年：2020年まで予測したICSLT生命表2018年度版）
- ・ 医療費上昇率（年） 3.75%（2020年：3.75%）

このようなスキームのための引当金は、上記の表のとおり、保険数理評価に従って、必要に応じて調整される。

2020年、年金制度および健康保険制度に関する保険数理評価は、5,751,446千ユーロの未認識損失であった。10%の回廊部分を超過した金額は4,794,497千ユーロで、2021年1月1日から制度加入者の予想平均残存勤続年数にわたり定額法で認識される予定であった。

2020年12月31日まで適用されていた会計方針に基づくと、2021年に認識されたであろう純損失は、329,652千ユーロであった。

2021年1月1日から非遡及的に適用された会計方針の変更（注A.2.11.1およびA.2.23）の結果、2021年12月31日現在の年金制度および健康保険制度の数理計算上の評価額は4,113,082千ユーロの未認識損失であり、そのうち3,250,748千ユーロは10%の回廊を超えて計上され、2021年の連結損益計算書に計上された償却費総額は543,644千ユーロとなった。この会計方針の変更（注A.2.23）の結果として計上された追加的な金額のうち、355,276千ユーロは償却期間の変更によるものであり、マイナス141,284千ユーロは前年度の数理計算上の差異ではなく当期の数理計算上の差異を使用したことによるものである。

注M：当期純利益

2021年12月31日終了年度の法定損益計算書に計上された当期純利益2,565,998千ユーロの処分案は、承認を受けるため2022年4月22日までに総務会に提出される。当事業年度のEIB剰余金の処分案の詳細については、EIBの本財務書類の前書き（訳注：本報告書の「第3 発行者の概況 - (4) 業務の概況 - 業務 - 二）業績」に抜粋されている。）を参照のこと。

注N：受取利息および類似収益ならびに支払利息および類似費用**N.1. 正味受取利息（単位：千ユーロ）**

	2021年	2020年
受取利息および類似収益：		
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券ならびに		
負債証券（確定利付証券を含む）	194,911	270,367
金融機関および対顧客貸付金および預け金	5,954,381	6,917,317
デリバティブ	10,189,276	10,799,057
有利子負債に係るマイナス金利	130,677	57,650
その他	4,449	4,921
合計	16,473,694	18,049,312
支払利息および類似費用：		
金融機関および顧客に対する債務	-1,943	-4,828
債務証券借入	-7,134,932	-8,548,961
デリバティブ	-5,583,363	-6,038,607
利付資産に係るマイナス金利	-411,488	-245,197
その他	-153,760	-143,032
合計	-13,285,486	-14,980,625
正味受取利息	3,188,208	3,068,687

N.2. 受取利息および類似収益の国別分析（単位：千ユーロ）

	2021年	2020年
欧州連合加盟国		
スペイン	759,172	860,839
ポーランド	485,490	529,331
ギリシャ	449,134	474,384
フランス	448,293	477,584
イタリア	424,709	473,371
ドイツ	296,209	318,367
オーストリア	255,564	261,081
オランダ	159,011	173,982
ベルギー	150,872	170,796
ポルトガル	145,230	215,698
ハンガリー	130,417	137,575
スウェーデン	124,909	110,276
アイルランド	87,233	87,940
ルーマニア	69,850	76,111
スロバキア	66,574	66,897
フィンランド	66,435	65,090
クロアチア	48,123	52,333
スロベニア	39,729	43,224
ブルガリア	38,922	40,572
チェコ共和国	31,005	42,979
ルクセンブルク	19,964	2,821
リトアニア	18,174	26,359
デンマーク	18,151	22,149
ラトビア	14,475	14,848
キプロス	9,356	11,582
マルタ	9,199	9,585
エストニア	4,173	4,639
欧州連合加盟国の合計	4,370,373	4,770,413
欧州連合域外	1,573,979	2,057,599
国別分析対象の収益合計	5,944,352	6,828,012
国別分析の対象外の収益 ⁽¹⁾	10,529,342	11,221,300
受取利息および類似収益の合計	16,473,694	18,049,312

(1) 国別分析の対象外の収益：

・ 長期HQLAポートフォリオ、代替貸付金およびEIFの ABSポートフォリオからの収益	147,472	168,801
・ 有価証券流動性ポートフォリオおよびEIF運用ポートフォリオ からの収益	36,322	52,090
・ 短期金融市場証券からの収益	11,104	49,458
・ その他有価証券からの収益	13	18
・ 短期投資およびその他の事業からの収益	140,706	146,955
・ デリバティブからの収益	10,189,276	10,799,057
・ その他	4,449	4,921
	10,529,342	11,221,300

注0：受取手数料および支払手数料（単位：千ユーロ）

	2021年	2020年
受取手数料：		
保証手数料	210,162	173,812
インベストメント・ファシリティ「コトヌー」の手数料	55,682	61,215
EGFの手数料	46,596	128
EFSIの手数料	45,052	42,649
貸付金手数料収益	35,014	12,020
Jaspers手数料	27,214	30,499
InnovFinの手数料	18,157	38,626
Jeremie / ESIFの手数料	12,778	13,559
Jessicaの手数料	11,532	8,348
近代化基金の手数料	9,268	0
近隣インベストメント・ファシリティの手数料	1,939	4,395
コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティの手数料	1,926	7,927
ヤウンデ / ロメ協定の手数料	1,250	1,646
その他の委託に係る手数料	97,131	89,706
受取手数料合計	573,701(*)	484,530
	2021年	2020年
支払手数料：		
保証人へのリスク報酬	-410,647	-302,635
その他の支払手数料	-23,730	-25,014
支払手数料合計	-434,377	-327,649

(*) 一定の委託について、グループは繰延収益のメカニズムを改正したため、手数料の当年度の収益認識にマイナス11,546千ユーロ（2020年：マイナス13,157千ユーロ）の影響があった。

注P：金融業務損益（単位：千ユーロ）

	2021年	2020年
株式およびその他の変動利付証券に係る純損益	27,272	-144,939
貸借対照表上のポジションの換算に係る純損益	13,263	-13,557
デリバティブの純損益	44,214	-43,112
負債証券ポートフォリオの純損益	-32,791	24,800
金融業務損益合計	51,958	-176,808

注Q：その他の業務収益および費用の純額（単位：千ユーロ）

	2021年	2020年
過年度未使用引当金の戻入れ	4,276	3,309
賃貸料収益	78	78
その他	-5,751	2,170
その他の業務収益および費用の純額合計	-1,397	5,557

注R：一般管理費（単位：千ユーロ）

	2021年	2020年
給与および手当 ^(*)	-547,408	-509,975
福利厚生費および其他人件費	-824,249	-503,974
人件費	-1,371,657	-1,013,949
その他の管理費	-288,287	-264,271
一般管理費合計	-1,659,944	-1,278,220

(*) このうち経営委員会委員に対する金額は、2021年12月31日現在が3,441千ユーロ、2020年12月31日現在は3,113千ユーロである。

グループの職員数は、2021年12月31日現在、4,412名（2020年12月31日現在は4,092名）であった。

注S：オフ・バランスシートの借入債務支払に係る特別預け金

この項目は、グループが支払代理人に支払ったが、グループが発行した債券の保有者による支払いのための提示がなされていない、期日到来済みのクーポンおよび債券の金額に相当する。

注T：金融商品の公正価値(*)

グループは貸借対照表日において、（有価証券流動性ポートフォリオを除き）負債の場合は受領額、資産の場合は取得のための支払額を示す外貨建ての取得原価に基づき、貸借対照表の金融商品を計上している。下表は、資産または負債に計上されている金融商品（主として貸付金、財務、有価証券、借入）の公正価値と帳簿価額とを比較したものである。

2021年12月31日現在（単位：百万ユーロ）

	帳簿価額	公正価値 ^(**)
金融資産：		
現金、中央銀行および郵便局預け金	1,483	1,483
金融機関および対顧客貸付金および預け金（代替貸付金を除く）	491,722	520,255
短期国庫証券および負債証券ポートフォリオ（代替貸付金を含む）	49,132	49,354
株式、その他の変動利付証券および参加持分	9,569	18,872
金融資産合計	551,906	589,964
金融負債：		
金融機関および顧客に対する債務	25,493	25,393
債務証券借入	440,115	478,602
金融負債合計	465,608	503,995

(*) デリバティブはこの表には含まれていない。注V.を参照のこと。

(**) 経過利息を含めた公正価値

2020年12月31日現在（単位：百万ユーロ）

	帳簿価額	公正価値 ^(**)
金融資産：		
現金、中央銀行および郵便局預け金	835	835
金融機関および対顧客貸付金および預け金（代替貸付金を除く）	485,983	527,550
短期国庫証券および負債証券ポートフォリオ（代替貸付金を含む）	44,883	45,457
株式、その他の変動利付証券および参加持分	9,109	13,323
金融資産合計	540,810	587,165
金融負債：		
金融機関および顧客に対する債務	18,217	18,201
債務証券借入	435,264	491,720
金融負債合計	453,481	509,921

(*) デリバティブはこの表には含まれていない。注V.を参照のこと。

(**) 経過利息を含めた公正価値

注U：リスク管理

本注記は、グループのリスクに対するエクスポージャーならびにその管理および統制についての情報を、特に金融商品の使用に関連した主なリスクについて記載している。それらは以下のとおりである。

- 信用リスク - 決済リスク等、顧客またはカウンターパーティーのデフォルトにより発生する損失のリスクで、あらゆる形式の信用エクスポージャーから発生する。
- 金利リスク - 金利感応商品に影響を及ぼす金利の不利な変動から生じるグループの投資の利益および経済価値の両方に対するリスクで、ギャップリスク、ベーススリスクおよびオプションリスクを含む。
- 流動性および資金調達リスク - グループが合理的な価格により、あるいは、極端な状況下ではいかなる価格によっても、資金調達または義務の履行ができないリスク。
- 為替レートリスク - 為替レートの不利な変動が原因で、グループのポジションから得られる経済価値または収益の変動性から生じるリスク。
- オペレーショナル・リスク - 不適切もしくは機能不全のプロセスもしくはシステム、人的要因から発生する、外部事象による損失リスクで、法務リスクを含むが、戦略リスクおよび風評リスクは除かれる。

2021年には、リスクの管理とモニタリング専任のチームを含む職員の大半がテレワークで勤務していた。このような業務に関連して、ポジション管理システムは、通常の状態下と同一の機能性で、フロント・オフィス、ミドル・オフィスおよびバック・オフィスの職員に加えて、リスク管理の職員もリモートモードで利用が可能であった。

U.1. リスク管理組織

グループ内の各事業体は、独自のリスクの管理および統制を実行している。本注記に記載するリスク管理情報はEIBとEIFを分けて表示する。

また、EIBはグループ・リスク・コンプライアンス部門（GR&C）の中に、グループ全体のリスク管理を強化するために、規制およびEIBグループ・リスク課を設置した。規制およびEIBグループ・リスク部は主に、リスク報告、ベスト・バンキング・プラクティスの枠組みおよび内部方針・リスクの枠組み（リスク選好の枠組み、自己資本充実度評価プロセス（「ICAAP」およびストレステストの枠組みを含む）に関する健全性規制の遵守、ならびに内部モデルの作成および検証を担当する。EIBの連結レベルでのリスク管理の概括的な原則は、グループ・リスク管理憲章に示されている。グループ・リスク管理憲章は、グループのリスクのグループ全体からの見方およびリスク管理の統合的なアプローチを規定することを目的としている。

グループは、グループ最高リスク責任者（「GCRO」）が率いるグループ・リスク担当部署を設置している。総裁およびEIB経営委員会のそれぞれの法定責任が影響を受けることなく、GCROはグループ・リスクについて、リスク担当の経営委員会委員の監督の下、EIB経営委員会に報告する。グループ・リスクに関連した主要なリスク方針の事項に関して、GCROはEIB経営委員会および他のEIBの統治機関の関連するすべての会議に参加し、EIF理事会の関連する会議およびEIF経営陣との協議に招待される。EIFは、GCROを通じてグループ・リスク事項をEIBに報告する。

U.1.1.1. EIBのリスク管理組織

EIBの目的は、その資産、財務的業績、ひいては自己資本を可能な限り最大限に守るため、リスクを分析・管理することにある。EIBは一般にEUの機関、機構および局によって発令または採択される商業銀行に適用される法や指針（「EU法および指針」）の適用を受けないが、EIBはその任意の決定により、EIBが公表しているベスト・バンキング・プラクティスの指針的原則を含むベスト・バンキング・プラクティスの枠組みで特定されるEU法および指針を遵守することとしている。

EIB内では、EIBのグループ・リスク・コンプライアンス部門（GR&C）は、EIBがさらされている信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクを独立した立場から特定、評価、モニタリングおよび報告する。GR&Cは、職務分掌を維持するために、そして3つの防衛線の原則に従って、フロント・オフィスから独立した組織となっており、リスクに関するすべての提案に対して、セカンド・オピニオンを提供する。

以下の項では、EIBが自己のリスク負担において実施する活動の中でさらされる信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクについて開示している。詳細については、EIBグループ・リスク管理開示報告書を参照のこと。

U.1.1.1.1. リスクの測定および報告システム

EIBは、変化する経済情勢や進化する規制当局の基準に合わせて、リスク管理システムを調整している。市場慣行が発達するにつれ、EIBも継続的にそれらを適応させている。EIBの業務に内在する主なリスク、すなわち、信用リスク、金利リスク、流動性および資金調達リスク、為替レートリスクならびにオペレーショナル・リスクを統制し、報告するため、管理システムを導入している。

リスクは、EIBの支払能力、流動性、利益および業務への影響を定量化することを目的として、通常的环境下および起こり得るストレス状態で、評価・測定される。リスク測定では、資本構成、利益、流動性、市場に対するエクスポージャーおよびオペレーショナル・リスクの指標を組み合わせる。

信用リスク、ALMリスク、流動性リスク、財務リスクおよびオペレーショナル・リスクに関する詳細な情報は、経営委員会および理事会に対して毎月報告される。かかる情報は、経営委員会および理事会のリスク方針委員会に対して定期的に報告・説明される。

U.1.1.1.2. EIBのリスク選好

リスク選好とは、EIBがその公的使命と目的との関連において、業務の遂行の中で進んで負担し、かつ負担できるリスクの水準である。EU加盟国（さらにはパートナーシップ参加国）全体に魅力的な条件でEUの目的に適う長期資金を提供するEIBの能力が、リスク選好の鍵となる。EIBのビジネスモデルの主たる柱は、主要格付機関による長期格付でAAA格を維持することである。EIBがリスク選好を管理するために実施するプロセスおよび業務は、理事会によって承認されたEIBリスク選好の枠組み（「RAF」）において正式に決定されている。RAFは、主要な財務リスク（信用リスク、流動性リスク、市場リスク、財務リスクを含む）と非財務リスク（オペレーショナル、情報、コミュニケーション、テクノロジー、行動、コンプライアンス、および風評に関するリスクを含む）を対象としている。RAFには、測定可能なリスク選好指標の導入およびモニタリングを通じてEIBに健全なリスク文化を根付かせる作用があり、このリスク選好指標には限度額が適用され、（場合により）EIBの下位組織へと落とし込まれる。EIBのRAFは、自己のリスク負担およびリスク・シェアリング契約に基づく貸付業務、EIFに委託された業務、資金調達および財務活動を対象としている。

EIBは公的金融機関として、リスクに対する投機的エクスポージャーにより収益を獲得することを目指していない。その結果、それぞれに業績目標が定められていても、EIBは財務活動や資金調達・提供

活動を利益の最大化を図る中心的業務とみなしていない。投資活動は、投資資本の保護という主目的の範囲内で行われる。よって、EIBの貸付業務や借入業務で生じるエクスポージャーに関しては、すべての重要な市場リスクのヘッジを確保することが、EIBの財務リスク管理方針の主要原則とされている。

EIBは、金利（IR）リスク（ギャップリスクおよびベシスリスク）ならびにFXリスクを管理するための枠組みを整備している。EIBはIRおよびFXのポジションを日次でモニターし、適用される限度内で管理している。

オペレーショナル・リスクや財務リスクを招く新しい種類の取引はすべて、新商品委員会の承認を受けた上で改めて経営委員会の承認を取得することが義務付けられており、その承認を受けた限度枠の範囲内で管理されている。

U.1.1.3. 収益の持続可能性および自己資金力

EIBの金利リスク戦略方針は、EIBの全体的な財務リスク管理で不可欠部分を占めている。この方針は、利益の安定性、自己資本の経済価値の保持、EIBの長期成長資金の自力調達に関する、EIBの主要利害関係者の期待を反映した内容になっている。

これらの目標を達成するため、金利リスク戦略方針では、一段の収益安定と全体的なリターンの拡大を目指して、自己資本投資に中・長期物価スライド方式を採用している。この物価スライドの方針は、中・長期利回りに対するエクスポージャーを意味しており、金利の趨勢に関する短期的な見方に左右されることはない。

EIBの自己資本の目標投資期間を現在は4.5年から5.5年の間に設定することで、この方針は達成されている。

資産負債委員会（「ALCO」）は、EIBの金利リスク戦略、貸出金利設定原則およびEIBの活動から生じる財務リスクを検討するために上級経営陣による会議を開催する。

U.1.2. EIFのリスク管理組織

EIFの使命は、欧州連合の中小企業（「SME」）に関する目標の範囲内でSMEの設立、成長および発展のための金融を支援することである。グループの両事業体のプライベート・エクイティ（「PE」）業務、ベンチャー・キャピタル事業ならびにポートフォリオ保証、証券化およびマイクロファイナンス（「GSM」）業務の大半は、EIFが管理・運営している。

EIFも、変化する経済情勢に合わせて、リスク管理システムを調整している。EIFの業務に内在する主なリスクを統制し、報告するため、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの管理システムを導入している。

リスク管理は、EIFの企業文化に組み込まれており、EIFのすべての事業機能およびプロセスに浸透した、(i) フロント・オフィス、(ii) 独立した立場のリスク担当課および、(iii) 監査および保証の3つの防衛線モデルに基づいている。事務総局長が委員長を務める投資およびリスク委員会（「IRC」）は、CEOおよび副CEOにあらゆる取引に関して助言を行う。最高リスク責任者が議長を務めるポートフォリオIRCの定例会議はまた、EIFポートフォリオのリスクおよび投資関連の面、特に取引格付変更の承認、減損および引当についての措置、関連する市場リスク事象および潜在的なストレスのテストを監視する。リスクおよびポートフォリオ管理の措置は、EIFの監査役会が統括する保証プロセスの一部を構成する。

さらに、EIBグループとの関連で見た場合、EIFのリスク管理部門は、特に、グループ・リスク管理憲章、ならびに保証・証券化業務、EIBのリスク資本財源マンドート（「RCR」）に基づくPE業務、EIBグループ・リスク補完マンドート（「EREM」）に基づくEIBの様々な機会、およびEIFの方針に関する

一般的な問題に関連するグループのリスク・エクスポージャーについて、EIBのグループ・リスク・コンプライアンス部門と定期的に連絡を取りながら業務を運営している。

EIFの財務管理は、両当事者が署名し、取引の選定、執行、決済および監視の実行をEIBの担当サービス部署に委託する財務管理契約に基づき、全面的にEIBに委託されている。この管理は、契約に付属する財務ガイドラインに従って行われるが、当該ガイドラインはEIB自身の財務ガイドラインの関連箇所を密接に反映するものになっている。

U.1.2.1. リスク評価 プライベート・エクイティ

プライベート・エクイティ業務では、EIFは、ファンド・オブ・ファンズ的手法を採っており、広範囲の投資家からの出資契約を促すため、主として独立した立場のチームが運用するビジネス・エンジェル、ベンチャー・キャピタル、プライベート・エクイティ・ファンドおよびメザニン・ファンドへの少数持分参加を行っている。EIFのプライベート・エクイティ事業には、すべての投資ステージ（シード、アーリーステージ、レイトステージ、グロース等）にわたるベンチャー・キャピタル・ファンドへの投資のほか、一般的にリスク・プロファイルの低いミッドマーケット・ファンドやメザニン・ファンドへの投資も含まれる。

EIFは、PE市場の動きに応じたPEファンド・ポートフォリオを設計し、運用し、モニタリングするための一連のツールを、過去数年間かけて開発した。これらのツールはグループ内のモデルであるグレーディング・ベスト・エコノミック・モデル（「GEM」：格付に基づく経済モデル）に基づいており、これを使用することにより、EIFは各ファンドおよび各ファンド・ポートフォリオの評価、リスク、予想される将来のキャッシュ・フローとパフォーマンスの査定ならびに妥当性検査を改善することができる。EIFでは、取引チームが実施しリスク管理チームが審査した広範囲にわたるデューデリジェンスの結果に基づき、エクイティ・スコアを割り当ててから、PEファンドと出資契約を交わしている。これらのファンドは、EIFのトランザクション・チームによって、基礎となるリスクのレベルに応じた頻度と強度でモニターされ、エクイティ・スコアは、EIFのリスク管理チームによって年次でレビューされる。

独自のITシステムと（フロント・オフィスからバック・オフィスに至るまでの）統合ソフトウェアの開発に下支えされたこうした取り組みによって、投資判断プロセスならびにポートフォリオの財務リスクと流動性の管理も改善され、特に将来を見据えた、およびストレス・テストに基づいた意思決定が可能となる。

U.1.2.2. リスク評価 保証

EIFは、中小企業向け融資に従事する金融仲介機関に対し、ポートフォリオ保証を提供し、中小企業の証券化取引に参加している。このようなリスクをとることにより、EIFは資金調達を容易にし、および/またはオリジネーターの資本コストを削減し、ひいては条件の改善やSMEの金融アクセスの強化をもたらす。

保証・証券化業務に関しても、EIFは過去数年間をかけて内部手法およびモデルを開発した。これは、市場のベスト・プラクティスに従って、ポートフォリオ保証と仕組金融取引を分析するためのものである。EIFは、信用リスク管理方針およびモデル審査指針に準拠して、自らリスクを負担する新規の保証取引それぞれに内部格付を割り当ててから、法律上正式に保証取引を行っている。この格付は、定量パラメーターだけでなく定性面も考慮して、取引の信用の質（予想損失概念）を分析し集約するグループ内のモデルに基づく。このプロセスではその全領域において、フロント・オフィスがアクションを起こしリスク管理部門がレビューを行うという、「4つの目」の原則が適用されている。

保証取引は、定期的に（少なくとも四半期ごとに）モニターし、その状況は、EIFのIRCが定期的に見直している。その際、委員会は、業績次第で、内部格付の見直しをもたらすことがある。この後者のプロセスはリスク管理部門によって開始され、フロント・オフィスが見直しを行う。

保証ポートフォリオは、関連する会計原則に基づき、「モデルに基づいた価格」手法によって評価される。ポートフォリオにおける取引の評価に対する主な影響は、当該資産に使用されている一時点での累積デフォルト率の仮定の変化に起因する。

EIFのモニタリングは、潜在的な格付の悪化または改善を監視し、適切な取引の管理の基礎を提供する。EIFのストレス・テスト方法、すなわちポートフォリオの格下げおよび債務不履行、ならびにそれに伴う資本配分、予想損失および損益計算書への影響に関するシナリオ分析は、取引の開始時およびポートフォリオの期間全体にわたって適用され、EIBのグループ・ストレス・テスト・プロセスに組み込まれている。

U.2. 信用リスク

信用リスクは主にグループの貸付業務および負債証券、譲渡性預金、銀行間の定期預金等の財務商品ならびにグループのデリバティブおよび保証取引に関するものが含まれている。

デリバティブの使用に関する信用リスクについては、「デリバティブ」のセクション（注V）で分析する。

EIBにおける信用リスクは、詳細な行内指針に沿って管理されている。こうした指針の目的は、信用リスクの慎重な管理が確実に行われるようにする点にある。ある事業体がEIBの貸付業務のカウンターパーティーとして認められるか否かは、定量的および定性的指標を用いた当該事業体の注意深い分析および評価に基づくだけでなく、経験および専門家の判断にも依拠して決定される。同指針は、貸付業務の債務者、保証人双方について最低限の信用の質の水準を定めており、許容される取引構造も特定している。また、EIBの地位が十分に保護されるように、主要な法的条項や他の契約条件の点で貸付契約が満たしていなければならない最低基準も、細かく定めている。貸付金ポートフォリオの分散は、カウンターパーティー別限度額の枠組みおよび主要産業の業種別限度額によって支えられている。複雑な貸付取引または仕組貸付取引に含まれる追加的なリスクの十分な分析、計量および軽減が確実になされるように、特定の種類の業務に関して具体的で詳細な指針が策定され、これが一般指針を補完している。リスクの分析にあたっては、EIBは内部格付制度を適用し、カウンターパーティーに内部格付を付与している。

EIFは、法に基づく規定、およびEIF理事会の承認を受けた信用リスク運用指針、またはマンドートに基づき定められた指針を受けた、保守的な方針の枠組み内で、エクスポージャーとリスクを管理している。

信用リスク管理指針は、進化している業務環境および適用されるベスト・バンキング・プリンシプルの変更を盛り込み、グループが受領する新たなマンドートに対応できるよう、定期的に調整されている。

グループの貸付金ポートフォリオの質は現在も引き続き高水準である。EIBは厳格なデューデリジェンス・プロセス、十分な水準の担保および保証に基づくリスク管理戦略や貸付金契約に含まれる標準的な保護条項に依拠している。

いずれの時点においても、EIBが供与する貸付金および保証の総額は、定款で定められたギアリング比率（定款第16.5条）で制限されている。この比率を算出するために、EIBは欧州連合会計指令（「EU-AD」）の枠組みによるデータを使用している。2021年度末時点で、EIBの定款で定められたギアリング比率は、EU指令に基づくEIBの個別財務書類に基づく202.7%（2020年：203.0%）、EU指令

に基づく連結財務書類に基づく206.6%（2020年：205.8%）であった（定款第16.5条に基づく上限は250%）。

EIF保証ポートフォリオに関連する信用リスクは、注U.1.2.2に表示されている。

U.2.1. 貸付金

貸付金に関する信用リスクを測定・管理するために、グループは一般に認められた基準に基づいて、債務者の質および取引の構造、そして適当な場合は差し入れられた担保の質に応じて貸付業務の格付を行っている。

未実行分も含めた2021年12月31日現在の貸付金ポートフォリオの債務者と保証人の構成を以下に分析する。

下表は、グループが供与するプロジェクトに対する締結済貸付金を表示している（単位：百万ユーロ）。ただし、外部貸付マンドート（ELM）およびコトヌー協定に基づいて供与された欧州連合域外の貸付金のうち、欧州連合予算または加盟国（ACP諸国およびOCTにおける貸付金の場合）の保証^(*)によりグループが最終的に保護されるものを除く。

(*) こうした保証は、包括型（すべてのリスクが対象）か、または定義された政治リスク（送金の停止、収用、戦争または市民暴動、契約違反時の裁判拒否）に限定されているかのいずれかである。

債務者	保証人	国	公共機関	銀行	企業	無保証 ⁽¹⁾	2021年の 合計	2020年の 合計
国		0	0	0	0	61,631	61,631	59,522
公共機関		32,417	23,129	367	397	88,813	145,123	141,679
銀行		37,308	22,368	14,757	14,520	27,737	116,690	127,812
企業		8,133	4,461	7,657	35,506	110,353	166,110	161,848
2021年の合計⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾		77,858	49,958	22,781	50,423	288,534	489,554	
2020年の合計⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾		77,914	48,599	28,242	54,222	281,884		490,861

- (1) これらの金額には、債務者の支払能力自体が妥当な担保となっているため、債務者および貸付金自体以外の正式な保証が不要な貸付金も含まれている。所定の事由が発生した場合には、適切な契約条項により、グループが独立した担保を請求できる権利が確保されている。
- (2) 2021年12月31日現在のリスク・シェアリング業務（加盟国保証または政治リスク保証の形でのEU予算により信用補完されている）における貸付金は、2,687百万ユーロ（2020年：3,408百万ユーロ）であった。
- (3) この金額に、契約済代替貸付金（2021年：17,953百万ユーロ、2020年：20,003百万ユーロ）は算入されていない。
- (4) これらの金額は、現在の欧州連合加盟国が欧州連合への加盟を認定される前に供与された貸付金であって、欧州連合予算または加盟国により保証されているものを除いている。
- (5) グループは、EFSI SMEウィンドウおよび欧州保証基金に関連して、コミットメント総額が9,187百万ユーロ（2020年：3,300百万ユーロ）を超えない資金供与枠を締結した。グループは、確定的なコミットメントがそれぞれの基礎的なリスクを伴うカウンターパーティーとの間で締結され、資金供与枠の引出が予期される場合に、未実行エクスポージャーを認識する。

EIBおよびEIFの優先債権者の地位およびEIB定款による保護は、満期時におけるグループ資産の全額回収を保証すると思われるため、グループは期末現在の欧州連合加盟国ソブリン債および欧州連合加盟国ソブリン保証債のエクスポージャーに関して、2021年においても、2020年においても、評価損益を計上しなかった。

下表は、グループが全額の自己リスクまたは信用補完による残余リスクを負担する貸付金（「リスク・ポートフォリオ」）に係るソブリン信用リスクに関する情報を開示している（ただし、欧州連合予算またはELMおよびコトヌー協定に基づく加盟国保証の恩恵を受ける欧州連合域外への貸付金を除く）。

(単位：百万ユーロ)	2021年			2020年		
	債務者となっているもの		保証人となっ ているもの	債務者となっているもの		保証人となっ ているもの
	実行済金額	未実行金額	契約済金額	実行済金額	未実行金額	契約済金額
国名						
オーストリア	0	0	146	0	0	33
ベルギー	0	0	186	0	0	61
ブルガリア	1,107	0	115	1,145	0	110
クロアチア	633	210	2,702	662	210	3,158
キプロス	900	359	1,348	890	222	1,465
チェコ共和国	1,068	784	0	1,247	743	0
デンマーク	0	0	271	0	0	240
エストニア	452	120	91	525	0	99
フィンランド	0	0	92	6	0	59
フランス	0	0	3,428	0	0	2,927
ドイツ	0	0	1,659	0	0	1,377
ギリシャ	7,756	1,192	8,852	7,790	695	9,060
ハンガリー	6,011	1,143	1,099	5,990	985	1,118
アイルランド	1,665	0	1,154	1,440	225	1,105
イタリア	4,755	2,160	6,397	3,756	1,720	6,516
ラトビア	337	400	12	341	400	21
リトアニア	2,110	0	54	2,170	0	51
ルクセンブルク	150	0	236	300	0	240
マルタ	0	72	297	0	72	313
オランダ	0	0	205	0	0	75
ポーランド	6,254	1,472	17,123	7,167	1,380	16,562
ポルトガル	1,163	600	3,903	1,196	400	4,484
ルーマニア	1,847	2,052	0	1,853	1,647	0
スロバキア	2,399	541	88	2,299	641	50
スロベニア	530	400	1,366	549	400	1,662
スペイン	4,215	0	22,558	5,110	0	22,278
スウェーデン	0	0	136	0	0	52
非EU加盟国	1,813	4,961	4,340	1,637	3,709	4,798
合計	45,165	16,466	77,858	46,073	13,449	77,914

下表は、ELMおよびコトヌー協定に基づきEU予算または加盟国の保証の恩恵を受ける、EU域外のプロジェクトに対する締結済み貸付金を示している（単位：百万ユーロ）。

以下による保証：	2021年12月31日	2020年12月31日
加盟国	3,945	4,195
欧州連合予算 ⁽¹⁾	47,629	47,062
合計⁽²⁾⁽³⁾	51,574	51,257

- (1) このうち2,687百万ユーロ（2020年：3,408百万ユーロ）は、上記で説明したリスク・シェアリング業務（加盟国保証または政治リスク保証の形でのEU予算により信用補完されている）による。
- (2) 現在の欧州連合加盟国が欧州連合への加盟を認定される前に供与された貸付金であって、欧州連合予算または加盟国により保証されている貸付金を含む。
- (3) グループが供与した総額459.1百万ユーロ（2020年：423.8百万ユーロ）の金融保証は、加盟国または欧州連合予算によって保証されている。上記の保証は上記の表に示されている内訳には含まれていない。

EU予算または加盟国保証に基づくプロジェクトに対する貸付金（単位：百万ユーロ）

（新規加盟国で加盟以前に実行された貸付金を含む。）

契約済貸付金の保証形態別内訳

	2021年12月31日	2020年12月31日
協定		
加盟国による75%グローバル保証		
- ACP/OCT第4次ロメ協定 - 第2次財務議定書	8	21
加盟国による75%グローバル保証合計	8	21
加盟国による75%保証		
- コトヌー・パートナーシップ協定	198	314
- 第2次コトヌー・パートナーシップ協定	1,172	1,302
- コトヌー議定書3 - OR/ACP	2,473	2,478
- コトヌー議定書3 - OR/OCT	94	80
加盟国による75%保証合計	3,937	4,174
加盟国による保証合計	3,945	4,195
欧州連合予算による100%保証		
- ロシア - 100百万・2001年 - 2005年	16	18
- ロシア - 500百万・2004年 - 2007年	131	147
欧州連合予算による100%保証合計	147	165
欧州連合予算による70%保証		
- 南アフリカ - 375百万・1997年1月29日決定	14	16
- ボスニア・ヘルツェゴビナ - 100百万・1999年 / 2001年	11	19
- ユーロメッド (EIB) - 2,310百万・1997年1月29日決定	14	25
- 北マケドニア - 150百万・1998年 / 2000年	9	12
- CEEC - 3,520百万・1997年1月29日決定	75	120
欧州連合予算による70%保証合計	123	192
欧州連合予算による65%保証		
- 南アフリカ - 825百万・2000年7月 - 2007年1月	86	98
- 南アフリカ - 2007年2月 - 2013年12月決定	142	311
- ALA III - 2,480百万・2000年2月 - 2007年7月	88	100
- ALAデシジョン - 2007年2月 - 2013年12月	1,484	1,536
- ユーロメッド II - 6,520百万・2000年2月 - 2007年1月	928	1,246
- 南東近隣諸国 - 9,185百万・2000年2月 - 2007年7月	2,542	2,836
- トルコ・スペシャル・アクション - 450百万・2001年 - 2006年	98	105
- トルコ - TERRA - 600百万・1999年11月 - 2002年11月	244	264
- PEV EE/CAS/RUS 2007年2月1日 - 2013年12月31日	1,877	1,983
- PEV MED 2007年2月1日 - 2013年12月31日	5,180	5,831
- 加盟候補国 - 9,048百万・2007年 - 2013年	5,127	5,529
- 気候変動マンデート・2011年 - 2013年	1,056	1,163
- ELMアジア2014年 - 2020年	1,276	1,238
- ELM中央アジア2014年 - 2020年	352	304
- ELM東ロシア2014年 - 2020年	7,258	6,876
- ELMラテンアメリカ諸国2014年 - 2020年	2,757	2,537
- ELM MED2014年 - 2020年	9,650	8,139
- ELM加盟候補国2014年 - 2020年	4,151	3,682
- ELM RSA2014年 - 2020年	272	440
- ELM ERI民間マンデート	1,394	1,211
- ELM ERI公共機関マンデート	1,397	1,276
欧州連合予算による65%保証合計	47,359	46,705
欧州連合予算による保証合計	47,629	47,062
合計⁽¹⁾	51,574	51,257

(1) グループが供与した総額459.1百万ユーロ（2020年：423.8百万ユーロ）の金融保証は、加盟国または欧州連合予算によって保証されている。上記の保証は上記の表に示されている内訳には含まれていない。

貸付金に付する担保（単位：百万ユーロ）

その他の信用リスク軽減手段の中のひとつとして、グループは、金融有価証券に質権を設定する手法を使用している。これらの質権は、関連する法域で執行可能な質権設定契約によって設定される。質権設定契約により受け取った担保のポートフォリオは12,596百万ユーロ（2020年：17,943百万ユーロ）であり、その内訳は以下の通りである。

2021年12月31日現在	貸付金融担保（単位：百万ユーロ）						現金	合計
	債券							
	政府債	国際 機関債	政府 機関債	担保付債券 （カバード・ ボンド）	銀行債および 社債			
同等のムーディーズ格付								
Aaa	189	181	4	40	62	0	476	
Aa1からAa3	1,042	14	10	694	149	0	1,909	
A1	48	0	0	17	14	0	79	
A1未満	8,212	0	39	94	598	0	8,943	
格付なし	41	0	0	0	705	443	1,189	
合計	9,532	195	53	845	1,528	443	12,596	

2020年12月31日現在	貸付金融担保（単位：百万ユーロ）						現金	合計
	債券							
	政府債	国際 機関債	政府 機関債	担保付債券 （カバード・ ボンド）	銀行債および 社債			
同等のムーディーズ格付								
Aaa	327	79	0	68	87	0	561	
Aa1からAa3	1,044	20	38	917	217	0	2,236	
A1	17	0	0	31	57	0	105	
A1未満	11,683	0	170	1,005	832	0	13,690	
格付なし	41	0	0	0	722	588	1,351	
合計	13,112	99	208	2,021	1,915	588	17,943	

12月31日現在の実行済貸付残高の債務者の契約業種別明細（単位：百万ユーロ）は以下のとおりである。

	2021年	2020年
業種		
運輸	129,253	129,299
グローバル・ローン(1)	66,310	74,889
エネルギー	62,255	63,790
医療・教育	36,296	35,787
その他インフラ	32,571	30,768
工業	28,518	28,301
上下水道施設	27,761	28,061
サービス	16,980	18,332
電気通信	11,282	11,208
農業・漁業・林業	4,238	4,212
合計 ⁽²⁾	415,464	424,647

- (1) グローバル・ローンとは、金融仲介機関または銀行に提供する融資枠で、その後にそれらの機関または銀行が、自らリスクを負担してその資金を官民が請け負う中小規模のプロジェクトに転貸するというものである。
- (2) この金額に、実行済代替貸付金（2021年：17,953百万ユーロ、2020年：20,003百万ユーロ）は算入されていない。

貸付金に係る延滞

延滞額の特定、監視、報告は、全行的な「財務的監視ガイドラインおよび手続き」に定義される手続きに従って行われている。こうした手続きは、銀行業務のベストプラクティスに沿っており、EIBが管理するすべての貸付金について適用される。

1a. 欧州連合または加盟国によるグローバル／包括保証により担保されていない貸付金の延滞：

2021年12月31日現在、自己資金源からの貸付金で90日を超える延滞が生じ、欧州連合または加盟国の包括保証により担保されていないものは、116.3百万ユーロ（2020年：117.1百万ユーロ）である。

2021年12月31日現在のこれらの延滞が生じている貸付金に関連する元本金額は、531.3百万ユーロ（2020年：187.8百万ユーロ）である。これらの延滞が生じている貸付金契約は、貸倒引当金74.5百万ユーロ（2020年：136.9百万ユーロ）によりカバーされている。

1b. 欧州連合または加盟国によるグローバル／包括保証により担保されていない貸付金の延滞についての保証請求：

2021年には、欧州連合の政治リスク保証に基づく24.1百万ユーロの履行請求があり（2020年：ゼロ）、年間を通じて、以前からの履行請求金額のうち0.1百万ユーロが弁済された（2020年：ゼロ）。

さらに、2021年中、請求払民間保証に基づく357.5百万ユーロの履行請求があった（2020年：ゼロ）。

2a. 欧州連合または加盟国によるグローバル／包括保証（請求可能）により担保されている貸付金の延滞：

このような貸付金については、期限が経過した場合に、可能であればまず第一次保証に基づき履行を請求し、それ以外の場合は加盟国または欧州連合による保証に基づき正式に履行を請求する。

2021年12月31日現在、こうした90日超の延滞が生じている額は2.4百万ユーロ（2020年：4.0百万ユーロ）であった。

2b. 欧州連合または加盟国によるグローバル／包括保証により担保されている貸付金の延滞についての保証請求：

2021年中、欧州連合による保証に基づく履行請求が68.4百万ユーロあり、加盟国保証に基づく履行請求はなかった。2020年における応当額は、それぞれ52.4百万ユーロおよびゼロであった。

2021年中、以前に欧州連合または加盟国による保証に基づく履行請求金額のうち、0.4百万ユーロ（2020年：ゼロ）が弁済された。

貸付金の再交渉と支払猶予

グループは、支払猶予措置がとられた貸付金を、支払猶予貸付金（すなわち、貸付金、負債証券およびローン・コミットメント）とみなしている。支払猶予措置はグループの「譲歩」によるもので、財務困難により契約上の債務返済条項を遵守できないとみなされる債務者に対して、債務返済または契約の全部もしくは一部の借換えができるようにするために、グループが決定するものである。エクスポージャーは、延滞の有無、または当該エクスポージャーが債務不履行に分類されているか否かに関わらず、譲歩が行われた場合には支払猶予として取り扱う。債務者が財務困難に陥っていない場合には、当該エクスポージャーは支払猶予として取り扱わない。

通常の事業の過程においては、再交渉の前に問題が生じている貸付金の貸付金格付（LG）は低下しており、貸付金は集中的に監視されている。再交渉された場合、EIBは、当該貸付金を厳格に監視し続けることとなる。再交渉による支払条件では当初の簿価が回収できない場合、EIBは損益計算書に評価調整額を計上することを検討する。LGが「E-」まで低下した貸付金はすべて、定期的に評価損計上の必要性が検討され、LGが「F」の貸付金は、すべて評価損計上の対象とされる。貸付金のLGが十分に回復した場合には、EIBの手続きに沿って、当該貸付金はその段階で定期的にモニターされる。

グループはまた、特定の状況下にある債務者が利用できる多くの支援措置を提供しており、これには (i) 財務制限条項およびその他の重要条項の暫定的な条件緩和（権利放棄を含む）、(ii) 新たな返済スケジュールの設定または返済義務の一時凍結によるキャッシュ・フローの再構築、ならびに (iii) 新規契約の締結、ローンの実行前倒しおよび債務者貸付の増額など、その他の一定の補完的支援策が含まれる。グループは、具体的状況における制約の下で、かかる措置の申請を案件ごとに評価している。こうした措置は、構造的な財政の困難またはソルベンシー上の問題に陥っているわけではなく、かかる措置の供与の時点で、ゴーイング・コンサーンとみなされる債務者に提供されることを意図している。評価の結果として、債務者がこれらの要件を満たさない場合、またはグループが債務者のビジネスモデルの長期的持続可能性についてリスクを特定した場合に、グループは他の適切な措置を検討し、必要な場合には、グループの標準的な条件変更のプロセスに従う。

こうしたEIBの支援措置は、COVID-19の具体的な経済効果への対応の一環としては、2021年6月以降利用できなくなっている。

グループが報告期間中に着手した支払猶予措置および手続きには、返済期限の延期、元本返済のみの繰延、元利返済の繰延、重大な財務制限条項の破棄および延滞金の元本算入が含まれるが、これらに限定されるわけではない。

支払猶予措置の対象である貸付金は、下表のとおりである。

(単位：百万ユーロ)

	2021年12月31日		2020年12月31日	
	正常債権	不良債権	正常債権	不良債権
支払猶予措置の対象となった契約件数	88	74	81	64
帳簿価額（金利および延滞金額を含む）	4,693	2,511	4,641	2,489
うち評価調整の対象となった貸付金	0	1,243	0	1,634
認識された評価損益	0	407	0	473
支払猶予された契約に係る受取利息	121	73	139	70
認識中止されたエクスポージャー （リストラクチャリング、償却 / 貸付金売却後）	0	34	0	28

(単位：百万ユーロ)	2020年 12月31日	支払猶予措置						2021年 12月31日
		返済 期限の 延期	元本 のみの 繰延	元本 および 利息の 繰延	重大な財 務制限条 項の破棄	その他	契約上の 返済 および 契約終了 ⁽¹⁾	
公共機関	2,803	0	0	0	94	179	-147	2,929
銀行	79	0	0	0	126	110	-35	280
企業	4,248	46	55	23	473	48	-898	3,995
合計	7,130	46	55	23	693	337	-1,080	7,204

(1) 減少は、2020年12月31日現在で支払猶予貸付金とみなされていた取引に関して当年度中に発生した元本、利息および延滞金額の返済ならびに償却、ならびに当期中の契約終了による。

U.2.2. 財務ポートフォリオ

財務ポートフォリオ（有価証券、コマーシャル・ペーパー、定期預金等）関連の信用リスクは、健全なカウンターパーティーおよび発行体を選択することにより管理されている。

有価証券ポートフォリオの構成および財務商品残高に適用される限度枠は、経営陣が設定している。この限度枠は、グループ・リスク・コンプライアンス部門により定期的に見直しが行われる。

グループは、取引のカウンターパーティーが契約債務を履行できなかった場合に信用リスクにさらされる可能性のある有担保リバース・リパーチェスおよびリパーチェス契約取引を行っている。グループは、カウンターパーティーの信用リスクおよび担保の価値を日次でモニターし、必要とみなされる場合には、グループに追加担保を差し入れるよう要求することで、これらの業務に関連した信用リスクを統制している。

三者間レボおよびリバース・レボ取引は、第三者保管機関と共同で行われる。第三者保管機関は、枠組み契約に従って特に以下に関する契約条件の遵守を保証する。

- 支払引替渡し
- 担保の検証
- 貸手が要求する担保マージン。これは常に充分かつ充当可能であることが必要であり、保管機関は、当該有価証券の時価を日々検証しなければならない。
- 契約要件をすべて満たす代替担保の組成

下表は、財務ポートフォリオの有価証券および短期金融市場商品（預金およびリバース・レボ）に係る信用リスク構成比を、適宜、カウンターパーティーの信用格付別、最終的な債務者格付別または発行体格付別に示したものである。

同等のムーディーズ格付	有価証券ポートフォリオ (単位：％)		短期金融市場商品 (単位：％)	
	2021年 12月31日	2020年 12月31日	2021年 12月31日	2020年 12月31日
Aaa	13	28	82	57
Aa1からAa3	21	31	8	17
A1からA3	39	40	9	25
A3未満	27	1	1	1
合計	100	100	100	100

2021年12月31日現在、グループ連結財務ポートフォリオ資産のうち満期まで1年超で格付が下限のAa3であるものの名目金額合計は、3,906.84百万ユーロ（2020年：3,749.32百万ユーロ）であった。

財務取引に供する担保**受取担保**

財務取引には、13,894百万ユーロ（2020年：15,474百万ユーロ）の二者間および三者間リバース・リパーチェス契約が含まれており、グループはこのうち13,334百万ユーロ（2020年：13,173百万ユーロ）について財務担保、560百万ユーロ（2020年：2,301百万ユーロ）についてコモディティを受領している。二者間および三者間リパーチェス契約は、2021年12月31日現在5,717百万ユーロ（2020年：4,315百万ユーロ）であった。この残高は全額について担保が供されており、原契約に従い、その後に追加担保の請求または担保の返還が行われる。財務担保ポートフォリオの時価は、2021年12月31日現在、13,557百万ユーロ（2020年：13,498百万ユーロ）であり、以下のように分類される。

リバース・リパーチェス契約財務担保（単位：百万ユーロ）								
2021年12月31日現在	債券						現金	合計
	政府債	国際 機関債	政府 機関債	担保付債券 （カバード・ ボンド）	銀行債 および社債	資産 担保証券		
同等のムーディーズ 格付								
Aaa	998	655	712	1,480	4,192	0	0	8,037
Aa1からAa3	2,047	78	389	8	300	0	0	2,822
A1	583	0	65	0	130	0	0	778
A1未満	1,637	0	20	0	222	0	0	1,879
格付なし	38	0	0	0	1	0	2	41
合計	5,303	733	1,186	1,488	4,845	0	2	13,557

リバース・リパーチェス契約財務担保（単位：百万ユーロ）								
2020年12月31日現在	債券						現金	合計
	政府債	国際 機関債	政府 機関債	担保付債券 （カバード・ ボンド）	銀行債 および社債	資産 担保証券		
同等のムーディーズ格付								
Aaa	1,453	734	293	4,075	460	226	0	7,241
Aa1からAa3	2,393	133	123	94	830	0	0	3,573
A1	0	0	0	0	0	0	0	0
A1未満	1,260	0	66	0	1,356	0	0	2,682
格付なし	0	0	0	0	0	0	2	2
合計	5,106	867	482	4,169	2,646	226	2	13,498

預託有価証券

ユーロ制度の通貨政策の運用との関連で、グループは、2021年12月31日現在、時価149億ユーロの有価証券をルクセンブルク中央銀行に預託している（2020年：121億ユーロ）。

二者間および三者間リパーチェス契約の下で差し入れられている担保（ルクセンブルク中央銀行への差入れを除く）の時価は、2021年12月31日現在、5,711百万ユーロ（2020年：4,315百万ユーロ）であった。

U.2.3. 第三者が供与した貸付金に関してグループが付与した保証

自己資金を原資とするグループの保証取引および証券化取引から生じる信用リスクは、行内指針に従って管理されている。

2021年末現在、グループにより保証された契約済エクスポージャーは309億ユーロ（2020年：220億ユーロ）であり、このうち167億ユーロ（2020年：124億ユーロ）は保証された実行済貸付金に係るエクスポージャーで、その保証引当金は39.3百万ユーロ（2020年：22.6百万ユーロ）であった。

EIBの保証型業務の一部は、リスク・シェアリング業務から発生しており、EIBは、確立された委託モデルに基づいて、金融仲介機関が組成するローン・タイプのエクスポージャーをローンごとに保証している。EIBがリスクを負う原リスク・エクスポージャーを組成する金融仲介機関は、EIBが当該金融仲介機関に信用管理業務を委託できることを確認するための、詳細なデューデリジェンスの対象となる。一方、残りのEIBの保証型業務は通常、合成取引として行われ、EIBは通常、既存のポートフォリオのリスクを特定の金融仲介者に対して保証する。

EIBは、このタイプの取引の集中リスクを制限するための専用の枠組みを確立している。取引の特異性に応じて、これには適格基準（最低適格格付区分、特定のセクター、債務者および／または債務者グループのエクスポージャーを含むがこれらに限定されない）の設定が含まれる場合がある。形式的に言えば、信用リスクは金融仲介機関が組成する原エクスポージャーにあるため、金融仲介機関のカウンターパーティー・リスクは限定的である。すなわち、カウンターのパーティー・リスクは、（1）保証料の支払い、および（2）EIBが保証・支払いを行う原エクスポージャーが債務不履行となった場合の潜在的な回収額のEIBに対する返済に限定される。いずれにしても、EIBは、いくつかの軽減措置（詳細なデューデリジェンス、担保権、介入権、原リスク・エクスポージャーの重大な修正に関する同意権または解約権を含むがこれらに限定されない）を確立している。

U.3. 金利リスク

金利リスクとは、市場利回りや金利の期間構造の不利な動きによる、EIBのポジションの経済価値または同ポジションによる収益の予想変動率（ボラティリティ）を指す。異なる資産、負債、ヘッジ商品間で金利更改特性や満期特性に差異があると、金利リスク・エクスポージャーが生じる。

金利リスクの測定および管理にあたり、EIBはバーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）および欧州銀行監督機構（「EBA」）の関連する主要原則を参考にしている。金利リスクの主要な源泉は、ギャップリスク、ベシスリスクおよびオプションリスクである。ギャップリスクとは、EIBにとって最も関係が深い金利リスクであり、EIBの金利感応商品の金利変動のタイミングの差異による、当該金利感応商品の期間構造の経済価値または同商品からの収益の予想変動率（ボラティリティ）と定義される。

金利リスクは、EIBのリスク選好の枠組みで取り扱われている。規制当局の指針に従い、EIBは金利リスクに対する選好を、経済的価値および利益の両方に対するリスクの観点から明文化している。EIBの自己資金に関する投資戦略である「金利リスク戦略」は、EIBが取る用意がある金利リスクの水準と密接に関連し、この戦略の有効性は望ましい目標デューレーションを備えた比較可能なベンチマークとなる想定ポートフォリオとの比較において測定される。

IBOR改革：

ロンドン銀行間金利（LIBOR）などの指標金利は金融契約で広く用いられていた。近年、指標金利の信用性や安定性に対する信頼は低下してきており、世界中の規制当局は金利指標改革を推進してきている。

代替指標金利への世界的な移行は、金融市場において着手された最も困難な課題を含んだ改革の一つである。他の銀行と同様に、EIBは、これらの市場全体にわたる取組みの一環として改革の対象となっている金融商品について、IBORに重大なエクスポージャーを有している。

行内における準備

2018年2月、資産・負債委員会（ALCO）は、代替金利への移行に関連する進展を積極的に追跡・監視するためのIBOR専任のALCO直属ワーキンググループであるIBORワーキンググループを設置した。IBORワーキンググループの目的には、金利指標の改革に関連した進展を注意深く監視することが含まれ、これには特に、契約修正、顧客との双務交渉、ITシステムおよびアプリケーションの更新および新契約へのフォールバックの文言の導入ならびに通貨別および資産クラス別のIBORへのエクスポージャーの定期的モニタリングの進展が含まれる。確立した作業計画の実施における進捗は定期的に監視され、ALCOで討議され、定期的に経営幹部および監査委員会に報告されている。

リスクに関する検討

IBOR改革における主なリスクは、オペレーショナル・リスクと財務リスクである。これらは、例えば、記帳、決済／支払、評価、リスクシステムを含むITシステムの更新、IBOR改革に関連した業務統制の変更、契約の修正（貸付契約の双務交渉を含む）およびフォールバック条項の導入に伴う業務上の課題、ならびに異なる取引タイプ間の潜在的ベシスリスクに関連している。財務リスクは、金融商品全体にわたって、頑健で、発生の可能性がありかつ実行が可能な範囲で一貫性のあるフォールバックを導入することによって軽減される。

2021年における主な進展

2021年はLIBOR移行の重要な節目であった。2021年3月、FCAは、英ポンド、スイス・フラン、日本円のLIBORを2021年末に廃止し、米ドルLIBORを2023年6月末に廃止することを発表した。

金融商品クラス別の移行状況

貸付活動および資金調達活動の一環として、EIBは主に顧客への変動金利貸付金およびEIBの活動に資金提供するための発行債券に関して、IBOR改革へのエクスポージャーを有している。金利リスクおよび為替リスクへのエクスポージャーを管理するために、EIBはデリバティブ商品を利用している（固定金利貸付金や借入業務のヘッジなど）。

デリバティブは、対応するキャッシュ・フローの大部分がIBOR金利を参照しているため（すなわち、「変動金利」）、IBORレートの影響を直接的に受ける最大の金融商品クラスである。EIBは、2021年にISDAの「IBORフォールバック・プロトコル」を遵守した。このプロトコルは、デリバティブの従前のポートフォリオの円滑な移行を確保するために、金利指標の廃止時に適用される強固なフォールバック条項をカウンターパーティーが組み込むための修正メカニズムを提供するものである。LIBORに連動するスワップにおけるEIBのすべてのカウンターパーティーも、このプロトコルを遵守している。2021年12月31日現在、EIBはISDAフォールバック・プロトコルの適用を通じて、英ポンド、スイス・フラン、日本円および米ドルのLIBORを参照するデリバティブの想定元本エクスポージャーの99%以上をシステム上で移行しており、それぞれのLIBOR廃止日以前および以後のすべてのキャッシュ・フローの決定が正しく反映されるようにしている。残りは、主にストラクチャード・スワップでその影響は僅少であるが、2022年初めに移行された。

変動金利貸付金は、IBOR金利の影響を直接的に受ける金融商品の中で2番目に大きなクラスである。2020年7月1日以降、EIBはすべての新規貸付契約において改訂されたフォールバック文言を導入し、含めている。EIBはまた、該当する通貨のLIBORを参照する契約を締結している顧客に接触し、認識を高め、可能な限りフォールバック文言を導入し、積極的にIBORから移行することに重点を置いたタスクフォースを設置している。2021年12月31日現在、当初にスイス・フランおよび日本円のLIBORに連動していた契約の帳簿残高の100%、ならびに当初に英ポンドLIBORに連動していた契約の帳簿残高の87%は、これらのIBOR金利に連動しなくなっている。さらに、2022年初めには、英ポンドLIBORの残存エクスポージャーの12%（帳簿価額）で顧客との契約が予定されている。また、FCAは、EIBがごく限られた期間、ごく一部（英ポンドのエクスポージャー合計の1%未満）に使用する可能性のあるいわゆる「合成」LIBORの公表を延長する権限を付与されている。また、EIBは米ドルLIBORに連動した貸付金の移行も継続する。移行と並行して、EIBは貸付商品ポートフォリオを新たな貸付金組成に適應させており、現在も継続している。

資金調達面では、EIBは2018年より貸借対照表で新たなRFRを参照する債券商品を発行している。加えて、優先市場構成の設定に基づいて、EIBは必要な流動性を備えた関連するRFR市場の支援に重点を置いている。

2021年12月31日現在、EIBには英ポンド、スイス・フランおよび日本円のLIBORに連動したリスク・エクスポージャー残高はすでになくなっている。米ドルLIBOR連動債については、帳簿価額の56%が2023年6月末までに満期を迎える。残りの44%は2022年中に評価され、適切なエクスポージャー移行の機会が検討される予定である。

U.3.1. グループの自己資金の経済価値に対する金利リスク

グループの金利リスク戦略は、グループの経済価値のボラティリティを抑制しながら、バランスが良く持続可能な収益特性を維持することを目指している。またグループ成長資金の自力調達という目標を踏まえて、こうした収益特性に明確な選好が定められている。かかる全体目標は、中長期投資特

性に沿ったグループの自己資金投資によって達成されており、これは現在4.5～5.5年の範囲の自己資金の目標投資期間を意味する。

自己資金の期間目標とは別に、グループの連結貸借対照表上、通貨および金利特性に応じた資金調達を図られるべきだとされている。しかし、業務上の理由から小幅の逸脱は承認されており、このことはグループをベースリスクにさらす可能性がある。このような若干の逸脱が残ることによって生じる残余ベースリスク・ポジション純額は、ベース市場リスクを重要性の閾値未満に維持するべく、既定の限度枠内に収めて管理されている。

運用されている金利リスク限度額の枠組みに加えて、金利の深刻な変動がグループの自己資金に及ぼす潜在的な悪影響を特定するために、EBAにより標準化されたショック・シナリオ⁽¹⁾に基づいてグループレベルでの定期的なストレス・テストが実施されている。2021年12月31日現在、EBAの監督上の異常値テストシナリオの最悪の影響は、自己資金の経済価値を43.7億ユーロ（2020年：49.3億ユーロ）減少させる⁽²⁾。

(1) EBA/GL/2018/02

(2) ストレス・テストは、保険数理プロバイダーの計算による年金および医療保険債務（DB0）を含む、すべてのリスク感応度の高い銀行勘定商品について実施されている。

グループは、金利（IR）リスク（ギャップリスクおよびベースリスク）ならびにFXリスクを管理するための枠組みを整備している。グループはIRおよびFXのポジションを日次でモニターし、適用される限度内で管理している。

グループのポートフォリオに組入れられている金融商品のうち、一部の業務（借入れおよび関連するスワップ）には償還オプションが規定されており、満期前に償還される場合があるため、最終満期日については不確実性が組み込まれている。

キャッシュ・フロー・レベルでは、こうした借入金はすべてスワップで十分にヘッジされているため、合成変動利付債とみなすことができる。

下表は、2021年12月31日現在および2020年12月31日現在のグループの任意償還条項付ポートフォリオの特性をまとめ、想定元本合計、平均の契約上の満期日、平均予想償還日（双方とも、当該取引の想定元本で加重）を資金調達通貨別と関係する主要リスク・パラメーター別に表示したものである。

資金調達通貨別（スワップの影響考慮後）：

2021年12月31日			
(単位：百万ユーロ)	ユーロ	米ドル	合計
ユーロ建想定元本	-2,659	-1,284	-3,943
平均満期日	2047年3月19日	2038年9月6日	2044年6月7日
平均予想償還日	2031年1月2日	2027年7月7日	2029年11月13日

2020年12月31日			
(単位：百万ユーロ)	ユーロ	米ドル	合計
ユーロ建想定元本	-2,213	-1,606	-3,819
平均満期日	2047年1月26日	2037年3月16日	2042年12月3日
平均予想償還日	2028年12月25日	2023年7月28日	2026年9月16日

関係するリスク・パラメーター別：

2021年12月31日	リスク・パラメーター		
(単位：百万ユーロ)	為替レートの 水準	金利カーブの 水準	合計
ユーロ建想定元本	-323	-3,620	-3,943
平均満期日	2036年1月1日	2045年3月9日	2044年6月7日
平均予想償還日	2029年2月13日	2029年12月7日	2029年11月13日

2020年12月31日	リスク・パラメーター		
(単位：百万ユーロ)	為替レートの 水準	金利カーブの 水準	合計
ユーロ建想定元本	-452	-3,367	-3,819
平均満期日	2033年12月4日	2044年2月17日	2042年12月3日
平均予想償還日	2027年12月21日	2026年7月16日	2026年9月16日

U.3.2. グループの金利リスク管理（利益面）

利益の感応度は、金利カーブ全体が1パーセンテージ・ポイント上昇した場合、あるいは低下した場合の向こう12ヵ月間で変動しうる正味受取利息の金額を定量化する。このようなエクスポージャーは、承認を受けた限度枠内でグループが容認する、資産と負債の間の金利更改期間、金額または利率の不一致により生じる。

2021年12月31日現在のポジションでは、金利が100ベース・ポイント上昇すると、利益が96.5百万ユーロ（2020年：83.4百万ユーロ）増加し、金利が100ベース・ポイント低下すると、利益が90.8百万ユーロ（2020年：78.5百万ユーロ）減少する計算である。

グループは、案件ごとに利益のシミュレーションを実行する専用のソフトウェアで感応度指標を計算している。利益の感応度は発生主義で測定され、分析対象期間にわたり、グループは業務計画の中で予想されている新規貸付業務を実現し、承認を受けた限度枠内にエクスポージャーを維持し、資金不足の補充または余剰現金の投資を目的とする短期金融市場取引を執行するという「現行」の仮定に基づいて算出される。利益に関して月次で行われるシミュレーションは、固定利付項目の場合には、すべて契約で定められた利率が維持され、変動利付項目の場合には、すべて、シミュレーションで適用された金利シナリオに応じて金利が更改されるという仮定に基づいて実施されている。資金不足の補充または余剰現金の投資を目的とする短期金融市場取引の利率は、シミュレーションで適用された

金利シナリオに応じた短期金融市場の実勢利率に等しいとされる。現行実務に従い、モデルでは、シミュレーション上の利益は株主には配分されず、グループ業務の資金補充に当てられると仮定している。管理費は、業務計画の予想に応じて見積られる。

EIFの感応度は、グループが運用するEIFの財務および貸付金ポートフォリオに組入れられている全ポジションを考慮して、案件ごとに算出される。各固定利付財務資産は、その満期日に、年度末における残存期間が従前資産と同じである新規資産に再投資されると仮定している。変動利付財務資産のポジションの場合、四半期ごとに利率が更改されるとの仮定に基づいている。

U.4. 流動性および資金調達リスク

流動性リスクは、資産の増加に対応して資金を調達し、期限の到来した債務を弁済することを、受入不能な損失を負担することなしに行うグループの能力に関するリスクである。それは、さらに資金流動性リスクと市場流動性リスクに分けることができる。

資金流動性リスクとは、貸借対照表の資産を支え、容易に利用できる流動リソースから期限どおりに債務を全額返済することができなくなるリスクに関するものである。資金流動性リスクは、支払義務の履行に関する差し迫ったリスクおよびこれに伴う不利な条件での借入を増加させうるため、グループのポジションの経済価値あるいはグループのポジションから生み出される収益の変動性に影響を与える可能性がある。

市場流動性リスクとは、ポジション残高を相殺、解消、または削減するための取引を合理的な市場価格で執行できないかもしれないという理由で、グループのポジションの経済価値の変動、または同ポジションによる収益の変動が激しくなることを指す。取引を執行できないことにより、清算を避けた方が良いと思われる場合でも好ましくない価格で早い段階に当該資産を清算せざるを得なくなるおそれがある。このリスクは、取引される証券の流動性と比較したポジションの規模、ならびに市場のアーバイラビリティおよび効率性の悪化と密接に関係している。

EIBの流動性リスク管理

EIBの中核業務活動を妥当なコストで正常に機能させるため、流動性リスクの管理が行われている。流動性リスク管理方針の主な目的は、EIBが常に期限内に支払債務を満額履行できることの確保にある。商業銀行とは対照的に、EIBは個人預金を保有しておらず、顧客に貸し付ける資金の調達を資本市場に依存している。

EIBは慎重に流動性バッファを維持するため、新規発行予定を管理している。流動性維持計画では、EIBの債務返済上のニーズ、貸付金の実行、および貸付金ポートフォリオからのキャッシュ・インフローを考慮している。また、流動性維持計画では、一般的に債務者の要請に応じて実行される多額の契約済未実行貸付金も考慮している。

EIBは、短期流動資産を十分な水準に保つこと、および資金需要予測に応じて自行の募集有価証券の償還日を分散することによって、流動性リスクの管理を一層確実にしている。流動性リスク方針には財務ポートフォリオの水準の下限が組み込まれており、EIBの全体的な流動性比率（翌12ヵ月間の見積ネット・キャッシュ・フローに対する比率としての流動性）は、常に25%を上回っていることが、義務付けられている。

グループはグループ非常時資金調達計画（「グループCFP」）を定めており、そこでは適切な意思決定手続とそれに対応する責任分担が定められている。グループCFPは定期的に、欧州銀行監督機構がこの件に関して発行した関連するガイドラインを含む該当するベスト・バンキング・プラクティスを基準に、テストおよび評価されている。グループCFPは理事会によって毎年承認される。

定期的なストレス・テスト分析は、流動性リスク・モニタリングの一環として実施され、EIBおよびEIFの流動性バッファの規模を決定する。

2009年7月8日にユーロ・システムの金融政策オペレーションにおける適格カウンターパーティーとなったことから、EIBも欧州中央銀行の金融政策オペレーションに参加できることとなった。EIBは、最低預金準備率およびその他の業務ニーズを充足するために預け金を置いているルクセンブルク中央銀行を通じて金融政策オペレーションを実施する。

EIBは日次で流動性カバレッジ比率（「LCR」）を欧州連合CRRに沿って、機能通貨（ユーロ）だけでなく、他の重要な通貨についても計算している。過度の通貨のミスマッチを防止するために、流動性資産の通貨と正味流動性の流出の通貨の整合性を継続的にとることが確実にされている。2021年末現在、EIBのLCRは564.9%（2020年は366.7%）であり、2021年から開示が開始されたグループLCRは586.0%であった。

また、EIBは安定調達比率（「NSFR」）を欧州連合CRR⁽³⁾に沿って、機能通貨（ユーロ）だけでなく、他の重要な通貨についても計算している。2021年末現在、EIBのNSFRは130.0%、グループのNSFRは130.1%であった。

(3) 2021年6月発効。

COVID-19のパンデミックに伴いグローバル金融市場の一般的情勢が不確実であるにもかかわらず、グループは、主にグループの流動性管理に対する慎重なアプローチの結果として、引き続き強固な流動性ポジションおよび必要な流動性リソースへの柔軟なアクセスを維持している。

EIFの流動性リスク管理

払込資本金の価値を損なうことなく、今後生じうる保証請求、プライベート・エクイティ・コミットメント、および一般管理費の支出に対応する適切な水準のEIFの流動性を確保し、かつリスク最小化に配慮しながら投資資産で合理的な収益を獲得できるような方法で、流動性リスクは管理されている。

流動性リスクの測定

下表は、貸借対照表日から契約上の満期日までの残存期間別にグループの資産および負債を示している。契約によって定められた満期日のない資産および負債は、「満期日未確定」に区分されている。

流動性リスク（単位：百万ユーロ）

2021年12月31日時点に おける満期	3 ヶ月以内	3 ヶ月超 1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	満期日 未確定	2021年の 合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	1,483	0	0	0	0	1,483
中央銀行担保適格国庫証券						
およびその他短期証券	7,198	15,702	10,405	3,855	0	37,160
その他の貸付金および預け金：						
- 当座預金	798	0	0	0	0	798
- 金融機関	71,400	3,349	0	0	0	74,749
- 対顧客	677	0	0	0	0	677
	72,875	3,349	0	0	0	76,224
貸付金：						
- 金融機関	2,443	9,928	46,116	35,011	6	93,504
- 対顧客	5,083	19,702	107,548	189,266	394	321,993
	7,526	29,630	153,664	224,277	400	415,497
確定利付証券を含む負債証券	1,358	2,856	3,461	4,296	0	11,971
株式、その他の変動利付証券						
および参加持分	0	0	0	0	9,569	9,569
その他の資産	288	773	5,414	1,978	7,676	16,129
資産合計	90,728	52,310	172,944	234,406	17,645	568,033
負債：						
金融機関に対する債務	10,478	13,195	0	0	0	23,673
顧客に対する債務	1,821	0	0	0	0	1,821
債務証券借入	19,307	43,516	213,006	164,286	0	440,115
資本金、準備金、利益および少数株						
主持分	0	0	0	0	78,139	78,139
その他の負債	331	1,472	3,774	3,163	15,545	24,285
負債合計	31,937	58,183	216,780	167,449	93,684	568,033

借入金および関連するスワップの一部は、投資家あるいはヘッジ・スワップの契約相手に期限前解約条項もしくはコール・オプションを認めており、EIBにも関連債券を期限前償還する権利を与えている。グループが債券に係るすべてのコール・オプションを契約で定められた次回権利行使日に行使した場合、2022年から2024年の期限前償還累計額は24.8億ユーロとなる。

流動性リスク（単位：百万ユーロ）

2020年12月31日時点に おける満期	3 ヶ月以内	3 ヶ月超 1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	満期日 未確定	2020年の 合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	835	0	0	0	0	835
中央銀行担保適格国庫証券およびそ の他短期証券	7,175	6,782	12,115	6,002	0	32,074
その他の貸付金および預け金：						
- 当座預金	614	0	0	0	0	614
- 金融機関	55,394	4,882	0	0	0	60,276
- 対顧客	583	318	0	0	0	901
	56,591	5,200	0	0	0	61,791
貸付金：						
- 金融機関	2,705	13,329	50,439	37,161	6	103,640
- 対顧客	4,872	18,750	105,413	191,428	89	320,552
	7,577	32,079	155,852	228,589	95	424,192
確定利付証券を含む負債証券	5,818	1,186	2,851	2,954	0	12,809
株式、その他の変動利付証券および 参加持分	0	0	0	0	9,109	9,109
その他の資産	442	1,235	3,574	2,244	7,812	15,307
資産合計	78,438	46,482	174,392	239,789	17,016	556,117
負債：						
金融機関に対する債務	8,515	8,000	0	0	0	16,515
顧客に対する債務	1,701	0	0	0	0	1,701
債務証券借入	24,379	49,607	205,107	156,171	0	435,264
資本金、準備金、利益および少数株 主持分	0	0	0	0	74,963	74,963
その他の負債	716	1,828	7,404	3,382	14,344	27,674
負債合計	35,311	59,435	212,511	159,553	89,307	556,117

U.5. 為替リスク

為替（「FX」）リスクは、為替レートの不利な変動が原因で、グループのポジションの経済価値の変動、または同ポジションによる収益の変動が激しくなることを指す。資産、負債およびヘッジ手段の間で通貨のミスマッチがある場合に、グループは為替リスクにさらされる。

EIBは定款を遵守して、貸付業務を遂行するため、またはEIBが供与する貸付金もしくは保証から発生するコミットメントを履行するために、直接必要でない為替業務には従事しない。

グループの資産・負債構造における通貨のミスマッチは、厳しい限度額内に維持されている。

為替ポジション（単位：百万ユーロ）

2021年12月31日現在の通貨	ユーロ	英ポンド	米ドル	その他の 通貨	ユーロ以外 の通貨合計	2021年の 合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	1,483	0	0	0	0	1,483
中央銀行担保適格国庫証券およびその 他短期証券	29,481	1,388	6,291	0	7,679	37,160
その他の貸付金および預け金：						
- 当座預金	579	58	46	115	219	798
- 金融機関	64,708	2,052	1,035	6,954	10,041	74,749
- 対顧客	600	0	0	77	77	677
	65,887	2,110	1,081	7,146	10,337	76,224
貸付金：						
- 金融機関	71,840	829	13,310	7,525	21,664	93,504
- 対顧客	261,909	30,971	8,225	20,888	60,084	321,993
	333,749	31,800	21,535	28,413	81,748	415,497
確定利付証券を含む負債証券	5,288	0	1,809	4,874	6,683	11,971
株式、その他の変動利付証券および参 加持分	7,809	699	729	332	1,760	9,569
その他の資産	13,050	1,242	1,064	773	3,079	16,129
資産合計	456,747	37,239	32,509	41,538	111,286	568,033
負債：						
金融機関に対する債務	23,473	0	44	156	200	23,673
顧客に対する債務	1,557	6	93	165	264	1,821
債務証券借入：						
- 負債証券	240,681	43,587	104,778	42,058	190,423	431,104
- その他	6,235	119	295	2,362	2,776	9,011
	246,916	43,706	105,073	44,420	193,199	440,115
資本金、準備金、利益および少数株主 持分	78,139	0	0	0	0	78,139
その他の負債	20,413	1,670	1,270	932	3,872	24,285
負債合計	370,498	45,382	106,480	45,673	197,535	568,033
オフ・バランスシートの通貨スワップ ポジション（純額）	-86,378	8,190	74,023	4,165	86,378	
	-129	47	52	30	129	

為替ポジション（単位：百万ユーロ）

2020年12月31日現在の通貨	ユーロ	英ポンド	米ドル	その他の通貨	ユーロ以外の通貨合計	2020年の合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	835	0	0	0	0	835
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	25,785	623	5,666	0	6,289	32,074
その他の貸付金および預け金：						
- 当座預金	415	48	34	117	199	614
- 金融機関	50,128	3,672	884	5,592	10,148	60,276
- 対顧客	160	0	0	741	741	901
	50,703	3,720	918	6,450	11,088	61,791
貸付金：						
- 金融機関	82,737	1,640	11,699	7,564	20,903	103,640
- 対顧客	261,675	30,774	7,737	20,366	58,877	320,552
	344,412	32,414	19,436	27,930	79,780	424,192
確定利付証券を含む負債証券	3,740	465	1,410	7,194	9,069	12,809
株式、その他の変動利付証券および参加持分	7,245	854	699	311	1,864	9,109
その他の資産	12,208	1,179	1,084	836	3,099	15,307
資産合計	444,928	39,255	29,213	42,721	111,189	556,117
負債：						
金融機関に対する債務	16,509	0	6	0	6	16,515
顧客に対する債務	1,428	8	81	184	273	1,701
債務証券借入：						
- 負債証券	239,351	42,653	102,508	41,111	186,272	425,623
- その他	6,118	62	472	2,989	3,523	9,641
	245,469	42,715	102,980	44,100	189,795	435,264
資本金、準備金、利益および少数株主持分	74,963	0	0	0	0	74,963
その他の負債	24,039	1,513	1,163	959	3,635	27,674
負債合計	362,408	44,236	104,230	45,243	193,709	556,117
オフ・バランスシートの通貨スワップポジション（純額）	-82,623	5,006	75,060	2,557	82,623	
	-103	25	43	35	103	

U.6. オペレーショナル・リスク

EIBグループのオペレーショナル・リスク方針に定義されているように、オペレーショナル・リスクとは、不十分もしくは機能不全の内部プロセス、人員もしくはシステム、または外部事象に起因する損失リスクを意味する。

EIBグループのすべての活動はオペレーショナル・リスクの影響を受ける可能性があり、したがってグループはオペレーショナル・リスクを体系的に特定、評価、監視および報告し、オペレーショナル・リスクへのエクスポージャーを限定するために十分な統制とリスク軽減策を実施することを目標としている。

グループのオペレーショナル・リスク課、EIBおよびEIFのリスク管理、ならびにEIBの財務統制における内部統制およびアサーション部（「FCI/-ICA」）が、オペレーショナル・リスクの枠組みおよび関連する方針を決定する責任を有し、その枠組みの実施責任はグループのすべての部署が担う。グループは、連結レベルでオペレーショナル・リスク管理業務を、関連し、適用されるベスト・バンキング・プラクティス（「BBP」）に準拠して編成している。

グループでは、特に、オペレーショナル・リスク・エクスポージャーを監視するために使用される一連の重要リスク指標（「KRI」）を通じて、内部損害履歴ならびに事業・統制環境等、入手可能なあらゆる情報を考慮する評価方法を採用している。リスク水準が臨界値を上回った場合には、適切な措置が講じられる。特に、オペレーショナル・リスク課は、オペレーショナル・リスクに係る現実の損害につながるまたはつながりうる重要なオペレーショナル・リスク事象および現れつつあるリスク分野を分析する。

オペレーショナル・リスクの分類とKRIの見直しは、2022年に予定されており、その後、データ収集プロセスを自動化する新しいツールが導入される予定である。一方、オペレーショナル・リスク課は、健全なオペレーショナル・リスク管理のすべてのBBP要件に対応するために、新しい部分的に自動化された事象および損害のデータベースを開発し、このデータベースは後に新システムに移行する予定である。

EIBにおける報告については、月次オペレーショナル・リスク報告書が、オペレーショナル・リスクの管理とモニタリングのすべての側面について責任を有するグループ最高リスク責任者（「GCRO」）によって承認され、経営委員会（「MC」）、監査委員会（「AC」）およびディレクター・ジェネラル（「DG」）に提出される。加えて、0.1百万ユーロを超える損失／利益は、即座に総裁に報告される。

EIFでは、オペレーショナル・リスク課が監査役会（「AB」）および上級経営陣に定期的な報告を行う。

注V：デリバティブ

グループは、予定取引から発生するエクスポージャーを含む金利リスクおよび為替リスクへのエクスポージャーを管理するため、デリバティブ商品を主に資産負債管理活動の一環として使用している。デリバティブは契約金融商品であり、その価値は、原資産、利率、為替そして種々のインデックス動向により変動する。デリバティブ取引は売買目的で利用されるのではなく、資金調達関連の場合および市場リスク・エクスポージャーを低減するためのみに限られている。

グループのスワップの大部分は、資金調達オペレーション（資金調達活動）の一環として、債券発行をヘッジする目的で締結されている。借入ポートフォリオに関連したすべてのスワップは満期が関連借入債務に対応しており、このため長期の性質を持つ（注V.1を参照）。

またグループは、貸付金や財務のヘッジ・オペレーションの一環として、またはグローバルな資産負債管理（「ALM」）ポジションのヘッジ（ALMヘッジ活動）のために、スワップを行っている（注V.1を参照）。

グループは、基本通貨であるユーロに関連してその運用財務の通貨ポジションを調整するため、また貸付実行に伴う通貨需要を満たすために、短期通貨スワップも行っている（注V.2を参照）。

先物契約（先物）は、一部の政府債投資から生ずるエクスポージャーをヘッジするため、財務活動の一環として使用することができる。先物は、規制市場において取引される標準化されたデリバティブであり、カウンターパーティー・リスクの測定と統制に関する一般方針の対象外となっている。

V.1. 資金調達およびALMデリバティブ

資金調達およびALMヘッジとの関連で使用されるデリバティブには以下のものがある。

- ・ 通貨スワップ
- ・ 金利スワップ
- ・ ストラクチャード・スワップ

V.1.1. 通貨スワップ

通貨スワップとは、調達されたある通貨の資金を別の通貨に交換することを合意し、それと同時に調達された資金を期日に返済できるよう、両通貨を将来において再度交換するための為替予約を締結する契約である。

グループは、主に資金調達業務の一環として、開始時に借入資金を別の通貨に交換し、その後借入返済に必要な資金を元の通貨でグループが入手することとなる、通貨スワップを締結している。

下表は、想定元本および公正価値に基づいて分類した通貨スワップ（ストラクチャード・スワップ（注V.1.3を参照）を含み、短期通貨スワップ（注V.2.を参照）を除く）の満期を示している。想定元本はオフ・バランスシートにて開示されている。

2021年12月31日現在の通貨スワップ (単位：百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2021年の 合計
想定元本（受取）	34,954	137,297	45,792	29,640	247,683
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよび COLVA）を含む割引価値（純額） ^(*)	-740	3,085	985	1,041	4,371

2020年12月31日現在の通貨スワップ (単位：百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2020年の 合計
想定元本（受取）	34,590	125,732	36,450	26,484	223,256
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよび COLVA）を含む割引価値（純額） ^(*)	-691	-2,858	2,114	1,612	177

(*) 2021年12月31日現在3,133百万ユーロ（2020年：マイナス2,548百万ユーロ）となっているマクロ・ヘッジ通貨スワップの公正価値を含む。

V.1.2. 金利スワップ

金利スワップは一般的に、変動金利を固定金利に交換するか、その逆を行うことを合意する契約である。

金利スワップの利用により、グループは、顧客からの要求に応じて借入ポートフォリオと他のポートフォリオの金利構造を変えることができるとともに、グループのある特定の資本市場への有利なアクセス条件をカウンターパーティーと交換することにより、資金調達コストを削減することも可能となる。

下表は、金利スワップ（ストラクチャード・スワップ（注V.1.3を参照）を含み、外貨建てで計算された利息を合成的にユーロ建てに交換するシンセティック・スワップを含む）の満期を想定元本および公正価値に細分して示したものである。想定元本はオフ・バランスシートにて開示されている。

2021年12月31日現在の金利スワップ (単位：百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2021年の 合計
想定元本	53,438	243,656	127,981	134,006	559,081
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよび COLVA）を含む割引価値（純額） ^(*)	301	4,748	3,036	229	8,314

2020年12月31日現在の金利スワップ (単位：百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2020年の 合計
想定元本	61,603	227,767	126,884	122,741	538,995
公正価値（すなわち、CVA、DVAおよび COLVA）を含む割引価値（純額） ^(*)	917	8,021	5,954	89	14,981

(*) 2021年12月31日現在マイナス789百万ユーロ（2020年：マイナス1,237百万ユーロ）となっているマクロ・ヘッジ金利スワップの公正価値を含む。

V.1.3. ストラクチャード・スワップ

グループは、通常そのリスクヘッジ方針に関連してオプション取引を行っていない。ただし、金融市場で、より低いコストで資金を調達するという戦略の一環として、グループは、主に金利オプションまたは株価指数オプションを含む借入契約および貸付を行う。このようなストラクチャード借入金および貸付金は、関連する市場リスクをヘッジするためのスワップ契約により完全にカバーされている。

下表は、ストラクチャード・スワップの取引件数、価額および想定元本の詳細を示している。

	期限前解約が 組み込まれているもの		株価指数		特別なストラクチャーに 基づくクーポンまたは 類似するもの	
	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年
取引件数	127	131	1	1	161	164
想定元本 (単位：百万ユーロ)	4,568	4,421	500	500	11,583	12,529
公正価値（すなわち、CVA、DVA およびCOLVA）を含む割引価値 (純額) (単位：百万ユーロ)	518	801	19	30	-2,979	-2,479

スワップ取引の公正価値は、将来のキャッシュ・フローから割引後現在価値を導出する評価技法を適用するインカム・アプローチにより算出される。公正価値の見積りは将来価値に対する市場の期待値に基づいている。評価技法は、既知のキャッシュ・フローを割り引く単純なものから複雑なオプション・モデルに至るまで、多岐にわたる。適用した評価モデルは、金融商品の価格設定向けに一般に認められている経済学的手法と整合しており、市場参加者が価格設定時に考慮する諸要因を盛り込んでいる。デリバティブ取引の一部に関しては、市場インプットを直接入手できない場合には、内部見積りや仮定が評価技法に取り入れられることもある。

借入に組込まれている、もしくは借入に関連するオプション契約は、すべて店頭取引で行われる。ストラクチャード・デールとしては、金利、為替レート、インフレ率、株価指数、および金利のボラティリティに左右される様々な取引がある。

V.1.4. デリバティブ取引における信用リスクの軽減方針

デリバティブに関する信用リスクは、カウンターパーティーが契約債務を履行できない場合にグループが被りうる損失に関連する。

デリバティブ取引の特殊な性質および複雑さを考慮し、当該金融商品の利用から生ずる損失に対してグループを保護するための一連の手続きが整備されている。

- ・ **取引契約の枠組み**

グループのデリバティブ取引はすべて、ISDAスワップ取引契約と、該当する場合にはエクスポージャーに対する担保差入条件が明記されているクレジット・サポート・アネックスの取引契約の枠組みの中で行われる。これらは一般的に採用され、実施されている契約の様式である。新規契約の最低条件はリスク・ガイドラインに規定されている。

- ・ **カウンターパーティーの選択**

取引開始時の格付は、A3以上とリスク・ガイドラインに定められている。格付がある一定のレベルを下回った場合にはEIBは期限前に契約を解除する権利を有する。

- ・ **担保設定**

- （限度枠を超過した）エクスポージャーに対しては、現金および債券による担保が差入れられる。
- 複雑で流動性の低い取引の場合は、現在の時価以上の担保が要求される。
- 個々のカウンターパーティーとのデリバティブ・ポートフォリオと受取担保は定期的にモニターされて評価され、それを受けて追加担保が請求されるか、担保の引出しが行われる。

スワップについて受け取った担保の時価は、2021年12月31日現在、15,399百万ユーロ（2020年：17,498百万ユーロ）で、担保の性質および同等のムーディーズの格付に基づいた詳細は、以下のとおりであった。

同等のムーディーズ格付	スワップ担保（単位：百万ユーロ）			
	債券			2021年の 合計
	政府債	政府機関債、 国際機関債、 カバード・ ボンド	現金	
Aaa	1,042	962	0	2,004
Aa1からAa3	3,130	0	0	3,130
A1からA3	6	0	0	6
Baa1からBaa3	5,484	0	0	5,484
Baa3未満	0	0	0	0
格付なし	0	0	4,775	4,775
2021年の合計	9,662	962	4,775	15,399

同等のムーディーズ格付	スワップ担保（単位：百万ユーロ）			
	債券			2020年の 合計
	政府債	政府機関債、 国際機関債、 カバード・ ボンド	現金	
Aaa	1,526	1,007	0	2,533
Aa1からAa3	4,439	0	0	4,439
A1からA3	14	0	0	14
Baa1からBaa3	6,310	0	0	6,310
Baa3未満	4	0	0	4
格付なし	0	0	4,198	4,198
2020年の合計	12,293	1,007	4,198	17,498

・ デリバティブの信用リスクの測定

デリバティブ関連の信用リスクは様々なパラメーターにより変化し（例えば金利や為替レート）、一般的に想定元本のごく一部に相当するに過ぎない。

グループは、内部目的上、財務報告と限度枠のモニタリングにはカレント無担保エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを使用して、スワップ取引およびデリバティブ取引に関する信用リスク・エクスポージャーを測定している。自己資本要件規則（CRR）に従った資本配分については、グループはカウンターパーティー信用リスクに係る標準的手法（SA-CCR）を用いている。

グループは、カレント無担保エクスポージャーを、ゼロと、カウンターパーティーとのネットティング・セットに含まれている取引ポートフォリオの時価から受入担保の価値を差し引いた数値のいずれか大きな方の値で測定している。これは、カウンターパーティーが不履行を起こした場合に生ずる損失に相当する金額で、受領した担保を相殺に充当し、破綻取引の回収価値をゼロとした上で、すべての取引につき直ちにスワップ・カウンターパーティーの代替を行うことを想定している。2021年12月

31日現在のカレント無担保エクスポージャーは927百万ユーロ（2020年12月31日現在：1,389百万ユーロ）であった。

さらにグループは、リスクのマージン期間である20営業日にネットティング・セットに生ずる可能性のあるエクスポージャーの増加を考慮した、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを計算している。EIBは、保守的な見積りを出すため、ストレス下の市場パラメーターに基づき、また信頼区間を90%として、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを計算している。

これは、重要な市場参加者の不履行があった場合に生じるであろう状況を考慮するための規制当局の勧告に沿ったものである。2021年12月31日現在の初期ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーは10,001百万ユーロ（2020年12月31日現在：12,225百万ユーロ）であった。

・ 限度枠

銀行向け限度枠システムは、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを3種の期間グループ（1年未満、1年以上5年以下および5年超）と2種の格付シナリオ（現状維持およびA3格未満への格下げ）でカバーする。

デリバティブ・ポートフォリオは毎日評価され、限度枠との比較が行われる。

下記の表は、カウンターパーティーの内部格付別内訳を示している。

格付グループ	額面価額割合		カレント無担保 エクスポージャー		ポテンシャル・ フューチャー・ エクスポージャー	
			(単位：百万ユーロ)		(単位：百万ユーロ)	
同等のムーディーズ格付	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年
Aaa	0.47%	0.49%	496	816	920	1,434
Aa1からAa3	19.31%	24.34%	236	373	2,273	2,480
A1からA3	74.76%	66.87%	195	192	6,628	7,916
A3未満	5.46%	8.30%	0	8	180	395
合計	100.00%	100.00%	927	1,389	10,001	12,225

V.2. 流動性管理の一環として

グループは、SLP債券ポートフォリオの金利エクスポージャーを修正するために、長期先物も使用している。2021年12月31日現在、長期先物の想定元本は8,274百万ユーロ（2020年：ゼロ）、公正価値は3百万ユーロ（2020年：ゼロ）であった。

グループはまた、基本通貨であるユーロに関連してその運用財務ポートフォリオの通貨ポジションを調整するため、また貸付実行に伴う通貨需要を満たすために、短期通貨スワップを行っている。

短期通貨スワップ（受取）の想定元本は、2021年12月31日現在で25,124百万ユーロであり、これに対して2020年12月31日現在は22,375百万ユーロであった。短期通貨スワップ（受取）の公正価値は、2021年12月31日現在147百万ユーロ（2020年：マイナス107百万ユーロ）であった。

短期為替予約取引の想定元本は、2021年12月31日現在402百万ユーロ（2020年：551百万ユーロ）であった。短期為替予約取引の公正価値は、2021年12月31日現在マイナス12百万ユーロ（2020年：17百万ユーロ）であった。

注W：換算レート

2021年12月31日現在および2020年12月31日現在の貸借対照表の作成にあたり使用されている換算レートは、以下のとおりである。

	2021年12月31日	2020年12月31日
欧州連合加盟国のユーロ以外の通貨		
ブルガリア・レフ(BGN)	1.9558	1.9558
チェコ・コルナ(CZK)	24.8580	26.2420
デンマーク・クローネ(DKK)	7.4364	7.4409
クロアチア・クーナ(HRK)	7.5156	7.5519
ハンガリー・フォリント(HUF)	369.1900	363.8900
ポーランド・ズロチ(PLN)	4.5969	4.5597
ルーマニア・レウ(RON)	4.9490	4.8683
スウェーデン・クローナ(SEK)	10.2503	10.0343
欧州連合加盟国以外の通貨		
豪ドル(AUD)	1.5615	1.5896
アゼルバイジャン・マナト(AZN)	1.9207	2.0758
カナダ・ドル(CAD)	1.4393	1.5633
スイス・フラン(CHF)	1.0331	1.0802
中国人民元(CNY)	7.1947	8.0225
ドミニカ・ペソ(DOP)	64.8310	71.2661
エジプト・ポンド(EGP)	17.7663	19.2469
エチオピア・ブル(ETB)	55.8100	48.0400
英ポンド(GBP)	0.8403	0.8990
ジョージア・ラリ(GEL)	3.4806	4.0070
香港ドル(HKD)	8.8333	9.5142
インド・ルピー(INR)	84.2292	89.6605
アイスランド・クローナ(ISK)	147.6000	156.1000
日本円(JPY)	130.3800	126.4900
ケニア・シリング(KES)	128.2600	133.8000
カザフスタン・テンゲ(KZT)	493.3100	516.7300
モロッコ・ディルハム(MAD)	10.5191	10.9017
モルドバ・レウ(MDL)	20.0900	20.9200
メキシコ・ペソ(MXN)	23.1438	24.4160
ノルウェー・クローネ(NOK)	9.9888	10.4703
ニュージーランド・ドル(NZD)	1.6579	1.6984
セルビア・ディナール(RSD)	117.5100	117.5300
ロシア・ルーブル(RUB)	85.3004	91.4671
チュニジア・ディナール(TND)	3.2611	3.2919
トルコ・リラ(TRY)	15.2335	9.1131
台湾ドル(TWD)	31.4420	34.4399
ウクライナ・グリブナ(UAH)	30.9151	34.7156
米ドル(USD)	1.1326	1.2271
中央アフリカCFAフラン(XAF)	655.9570	655.9570
西アフリカCFAフラン(XOF)	655.9570	655.9570
南アフリカ・ランド(ZAR)	18.0625	18.0219

注X：関連当事者取引（単位：千ユーロ）

X.1. 参加持分

以下に、連結財務書類に含まれる参加持分に関連する金額を表示している。

（単位：千ユーロ）	2021年12月31日	2020年12月31日
参加持分	345,023	363,188
固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券および参加持分に係る（再）評価損益	16,595	-8,226
払込未請求参加持分	576,951	611,372

X.2. 主要経営陣

グループは、理事会、監査委員会、経営委員会の委員およびGCRO、EIBの各種組織部門の責任者であるディレクター・ジェネラル、ならびに内部統制独立部署の責任者を主要経営陣とみなしている。

一般管理費（注R）に算入されている主要経営陣の当該報告期間の報酬は、下表のとおりである。

（単位：千ユーロ）	2021年	2020年
短期給付 ⁽¹⁾	10,772	9,404
退職後給付 ⁽²⁾	919	962
退職手当	965	552
合計	12,656	10,918

(1) 短期従業員給付は、経営委員会委員、GCRO、ディレクター・ジェネラルおよびその他ディレクターの給与および手当、賞与、社会保障負担金、ならびに理事会および監査委員会の委員に支払われた給付である。

(2) 退職後給付は、経営委員会委員、GCRO、ディレクター・ジェネラル、およびその他ディレクターに支払われた年金および退職後健康保険費である。

主要経営陣に対して前渡金も信用供与行っており、またいかなる種類の保証の形態でも主要経営陣の利益のための契約を締結していない。

2021年12月31日現在の主要経営陣との間の未決済残高は、強制および任意の補足年金制度および健康保険制度に関する負債、ならびに期末現在の未払残高で構成されている。

（単位：千ユーロ）	2021年12月31日	2020年12月31日
年金制度および健康保険制度（注L）	74,834	61,952
その他の負債（注G）	18,737	16,508

注Y：後発事象

ウクライナに対する軍事侵略

EIBは、EUの共同外交安全保障政策全般（適用ある制裁措置を含む。）の目的に沿い、2014年以降ロシア連邦での貸出業務を停止している。

EIBは、専用の制裁遵守プログラムを含む厳格なコンプライアンス統制を敷き、これによりロシア連邦に（間接的にでも）関連するEIBの活動は適用あるすべての制裁をこれまで確実に遵守してきており、またロシア連邦に影響あるセクター別制裁を含むあらゆる新たな制裁をこれからも確実に遵守していく。

現段階で最終的な影響を予測することは困難であるものの、ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻以降の現在の事態拡大の動向は、EIBのポートフォリオに対する潜在的影響（課されうる追加制裁の影響を含む。）に備えて注意深く監視されている。

ウクライナにおけるEIBの実行済エクスポージャーの大部分はEU域外貸付マンデートの保証でカバーされており、またロシア連邦の債務者に対するEIBの自己リスクによる実行済エクスポージャーは存在しない。EIBの貸付金ポートフォリオの質は現在も適切な水準を維持している。

ウクライナへの軍事侵攻に伴うグローバル金融市場の不確実な一般情勢下でも、EIBは、流動性管理に対する慎重なアプローチにより、引き続き強固な流動性ポジションおよび必要な流動性リソースへの柔軟なアクセスを維持している。

注Z：第三者資金の管理

Z.1. イノベーション基金

イノベーション基金は、指令2003/87/ECの第10a条(8)により設立され、気候変動の緩和に著しく寄与する環境上安全な二酸化炭素回収・有効利用（「CCU」）および生産された炭素集約的なものに代わる製品を含む、低炭素技術およびプロセスにおけるイノベーションを全加盟国で支援し、環境上安全な二酸化炭素の回収・貯留（「CCS」）ならびに革新的な再生可能エネルギーおよびエネルギー貯蔵技術を目的とするプロジェクトの建設および運営を振興することを支援する。EIBは、イノベーション基金の個別財務書類を作成している。

Z.2. インベストメント・ファシリティ・コトヌー

EIBが管理するインベストメント・ファシリティは、アフリカ・カリブ海および太平洋地域諸国と欧州連合および加盟国との間における協力・開発に関する2000年6月23日付（その後改正済）のコトヌー協定に基づき設立されたものである。EIBは、インベストメント・ファシリティの個別財務書類を作成している。

Z.3. 近代化基金

改正EU排出量取引制度（ETS）指令第10d条に基づき設立された近代化基金は、エネルギーシステムを近代化し、次のEUの受益加盟国（MS）10カ国のエネルギー効率を改善することを目的としている。ブルガリア、チェコ共和国、クロアチア、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニアおよびスロバキア。近代化基金は、再生可能エネルギー源からのエネルギーの生成と利用、エネルギー効率、エネルギー貯蔵、地域暖房、パイプラインおよびグリッドを含むエネルギーネットワークの近代化、労働者の再配置、技能再教育およびスキルアップ、教育、求職活動ならびに起業への投資を支援し、EIBは近代化基金の個別財務諸表を作成している。

Z.4. イノベーターのためのEU資金提供（InnovFin）

InnovFinまたは「InnovFin - イノベーターのためのEU資金提供」は、EUの新規の2014年 - 2020年の研究プログラムである「ホライズン2020」に基づくEIB、EIFおよび欧州委員会の共同の取組みである。2013年12月11日、研究およびイノベーションのための包括プログラム（2014年 - 2020年）であるホライズン2020を確立し、決定事項N1982/2006/ECを廃止する欧州議会および理事会規則（EU）N1291/2013（「ホライズン2020規則」）が採択された。2014年6月12日、欧州委員会、EIBおよびEIFは、金融商品であるInnovFinを設定する委任契約を締結した。InnovFinは、EIBグループによって提供される一連の統合され、かつ補完的な金融ツールおよびアドバイザリー・サービスで構成され、零細企業から巨大企業までの企業による投資を支援するために研究およびイノベーション（「R&I」）のバリュー・チェーン全体を対象としている。EIBは、InnovFinの個別財務書類を作成している。

Z.5. NER300

EIBは、NER300イニシアチブ（炭素回収・貯蔵実証プロジェクト、および革新的再生可能エネルギー技術のための資金調達プログラム）を遂行する際、エージェントとしてECをサポートする。当該ファシリティには、i) EUの割当量単位（EUA）の収益化、ii) EUA収益化活動を通じて受け取る資金の管理および支出、といった2つの活動が含まれる。EIBは、NER300のために個別財務書類を作成している。

Z.6. ファンド・オブ・ファンズ（「JESSICA II」）

ファンド・オブ・ファンズ（「FoF」）は、欧州構造投資基金（「ESIF」）が、2014年から2020年までの間に加盟国運用プログラムにより資金供給した地域金融商品（「DFI」）で構成されている。FoFは、選定された金融仲介機関と協力して、貸付、出資および保証の実行を通じて、最終受領者の資金調達を促進している。

EIBは、ファンド・マネージャーとして、関係運営当局から資金供給（拠出）の取りまとめを行い、拠出者と合意した投資戦略に従って、金融仲介機関を介して当該資金を投資している。EIBは、各ファンド・オブ・ファンズの個別財務書類を作成している。

Z.7. コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（「CEF」）

コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（「CEF」）は、運輸、電気通信およびエネルギーのインフラストラクチャー・セクターにおける共益プロジェクトを支援するために、欧州横断的なネットワークに欧州連合の財政支援を提供することを目的とした、EIBと欧州委員会の間の共同協定である。欧州委員会は、CEFに基づく負債性金融商品の業務および管理をEIBに委託しており、これにより、欧州横断交通網プロジェクト融資保証手段（「LGTT」）およびプロジェクト債券イニシアチブ（「PBI」）の試験段階への連続性が確保される。LGTTとPBIは、CEFの下で2016年1月1日に統合された。CEF委任契約は、最新かつ共通のリスク・シェアリングの取決めを定めている。EIBは、CEFの個別財務書類を作成している。

Z.8. JESSICA（「保有基金」）

JESSICA（都市部への持続可能な投資に対する欧州共同支援）は、欧州委員会とEIBが欧州評議会開発銀行と共同で策定したイニシアチブである。

JESSICA保有基金はJESSICAイニシアチブに関連して使用される。新しい手続きに基づき、関係運営当局は、持続可能な総合都市開発計画の一部を形成するプロジェクトへの有償投資を行うために、自身のEU助成金の一部を使用する選択権を付与される。EIBは、運用者として、関係運営当局から受領した資金を取りまとめ、拠出者と合意した投資ガイドラインに従って都市開発基金に投資している。EIBは、JESSICAの個別財務書類を作成している。

Z.9. COSME借入保証ファシリティ（LGF）および成長株式投資ファシリティ（EFG）

中小企業の資金調達の困難に対処するため、COSMEは、借入保証ファシリティ（「LGF」）および成長株式投資ファシリティ（「EFG」）を設立している。LGFおよびEFGは、中小企業が借入またはエクイティの形での資金調達の利用可能性を向上させることを目的としている。当該金融商品にも、SMEイニシアチブに基づくEUの拠出制度が含まれている。EFGは、域内企業の成長および研究・イノベーションを支援する持分金融商品の形で組成されている。LGFは、直接的または間接的な保証金融商品の形で組成されている。LGFの目的は、中小企業向けの資金調達市場の構造的な欠陥の軽減に貢献し、中小企業向けのより多様な資金調達市場の創生を支援することである。直接的または間接的な保証を通じて、LGFは、成長力のある中小企業が資金調達の際に直面するとりわけ困難な状況に対処するため、借入による資金調達時に保証を行うことを目的としている。さらに、適格かつ透明性の高い証券化取引のメザニン・トランシェを保証することによって、LGFは中小企業の資金調達に新たな手段を提供することを目指している。EIBは、COSME LGFおよびEFGの個別財務書類を作成している。

Z.10. 汎ヨーロッパ保証基金（「EGF」）

EGFは2020年4月23日に欧州理事会により、EU全体のCOVID-19対応パッケージの一部として承認された。2021年7月現在、22カ国の加盟国が約244億ユーロと見込まれる保証枠で参加を確認しており、参加国の事業体のみが支援適格となっている。EGFは、金融仲介機関の商業的資金供与の要件を満たすが、COVID-19のパンデミックの経済的影響により苦戦している高リスク事業と最終的な受益者に資金提供を行うことを目的としている。この理由から、EGFはSMEに焦点を当てており、SMEはEGFが支援する資金供与の少なくとも65%の恩恵を受けることとなる。EGFはEIBとEIFによって共同で実施されており、それぞれが約半分の金額を担当するが、商品構成は異なっている。EIFは、上限付きおよび上限なしのポートフォリオ保証と間接的な株式型投資（ファンド）を想定していたのに対して、EIB側では、展開されている商品は、連動型リスク・シェアリング、ベンチャー債、合成資産ベース証券である。EIBは、EGFの個別財務書類を作成している。

Z.11. EU - アフリカ・インフラ（「EUI」）信託基金

EUI信託基金は、創設・援助組織としての欧州連合を代表するECと、運用者としてのEIBとの間の、信託基金協定に基づき創設され、創設後は、欧州連合加盟国もこの協定に資金提供者として参加できる。2006年2月9日、ECとEIBは、EU - アフリカ・インフラ・パートナーシップを共同で推進し、特にそれを支援するEU - アフリカ・インフラ信託基金を設立する旨の覚書を交わした。EIBは、EUI信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.12. 欧州構造投資基金（「ESIF」）

欧州構造投資基金（「ESIF」）の下、EIFは、加盟国により2015年11月以降の保有基金管理運営者として任命され、ESIFファンドの管理・運営を行っている。ESIFイニシアチブは、中小企業の資金調達、ならびにプライベート・エクイティ・ファンド、ギャランティー・ファンドおよびローン・ファンドなどの金融工学商品の利用を促進することを目的としている。EIFは、現在、加盟国・地域（バス＝ノルマンディー地域圏およびラングドック＝ルシヨン地域圏）との間で締結した19件のESIF資金供与契約を管理している。EIFは、ESIFの個別財務書類を作成している。

Z.13. 中小企業向け欧州共同財源（JEREMIE）

JEREMIE（中小企業向け欧州共同財源）は、欧州委員会の地域政策総局（DG Regio）とEIBグループによるイニシアチブである。EIFは、JEREMIEの個別財務書類を作成している。

Z.14. イタリア向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、ホライズン2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、4件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、ホライズン2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、イタリア向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.15. 欧州戦略投資基金（「EFSI EIF」）

適用されるEFSI規則に基づき、欧州委員会およびEIBは、EFSIの管理・運営、EUの保証提供に関する契約（「EFSI契約」）、および欧州投資アドバイザー・ハブ（「EIAH」）の実施に関する契約（「EIAH契約」）を締結した。

EFSI契約に基づき、ECは、EFSIが支援するプロジェクトに関して、EIBにEUの保証を提供した。EUの保証に充当する資産は、欧州委員会が直接管理する。EFSIが支援するプロジェクトは、通常のEIBのプロジェクトのサイクルおよびガバナンスに従う。また、EFSIは自己専用のガバナンス構造を有している。当該構造は、EFSIの下で行う投資において、欧州に対する投資の妨げとなる市場のリスク負担の失敗に対処するという特別の目的に、確実に重点が置かれ続けるようにするために設置されている。

EIAHは、プロジェクトおよび投資に対し、財務以外の支援を拡充することを目的としている。EIAHは3つの補完的な構成要素であるa) 公共受益者および民間受益者向けの広範なアドバイザー技術支援プログラムおよびイニシアチブへの足掛かり、b) パートナー機関の間での専門知識の活用、交換および普及を目的とした協同プラットフォーム、およびc) 既存のアドバイザー・サービスの強化もしくは拡大または未対応のニーズに対応する新規のサービスの創出、で構成される。EIBは、EIAHの個別財務書類を作成している。

EFSI - 欧州基金戦略投資

EFSIは、戦略的投資のための民間資金を動員することにより、EUにおける現在の投資ギャップを克服することを支援するために、EIBグループと欧州委員会が共同で開始したイニシアチブである。

EFSIはEU予算からの160億ユーロの保証であり、EIBの自己資金50億ユーロの配分によって補完される。EFSIは、EIBとEIFがそれぞれ実施するイノベーション・インフラ・ウィンドウ（「IIW」）とSMEウィンドウ（「SMEW」）の両ウィンドウから構成される。

総額50億ユーロは、EFSIの下で当初以下のようにSMEWに割り当てられる。（i）EUの保証によって間接的に裏付けられる最大25億ユーロ、（ii）既存のRCRマンドートを増額させるために、EIBが自己のリスク負担で拠出する25億ユーロ。EFSI運営理事会は、SMEWへのEU保証枠への配分をあと5億ユーロ（すなわち、その時々最大金額30億ユーロまで）増額する権限を有している。

EFSI - プライベート・クレジット

このプログラムは、現金投資商品と投資家保証商品の2つの優遇商品で構成される。

現金投資商品は、EIFの適格DDFへの直接投資を可能にし、初回クロージングを優先させる。これらのファンド投資は、ファンドの組成を支援し、EIFにファンド・ガバナンスと投資戦略に関するインプットを提供する機会を与える。EIFの直接投資は、EIFの参加とデューデリジェンスによって相当な安心感を得る他のファンド投資家を呼び込むことを目的としている。

投資家保証商品は、EIFが既に投資を確約しているDDFへの機関投資家の投資を一部保証（最大50%）することにより、EIFが資金調達支援を拡大することを可能にする。この保証商品は、この新生資産クラスに未経験の投資家に訴求するだけでなく、すでに投資を検討している投資家からのより大きな投資を促すと期待されている。投資家保証商品は、資産クラスの拡大に貢献することができる。

EFSI - コンピネーション商品

EFSIの財源とEAFRD国家財源を組み合わせる新たな金融商品を創出するための枠組み商品。資金調達ギャップに対処し、EU加盟国とEUの政策目標が一致する特定の優先度の高い投資目標を支援すること

を目的としている。農業は当初、中小企業が大きな資金調達ギャップに悩む分野として優先されてきている。

EFSI-技能・教育

技能・教育保証パイロットは、上限付き（再）保証の形態で、教育、訓練、技能の分野における資金調達手段を拡大することを目的としたもので、次のMFFに向けてEFSI 2の下で試験的に実施される商品の一つである。これは、学生および成人の学習者向け（SMEも対象とすることができる）の、広範な教育訓練プログラムをカバーする幅広い適格性を有し、様々な仲介機関を通じて実施される。

- カテゴリーA：学生および学習者
- カテゴリーB：従業員の技能と技能の活用に投資している企業
- カテゴリーC：教育、訓練、技能および関連サービスを提供する組織（幼稚園、保育所、幼児サービスなど）

EFSI-ESCALAR

ESCALARは、欧州の高成長企業（スケールアップ）が悩む資金調達ギャップをターゲットとした300百万ユーロの試験的マンドートである。ESCALARは、スケールアップに投資の重点を置いたファンドに投資する。ESCALARは、他の投資家とは異なる種類株式またはファンド受益証券を通じて、ファンドおよびファンドのサイド・ピークルに持分投資を行う。ESCALARの投資は、他の投資家による投資とは異なる条件となる。具体的には、(1) 一定の事前に定義されたダウンスайд・シナリオ時におけるファンドの分配に係る優先権、(2) 投資の返還に関する劣後性および請求権の減額。

Z.16. ルーマニア向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、H2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、4件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、ホライズン2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、ルーマニア向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.17. REG

これは3つの地域マンドートに対応している。

アイルランド経済構造安定性投資プラットフォーム（「アイルランドSME」）。アイルランドSMEは、アイルランド政府とEIFの間で締結された、アイルランドの国立産業振興銀行との間で、主に中期貸付およびすべてのSME向けに注力し、SMEイニシアチブと類似した構造によって裏付けられた上限を設けない当事者間債務・権利共通保証契約を結ぶためのマンドートである。国家資金がファースト・ロスを担当し、EIBグループが中位リスク（EFSIを通じたEIB）および優先リスク（EIBおよび潜在的にEIF）を担当する。

フランスの「投資計画2018-2022」（マクロン投資計画として知られている）の下で、農業専用窓口が、このセクターへの投資50億ユーロを動員するために設置された。これに関連して、フランス農業省はEIFに対し、7.5億ユーロから11億ユーロの間のフランスの農家向けの新たなデット・ファイナンスの呼び水となることを目的とした保証制度の設計を要請した。

この点を考慮して、フランス農業省はこの制度に60百万ユーロを割り当てることを決定し、EIFに対し、FMA拠出金とEFSI拠出金を合計して45百万ユーロを上限とするよう要請した。

Prêt Participatif Grand Est は、グラン・エスト地域圏とEIFの緊密な協力の結果としてフランスにおいて導入された新たな金融商品である。この基金は、「グラン・エスト地域圏ビジネス法」として知られる同地域の意欲的な復興プログラムの重要な構成要素であり、地元の起業家のために250百万ユーロを超える劣後ローン（prêts participatifs）を動員することを目的としている。

この金融商品はグラン・エストの自己財源から資金供与され、金融仲介機関を通じて展開されるEIFの標準モデルであるファースト・ロス・ポートフォリオ保証（FLPG）を土台に構築される。期待される成果は次のとおりである。

- このイニシアチブにコミットされた地域財源に大きなレバレッジ効果を生み出すこと
- 危機の影響を受けたが依然として成長のための実行可能なプロジェクトを追求する意志のある企業を含むSMEを支援することにより、市場に大きな影響を与えること
- グラン・エストを拠点とする起業家に優遇的な融資条件を提供すること

Z.18. 資金パートナーシップ・プラットフォーム（「PPF」）

PPFはEIBが運用する複数地域、複数拠出者、かつ複数セクターの、複数のファンドを組み込んだプラットフォームであり、持続可能な発展のために金融の流れを増加させる必要性を考慮し、また欧州投資銀行の成功体験を基礎として設立された。PPFに基づく基金は、プラットフォーム規則に従って導入された。EIBは、PPFの個別ベースの合算財務報告を作成している。

Z.19. GF ギリシャ

ファンドは、ギリシャ共和国、ECおよびEIBによる共同イニシアチブで、設立の目的は、ギリシャの中小企業に対する融資を支援することである。ファンドは、ギリシャのために用意された構造基金の未使用部分を使って設立されており、ギリシャのパートナー銀行経由で、EIBの中小企業向けローンの保証を行う。EIBは、GF ギリシャの個別財務書類を作成している。

Z.20. 特別部門

特別部門は、総務会によって1963年5月27日に設定された。1977年8月4日の決議に基づき、その目的は見直され、第三者の勘定で第三者の委託に基づいてEIBが実行した金融業務を記録するためとされた。特別部門には、FED、MED/FEMIPおよび欧州開発金融機関民間部門開発ファシリティの保証部分が含まれる。

Z.21. GIF 2007

競争力および革新枠組みプログラムと技術移転パイロット・プロジェクトに基づくGIF 2007（CIP/GIF 2007）において、EIFは、自己の名義で、ただし欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいて、投資の取得、管理および処分を行う権限を与えられている。EIFは、GIF 2007の個別財務書類を作成している。

Z.22. 雇用および社会イノベーション・プログラム（「EaSI」）

EaSI保証金融商品は、欧州プログレス・マイクロファイナンス・ファシリティ（「プログレス・マイクロファイナンス」）に基づくマイクロクレジット保証の後継制度であるEaSIマイクロファイナンス保証を中心に構成されている。プログレス・マイクロファイナンスに基づきマイクロクレジット提供者に対する支援が拡大される予定である。

また、EaSI保証金融商品は、EaSIソーシャル・アントレプレナーシップ保証で構成される。これは新しい商品であり、社会的企業の資金調達を促進し、社会的投資市場の発展を支援していくものである。EIFは、EaSIの個別財務書類を作成している。

雇用および社会イノベーション基金（「EaSI基金」）は、EUマイクロファイナンスFCP-FISの新しいサブファンドとして設立された。このマンドートは、2010年に設置された欧州プログレス・マイクロファイナンス・サブファンドの後継であり、財源は欧州委員会、EIB、EIFからの混合であり、目標規模は200百万ユーロである。

EaSI基金は、新たな社会起業エコシステムの発展に貢献すると同時に、マイクロファイナンス市場におけるEIFの役割を強化する。EaSI基金が提供する貸付商品は、通常預金資金へのアクセスが限られているノンバンクや小規模／ニッチ銀行（例えば、エシカルバンク）のような小規模な仲介機関の資金調達ギャップに特に対応するものである。一方、大規模な銀行は、融資活動のために確保された資金へのアクセスがあり、保証商品を通じて追加的なリスク・カバーを求める可能性がある。

Z.23. InnovFin中小企業保証

ホライズン2020の「リスク・ファイナンスへのアクセス・プログラム」との関連で、このプログラムは負債性金融商品および持分金融商品の設定を規定している。InnovFin 中小企業保証と呼ばれるリスク・シェアリング・ファシリティは、保証の形で組成され、EUの拠出金を一次的に不履行金額の補てんに使用し、EIFのリスク・テイク能力を二次的に不履行金額の補てんに使用する。この制度の目的は、研究・開発およびイノベーションにおいて顕著な活動を行っている中小企業および中堅企業に、金融仲介機関が貸付またはファイナンス・リースを提供する動機を与えることである。EIFは、InnovFin中小企業保証の個別財務書類を作成している。

Z.24. リスク・シェアリング・ファイナンス・ファシリティ（「RSFF」）

RSFFは、欧州連合を代表するECとEIBとの間で締結され、2007年6月5日付で発効した協力協定に基づき設立された。RSFFは、研究、技術開発と実証プロジェクトおよび技術革新への投資を育成することを目的としている。RSFFの一環として、EIFは、技術革新および研究を中心とする中小企業（SME）および中堅企業のためのリスク・シェアリング・インスツルメント（「RSI」）を用意した。

RSIは、研究を推進する中小企業（「SME」）や中堅企業の借入やファイナンス・リースのため、銀行やリース会社に保証を提供している。EIBは、RSIを含めたRSFFの連結財務書類を個別に作成している。

Z.25. ブルガリア向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、H2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、4件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、ホライズン2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、ブルガリア向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.26. InnovFin エクイティ

ホライズン2020金融商品は、対象となる研究およびイノベーションを支援するために、最終受領者がリスクを伴う資金調達を活用しやすくすることを目的としている。当該金融商品には、貸付、保

証、株式その他のリスク・ファイナンスの形が含まれる。また、ホライズン2020金融商品は、アーリーステージ投資ならびに既存および新規のベンチャー・キャピタル・ファンドの発展の促進、知的財産に係る知識移転および市場の改善、ベンチャー・キャピタル市場への資金の呼び込み、ならびに全体として、新しい製品およびサービスの構想、開発およびデモンストレーションから商品化につなげるための支援も目的としている。ホライズン2020負債性金融商品にも、SMEイニシアチブに基づくEUの拠出実施制度が含まれている。

アーリーステージ向けInnovFinエクイティ・ファシリティは、革新的な企業に対し、特にアーリーステージのベンチャー・キャピタルまたはメザニン・キャピタルの形によるエクイティ・ファイナンスを提供することにより、アーリーステージ投資ならびに既存および新規のベンチャー・キャピタル・ファンドの発展を促進することを目的としている。EIFは、InnovFinプライベート・エクイティの個別財務書類を作成している。

Z.27. 欧州近隣パートナーシップ枠組み（「ENPI」）

欧州近隣政策の対象国における欧州連合の一般予算から資金調達される事業の実施について定めた欧州連合とEIBとの間の枠組み協定は、ENPIを通じて実施される。EIBは、ENPIの個別財務書類を作成している。

Z.28. マルチ・アニュアル・プログラム（MAP）エクイティ

企業および起業のためのマルチ・アニュアル・プログラム（MAP）に基づき、EIFは欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいてリソースの管理を行っている。EIFは、MAPエクイティの個別財務書類を作成している。

Z.29. フィンランド向けSMEイニシアチブ

2016年中に、SMEイニシアチブに関連して、EIFとフィンランド、ブルガリア、ルーマニアおよびイタリアの運用当局は、ホライズン2020金融商品に基づくフィンランド、ブルガリア、ルーマニア向けおよびCOSME LGFとの関係で結果的にイタリア向けとなる特定の配分に関して実施される専用ウィンドウの実行および運営について、4件の個別の資金供与契約を締結した。これらのSMEイニシアチブは、各国の適格中小企業向け新規デット・ファイナンスのポートフォリオのために、ホライズン2020に関して上限を設けず保証を提供することを目的としている。EIFは、フィンランド向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.30. SMEG 2007

競争力および革新枠組みプログラムに基づくSMEG 2007（CIP/SMEG 2007）において、EIFは、自己の名義で、ただし欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいて、保証を付与する権限を与えられている。EIFは、SMEG 2007の個別財務書類を作成している。

Z.31. エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス（「PF4EE」）商品

エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス（「PF4EE」）商品は、エネルギー効率関連投資向けの十分かつ低価格の商業金融の利用可能性が限定的であることに対処することを目的とした、EIBと欧州委員会の協定である。この商品は、EU加盟国の国別エネルギー効率行動計画、またはその他のエネルギー効率プログラムの実施を支援するプロジェクトを対象としている。2014年12月、欧州委員会およびEIBは、金融商品であるPF4EEを設定する委任契約を締結した。EIBは、PF4EEの個別財務書類を作成している。EIFは、PF4EEの個別財務書類を作成している。

Z.32. 国際開発協力機構（「AECID」）

このパートナーシップ契約は、スペイン王国（スペインの国際開発協力機構（「AECID」））とEIBとの間で調印されたもので、モリタニアおよびFEMIPによってカバーされる諸国（「南地中海沿岸地域」）の活動に投資するために設立された。地域の零細企業や中小企業に関してリスク資本を提供すること、および民間セクターの幅広い発展に従事することを主目的としている。EIBは、AECIDの個別財務書類を作成している。

Z.33. 加盟候補国向け支援制度II（「IPA II」）

加盟候補国向け支援制度（「IPA」）に係る協定は、EUが「拡大国」の改革を財政面および技術面で援助する支援措置である。加盟候補国向け支援ファンドも、持続性のある経済回復、エネルギー供給、運輸、自然環境および気候変動などに関する目標をEUが達成できるよう支援する。

IPA Iの後継制度IPA IIは、すでに達成された成果を土台とし、2014年から2020年までの期間に117億ユーロを充当して構築される予定である。IPA IIの最も重要な革新性は、戦略的焦点にある。フレームワーク・パートナーシップ契約は、2015年末に締結され、EIBにより履行される。様々な「特別供与契約」の締結により、DG NEARからの財源が配分される。IPA II規則は2020年12月31日まで適用されたが、実施は依然として継続している。EIBは、IPA IIの個別財務書類を作成している。

Z.34. 文化・クリエイティブ部門保証ファシリティ

この金融商品は、文化・クリエイティブ部門向けに力を注ぐ欧州連合の主要プログラムであるクリエイティブ・ヨーロッパの下で設定され、欧州連合に代わってEIFにより運用される。このイニシアチブは、EIFが保証や念書を選定金融仲介機関に提供することを認め、これにより金融仲介機関が文化・クリエイティブ分野の企業家に対するデット・ファイナンスの提供を増やすことを可能とする。生成された貸付金により、10,000社を超えるオーディオビジュアル（映画、テレビ、アニメーション、ビデオゲーム、マルチメディアを含む）、フェスティバル、音楽、文学、建築、記録資料、図書館、博物館、美術工芸、文化遺産、デザイン、芸能、出版、ラジオ、視覚芸術など、広範囲のセクターのSMEが支援を受けると予想される。EIFは、文化・クリエイティブ部門保証ファシリティの個別財務書類を作成している。

Z.35. 深化した包括的自由貿易協定地域（「DCFTA」）

欧州投資銀行および欧州連合は、2016年12月19日に、深化した包括的自由貿易協定地域（「DCFTA」）の委任契約に署名した。東部DCFTAイニシアチブは、EUと協力協定を締結した国であるジョージア、モルドバおよびウクライナに対し、的を絞った金融および技術的支援を中小企業（「SME」）向けに提供することによって、これら3国の経済発展を強化することを目的としている。DCFTAの一環として、EIFは保証枠ウィンドウの実行および管理を行う。EIFが実行および展開する保証枠ウィンドウは、各国の仲介銀行がより多くのリスクを取り、各国経済で十分なサービスを受けていないセグメントに支援を差し伸べる動機を与えるための、SMEポートフォリオ・ファースト・ロス保証で構成される。EIBは、保証枠ウィンドウを含めたDCFTAの連結財務書類を個別に作成している。

Z.36. 西バルカン諸国企業開発および新規事業育成ファシリティ（WB EDIF）

西バルカン諸国企業開発および新規事業育成ファシリティ（「WB EDIF」）は、2012年12月にEC拡大総局（「DG ELARG」）、EIBグループおよび欧州復興開発銀行（「EBRD」）の間で締結された共同イニシアチブである。同イニシアチブは、加盟候補国向け支援制度（「IPA」）基金の展開を通じて、西バ

ルカン諸国の中小企業の資金へのアクセスの改善および同地域の経済発展を育成することを目的としている。WB EDIFにおいて、EIFはプラットフォーム・コーディネーター、企業拡大基金（「ENEF」）におけるECのトラスティー、企業育成基金（「ENIF」）におけるECのトラスティーおよびギャランティ・ファシリティの管理者としての役割を果たす。EIFは、WB EDIFの個別財務書類を作成している。

Z.37. 国家開発機関（「NPI」）

NPI証券化イニシアチブ（「ENSI」）

EIFならびにKfW、フランス公的投資銀行（bpifrance）、CDP、マルタ開発銀行ワーキンググループ、IFD、ICOおよびBBBを含めたいくつかの国家開発機関（「NPI」）は、中小企業（「SME」）への資本市場を通じた資金提供の増加を目的とした協力およびリスク・シェアリング・プラットフォームであるEIF-NPI証券化イニシアチブ（「ENSI」）を開始した。このSME証券化取引における相互協力の目的は、民間セクターからの資金を触媒としてSME証券化市場を活性化することによって、欧州のSME向けファイナンスの利用可能性を高める点にある。これは、より広範囲にSMEの支援を行き渡らせようとする欧州戦略投資基金の考えを反映したものである。

このマンドートの下で、EIFはCassa Depositi e Prestiti（「CDP」）からの最大100百万ユーロの資金を運用することが可能となる。マンドートの下でのCDPの資金は、EIFからの1対1のマッチング拠出による共同投資の形態で、技術移転ファンド／プラットフォームへの投資を通じて展開され、この結果、EIFがこのプログラムの下で運用する総資金は最大200百万ユーロとなる。

NPIエクイティ・プラットフォーム

EIF-NPIエクイティ・プラットフォームは、EIFが2016年に開始した共同イニシアチブであり、EIFとEU加盟国の国家開発機関（NPI）または国家開発銀行（NPB）との間で知識共有およびベスト・プラクティスの推進を目的としている。その目標は、中小企業および中規模資本企業向の資金調達へのアクセスを向上させ、株式市場の最適化を支援し、国内、EU、民間の資金調達源を均衡させることである。

Z.38. 近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）信託基金

EIBが管理するNIF信託基金は、欧州近隣政策（「ENP」）の戦略的目標を達成するために設立された。当基金は、SME向け、人的資源育成を含む社会セクター向け、および地方自治体のインフラストラクチャー開発向けの支援を通じて、より適切で持続可能性の高いエネルギーおよび輸送の相互接続性を確立し、エネルギー効率の向上および再生可能エネルギー資源の利用促進を進め、気候変動およびより広い意味での環境への脅威に対処し、スマートで持続可能かつ包括的な成長を促進することに重点を置いている。EIBは、NIF信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.39. 近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）リスク資本ファシリティ

近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）リスク資本ファシリティは、欧州連合の一般予算を財源とする。主な目標として、民間セクターの開発、包括的な成長および民間セクターの雇用創出を支援するため、南方の近隣地域のSMEにエクイティ・ファイナンスおよびデット・ファイナンスへのアクセスを提供することに注力している。このファシリティは、エクイティ・ファイナンスおよびデット・ファイナンスの手段から成る金融商品ウィンドウと、技術支援サービスから成る付加的任務ウィンドウで構成される。EIBは、金融商品ウィンドウの個別財務書類を作成している。

Z.40. マルチ・アニュアル・プログラム（MAP）ギャランティー

この原資は、プライベート・エクイティと保証商品に等分されている。ESU 1998（「G&E」）およびESU 2001（「MAP」）と呼ばれるエクイティ部門は、ETFの起業投資を取り扱っている。SMEG 1998 G&EおよびSMEG 2001 MAPと呼ばれる保証部門は、受益者の事業に対して保証を提供する。EIFは、MAPギャランティーの個別財務書類を作成している。

Z.41. グレーター・アナトリア・ギャランティー・ファシリティ（「GAGF」）

2010年5月に調印されたGAGFに基づき、EIFは欧州連合およびトルコによって地域競争力戦略プログラムに割り当てられた加盟候補国向け支援制度（IPA）の資金管理をしている。このファシリティは、トルコで最も開発が遅れている地域の中小企業および零細企業に対し、トルコの大手銀行と連携して実態に合わせた金融支援を提供するものである。EIFは、GAGFの個別財務書類を作成している。

Z.42. マルタ向けSMEイニシアチブ

2015年1月19日、欧州委員会、EIBおよびEIFは、SMEイニシアチブに対応する専用ウィンドウの一部の条項に適用される諸条件およびH2020金融商品の当該専用ウィンドウに対する欧州連合の拠出について定めたホライズン2020委任契約の修正に調印した。スペインおよびマルタ向けのSMEイニシアチブは、前年に開始された。EIFは、マルタ向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.43. 欧州地中海投資パートナーシップ制度（「FEMIP」）信託基金

EIBが管理するFEMIP（ユーロ地中海投資パートナーシップ・ファシリティ）信託基金は、多数の援助国の支援を得て、地中海パートナーシップ・ファシリティ参加国におけるEIBの既存業務を強化するために設立された。当基金は、技術援助とリスク資本の提供を通じて、特定の優先分野の事業に資源を投入することを目指している。EIBは、FEMIP信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.44. 連邦経済技術省

EIFは、ドイツ連邦経済技術省および欧州復興計画のために資金を管理している。

Z.45. 多地域保証プラットフォーム・イタリア（「AGRI」）

イタリアの農業プラットフォームは、EIFとイタリアの6地域（ヴェネト、エミリア・ロマーニャ、ウンブリア、カンパニア、カラブリア、プーリア）との間の資金提供契約の締結で正式に開始された。2018年にはイタリアの2つの地域（ピエモンテ州とトスカーナ州）が加わった。イタリアにおける農業プラットフォームは、欧州農業農村振興基金（「EAFRD」）からの構造基金を使用して、各加盟農村開発プログラム（「RDP」）の財源を使用してファースト・ロスをカバーする金融商品を展開している。このプラットフォームの目的は、地域レベルで新規事業を育成し、同時に農民および農業関連事業への新規貸付けを支援するために、地域実行官庁を標準的商品の方向に導くことである。

Z.46. EPTA信託基金

EPTA（東方パートナーシップ技術支援）信託基金は、技術支援のための多分野向けの多目的融資枠を提供し、EIB東方パートナーシップ事業の質を高め、かつ開発効果を増幅させることに重点的に取り組んでいる。同基金は、近隣インベストメント・ファシリティを補完する。EIBは、EPTA信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.47. 自然環境保護資金調達ファシリティ（「NCF」）

自然環境保護資金調達ファシリティ（「NCF」）は、EIBと欧州委員会との共同契約であり、自然環境保護資金の保全のための収益創出またはコスト削減プロジェクト（気候変動適応プロジェクトを含む）に係る市場の格差および障壁に対処することにより、生物多様性分野および気候変動への適応に関するEUおよび加盟国の目標の達成に貢献することを目的としている。EIBは、NCFの個別財務書類を作成している。

Z.48. 技術移転アクセラレーター（TTA）トルコ

TTAトルコは、EIFが科学産業技術省（「MoSIT」）、トルコ科学研究審議会（「TUBITAK」）、駐トルコ欧州連合代表部および欧州委員会地域政策ディレクター・ジェネラルと協力して計画したイニシアチブである。TTAトルコは、加盟候補国向け支援制度（「IPA」）の資金に係る協定書の地域開発項目に基づき、EUとトルコ共和国が共同融資し、EIFが管理している。

TTAトルコは、2つの目的を達成すること、すなわち、大学および研究センターに限定されている科学的な研究開発（「R&D」）の事業化の促進による、財務的に持続可能なファンドの設立、ならびに特にトルコの後進地域および発展途上地域への波及効果に重点を置いた、トルコにおける技術移転市場の発展を促進することを目指している。

Z.49. バルト諸国新規事業育成基金（「BIF」）

2012年9月に署名されたバルト諸国新規事業育成基金（「BIF」）は、パートナーシップとして組成されたファンド・オブ・ファンズであり、バルト海沿岸地域に重点を置いてベンチャー・キャピタルおよびプライベート・エクイティ・ファンドに投資する。この基金は、EIBグループならびにエストニアのFund KredEx、ラトビアのLatvijas Garantiju AgentiiraおよびリトアニアのInvesticiju ir verslo garantijosinというバルト諸国の国家機関から共同出資を受けている。EIFは、BIFの個別財務書類を作成している。

バルト諸国新規事業育成基金2（「BIF2」）は、EIFが管理するバルト諸国新規事業育成基金（「BIF」）の後継基金である。BIF2は、BIFと同一の構造を持ち（コストを最小化し、類似のイニシアチブとの相乗効果を可能にする仮想FoF）、156百万ユーロと僅かに規模が増加することを想定している（BIFの規模は130百万ユーロ）。バルト三国は、EIFが管理するRCR資金からの78百万ユーロとともに、合計78百万ユーロ（各26百万ユーロ）を確約することになる。EIFはこのファシリティのマネージャーとしての役割を果たす。BIF2は、アーリーステージ投資に対する現地の取組みを補完するために、グロースキャピタルにより多くの焦点を当てることになる。

バルト3国の3つのNPIの拠出目標水準は以下のとおりである。

- KredEx（エストニア）：26百万ユーロ
- Altum（ラトビア）：26百万ユーロ
- INVEGA（リトアニア）：26百万ユーロ

Z.50. ドイツ・コロナ・マッチング・ファシリティ（CMF）

ドイツ政府は、ドイツ経済向けのCOVID-19危機対策の一環として、2021年6月30日までベンチャー・キャピタル・ファンドに、すべてのドイツのポートフォリオの企業についてすべての資金調達時において自動的かつ公平な共同投資を提供することを目的としている。

Z.51. 学生ローン保証ファシリティ（エラスムス計画）

欧州構造投資基金（「ESIF」）の下、EIFは、加盟国により2015年11月以降の保有基金管理運営者として任命され、ESIFファンドの管理・運営を行っている。ESIFイニシアチブは、中小企業の資金調達、ならびにプライベート・エクイティ・ファンド、ギャランティー・ファンドおよびローン・ファンドなどの金融工学商品の利用を促進することを目的としている。EIFは、現在、加盟国・地域（バス＝ノルマンディー地域圏およびラングドック＝ルシヨン地域圏）との間で締結した2件のESIF資金供与契約を管理している。EIFは、学生ローン保証の個別財務書類を作成している。

Z.52. グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金（GEEREF）

グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金（「GEEREF」）の下で、EIFは2007年12月より投資アドバイザーの機能を果たしている。GEEREFは、EC、ドイツ連邦政府およびノルウェー王国の支援を受けており、その目的は主に、エネルギー効率および再生可能エネルギーに関与し、開発途上国および市場経済移行国におけるクリーン・エネルギーの利用可能性を高めるプロジェクトおよび企業を資産に持つ、地域のファンドに投資することである。GEEREF事業の開拓は、サブアドバイザー契約の下で、正式にEIBに委任されている。

Z.53. ポーランド・グロース・ファンド・オブ・ファンズ（「PGFF」）

2013年4月に署名されたポーランド・グロース・ファンド・オブ・ファンズ（「PGFF」）は、パートナーシップとして組成されたファンド・オブ・ファンズであり、ポーランドに重点を置いてベンチャー・キャピタルおよびプライベート・エクイティ・ファンドに投資する。同ファンドは、EIBグループとBank Gospodarstwa Krajowegoが共同出資している。EIFは、PGFFの個別財務書類を作成している。

Z.54. ドイツ未来基金成長ファシリティ（「GFFGF」）

特にデジタル化とクリーンテクノロジーに焦点を当てた資本性金融商品の開発を見込んだドイツの連立政権プログラム（全体の目標規模は100億ユーロ）で、ドイツ未来基金と呼ばれる。EIFには、ドイツの成長ファンドへの投資や、委託された形での企業への共同投資、あるいはブラインドプール型の共同投資ビークルを通じた投資のために、最大30億ユーロが割り当てられる可能性がある。このマンドートには、10年を超えるファンドへの初期コミットメントのための投資期間が与えられる。

Z.55. スペイン向けSMEイニシアチブ

2015年1月26日、スペイン王国と欧州投資基金との間で委任契約が締結された。EIFは、適格な中小企業向けデット・ファイナンスの新規ポートフォリオ、ならびに中小企業および従業員が500名未満のその他の企業向けの既存のデット・ファイナンスの証券化および／または中小企業向けデット・ファイナンスの新規ポートフォリオの証券化に対して、上限を設けず保証を提供する予定である。スペイン向けSMEイニシアチブに対するEUの拠出は、EIFが受領し、EIBが実施する資産運用の対象となる。当該運用については、欧州投資基金と欧州投資銀行との間で締結された資産運用サイド・レターに準拠する。EIFは、スペイン向けSMEイニシアチブの個別財務書類を作成している。

Z.56. ドイツのためのメザニン・ダッハ・ファンド（「MDD」）

MDDは2013年6月に調印された投資プログラムであり、ドイツの中堅企業に投資するハイブリッド債および株式ファンドを引き受けるために、ドイツ連邦経済技術省（「BMWi」）および州の様々な機関が資金を供出している。

Z.57. アルプス地域成長投資プラットフォーム（「AlpGIP」）

2017年9月、EIFは革新的な、EUのアルプス・マクロ・リージョンにおける最近のベンチャー・キャピタルおよび成長セグメントを対象とした、地域持分投資プラットフォーム（非法人構造）を立ち上げた。イタリアのロンバルディア、ピエモンテ、ヴァッレ・ダオスタ、アルト・アディジェ（ボルツァーノ地域）の各州は、すでにこのプラットフォームに投資しており、他の地域も後の段階での参加が見込まれている。

Z.58. LfA-EIFファシリティ

LfA-EIFファシリティは、2009年に調印されたもので、ドイツ・ババリア地方における技術志向の初期および拡大段階にある企業を支援するために投資を提供するEIFおよびLfAフォルダーバンク・バイエルンの共同ベンチャーである。

Z.59. EU貿易振興・競争力向上プログラム（「EUTCP」）

経済成長を加速させ、民間セクターの発展を支援し、地域統合ならびに気候変動の軽減および適応を強化するというEUの政策目的に沿って、EIBはEUTCPを展開するためにECと協力している。EUTCPは以下を合わせたものである。(i) バリュー・チェーン向けのEIBの長期貸付金、(ii) 保証手段（リスク・シェアリング・ファシリティ）および (iii) 選別された国における市場の機能不全に対処するための技術的支援（専門家支援ファシリティ）。EUTCPはまた、EIBにとってそれぞれの国におけるポジショニングについて戦略的に重要な取組みを表す。このプログラムは、EIBの伝統的な商品を補完する新たな保証商品を可能にするため、選択された対象国におけるバリュー・チェーンに沿ってSMEに対する多額の投資をもたらすことが見込まれる。EIBは、EUTCPのリスク・シェアリング・ファシリティの個別財務書類を作成している。

Z.60. GEEREF（「基金および技術支援ファシリティ」）

GEEREF（グローバル・エネルギー効率・再生可能エネルギー基金）は、ECのイニシアチブで設定されたファンド・オブ・ファンズである。その目的は、新興市場（ACP、ALAおよび欧州近隣諸国）における再生可能エネルギーおよびエネルギー効率の分野を重点とするプライベート・エクイティ・ファンドに投資することである。EIFも、GEEREFフロント・オフィスが実施する関連業務の対象となる技術援助の提供を委任されている。

Z.61. 中央ヨーロッパ・ファンド・オブ・ファンズ（「CEFoF」）

中央ヨーロッパ・ファンド・オブ・ファンズ（「CEFoF」）は、オーストリア、チェコ共和国、スロバキア、ハンガリーおよびスロベニア（CE諸国）の政府および国家機関との緊密な協力の下で欧州投資基金（「EIF」）によって創設されたファンド・オブ・ファンズ・イニシアチブであり、これらの地域全体にわたって中小企業（「SME」）へのエクイティ投資を促進し、健全な市場に基づくリスク資金調達インフラストラクチャーを確立し、事業投資における最良市場標準を導入し、中央ヨーロッパに機関投資家および投資マネージャーを呼び込むことを目的としている。

Z.62. 技術移転パイロット・プロジェクト（「TTP」）

欧州委員会の資金提供を受けて2008年11月に調印されたTTPに基づき、EIFはシード前およびシード段階における資金提供を通じて技術移転体制を支援している。EIFは、TTPの個別財務書類を作成している。

Z.63. 欧州技術ファシリティ（「ETF」）

ETFスタートアップ・ファシリティでは、EIFは自己の名義で、ただし欧州委員会に代わり欧州委員会のリスクにおいて、ETFスタートアップ投資を取得、運用、処分する権限を与えられている。

Z.64. G43信託基金

EIFは、2012年8月に署名されたG43アナトリア・ベンチャー・キャピタル・ファンドの下で、トルコ・セントラル・ファイナンス・ユニット（「CFCU」）から委託を受けている。このファンドは、トルコの南東アナトリア地方の中小企業への投資を専門にしている。EIFは、G43の個別財務書類を作成している。

Z.65. グリーン・フォー・グロース・ファンド（「GGF」）

グリーン・フォー・グロース・ファンドはEIFによって2009年12月に設立され、トルコを含む欧州東南部諸国のエネルギー効率改善に特化して資金提供を行っている。

Z.66. ギランティー・ファンド

域外活動のためのギランティー・ファンドは、非加盟国に供与された貸付および貸付保証の債務不履行をカバーするため、または非加盟国におけるプロジェクトのために、1994年に設立された。欧州委員会（EC）は、1994年11月に二者間で締結された契約およびその後の当該契約の改訂に基づき、ギランティー・ファンドの財務管理をEIBに委託している。

近隣・開発・国際協力手段（「NDIC」）の発効により、ギランティー・ファンドは欧州委員会が管理する共通準備基金のコンパートメントとなった。EIBによるファンドの管理は終了した。

ギランティー・ファンドの純資産の欧州委員会への移管に伴い、EIBは2021年7月31日現在で最終財務書類を作成した。

Z.67. 欧州議会準備行動（「EPPA」）

2010年、EIFは、DG RegioとEPPAに調印した。EIFは、幾つかの選別されたマイクロファイナンス金融機関が有意な規模に達し、事業継続の見通しを改善することができるよう支援するため、キャパシティ・ビルディングのためのリスク資本と金融支援を提供している。EIFは、EPPAの個別財務書類を作成している。ファンドは2021年に終了した。

特別部門計算書⁽¹⁾

2021年12月31日および2020年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

資産	2021年12月31日	2020年12月31日
地中海沿岸諸国		
欧州連合の財源によるもの		
実行済貸付残高	5,828	8,333
リスク資本業務		
- 未実行金額	21,523	21,747
- 実行済金額	28,479	30,465
	50,002	52,212
合計⁽²⁾	55,830	60,545
アフリカ、カリブ海および太平洋地域諸国ならびに 加盟国の属国および属領		
欧州連合の財源によるもの		
- ヤウンデ協定		
リスク資本による業務		
- 実行済金額	0	419
合計⁽³⁾	0	419
- ロメ協定		
リスク資本による業務		
- 実行済金額	76,542	121,821
合計⁽⁴⁾	76,542	121,821
合計	132,372	182,785

特別部門計算書⁽¹⁾ (続き)

2021年12月31日および2020年12月31日現在

(単位 : 千ユーロ)

負債	2021年12月31日	2020年12月31日
受託管理資金		
欧州連合の委託によるもの		
- 地中海沿岸諸国金融議定書	34,307	38,798
- ヤウンデ協定	0	419
- ロメ協定	76,542	121,821
受託管理資金の合計	110,849	161,038
未実行金額		
地中海沿岸諸国における貸付業務およびリスク資本業務	21,523	21,747
未実行金額の合計	21,523	21,747
合計	132,372	182,785

付記 :

欧州連合の委託に基づきEIBが元利回収を引き受けた、欧州委員会提供の特別条件付貸付金の実行済・未返済残高合計 :

- a) 2021年12月31日現在における第1次、第2次および第3次ロメ協定に基づくもの : 211,266千ユーロ
(2020年 : 232,416千ユーロ)
- b) 2021年12月31日現在における地中海沿岸諸国との間で署名した金融議定書に基づくもの : 29,660千ユーロ
(2020年 : 35,417千ユーロ)

欧州連合 - 欧州開発金融機関民間部門開発ファシリティとの関連において、保証部分の導入契約が2014年8月20日に締結された。2019年に受けた履行請求後の、2021年12月31日現在に発行済EU保証はゼロ (2020年 : ゼロ) であった。EU保証の総額は、2021年12月31日現在で38,920千ユーロ (2020年 : 38,920千ユーロ) である。

注(1)： 特別部門は、総務会によって1963年5月27日に設定された。1977年8月4日の決議に基づき、その目的が見直され、第三者の勘定で第三者の委託に基づいて欧州投資銀行が実行した金融業務を記録するためとされた。ただし、コトヌー協定、欧州連合-アフリカ・インフラ信託基金、近隣インベストメント・ファシリティ信託基金（「NIF」）およびFEMIP信託基金に基づくインベストメント・ファシリティについては、個別財務書類に表示されている。また、EIBは2005年より他の委託について異なる種類の財務書類を作成している。

特別部門計算書は、欧州連合および加盟国の委託に基づく実行済金額もしくは未実行金額から解約額および返済額を控除した金額を示している。実行済金額および未実行金額ならびに受取済および受取予定資金は、額面価額で計上されている。特別部門計算書では、これらの業務に付随するリスクを補填するために必要となりうる引当金もしくは評価損益は、確定的な償却を除き、考慮されていない。外貨建ての金額は、12月31日現在の実勢為替レートで換算されている。

注(2)： 欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、マグレブおよびマシュレク諸国、マルタ、キプロス、トルコならびにギリシャにおけるプロジェクト資金（1981年1月1日の欧州共同体加盟前に10百万ユーロ融資）のため締結された契約の実行時の金額：

実行時の金額：		840,457
減算：	為替差額	55,632
	解約額	178,863
	返済額	550,132
		<u>-784,627</u>
		<u>55,830</u>

注(3)： 欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、連合アフリカ諸国、マダガスカルおよびモーリシャスならびに加盟国の属国、属領および地区（AASMM-OCTD）におけるプロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

特別条件付貸付金	139,483	
リスク資本形成拠出金	2,503	
実行時の金額：		141,986
加算：	資産計上された利息	1,178
	為替差額	9,823
		<u>11,001</u>
減算：	解約額	3,729
	返済額	149,258
		<u>-152,987</u>
		<u>0</u>

注(4)： 欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、アフリカ・カリブ海および太平洋諸国ならびに加盟国の属国および属領（ACP-OCT）におけるプロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

リスク資本による貸付金：		
条件付劣後貸付金	3,116,097	
出資	121,002	
実行時の金額：		3,237,099
加算：	資産計上された利息	9,548
減算：	解約額	742,432
	返済額	2,371,822
	為替差額	55,851
		-3,170,105
		76,542

【EU会計指令に基づく個別財務書類】

当有価証券報告書の本項に記載されているEIBの2021年12月31日現在の貸借対照表およびオフ・バランスシート、ならびに同日に終了した事業年度の損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書（以下「個別財務書類」という。）は、銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関する1986年12月8日付欧州経済共同体理事会指令（86/635/EEC）の一般原則（一部の銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関して、2001年9月27日付欧州共同体指令2001/65/EC、2003年6月18日付欧州共同体指令2003/51/ECおよび2006年6月14日付欧州共同体指令2006/46/ECにより改正済み）に準拠して作成されている。

[次へ](#)

貸借対照表

2021年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

資産	2021年12月31日	2020年12月31日
1. 現金、中央銀行および郵便局預け金（注B.1）	1,483,285	835,163
2. 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券（注B.2）	35,678,436	31,180,452
3. 金融機関貸付金および預け金		
a) 要求払	562,513	463,568
b) その他の貸付金および預け金（注C）	74,551,456	60,182,631
c) 貸付金（注D.1）	93,558,227	103,714,971
d) 評価損益（注D.2）	-57,842	-80,237
	168,614,354	164,280,933
4. 対顧客貸付金および預け金		
a) その他の貸付金および預け金（注C）	677,437	900,604
b) 貸付金（注D.1）	322,374,311	321,119,208
c) 評価損益（注D.2）	-381,166	-567,532
	322,670,582	321,452,280
5. 確定利付証券を含む負債証券（注B.2）		
a) 公共機関による発行	4,891,107	5,148,031
b) その他による発行	5,891,460	7,045,395
	10,782,567	12,193,426
6. 株式およびその他の変動利付証券（注E.1）	8,397,569	8,063,429
7. 参加持分（注E.1）	318,380	334,410
8. 関係会社株式（注E.2）	1,549,444	813,089
9. 無形資産（注F）	57,189	38,698
10. 有形資産（注F）	242,445	248,471
11. その他の資産（注G）	157,329	40,490
12. 払込請求済だが払込未済の応募済資本金および準備金（注H.3）	1,118,948	1,438,648
13. 前払金および未収収益（注I）	14,405,918	13,371,184
資産合計	565,476,446	554,290,673

添付の注記は本財務書類に不可欠の部分である。

貸借対照表（続き）

2021年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

負債	2021年12月31日	2020年12月31日
1. 金融機関に対する債務（注J）		
a) 要求払	4,777,422	4,199,057
b) 期日払または通知払	18,895,071	12,316,334
	23,672,493	16,515,391
2. 顧客に対する債務（注J）		
a) 要求払	1,648,539	1,682,533
b) 期日払または通知払	175,542	20,951
	1,824,081	1,703,484
3. 債務証券借入（注K）		
a) 負債証券	431,104,111	425,622,598
b) その他	9,010,748	9,641,151
	440,114,859	435,263,749
4. その他の負債（注G）	4,373,509	4,581,947
5. 未払金および繰延収益（注I）	15,233,362	19,165,727
6. 引当金		
a) 年金制度および健康保険制度（注L）	4,161,030	3,546,431
b) 保証業務に係る引当金（注D.4）	27,916	10,746
	4,188,946	3,557,177
7. 応募済資本金（注H）		
a) 応募済資本金	248,795,607	248,795,607
b) 払込未請求資本金	-226,604,892	-226,604,892
	22,190,715	22,190,715
8. 準備金（注H）		
a) 準備基金	24,879,561	24,328,415
b) その他準備金	12,258,631	11,398,958
c) 特別活動準備金	12,152,954	11,736,896
d) 一般貸倒準備金	2,021,337	2,135,891
	51,312,483	49,600,160
9. 当期純利益（注M）	2,565,998	1,712,323
負債合計	565,476,446	554,290,673

添付の注記は本財務書類に不可欠の部分である。

オフ・バランスシート

2021年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

	2021年12月31日	2020年12月31日
契約債務：		
- EIF払込未請求資本（注E.2およびX.1）	3,468,800	2,117,600
- 未実行貸付金（注D.1）		
- 金融機関	31,913,008	32,342,353
- 対顧客	91,041,283	81,697,777
	122,954,291	114,040,130
- 株式およびその他の変動利付証券への未実行額		
- プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業への未実行額（注E.1）	4,121,195	4,041,038
- 投資基金およびインフラ基金への未実行額（注E.1）	3,203,307	3,273,437
- EBRD払込未請求資本	712,630	712,630
	8,037,132	8,027,105
- 参加持分未実行額		
- プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業への未実行額（注E.1）	497,631	549,016
	497,631	549,016
- 未実行代替貸付金	223,950	223,950
偶発債務および保証：		
- 第三者からの貸付金に係るもの（注U.1.3）	22,565,034	16,454,275
第三者に代わって保有している資産^(*)（注Z）：		
- イノベーション基金	4,202,032	0
- インベストメント・ファシリティ・コトヌー	4,097,718	3,578,669
- 近代化基金	2,957,006	0
- EIF	2,304,236	1,193,139
- イノベーターのためのEU資金提供（InnovFin）	1,976,460	1,836,483
- NER300	1,139,006	1,958,977
- ファンド・オブ・ファンズ（JESSICA II）	1,021,159	851,994
- コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（CEF）	876,872	803,347
- JESSICA（保有基金）	611,609	549,216
- 汎ヨーロッパ保証基金	595,260	0
- EUアフリカ・インフラ信託基金	473,359	481,831
- 資金パートナーシップ・プラットフォーム	187,315	138,271

オフ・バランスシート（続き）

2021年12月31日現在

（単位：千ユーロ）

	2021年12月31日	2020年12月31日
- GF ギリシャ	162,285	162,004
- 特別部門	132,372	182,785
- リスク・シェアリング・ファイナンス・ファシリティ（RSFF）（リスク・シェアリング・インスツルメント（RSI）を含む）	91,629	105,733
- 欧州近隣パートナーシップ枠組み（ENPI）	72,537	77,135
- エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス商品	53,438	53,745
- 国際開発協力機構（AECID）	53,087	56,952
- 加盟候補国向け支援制度（IPA）II	52,626	36,137
- 深化した包括的自由貿易協定地域（DCFTA）	50,740	52,269
- 近隣インベストメント・ファシリティ（NIF）信託基金	38,259	42,483
- 欧州戦略投資基金（EFSI）- 欧州投資アドバイザリー・ハブ（EIAH）	35,559	16,633
- 近隣インベストメント・ファシリティ（NIF）リスク資本ファシリティ	35,454	28,563
- 欧州地中海投資パートナーシップ制度（FEMIP）信託基金	21,864	27,577
- EPTA信託基金	15,659	19,509
- 自然環境保護資金調達ファシリティ	10,274	10,731
- EU貿易振興・競争力向上プログラム	968	1,056
- ギャランティー・ファンド	0	2,855,047
	21,268,783	15,120,286
その他の項目：		
- 金利スワップ契約の想定元本（注V.1.2）	559,081,060	538,995,110
- 通貨スワップ契約（受取）の想定元本（注V.1.1）	247,683,252	223,256,109
- 通貨スワップ契約（支払）の想定元本	245,975,779	226,957,983
- 短期通貨スワップ契約（受取）の想定元本（注V.2）	25,123,575	22,374,714
- 短期通貨スワップ契約（支払）の想定元本	24,956,095	22,471,884
- 先物契約の想定元本（注V.2）	8,274,106	0
- 為替予約取引の想定元本（注V.2）	402,384	551,359
- EIFの少数株主に付与されたプット・オプション（注E.2）	340,341	819,467
- 借入債務支払に係る特別預け金（注S）	582	810

(*) 運用資産は、利用可能な最新の数値に基づいて、オフ・バランスシート項目として開示されている。比較対象数値は、利用可能な最新の情報を反映するために修正再表示されることがあり得る。

添付の注記は本財務書類に不可欠の部分である。

損益計算書

2021年12月31日終了事業年度

(単位：千ユーロ)

	2021年	2020年
1. 受取利息および類似収益(注N)	16,460,213	18,033,106
2. 支払利息および類似費用(注N)	-13,275,218	-14,971,606
3. 証券からの収益	776,756	257,960
4. 受取手数料(注O)	374,641	329,160
5. 支払手数料(注O)	-499,623	-383,772
6. 金融業務損益(注P)	41,643	-160,514
7. その他の業務収益および費用の純額(注Q)	10,254	15,909
8. 一般管理費(注R)		
a) 人件費(注L)	-1,216,123	-893,890
b) その他の管理費	-250,692	-236,740
	-1,466,815	-1,130,630
9. 有形・無形資産に係る評価損益(注F)		
a) 有形資産	-28,863	-29,194
b) 無形資産	-21,020	-17,998
	-49,883	-47,192
10. 固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券、参加持分および関係会社株式に係る(再)評価損益	15,726	-7,933
11. 貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る(再)評価損益	178,304	-222,165
12. 当期純利益(注M)	2,565,998	1,712,323

添付の注記は本財務書類に不可欠の部分である。

キャッシュ・フロー計算書

2021年12月31日終了事業年度

(単位：千ユーロ)

	2021年	2020年
A. 営業活動によるキャッシュ・フロー：		
当期純利益（注M）	2,565,998	1,712,323
調整額：		
貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益	-178,304	222,165
有形・無形資産に係る評価損益および償却（注F）	49,991	47,242
固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券、株式、その他の 変動利付証券および参加持分に係る（再）評価損益（注E.1）	-79,961	148,413
正味受取利息（注N）	-3,184,995	-3,061,500
為替調整額	42,462	-58,831
営業活動による利益 / （損失）	-784,809	-990,188
金融機関および対顧客貸付金および預け金の実行額	-37,670,096	-51,605,321
金融機関および対顧客貸付金および預け金の返済額	50,380,405	48,873,751
その他の貸付金および預け金の変動額（注C）	8,693,821	12,813,500
ルクセンブルク中央銀行の最低預金準備率を充足するための預け金 の変動額（注B.1）	-35,110	1,621
財務運用ポートフォリオの変動額	-7,904,926	467,163
金融機関および顧客に対する債務の変動額（注J）	7,277,699	9,134,983
年金制度および健康保険制度の引当金の変動額（注L）	614,599	354,365
保証業務に係る引当金の変動額（注D.4）	17,170	2,628
その他の資産およびその他の負債の変動額（注G）	-325,277	-32,614
前払金および未収収益ならびに未払金および繰延収益の変動額	1,375,527	-2,176,485
利息受取額	16,097,396	17,559,625
利息支払額	-12,253,421	-14,260,904
営業活動による / （で使用した）正味現金	25,482,978	20,142,124
B. 投資活動によるキャッシュ・フロー：		
EIF株式購入 / 応募	-736,355	-13,267
EIF株式売却	0	7,510
期中に購入した長期HQLAポートフォリオの有価証券	-385,243	0
期中に満期償還または売却された長期HQLAポートフォリオの有価証 券	701,588	61,000
負債証券ポートフォリオに含まれる代替貸付金の購入	-2,169,847	-2,961,456
負債証券ポートフォリオに含まれる代替貸付金の償還	4,298,703	3,229,575
株式およびその他の変動利付証券取得額（注E.1）	-2,303,579	-1,890,666
株式およびその他の変動利付証券売却額（注E.1）	2,033,717	1,085,887
参加持分取得額（注E.1）	-83,732	-61,625
参加持分売却額（注E.1）	115,465	31,597
有形・無形資産の購入（注F）	-62,456	-61,692
投資活動による / （で使用した）正味現金	1,408,261	-573,137

キャッシュ・フロー計算書（続き）

2021年12月31日終了事業年度

（単位：千ユーロ）

	2021年	2020年
C. 財務活動によるキャッシュ・フロー：		
債務証券借入の発行（注K）	100,348,462	150,299,236
債務証券借入の償還（注K）	-107,709,303	-150,160,396
加盟国の拠出	319,700	159,850
財務活動による / （で使用した）正味現金	-7,041,141	298,690
キャッシュ・フローの要約表：		
現金および現金同等物期首残高	47,846,444	29,468,193
以下による正味現金：		
営業活動	25,482,978	20,142,124
投資活動	1,408,261	-573,137
財務活動	-7,041,141	298,690
保有現金に係る為替調整	1,041,968	-1,489,426
現金および現金同等物期末残高	68,738,510	47,846,444
現金および現金同等物の内訳：		
現金、中央銀行および郵便局預け金（ルクセンブルク中央銀行の 最低預金準備率を充足するための預け金を除く）（注B.1）	1,338,806	725,794
短期金融市場証券（注B.2）	142,403	2,801,772
金融機関および対顧客貸付金および預け金：		
要求払	562,513	463,568
その他の貸付金および預け金（注C）	66,694,788	43,855,310
	68,738,510	47,846,444

添付の注記は本財務書類に不可欠の部分である。

[次へ](#)

欧州投資銀行

財務書類に対する注記

2021年12月31日現在

欧州投資銀行（「EIB」）は、1958年にローマ条約により、欧州連合（「EU」）の長期貸付銀行として設立された。EIBの任務は、EU加盟国の統合、均衡の取れた発展、経済的および社会的な結束に貢献することである。EIBは、資本市場で多額の資金を調達し、それらの資金をEU政策目標を促進するプロジェクトに有利な条件で貸し付けている。EIBは継続的に、その業務をEU政策の展開に適合させている。

登記上の事務所所在地は、98-100, boulevard Konrad Adenauer, L-2950 Luxembourgである。

注A：重要な会計方針

A.1. 作成基準

A.1.1. 会計原則

欧州投資銀行の非連結財務書類（「本財務書類」）は、銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関する1986年12月8日付欧州共同体理事会86/635/EEC指令書（特定の業種の会社、銀行およびその他の金融機関の年次財務書類および連結財務書類に関する2001年9月27日付2001/65/EC指令書、2003年6月18日付2003/51/EC指令書および2006年6月14日付2006/46/EC指令書により改正済）（以下、「指令書」と総称する）の一般原則に準拠し、継続企業の前提に基づいて作成されている。

経営委員会の提案を受け、理事会は2022年3月10日に本財務書類を採択し、2022年4月22日までにこれを総務会に提出して承認を求めることを承認した。

EIBは、本年次財務書類と同日付の連結財務書類も公表している。

A.1.2. 重要な会計上の判断および見積り

本財務書類を作成するにあたり、経営委員会は報告されている収益、費用、資産、負債ならびに偶発資産および偶発債務の開示に影響する見積りおよび仮定を立てることが求められている。入手可能な情報の使用、および判断の適用は、見積りに特有のものである。将来の実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があり、これらの差異は本財務書類に対して重要なものとなる可能性がある。

最も重要な判断および見積りは、次のとおりである。

貸付金および預け金ならびに代替貸付金に係る評価損益

EIBでは、報告日ごとに貸付金および預け金ならびに代替貸付金を検証し、評価調整に係る引当金を計上すべきか否かを評価している。特に、引当金所要額を算定するにあたっては、将来キャッシュ・フローの金額と発生時期の見積りにおいて経営陣の判断を要する。こうした見積りは多くの要素に関する仮定に基づいており、実際の結果は見積りと異なることがあり、結果として、将来、引当金が増加する場合もある。個別に重要な貸付金および預け金ならびに代替貸付金に対する個別引当金の他に、個別引当金を計上する必要があると具体的に特定されていないものの、貸付金および預け金ならびに代替貸付金のデフォルト・リスクが付与された当初よりも高まっているエクスポージャーに対して、EIBは集散的引当金を計上するためのテストも実施している（注A.2.6を参照）。

株式およびその他の変動利付証券ならびに参加持分に係る評価損益

取得原価と時価のいずれか低い方を決定するために、EIBは、各報告日において間接的な持分投資を見直し、評価損益を計上すべきかどうかを評価する。特に、EIBは、(i) 適用される業界のガイドラインおよび基準に基づく入手可能な最新のファンド・マネージャー・レポートを考慮することにより、(ii) 他の同等のガイドラインまたは基準に基づいて算出されたNAVにより、または(iii) ファンド・マネージャーから提供された情報に基づいて内部的に、間接的な持分投資のNAVのEIB帰属部分を決定する。ほとんどの原投資の公正価値は、容易に確認可能な時価がない状況で見積られている。評価額に内在する不確実性および現在の市場の状況により、将来における実際の結果はファンド・マネージャーが見積もった評価額とは異なる可能性があり、かかる差異は財務書類に重要な影響を及ぼす可能性がある。また、貸借対照表日後にのみ利用可能な帰属するNAVは、経営陣が財務書類に重大な影響を与えると判断した場合にのみ考慮される（注A.2.7.1参照）。

保証業務に係る引当金

EIBは、金融保証契約を、予想プレミアムの正味現在価値（「NPV」）または当初予想損失に対応する公正価値で当初認識している。その後金融保証は、対応する損失引当金と、当初認識時の受取プレミアムから認識済収益を控除した額のいずれか高い方の金額により、将来の予想プレミアムの正味現在価値の不足額として測定される（注A.2.13を参照）。

年金および他の退職給付

確定給付年金制度および他の退職後医療費給付に係る費用は、数理計算上の評価を用いて算定する。数理計算上の評価に際しては、割引率、死亡率、ならびに将来の給与および年金の増加に関する仮定を行う。これらの制度は長期にわたるため、こうした見積りは重要な不確実性を伴う（注A.2.10を参照）。

A.1.3. EIBの英国に対するエクスポージャー

2017年3月29日、英国は、欧州連合条約（「TEU」）第50条に従って欧州連合（「EU」）から離脱する決定を欧州理事会に通知した。英国は、TEU第50条および「グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国の欧州連合および欧州原子力共同体からの離脱協定」（「離脱協定」）に基づき、2020年2月1日をもってEU加盟国でなくなった。英国のEUからの離脱により、英国は自動的に欧州投資銀行（「EIB」）の構成国でなくなり、応募済資本金の分担も終了した。

2020年2月1日より、EIBの応募済資本金における英国の分担金は、その全額につき、残りのEU加盟国が按分負担する増資をもって差し替えられた。この資本の差替え（均衡的資本差替え）は、EIBにおける英国の応募済資本金の払込請求済部分に加え、払込未請求部分も対象とするものであった。払込請求済部分の差替えは、EIBの準備金を払込請求済の応募済資本金に振り替えることで賄われた。増資の結果、残りの各EU加盟国において、EIBの応募済資本金の払込未請求（請求可能）持分が按分で増加した。

また、ポーランドおよびルーマニアのEIBに対する応募済資本金が、それぞれ5,386,000,000ユーロおよび125,452,381ユーロ引き上げられた。この増資（非均衡的増資）は、英国のEU離脱から1ヵ月後の2020年3月1日に効力を生じた。ポーランドとルーマニアは、EIBの応募済資本金の増加分の払込請求済部分につき支払いを行うものとし、10回の均等分割により半年ごとにEIBの準備金に拠出を行っていく。

なお、英国のEU離脱に伴うEIB定款の数多くの変更がすでに効力を生じた。EIB定款変更の第一群は、2020年2月1日に効力を生じた。英国がEIBの構成国でなくなったことを反映するこれらの法定の

変更には、EIB定款における英国への言及の削除が含まれた。ガバナンス条項のいくつかの変更も同時に効力を生じ、かかる変更には、EIB理事会の代理メンバーの増員、ならびにEIBの業務計画、手続規則および経営委員会の委員の任命の承認に係る特定多数決方式の導入が含まれた。EIB定款変更の第二群は、ポーランドおよびルーマニアからの増資ならびに関連するガバナンスの変更に関するものであり、2020年3月1日に効力を生じた。

英国がEIBの構成国でなくなった結果として、離脱協定には、EIBに関する財務決済を定めるいくつかの規定が盛り込まれている。離脱協定第150条に定める条項に従い、英国は、EIBに対する応募済資本金の従前の分担に従い、EU離脱前のEIBのエクスポージャーについて引き続き責任を負う。これに関連して、2021年12月31日現在で、EU離脱前のEIBのエクスポージャーは506,596百万ユーロとなり、一方、英国の負債の限度額は39,195百万ユーロとなった。

英国は、EIBのその他のリスクについても、それが離脱後の融資に関するものでない限り引き続き責任を負う。また、EIBは、離脱協定第150条に定める条項に従い、EUに代わって、EIBの払込請求済資本金に対する英国の分担金相当額を12回の分割により毎年英国に支払う。英国の払込請求済資本金の払戻しを除き、EIBは、英国がEIBの構成国でなくなることに関連して、または離脱協定の関連条項に定める英国の一部債務の留保を理由として、英国に対してその他の弁済、返金または報酬を支払う義務を負わないものとする。

英国のEU離脱およびその結果としてのEIBの構成国でなくなることは、2020年12月31日現在（上記のEIBの自己資本に対する影響を除く）および2021年12月31日現在の単独財務書類に重要な影響は与えなかった。

A.2. 重要な会計方針の要旨

A.2.1. 外国通貨の換算

EIBは、加盟国の資本勘定の測定単位として、そしてグループの財務書類の表示にユーロ（「EUR」）を使用している。

EIBは、各欧州連合加盟国の通貨、ユーロおよび非欧州連合通貨で業務を行っている。

EIBの財源は様々な通貨建ての出資、借入および利益剰余金によって調達される。

外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。EIBのユーロ以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、貸借対照表日の実勢為替レート（終値）に基づきユーロに換算される。これらの換算から生じた損益は損益計算書の「金融業務損益」に計上される。

A.2.2. デリバティブ

EIBは、金利リスクおよび外貨リスクのエクスポージャーを管理するため、デリバティブ商品（主に通貨スワップおよび金利スワップ）を資産負債管理（「ALM」）活動の一環として使用している。すべてのデリバティブ取引は、想定元本により、取引日にオフ・バランス項目として計上されている。

EIBのスワップの大部分は、債券発行および長期HQLAポートフォリオ（「LTHP」）の国債をヘッジする目的で締結されている。EIBは、通貨スワップおよび金利スワップを締結し、これにより借入資金を当初別の通貨に交換し、満期時には借入返済に必要な資金を元の通貨で入手し、または借入もしくは国債の金利ポジションを変更する。

またEIBは、貸付金のヘッジの一環として、またはグローバルなALMポジションのために通貨スワップ、金利スワップおよびオーバーナイト・インデックス・スワップを行っている。これに関する利息は、関連期間に対する比例配分で計上されている。

EIBは、財務オペレーションの一部としての為替スワップを主とした短期デリバティブ金融商品を使用するほか、アクティブ運用ポートフォリオ（有価証券流動性ポートフォリオ）をヘッジする手段としてのデリバティブも利用している。

A.2.2.1. 有価証券流動性ポートフォリオのデリバティブ

有価証券流動性ポートフォリオ（「SLP」）の一部として、デリバティブが締結され、貸借対照表に時価で計上される。すなわち、その時価が正の値の場合には、「その他の資産」に、負の値の場合には、「その他の負債」に計上される。時価の変動は、「金融業務損益」に含まれている。時価は、市場の公表価格、ディスカウント・キャッシュ・フロー・モデルおよびオプション価格モデルにより入手している。オプション価格モデルには、現在の市況および原資産の契約価額と同様に、時間的価値、イールドカーブおよび原資産のボラティリティが考慮される。

デリバティブ金融商品の金利は、関連期間に対する比例配分で「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」の勘定科目に計上される。

金利スワップ

金利スワップは、金利ポジションを修正するために締結される。金利スワップにおける受取利息および支払利息は関連期間に対する比例配分で計上され、損益計算書では「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」に計上される。金利スワップの時価が正の値の場合には、「その他の資産」に、負の値の場合には、「その他の負債」に計上される。時価の変動は、「金融業務損益」に含まれている。

先物契約

金利および債券の先物契約（先物）は、政府債およびその他の債券への投資から発生するエクスポージャーをヘッジするために締結される。先物は高度に標準化されたデリバティブ契約であり、規制対象市場で取引され、日次での証拠金要件が適用される。先物契約の時価が正の値の場合には、「その他の資産」に、負の値の場合には、「その他の負債」に計上される。時価の変動は、「金融業務損益」に含まれている。

A.2.2.2. その他のデリバティブ

通貨スワップ

通貨スワップ契約は、通貨ポジションを調整するために締結される。通貨スワップの直物レッグの再評価は、「未払金および繰延収益」または「前払金および未収収益」で相殺されている。通貨スワップの先渡レッグは決済金額でオフ・バランスシート処理されており再評価されていない。直物金額と先渡金額の決済差額として生ずるプレミアム／ディスカウントは、損益計算書の「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」を通じ、関連期間に対する比例配分で償却される。

金利スワップ

金利スワップ契約は、金利ポジションを修正するために締結される。ヘッジのための金利スワップは再評価されず、その想定元本はオフ・バランスシートに計上される。金利スワップにおける受取利息および支払利息は関連期間に対する比例配分で計上され、損益計算書では「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」に計上される。

為替予約取引

為替予約取引は、将来の通貨ポジションを調整するために締結される。先渡レグは、決済金額でオフ・バランスシート処理されており再評価されていない。直物金額と先渡金額の差額は、損益計算書の「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」を通じ、関連期間に対する比例配分で償却される。

デリバティブ金融商品の金利は、関連期間に対する比例配分で「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」の勘定科目に計上される。

A.2.3. 金融資産および金融負債

金融資産および金融負債は決済日基準で計上されている。

A.2.4. 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、キャッシュ・フロー計算書に開示されており、手許現金、非拘束性の中央銀行預け金、要求払い預け金および取得日から3ヵ月以内に当初の満期日が到来する流動性の高い短期金融市場証券または定期預金から構成されている。これらの金融商品は、その価値変動リスクが軽微であり、容易に現金化が可能であり、EIBは短期的な契約債務の管理に使用している。

A.2.5. 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券ならびに確定利付証券を含む負債証券

A.2.5.1. 長期高品質流動資産 (HQLA) ポートフォリオ (「LTHP」)

従来の長期ヘッジポートフォリオ (「LTHP」) は、2021年に長期高品質流動資産 (HQLA) ポートフォリオ (「LTHP」) に改編された。この改編とは、特に、ポートフォリオの規模、新たな適格通貨および承認されている投資の範囲の変更等である。この新ポートフォリオで購入した有価証券で、満期まで保有する目的で保有しているものに関するビジネスモデルに変更はない。この新しい改編の下では、以下によって発行または保証された有価証券への投資が認められる。

- 欧州連合加盟国政府およびアメリカ合衆国 (USA) 政府
- 欧州連合、欧州安定メカニズム、欧州金融安定基金

これらの有価証券は、当初、購入価額で計上される。一時的でない評価損益は計上されている。購入価格と償還価額との差額は、有価証券の残存期間にわたり、関連期間に対する比例配分で「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」として計上される。

A.2.5.2. 運用ポートフォリオ

短期財務ポートフォリオ (「TMP」)

適切な水準の流動性を維持するため、EIBは満期が12ヵ月以内の短期金融商品、特に短期国庫証券および公共機関や金融機関が発行した譲渡可能負債証券を購入している。短期財務ポートフォリオの有価証券は、最終満期日まで保有されるもので、当初は購入価格で計上され、その後は償却原価で本財務書類に計上される。購入価格と償還価額との差額は、有価証券の残存期間にわたり、関連期間に対する比例配分で「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」として計上される。評価損益は、一時的ではない場合、「固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券および参加持分に係る(再)評価損益」に計上される。

有価証券流動性ポートフォリオ（「SLP」）

SLPは、政府、国際機関、金融機関および企業が発行または保証した上場負債証券で構成されている。このポートフォリオは主にアクティブ運用され、ポートフォリオ内の有価証券は取得原価で当初認識され、その後は財務書類に時価で表示される。時価の変動は、損益計算書の「金融業務損益」に計上される。

SLPの時価は、第一情報源としての活発な市場における公表相場価格に基づいている。入手できる公表相場価格がない金融商品については、市場参加者からの提示価格、および／または評価手法もしくはモデルを使用して、時価を決定している。評価手法もしくはモデルは観察可能な貸借対照表日現在の実勢市場データに基づくことが可能である場合に用いられる。

A.2.5.3. 代替貸付金

代替貸付金ポートフォリオは、主に特別目的事業体（「SPV」）、信託事業体または金融機関が発行した債券、ノートあるいは証書の形の債務で構成されている。これらの有価証券は満期保有目的として分類されており、当初購入価格で計上され、その後は償却原価で評価されている。購入価格と償還価額との差額は、有価証券の残存期間にわたり、関連期間に対する比例配分で「受取利息および類似収益」として計上される。一時的でない評価損益は、個別に計上されている。減損しているが、そのように認識されていない契約を捕捉するために、それぞれ発生はしているが報告されていない損失について、集合的な評価損益が計上されている。個別および集合的な評価損益は、損益計算書に「固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券および参加持分に係る（再）評価損益」として計上され、貸借対照表上は対応する資産項目から減算されている。

代替貸付金の未実行部分は、名目値でオフ・バランスシートに記録される。

A.2.5.4. 優先債権者の地位（「PCS」）

EU一次法優位の原則および、EIB定款に定められているEIBの財産があらゆる形の接收および収用から免除されるものとする旨の原則は、満期時における欧州連合加盟国のソブリン・エクスポージャーの全額回収を保証するとみなされる。この財務保護および優先債権者としての地位により、欧州連合加盟国のソブリン・エクスポージャーまたは欧州連合加盟国の保証についての信用リスクも減損も発生しない。しかし、他の債権者と同様に、EIBは欧州連合加盟国ソブリン発行体の負債性金融商品に含まれる集団行動条項（「CAC」）に基づいた多数による決定事項に拘束される。

A.2.6. 金融機関および対顧客貸付金および預け金

A.2.6.1. 貸付金および預け金

貸付金および預け金は、正味実行額をもってEIBの資産に計上される。期末における貸付金残高について、その全額または一部の金額につき回収不能のリスクがある場合、個別の評価損益が計上されている。減損しているが、そのように認識されていないポートフォリオの貸付金を捕捉するために、または発生しているがまだ報告されていない損失について、集合的な評価損益が計上されている。これらの評価損益は、関連資産と同じ通貨で把握される。

評価損益は「貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益」として損益計算書に計上されており、貸借対照表の対応する資産項目から減算されている。

貸付金および預け金の未実行部分は、名目値でオフ・バランスシートに記録される。

A.2.6.2. 貸付金利息

貸付金利息は、発生主義で、すなわち貸付期間にわたって、損益計算書に計上される。未収利息は、貸借対照表の資産の「前払金および未収収益」勘定に計上される。これらの貸付金利息の評価損益は、EIBの経営陣が個別に決定し、貸借対照表の適当な資産項目から控除される。

不良債権に関しては、評価損益が生じた場合、当初の契約条件に基づく未収利息の計上は停止される可能性がある。

A.2.6.3. リバース・リパーチェス取引（リバース・レポ）

リバース・リパーチェス取引は、担保有価証券を提供する金融機関に対してEIBが流動資金を貸し出す取引である。双方の当事者は、確定日に確定金額で取引を行うという取消不能の契約を結ぶことになる。

この取引は、支払引替渡しの原則に基づき行われる。すなわち流動資金の借手は、契約価額での決済と引き換えに、EIBの保管業者に有価証券を引き渡すのである。これによってEIBに金融市場と連動したリターンが発生する。

こうした種類の業務は、EIBの目的から、保証された金利が付加された貸付とみなされる。これらの取引は一般的に有担保金融取引として取り扱われるため、提供または受領した現金額に未収（経過）利息を加えた金額で計上されている。リバース・レポは、法定貸借対照表の資産側の「金融機関貸付金および預け金： b) その他の貸付金および預け金」に額面金額で計上される。

リバース・リパーチェス契約に基づいて受け取った有価証券は、有価証券に含まれる契約上の権利を支配できない限り、法定貸借対照表において認識されない。EIBは、これらの受け取った有価証券の市場価格を日々管理しており、原契約に従い追加担保を要求する。

リバース・リパーチェス契約に係る利息は、それぞれの契約の期間にわたり「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」として計上される。

A.2.6.4. 利子補助金

前受利子補助金（注Iを参照）は繰り延べられ、補助金支給対象貸付金の実行から返済までの期間にわたって、損益計算書で認識される。

A.2.6.5. 定期預金および要求払預金（「預金」）

預金とは、EIBが一定期間、または当事者間で合意した収益に対して要求払いで、金融機関または顧客に流動性のある資金を貸し付ける業務である。預金は、法定貸借対照表の資産側の「金融機関貸付金および預け金： その他の貸付金および預け金」に額面金額で計上される。

預金に係る利息は、預金期間にわたり「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」として計上される。

A.2.7. 株式、その他の変動利付証券、参加持分および関係会社株式

A.2.7.1. 株式、その他の変動利付証券および参加持分

EIBは、プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業開始、債券ファンド設定、インフラ基金設定、投資基金設定または直接資本の形態での資本参加時に、株式、その他の変動利付証券および参加持分を保有する。これらの投資は当初は取得原価で記録され、返済による資金の還流額が減額される。それらの帳簿価額は、その後の貸借対照表日における測定で、取得原価と時価のいずれか低い方に調整される。

EIBが実施する一部の共同投資では、投資は取得原価で当初認識され、純払込額は合意されたウォーターフォールに従って配分された資本返済控除後の出資履行額である。

ファンド・マネージャーから受けた報告に基づき、投資ポートフォリオは、取得原価もしくはEIBに帰属する分の純資産価額（「NAV」）のどちらか低い方の値で個々に評価されるため、ポートフォリオに含まれている可能性があるEIB帰属分の未実現利益は除外される。帰属するNAVは、次のいずれかを、報告日時点で利用可能な場合に優先順位に従い適用して決定される。

- 各ファンド・マネージャーから提出された、利用可能な直近の日におけるNAVのEIBの持分
- EIBが保有する株式数または口数に、ファンド・マネージャーが報告する利用可能な直近の日の1株当たりまたは1口当たりの価格を乗じた値
- 特定のコンパートメントにおけるEIBの所有比率に、最新のファンド・マネージャーの報告に反映された当該特定のコンパートメントの純資産価額（「NAV」）を乗じた値
- 当該ファンドにおけるEIBの所有比率に利用可能な直近のファンドNAVを乗じた値

EIBが実施する一部の共同投資においては、帰属するNAVは合意されたウォーターフォールの計算に基づいて決定される場合がある。

また、入手可能な直近のNAVの日付から貸借対照表日の間に発生した事象について調整することが重要と経営委員会がみなす場合に限り、EIB帰属分のNAVに対してかかる調整を行う。

これらの投資の未実行だが確約した部分は、名目値でオフバランスシート・コミットメントに計上される。

セカンダリーセール

ベンチャー・キャピタル・ファンドおよび投資ファンドに係るセカンダリーセール取引により、原資産の認識が中止される。セカンダリーセールからの損益は「金融業務損益」に計上され、売却手取額と正味帳簿価額の差異として算出される。

参加持分

EIBが自己勘定で取得した株式は、通常ベンチャー・キャピタル事業、債券ファンド、インフラ基金および投資基金への投資である。業界の慣行によれば、そのような投資は概して多数の投資家が応募する投資であり、どの投資家も当該基金の日々の運営および投資活動に対し、個人的に影響力を行使することはできない。結果として、ある投資家がそのような基金の統治機関のメンバーになったとしても、原則的には、それにより当該投資家がその基金の日々の運営に影響を与える権利を手にするものではない。さらに、ベンチャー・キャピタル事業、インフラ基金または投資基金の個別投資家は、資本の払戻しまたはその他の分配に関する分配方針等、基金の方針を決定することがない。一般的にそのような決定は、基金の経営陣と全株主の権利および義務を規定した株主契約に基づき、基金の経営陣が行っている。また一般的に株主間の合意は、個別投資家が基金との間で実質的な取引を行ったり、役員を相互に交換したり、重要な専門情報にアクセスする特権を得たりすることも防止している。EIBは、株式を取得したこうした事業体に対して重要な影響力または共同支配を有しているかを判定するために、判断を伴う包括的な分析を通じて上記の判定基準を評価している。当該事業体に対する重要な影響力または共同支配が存在する場合、当該投資は、「参加持分」として開示される。

EIBにより応募済であるがEBRDへの投資について払込未請求の資本は、オフ・バランスシート項目として記録されている。

A.2.7.2. 関係会社株式

関係会社株式は、中長期投資に相当し、取得原価で計上されている。一時的でない評価損益は計上されている。

少数株主が保有する株式に関して、プット・オプションの形態で提供しているコミットメントは、行使価格でオフ・バランスシートに計上されている。

A.2.8. 有形資産

有形資産には、土地、EIBが使用している不動産、その他機械および設備が含まれる。

土地は、取得原価で計上されており、建物は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額で計上されている。ルクセンブルクのキルヒベルクに所在する本店の建物、ならびに同国のワイマールショフの建物の取得原価は、以下のように定額法で減価償却されている。

恒久使用の設備および備品、家具事務機器ならびに自動車は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額で貸借対照表に計上されている。

減価償却費は購入品目ごとに、以下に示されている見積耐用年数の期間にわたって定額法で計算されている。

- キルヒベルクおよびワイマールショフの建物：30年
- 恒久使用の設備および備品：10年
- 家具：5年
- 事務機器および自動車：3年

建設仮勘定資産は、工事が完了し、当該資産が意図された目的のための使用に供されることが可能となるまで、その減価償却累計額は計上されない。

A.2.9. 無形資産

無形資産には、コンピューター・ソフトウェアが含まれている。ソフトウェア開発費は、識別可能性、企業への将来の経済的便益の流入可能性、取得原価測定の信頼性に関する特定の基準を満たした場合に資産計上される。

これらの基準に適合する自社開発のソフトウェアは、償却累計額（完成から3年にわたり定額法で計算）控除後の取得原価で計上されている。

建設仮勘定資産は、作業が完了し、当該資産が意図された目的のための使用に供されることが可能となるまで、その償却累計額は計上されない。

A.2.10. 年金制度および健康保険制度

A.2.10.1. 職員年金制度

EIBは、ほぼすべての職員に退職給付を提供するため、確定給付年金制度を運営している。

EIBの主な年金制度は職員とEIBの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全職員が対象とされている。EIBおよびその職員の全拠出額がEIBの資産へ投資されている。

退職給付債務は、適正な引当水準となるように予測単位積立方式を用いて、少なくとも年に1度は評価を受ける。最新の評価は、2021年9月30日現在の加入者データおよび2021年12月31日までのキャッシュ・フローに基づき、2021年12月31日現在で実施された。保険数理士が用いた主な仮定については、注Lを参照のこと。

EIBは、数理計算上の積立過不足累計額の認識に関して、2021年1月1日から非遡及的に会計方針を変更した。

2020年12月31日まで適用された会計方針：

退職給付債務の10%を超過する過年度の数理計算上の積立過不足累計額は、制度加入者の予想平均残存勤続年数（2020年：14.4年）にわたって定額法で認識される。

2021年1月1日から適用されている会計方針：

2021年の会計年度から、退職給付債務の10%を超える当年度の数理計算上の差異の累計額は、7年間にわたり定額法で認識される。引当金が退職給付および健康保険給付の保険数理的価値の償却可能部分に達した場合、それ以上の償却は損益計算書に認識されない。また、引当金が退職給付および健康保険給付の保険数理的価値を超えることとなった場合には、その超過額はその後の期間に損益に算入されることはない。

A.2.10.2. 健康保険制度

EIBは職員のため、EIBおよび職員の拠出金を原資とする独自の健康保険制度を設けている。この健康保険制度は、注A.2.10.1に記載された職員に対する年金制度と同じ方針によって管理され、会計処理されている。最新の評価は、2021年9月30日現在の加入者データおよび2021年12月31日までのキャッシュ・フローに基づき、2021年12月31日現在で実施された。

A.2.10.3. 経営委員会年金制度

経営委員会年金制度は確定給付年金制度で、EIBのみからの拠出金を原資とし、経営委員会委員全員を対象としている。EIBからの拠出金は全額EIBの資産に投資される。この経営委員会年金制度は、注A.2.10.1に記載された職員に対する年金制度と同じ方針によって管理され、会計処理されている。

A.2.10.4. 任意補足年金制度

任意補足年金制度とは、職員の任意拠出金および使用者の拠出金を原資とする確定拠出年金制度である。対応する負債は「その他の負債」に計上されている。

A.2.11. 金融機関および顧客に対する債務

金融機関および顧客に対する債務は、財務書類において償還額で表示される。金融機関および顧客に対する負債の利息は、発生主義により、「支払利息および類似費用」または金利がマイナスの場合には「受取利息および類似収益」として損益計算書に計上される。経過利息は、負債勘定の「未払金および繰延収益」に含まれる。

EIBによるECBの金融政策オペレーションへの参加に関連して、BCLから借り入れた金額は額面金額で計上され、中央銀行からの借入金として、法定財務書類において「金融機関に対する債務 - b) 期日払または通知払」に計上されている。

A.2.11.1. リパーチェス取引（レポ）

リパーチェス取引は、金融機関からEIBが流動資金を借入れ、担保有価証券を提供する取引である。双方の当事者は、確定日に確定金額で取引を行うという取消不能の契約を結ぶことになる。この取引は支払引替渡しの原則に基づいており、これは注A.2.6.3に記載されている。

こうした種類の業務は、EIBの目的から、合意された金利が付加された借入とみなされる。これらの取引は一般的に有担保金融取引として取り扱われるため、借入金額に経過利息を加えた金額で計上されている。レポは貸借対照表上、「金融機関に対する債務 - b) 期日払または通知払」の下で負債側に名目金額で計上される。

リパーチェス契約に係る利息は、それぞれの契約の期間にわたり「受取利息および類似収益」または「支払利息および類似費用」として計上される。

A.2.11.2. 担保払込勘定

片務的担保サポート・アネックスに基づき、EIBはデリバティブ、貸付および財務ポートフォリオに係るカウンターパーティー信用エクスポージャーを低減するために担保として現金を受領する。受け取った現金担保は、名目金額で計上され、翌日物預金として、法定財務書類において「金融機関に対する債務 - a) 要求払」に表示される。

A.2.12. 債務証券借入

債務証券借入は、償却原価で表示されるゼロ・クーポン債を除き、償還金額で表示されている。取引費用およびプレミアム/ディスカウントは、「未払金および繰延収益」または「前払金および未収収益」を通じて債務の残存期間にわたって定額法により損益計算書で償却される。負債性金融商品の支払利息は、損益計算書の「支払利息および類似費用」に計上されている。

A.2.13. 金融保証

金融保証契約は、特定の債務者が、負債性金融商品の当初条件または修正後条件に基づいて期日に支払いを履行できない場合に、発行者に、その商品の保有者に発生した損失を補償するための所定の支払を行うことを義務付ける契約である。

発行済の金融保証は通常、オフ・バランスシート項目として会計処理され開示される。

金融保証による負債純額は、貸借対照表上で「保証業務に係る引当金」に表示されている。保証引当金は、金融仲介機関に対するEIBの保証業務または第三者が供与した貸付金に関する保証に内在するリスクに対応するためのものである。

金融保証は、予想プレミアムの正味現在価値（「NPV」）または当初予想損失に対応する公正価値で当初認識される。

当初認識後、金融保証は以下のうちの高い方の金額に対する、将来の予想プレミアムの正味現在価値の不足額として測定される。

- 予想信用損失の額
- 当初認識された公正価値から、認識された収益/償却累計額を控除した額

将来の予想プレミアムの正味現在価値が予想支払義務を超過する額を表す未実現利益は、引き続き認識されていない。

金融保証に関連する純負債の増加または減少は、損益計算書上、「貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益」で認識される。

受取プレミアムは、損益計算書の「受取手数料」で認識される。前受手数料は貸借対照表の「未払金および繰延収益」で認識され、金融保証期間にわたって定額法で損益計算書において償却される。

A.2.14. 契約債務引当金

この引当金は、貸付金、インフラ基金および投資基金ならびにプライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業に対するEIBの契約済・未実行契約債務に内在するリスクに対応するためのものである。

A.2.15. 準備金

A.2.15.1. 準備基金

定款第22(-1)条で規定されているように、EIBの留保利益より「応募済資本金の10%を上限に、準備基金に段階的に組み入れるものとする」。

A.2.15.2. その他準備金

その他準備金には、EIBの残りの留保利益が含まれている。

A.2.15.3. 特別活動準備金

定款第16(-5)条で規定されているように、「EIBの特別活動（中略）には個別に準備金を配分する」。特別活動準備金は、EIBが一般的に受け入れているものよりもリスクの高い活動によって生じる予想外の損失をカバーするために割り当てられた専用準備金であり、ベンチャー・キャピタル業務がこれに含まれる。この準備金は各業務の資本配分に基づき、原資産の推移に応じて月次で計算される。

A.2.15.4. 一般貸倒準備金

2009年、EIBの方針ガイドラインにより、EIBの貸付金および保証ポートフォリオから生じる可能性のある損失に対し、「一般貸倒準備金」が導入された。この準備金は、原資産の推移に応じて月次で計算される。

A.2.16. 前払金および未収収益

当期の支出であるが翌期に関わる費用、および原商品の満期日まで支払いがなされない収益。

A.2.17. 未払金および繰延収益

貸借対照表日以前に支払いを受けるが翌期に帰属する収益、および当期に関連するが翌期に支払う費用。

A.2.18. 受取利息および類似収益

「受取利息および類似収益」には、主に金融機関および対顧客貸付金および預け金、負債性金融商品および短期金融市場商品ならびにデリバティブに係る利息が含まれる。

A.2.19. 支払利息および類似費用

「支払利息および類似費用」には、主に金融機関および顧客に対する負債の利息、ならびに負債性金融商品、短期金融市場商品およびデリバティブに係る支払利息が含まれる。

A.2.20. 証券からの収益

「証券からの収益」は、主に元本を超える当期売却額で構成されている。

A.2.21. 租税

欧州連合に関する条約および欧州連合の機能に関する条約に付随する欧州連合の特権および免除に関する議定書は、欧州連合機関の資産、収益およびその他の財産について、あらゆる直接税を免除すると定めている。

A.2.22. 会計方針の変更

年金制度および健康保険制度：

EIBは、退職給付債務の10%を超過する数理計算上の積立過不足累計額の認識に関して、2021年1月1日から会計方針を変更した。この会計方針の変更により、以前の会計方針の適用と比較して、当期純利益は197.6百万ユーロ減少した。注A.2.10.1を参照のこと。

EIBは、指令書に示された一般的な健全性の原則に従って、退職給付引当金を、年金制度と健康保険制度の保険数理上の評価とさらに一致させるために、会計方針を変更することを選択した。

注B：現金、中央銀行および郵便局預け金ならびに負債証券ポートフォリオ（単位：千ユーロ）

B.1. 現金、中央銀行および郵便局預け金

現金、中央銀行および郵便局預け金は、2021年12月31日現在1,483,285千ユーロ（2020年：835,163千ユーロ）である。

EIBは、ユーロ・システムの金融政策オペレーションにおける適格カウンターパーティーであることから、EIBも欧州中央銀行の金融政策オペレーションに参加するようになった。EIBは、最低預金準備率を充足するために預け金を置いているルクセンブルク中央銀行を通じて金融政策オペレーションを実施する。この預け金残高は、2021年12月31日現在144,479千ユーロ（2020年：109,369千ユーロ）である。

B.2. 負債証券ポートフォリオ

負債証券ポートフォリオは、長期HQLAポートフォリオ（「LTHP」）、短期財務ポートフォリオ（「TMP」）、有価証券流動性ポートフォリオ（「SLP」）および代替貸付金ポートフォリオにより構成されている。

これらの負債証券ポートフォリオの2021年および2020年12月31日現在の内訳は、以下のとおりである。

	2021年12月31日	2020年12月31日
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	35,678,436	31,180,452
確定利付証券を含む負債証券	10,782,567	12,193,426
負債証券合計^(*)	46,461,003	43,373,878

(*) うち非上場分は、2021年12月31日現在6,550,937千ユーロ（2020年：9,766,074千ユーロ）であった。

	購入価額	帳簿価額	評価損益	未償却 プレミアム ／ディス カウント	償還価値	時価 ^(**)
2021年12月31日現在						
LTHP	1,384,662	1,340,985	0	-97,342	1,243,643	1,418,398
TMP	22,484,695	22,434,606	0	-35,118	22,399,488	22,435,374
SLP	4,761,521	4,733,721	0	0	4,714,307	4,733,721
代替貸付金（注D）	17,993,220	17,951,691	1,243	-6,339	17,946,595	18,033,089
負債証券合計^(*)	46,624,098	46,461,003	1,243	-138,799	46,304,033	46,620,582

(*) うち現金および現金同等物142,403千ユーロ。

(**) 時価には経過利息は含まれない。

	購入価額	帳簿価額	評価損益	未償却 プレミアム/ディス カウント	償還価値	時価 ^(**)
2020年12月31日現在						
LTHP	1,685,874	1,624,791	0	-64,803	1,559,988	1,743,413
TMP	17,611,913	17,580,727	0	-22,545	17,558,182	17,583,528
SLP	4,143,518	4,167,007	0	0	4,111,766	4,167,007
代替貸付金（注D）	20,044,919	20,001,353	1,266	-9,990	19,992,629	20,368,520
負債証券合計^(*)	43,486,224	43,373,878	1,266	-97,338	43,222,565	43,862,468

(*) うち現金および現金同等物2,801,772千ユーロ。

(**) 時価には経過利息は含まれない。

代替貸付金は、証券化取引に関連する貸付金または債権のプールにおける持分の取得を表しており、貸付金総額（注D）の一部とみなされる。こうした取引の一部は、与信またはプロジェクト関連の救済措置を付加した上で組成されているため、追加的な償還請求手段が備わっている。2021年12月31日現在で、1件の取引（2020年：1件の取引）について個別の評価損益1,243千ユーロ（2020年：1,224千ユーロ）が計上された。2020年度に、代替貸付金ポートフォリオに対するCOVID-19の影響を捕捉するために計上された集合的な評価損益42千ユーロは、2021年12月31日現在で戻し入れられた。

債券保有における欧州連合加盟国ソブリン債に対するエクスポージャー

EIBの優先債権者の地位およびEIB定款による保護を考慮し、また評価調整要件の詳細な見直しの結果、EIBは、期末現在の満期保有目的EU加盟国ソブリン債およびEU加盟国ソブリン保証債のエクスポージャーに関して、2021年度および2020年度に評価損益を計上しなかった。

次の表は、2021年および2020年12月31日現在のEIBの負債証券ポートフォリオ（代替貸付金を含む）における、EU加盟国またはその政府機関が発行または保証する負債証券に対するエクスポージャーを示したものである。

2021年12月31日現在	購入価額	帳簿価額	償還価値	時価
EU加盟国ソブリン債				
オーストリア	60,407	56,707	55,500	56,657
ベルギー	62,150	62,072	62,000	62,114
チェコ共和国	426,516	385,879	378,085	390,877
デンマーク	17,615	17,616	17,658	17,616
フランス	1,256,636	1,243,705	1,240,288	1,245,478
ドイツ	983,045	971,840	951,664	1,021,546
アイルランド	704,819	705,945	706,339	706,040
イタリア	7,484,756	7,459,403	7,439,999	7,465,218
リトアニア	9,242	8,878	8,829	8,872
ルクセンブルク	25,233	25,223	25,000	25,223
オランダ	366,403	355,095	348,000	367,345
ポーランド	547,662	547,489	547,480	466,185
ルーマニア	88,047	83,733	83,214	83,665
スペイン	5,839,387	5,827,451	5,823,235	5,826,979
スウェーデン	96,478	95,644	95,487	95,635
	17,968,396	17,846,680	17,782,778	17,839,450
EU加盟国以外のソブリン債およびその他の債券	28,655,702	28,614,323	28,521,255	28,781,132
合計	46,624,098	46,461,003	46,304,033	46,620,582

2020年12月31日現在

EU加盟国ソブリン債

	購入価額	帳簿価額	償還価値	時価
オーストリア	277,685	276,362	272,408	276,385
ベルギー	180,634	180,300	180,000	180,353
チェコ共和国	614,184	571,803	560,111	615,434
デンマーク	16,259	16,280	16,299	16,280
エストニア	10,026	10,010	10,000	10,010
フィンランド	41,510	41,066	40,000	41,066
フランス	519,865	505,391	498,192	510,241
ドイツ	2,326,692	2,318,539	2,288,758	2,381,993
アイルランド	567,650	568,012	567,860	568,278
イタリア	77,849	73,857	72,500	103,169
ルクセンブルク	90,837	92,471	90,000	92,471
オランダ	783,954	765,999	754,000	779,276
ポーランド	143,463	143,499	143,171	144,945
ポルトガル	40,130	40,050	40,000	40,095
ルーマニア	10,041	10,022	10,000	10,017
スロバキア	105,248	105,028	105,000	105,073
スペイン	3,621,357	3,614,175	3,604,290	3,615,992
スウェーデン	62,017	62,377	61,120	62,377
	9,489,401	9,395,241	9,313,709	9,553,455
EU加盟国以外のソブリン債およびその他の債券	33,996,823	33,978,637	33,908,856	34,309,013
合計	43,486,224	43,373,878	43,222,565	43,862,468

注C：金融機関および対顧客貸付金および預け金-その他の貸付金および預け金（単位：千ユーロ）

	2021年12月31日	2020年12月31日
定期預金 ^(*)	60,416,600	44,469,137
要求払預金	240,697	239,935
リバース・レボ	13,894,159	15,473,559
その他の金融機関貸付金および預け金	74,551,456	60,182,631
その他の対顧客貸付金および預け金	677,437	900,604
その他の貸付金および預け金合計	75,228,893	61,083,235
うち現金および現金同等物	66,694,788	43,855,310

(*) 2021年のルクセンブルク中央銀行への預け金567億ユーロ（2020年：346億ユーロ）を含む。

注D：貸付金明細表

D.1. 貸付金総額（単位：千ユーロ）

貸付金総額は貸付金の実行済金額と未実行金額で構成されている。分析は以下のとおりである。

	金融仲介機関に対し て実行される貸付金	最終受益者に直接 実行される貸付金	2021年12月31日	2020年12月31日
実行済金額	93,552,220	321,907,465	415,459,685	424,641,709
未実行金額	31,913,008	91,041,283	122,954,291	114,040,130
貸付金総額	125,465,228	412,948,748	538,413,976	538,681,839
分割貸付債権	6,007	466,846	472,853	192,470
代替貸付金ポートフォリオ			17,952,934	20,002,619
代替貸付金ポートフォリオを含む貸付金総額（注D.3）			556,839,763	558,876,928

D.2. 貸付金に係る評価損益（単位：千ユーロ）

評価損益の推移の詳細は、以下のとおりである。

	2021年	2020年
1月1日現在	647,769	479,759
当期取崩額 ⁽¹⁾	-229,532	-95,695
当期目的使用額 ⁽²⁾	-31,561	-27,833
当期繰入額 ⁽¹⁾	35,843	307,234
為替調整額	16,489	-15,696
12月31日現在⁽³⁾	439,008	647,769

(1) 2020年のCOVID-19の流行を受けて、EIBは貸付金ポートフォリオに対するこのパンデミックの影響の定性評価を実施した。この関連で、カウンターパーティー・レベルで脆弱性評価が行われ、COVID-19危機に関連するエクスポージャーの感応度を評価した。この分析の結果に基づき、それぞれの貸付金の残存期間にわたっての予想信用損失に基づいた74,740千ユーロにのぼる集合的引当金が認識された。

2021年度に、(1) 貸付金ポートフォリオに対するCOVID-19の影響についてのより詳細な評価を可能にする年次カウ

ンターパーティー格付の見直し、および(2) それぞれの貸付金の残存期間の予想信用損失の減少の結果、EIBはこの集合的引当金は必要ではなくなったとみなした。COVID-19が貸付金ポートフォリオ全体に与える影響の詳細な評価を使用して、個別の評価損益の必要性は適時に評価され、それに従って計上されている。

- (2) 2021年度に、EIBは貸付金事業1件について、一部が引当済のリストラクチャリングを完了した。このリストラクチャリングの結果、2,444千ユーロ(2020年:1件の貸付金事業において1,317千ユーロ)が既存の引当金から目的使用された。また、EIBは2件の不良債権事業の売却取引を完了した。この結果、資産売却損22,367千ユーロ(2020年:1件の貸付金事業において25,336千ユーロ)に既存の引当金が充当された。最後に、EIBは貸付金事業2件におけるエクスポージャーを償却し、この結果、6,750千ユーロ(2020年:1件の貸付金事業において1,180千ユーロ)が既存の引当金から目的使用された。
- (3) 評価損益は、延滞を含む実行済貸付金のみに関連している。また、EIBは追加的に「前払金および未収収益」に計上されている未収利息について、総額4,919千ユーロ(2020年:14,291千ユーロ)の評価損益を計上している。

D.3. プロジェクトが行われている国別に表示した貸付金の地域別内訳（単位：千ユーロ）

D.3.1. 欧州連合内のプロジェクトに対する貸付金

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年 貸付金 合計額に 対する割合	2020年 貸付金 合計額に 対する割合
スペイン	77,399,794	68,942,585	8,457,209	13.90%	15.13%
イタリア	64,853,385	51,096,479	13,756,906	11.66%	11.73%
フランス	63,924,071	48,064,516	15,859,555	11.49%	10.85%
ドイツ	44,557,224	33,671,360	10,885,864	8.01%	8.12%
ポーランド	43,660,661	33,425,632	10,235,029	7.85%	7.54%
ギリシャ	19,914,438	16,057,895	3,856,543	3.58%	3.52%
オランダ	17,040,300	12,359,736	4,680,564	3.06%	2.91%
ベルギー	15,540,904	11,534,467	4,006,437	2.79%	2.50%
オーストリア	15,005,557	13,913,662	1,091,895	2.70%	2.66%
ポルトガル	13,515,255	11,370,793	2,144,462	2.43%	2.72%
スウェーデン	12,187,419	8,626,397	3,561,022	2.19%	2.20%
フィンランド	10,893,129	9,374,998	1,518,131	1.96%	1.98%
ハンガリー	10,031,384	8,147,659	1,883,725	1.80%	1.73%
アイルランド	7,569,481	6,086,841	1,482,640	1.36%	1.32%
チェコ共和国	6,924,345	4,894,445	2,029,900	1.24%	1.25%
ルーマニア	6,751,023	3,961,333	2,789,690	1.21%	1.18%
スロバキア	4,589,460	3,786,032	803,428	0.82%	0.85%
クロアチア	3,952,382	2,882,897	1,069,485	0.71%	0.79%
デンマーク	3,522,232	2,546,485	975,747	0.63%	0.56%
スロベニア	2,841,648	2,183,205	658,443	0.51%	0.57%
キプロス	2,778,108	1,917,758	860,350	0.50%	0.49%
リトアニア	2,745,443	2,515,133	230,310	0.49%	0.50%
ブルガリア	2,210,812	1,935,715	275,097	0.40%	0.40%
エストニア	1,590,902	920,730	670,172	0.29%	0.27%
ラトビア	1,222,553	639,645	582,908	0.22%	0.21%
ルクセンブルク	658,996	225,770	433,226	0.12%	0.15%
マルタ	406,839	272,916	133,923	0.07%	0.08%
小計	456,287,745	361,355,084	94,932,661	81.99%	82.21%

D.3.2. 欧州連合域外のプロジェクトに対する貸付金

D.3.2.1. 候補国

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年 貸付金 合計額に 対する割合	2020年 貸付金 合計額に 対する割合
トルコ	9,738,640	9,470,004	268,636		
セルビア	3,354,012	2,287,877	1,066,135		
モンテネグロ	703,172	510,843	192,329		
北マケドニア	470,064	322,446	147,618		
アルバニア	355,661	253,161	102,500		
小計	14,621,549	12,844,331	1,777,218	2.63%	2.85%

D.3.2.2. アフリカ、カリブ海および太平洋地域（「ACP」）諸国

プロジェクトが実施されている 国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年貸付金 合計額に 対する割合	2020年貸付金 合計額に 対する割合
セネガル	555,397	216,691	338,706		
ギニア	422,271	84,166	338,105		
マダガスカル	413,694	189,284	224,410		
ザンビア	409,711	121,905	287,806		
ケニア	385,513	183,878	201,635		
ベナン	368,683	65,404	303,279		
アフリカ地域	330,000	330,000	0		
ガーナ	281,976	29,010	252,966		
マラウイ	218,999	62,007	156,992		
モザンビーク	178,480	78,480	100,000		
ナイジェリア	175,000	0	175,000		
ルワンダ	167,000	0	167,000		
カメルーン	162,600	56,600	106,000		
ドミニカ共和国	159,709	47,048	112,661		
レソト	155,645	73,645	82,000		
コートジボワール	152,700	94,524	58,176		
ニジェール	152,370	26,370	126,000		
タンザニア連合共和国	134,561	75,148	59,413		
ウガンダ	110,859	110,859	0		
ブルキナファソ	105,847	52,847	53,000		
アンゴラ	100,000	789	99,211		
マリ	90,769	39,819	50,950		
西アフリカ地域	70,976	70,976	0		
ブルンジ	70,000	42,500	27,500		
フィジー	66,219	0	66,219		
ガンビア	65,000	1,410	63,590		
リベリア	60,105	40,105	20,000		
バルバドス	59,755	10,000	49,755		
カーボベルデ	54,047	52,768	1,279		
パプア・ニューギニア	52,286	30,902	21,384		
ACP地域	50,000	0	50,000		
モーリタニア	42,582	2,582	40,000		
エチオピア	40,000	15,000	25,000		
エスワティニ王国	37,929	28,674	9,255		
セーシェル	37,669	25,169	12,500		
コンゴ民主共和国	27,677	27,677	0		
サントメ・プリンシペ	24,500	0	24,500		
チャド	15,000	0	15,000		
トーゴ	13,374	13,374	0		
ナミビア	9,737	9,737	0		
コンゴ	7,211	7,211	0		
カリブ海地域	5,862	5,862	0		
モーリシャス	4,948	4,948	0		
ドミニカ	1,970	1,970	0		
ベリーズ	1,104	1,104	0		
ボツワナ	662	662	0		
セント・ヴィンセント・グレナ ディン	129	129	0		

小計	6,050,526	2,331,234	3,719,292	1.09%	0.94%
----	-----------	-----------	-----------	-------	-------

D.3.2.3. アジア

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年貸付金 合計額に 対する割合	2020年貸付金 合計額に 対する割合
インド	3,126,038	1,560,702	1,565,336		
中国	2,466,495	1,090,705	1,375,790		
バングラデシュ	635,000	143,401	491,599		
ウズベキスタン	331,991	25,160	306,831		
ネパール	287,059	38,647	248,412		
カンボジア	232,732	68,702	164,030		
ベトナム	206,876	156,376	50,500		
ラオス人民民主共和国	176,983	49,578	127,405		
カザフスタン	166,245	9,324	156,921		
スリランカ	155,386	105,386	50,000		
キルギス	112,000	50,000	62,000		
タジキスタン	107,397	59,034	48,363		
モルディブ	84,842	48,719	36,123		
モンゴル	83,261	57,914	25,347		
パキスタン	50,000	0	50,000		
小計	8,222,305	3,463,648	4,758,657	1.48%	1.34%

D.3.2.4. 潜在的候補国

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年貸付金 合計額に 対する割合	2020年貸付金 合計額に 対する割合
ボスニア・ヘルツェゴビナ	2,023,320	1,211,729	811,591		
コソボ	202,800	17,000	185,800		
小計	2,226,120	1,228,729	997,391	0.40%	0.38%

D.3.2.5. ラテンアメリカ諸国

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年貸付金 合計額に 対する割合	2020年貸付金 合計額に 対する割合
ブラジル	1,548,264	870,386	677,878		
エクアドル	767,759	430,472	337,287		
アルゼンチン	446,839	113,621	333,218		
パナマ	413,551	367,532	46,019		
ニカラグア	286,967	148,044	138,923		
メキシコ	276,010	276,010	0		
ペルー	208,370	120,078	88,292		
コロンビア	181,882	0	181,882		
ラテンアメリカ地域	167,756	10,595	157,161		
パラグアイ	150,909	95,073	55,836		
ボリビア	112,680	86,398	26,282		
中央アメリカ地域	83,453	83,453	0		
ホンジュラス	78,074	69,100	8,974		
コスタリカ	57,897	57,897	0		
エルサルバドル	35,317	0	35,317		
小計	4,815,728	2,728,659	2,087,069	0.87%	0.81%

D.3.2.6. 欧州自由貿易連合 (EFTA) 加盟国

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年 貸付金 合計額に 対する割合	2020年 貸付金 合計額に 対する割合
ノルウェー	1,215,090	969,290	245,800		
アイスランド	555,340	555,340	0		
スイス	36,508	21,508	15,000		
小計	1,806,938	1,546,138	260,800	0.32%	0.29%

D.3.2.7. 地中海沿岸諸国

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年貸付金 合計額に 対する割合	2020年貸付金 合計額に 対する割合
エジプト	7,218,622	4,604,067	2,614,555		
モロッコ	5,310,908	3,305,095	2,005,813		
チュニジア	2,696,317	1,721,253	975,064		
レバノン	1,351,965	464,965	887,000		
ヨルダン	1,164,035	565,154	598,881		
イスラエル	872,214	768,612	103,602		
ガザ・西岸地区	422,625	118,722	303,903		
アルジェリア	295,950	295,950	0		
地中海沿岸地域	103,000	100,000	3,000		
シリア・アラブ共和国	81,471	81,471	0		
小計	19,517,107	12,025,289	7,491,818	3.51%	3.38%

D.3.2.8. 海外の属国および属領 (OCT)

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年貸付金 合計額に 対する割合	2020年貸付金 合計額に 対する割合
ニューカレドニア	50,214	14,444	35,770		
シント・マールテン	44,218	5,739	38,479		
仏領ポリネシア	13,382	13,382	0		
小計	107,814	33,565	74,249	0.02%	0.02%

D.3.2.9. 東欧諸国、南コーカサス諸国およびロシア

プロジェクトが実施されている国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年貸付金 合計額に 対する割合	2020年貸付金 合計額に 対する割合
ウクライナ	6,222,290	1,570,092	4,652,198		
ジョージア	1,673,866	929,866	744,000		
モルドバ共和国	725,594	428,477	297,117		
ベラルーシ	533,333	173,333	360,000		
アルメニア	313,914	237,832	76,082		
ロシア連邦	49,458	49,458	0		
アゼルバイジャン	5,446	5,446	0		
小計	9,523,901	3,394,504	6,129,397	1.71%	1.66%

D.3.2.10. 英国

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年 貸付金 合計額に 対する割合	2020年 貸付金 合計額に 対する割合
英国	32,599,501	31,917,762	681,739		
小計	32,599,501	31,917,762	681,739	5.87%	5.95%

D.3.2.11. 南アフリカ

プロジェクトが実施されて いる国および地域	貸付金総額	実行済金額	未実行金額	2021年 貸付金 合計額に 対する割合	2020年 貸付金 合計額に 対する割合
南アフリカ	587,676	543,676	44,000		
小計	587,676	543,676	44,000	0.11%	0.17%
欧州連合域外のプロジェクト に対する貸付金合計					
	100,079,165	72,057,535	28,021,630	18.01%	17.79%
2021年貸付金合計⁽¹⁾	556,366,910	433,412,619	122,954,291	100.00%	
2020年貸付金合計⁽¹⁾	558,684,458	444,644,328	114,040,130		100.00%

(1) 代替貸付金（注B.2およびD.1）を含み、分割貸付債権（2021年：473百万ユーロ、2020年：192百万ユーロ）を除く。

D.4. 保証業務に係る引当金

EIBが付与した保証に係る引当金は、受益者に対して支払義務を負うと見込まれる損失に対応して認識されている。2021年12月31日現在、こうした引当金は27,916千ユーロにのぼる（2020年：10,746千ユーロ）。

注E：株式およびその他の変動利付証券、参加持分ならびに関係会社株式（単位：千ユーロ）

E.1. 株式、その他の変動利付証券および参加持分

	参加持分		株式およびその他の変動利付証券			
	プライベート・ エクイティ および ベンチャー・ キャピタル 事業 ⁽¹⁾	プライベート・ エクイティ および ベンチャー・ キャピタル 事業 ⁽¹⁾	EBRD持分 ⁽²⁾	投資基金 および インフラ 基金 ⁽¹⁾	その他の 持分投資	合計 ⁽³⁾
取得原価：						
2021年1月1日現在	368,967	5,855,161	157,500	2,568,911	244	8,581,816
当期取得額 ⁽⁴⁾	83,732	1,453,753	0	849,826	20	2,303,599
売却／満期 ⁽⁴⁾	-115,465	-1,633,373	0	-400,344	0	-2,033,717
2021年12月31日現在	337,234	5,675,541	157,500	3,018,393	264	8,851,698
評価損益：						
2021年1月1日現在	-34,557	-425,125	0	-93,262	0	-518,387
当期取得額	-3,546	-88,521	0	-24,996	0	-113,517
当期減少額	19,249	153,789	0	23,986	0	177,775
2021年12月31日現在	-18,854	-359,857	0	-94,272	0	-454,129
純帳簿価額：						
2021年12月31日現在	318,380	5,315,684	157,500	2,924,121	264	8,397,569
2020年12月31日現在	334,410	5,430,036	157,500	2,475,649	244	8,063,429

(1) オフ・バランスシートで開示されている契約済の未実行額は、それぞれ次のとおりである。

株式およびその他の変動利付証券に関連して：

- ・ プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業に対して4,121,195千ユーロ（2020年：4,041,038千ユーロ）
- ・ 投資基金およびインフラ基金に対して3,203,307千ユーロ（2020年：3,273,437千ユーロ）

参加持分に関連して：

- ・ プライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル事業に対して497,631千ユーロ（2020年：549,016千ユーロ）

(2) 157,500千ユーロ（2020年：157,500千ユーロ）は、欧州復興開発銀行（「EBRD」）の資本金に対するEIBの応募額900,440千ユーロに係る2021年12月31日現在のEIBの払込資本である。

(3) 合計額は、株式およびその他の変動利付証券のみを含む。

(4) 「当期取得額」および「売却／満期」の金額には為替変動が含まれている。

2021年12月31日現在、EIBは、EBRDの応募済資本金の3.03%（2020年：3.03%）を所有している。国際財務報告基準に準拠して作成されたEBRDの監査済2020年度財務書類に基づいた、EBRDにおけるEIBの正味資本持分は541百万ユーロである。

	(単位：百万ユーロ)			
	持分比率(%)	自己資本合計	純損益合計	資産合計
EBRD(2020年12月31日) ^(*)	3.03	17,891	290	69,772

(*) データはEBRDの最新の監査済財務書類に基づいている。

E.2. 関係会社株式

欧州投資基金

EIF株主総会におけるEIFの2021年2月の増資の承認の結果、EIFの授權資本は2021年度中に額面百万ユーロの新株2,870株の発行を通じて、45億ユーロから74億ユーロに増加した。

新株の発行は、以下に詳述するように1応募期間で応募が可能な1回の応募で行われた。応募された新授權株式は、その額面金額の20%について払込が行われている。残りの80%は、EIF株主総会の決定を受けて払込請求を行うことができる。この増資において応募された新授權株式についての申込価格は、外部監査人のレビュー済であり新規発行株式の払込部分を含めた2020年9月30日現在のEIFの財務データに基づいて、代替株式取得約束（「RSPU」）の算式に従い算定された435,970.88ユーロと決定された。EIF定款第5条に沿って、EIFの各株主は、当該増資前で当該株主が出資した株数とEIFの全応募済株数との間の比率に対応して、増資の一部に対して応募する資格を持っていた。その結果として、EIBは2021年2月に約736百万ユーロで、その比例配分部分である1,689株について応募した。

残高1,549,444千ユーロ（2020年：813,089千ユーロ）は、登記上の事務所所在地がルクセンブルクにある欧州投資基金（「EIF」または「ファンド」）の資本金に対するEIBの応募額4,336,000千ユーロ（2020年：2,647,000千ユーロ）に係るEIBの払込済額に相当する。

EIBは、EIFの応募済資本金73億ユーロ（2020年：45億ユーロ）の59.40%（2020年：58.82%）を保有している。

2021年度に、EIBはEIF株式の他の投資家からの購入も、他の投資家への売却も行わなかった。この結果、EIBが保有するEIFの株数は2021年1月1日時点の2,647株から、2021年12月31日時点では4,336株へと増加した。

EIFに一時的な資本の救済を提供するために、2020年12月31日に終了した事業年度に、EIFを受益者としてEIBが発行したEIBの再保証は、EIFの増資にEIBが拠出を行った結果、2021年2月に解除された。

2021年度中、欧州委員会（「EC」）が保有するEIFの応募済株式に関するRSPUは解除されたが、EC以外のEIFの少数株主からの応募済株式に関するRSPUは依然として有効である。

この結果、これらの少数株主が引き受けたEIF株式774株について、EIBはRSPUに基づき、これらの株式を1株当たり439,717.18ユーロで随時買い取る旨申し入れている。この価格は、EIF払込請求済資本金に、資本剰余金勘定、法定準備金、留保利益、公正価値準備金および当期純利益を加え、当期配当金の調整を施した値の1株当たり金額に相当する。合意された算式が、オプションが行使される会計年度のEIFの承認済かつ監査済年次財務書類に適用されている。

オフ・バランスシートに表示されているEIFの少数株主グループに付与されたプット・オプションの名目金額340,341千ユーロ（2020年：819,467千ユーロ）は、国際財務報告基準に準拠して作成された2020年度のEIFの監査済法定決算書に基づいて計算されている。

(単位：千ユーロ)

	持分比率(%)	自己資本合計	純損益合計	資産合計
EIF(2020年12月31日) ^(*)	58.82	1,978,727	128,597	3,256,017
EIF(2021年12月31日) ^(**)	59.40	3,963,229	553,537	5,175,797

(*) データはEIFの最新の監査済財務書類に基づいている。

(**) データはEIFの未監査財務書類の速報に基づいている。

注F：無形・有形資産(単位：千ユーロ)

	土地	ルクセンブルクの建物	家具備品 および設備	有形資産 合計	無形資産 合計
取得原価：					
2021年1月1日現在	20,145	406,099	63,462	489,706	56,046
当期取得額	0	4,550	18,287	22,837	39,619
当期除却額	0	0	-17,793	-17,793	-17,291
2021年12月31日現在	20,145	410,649	63,956	494,750	78,374
減価償却／償却累計額					
2021年1月1日現在	0	-206,342	-34,893	-241,235	-17,348
当期減価償却／償却額	0	-9,792	-19,071	-28,863	-21,020
当期除却額	0	0	17,793	17,793	17,183
2021年12月31日現在	0	-216,134	-36,171	-252,305	-21,185
純帳簿価額：					
2021年12月31日現在	20,145	194,515	27,785	242,445	57,189
2020年12月31日現在	20,145	199,757	28,569	248,471	38,698

ルクセンブルクの建物には、新棟の建設に係る原価67,920千ユーロ(2020年：63,370千ユーロ)が含まれており、新棟は、2025年に完成予定である。

注G：その他の資産およびその他の負債（単位：千ユーロ）

その他の資産	2021年12月31日	2020年12月31日
未収金およびその他債権	99,724	22,911
未収EGF管理報酬	22,448	128
デリバティブの公正価値	18,124	967
保証履行請求債権	12,831	12,986
前払給与および手当	1,100	1,093
その他	3,102	2,405
合計	157,329	40,490

その他の負債	2021年12月31日	2020年12月31日
英国への資本の未払戻金 ^(*)	2,895,904	3,195,904
任意補足年金制度（注L）	705,302	646,071
EIF年金制度	262,011	225,947
ファースト・ロス一部負担金	202,171	204,070
未払人件費	74,105	76,306
未払金およびその他債務	71,786	60,544
貸付金の未達勘定	35,601	43,289
重債務貧困国（HIPC）イニシアチブに係る未払費用 ^(**)	13,596	13,596
デリバティブの公正価値	10,606	36,686
西バルカン諸国のインフラ基金	393	393
その他	102,034	79,141
合計	4,373,509	4,581,947

(*) グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国の欧州連合および欧州原子力共同体からの離脱協定の第150(4)条および2020年6月10日付理事会決定(EU)2020/769による修正に従い、EIBは払込請求済資本金の35億ユーロを2020年10月15日より開始する12回の分割により毎年英国に支払う（最初の11回の分割払いは各300,000,000ユーロで最終回の支払いは195,903,950ユーロ）。2020年10月15日および2021年10月15日に期日を迎えた分割金は全額が決済された。

(**) 重債務貧困国（「HIPC」）イニシアチブ

注H：EIB応募済資本金、自己資本および前年度利益の処分

H.1. EIB応募済資本金明細表

2021年12月31日および2020年12月31日現在

(単位：ユーロ)

加盟国	応募済資本金	払込未請求資本金 ^(*)	2021年12月31日現在の 払込請求済資本金
ドイツ	46,722,369,149	42,555,081,742	4,167,287,407
フランス	46,722,369,149	42,555,081,742	4,167,287,407
イタリア	46,722,369,149	42,555,081,742	4,167,287,407
スペイン	28,033,421,847	25,533,049,371	2,500,372,476
ベルギー	12,951,115,777	11,795,972,691	1,155,143,086
オランダ	12,951,115,777	11,795,972,691	1,155,143,086
ポーランド	11,366,679,827	10,352,856,629	1,013,823,198
スウェーデン	8,591,781,713	7,825,458,763	766,322,950
デンマーク	6,557,521,657	5,972,639,556	584,882,101
オーストリア	6,428,994,386	5,855,575,961	573,418,425
フィンランド	3,693,702,498	3,364,251,741	329,450,757
ギリシャ	3,512,961,713	3,199,631,688	313,330,025
ポルトガル	2,263,904,037	2,061,980,655	201,923,382
チェコ共和国	2,206,922,328	2,010,081,290	196,841,038
ハンガリー	2,087,849,195	1,901,628,594	186,220,601
アイルランド	1,639,379,073	1,493,158,667	146,220,406
ルーマニア	1,639,379,073	1,493,158,667	146,220,406
クロアチア	1,062,312,542	967,562,174	94,750,368
スロバキア	751,236,149	684,231,479	67,004,670
スロベニア	697,455,090	635,247,290	62,207,800
ブルガリア	510,041,217	464,549,338	45,491,879
リトアニア	437,633,208	398,599,585	39,033,623
ルクセンブルク	327,878,318	298,634,014	29,244,304
キプロス	321,508,011	292,831,891	28,676,120
ラトビア	267,076,094	243,254,895	23,821,199
エストニア	206,248,240	187,852,433	18,395,807
マルタ	122,381,664	111,466,131	10,915,533
合計	248,795,606,881	226,604,891,420	22,190,715,461

(*) 理事会の決議により、EIBの債務弁済に必要な金額の範囲内で、請求が行われうる。

2021年12月31日および2020年12月31日現在

(単位：ユーロ)

加盟国	応募済資本金 ^(**)	払込未請求資本金 ^(*)	2020年12月31日現在の 払込請求済資本金
ドイツ	46,722,369,149	42,555,081,742	4,167,287,407
フランス	46,722,369,149	42,555,081,742	4,167,287,407
イタリア	46,722,369,149	42,555,081,742	4,167,287,407
スペイン	28,033,421,847	25,533,049,371	2,500,372,476
ベルギー	12,951,115,777	11,795,972,691	1,155,143,086
オランダ	12,951,115,777	11,795,972,691	1,155,143,086
ポーランド	11,366,679,827	10,352,856,629	1,013,823,198
スウェーデン	8,591,781,713	7,825,458,763	766,322,950
デンマーク	6,557,521,657	5,972,639,556	584,882,101
オーストリア	6,428,994,386	5,855,575,961	573,418,425
フィンランド	3,693,702,498	3,364,251,741	329,450,757
ギリシャ	3,512,961,713	3,199,631,688	313,330,025
ポルトガル	2,263,904,037	2,061,980,655	201,923,382
チェコ共和国	2,206,922,328	2,010,081,290	196,841,038
ハンガリー	2,087,849,195	1,901,628,594	186,220,601
アイルランド	1,639,379,073	1,493,158,667	146,220,406
ルーマニア	1,639,379,073	1,493,158,667	146,220,406
クロアチア	1,062,312,542	967,562,174	94,750,368
スロバキア	751,236,149	684,231,479	67,004,670
スロベニア	697,455,090	635,247,290	62,207,800
ブルガリア	510,041,217	464,549,338	45,491,879
リトアニア	437,633,208	398,599,585	39,033,623
ルクセンブルク	327,878,318	298,634,014	29,244,304
キプロス	321,508,011	292,831,891	28,676,120
ラトビア	267,076,094	243,254,895	23,821,199
エストニア	206,248,240	187,852,433	18,395,807
マルタ	122,381,664	111,466,131	10,915,533
合計	248,795,606,881	226,604,891,420	22,190,715,461

(*) 理事会の決議により、EIBの債務弁済に必要な金額の範囲内で、請求が行われうる。

(**) 注A.1.3を参照のこと。

H.2. 自己資本および前年度利益の処分（単位：千ユーロ）

自己資本変動計算書	2021年	2020年
資本金：		
- 応募済資本金 ⁽²⁾⁽³⁾	248,795,607	248,795,607
- 払込未請求資本金 ⁽²⁾⁽³⁾	-226,604,892	-226,604,892
- 払込請求済資本金	22,190,715	22,190,715
- 払込請求済だが払込未済の応募済資本金 ⁽³⁾	-344,106	-442,423
- 払込請求済資本金および払込請求済だが払込未済の 応募済資本金	21,846,609	21,748,292
準備金および当期純利益：		
準備基金：		
- 期首残高	24,328,415	24,328,415
- 前年度利益処分額 ⁽¹⁾	551,146	0
- 期末残高	24,879,561	24,328,415
その他準備金：		
- 期首残高	11,398,958	12,349,294
- 払込請求済資本金への振替：均衡的資本差替え ⁽²⁾	0	-3,495,904
- 払込請求済だが払込未済の準備金：ポーランドおよび ルーマニアの拠出金 ⁽³⁾	0	1,106,917
- 前年度利益処分額 ⁽¹⁾	859,673	1,438,651
- 期末残高	12,258,631	11,398,958
- 払込請求済だが払込未済の準備金 ⁽³⁾	-774,842	-996,225
- その他準備金および払込請求済だが払込未済の準備金	11,483,789	10,402,733
特別活動準備金：		
- 期首残高	11,736,896	10,777,675
- 前年度利益処分額 ⁽¹⁾	416,058	959,221
- 期末残高	12,152,954	11,736,896
一般貸倒準備金：		
- 期首残高	2,135,891	2,170,177
- 前年度利益処分額 ⁽¹⁾	-114,554	-34,286
- 期末残高	2,021,337	2,135,891
当期純利益	2,565,998	1,712,323
自己資本合計	74,950,248	72,064,550

- (1) 2021年4月23日、総務会は、2020年12月31日終了年度のEIBの当期純利益1,712,323千ユーロを準備基金、その他準備金、特別活動準備金および一般貸倒準備金に繰り入れることを決定した。一般貸倒準備金または特別活動準備金からの取崩し／への繰入れが生じているが、これは基礎的業務のリスクの動きに伴うものである。
- (2) 2017年3月29日、英国は、欧州連合条約（「TEU」）第50条に従って欧州連合（「EU」）から離脱する決定を欧州理事会に通知した。英国は、TEU第50条および「グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国の欧州連合および欧州原子力共同体からの離脱協定」（「離脱協定」）に基づき、2020年2月1日をもってEU加盟国でなくなった。英国のEUからの離脱により、英国は自動的に欧州投資銀行（「EIB」）の構成国でなくなり、応募済資本金の分担も終了した。

2020年2月1日より、EIBの応募済資本金における英国の分担金は、その全額につき、残りのEU加盟国が按分負担する増資をもって差し替えられた。この資本の差替え（均衡的資本差替え）は、EIBにおける英国の応募済資本金の払込請求済部分に加え、払込未請求部分も対象とするものであった。払込請求済部分の差替えは、EIBの準備金を応募

済資本金に振り替えることで賄われた。増資の結果、残りの各EU加盟国において、EIBの応募済資本金の払込未請求（請求可能）持分が按分で増加した。

(3) 注H.3を参照のこと。

H.3. 払込請求済だが払込未済の応募済資本金および準備金（単位：千ユーロ）

2020年3月1日、応募済資本金はポーランドおよびルーマニアからの拠出（それぞれ、5,386,000,000ユーロおよび125,452,381ユーロ）により、243,284,154,500ユーロから248,795,606,881ユーロへと増加した（非均衡的増資）。払込請求済の応募済資本金および準備金への拠出は、それぞれ0.5百万ユーロおよび1.1百万ユーロであった。当該加盟国から支払われる総額は、10回の均等分割により半年ごとに支払われ、2020年12月31日、2021年6月30日、2021年12月31日、2022年6月30日、2022年12月31日、2023年6月30日、2023年12月31日、2024年6月30日、2024年12月31日および2025年6月30日に支払期日を迎える。

2021年12月31日までに期日を迎えた分割金は全額が決済された。

（単位：千ユーロ）	2021年12月31日	2020年12月31日
払込請求済だが払込未済の応募済資本金 （ポーランドおよびルーマニア）	344,106	442,423
払込請求済だが払込未済の準備金 （ポーランドおよびルーマニア）	774,842	996,225
合計	1,118,948	1,438,648

注I：前払金および未収収益ならびに未払金および繰延収益（単位：千ユーロ）

前払金および未収収益	2021年12月31日	2020年12月31日
通貨スワップ契約に係る外国為替変動の影響	7,305,157	5,940,603
未収利息および手数料	6,608,018	6,907,958
繰延借入費用	370,279	361,691
委託の受取手数料	91,745	120,056
スワップに係る未収償還プレミアム ^(*)	28,774	38,380
その他	1,945	2,496
合計	14,405,918	13,371,184

未払金および繰延収益	2021年12月31日	2020年12月31日
未払利息および手数料	7,392,104	7,477,145
通貨スワップ契約に係る外国為替変動の影響	5,472,236	9,761,152
繰延借入収益	1,606,502	1,170,651
スワップに係る未払償還プレミアム ^(*)	370,728	372,209
貸付金および保証に係る繰延収益	292,267	283,893
前受利子補助金	92,233	89,027
前受運用報酬	4,380	6,667
その他	2,912	4,983
合計	15,233,362	19,165,727

(*) スワップの未収および未払に係る償還プレミアムは、そのような特性が盛り込まれた契約に係る原スワップ契約の最終支払額を示す。

注J：金融機関および顧客に対する債務（単位：千ユーロ）

J.1. 金融機関に対する債務

	2021年12月31日	2020年12月31日
要求払	4,777,422	4,199,057
- 翌日物預金	4,777,422	4,199,057
期日払または通知払	18,895,071	12,316,334
- 短期預かり金	178,248	1,560
- 金融機関とのレポ取引	5,716,823	4,314,774
- 中央銀行からの借入金 ⁽¹⁾	13,000,000	8,000,000
合計	23,672,493	16,515,391

(1) この金額は、ECBの金融政策オペレーションへのEIBの参加を表す。

J.2. 顧客に対する債務

	2021年12月31日	2020年12月31日
要求払	1,648,539	1,682,533
- 翌日物預金	163	2,962
- 欧州連合および加盟国口座		
- 特別部門業務および関連未決済金額に係るもの	412,934	398,386
- 預金口座	1,235,442	1,281,185
期日払または通知払	175,542	20,951
- 短期預かり金	175,542	20,951
合計	1,824,081	1,703,484

注K：債務証券借入（単位：千ユーロ）

財務活動におけるEIBの目標の1つとして、特に通貨に関し、その資金調達戦略を貸付金供与に要する資金と合致させることが挙げられる。「債務証券借入」の項には、「負債証券」（一般投資家に対して公募した有価証券）および「その他」（私募）が含まれる。下表は、2021年12月31日および2020年12月31日現在の債務残高の通貨別内訳、ならびに平均利率と満期日（最短／最終）をまとめたものである。

支払通貨	2021年 12月31日 現在残高	平均利率 2021年 ^(*)	満期日	2020年 12月31日 現在残高	平均利率 2020年 ^(*)
ユーロ	246,913,410	1.30	2022/2061	245,471,198	1.52
米ドル	105,073,224	1.48	2022/2058	102,980,060	1.79
英ポンド	43,705,819	2.15	2022/2054	42,714,537	2.41
豪ドル	9,703,908	2.59	2022/2042	8,097,915	3.33
スウェーデン・クローナ	6,234,940	1.41	2022/2040	6,625,774	1.51
ポーランド・ズロチ	6,169,375	2.23	2022/2029	6,417,089	2.15
ノルウェー・クローネ	5,541,206	1.77	2022/2037	5,092,022	1.80
カナダ・ドル	4,765,848	2.10	2022/2045	4,251,495	2.24
スイス・フラン	4,179,005	1.90	2022/2036	4,089,335	2.01
南アフリカ・ランド	2,331,323	7.75	2022/2035	2,529,078	8.02
日本円	1,520,384	1.46	2022/2053	2,191,824	1.12
メキシコ・ペソ	1,174,850	6.35	2022/2028	1,359,375	6.09
デンマーク・クローネ	783,195	0.70	2024/2031	782,722	0.71
トルコ・リラ	677,022	10.41	2022/2027	1,407,381	10.14
人民元	472,292	2.56	2022/2024	298,909	2.50
チェコ・コルナ	339,828	2.52	2022/2034	338,599	1.94
ニュージーランド・ドル	271,428	2.57	2023/2028	264,955	2.12
ロシア・ルーブル	140,679	4.75	2022/2026	54,665	5.85
香港ドル	79,246	0.41	2022/2025	131,380	1.56
ルーマニア・レイ	20,812	2.23	2026/2026	0	0
ハンガリー・フォリント	17,065	3.25	2024/2024	165,436	0.82
合計	440,114,859			435,263,749	

(*) 貸借対照表日現在の加重平均利率

仕組借入の中には、その元本および利息が株価指数に連動しているものもある（実行時の価額：2021年は500百万ユーロ、2020年は500百万ユーロ）。借入金はすべて、仕組スワップ・オペレーションにより十分にヘッジされている。

下表は、2021年度および2020年度の債務証券借入の変動を示したものである。

(単位：百万ユーロ)	2021年	2020年
1月1日現在の残高	435,264	449,322
当期発行額	100,348	150,299
契約に基づく償還	-106,974	-148,992
期限前償還および買戻し	-735	-1,168
為替差額	12,212	-14,197
12月31日現在の残高	440,115	435,264

注L：引当金 - 年金制度および健康保険制度（単位：千ユーロ）

EIBの主な年金制度は職員とEIBからの拠出金を原資とする確定給付年金制度で、全職員が対象とされている。EIBおよびその職員の全拠出額がEIBの資産へ投資されている。

年金制度および健康保険制度の引当金は、以下のとおりである（単位：千ユーロ）。

	2021年	2020年
職員年金制度：		
1月1日現在の引当額	3,102,089	2,795,328
期中支給額	-86,150	-88,037
保険数理損失の認識	435,612	199,833
年間の拠出金および利息	191,604	194,965
職員年金制度小計	3,643,155	3,102,089
経営委員会年金制度		
経営委員会年金制度	38,932	35,510
保険数理損失の認識	4,110	3,009
年間の拠出金	3,164	2,541
経営委員会年金制度小計	46,206	41,060
健康保険制度：		
1月1日現在の引当額	403,282	359,173
期中支給額	-27,658	-21,452
保険数理損失の認識	60,143	25,938
年間の拠出金および利息	35,902	39,623
健康保険制度小計	471,669	403,282
12月31日現在引当金合計	4,161,030	3,546,431

上記金額は、任意補足年金制度（確定拠出年金制度）加入者への債務を含んでいない。それに対応する債務705百万ユーロ（2020年：646百万ユーロ）は、「その他の負債」（注G）に分類されている。

将来の退職給付および健康保険給付に対する引当金は、9月30日現在の加入者データおよび12月31日までのキャッシュ・フローに基づいて、2021年12月31日付で、独立した保険数理士により、予測単位積立方式を用いて評価された。この保険数理評価は、2021年12月31日現在の実勢市場金利および以下の（職員年金制度および健康保険制度に関する）仮定に基づいて2021年12月31日付で更新された。

- ・ 25.5年（2020年：26.3年）の期間に対応する年金制度および健康保険制度における未払給付の保険数理上の現在価値を算定するための割引率 1.35%（2020年：0.75%）
- ・ EIBは、退職給付準備金の報酬率を上記割引率1.35%に1.5%（2020年：1.5%）上乗せしたものに設定されると見込んでい
- る。
- ・ 55歳から65歳までの間に段階的退職が予想され、NRA（通常の退職年齢）に左右される（2020年：想定された退職年齢は2021年よりも低く、NRAに左右されない）
- ・ 物価および賃金の平均的上昇率 3.5%（2020年：3.5%）
- ・ 予想年間退職率 27%から1%（2020年：26%から0%）で、年齢とともに低下
- ・ 年金調整率（年） 1.75%（2020年と同じ）
- ・ 2021年まで予測したICSLT生命表 2018年度版を使用（2020年：2020年まで予測したICSLT生命表2018年度版）
- ・ 医療費上昇率（年） 3.75%（2020年：3.75%）

このようなスキームのための引当金は、上記の表のとおり、保険数理評価に従って、必要に応じて調整される。

2020年、年金制度および健康保険制度に関する保険数理評価は、5,219,205千ユーロの未認識損失であった。10%の回廊部分を超過した金額は4,342,642千ユーロで、2021年1月1日から制度加入者の予想平均残存勤続年数にわたり定額法で認識される予定であった。

2020年12月31日まで適用されていた会計方針に基づく、2021年に認識される純損失は、302,267千ユーロとなるはずであった。

2021年1月1日から非遡及的に適用された会計方針の変更（注A.2.10.1およびA.2.22）の結果、2021年12月31日現在の年金制度および健康保険制度の数理計算上の評価額は3,794,769千ユーロの未認識損失であり、そのうち2,999,189千ユーロは10%の回廊を超えて計上され、2021年の連結損益計算書に計上された償却費総額は499,865千ユーロとなった。この会計方針の変更（注A.2.22）の結果として計上された追加的な金額のうち、318,110千ユーロは償却期間の変更によるものであり、マイナス120,267千ユーロは前年度の数理計算上の差異ではなく当期の数理計算上の差異を使用したことによるものである。

注M：当期純利益

2021年12月31日終了年度の当期純利益2,565,998千ユーロの処分案は、承認を受けるため2022年4月22日までに総務会に提出される。当事業年度の剰余金の処分案は以下のとおりである。

- その他準備金4,321.1百万ユーロ
- 特別活動準備金-1,849.7百万ユーロ
- 一般貸倒準備金94.6百万ユーロ

注N：受取利息および類似収益ならびに支払利息および類似費用

N.1. 正味受取利息（単位：千ユーロ）

	2021年	2020年
受取利息および類似収益：		
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券ならびに負債証券 （確定利付証券を含む）	186,035	259,304
金融機関および対顧客貸付金および預け金	5,954,225	6,917,085
デリバティブ	10,189,276	10,799,057
有利子負債に係るマイナス金利	130,677	57,660
合計	16,460,213	18,033,106
支払利息および類似費用：		
金融機関および顧客に対する債務	-1,712	-4,828
債務証券借入	-7,134,932	-8,548,961
デリバティブ	-5,583,363	-6,038,607
利付資産に係るマイナス金利	-409,124	-244,014
その他	-146,087	-135,196
合計	-13,275,218	-14,971,606
正味受取利息	3,184,995	3,061,500

N.2. 受取利息および類似収益の国別分析（単位：千ユーロ）

	2021年	2020年
欧州連合加盟国		
スペイン	759,172	860,839
ポーランド	485,490	529,331
ギリシャ	449,134	474,384
フランス	448,293	477,584
イタリア	424,701	473,357
ドイツ	296,208	318,365
オーストリア	255,563	261,079
オランダ	159,011	173,982
ベルギー	150,872	170,796
ポルトガル	145,230	215,698
ハンガリー	130,417	137,575
スウェーデン	124,908	110,274
アイルランド	87,233	87,940
ルーマニア	69,839	76,096
スロバキア	66,574	66,897
フィンランド	66,435	65,090
クロアチア	48,123	52,333
スロベニア	39,729	43,224
ブルガリア	38,922	40,572
チェコ共和国	31,005	42,979
ルクセンブルク	19,964	2,821
リトアニア	18,172	26,356
デンマーク	18,151	22,149
ラトビア	14,475	14,848
キプロス	9,356	11,582
マルタ	9,197	9,582
エストニア	4,169	4,633
欧州連合加盟国の合計	4,370,343	4,770,366
欧州連合域外	1,573,979	2,057,599
国別分析対象の収益合計	5,944,322	6,827,965
国別分析の対象外の収益 ⁽¹⁾	10,515,891	11,205,141
受取利息および類似収益の合計	16,460,213	18,033,106

(1) 国別分析の対象外の収益：

・ 長期HQLAポートフォリオおよび代替貸付金ポートフォリオからの収益	144,153	165,276
・ 有価証券流動性ポートフォリオからの収益	30,765	44,552
・ 短期金融市場証券からの収益	11,104	49,458
・ その他有価証券からの収益	13	18
・ 短期投資およびその他の事業からの収益	140,580	146,780

・ デリバティブからの収益	10,189,276	10,799,057
	10,515,891	11,205,141

注0：受取手数料および支払手数料（単位：千ユーロ）

	2021年	2020年
受取手数料：		
保証手数料	135,013	111,497
インベストメント・ファシリティ「コトヌー」の手数料	55,682	61,215
貸付金手数料収益	35,014	12,020
Jaspers手数料	27,214	30,499
EGFの手数料	23,534	64
EFSlの手数料	17,624	14,306
InnovFinの手数料	13,694	33,383
Jessicaの手数料	11,532	8,348
近代化基金の手数料	9,268	0
近隣インベストメント・ファシリティの手数料	1,939	4,395
コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティの手数料	1,926	7,927
ヤウンデ／ロメ協定の手数料	1,250	1,646
グループ内サービスからの受取手数料	7,277	4,507
その他の委託に係る手数料	33,674	39,353
受取手数料合計	374,641	329,160
	2021年	2020年
支払手数料		
保証人へのリスク報酬	-410,647	-302,635
グループ内サービスからの支払手数料	-65,246	-56,123
その他の支払手数料	-23,730	-25,014
支払手数料合計	-499,623	-383,772

注P：金融業務損益（単位：千ユーロ）

	2021年	2020年
株式およびその他の変動利付証券に係る純損益	29,885	-138,540
貸借対照表上のポジションの換算に係る純損益	252	-3,551
デリバティブの純損益	44,214	-43,112
負債証券ポートフォリオの純損益	-32,708	24,689
金融業務損益合計	41,643	-160,514

注Q：その他業務収支（単位：千ユーロ）

	2021年	2020年
賃貸料収益	11,775	8,168
過年度未使用引当金の戻入れ	4,276	3,309
EIF株式売却	0	2,288
その他	-5,797	2,144
その他業務収支合計	10,254	15,909

注R：一般管理費（単位：千ユーロ）

	2021年	2020年
給与および手当 ^(*)	-488,110	-452,484
福利厚生費およびその他人件費	-728,013	-441,406
人件費	-1,216,123	-893,890
その他の管理費	-250,692	-236,740
一般管理費合計	-1,466,815	-1,130,630

(*) このうち経営委員会委員に対する金額は、2021年12月31日現在が3,441千ユーロ、2020年12月31日現在は3,113千ユーロである。

EIBの職員数は、2021年12月31日現在、3,816名（2020年12月31日現在は3,542名）であった。

注S：オフ・バランスシートの借入債務支払に係る特別預け金

この項目は、EIBが支払代理人に支払ったが、EIBが発行した債券の保有者による支払いのための呈示がなされていない期日の到来したクーポンおよび債券の金額に相当する。

注T：金融商品の公正価値^(*)

EIBは貸借対照表日において、（有価証券流動性ポートフォリオを除き）負債の場合は受領額、資産の場合は取得のための支払額を示す外貨建ての取得原価に基づき、貸借対照表の金融商品を計上している。下表は、資産または負債に計上されている金融商品（主として貸付金、財務、有価証券、借入）の公正価値と帳簿価額とを比較したものである。

2021年12月31日現在（単位：百万ユーロ）	帳簿価額	公正価値 ^(**)
金融資産：		
現金、中央銀行および郵便局預け金	1,483	1,483
金融機関および対顧客貸付金および預け金（代替貸付金を除く）	491,285	519,818
短期国庫証券および負債証券ポートフォリオ （代替貸付金を含む）	46,461	46,681
株式、その他の変動利付証券および参加持分	8,716	17,343
金融資産合計	547,945	585,325
金融負債：		
金融機関および顧客に対する債務	25,497	25,396
債務証券借入	440,115	478,602
金融負債合計	465,612	503,998

(*) デリバティブはこの表には含まれていない。注Vを参照のこと。

(**) 経過利息を含めた公正価値

2020年12月31日現在（単位：百万ユーロ）	帳簿価額	公正価値 ^(**)
金融資産：		
現金、中央銀行および郵便局預け金	835	835
金融機関および対顧客貸付金および預け金（代替貸付金を除く）	485,733	527,302
短期国庫証券および負債証券ポートフォリオ （代替貸付金を含む）	43,374	43,926
株式、その他の変動利付証券および参加持分	8,398	12,258
金融資産合計	538,340	584,321
金融負債：		
金融機関および顧客に対する債務	18,219	18,202
債務証券借入	435,264	491,720
金融負債合計	453,483	509,922

(*) デリバティブはこの表には含まれていない。注Vを参照のこと。

(**) 経過利息を含めた公正価値

注U：リスク管理

本注記は、EIBのリスクに対するエクスポージャーならびにその管理および統制についての情報を、特に金融商品の使用に関連した主なリスクについて記載している。それらは以下のとおりである。

- 信用リスク - 決済リスク等、顧客またはカウンターパーティーのデフォルトにより発生する損失のリスクで、あらゆる形式の信用エクスポージャーから発生する。
- 金利リスク - 金利感応商品に影響を及ぼす金利の不利な変動から生じるEIBの投資の利益および経済価値の両方に対するリスクで、ギャップリスク、ベシスリスクおよびオプションリスクを含む。
- 流動性および資金調達リスク - EIBが合理的な価格により、あるいは、極端な状況下ではいかなる価格によっても、資金調達または義務の履行ができないリスク。
- 為替レートリスク - 為替レートの不利な変動が原因で、EIBのポジションから得られる経済価値または収益の変動性から生じるリスク。
- オペレーショナル・リスク - 不適切もしくは機能不全のプロセスもしくはシステム、人的要因から発生する、外部事象による損失リスクで、法務リスクを含むが、戦略リスクおよび風評リスクは除かれる。

2021年には、リスクの管理とモニタリング専任のチームを含む職員の大半がテレワークで勤務していた。このような業務に関連して、ポジション管理システムは、通常の下況下と同一の機能性で、フロント・オフィス、ミドル・オフィスおよびバック・オフィスの職員に加えて、リスク管理の職員もリモートモードで利用が可能であった。

リスク管理組織

EIBの目的は、その資産、財務的業績、ひいては自己資本を可能な限り最大限に守るため、リスクを分析・管理することにある。EIBは一般にEUの機関、機構および局によって発令または採択される商業銀行に適用される法や指針（「EU法および指針」）の適用を受けないが、EIBはその任意の決定により、EIBが公表しているベスト・バンキング・プラクティスの指針的原則を含むベスト・バンキング・プラクティスの枠組みで特定されるEU法および指針を遵守することとしている。

グループ・リスク・コンプライアンス部門（GR&C）は、EIBがさらされている信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクを独立した立場から特定、評価、モニタリングおよび報告する。GR&Cは、職務分掌を維持するために、そして3つの防衛線の原則に従って、フロント・オフィスから独立した組織となっており、リスクに関するすべての提案に対して、セカンド・オピニオンを提供する。グループは、グループ最高リスク責任者（「GCRO」）が率いるグループ・リスク課を設置している。総裁およびEIB経営委員会のそれぞれの法定責任が影響を受けることなく、GCROはグループ・リスクについて、リスク担当の経営委員会委員の監督の下、EIB経営委員会に報告する。GCROは、GCROの権限内の事項に関して、EIB経営委員会および他のEIBの統治機関の関連するすべての会議に参加する。

以下の項では、EIBが自己のリスク負担において実施する活動の中でさらされる信用リスク、市場リスク、流動性および資金調達リスク、オペレーショナル・リスクについて開示している。詳細については、EIBグループ・リスク管理開示報告書を参照のこと。

リスクの測定および報告システム

EIBは、変化する経済情勢や進化する規制当局の基準に合わせて、リスク管理システムを調整している。市場慣行が発達するにつれ、EIBも継続的にそれらを適応させている。EIBの業務に内在する主な

リスク、すなわち、信用リスク、金利リスク、流動性および資金調達リスク、為替レートリスクならびにオペレーショナル・リスクを統制し、報告するため、管理システムを導入している。

リスクは、EIBの支払能力、流動性、利益および業務への影響を定量化することを目的として、通常的环境下および起こり得るストレス状態下で、評価・測定される。リスク測定では、資本構成、利益、流動性、市場に対するエクスポージャーおよびオペレーショナル・リスクの指標を組み合わせる。

信用リスク、ALMリスク、流動性リスク、財務リスクおよびオペレーショナル・リスクに関する詳細な情報は、経営委員会および理事会に対して毎月報告される。かかる情報は、経営委員会および理事会のリスク方針委員会に対して定期的に報告・説明される。

EIBのリスク選好

リスク選好とは、EIBがその公的使命と目的との関連において、業務の遂行の中で進んで負担し、かつ負担できるリスクの水準である。この鍵は、全EU加盟国（さらにはパートナーシップ参加国）全体に魅力的な条件でEUの目益に適う長期資金を提供するEIBの能力が、リスク選好の鍵となる。EIBのビジネスモデルの主たる柱は、主要格付機関による長期格付でAAA格を維持することである。EIBがリスク選好を管理するために実施するプロセスおよび業務は、理事会によって承認されたEIBリスク選好の枠組み（「RAF」）において正式に決定されている。RAFは、主要な財務リスク（信用リスク、流動性リスク、市場リスク、財務リスクを含む）と非財務リスク（オペレーショナル、情報、コミュニケーション、テクノロジー、行動、コンプライアンス、および風評に関するリスクを含む）を対象としている。RAFは、測定可能なリスク選好指標の導入およびモニタリングを通じてEIBに健全なリスク文化を根付かせる作用があり、このリスク選好指標には限度額が適用され、（場合により）EIBの下位組織へと落とし込まれる。EIBのRAFは、自己のリスク負担およびリスク・シェアリング契約に基づく貸付業務、EIFに委託された業務、資金調達および財務活動を対象としている。

EIBは公的金融機関として、リスクに対する投機的エクスポージャーにより収益を獲得することを目指していない。その結果、それぞれに業績目標が定められていても、EIBは財務活動や資金調達・提供活動を利益の最大化を図る中心的業務とみなしていない。投資活動は、投資資本の保護という主目的の範囲内で行われる。よって、EIBの貸付業務や借入業務で生じるエクスポージャーに関しては、すべての重要な市場リスクのヘッジを確保することが、EIBの財務リスク管理方針の主要原則とされている。

EIBは、金利（IR）リスク（ギャップリスクおよびベシスリスク）ならびにFXリスクを管理するための枠組みを整備している。EIBはIRおよびFXのポジションを日次でモニターし、適用される限度内で管理している。

オペレーショナル・リスクや財務リスクを招く新しい種類の取引はすべて、新商品委員会の承認を受けた上で改めて経営委員会の承認を取得することが義務付けられており、その承認を受けた限度枠の範囲内で管理されている。

収益の持続可能性および自己資金力

EIBの金利リスク戦略方針は、EIBの全体的な財務リスク管理で不可欠な部分を占めている。この方針は、利益の安定性、自己資本の経済価値の保持、EIBの長期成長資金の自力調達に関する、EIBの主要利害関係者の期待を反映した内容になっている。

これらの目標を達成するため、金利リスク戦略方針では、一段の収益安定と全体的なリターンの拡大を目指して、自己資本投資に中・長期物価スライド方式を採用している。この物価スライドの方針

は、中・長期利回りに対するエクスポージャーを意味しており、金利の趨勢に関する短期的な見方に左右されることはない。

EIBの自己資本の目標投資期間を現在は4.5年から5.5年の間に設定することで、この方針は達成されている。

資産負債委員会（「ALCO」）は、EIBの金利リスク戦略、貸出金利設定原則およびEIBの活動から生じる財務リスクを検討するために上級経営陣による会議を開催する。

U.1. 信用リスク

信用リスクは主にEIBの貸付業務および負債証券、譲渡性預金、銀行間の定期預金等の財務商品ならびにEIBのデリバティブおよび保証取引に関するものが含まれている。デリバティブの使用に関する信用リスクについては、「デリバティブ」のセクション（注V）で分析する。

信用リスクは、詳細な行内指針に沿って管理されている。こうした指針の目的は、信用リスクの慎重な管理が確実に行われるようにする点にある。ある事業体がEIBの貸付業務のカウンターパーティーとして認められるか否かは、定量的および定性的指標を用いた当該事業体の注意深い分析および評価に基づくだけでなく、経験および専門家の判断にも依拠して決定される。同指針は、貸付業務の債務者、保証人双方について最低限の信用の質の水準を定めており、許容される取引構造も特定している。また、EIBの地位が十分に保護されるように、主要な法的条項や他の契約条件の点で貸付契約が満たしていなければならない最低基準も、細かく定めている。貸付金ポートフォリオの分散は、カウンターパーティー別限度額の枠組みおよび主要産業の業種別限度額によって支えられている。複雑な貸付取引または仕組貸付取引に含まれる追加的なリスクの十分な分析、計量および軽減が確実になされるように、特定の種類の業務に関して具体的で詳細な指針が策定され、これが一般指針を補完している。リスクの分析にあたっては、EIBは内部格付制度を適用し、カウンターパーティーに内部格付を付与している。

信用リスク管理指針は、進化している業務環境および適用されるベスト・バンキング・プリンシプルの変更を盛り込み、EIBが受領する新たなマンドートに対応できるよう、定期的に調整されている。

EIBの貸付金ポートフォリオの質は現在も引き続き高水準である。EIBは厳格なデューデリジェンス・プロセス、十分な水準の担保および保証に基づくリスク管理戦略や貸付金契約に含まれる標準的な保護条項に依拠している。

いずれの時点においても、EIBが供与する貸付金および保証の総額は、定款で定められたギアリング比率（定款第16.5条）で制限されている。この比率を算出するために、EIBは欧州連合会計指令（「AD」）の枠組みによるデータを使用している。2021年度末時点で、EIBの定款で定められたギアリング比率は、EU会計指令準拠の個別財務書類に基づく202.7%（2020年：203.0%）、EU会計指令準拠の連結財務書類に基づく206.6%（2020年：205.8%）であった（定款第16.5条に基づく上限は250%）。

U.1.1. 貸付金

貸付金に関する信用リスクを測定・管理するために、EIBは一般に認められた基準に基づいて、債務者の質および取引の構造、そして適当な場合は差し入れられた担保の質に応じて貸付業務の格付を行っている。

未実行分も含めた2021年12月31日現在の貸付金ポートフォリオの債務者と保証人の構成を以下に分析する。

下表は、EIBが供与するプロジェクトに対する締結済貸付金を表示している（単位：百万ユーロ）。ただし、外部貸付マンデート（ELM）およびコトヌー協定に基づいて供与された欧州連合域外の貸付金のうち、欧州連合予算または加盟国（ACP諸国およびOCTにおける貸付金の場合）の保証^(*)によりグループが最終的に保護されるものを除く。

(*) こうした保証は、包括型（すべてのリスクが対象）か、または定義された政治リスク（送金の停止、収用、戦争または市民暴動、契約違反時の裁判拒否）に限定されているかのいずれかである。

債務者	保証人	国	公共機関	銀行	企業	無保証 ⁽¹⁾	2021年の 合計	2020年の 合計
国		0	0	0	0	61,631	61,631	59,522
公共機関		32,417	23,129	367	397	88,813	145,123	141,679
銀行		37,308	22,368	14,757	14,520	27,710	116,663	127,783
企業		8,133	4,461	7,657	35,506	110,353	166,110	161,848
2021年の合計⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾		77,858	49,958	22,781	50,423	288,507	489,527	
2020年の合計⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾		77,914	48,599	28,242	54,222	281,855		490,832

- (1) これらの金額には、債務者の支払能力自体が妥当な担保となっているため、債務者および貸付金自体以外の正式な保証が不要な貸付金も含まれている。所定の事由が発生した場合には、適切な契約条項により、EIBが独立した担保を請求できる権利が確保されている。
- (2) 2021年12月31日現在のリスク・シェアリング業務（加盟国保証または政治リスク保証の形でのEU予算により信用補完されている）における貸付金は、2,687百万ユーロ（2020年：3,408百万ユーロ）であった。
- (3) この金額に、契約済代替貸付金（2021年：17,953百万ユーロ、2020年：20,003百万ユーロ）は算入されていない。
- (4) これらの金額は、現在の欧州連合加盟国が欧州連合への加盟を認定される前に供与された貸付金であって、欧州連合予算または加盟国により保証されているものを除いている。
- (5) EIBは、EFSI SMEウィンドウおよび欧州保証基金に関連して、コミットメント総額が9,187百万ユーロ（2020年：3,300百万ユーロ）を超えない資金供与枠を締結した。EIBは、確定的なコミットメントがそれぞれの基礎的なリスクを伴うカウンターパーティーとの間で締結され、資金供与枠の引出が予期される場合に、未実行エクスポージャーを認識する。

EIBの優先債権者の地位およびEIB定款による保護は、満期時におけるEIB資産の全額回収を保証すると思われるため、EIBは、期末現在の欧州連合加盟国ソブリン債および欧州連合加盟国ソブリン保証債のエクスポージャーに関して、2020年においても、2021年においても、評価損益を計上しなかった。

下表は、EIBが全額の自己リスクまたは信用補完による残余リスクを負担する貸付金（「リスク・ポートフォリオ」）に係るソブリン信用リスクに関する情報を開示している（ただし、欧州連合予算またはELMおよびコトヌー協定に基づく加盟国保証の恩恵を受ける欧州連合域外への貸付金を除く）。

国名	(単位：百万ユーロ)					
	2021年			2020年		
	債務者となっているもの		保証人となっているもの	債務者となっているもの		保証人となっているもの
	実行済金額	未実行金額	契約済金額	実行済金額	未実行金額	契約済金額
オーストリア	0	0	146	0	0	33
ベルギー	0	0	186	0	0	61
ブルガリア	1,107	0	115	1,145	0	110
クロアチア	633	210	2,702	662	210	3,158
キプロス	900	359	1,348	890	222	1,465
チェコ共和国	1,068	784	0	1,247	743	0
デンマーク	0	0	271	0	0	240
エストニア	452	120	91	525	0	99
フィンランド	0	0	92	6	0	59
フランス	0	0	3,428	0	0	2,927
ドイツ	0	0	1,659	0	0	1,377
ギリシャ	7,756	1,192	8,852	7,790	695	9,060
ハンガリー	6,011	1,143	1,099	5,990	985	1,118
アイルランド	1,665	0	1,154	1,440	225	1,105
イタリア	4,755	2,160	6,397	3,756	1,720	6,516
ラトビア	337	400	12	341	400	21
リトアニア	2,110	0	54	2,170	0	51
ルクセンブルク	150	0	236	300	0	240
マルタ	0	72	297	0	72	313
オランダ	0	0	205	0	0	75
ポーランド	6,254	1,472	17,123	7,167	1,380	16,562
ポルトガル	1,163	600	3,903	1,196	400	4,484
ルーマニア	1,847	2,052	0	1,853	1,647	0
スロバキア	2,399	541	88	2,299	641	50
スロベニア	530	400	1,366	549	400	1,662
スペイン	4,215	0	22,558	5,110	0	22,278
スウェーデン	0	0	136	0	0	52
非EU加盟国	1,813	4,961	4,340	1,637	3,709	4,798
合計	45,165	16,466	77,858	46,073	13,449	77,914

下表は、ELMおよびコトヌー協定に基づき、EU予算または加盟国の保証の恩恵を受ける、EU域外のプロジェクトに対する締結済み貸付金を示している（単位：百万ユーロ）。

	2021年12月31日	2020年12月31日
以下による保証：		

加盟国	3,945	4,195
欧州連合予算 ⁽¹⁾	47,629	47,062
合計⁽²⁾⁽³⁾	51,574	51,257

- (1) このうち2,687百万ユーロ（2020年：3,408百万ユーロ）は、上記で説明したリスク・シェアリング業務（加盟国保証または政治リスク保証の形でのEU予算により信用補完されている）による。
- (2) 現在の欧州連合加盟国が欧州連合への加盟を認定される前に供与された貸付金であって、欧州連合予算または加盟国により保証されている貸付金を含む。
- (3) EIBが供与した総額459.1百万ユーロ（2020年：423.8百万ユーロ）の金融保証は、加盟国または欧州連合予算によって保証されている。上記の保証は上記の表に示されている内訳には含まれていない。

EU予算または加盟国保証に基づくプロジェクトに対する貸付金（単位：百万ユーロ）

（新規加盟国で加盟以前に実行された貸付金を含む。）

契約済貸付金の保証形態別内訳

協定	2021年12月31日	2020年12月31日
加盟国による75%グローバル保証		
- ACP/OCT第4次ロメ協定 - 第2次財務議定書	8	21
加盟国による75%グローバル保証合計	8	21
加盟国による75%保証		
- コトヌー・パートナーシップ協定	198	314
- 第2次コトヌー・パートナーシップ協定	1,172	1,302
- コトヌー議定書3 - OR/ACP	2,473	2,478
- コトヌー議定書3 - OR/OCT	94	80
加盟国による75%保証合計	3,937	4,174
加盟国による保証合計	3,945	4,195
欧州連合予算による100%保証		
- ロシア - 100百万・2001年 - 2005年	16	18
- ロシア - 500百万・2004年 - 2007年	131	147
欧州連合予算による100%保証合計	147	165
欧州連合予算による70%保証		
- 南アフリカ - 375百万・1997年1月29日決定	14	16
- ボスニア・ヘルツェゴビナ - 100百万・1999年 / 2001年	11	19
- ユーロメッド (EIB) - 2,310百万・1997年1月29日決定	14	25
- 北マケドニア - 150百万・1998年 / 2000年	9	12
- CEEC - 3,520百万・1997年1月29日決定	75	120
欧州連合予算による70%保証合計	123	192
欧州連合予算による65%保証		
- 南アフリカ - 825百万・2000年7月 - 2007年1月	86	98
- 南アフリカ - 2007年2月 - 2013年12月決定	142	311
- ALA III - 2,480百万・2000年2月 - 2007年7月	88	100
- ALAデシジョン - 2007年2月 - 2013年12月	1,484	1,536
- ユーロメッド II - 6,520百万・2000年2月 - 2007年1月	928	1,246
- 南東近隣諸国 - 9,185百万・2000年2月 - 2007年7月	2,542	2,836
- トルコ・スペシャル・アクション - 450百万・2001年 - 2006年	98	105
- トルコ - TERRA - 600百万・1999年11月 - 2002年11月	244	264
- PEV EE/CAS/RUS 2007年2月1日 - 2013年12月31日	1,877	1,983
- PEV MED 2007年2月1日 - 2013年12月31日	5,180	5,831
- 加盟候補国 - 9,048百万・2007年 - 2013年	5,127	5,529
- 気候変動マンデート・2011年 - 2013年	1,056	1,163
- ELMアジア2014年 - 2020年	1,276	1,238
- ELM中央アジア2014年 - 2020年	352	304
- ELM東ロシア2014年 - 2020年	7,258	6,876
- ELMラテンアメリカ諸国2014年 - 2020年	2,757	2,537
- ELM MED2014年 - 2020年	9,650	8,139
- ELM加盟候補国2014年 - 2020年	4,151	3,682
- ELM RSA2014年 - 2020年	272	440
- ELM ERI民間マンデート	1,394	1,211
- ELM ERI公共機関マンデート	1,397	1,276
欧州連合予算による65%保証合計	47,359	46,705
欧州連合予算による保証合計	47,629	47,062
合計⁽¹⁾	51,574	51,257

(1) EIBが供与した総額459.1百万ユーロ（2020年：423.8百万ユーロ）の金融保証は、加盟国または欧州連合予算によって保証されている。上記の保証は上記の表に示されている内訳には含まれていない。

貸付金に付する担保（単位：百万ユーロ）

その他の信用リスク軽減手段の中のひとつとして、EIBは、金融有価証券に質権を設定する手法を使用している。これらの質権は、関連する法域で執行可能な質権設定契約によって設定される。質権設定契約により受け取った担保のポートフォリオは12,596百万ユーロ（2020年：17,943百万ユーロ）であり、その内訳は以下の通りである。

2021年12月31日現在	貸付金融担保（単位：百万ユーロ）						
同等のムーディーズ格付	債券					現金	合計
	政府債	国際 機関債	政府 機関債	担保付債券 （カバード・ ボンド）	銀行債 および社債		
Aaa	189	181	4	40	62	0	476
Aa1からAa3	1,042	14	10	694	149	0	1,909
A1	48	0	0	17	14	0	79
A1未満	8,212	0	39	94	598	0	8,943
格付なし	41	0	0	0	705	443	1,189
合計	9,532	195	53	845	1,528	443	12,596

2020年12月31日現在	貸付金融担保（単位：百万ユーロ）						
同等のムーディーズ格付	債券					現金	合計
	政府債	国際 機関債	政府 機関債	担保付債券 （カバード・ ボンド）	銀行債 および社債		
Aaa	327	79	0	68	87	0	561
Aa1からAa3	1,044	20	38	917	217	0	2,236
A1	17	0	0	31	57	0	105
A1未満	11,683	0	170	1,005	832	0	13,690
格付なし	41	0	0	0	722	588	1,351
合計	13,112	99	208	2,021	1,915	588	17,943

12月31日現在の実行済貸付残高の債務者の契約業種別明細（単位：百万ユーロ）は以下のとおりである。

	2021年	2020年
業種		
運輸	129,253	129,299
グローバル・ローン ⁽¹⁾	66,306	74,884
エネルギー	62,255	63,790
医療・教育	36,296	35,787
その他インフラ	32,571	30,768
工業	28,518	28,301
上下水道施設	27,761	28,061
サービス	16,980	18,332
電気通信	11,282	11,208
農業・漁業・林業	4,238	4,212
合計⁽²⁾	415,460	424,642

- (1) グローバル・ローンとは、金融仲介機関または銀行に提供する融資枠で、その後にそれらの機関または銀行が、自らリスクを負担してその資金を官民が請け負う中小規模のプロジェクトに転貸するというものである。
- (2) この金額に、実行済代替貸付金（2021年：17,953百万ユーロ、2020年：20,003百万ユーロ）は算入されていない。

貸付金に係る延滞

延滞額の特定、監視、報告は、全行的な「財務的監視ガイドラインおよび手続き」に定義される手続きに従って行われている。こうした手続きは、銀行業務のベストプラクティスに沿っており、EIBが管理するすべての貸付金について適用される。

1a. 欧州連合または加盟国によるグローバル／包括保証により担保されていない貸付金の延滞：

2021年12月31日現在、自己資金源からの貸付金で90日を超える延滞が生じ、欧州連合または加盟国の包括保証により担保されていないものは、116.3百万ユーロ（2020年：117.1百万ユーロ）である。

2021年12月31日現在のこれらの延滞が生じている貸付金に関連する元本金額は、531.3百万ユーロ（2020年：187.8百万ユーロ）である。これらの延滞が生じている貸付金契約は、貸倒引当金74.5百万ユーロ（2020年：136.9百万ユーロ）によりカバーされている。

1b. 欧州連合または加盟国によるグローバル／包括保証により担保されていない貸付金の延滞についての保証請求：

2021年には、欧州連合の政治リスク保証に基づく24.1百万ユーロの履行請求があり（2020年：ゼロ）、年間を通じて、以前からの履行請求金額のうち0.1百万ユーロが弁済された（2020年：なし）。

さらに、2021年中、請求払民間保証に基づく357.5百万ユーロの履行請求があった（2020年：ゼロ）。

2a. 欧州連合または加盟国によるグローバル／包括保証（請求可能）により担保されている貸付金の延滞：

このような貸付金については、期限が経過した場合に、可能であればまず第一次保証に基づき履行を請求し、それ以外の場合は加盟国または欧州連合による保証に基づき正式に履行を請求する。

2021年12月31日現在、こうした90日超の延滞が生じている額は2.4百万ユーロ（2020年：4.0百万ユーロ）であった。

2b. 欧州連合または加盟国によるグローバル／包括保証により担保されている貸付金の延滞についての保証請求：

2021年中、欧州連合による保証の履行請求が68.4百万ユーロあり、加盟国保証に基づく履行請求はなかった。2020年における応当額は、それぞれ52.4百万ユーロおよびゼロであった。

2021年中、以前に欧州連合または加盟国による保証に基づく履行請求のうち、0.4百万ユーロ（2020年：ゼロ）が弁済された。

貸付金の再交渉と支払猶予

EIBは、支払猶予措置がとられた貸付金を、支払猶予貸付金（すなわち、貸付金、負債証券およびローン・コミットメント）とみなしている。支払猶予措置はEIBの「譲歩」によるもので、財務困難により契約上の債務返済条項を遵守できないとみなされる債務者に対して、債務返済または契約の全部もしくは一部の借換えができるようにするために、EIBが決定するものである。エクスポージャーは、延滞の有無、または当該エクスポージャーが債務不履行に分類されているか否かに関わらず、譲歩が行われた場合には支払猶予として取り扱う。債務者が財務困難に陥っていない場合には、当該エクスポージャーは支払猶予として取り扱わない。

通常の事業の過程においては、再交渉の前に問題が生じている貸付金の貸付金格付（LG）は低下しており、貸付金は集中的に監視されている。再交渉された場合、EIBは、当該貸付金を厳格に監視し続けることとなる。再交渉による支払条件では当初の簿価が回収できない場合、EIBは損益計算書に評価調整額を計上することを検討する。LGが「E-」まで低下した貸付金はすべて、定期的に評価損計上の必要性が検討され、LGが「F」の貸付金は、すべて評価損計上の対象とされる。貸付金のLGが十分に回復した場合には、EIBの手続きに沿って、当該貸付金はその段階で定期的にモニターされる。

EIBはまた、特定の状況下にある債務者が利用できる多くの支援措置を提供しており、これには（i）財務制限条項およびその他の重要条項の暫定的な条件緩和（権利放棄を含む）、（ii）新たな返済スケジュールの設定または返済義務の一時凍結によるキャッシュ・フローの再構築、ならびに（iii）新規契約の締結、ローンの実行前倒しおよび債務者貸付の増額など、その他の一定の補完的支援策が含まれる。EIBは、具体的状況における制約の下で、かかる措置の申請を案件ごとに評価している。こうした措置は、構造的な財政の困難またはソルベンシー上の問題に陥っているわけではなく、かかる措置の供与の時点で、ゴーイング・コンサーンとみなされる債務者に提供されることを意図している。評価の結果として、債務者がこれらの要件を満たさない場合、またはEIBが債務者のビジネスモデルの長期的持続可能性についてリスクを特定した場合に、EIBは他の適切な措置を検討し、必要な場合には、EIBの標準的な条件変更のプロセスに従う。

こうしたEIBの支援措置は、COVID-19の具体的な経済効果への対応の一環としては、2021年6月以降利用できなくなっている。

EIBの再編チームが報告期間中に着手した支払猶予措置および手続きには、返済期限の延期、元本返済のみの繰延、元利返済の繰延、重大な財務制限条項の破棄および延滞金の元本算入が含まれるが、これらに限定されるわけではない。

支払猶予措置の対象である貸付金は、下表のとおりである。

(単位：百万ユーロ)	2021年12月31日		2020年12月31日	
	正常債権	不良債権	正常債権	不良債権
支払猶予措置の対象となった契約件数	88	74	81	64
帳簿価額（金利および延滞金額を含む）	4,693	2,511	4,641	2,489
うち評価調整の対象となった貸付金	0	1,243	0	1,634
認識された評価損益	0	407	0	473
支払猶予された契約に係る受取利息	121	73	139	70
認識中止されたエクスポージャー （リストラクチャリング、償却 / 貸付金売却後）	0	34	0	28

(単位：百万ユーロ)	支払猶予措置							2021年 12月31日
	2020年 12月31日	返済期限 の延期	元本のみ の繰延	元本 および 利息の 繰延	重大な 財務制限 条項の 破棄	その他	契約上の 返済 および 契約 終了 ⁽¹⁾	
公共機関	2,803	0	0	0	94	179	-147	2,929
銀行	79	0	0	0	126	110	-35	280
企業	4,248	46	55	23	473	48	-898	3,995
合計	7,130	46	55	23	693	337	-1,080	7,204

(1) 減少は、2020年12月31日現在で支払猶予貸付金とみなされていた取引に関して当年度中に発生した元本、利息および延滞金額の返済ならびに償却、ならびに当期中の契約終了による。

U.1.2. 財務ポートフォリオ

財務ポートフォリオ（有価証券、コマーシャル・ペーパー、定期預金等）関連の信用リスクは、健全なカウンターパーティーおよび発行体を選択することにより管理されている。

有価証券ポートフォリオの構成および財務商品残高に適用される限度枠は、経営陣が設定している。この限度枠は、グループ・リスク・コンプライアンス部門により定期的に見直しが行われる。

EIBは、取引のカウンターパーティーが契約債務を履行できなかった場合に信用リスクにさらされる可能性のある有担保リバース・リパーチェスおよびリパーチェス契約取引を行っている。EIBは、カウンターパーティーの信用リスクおよび担保の価値を日次でモニターし、必要とみなされる場合には、EIBに追加担保を差し入れるよう要求することで、これらの業務に関連した信用リスクを統制している。

三者間レボおよびリバース・レボ取引は、第三者保管機関と共同で行われる。第三者保管機関は、枠組み契約に従って特に以下に関する契約条件の遵守を保証する。

- 支払引替渡し
- 担保の検証
- 貸手が要求する担保マージン。これは常に充分かつ充当可能であることが必要であり、保管機関は、当該有価証券の時価を日々検証しなければならない。
- 契約要件をすべて満たす代替担保の組成

下表は、財務ポートフォリオの有価証券および短期金融市場商品（預金およびリバース・レボ）に係る信用リスク構成比を、適宜、カウンターパーティーの信用格付別、最終的な債務者格付別または発行体格付別に示したものである。

同等のムーディーズ格付	有価証券ポートフォリオ (単位：%)		短期金融市場商品 (単位：%)	
	2021年 12月31日	2020年 12月31日 ^(*)	2021年 12月31日	2020年 12月31日
Aaa	12	28	82	57
Aa1からAa3	22	31	8	17
A1からA3	39	40	9	25
A3未満	27	1	1	1
合計	100	100	100	100

2021年12月31日現在のEIBの財務ポートフォリオ資産のうち満期まで1年超で格付が下限のAa3であるものの名目金額合計は、3,220.74百万ユーロ（2020年：3,409.72百万ユーロ）であった。

財務取引に供する担保

受取担保

財務取引には、13,894百万ユーロ（2020年：15,474百万ユーロ）の二者間および三者間リバース・リパーチェス契約が含まれており、EIBはこのうち13,334百万ユーロ（2020年：13,173百万ユーロ）について財務担保、560百万ユーロ（2020年：2,301百万ユーロ）についてコモディティを受領している。二者間および三者間リパーチェス契約は、2021年12月31日現在5,717百万ユーロ（2020年：4,315百万ユーロ）であった。この残高は全額について担保が供されており、原契約に従い、その後に追加

担保の請求または担保の返還が行われる。財務担保ポートフォリオの時価は、2021年12月31日現在、13,557百万ユーロ（2020年：13,498百万ユーロ）であり、以下のように分類される。

リバース・リパーチェス契約財務担保（単位：百万ユーロ）								
2021年12月31日現在	債券						現金 ^(*)	合計
同等のムーディーズ格付	政府債	国際機関債	政府機関債 ^(*)	担保付債券（カバード・ボンド）	銀行債および社債	資産担保証券		
Aaa	998	655	712	1,480	4,192	0	0	8,037
Aa1からAa3	2,047	78	389	8	300	0	0	2,822
A1	583	0	65	0	130	0	0	778
A1未満	1,637	0	20	0	222	0	0	1,879
格付なし	38	0	0	0	1	0	2	41
合計	5,303	733	1,186	1,488	4,845	0	2	13,557

リバース・リパーチェス契約財務担保（単位：百万ユーロ）								
2020年12月31日現在	債券						現金 ^(*)	合計
同等のムーディーズ格付	政府債	国際機関債	政府機関債 ^(*)	担保付債券（カバード・ボンド）	銀行債および社債	資産担保証券		
Aaa	1,453	734	293	4,075	460	226	0	7,241
Aa1からAa3	2,393	133	123	94	830	0	0	3,573
A1	0	0	0	0	0	0	0	0
A1未満	1,260	0	66	0	1,356	0	0	2,682
格付なし	0	0	0	0	0	0	2	2
合計	5,106	867	482	4,169	2,646	226	2	13,498

預託有価証券

ユーロ制度の通貨政策の運用との関連で、EIBは、2021年12月31日現在、時価149億ユーロの有価証券をルクセンブルク中央銀行に預託している（2020年：121億ユーロ）。

二者間および三者間リパーチェス契約の下で差し入れられている担保（ルクセンブルク中央銀行への差入れを除く）の時価は、2021年12月31日現在、5,711百万ユーロ（2020年：4,315百万ユーロ）であった。

U.1.3. 第三者が供与した貸付金に関してEIBが付与した保証

自己資金を原資とするEIBの保証取引および証券化取引から生じる信用リスクは、行内指針に従って管理されている。

2021年末現在、EIBにより保証された契約済エクスポージャーは226億ユーロ（2020年：165億ユーロ）であり、このうち57億ユーロ（2020年：80億ユーロ）は保証された実行済貸付金に係るエクスポージャーで、その保証引当金は27.9百万ユーロ（2020年：10.7百万ユーロ）であった。

EIBの保証型業務の一部は、リスク・シェアリング業務から発生しており、EIBは、確立された委託モデルに基づいて、金融仲介機関が組成するローン・タイプのエクスポージャーをローンごとに保証している。EIBがリスクを負う原リスク・エクスポージャーを組成する金融仲介機関は、EIBが当該金融仲介機関に信用管理業務を委託できることを確認するための、詳細なデューデリジェンスの対象となる。一方、残りのEIBの保証型業務は通常、合成取引として行われ、EIBは通常、既存のポートフォリオのリスクを特定の金融仲介者に対して保証する。

EIBは、このタイプの取引の集中リスクを制限するための専用の枠組みを確立している。取引の特異性に応じて、これには適格基準（最低適格格付区分、特定のセクター、債務者および／または債務者グループのエクスポージャーを含むが、これらに限定されない）の設定が含まれる場合がある。形式的に言えば、信用リスクは金融仲介機関が組成する原エクスポージャーにあるため、金融仲介機関のカウンターパーティー・リスクは限定的である。すなわち、カウンターのパーティー・リスクは、（1）保証料の支払い、および（2）EIBが保証・支払いを行う原エクスポージャーが債務不履行となった場合の潜在的な回収額のEIBに対する返済に限定される。いずれにしても、EIBは、いくつかの軽減措置（詳細なデューデリジェンス、担保権、介入権、原リスク・エクスポージャーの重大な修正に関する同意権または解約権を含むがこれらに限定されない）を確立している。

U.2. 金利リスク

金利リスクとは、市場利回りや金利の期間構造の不利な動きによる、EIBのポジションの経済価値または同ポジションによる収益の予想変動率（ボラティリティ）を指す。異なる資産、負債、ヘッジ商品間で金利更改特性や満期特性に差異があると、金利リスク・エクスポージャーが生じる。

金利リスクの測定および管理にあたり、EIBはバーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）および欧州銀行監督機構（「EBA」）の関連する主要原則を参考にしている。金利リスクの主要な源泉は、ギャップリスク、ベシスリスクおよびオプションリスクである。ギャップリスクとは、EIBにとって最も関係が深い金利リスクであり、EIBの金利感応商品の金利変動のタイミングの差異による、当該金利感応商品の期間構造の経済価値または同商品からの収益の予想変動率（ボラティリティ）と定義される。

金利リスクは、EIBのリスク選好の枠組みで取り扱われている。規制当局の指針に従い、EIBは金利リスクに対する選好を、経済的価値および利益の両方に対するリスクの観点から明文化している。EIBの自己資金に関する投資戦略である「金利リスク戦略」は、EIBが取る用意がある金利リスクの水準と密接に関連し、この戦略の有効性は望ましい目標デューレーションを備えた比較可能なベンチマークとなる想定ポートフォリオとの比較において測定される。

IBOR改革：

ロンドン銀行間金利（LIBOR）などの指標金利は金融契約で広く用いられていた。近年、指標金利の信用性や安定性に対する信頼は低下してきており、世界中の規制当局は金利指標改革を推進してきている。代替指標金利への世界的な移行は、金融市場において着手された最も困難な課題を含んだ改革の一つである。他の銀行と同様に、EIBは、これらの市場全体にわたる取組みの一環として改革の対象となっている金融商品について、IBORに重大なエクスポージャーを有している。

行内における準備

2018年2月、資産・負債委員会（ALCO）は、代替金利への移行に関連する進展を積極的に追跡・監視するためのIBOR専任のALCO直属ワーキンググループであるIBORワーキンググループを設置した。IBORワーキンググループの目的には、金利指標の改革に関連した進展を注意深く監視することが含まれ、これには特に、契約修正、顧客との双務交渉、ITシステムおよびアプリケーションの更新および新契約へのフォールバックの文言の導入ならびに通貨別および資産クラス別のIBORへのエクスポージャーの定期的モニタリングの進展が含まれる。確立した作業計画の実施における進捗は定期的に監視され、ALCOで討議され、定期的に経営幹部および監査委員会に報告されている。

リスクに関する検討

IBOR改革における主なリスクは、オペレーショナル・リスクと財務リスクである。これらは、例えば、記帳、決済／支払、評価、リスクシステムを含むITシステムの更新、IBOR改革に関連した業務統制の変更、契約の修正（貸付契約の双務交渉を含む）およびフォールバック条項の導入に伴う業務上の課題、ならびに異なる取引タイプ間の潜在的ベシスリスクに関連している。財務リスクは、金融商品全体にわたって、頑健で、発生の可能性がありかつ実行が可能な範囲で一貫性のあるフォールバックを導入することによって軽減される。

2021年における主な進展

2021年はLIBOR移行の重要な節目であった。2021年3月、FCAは、英ポンド、スイス・フラン、日本円のLIBORを2021年末に廃止し、米ドルLIBORを2023年6月末に廃止することを発表した。

金融商品クラス別の移行状況

貸付活動および資金調達活動の一環として、EIBは主に顧客への変動金利貸付金およびEIBの活動に資金提供するための発行債券に関して、IBOR改革へのエクスポージャーを有している。金利リスクおよび為替リスクへのエクスポージャーを管理するために、EIBはデリバティブ商品を利用している（固定金利貸付金や借入業務のヘッジなど）。

デリバティブは、対応するキャッシュ・フローの大部分がIBOR金利を参照しているため（すなわち、「変動金利」）、IBORレートの影響を直接的に受ける最大の金融商品クラスである。EIBは、2021年にISDAの「IBORフォールバック・プロトコル」を遵守した。このプロトコルは、デリバティブの従前のポートフォリオの円滑な移行を確保するために、金利指標の廃止時に適用される強固なフォールバック条項をカウンターパーティーが組み込むための修正メカニズムを提供するものである。LIBORに連動するスワップにおけるEIBのすべてのカウンターパーティーも、このプロトコルを遵守している。2021年12月31日現在、EIBはISDAフォールバック・プロトコルの適用を通じて、英ポンド、スイス・フラン、日本円および米ドルのLIBORを参照するデリバティブの想定元本エクスポージャーの99%以上をシステム上で移行しており、それぞれのLIBOR廃止日以前および以後のすべてのキャッシュ・フローの決定が正しく反映されるようにしている。残りは、主にストラクチャード・スワップでその影響は僅少であるが、2022年初めに移行された。

変動金利貸付金は、IBOR金利の影響を直接的に受ける金融商品の中で2番目に大きなクラスである。2020年7月1日以降、EIBはすべての新規貸付契約において改訂されたフォールバック文言を導入し、含めている。EIBはまた、該当する通貨のLIBORを参照する契約を締結している顧客に接触し、認識を高め、可能な限りフォールバック文言を導入し、積極的にIBORから移行することに重点を置いたタスクフォースを設置している。2021年12月31日現在、当初にスイス・フランおよび日本円のLIBORに連動していた契約の帳簿残高の100%、ならびに当初に英ポンドLIBORに連動していた契約の帳簿残高の87%は、これらのIBOR金利に連動しなくなっている。さらに、2022年初めには、英ポンドLIBORの残存エクスポージャーの12%（帳簿価額）で顧客との契約が予定されている。また、FCAは、EIBがごく限られた期間、ごく一部（英ポンドのエクスポージャー合計の1%未満）に使用する可能性のあるいわゆる「合成」LIBORの公表を延長する権限を付与されている。また、EIBは米ドルLIBORに連動した貸付金の移行も継続する。移行と並行して、EIBは貸付商品ポートフォリオを新たな貸付金組成に適応させており、現在も継続している。

資金調達面では、EIBは2018年より貸借対照表で新たなRFRを参照する債券商品を発行している。加えて、優先市場構成の設定に基づいて、EIBは必要な流動性を備えた関連するRFR市場の支援に重点を置いている。

2021年12月31日現在、EIBには英ポンド、スイス・フランおよび日本円のLIBORに連動したリスク・エクスポージャー残高はすでになくなっている。米ドルLIBOR連動債については、帳簿価額の56%が2023年6月末までに満期を迎える。残りの44%は2022年中に評価され、適切なエクスポージャー移行の機会が検討される予定である。

U.2.1. 自己資金の経済価値に対する金利リスク

EIBの金利リスク戦略は、EIBの経済価値のボラティリティを抑制しながら、バランスが良く持続可能な収益特性を維持することを目指している。そのため、リスク選好の枠組みの中で、収益と経済価値の変動性という観点から指標と限度枠を定義している。

また、EIB成長資金の自力調達という目標を踏まえて、こうした収益特性に明確な選好が定められている。かかる全体目標は、中長期投資特性に沿ったEIBの自己資金投資によって達成されており、これは現在4.5～5.5年の範囲の自己資金の目標投資期間を意味する。

自己資金の期間目標とは別に、EIBの貸借対照表上、通貨および金利特性に応じた資金調達が図られるべきだとされている。しかし、業務上の理由から小幅の逸脱は承認されており、このことはEIBをベースリスクにさらす可能性がある。このような若干の逸脱が残ることによって生じる残余ベースリスク・ポジション純額は、ベース市場リスクを重要性の閾値未満に維持するべく、既定の限度枠内に収めて管理されている。

EIBは、金利リスク限度額の枠組みに加えて、金利の深刻な変動がEIBの自己資金に及ぼす潜在的な悪影響を特定するために、EBAにより標準化されたショック・シナリオ⁽¹⁾に基づいて定期的なストレステストを実施している。2021年12月31日現在、EBAの監督上の異常値テストシナリオの最悪の影響は、自己資金の経済価値を44.9億ユーロ（2020年：52.4億ユーロ）減少させる⁽²⁾。

(1) EBA/GL/2018/02

(2) ストレステストは、保険数理プロバイダーの計算による年金および医療保険債務（DBO）を含む、すべてのリスク感応度の高い銀行勘定商品について実施されている。

EIBのポートフォリオに組入れられている金融商品のうち、一部の業務（借入れおよび関連するスワップ）には償還オプションが規定されており、満期前に償還される場合があるため、最終満期日については不確実性が組み込まれている。

キャッシュ・フロー・レベルでは、こうした借入金はすべてスワップで十分にヘッジされているため、LiborまたはEuriborに連動する合成変動利付債とみなすことができる。

下表は、2021年12月31日現在および2020年12月31日現在のEIBの任意償還条項付ポートフォリオの特性をまとめ、想定元本合計、平均の契約上の満期日、平均予想償還日（双方とも、当該取引の想定元本で加重）を資金調達通貨別と関係する主要リスク・パラメーター別に表示したものである。

資金調達通貨別（スワップの影響考慮後）：

2021年12月31日			
(単位：百万ユーロ)	英ポンド ^(*)	米ドル	合計
ユーロ建想定元本	-2,659	-1,284	-3,943
平均満期日	2047年3月19日	2038年9月6日	2044年6月7日
平均予想償還日	2031年1月2日	2027年7月7日	2029年11月13日

(*) 2021年に英ポンドはゼロであった。

(単位：百万ユーロ)	ユーロ	米ドル	合計

2020年12月31日			
(単位：百万ユーロ)	ユーロ	米ドル	合計
ユーロ建想定元本	-2,213	-1,606	-3,819
平均満期日	2047年1月26日	2037年3月16日	2042年12月3日

平均予想償還日

2028年12月25日

2023年7月28日

2026年9月16日

関係するリスク・パラメーター別：

2021年12月31日	リスク・パラメーター		
(単位：百万ユーロ)	為替レートの 水準	金利カーブの 水準	合計
ユーロ建想定元本	-323	-3,620	-3,943
平均満期日	2036年1月1日	2045年3月9日	2044年6月7日
平均予想償還日	2029年2月13日	2029年12月7日	2029年11月13日

(*) 2021年に英ポンドはゼロであった。

2020年12月31日	リスク・パラメーター		
(単位：百万ユーロ)	為替レートの 水準	金利カーブの 水準	合計
ユーロ建想定元本	-452	-3,367	-3,819
平均満期日	2033年12月4日	2044年2月17日	2042年12月3日
平均予想償還日	2027年12月21日	2026年7月16日	2026年9月16日

U.2.2. 金利リスク管理（利益面）

利益の感応度は、金利カーブ全体が1パーセンテージ・ポイント上昇した場合、あるいは低下した場合の向こう12ヵ月間で変動しうる正味受取利息の金額を定量化する。このようなエクスポージャーは、承認を受けた限度枠内でEIBが容認する、資産と負債の間の金利更改期間、金額または利率の不一致により生じる。

2021年12月31日現在のポジションでは、金利が100ベース・ポイント上昇すると、利益が94.9百万ユーロ（2020年：82.2百万ユーロ）増加し、金利が100ベース・ポイント低下すると、利益が89.2百万ユーロ（2020年：77.2百万ユーロ）減少する計算である。

EIBは、案件ごとに利益のシミュレーションを実行する専用のソフトウェアで感応度指標を計算している。利益の感応度は発生主義で測定され、分析対象期間にわたり、EIBは業務計画の中で予想されている新規貸付業務を実現し、承認を受けた限度枠内にエクスポージャーを維持し、資金不足の補充または余剰現金の投資を目的とする短期金融市場取引を執行するという「現行」の仮定に基づいて算出される。利益に関して月次で行われるシミュレーションは、固定利付項目の場合には、すべて契約で定められた利率が維持され、変動利付項目の場合には、すべて、シミュレーションで適用された金利シナリオに応じて金利が更改されるという仮定に基づいて実施されている。資金不足の補充または余剰現金の投資を目的とする短期金融市場取引の利率は、シミュレーションで適用された金利シナリオに応じた短期金融市場の実勢利率に等しいとされる。EIBの現行実務に従い、モデルでは、シミュレーション上の利益は株主には配分されず、EIB業務の資金補充に当てられると仮定している。管理費は、業務計画の予想に応じて見積られる。

U.3. 流動性および資金調達リスク

流動性リスクは、資産の増加に対応して資金を調達し、期限の到来した債務を弁済することを、受入不能な損失を負担することなしに行うEIBの能力に関するリスクである。それは、さらに資金流動性リスクと市場流動性リスクに分けることができる。

資金流動性リスクとは、貸借対照表の資産を支え、容易に利用できる流動リソースから期限どおりに債務を全額返済することができなくなるリスクに関するものである。資金流動性リスクは、支払義務の履行に関する差し迫ったリスクおよびこれに伴う不利な条件での借入を増加させうるため、EIBのポジションの経済価値あるいはEIBのポジションから生み出される収益の変動性に影響を与える可能性がある。

市場流動性リスクとは、ポジション残高を相殺、解消、または削減するための取引を合理的な市場価格で執行できないかもしれないという理由で、EIBのポジションの経済価値の変動、または同ポジションによる収益の変動が激しくなることを指す。取引を執行できないことにより、清算を避けた方が良いと思われる場合でも好ましくない価格で早い段階に当該資産を清算せざるを得なくなるおそれがある。このリスクは、取引される証券の流動性と比較したポジションの規模、ならびに市場のアベイラビリティおよび効率性の悪化と密接に関係している。

EIBの中核業務活動を妥当なコストで正常に機能させるため、流動性リスクの管理が行われている。流動性リスク管理方針の主な目的は、EIBが常に期限内に支払債務を満額履行できることの確保にある。商業銀行とは対照的に、EIBは個人預金を保有しておらず、顧客に貸し付ける資金の調達を資本市場に依存している。

EIBは慎重に流動性バッファを維持するため、新規発行予定を管理している。流動性維持計画では、EIBの債務返済上のニーズ、貸付金の実行、および貸付金ポートフォリオからのキャッシュ・インフローを考慮している。また、流動性維持計画では、一般的に債務者の要請に応じて実行される多額の契約済未実行貸付金も考慮している。

EIBは、短期流動資産を十分な水準に保つこと、および資金需要予測に応じて自行の募集有価証券の償還日を分散することによって、流動性リスクの管理を一層確実にしている。流動性リスク方針には財務ポートフォリオの水準の下限が組み込まれており、EIBの全体的な流動性比率（翌12ヵ月間の見積ネット・キャッシュ・フローに対する比率としての流動性）は、常に25%を上回っていることが、義務付けられている。

EIBはグループ非常時資金調達計画（「グループCFP」）を定めており、そこでは適切な意思決定手続とそれに対応する責任分担が定められている。グループCFPは定期的に、欧州銀行監督機構がこの件に関して発行した関連するガイドラインを含む該当するベスト・バンキング・プラクティスを基準に、テストおよび評価されている。グループCFPは理事会によって毎年承認される。

定期的なストレステスト分析は、流動性リスク・モニタリングの一環として実施され、EIBの流動性バッファの規模を決定する。

2009年7月8日にユーロ・システムの金融政策オペレーションにおける適格カウンターパーティーとなったことから、EIBも欧州中央銀行の金融政策オペレーションに参加できることとなった。EIBは、最低預金準備率およびその他の業務ニーズを充足するために預け金を置いているルクセンブルク中央銀行を通じて金融政策オペレーションを実施する。

EIBは日次で流動性カバレッジ比率（「LCR」）を欧州連合CRRに沿って、機能通貨（ユーロ）だけでなく、他の重要な通貨についても計算している。EIBは、過度の通貨のミスマッチを防止するために、流動性資産の通貨と正味流動性の流出の通貨の整合性を継続的にとることを確実にしている。2021年末現在、EIBのLCRIは564.9%（2020年は366.7%）であった。

また、EIBは安定調達比率（「NSFR」）を欧州連合CRR⁽³⁾に沿って、機能通貨（ユーロ）だけでなく、他の重要な通貨についても計算している。2021年末現在、EIBのNSFRIは130.0%であった。

(3) 2021年6月発効。

COVID-19のパンデミックに伴いグローバル金融市場の一般的情勢が不確実であるにもかかわらず、EIBは、主にEIBの流動性管理に対する慎重なアプローチの結果として、引き続き強固な流動性ポジションおよび必要な流動性リソースへの柔軟なアクセスを維持している。

下表は、貸借対照表日から契約上の満期日までの残存期間別にEIBの資産および負債を示している。
契約によって定められた満期日のない資産および負債は、「満期日未確定」に区分されている。

流動性リスク（単位：百万ユーロ）

2021年12月31日時点における満期	3 ヶ月以内	3 ヶ月超 1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	満期日 未確定	2021年の 合計
資産：						
現金、中央銀行および 郵便局預け金	1,483	0	0	0	0	1,483
中央銀行担保適格国庫証券 およびその他短期証券 その他の貸付金および 預け金：	7,169	15,543	9,758	3,208	0	35,678
- 当座預金	563	0	0	0	0	563
- 金融機関	71,203	3,349	0	0	0	74,552
- 対顧客	677	0	0	0	0	677
	72,443	3,349	0	0	0	75,792
貸付金：						
- 金融機関	2,443	9,928	46,113	35,010	6	93,500
- 対顧客	5,083	19,702	107,548	189,266	394	321,993
	7,526	29,630	153,661	224,276	400	415,493
確定利付証券を含む負債 証券	1,322	2,795	3,023	3,643	0	10,783
株式、その他の変動利付 証券および参加持分	0	0	0	0	8,716	8,716
関係会社株式	0	0	0	0	1,549	1,549
その他の資産	288	773	5,414	1,978	7,529	15,982
資産合計	90,231	52,090	171,856	233,105	18,194	565,476
負債：						
金融機関に対する債務	10,478	13,195	0	0	0	23,673
顧客に対する債務	1,824	0	0	0	0	1,824
債務証券借入	19,307	43,516	213,006	164,286	0	440,115
資本金、準備金および利益	0	0	0	0	76,069	76,069
その他の負債	331	1,472	3,774	3,163	15,055	23,795
負債合計	31,940	58,183	216,780	167,449	91,124	565,476

借入金および関連するスワップの一部は、投資家あるいはヘッジ・スワップの契約相手に期限前解約条項もしくはコール・オプションを認めており、EIBにも関連債券を期限前償還する権利を与えている。EIBが債券に係るすべてのコール・オプションを契約で定められた次回権利行使日に行使した場合、2022年から2024年の期限前償還累計額は24.8億ユーロとなる。

2020年12月31日時点における満期	3 ヶ月以内	3 ヶ月超 1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超	満期日 未確定	2020年の 合計
資産：						
現金、中央銀行および 郵便局預け金	835	0	0	0	0	835
中央銀行担保適格国庫証券 およびその他短期証券 その他の貸付金および 預け金：	7,146	6,624	11,637	5,773	0	31,180
- 当座預金	464	0	0	0	0	464
- 金融機関	55,301	4,882	0	0	0	60,183
- 対顧客	583	318	0	0	0	901
	56,348	5,200	0	0	0	61,548
貸付金：						
- 金融機関	2,704	13,328	50,436	37,161	6	103,635
- 対顧客	4,872	18,750	105,413	191,428	89	320,552
	7,576	32,078	155,849	228,589	95	424,187
確定利付証券を含む負債 証券	5,818	1,109	2,586	2,680	0	12,193
株式、その他の変動利付 証券および参加持分	0	0	0	0	8,397	8,397
関係会社株式	0	0	0	0	813	813
その他の資産	442	1,235	3,574	2,244	7,643	15,138
資産合計	78,165	46,246	173,646	239,286	16,948	554,291
負債：						
金融機関に対する債務	8,515	8,000	0	0	0	16,515
顧客に対する債務	1,703	0	0	0	0	1,703
債務証券借入	24,379	49,607	205,107	156,171	0	435,264
資本金、準備金および利益	0	0	0	0	73,503	73,503
その他の負債	716	1,828	7,404	3,382	13,976	27,306
負債合計	35,313	59,435	212,511	159,553	87,479	554,291

U.4. 為替リスク

為替（「FX」）リスクは、為替レートの不利益な変動が原因で、EIBのポジションの経済価値の変動、または同ポジションによる収益の変動が激しくなることを指す。資産、負債およびヘッジ手段の間で通貨のミスマッチがある場合に、EIBは為替リスクにさらされる。

EIBは定款を遵守して、貸付業務を遂行するため、またはEIBが供与する貸付金もしくは保証から発生するコミットメントを履行するために、直接必要でない為替業務には従事しない。

EIBの資産・負債構造における通貨のミスマッチは、厳しい限度額内に維持されている。

為替ポジション（単位：百万ユーロ）

2021年12月31日現在の通貨	ユーロ	英ポンド	米ドル	その他の通貨	ユーロ以外の通貨合計	2021年の合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	1,483	0	0	0	0	1,483
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	27,999	1,388	6,291	0	7,679	35,678
その他の貸付金および預け金：						
- 当座預金	358	48	45	112	205	563
- 金融機関	64,511	2,052	1,035	6,954	10,041	74,552
- 対顧客	600	0	0	77	77	677
	65,469	2,100	1,080	7,143	10,323	75,792
貸付金：						
- 金融機関	71,836	829	13,310	7,525	21,664	93,500
- 対顧客	261,909	30,971	8,225	20,888	60,084	321,993
	333,745	31,800	21,535	28,413	81,748	415,493
確定利付証券を含む負債証券	4,100	0	1,809	4,874	6,683	10,783
株式、その他の変動利付証券および参加持分	7,067	664	671	314	1,649	8,716
関係会社株式	1,549	0	0	0	0	1,549
その他の資産	12,906	1,242	1,064	770	3,076	15,982
資産合計	454,318	37,194	32,450	41,514	111,158	565,476
負債：						
金融機関に対する債務	23,473	0	44	156	200	23,673
顧客に対する債務	1,560	6	93	165	264	1,824
債務証券借入：						
- 負債証券	240,681	43,587	104,778	42,058	190,423	431,104
- その他	6,235	119	295	2,362	2,776	9,011
	246,916	43,706	105,073	44,420	193,199	440,115
資本金、準備金および利益	76,069	0	0	0	0	76,069
その他の負債	19,940	1,666	1,270	919	3,855	23,795
負債合計	367,958	45,378	106,480	45,660	197,518	565,476
オフ・バランスシートの通貨スワップ						
	-86,378	8,190	74,023	4,165	86,378	
ポジション（純額）	-18	6	-7	19	18	

為替ポジション（単位：百万ユーロ）

2020年12月31日現在の通貨	ユーロ	英ポンド	米ドル	その他の通貨	ユーロ以外の通貨合計	2020年の合計
資産：						
現金、中央銀行および郵便局預け金	835	0	0	0	0	835
中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	24,891	623	5,666	0	6,289	31,180
その他の貸付金および預け金：						
- 当座預金	276	41	31	116	188	464
- 金融機関	50,035	3,672	884	5,592	10,148	60,183
- 対顧客	160	0	0	741	741	901
	50,471	3,713	915	6,449	11,077	61,548
貸付金：						
- 金融機関	82,732	1,640	11,699	7,564	20,903	103,635
- 対顧客	261,675	30,774	7,737	20,366	58,877	320,552
	344,407	32,414	19,436	27,930	79,780	424,187
確定利付証券を含む負債証券	3,124	465	1,410	7,194	9,069	12,193
株式、その他の変動利付証券および参加持分	6,647	808	649	293	1,750	8,397
関係会社株式	813	0	0	0	0	813
その他の資産	12,041	1,179	1,084	834	3,097	15,138
資産合計	443,229	39,202	29,160	42,700	111,062	554,291
負債：						
金融機関に対する債務	16,509	0	6	0	6	16,515
顧客に対する債務	1,430	8	81	184	273	1,703
債務証券借入：						
- 負債証券	239,351	42,653	102,508	41,111	186,272	425,623
- その他	6,118	62	472	2,989	3,523	9,641
	245,469	42,715	102,980	44,100	189,795	435,264
資本金、準備金および利益	73,503	0	0	0	0	73,503
その他の負債	23,671	1,513	1,163	959	3,635	27,306
負債合計	360,582	44,236	104,230	45,243	193,709	554,291
オフ・バランスシートの通貨スワップポジション（純額）						
	-82,623	5,006	75,060	2,557	82,623	
	24	-28	-10	14	-24	

U.5. オペレーショナル・リスク

EIBグループのオペレーショナル・リスク方針に定義されているように、オペレーショナル・リスクとは、不十分もしくは機能不全の内部プロセス、人員もしくはシステム、または外部事象に起因する損失リスクを意味する。

EIBのすべての活動はオペレーショナル・リスクの影響を受ける可能性があり、したがってEIBはオペレーショナル・リスクを体系的に特定、評価、監視および報告し、オペレーショナル・リスクへのエクスポージャーを限定するために十分な統制とリスク軽減策を実施することを目標としている。

オペレーショナル・リスク課および財務統制における内部統制およびアサーション部（「FCI-/ICA」）が、オペレーショナル・リスクの枠組みおよび関連する方針を決定する責任を有し、その枠組みの実施責任はEIBのすべての部署が担う。EIBは、オペレーショナル・リスク管理業務を、適用されるベスト・バンキング・プラクティス（「BBP」）に準拠して編成している。

EIBでは、特に、オペレーショナル・リスク・エクスポージャーを監視するために使用される一連の重要リスク指標（「KRI」）を通じて、内部損害履歴ならびに事業・統制環境等、入手可能なあらゆる情報を考慮する評価方法を採用している。リスク水準が臨界値を上回った場合には、適切な措置が講じられる。特に、オペレーショナル・リスク課は、オペレーショナル・リスクに係る現実の損害につながるまたはつながりうる重要なオペレーショナル・リスク事象および現れつつあるリスク分野を分析する。

オペレーショナル・リスクの分類とKRIの見直しは、2022年に予定されており、その後、データ収集プロセスを自動化する新しいツールが導入される予定である。一方、オペレーショナル・リスク課は、健全なオペレーショナル・リスク管理のすべてのBBP要件に対応するために、新しい部分的に自動化された事象および損害のデータベースを開発し、このデータベースは後に新システムに移行する予定である。

報告については、EIBの月次オペレーショナル・リスク報告書が、EIBにおけるオペレーショナル・リスクの管理とモニタリングのすべての側面について責任を有するグループ最高リスク責任者（「GCRO」）によって承認され、経営委員会（「MC」）、監査委員会（「AC」）およびディレクター・ジェネラル（「DG」）に提出される。加えて、0.1百万ユーロを超える損失／利益は、即座に総裁に報告される。

注V：デリバティブ

EIBは、予定取引から発生するエクスポージャーを含む金利リスクおよび為替リスクへのエクスポージャーを管理するため、デリバティブ商品を主に資産負債管理活動の一環として使用している。デリバティブは契約金融商品であり、その価値は、原資産、利率、為替そして種々のインデックス動向により変動する。デリバティブ取引は売買目的で利用されるのではなく、資金調達関連の場合および市場リスク・エクスポージャーを低減するためのみに限られている。

EIBのスワップの大部分は、資金調達オペレーション（資金調達活動）の一環として、債券発行をヘッジする目的で締結されている。借入ポートフォリオに関連したすべてのスワップは満期が関連借入債務に対応しており、このため長期の性質を持つ（注V.1を参照）。

またEIBは、貸付金や財務のヘッジ・オペレーションの一環として、またはグローバルな資産負債管理（「ALM」）ポジションのヘッジ（ALMヘッジ活動）のために、スワップを行っている（注V.1を参照）。

EIBは、基本通貨であるユーロに関連してその運用財務の通貨ポジションを調整するため、また貸付実行に伴う通貨需要を満たすために、短期通貨スワップも行っている（注V.2を参照）。

先物契約（先物）は、一部の政府債投資から生ずるエクスポージャーをヘッジするため、財務活動の一環として使用することができる。先物は、規制市場において取引される標準化されたデリバティブであり、カウンターパーティー・リスクの測定と統制に関する一般方針の対象外となっている。

V.1. 資金調達およびALMデリバティブ

資金調達およびALMヘッジとの関連で使用されるデリバティブには以下のものがある。

- 通貨スワップ
- 金利スワップ
- ストラクチャード・スワップ

V.1.1. 通貨スワップ

通貨スワップとは、調達されたある通貨の資金を別の通貨に交換することを合意し、それと同時に調達された資金を期日に返済できるよう、両通貨を将来において再度交換するための為替予約を締結する契約である。

EIBは、主に資金調達業務の一環として、開始時に借入資金を別の通貨に交換し、その後借入返済に必要な資金を元の通貨でEIBが入手することとなる、通貨スワップを締結している。

下表は、想定元本および公正価値に基づいて分類した通貨スワップ（ストラクチャード・スワップ（注V.1.3を参照）を含み、短期通貨スワップ（注V.2.を参照）を除く）の満期を示している。想定元本はオフ・バランスシートにて開示されている。

2021年12月31日現在の通貨 スワップ（単位：百万ユーロ）	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2021年の 合計
想定元本（受取）	34,954	137,297	45,792	29,640	247,683
公正価値 （すなわち、CVA、DVAおよびCOLVA を含む割引価値（純額）） ^(*)	-740	3,085	985	1,041	4,371
2020年12月31日現在の通貨 スワップ（単位：百万ユーロ）	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2020年の 合計
想定元本（受取）	34,590	125,732	36,450	26,484	223,256
公正価値 （すなわち、CVA、DVAおよびCOLVA を含む割引価値（純額）） ^(*)	-691	-2,858	2,114	1,612	177

(*) 2021年12月31日現在3,133百万ユーロ（2020年：マイナス2,548百万ユーロ）となっているマクロ・ヘッジ通貨スワップの公正価値を含む。

V.1.2. 金利スワップ

金利スワップは一般的に、変動金利を固定金利に交換するか、その逆を行うことを合意する契約である。

金利スワップの利用により、EIBは、顧客からの要求に応じて借入ポートフォリオと他のポートフォリオの金利構造を変えることができるとともに、グループのある特定の資本市場への有利なアクセス条件をカウンターパーティーと交換することにより、資金調達コストを削減することも可能となる。

下表は、金利スワップ（ストラクチャード・スワップ（注V.1.3を参照）を含み、外貨建てで計算された利息を合成的にユーロ建てに交換するシンセティック・スワップを含む）の満期を想定元本および公正価値に細分して示したものである。想定元本はオフ・バランスシートにて開示されている。

2021年12月31日現在の 金利スワップ (単位：百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2021年の 合計
想定元本	53,438	243,656	127,981	134,006	559,081
公正価値 （すなわち、CVA、DVAおよびCOLVA を含む割引価値（純額）） ^(*)	301	4,748	3,036	229	8,314
2020年12月31日現在の 金利スワップ (単位：百万ユーロ)	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	2020年の 合計
想定元本	61,603	227,767	126,884	122,741	538,995

公正価値

(すなわち、CVA、DVAおよびCOLVA

を含む割引価値(純額) (*)	917	8,021	5,954	89	14,981
-----------------	-----	-------	-------	----	--------

(*) 2021年12月31日現在マイナス789百万ユーロ(2020年: マイナス1,237百万ユーロ)となっているマクロ・ヘッジ金利スワップの公正価値を含む。

V.1.3. ストラクチャード・スワップ

EIBは、通常そのリスクヘッジ方針に関連してオプション取引を行っていない。ただし、金融市場で、より低いコストで資金を調達するという戦略の一環として、EIBは主に金利オプションまたは株価指数オプションを含む借入契約および貸付を行う。このようなストラクチャード借入金および貸付金は、関連する市場リスクをヘッジするためのスワップ契約により完全にカバーされている。

下表は、ストラクチャード・スワップの取引件数、価額および想定元本の詳細を示している。

	期限前解約が組み込まれているもの		株価指数		特別なストラクチャーに基づくクーポンまたは類似するもの	
	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年
取引件数	127	131	1	1	161	164
想定元本 (単位: 百万ユーロ)	4,568	4,421	500	500	11,583	12,529
公正価値(すなわち、CVA、 DVAおよびCOLVAを含む 割引価値(純額)) (単位: 百万ユーロ)	518	801	19	30	-2,979	-2,479

スワップ取引の公正価値は、将来のキャッシュ・フローから割引後現在価値を導出する評価技法を適用するインカム・アプローチにより算出される。公正価値の見積りは将来価値に対する市場の期待値に基づいている。評価技法は、既知のキャッシュ・フローを割り引く単純なものから複雑なオプション・モデルに至るまで、多岐にわたる。適用した評価モデルは、金融商品の価格設定向けに一般に認められている経済学的手法と整合しており、市場参加者が価格設定時に考慮する諸要因を盛り込んでいる。デリバティブ取引の一部に関しては、市場インプットを直接入手できない場合には、内部見積りや仮定が評価技法に取り入れられることもある。

借入に組込まれている、もしくは借入に関連するオプション契約は、すべて店頭取引で行われる。ストラクチャード・ディールとしては、金利、為替レート、インフレ率、株価指数、および金利のボラティリティに左右される様々な取引がある。

V.1.4. デリバティブ取引における信用リスクの軽減方針

デリバティブに関する信用リスクは、カウンターパーティーが契約債務を履行できない場合にEIBが被りうる損失に関連する。

デリバティブ取引の特殊な性質および複雑さを考慮し、当該金融商品の利用から生ずる損失に対してEIBを保護するための一連の手続きが整備されている。

- ・ **取引契約の枠組み**

EIBのデリバティブ取引はすべて、ISDAスワップ取引契約と、該当する場合にはエクスポージャーに対する担保差入条件が明記されているクレジット・サポート・アネックスの取引契約の枠組みの中で行われる。これらは一般的に採用され、実施されている契約の様式である。新規契約の最低条件はリスク・ガイドラインに規定されている。

- ・ **カウンターパーティーの選択**

取引開始時の格付は、A3以上とリスク・ガイドラインに定められている。格付がある一定のレベルを下回った場合にはEIBは期限前に契約を解除する権利を有する。

- ・ **担保設定**

- （限度枠を超過した）エクスポージャーに対しては、現金および債券による担保が差入れられる。
- 複雑で流動性の低い取引の場合は、現在の時価以上の担保が要求される。
- 個々のカウンターパーティーとのデリバティブ・ポートフォリオと受取担保は定期的にモニターされて評価され、それを受けて追加担保が請求されるか、担保の引出しが行われる。

スワップについて受け取った担保の時価は、2021年12月31日現在、15,399百万ユーロ（2020年：17,498百万ユーロ）で、担保の性質および同等のムーディーズの格付に基づいた詳細は、以下のとおりであった。

同等のムーディーズ格付	スワップ担保（単位：百万ユーロ）			
	債券		現金	2021年の 合計
	政府債	政府機関債、 国際機関債、 カバード・ ボンド		
Aaa	1,042	962	0	2,004
Aa1からAa3	3,130	0	0	3,130
A1からA3	6	0	0	6
Baa1からBaa3	5,484	0	0	5,484
Baa3未満	0	0	0	0
格付なし	0	0	4,775	4,775
2021年の合計	9,662	962	4,775	15,399

同等のムーディーズ格付	スワップ担保（単位：百万ユーロ）			
	債券		現金	2020年の 合計
	政府債	政府機関債、 国際機関債、 カバード・ ボンド		
Aaa	1,526	1,007	0	2,533
Aa1からAa3	4,439	0	0	4,439
A1からA3	14	0	0	14
Baa1からBaa3	6,310	0	0	6,310
Baa3未満	4	0	0	4
格付なし	0	0	4,198	4,198
2020年の合計	12,293	1,007	4,198	17,498

・ デリバティブの信用リスクの測定

デリバティブ関連の信用リスクは様々なパラメーターにより変化し（例えば金利や為替レート）、一般的に想定元本のごく一部に相当するに過ぎない。

EIBは、内部目的上、財務報告と限度枠のモニタリングにはカレント無担保エクスポージャーとポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを使用して、スワップ取引およびデリバティブ取引に関する信用リスク・エクスポージャーを測定している。自己資本要件規則（CRR）に従った資本配分については、グループはカウンターパーティー信用リスクに係る標準的手法（SA-CCR）を用いている。

EIBは、カレント無担保エクスポージャーを、ゼロと、カウンターパーティーとのネットティング・セットに含まれている取引ポートフォリオの時価から受入担保の価値を差し引いた数値のいずれか大きな方の値で測定している。これは、カウンターパーティーが不履行を起こした場合に生ずる損失に相当する金額で、受領した担保を相殺に充当し、破綻取引の回収価値をゼロとした上で、すべての取引につき直ちにスワップ・カウンターパーティーの代替を行うことを想定している。2021年12月31日現在のカレント無担保エクスポージャーは927百万ユーロ（2020年12月31日現在：1,389百万ユーロ）であった。

さらにEIBは、リスクのマージン期間である20営業日にネットティング・セットに生ずる可能性のあるエクスポージャーの増加を考慮した、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを計算してい

る。EIBは、保守的な見積りを出すため、ストレス下の市場パラメーターに基づき、また信頼区間を90%として、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを計算している。これは、重要な市場参加者の不履行があった場合に生じるであろう状況を考慮するための規制当局の勧告に沿ったものである。2021年12月31日現在の初期ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーは10,001百万ユーロ（2020年12月31日現在：12,225百万ユーロ）であった。

・ 限度枠

銀行向け限度枠システムは、ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを3種の期間グループ（1年未満、1年以上5年以下および5年超）と2種の格付シナリオ（現状維持およびA3格未満への格下げ）でカバーする。

デリバティブ・ポートフォリオは毎日評価され、限度枠との比較が行われる。

下記の表は、カウンターパーティーの内部格付別内訳を示している。

格付グループ	額面価額割合		カレント無担保 エクスポージャー		ポテンシャル・ フューチャー・ エクスポージャー	
			(単位：百万ユーロ)		(単位：百万ユーロ)	
同等のムーディーズ格付	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年
Aaa	0.47%	0.49%	496	816	920	1,434
Aa1からAa3	19.31%	24.34%	236	373	2,273	2,480
A1からA3	74.76%	66.87%	195	192	6,628	7,916
A3未満	5.46%	8.30%	0	8	180	395
合計	100.00%	100.00%	927	1,389	10,001	12,225

V.2. 流動性管理の一環として

EIBは、SLP債券ポートフォリオの金利エクスポージャーを修正するために、長期先物も使用している。2021年12月31日現在、長期先物の想定元本は8,274百万ユーロ（2020年：ゼロ）、公正価値は3百万ユーロ（2020年：ゼロ）であった。

EIBはまた、基本通貨であるユーロに関連してその運用財務ポートフォリオの通貨ポジションを調整するため、また貸付実行に伴う通貨需要を満たすために、短期通貨スワップを行っている。

短期通貨スワップ（受取）の想定元本は、2021年12月31日現在で25,124百万ユーロであり、これに対して2020年12月31日現在は22,375百万ユーロであった。短期通貨スワップ（受取）の公正価値は、2021年12月31日現在147百万ユーロ（2020年：マイナス107百万ユーロ）であった。

短期為替予約取引の想定元本は、2021年12月31日現在402百万ユーロ（2020年：551百万ユーロ）であった。短期為替予約取引の公正価値は、2021年12月31日現在マイナス12百万ユーロ（2020年：17百万ユーロ）であった。

注W：換算レート

2021年12月31日現在および2020年12月31日現在の貸借対照表の作成にあたり使用されている換算レートは、以下のとおりである。

	2021年12月31日	2020年12月31日
欧州連合加盟国のユーロ以外の通貨		
ブルガリア・レフ(BGN)	1.9558	1.9558
チェコ・コルナ(CZK)	24.8580	26.2420
デンマーク・クローネ(DKK)	7.4364	7.4409
クロアチア・クーナ(HRK)	7.5156	7.5519
ハンガリー・フォリント(HUF)	369.1900	363.8900
ポーランド・ズロチ(PLN)	4.5969	4.5597
ルーマニア・レウ(RON)	4.9490	4.8683
スウェーデン・クローナ(SEK)	10.2503	10.0343
欧州連合加盟国以外の通貨		
豪ドル(AUD)	1.5615	1.5896
アゼルバイジャン・マナト(AZN)	1.9207	2.0758
カナダ・ドル(CAD)	1.4393	1.5633
スイス・フラン(CHF)	1.0331	1.0802
中国人民元(CNY)	7.1947	8.0225
ドミニカ・ペソ(DOP)	64.8310	71.2661
エジプト・ポンド(EGP)	17.7663	19.2469
エチオピア・ブル(ETB)	55.8100	48.0400
英ポンド(GBP)	0.8403	0.8990
ジョージア・ラリ(GEL)	3.4806	4.0070
香港ドル(HKD)	8.8333	9.5142
インド・ルピー(INR)	84.2292	89.6605
アイスランド・クローナ(ISK)	147.6000	156.1000
日本円(JPY)	130.3800	126.4900
ケニア・シリング(KES)	128.2600	133.8000
カザフスタン・テンゲ(KZT)	493.3100	516.7300
モロッコ・ディルハム(MAD)	10.5191	10.9017
モルドバ・レウ(MDL)	20.0900	20.9200
メキシコ・ペソ(MXN)	23.1438	24.4160
ノルウェー・クローネ(NOK)	9.9888	10.4703
ニュージーランド・ドル(NZD)	1.6579	1.6984
セルビア・ディナール(RSD)	117.5100	117.5300
ロシア・ルーブル(RUB)	85.3004	91.4671
チュニジア・ディナール(TND)	3.2611	3.2919
トルコ・リラ(TRY)	15.2335	9.1131
台湾ドル(TWD)	31.4420	34.4399
ウクライナ・グリブナ(UAH)	30.9151	34.7156
米ドル(USD)	1.1326	1.2271
中央アフリカCFAフラン(XAF)	655.9570	655.9570
西アフリカCFAフラン(XOF)	655.9570	655.9570
南アフリカ・ランド(ZAR)	18.0625	18.0219

注X：関連当事者取引

X.1. 関係会社株式および参加持分（単位：千ユーロ）

欧州投資基金（「EIF」）との関連当事者取引は、主として、EIBによるEIFの株式保有、EIFの財務、IT、EIFの年金基金の管理・運営、およびEIFのために提供するその他のサービスに関する取引である。また、EIFはEIBのプライベート・エクイティ/ベンチャー・キャピタル業務およびインフラ基金業務（参加持分を含む）を管理し、EIBの保証および証券化ポートフォリオの一部についてフロンティングおよびモニタリング・サービスを提供している。

EIBの関連当事者取引に関連して、本財務書類に計上されている金額は、次のとおりである。

	2021年12月31日	2020年12月31日
資産：		
関係会社株式	1,549,444	813,089
参加持分	318,380	334,410
前払金および未収収益	2,013	10,627
その他の資産	25,646	6,429
資産合計	1,895,483	1,164,555
負債：		
顧客に対する債務	-3,385	-2,022
その他の負債	-333,043	-293,579
負債合計	-336,428	-295,601
損益計算書：		
固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券および		
参加持分に係る（再）評価損益	15,703	-7,809
受取手数料	7,279	4,508
支払手数料	-65,246	-56,123
その他の業務収支	11,678	8,091
一般管理費	48	743
損益計算書計上額合計	-30,538	-50,590
オフ・バランスシート：		
EIF払込未請求資本	3,468,800	2,117,600
EIF資金の管理	2,304,236	1,193,139
EIFの少数株主に付与されたプット・オプション	340,341	819,467
払込未請求参加持分	497,631	549,016
EIFに供与された保証	17,452,179	11,798,069
オフ・バランスシート項目合計	24,063,187	16,477,291

X.2. 主要経営陣（単位：千ユーロ）

EIBは、理事会、監査委員会、経営委員会の委員およびGCR0、EIBの各種組織部門の責任者であるディレクター・ジェネラル、ならびに内部統制独立部署の責任者を主要経営陣とみなしている。

一般管理費（注R）に算入されている主要経営陣の当該報告期間の報酬は、下表のとおりである。

	2021年	2020年
短期給付 ⁽¹⁾	10,772	9,404
退職後給付 ⁽²⁾	919	962
退職手当	965	552
合計	12,656	10,918

- (1) 短期従業員給付は、経営委員会委員、GCR0、ディレクター・ジェネラルおよびその他ディレクターの給与および手当、賞与、社会保障負担金、ならびに理事会および監査委員会の委員に支払われた給付である。
- (2) 退職後給付は、経営委員会委員、GCR0、ディレクター・ジェネラル、およびその他ディレクターに支払われた年金および退職後健康保険費である。

主要経営陣に対して前渡金も信用供与行っておらず、またいかなる種類の保証の形態でも主要経営陣の利益のための契約を締結していない。

2021年12月31日現在の主要経営陣との間の未決済残高は、強制および任意の補足年金制度および健康保険制度に関する負債、ならびに期末現在の未払残高で構成されている。

	2021年12月31日	2020年12月31日
年金制度および健康保険制度（注L）	74,834	61,952
その他の負債（注G）	18,737	16,508

注Y：後発事象

ウクライナに対する軍事侵略

EIBは、EUの共同外交安全保障政策全般（適用ある制裁措置を含む。）の目的に沿い、2014年以降ロシア連邦での貸出業務を停止している。

EIBは、専用の制裁遵守プログラムを含む厳格なコンプライアンス統制を敷き、これによりロシア連邦に（間接的にでも）関連するEIBの活動は適用あるすべての制裁をこれまで確実に遵守してきており、またロシア連邦に影響あるセクター別制裁を含むあらゆる新たな制裁をこれからも確実に遵守していく。

現段階で最終的な影響を予測することは困難であるものの、ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻以降の現在の事態拡大の動向は、EIBのポートフォリオに対する潜在的影響（課されうる追加制裁の影響を含む。）に備えて注意深く監視されている。

ウクライナにおけるEIBの実行済エクスポージャーの大部分はEU域外貸付マンデートの保証でカバーされており、またロシア連邦の債務者に対するEIBの自己リスクによる実行済エクスポージャーは存在しない。EIBの貸付金ポートフォリオの質は現在も適切な水準を維持している。

ウクライナへの軍事侵攻に伴うグローバル金融市場の不確実な一般情勢下でも、EIBは、流動性管理に対する慎重なアプローチにより、引き続き強固な流動性ポジションおよび必要な流動性リソースへの柔軟なアクセスを維持している。

注Z：第三者資金の管理

Z.1. イノベーション基金

イノベーション基金は、指令2003/87/ECの第10a条(8)により設立され、気候変動の緩和に著しく寄与する環境上安全な二酸化炭素回収・有効利用（「CCU」）および生産された炭素集約的なものに代わる製品を含む、低炭素技術およびプロセスにおけるイノベーションを全加盟国で支援し、環境上安全な二酸化炭素の回収・貯留（「CCS」）ならびに革新的な再生可能エネルギーおよびエネルギー貯蔵技術を目的とするプロジェクトの建設および運営を振興することを支援する。EIBは、イノベーション基金の個別財務書類を作成している。

Z.2. インベストメント・ファシリティ・コトヌー

EIBが管理するインベストメント・ファシリティは、アフリカ・カリブ海および太平洋地域諸国と欧州連合および加盟国との間における協力・開発に関する2000年6月23日付（その後改正済）のコトヌー協定に基づき設立されたものである。EIBは、インベストメント・ファシリティの個別財務書類を作成している。

Z.3. 近代化基金

改正EU排出量取引制度（ETS）指令第10d条に基づき設立された近代化基金は、エネルギーシステムを近代化し、次のEUの受益加盟国（MS）10カ国のエネルギー効率を改善することを目的としている。ブルガリア、チェコ共和国、クロアチア、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニアおよびスロバキア。近代化基金は、再生可能エネルギー源からのエネルギーの生成と利用、エネルギー効率、エネルギー貯蔵、地域暖房、パイプラインおよびグリッドを含むエネルギーネットワークの近代化、労働者の再配置、技能再教育およびスキルアップ、教育、求職活動ならびに起業への投資を支援し、EIBは近代化基金の個別財務諸表を作成している。

Z.4. EIF資金

EIF資金は、EIBとEIFとの間で2000年12月に締結された資金管理契約に従い、EIBによって管理されている。

Z.5. イノベーターのためのEU資金提供（InnovFin）

InnovFinまたは「InnovFin - イノベーターのためのEU資金提供」は、EUの新規の2014年 - 2020年の研究プログラムである「ホライズン2020」に基づくEIB、EIFおよび欧州委員会の共同の取組みである。2013年12月11日、研究およびイノベーションのための包括プログラム（2014年 - 2020年）であるホライズン2020を確立し、決定事項N1982/2006/ECを廃止する欧州議会および理事会規則（EU）N1291/2013（「ホライズン2020規則」）が採択された。2014年6月12日、欧州委員会、EIBおよびEIFは、金融商品であるInnovFinを設定する委任契約を締結した。InnovFinは、EIBグループによって提供される一連の統合され、かつ補完的な金融ツールおよびアドバイザー・サービスで構成され、零細企業から巨大企業までの企業による投資を支援するために研究およびイノベーション（「R&I」）のバリュー・チェーン全体を対象としている。EIBは、InnovFinの個別財務書類を作成している。

Z.6. NER300

EIBは、NER300イニシアチブ（炭素回収・貯蔵実証プロジェクト、および革新的再生可能エネルギー技術のための資金調達プログラム）を遂行する際、エージェントとしてECをサポートする。当該ファ

シリティには、i) EUの割当量単位(EUA)の収益化、ii) EUA収益化活動を通じて受け取る資金の管理および支出、といった2つの活動が含まれる。EIBは、NER300のために個別財務書類を作成している。

Z.7. ファンド・オブ・ファンズ(「JESSICA II」)

ファンド・オブ・ファンズ(「FoF」)は、欧州構造投資基金(「ESIF」)が、2014年から2020年までの間に加盟国運用プログラムにより資金供給した地域金融商品(「DFI」)で構成されている。FoFは、選定された金融仲介機関と協力して、貸付、出資および保証の実行を通じて、最終受領者の資金調達を促進している。

EIBは、ファンド・マネージャーとして、関係運営当局から資金供給(拠出)の取りまとめを行い、拠出者と合意した投資戦略に従って、金融仲介機関を介して当該資金を投資している。EIBは、各ファンド・オブ・ファンズの個別財務書類を作成している。

Z.8. コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ(「CEF」)

コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ(「CEF」)は、運輸、電気通信およびエネルギーのインフラストラクチャー・セクターにおける共益プロジェクトを支援するために、欧州横断的なネットワークに欧州連合の財政支援を提供することを目的とした、EIBと欧州委員会の間の共同協定である。欧州委員会は、CEFに基づく負債性金融商品の業務および管理をEIBに委託しており、これにより、欧州横断交通網プロジェクト融資保証手段(「LGTT」)およびプロジェクト債券イニシアチブ(「PBI」)の試験段階への連続性が確保される。LGTTとPBIは、CEFの下で2016年1月1日に統合された。CEF委任契約は、最新かつ共通のリスク・シェアリングの取決めを定めている。EIBは、CEFの個別財務書類を作成している。

Z.9. JESSICA(保有基金)

JESSICA(都市部への持続可能な投資に対する欧州共同支援)は、欧州委員会とEIBが欧州評議会開発銀行と共同で策定したイニシアチブである。

JESSICA保有基金はJESSICAイニシアチブに関連して使用される。新しい手続きに基づき、関係運営当局は、持続可能な総合都市開発計画の一部を形成するプロジェクトへの有償投資を行うために、自身のEU助成金の一部を使用する選択権を付与される。EIBは、運用者として、関係運営当局から受領した資金を取りまとめ、拠出者と合意した投資ガイドラインに従って都市開発基金に投資している。

EIBは、JESSICAの個別財務書類を作成している。

Z.10. 汎ヨーロッパ保証基金(「EGF」)

EGFは2020年4月23日に欧州理事会により、EU全体のCOVID-19対応パッケージの一部として承認された。2021年7月現在、22カ国の加盟国が約244億ユーロと見込まれる保証枠で参加を確認しており、参加国の事業体のみが支援適格となっている。EGFは、金融仲介機関の商業的資金供与の要件を満たすが、COVID-19のパンデミックの経済的影響により苦戦している高リスク事業と最終的な受益者に資金提供を行うことを目的としている。この理由から、EGFはSMEに焦点を当てており、SMEはEGFが支援する資金供与の少なくとも65%の恩恵を受けることとなる。EGFはEIBとEIFによって共同で実施されており、それぞれが約半分の金額を担当するが、商品構成は異なっている。EIFは、上限付きおよび上限なしのポートフォリオ保証と間接的な株式型投資(ファンド)を想定していたのに対して、EIB側では、展開されている商品は、連動型リスク・シェアリング、ベンチャー債、合成資産ベース証券である。EIBは、EGFの個別財務書類を作成している。

Z.11. EU - アフリカ・インフラ（「EUI」）信託基金

EUI信託基金は、創設・援助組織としての欧州連合を代表するECと、運用者としてのEIBとの間の、信託基金協定に基づき創設され、創設後は、欧州連合加盟国もこの協定に資金提供者として参加できる。2006年2月9日、ECとEIBは、EU - アフリカ・インフラ・パートナーシップを共同で推進し、特にそれを支援するEU - アフリカ・インフラ信託基金を設立する旨の覚書を交わした。EIBは、EUI信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.12. 資金パートナーシップ・プラットフォーム（「PPF」）

PPFはEIBが運用する複数地域、複数拠出者、かつ複数セクターの、複数のファンドを組み込んだプラットフォームであり、持続可能な発展のために金融の流れを増加させる必要性を考慮し、また欧州投資銀行の成功体験を基礎として設立された。PPFに基づく基金は、プラットフォーム規則に従って導入された。EIBは、PPFの個別ベースの合算財務報告を作成している。

Z.13. GF ギリシャ

ファンドは、ギリシャ共和国、ECおよびEIBによる共同イニシアチブで、設立の目的は、ギリシャの中小企業に対する融資を支援することである。ファンドは、ギリシャのために用意された構造基金の未使用部分を使って設立されており、ギリシャのパートナー銀行経由で、EIBの中小企業向けローンの保証を行う。EIBは、GF ギリシャの個別財務書類を作成している。

Z.14. 特別部門

特別部門は、総務会によって1963年5月27日に設定された。1977年8月4日の決議に基づき、その目的は見直され、第三者の勘定で第三者の委託に基づいてEIBが実行した金融業務を記録するためとされた。特別部門には、FED、MED/FEMIPおよび欧州開発金融機関民間部門開発ファシリティの保証部分が含まれる。

Z.15. リスク・シェアリング・ファイナンス・ファシリティ（「RSFF」）

RSFFは、欧州連合を代表するECとEIBとの間で締結され、2007年6月5日付で発効した協力協定に基づき設立された。RSFFは、研究、技術開発と実証プロジェクトおよび技術革新への投資を育成することを目的としている。RSFFの一環として、EIFは、技術革新および研究を中心とする中小企業（SME）および中堅企業のためのリスク・シェアリング・インスツルメント（「RSI」）を用意した。RSIは、研究を推進する中小企業（「SME」）や中堅企業の借入やファイナンス・リースのため、銀行やリース会社に保証を提供している。EIBは、RSIを含めたRSFFの連結財務書類を個別に作成している。

Z.16. 欧州近隣パートナーシップ枠組み（「ENPI」）

欧州近隣政策の対象国における欧州連合の一般予算から資金調達される事業の実施について定めた欧州連合とEIBとの間の枠組み協定は、ENPIを通じて実施される。EIBは、ENPIの個別財務書類を作成している。

Z.17. エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス（「PF4EE」）商品

エネルギー効率関連プライベート・ファイナンス（「PF4EE」）商品は、エネルギー効率関連投資向けの十分かつ低価格の商業金融の利用可能性が限定的であることに対処することを目的とした、EIBと欧州委員会の協定である。この商品は、EU加盟国の国別エネルギー効率行動計画、またはその他のエネルギー効率プログラムの実施を支援するプロジェクトを対象としている。2014年12月、欧州委員会

およびEIBは、金融商品であるPF4EEを設定する委任契約を締結した。EIBは、PF4EEの個別財務書類を作成している。

Z.18. 国際開発協力機構（「AECID」）

このパートナーシップ契約は、スペイン王国（スペインの国際開発協力機構（「AECID」））とEIBとの間で調印されたもので、モーリタニアおよびFEMIPによってカバーされる諸国（「南地中海沿岸地域」）の活動に投資するために設立された。地域の零細企業や中小企業に関してリスク資本を提供すること、および民間セクターの幅広い発展に従事することを主目的としている。EIBは、AECIDの個別財務書類を作成している。

Z.19. 加盟候補国向け支援制度II（「IPA II」）

加盟候補国向け支援制度（「IPA」）に係る協定は、EUが「拡大国」の改革を財政面および技術面で援助する支援措置である。加盟候補国向け支援ファンドも、持続性のある経済回復、エネルギー供給、運輸、自然環境および気候変動などに関する目標をEUが達成できるよう支援する。IPA Iの後継制度IPA IIは、すでに達成された成果を土台とし、2014年から2020年までの期間に117億ユーロを充当して構築される予定である。IPA IIの最も重要な革新性は、戦略的焦点にある。フレームワーク・パートナーシップ契約は、2015年末に締結され、EIBにより履行される。様々な「特別供与契約」の締結により、DG NEARからの財源が配分される。IPA II規則は2020年12月31日まで適用されたが、実施は依然として継続している。EIBは、IPA IIの個別財務書類を作成している。

Z.20. 深化した包括的自由貿易協定地域（「DCFTA」）

欧州投資銀行および欧州連合は、2016年12月19日に、深化した包括的自由貿易協定地域（「DCFTA」）の委任契約に署名した。東部DCFTAイニシアチブは、EUと協力協定を締結した国であるジョージア、モルドバおよびウクライナに対し、的を絞った金融および技術的支援を中小企業（「SME」）向けに提供することによって、これら3国の経済発展を強化することを目的としている。DCFTAの一環として、EIFは保証枠ウィンドウの実行および管理を行う。EIBは、保証枠ウィンドウを含めたDCFTAの連結財務書類を個別に作成している。

Z.21. 近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）信託基金

EIBが管理するNIF信託基金は、欧州近隣政策（「ENP」）の戦略的目標を達成するために設立された。当基金は、SME向け、人的資源育成を含む社会セクター向け、および地方自治体のインフラストラクチャー開発向けの支援を通じて、より適切で持続可能性の高いエネルギーおよび輸送の相互接続性を確立し、エネルギー効率の向上および再生可能エネルギー資源の利用促進を進め、気候変動およびより広い意味での環境への脅威に対処し、スマートで持続可能かつ包括的な成長を促進することに重点を置いている。EIBは、NIF信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.22. 欧州戦略投資基金（「EFSI」）

適用されるEFSI規則に基づき、欧州委員会およびEIBは、EFSIの管理・運営、EUの保証提供に関する契約（「EFSI契約」）、および欧州投資アドバイザー・ハブ（「EIAH」）の実施に関する契約（「EIAH契約」）を締結した。

EFSI契約に基づき、ECは、EFSIが支援するプロジェクトに関して、EIBにEUの保証を提供した。EUの保証に充当する資産は、欧州委員会が直接管理する。EFSIが支援するプロジェクトは、通常のEIBのプロジェクトのサイクルおよびガバナンスに従う。また、EFSIは自己専用のガバナンス構造を有してい

る。当該構造は、EFSIの下で行う投資において、欧州に対する投資の妨げとなる市場のリスク負担の失敗に対処するという特別の目的に、確実に重点が置かれ続けるようにするために設置されている。承認を受けたプロジェクトおよびEIBのエクスポージャーに関する詳細な情報については、注D.1を参照のこと。

EIAHは、プロジェクトおよび投資に対し、財務以外の支援を拡充することを目的としている。EIAHは3つの補完的な構成要素であるa) 公共受益者および民間受益者向けの広範なアドバイザリー技術支援プログラムおよびイニシアチブへの足掛かり、b) パートナー機関の間での専門知識の活用、交換および普及を目的とした協同プラットフォーム、およびc) 既存のアドバイザリー・サービスの強化もしくは拡大または未対応のニーズに対応する新規のサービスの創出、で構成される。EIBは、EIAHの個別財務書類を作成している。

Z.23. 近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）リスク資本ファシリティ

近隣インベストメント・ファシリティ（「NIF」）リスク資本ファシリティは、欧州連合の一般予算を財源とする。主な目標として、民間セクターの開発、包括的な成長および民間セクターの雇用創出を支援するため、南方の近隣地域のSMEにエクイティ・ファイナンスおよびデット・ファイナンスへのアクセスを提供することに注力している。このファシリティは、エクイティ・ファイナンスおよびデット・ファイナンスの手段から成る金融商品ウィンドウと、技術支援サービスから成る付加的任務ウィンドウで構成される。EIBは、金融商品ウィンドウの個別財務書類を作成している。

Z.24. 欧州地中海投資パートナーシップ制度（「FEMIP」）信託基金

EIBが管理するFEMIP（ユーロ地中海投資パートナーシップ・ファシリティ）信託基金は、多数の援助国の支援を得て、地中海パートナーシップ・ファシリティ参加国におけるEIBの既存業務を強化するために設立された。当基金は、技術援助とリスク資本の提供を通じて、特定の優先分野の事業に資源を投入することを目指している。EIBは、FEMIP信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.25. EPTA信託基金

EPTA（東方パートナーシップ技術支援）信託基金は、技術支援のための多分野向けの多目的融資枠を提供し、EIB東方パートナーシップ事業の質を高め、かつ開発効果を増幅させることに重点的に取り組んでいる。同基金は、近隣インベストメント・ファシリティを補完する。EIBは、EPTA信託基金の個別財務書類を作成している。

Z.26. 自然環境保護資金調達ファシリティ（「NCFE」）

自然環境保護資金調達ファシリティ（「NCFE」）は、EIBと欧州委員会との共同契約であり、自然環境保護資金の保全のための収益創出またはコスト削減プロジェクト（気候変動適応プロジェクトを含む）に係る市場の格差および障壁に対処することにより、生物多様性分野および気候変動への適応に関するEUおよび加盟国の目標の達成に貢献することを目的としている。EIBは、NCFEの個別財務書類を作成している。

Z.27. EU貿易振興・競争力向上プログラム（「EUTCP」）

経済成長を加速させ、民間セクターの発展を支援し、地域統合ならびに気候変動の軽減および適応を強化するというEUの政策目的に沿って、EIBはEUTCPを展開するためにECと協力している。EUTCPは以下を合わせたものである。(i) バリュー・チェーン向けのEIBの長期貸付金、(ii) 保証手段（リスク・シェアリング・ファシリティ）および (iii) 選別された国における市場の機能不全に対処するため

の技術的支援（専門家支援ファシリティ）。EUTCPはまた、EIBにとってそれぞれの国におけるポジショニングについて戦略的に重要な取組みを表す。このプログラムは、EIBの伝統的な商品を補完する新たな保証商品を可能にするため、選択された対象国におけるバリュー・チェーンに沿ってSMEに対する多額の投資をもたらすことが見込まれる。EIBは、EUTCPのリスク・シェアリング・ファシリティの個別財務書類を作成している。

Z.28. ギャランティー・ファンド

域外活動のためのギャランティー・ファンドは、非加盟国に供与された貸付および貸付保証の債務不履行をカバーするため、または非加盟国におけるプロジェクトのために、1994年に設立された。欧州委員会（EC）は、1994年11月に二者間で締結された契約およびその後の当該契約の改訂に基づき、ギャランティー・ファンドの財務管理をEIBに委託している。

近隣・開発・国際協力手段（「NDIC」）の発効により、ギャランティー・ファンドは欧州委員会が管理する共通準備基金のコンパートメントとなった。EIBによるファンドの管理は終了した。

ギャランティー・ファンドの純資産の欧州委員会への移管に伴い、EIBは2021年7月31日現在で最終財務書類を作成した。

特別部門計算書⁽¹⁾

2021年12月31日および2020年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

資産	2021年12月31日	2020年12月31日
地中海沿岸諸国		
欧州連合の財源によるもの		
実行済貸付残高	5,828	8,333
リスク資本業務		
- 未実行金額	21,523	21,747
- 実行済金額	28,479	30,465
	50,002	52,212
合計⁽²⁾	55,830	60,545
アフリカ、カリブ海および太平洋地域諸国ならびに加盟国の属国および属領		
欧州連合の財源によるもの		
- ヤウンデ協定		
リスク資本による業務		
- 実行済金額	0	419
合計⁽³⁾	0	419
- ロメ協定		
リスク資本による業務		
- 実行済金額	76,542	121,821
合計⁽⁴⁾	76,542	121,821
合計	132,372	182,785

特別部門計算書⁽¹⁾ (続き)

2021年12月31日および2020年12月31日現在

(単位 : 千ユーロ)

負債	2021年12月31日	2020年12月31日
受託管理資金		
欧州連合の委託によるもの		
- 地中海沿岸諸国金融議定書	34,307	38,798
- ヤウンデ協定	0	419
- ロメ協定	76,542	121,821
受託管理資金の合計	110,849	161,038
未実行金額		
地中海沿岸諸国における貸付業務およびリスク資本業務	21,523	21,747
未実行金額の合計	21,523	21,747
合計	132,372	182,785

付記 :

欧州連合の委託に基づきEIBが元利回収を引き受けた、欧州委員会提供の特別条件付貸付金の実行済・未返済残高合計 :

- a) 2021年12月31日現在における第1次、第2次および第3次ロメ協定に基づくもの : 211,266千ユーロ
 (2020年 : 232,416千ユーロ)
- b) 2021年12月31日現在における地中海沿岸諸国との間で署名した金融議定書に基づくもの : 29,660千ユーロ
 (2020年 : 35,417千ユーロ)

欧州連合 - 欧州開発金融機関民間部門開発ファシリティとの関連において、保証部分の導入契約が2014年8月20日に締結された。2019年に受けた履行請求後の、2021年12月31日現在の発行済EU保証はゼロ (2020年 : ゼロ) であった。EU保証の総額は、2021年12月31日現在で38,920千ユーロ (2020年 : 38,920千ユーロ) である。

注(1) 特別部門は、総務会によって1963年5月27日に設定された。1977年8月4日の決議に基づき、その目的が見直され、第三者の勘定で第三者の委託に基づいて欧州投資銀行が実行した金融業務を記録するためとされた。ただし、コトヌー協定、欧州連合-アフリカ・インフラ信託基金、近隣インベストメント・ファシリティ信託基金（「NIF」）およびFEMIP信託基金に基づくインベストメント・ファシリティについては、個別財務書類に表示されている。また、EIBは2005年より他の委託について異なる種類の財務書類を作成している。

特別部門計算書は、欧州連合および加盟国の委託に基づく実行済金額もしくは未実行金額から解約額および返済額を控除した金額を示している。実行済金額および未実行金額ならびに受取済および受取予定資金は、額面価額で計上されている。特別部門計算書では、これらの業務に付随するリスクを補填するために必要となりうる引当金もしくは評価損益は、確定的な償却を除き、考慮されていない。外貨建ての金額は、12月31日現在の実勢為替レートで換算されている。

注(2) 欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、マグレブおよびマシュレク諸国、マルタ、キプロス、トルコならびにギリシャにおけるプロジェクト資金（1981年1月1日の欧州共同体加盟前に10百万ユーロ融資）のため締結された契約の実行時の金額：

実行時の金額：		840,457
減算：		
為替差額	55,632	
解約額	178,863	
返済額	550,132	
		-784,627
		<u>55,830</u>

注(3) 欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、連合アフリカ諸国、マダガスカルおよびモーリシャスならびに加盟国の属国、属領および地区（AASMM-OCTD）におけるプロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

特別条件付貸付金	139,483	
リスク資本形成拠出金	2,503	
実行時の金額：		141,986
加算：		
資産計上された利息	1,178	
為替差額	9,823	
		11,001
減算：		
解約額	3,729	
返済額	149,258	
		-152,987
		<u>0</u>

注(4) 欧州連合の委託に基づき、欧州連合の勘定により、またそのリスク負担の下に、アフリカ・カリブ海および太平洋諸国ならびに加盟国の属国および属領（ACP-OCT）におけるプロジェクト資金のため締結された契約の実行時の金額：

リスク資本による貸付金：

条件付劣後貸付金	3,116,097	
出資	121,002	
実行時の金額：		3,237,099
加算： 資産計上された利息		9,548
減算： 解約額	742,432	
返済額	2,371,822	
為替差額	55,851	
		-3,170,105
		76,542

【EU会計指令に基づく連結財務書類とIFRSに基づくものとの差異】

EU会計指令に基づき作成されたEIBグループの2021年12月31日現在の連結貸借対照表および2021年12月31日終了年度の損益計算書ならびにIFRSに基づき作成されたそれらとの間における差異

連結貸借対照表

2021年12月31日現在

(単位：千ユーロ)

資産	EU会計指令	調整		IFRS
		影響	参照	
1 現金、中央銀行および郵便局預け金	1,483,285	0		1,483,285
2 中央銀行担保適格国庫証券およびその他短期証券	37,160,351	77,510	A.1, B.1, C	37,237,861
3 金融機関貸付金および預け金				
a) 要求払	797,488	0		797,488
b) その他の貸付金および預け金	74,749,439	-7,870	A.2, B.4	74,741,569
c) 貸付金	93,562,111	1,120,633	A.2, B.4	94,682,744
d) 貸付金および預け金の減損（戻入れ控除後）	-57,842	-17,384	C	-75,226
	169,051,196			170,146,575
4 対顧客貸付金および預け金				
a) その他の貸付金および預け金	677,437	-240	A.2, B.4	677,197
b) 貸付金	322,374,311	17,620,162	A.2, B.4	339,994,473
c) 貸付金および預け金の減損（戻入れ控除後）	-381,166	92,907	C	-288,259
	322,670,582			340,383,411
5 確定利付証券を含む負債証券				
a) 公共機関による発行	4,946,262	78,333	A.1, B.1, C	5,024,595
b) その他による発行	7,025,006	9,181	A.1, B.1, C	7,034,187
	11,971,268			12,058,782
6 株式およびその他の変動利付証券	9,223,497	9,648,808	B.2, B.3	18,872,305
7 参加持分	345,023	-345,023	B.3	0
8 デリバティブ資産	0	41,734,302	B.5	41,734,302
9 有形固定資産	242,687	131,633	G	374,320
10 無形資産	58,408	0		58,408
11 その他の資産	141,673	42,211	B.5, H	183,884
12 応募済資本金および準備金（払込請求済払込未了分）	1,118,948	14,694	I	1,133,642
			A.1, A.2, A.4,	
13 前払金	14,565,820	-14,294,067	B.1, B.4, B.5	271,753
資産合計	568,032,738			623,938,528

連結貸借対照表

2021年12月31日現在
 (単位：千ユーロ)

	EU会計指令	調整		IFRS
		影響	参照	
負債および資本				
1 金融機関に対する債務				
a) 要求払	4,777,422	-1,847	A.3	4,775,575
b) 期日払または通知払	18,895,071	-98,719	A.3	18,796,352
	23,672,493			23,571,927
2 顧客に対する債務				
a) 要求払	1,645,154	0		1,645,154
b) 期日払または通知払	175,542	-46	A.3	175,496
	1,820,696			1,820,650
3 債務証券借入				
a) 負債証券	431,104,111	30,811,247	A.4	461,915,358
b) その他	9,010,748	2,976,527	A.4	11,987,275
	440,114,859			473,902,633
4 デリバティブ負債	0	29,529,619	B.5	29,529,619
5 その他の負債	4,265,084	716,579	A.2, B.5, E, G, H A.1, A.2, A.3, A.4, B.1, B.4, B.5, F	4,981,663
6 繰延収益	15,470,655	-15,027,522		443,133
7 引当金				
a) 年金制度および健康保険制度	4,510,251	4,113,081	D	8,623,332
b) 保証引当金	39,332	3,205	C	42,537
	4,549,583			8,665,869
負債合計	489,893,370			542,915,494
8 資本金				
a) 応募済資本金	248,795,607	0		248,795,607
b) 払込未請求資本金	-226,604,892	0		-226,604,892
	22,190,715			22,190,715
9 連結準備金				
a) 準備基金	24,879,561	0		24,879,561
b) その他準備金	12,776,663	-3,040,214	A-H	9,736,449
c) 公正価値準備金	0	575,725	A.4 B.2, B.5	575,725
d) 特別活動準備金	12,152,954	0		12,152,954
e) 一般貸倒準備金	2,021,337	0		2,021,337
	51,830,515			49,366,026
10 当期純利益	2,647,454	5,629,870	A-I	8,277,324
11 非支配持分に帰属する資本	1,470,684	-281,715	E	1,188,969
資本合計	78,139,368			81,023,034
負債および資本合計	568,032,738			623,938,528

連結損益計算書

2021年12月31日終了事業年度
(単位：千ユーロ)

	EU会計指令	調整		IFRS
		影響	参照	
1 受取利息および類似収益	16,473,694	-161,434	A.1, A.2, B.1, B.4, B.5, I A.4, B.5, D,	16,312,260
2 支払利息および類似費用	-13,285,486	12,904	E, G	-13,272,582
3 株式およびその他の変動利付証券からの収益	838,815	0		838,815
4 受取手数料	573,701	11,546	F	585,247
5 支払手数料	-434,377	0		-434,377
6 金融業務損益	51,958	5,578,249	A.1, A.2, A.4, B.1, B.2, B.3, B.4, B.5, G, H	5,630,207
7 その他の業務収益および費用の純額	-1,397	0		-1,397
8 貸付金および預け金の減損ならびに保証引当金の変動(戻入れ控除後)	178,967	112,615	C, H	291,582
9 固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券、株式およびその他の変動利付証券の減損の変動(戻入れ控除後)	16,618	22,272	C, B.3	38,890
10 一般管理費				
a) 人件費	-1,371,657	164,626	D	-1,207,031
b) その他の管理費	-288,287	41,365	G	-246,922
	-1,659,944			-1,453,953
11 減価償却費および償却費：有形固定資産および無形資産				
a) 有形固定資産	-28,909	-41,363	G	-70,272
b) 無形資産	-21,035	0		-21,035
	-49,944			-91,307
12 当期純利益	2,702,605			8,443,385
少数株主に帰属する当期利益	55,151	110,910	E	166,061
EIB株主に帰属する当期利益	2,647,454			8,277,324

評価および収益認識におけるIFRSおよびEU会計指令の間の差異

A 損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたまたは償却原価で計上される金融資産および負債（ヘッジ会計を含む。）

1 負債証券ポートフォリオ

EU会計指令において、負債証券ポートフォリオは、購入価格で計上され償却原価で測定される（有価証券流動性ポートフォリオを除く。）。経過利息は、連結貸借対照表の「前払金および未収収益」の項目に計上される。未収割戻金およびアップフロント・フィーは、連結貸借対照表の「未払金および繰延収益」の項目に計上される。

IFRSに基づき、グループは、適格なヘッジ対象の負債証券にヘッジ会計を適用している。これらの有価証券の帳簿価額は、ヘッジの対象となるリスクに起因する公正価値について調整される。ヘッジ会計に含めることのできない経済的ヘッジ対象の負債証券は、当初認識時に取消不能で公正価値オプションに指定され、損益を通じて公正価値で測定される。

経過利息（未収割戻金控除後）および未償却のアップフロント・フィーは、連結貸借対照表上で関連する金融商品の残高として報告される。

ヘッジ対象負債証券の公正価値変動およびヘッジの公正価値は、連結損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

2 貸付金および預け金

EU会計指令において、すべての貸付金および預け金は、償却原価で計上されている。経過利息は連結貸借対照表の「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」の項目に計上される。貸付金に係るアップフロント・フィーは償却され、連結損益計算書の「受取利息および類似収益」に認識される。

IFRSにおいては、グループは、適格なヘッジ対象の貸付金にヘッジ会計を適用している。これらの貸付金の帳簿価額は、ヘッジの対象となるリスクに起因する公正価値について調整される。ヘッジ会計に含めることのできない経済的ヘッジ対象の貸付金は、当初認識時に取消不能で公正価値オプションに指定され、損益を通じて公正価値で測定される。

貸付金の公正価値変動およびヘッジの公正価値は、連結損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

経過利息は、連結貸借対照表上で関連する資産の残高として報告される。

信用減損している貸付金および預け金に係る経過利息は、「受取利息および類似収益」に戻入れがなされる。

IFRSにおいては、貸付金に係るアップフロント・フィーは、

- ・ 公正価値オプションに指定された貸付金に関して連結損益計算書上の「金融業務損益」の項目で即時認識される。
- ・ 貸付金の満期までの期間にわたり償却され、ヘッジ会計および／または償却原価で測定に指定された貸付金については、連結貸借対照表の「金融機関および対顧客貸付金および預け金」の項目で認識される。

IFRSにおいては、償却原価で測定される金融資産のキャッシュ・フローについて大幅な契約の変更がなされた場合、新たな金融資産をその公正価値で計上し、条件変更に係る損益の影響額を連結損益計算書の「金融業務損益」に計上する。

貸付金の仮勘定は、「その他の負債」から当該貸付金仮勘定が関連する貸付金残高に再分類される。

3 金融機関および顧客に対する債務

EU会計指令において、「金融機関に対する債務」および「顧客に対する債務」は、連結貸借対照表において償還額で表示される。

金融機関および顧客に対する債務の利息は、発生主義により、連結損益計算書の「支払利息および類似費用」または利息がマイナスの場合には「受取利息および類似収益」に計上される。経過利息は、「未払金および繰延収益」に含められる。

IFRSにおいては、「金融機関に対する債務」および「顧客に対する債務」は、当初は取得原価で計上され、連結貸借対照表では償却原価で表示される。

金融機関および顧客に対する債務の利息は、実効金利法を用いて連結損益計算書の「支払利息および類似費用」または「受取利息および類似収益」に計上される。

経過利息は、連結貸借対照表上で関連する金融商品の残高として報告される。

4 債務証券借入

EU会計指令において、債務証券借入は償却原価で計上される。経過利息は連結貸借対照表の「未払金および繰延収益」の項目に計上される。「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」に計上される発行手数料および償還プレミアムまたはディスカウントは定額法で償却され、その後連結損益計算書の「支払利息および類似費用」の項目に認識される。

IFRSにおいては、グループは、適格である場合は常にそのヘッジ対象の発行債務の大部分にヘッジ会計を適用する。これらの債務証券借入の帳簿価額は、ヘッジの対象となるリスクに起因する公正価値について調整される。ヘッジ会計に含めることのできない経済的ヘッジ対象の債務証券借入は、当初認識時に取消不能で公正価値オプションに指定され、損益を通じて公正価値で測定される。

債務証券借入の公正価値変動およびヘッジの公正価値は、連結損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

経過利息は、連結貸借対照表上で関連する負債性金融商品の残高として報告される。

発行手数料および償還プレミアムまたはディスカウントは、連結貸借対照表で関連する金融商品の項目において報告され、実効金利法を用いて関連する債務証券借入の満期までの期間にわたって償却される。ただし、債務証券借入が損益を通じて公正価値で測定され、発行手数料、プレミアム/ディスカウントおよび償還プレミアムが連結損益計算書の「金融業務損益」に即時認識される場合を除く。

公正価値オプションに指定された債務証券借入については、IFRS第13号に従い自己信用リスクを反映した自己信用調整（「OCA」）が計算され、それぞれの変動額が「公正価値準備金」として「その他の包括利益（「OCI」）」に計上される。

IFRSにおいて、グループは金融資産および金融負債の相殺基準を充たす1件の取引を有している。

B 強制的に損益を通じて公正価値で分類されるまたはその他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および金融負債

1 負債証券ポートフォリオ

EU会計指令においては、有価証券流動性ポートフォリオを除く負債証券ポートフォリオは、購入価格で計上され、償却原価で測定される。有価証券流動性ポートフォリオの負債証券は、公正価値で計上される。公正価値変動は、連結損益計算書の「金融業務損益」に直接反映される。経過利息は、連結貸借対照表の「前払金および未収収益」および「未払金および繰延収益」の項目に計上される。

IFRSにおいては、一部の負債証券は償却原価で測定することができないため公正価値で計上しなければならず、公正価値変動は直接損益に反映される。

これらの負債証券の公正価値変動は、連結損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

経過利息は、連結貸借対照表上で関連する金融商品の残高として報告されるが、関連手数料は、連結損益計算書の「金融業務損益」に即時認識される。

2 株式およびその他の変動利付証券

EU会計指令においては、株式およびその他の変動利付証券は、当初は取得原価で計上され、返済による資金の還流額が減額される。これらの帳簿価額は、その後取得原価または各貸借対照表日現在の時価のいずれか低い方の額に調整される。

個々の評価損益は「金融業務損益」に計上される。

IFRSにおいては、株式およびその他の変動利付証券は公正価値で計上され、公正価値変動は連結損益計算書の「金融業務損益」に直接反映される。ただし、公正価値変動が「公正価値準備金」としてOCIに反映されている欧州復興開発銀行（「EBRD」）に対する投資を除く。

3 参加持分

EU会計指令においては、「参加持分」は、グループの会計方針と一致した手法に基づき、EU会計指令に定める持分法を用いて会計処理されている。個々の評価損益は、「固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券および参加持分に係る（再）評価損益」に計上される。

IFRSにおいては、参加持分は「株式およびその他の変動利付証券」に含められ、個々の公正価値調整は「金融業務損益」に計上される。

4 貸付金および預け金

EU会計指令においては、すべての貸付金および預け金は償却原価で計上される。経過利息は、連結貸借対照表の「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」の項目に計上される。貸付金に係るアップフロント・フィーは償却され、連結損益計算書の「受取利息および類似収益」に認識される。

IFRSにおいては、償却原価での測定に適合でない貸付金は、損益を通じて公正価値で測定に分類される。これらの貸付金に係るアップフロント・フィーは、契約時に連結損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

貸付金の公正価値変動は、連結損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

5 デリバティブ資産および負債

a 財務デリバティブ

EU会計指令において、有価証券流動性ポートフォリオに含まれるデリバティブ金融商品は、時価で評価され、「その他の資産」または「その他の負債」に計上される。

IFRSにおいては、すべてのデリバティブ資産および負債は連結貸借対照表で認識され、損益を通じて公正価値で測定される。

経過利息は、連結貸借対照表上で関連する金融商品の残高として報告される。

信用評価調整（「CVA」）、債務評価調整（「DVA」）および担保評価調整（「CollIVA」）は、デリバティブの公正価値評価に含まれている。

デリバティブの公正価値変動は連結損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

b デリバティブおよびヘッジ活動

EU会計指令において、ヘッジ・デリバティブ金融商品は貸借対照表で認識されない。これらはオフ・バランスシートにおいて額面価額で報告される。

デリバティブ金融商品について発生する利息は、「前払金および未収収益」または「未払金および繰延収益」に表示される。

アップフロント・フィー、償還プレミアムまたはプレミアム/ディスカウントは、「支払利息および類似費用」として、関連するデリバティブの満期までの期間にわたり償却される。

IFRSにおいては、すべてのデリバティブ資産および負債は貸借対照表で認識され、損益を通じて公正価値で測定される。

経過利息は、連結貸借対照表上で関連する金融商品の残高として報告される。

CVA、DVAおよびCoIIVAは、デリバティブの公正価値評価に含まれている。

デリバティブの公正価値変動は、連結損益計算書の「金融業務損益」に認識される。

為替スワップおよび外国為替予約のプレミアムおよびディスカウントの償却は、「金融業務損益」に計上される。

ヘッジ会計におけるデリバティブについては、ヘッジ手段に指定された部分の利得または損失が連結損益計算書に認識される。加えて、グループは、通貨ベース・スプレッド（「CBS」）の公正価値をヘッジ手段指定から分離し、特定の会計処理を適用している。当初ヘッジ手段の指定日に測定されたCBSの金額はOCIに計上され、連結損益計算書においてヘッジ期間にわたり定額法で償却される。CBSのその後の公正価値変動は、OCIに直接認識される。

ヘッジ会計におけるデリバティブのアップフロント・フィーまたは償却プレミアムは、実効金利法を用いて関連するデリバティブの満期までの期間にわたり償却される。ただし、これらのデリバティブがヘッジ会計に指定されておらず、「金融業務損益」に即時認識される場合を除く。

IFRSにより、グループは、金融資産および金融負債の相殺基準を充たす2件の取引を有している。

c 償却原価で測定される金融資産および貸付コミットメントの減損

EU会計指令において、貸付金および預け金の評価損益は、()それらの金額のすべてもしくは一部が回収できないリスクが存在する場合、または()減損しているがそのように認識されていないポートフォリオの貸付金もしくは発生しているが報告されていない損失を捕捉するために計上される。これらの評価損益は、連結損益計算書の「貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る(再)評価損益」として会計処理され、連結貸借対照表上の適切な資産項目から控除される。

負債証券の評価損益は、それが一時的でない場合に、または減損しているがそのように認識されていない負債証券もしくは発生しているが報告されていない損失を捕捉するために計上される。これらの評価損益は、連結損益計算書の「固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券および参加持分に係る(再)評価損益」として会計処理され、連結貸借対照表上の適切な資産項目から控除される。

IFRSにより、グループは、償却原価で測定されるすべての貸付金および負債証券の損失引当金に加え、オフ・バランスシートの貸付コミットメントの損失引当金を認識することが要求されている。この引当金は、当初認識以降に信用リスクが著しく増大した場合、または当該金融商品が信用減損していると判断された場合は全期間予想信用損失（「ECL」）に基づき、そうでない場合は12ヵ月ECLに基づき計上される。

金融商品の性質に応じて、ECL引当金は、連結貸借対照表の適切な資産項目から控除される。オフ・バランスシート項目については、貸倒引当金は「引当金 b) 保証および契約債務引当金」の項目で報告される。

ECL引当金の変動は、連結損益計算書の以下のいずれかの項目に計上される。

- ・ 貸付金および貸付コミットメントについては、「貸付金および預け金の減損ならびに保証引当金の変動（戻入れ控除後）」
- ・ 負債証券については、「固定金融資産として保有される譲渡可能有価証券、株式およびその他の変動利付証券の減損の変動（戻入れ控除後）」

D 年金基金

EIBは、数理計算上の差異の累積額の認識に関して、その会計方針を将来に向かって変更した。

2020年12月31日現在の財務書類に適用されたEU会計指令における会計方針は、以下のとおりである。

EU会計指令においては、10%回廊方式が採用されており、退職給付債務の10%を超過する過年度の数理計算上の差異の累積額は、制度加入者の予想平均残存勤続年数（2020年度：平均14.6年）にわたり定額法で認識される。

2021年12月31日現在の財務書類に適用されたEU会計指令における会計方針は、以下のとおりである。

2021年会計年度より10%回廊方式を見直しが行われているが、退職給付債務の10%を超過する当年度の数理計算上の差異の累積額は、7年の期間にわたり定額法で「一般管理費 a)人件費」に認識される。

IFRSにおいて、グループは、退職後確定給付制度に関連する収益または費用を決定するために改訂されたIAS第19号を適用している。

数理計算上の差異の累積額は、全額が「その他準備金」としてOCIで認識される。人件費の調整は、連結損益計算書の「一般管理費 a)人件費」で、利息費用の調整は「支払利息および類似費用」で認識される。

E 非支配持分の調整

EIBおよび欧州投資基金（「EIF」）は総称して「グループ」と定義されている。

EIBはその子会社の1つであるEIFの少数株主の全所有株式を対象としてプット・オプションを付与した。

EU会計指令において、非支配持分は連結貸借対照表上、「非支配持分に帰属する資本」として別に計上される。プット・オプションは、グループの連結オフ・バランスシートに計上される。

IFRSにおいては、非支配持分は組み替えられ、対応する金融負債がオプションの行使価格の公正価値により「その他の負債」に認識されて親会社の株主に帰属する。その後、当該金融負債はIFRS第9号に従って測定される。すなわち、取得日後の金融負債の公正価値変動は、連結損益計算書の「支払利息および類似費用」に認識される。非支配持分の合意価格に対する超過額または不足額は「連結準備金」に戻入れがなされる。

F 受取手数料

グループは、EU会計指令およびIFRSに基づき、一定期間にわたり履行義務が充足される収益からの受取手数料を、サービス期間にわたり発生主義で認識している。一時点でのサービスの提供またはその履行により稼得した受取手数料（例えば業績連動）は、サービスが完了した時点で認識される。

グループは、一定のマンデートについて、収入を受領する時期と各マンデートの全期間にグループにおいてサービス/コストが発生する時期との間のずれに対応するために、繰延収益方針を確立している。対応する調整が「受取手数料」に対して連結貸借対照表の「繰延収益」に計上される。

EU会計指令において、一定の期間にわたりこの繰延メカニズムを将来に向かって適用し当会計年度の繰延収益を認識したが、IFRSにおいては、グループは修正遡及アプローチを使用し、IFRS第15号への移行時に累積的影響額を資本に認識した。

この結果、繰延収益とそれに対応する個々の年度に計上される収益に差異が生じた。

G リース

EU会計指令に基づき、賃借料は「一般管理費 b)その他の管理費」に計上される。

IFRS第16号に従って、グループは、契約がリースに該当するかを評価する。リースに該当する場合、グループは使用权資産およびリース負債を認識する。ただし、免除規定の対象となるもの（短期リース資産および新規の取得原価を基準とした少額リース）を除く。上記の使用权資産は「有形固定資産」に認識され、対応するリース負債は「その他の負債」に認識される。

その後、グループは、原価モデルを適用して使用权資産を計上し、使用权資産を開始日からリース契約終了時まで減価償却するとともに毎年減損評価を行う。使用权資産の減価償却は、「減価償却費および償却費：有形固定資産および無形資産 a)有形固定資産」に計上される。リース負債の帳簿価額は、リース料およびリース負債に係る割引の巻戻しによる利息を反映して調整され、再評価またはリースの条件変更を反映するため再測定が行われる。リース負債に係る割引の巻戻しによる利息は、連結損益計算書の「支払利息および類似費用」に計上される。再評価の金額は、連結損益計算書の「金融業務損益」に計上される。

H 金融保証契約

EU会計指令に基づき、金融保証による負債純額は、連結貸借対照表の「引当金 b)保証業務に係る引当金」に表示されている。将来の予想プレミアムの正味現在価値が予想支払義務を超過する額を表す未実現利益は、引き続き認識されていない。

純負債の増加または減少は、連結損益計算書の「貸付金および預け金ならびに偶発債務引当金に係る（再）評価損益」で認識される。

IFRSにおいて、金融保証による未実現利益は、金融保証契約の測定の結果として正味資産ポジションとなった場合、連結貸借対照表の「その他の資産」に計上される。金融保証契約の測定の結果として正味負債ポジションとなった場合、償却後の当初NPVが12ヵ月ECLまたは全期間ECLよりも高い契約については、「その他の負債」に表示される。信用減損があり、全期間ECLに基づいた損失引当金が認識されている保証契約については、「保証および契約債務引当金」に表示される。金融保証に関連する「その他の資産」または「その他の負債」の増加または減少は、連結損益計算書の「金融業務損益」に認識される。保証履行請求に対する決済以外の金融保証に伴う「保証および契約債務引当金」の増加または減少は、連結損益計算書の「貸付金および預け金の減損ならびに保証引当金の変動（戻入れ控除後）」に認識される。

I 応募済資本金および準備金（払込請求済払込未了分）

EU会計指令に基づき、「応募済資本金および準備金（払込請求済払込未了分）」の項目には、2020年3月1日のポーランドおよびルーマニアの増資に伴う両国からの将来の支払額が含まれる。

IFRSにおいて、当該支払額は、割引キャッシュ・フロー法を用いて割り引かれる。

割引の影響は「受取利息および類似収益」として計上され、その償却額は「支払利息および類似費用」に計上されている。

(6) 【その他】

当会計年度の末日後、本有価証券報告書提出日までに生じた重要な事実はない。

(7) 【発行者の属する国等の概況】

該当なし